1　第159回国会概観

1　会期及び活動等の概要

第159回国会（常会）は、平成16（2004）年１月19日に召集された。召集日当日、開会式が行われた後、施政方針演説等政府４演説が衆参両院で行われた。施政方針演説において小泉内閣総理大臣は、構造改革の成果と方針堅持、郵政事業や道路公団の民営化、地方分権を進める三位一体改革、年金改革の具体化等を表明するとともに、イラク復興支援における自衛隊派遣の意義を強調した。この政府４演説に対する代表質問は、１月21日、22日衆議院、１月22日、23日参議院でそれぞれ行われた。

召集日には、前国会においても設置されていた４特別委員会に加え、イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動等並びに武力攻撃事態等への対処に関する調査のため、イラク人道復興支援活動等及び武力攻撃事態等への対処に関する特別委員会（以下、「イラク・事態特」）が新たに設置された。また、６月２日には、北朝鮮による拉致等に関する諸問題を調査し、その対策樹立に資するため、北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会（以下、「拉致問題特」）が設置された。

今国会は、閉会後に第20回参議院議員通常選挙を控え、自衛隊イラク派遣の是非、年金制度改革、国民年金保険料未納問題、拉致問題と北朝鮮への対応などが問われる国会であった。さらに、定数較差の是正問題や参議院の在り方についても議論された。

また、会期末の６月15日、民主、共産、社民から、総理の実行力・国民に対する説明責任の欠如等を理由とする小泉内閣不信任決議案が提出された。同日の衆議院本会議で趣旨弁明及び討論の後、記名投票により否決された。

（１）イラク派遣承認案とイラク情勢

（第158回国会閉会後）

イラク情勢が混迷を続け、イラクへの自衛隊派遣が焦点となる中、平成15年11月29日、日本人外交官２名がバグダッドからイラク北部のティクリートに向けて移動中、銃撃を受けて死亡した。

小泉内閣総理大臣は、イラク復興支援へ向けた基本方針に変更はない旨表明し、12月９日、人道復興支援活動のために自衛隊をイラクに派遣する「イラク人道復興支援特措法に基づく対応措置の実施及び対応措置に関する基本計画」を閣議決定した。派遣期間は平成15年12月15日から翌年12月14日までの１年間、イラク南東部で医療、給水、学校等の公共施設の復旧・整備を実施する陸上自衛隊の派遣規模は600人以内とされた。

これらを受け、第158回国会閉会後の平成15年12月16日、参議院外交防衛委員会が

開会され、イラク人道復興支援特措法に基づく対応措置に関する基本計画等に関する件について山崎内閣官房副長官から報告を聴いた後、小泉内閣総理大臣等に対し質疑を行った。

（第159回国会）

イラク人道復興支援特措法に基づく自衛隊の派遣について国会承認を得るためのイラク派遣承認案（正式な議案名は「Ⅱ　議案の審議経過」参照）は、召集日当日の１月19日、国会に提出された。

衆議院では、１月27日、本会議において趣旨説明・質疑が行われた。同日、衆議院国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動並びにイラク人道復興支援活動等に関する特別委員会において趣旨説明が行われた後、１月29日、30日の両日、質疑を行った。

１月30日、質疑の途中で与党議員から、質疑終了、討論省略の上で採決を求める動議が提出され、採決の結果、イラク派遣承認案は与党の賛成多数で承認された。また、これに反発した民主、共産、社民の野党３会派が欠席する中、予算委員会が開会され、イラク復興支援経済協力費等を計上する平成十五年度補正予算が可決された。当日の衆議院本会議は、野党３会派欠席のまま開会され、延会手続を経た31日未明、イラク派遣承認案及び平成十五年度補正予算は衆議院を通過した。

この採決をめぐり国会は冒頭から緊迫した状況を迎えたが、断続的な与野党協議を経て、２月４日、参議院本会議及びイラク・事態特においてイラク派遣承認案の趣旨説明が行われた。さらに、委員会審査を経て、同承認案は、９日、委員会、本会議において、いずれも賛成多数で承認された。また同日、平成十五年度補正予算も成立した。

イラクにおける自衛隊の部隊の活動状況及び治安情勢等については、その後もイラク・事態特等において報告聴取や質疑が行われた。４月８日、イラク国内で活動していたＮＧＯ活動家ら３邦人がイラクからの自衛隊の撤退を求める武装勢力に拘束され、14日には２邦人が別のグループに拘束されたが、４月15日及び17日にそれぞれ解放された。この件について、４月20日の衆議院本会議、21日の参議院本会議において川口外務大臣から報告を聴取するとともに質疑を行った。

（２）平成十六年度総予算

平成十六年度総予算は１月19日、国会に提出され、同日、両院本会議において谷垣財務大臣の財政演説が行われた。衆参両予算委員会における趣旨説明は、１月23日に平成十五年度補正予算と併せて行われた。

衆議院では、２月10日から予算委員会の審査が始まり、３月５日、委員会及び本会議で賛成多数で可決され、参議院に送付された。

参議院予算委員会では、３月９日、10日に小泉内閣総理大臣ほか全閣僚が出席し基

本的質疑を行った後、一般質疑を行った。この間、16日には経済・金融、年金・社会保障に関して、23日には外交・防衛等に関する集中審議が行われた。公聴会は18日に開かれ、委嘱審査が24日、25日の両日行われた。

３月26日、締めくくり質疑が小泉内閣総理大臣ほか全閣僚が出席して行われた後、平成十六年度総予算は賛成多数で可決され、同日の参議院本会議において賛成多数で可決・成立した。

（３）国家基本政策委員会合同審査会（党首討論）

２月18日及び４月14日、国家の基本政策に関する件について菅直人君及び志位和夫君が小泉内閣総理大臣と討議を行った。

第157回国会まで討議を行っていた社民党は、平成15年10月の第43回衆議院総選挙の結果、平成12年１月18日の「国家基本政策委員会等の運用等、国会審議のあり方に関する申合せ」における人数要件（衆参いずれかの院において所属議員10名以上を有する野党会派）を満たさなくなったため、討議に参加することができなかった。

（４）年金改革関連法案

年金制度については、これまで５年に１度の財政再計算時に見直しが行われてきたが、急速な少子高齢化の進展や年金空洞化の進行等により、年金財政は悪化の一途をたどっていた。政府は、社会経済と調和した持続可能な制度を構築する等のため、国民年金及び厚生年金について、基礎年金に対する国庫負担割合の引上げや、保険料水準の上限の設定及び給付水準の自動調整制度の導入などを柱とする国民年金法改正案等年金改革関連法案（閣法第30号、閣法第31号、閣法第32号　正式な議案名は「Ⅱ　議案の審議経過」参照）を２月10日、国会に提出した。

（衆議院における審議と国民年金保険料未納問題）

衆議院においては、４月１日の本会議における趣旨説明・質疑、翌２日の厚生労働委員会における趣旨説明を経て、審査が本格化した。しかし、小泉内閣総理大臣による「年金一元化」発言、日本歯科医師会による汚職問題、閣僚や国会議員の国民年金保険料未納問題などをめぐり、衆議院は度々空転した。

特に、国民年金保険料未納問題については、４月23日、中川昭一経済産業大臣始め３閣僚に国民年金保険料の未納・未加入期間があったことが明らかになり、３閣僚は、同日、衆議院厚生労働委員会に出席し、同問題について陳謝した。

この状況を受け、野党は厚生労働委員会で全閣僚の年金加入状況の資料提出を強く求めたが、４月28日の委員会において、野党議員が退席・欠席する中、質疑終局等を求める動議が提出され、年金改革関連法案は、与党の賛成で可決された。

一方、同日、福田康夫官房長官等４閣僚、菅民主党代表にも国民年金保険料未納期間があったことが判明し、未納問題は一気に拡大した。

こうした情勢を受け、連休明けの５月６日、自民、公明、民主の３党は、衆参両院の厚生労働委員会に小委員会を設置し、年金の一元化問題を含む社会保障制度全般の一体的見直しを行うとともに、政府案の附則に「公的年金制度の一元化を展望し、体系の在り方について検討を行う」旨の項目を追加する修正を行う等で合意した。併せて３党は保険料未納再発防止のための措置を講ずることでも合意し、翌７日には厚生労働委員会に小泉内閣総理大臣が出席し、いわゆる補充質疑が行われた。５月11日、国民年金法改正案は、衆議院本会議において修正議決され（民主は修正案に賛成、修正部分を除く原案に反対）、他の２法案は可決された。

しかし、これに先立つ５月７日、福田官房長官は、自らの国民年金保険料未納をめぐる対応により混乱を招いた責任を取るとして辞任し、未納問題は更に尾を引いた。福田官房長官の後任には細田博之内閣官房副長官が就任した。

次いで10日には、民主党の菅代表が国民年金保険料未納問題の責任を取って辞任した。後任として代表就任要請受諾を表明した小沢一郎衆議院議員も国民年金未加入期間があったとして就任直前に辞退、最終的に18日、民主党両院議員総会において岡田克也衆議院議員が代表に選出された。

その後も国会議員の国民年金保険料未納問題は拡大した。５月13日、年金改革関連法案を所管する厚生労働省の森英介、谷畑孝両副大臣に国民年金保険料未納期間があることが判明し、翌14日には小泉内閣総理大臣にも未加入の時期があることが明らかになった。一方、５月13日には、国民年金保険料未納期間があることを公表した民主の常任委員長等が、国民の政治家に対する不信を払拭するため未納問題の責任を取るとして辞表を提出し、翌14日、後任の委員長が選任された。

一連の事態は、国民の政治不信や公的年金制度への不信を増大しかねない状況となり、衆参両院において、議員歳費からの国民年金保険料引去りを可能とする等の保険料未納防止措置が取られた。

（参議院における審議）

参議院においては、５月12日に本会議、翌13日に厚生労働委員会において趣旨説明が行われ、５月18日には小泉内閣総理大臣の出席を求め、年金改革関連法案の審査が始まった。この間、年金の給付と負担の水準、その調整の在り方等の諸問題について議論が深められたが、その一方で、小泉総理や厚生労働副大臣の保険料未納・未加入問題に質疑時間の多くが充てられた。また、５月31日には横浜市において地方公聴会が開かれた。

６月３日、小泉内閣総理大臣に対する質疑の最中、３人の質疑予定者を残したところで、与党から質疑終局、討論省略、直ちに採決を求める動議が提出され、年金改革関連法案は、いずれも与党の賛成多数で可決された。野党はこれに強く反発し、採決の無効を訴えた。

翌６月４日、年金改革関連法案を上程する参議院本会議が開かれたが、野党は、国

井正幸厚生労働委員長の解任決議案を提出し、３時間を超える趣旨説明及び長時間の討論で抵抗した。本会議は延会され、５日未明の本会議において厚生労働委員長解任決議案は１時間半にわたる記名投票により否決された。さらに、野党は、議長不信任決議案、厚生労働大臣等９問責決議案及び議院運営委員長解任決議案の計11決議案を参議院に提出した。

午前４時21分、議長不信任決議案を審議するための本会議が開かれた。その冒頭、議長席に着いた本岡副議長は本会議を散会する旨述べ退席した。しかし、これを受けて本会議場に入場した倉田議長は、副議長による散会宣告は参議院規則第82条の規定に反し無効であると宣告し、仮議長の選挙の準備のため会議を休憩した。民主は、副議長の散会宣告により本会議は散会されたと主張するとともに、事務総長不信任決議案を提出した。

午前７時39分、本会議が再開されたが、副議長の散会宣告は有効として民主、社民両会派所属議員等は欠席した。本会議では、国会法第22条第２項の規定により事務総長が議長の職務を行い、仮議長に竹山裕君を選出した。仮議長の下で議長不信任決議案についての討論及び採決が行われ、議長不信任決議案は否決された。再び倉田議長が議長席に着き、事務総長不信任決議案、厚生労働大臣問責決議案を順次否決した後、午前９時30分、年金改革関連法案は、討論の後、起立採決により可決・成立した。

なお、衆議院においても、６月４日、年金改革関連法案をめぐる委員会運営、委員長自身の国民年金保険料未納等を理由に衛藤晟一厚生労働委員長解任決議案が提出されたが、否決された。

（５）外為法改正案、特定船舶入港禁止法案と北朝鮮問題

（外為法改正案）

北朝鮮による日本人拉致事件や核問題の早期解決が求められる中、我が国の判断による制裁措置を可能とする法整備の必要性が各方面から指摘されるようになった。このような情勢を受けて、我が国の平和及び安全の維持のため特に必要があるときは、閣議決定に基づき対外取引に関する規制の発動を可能とする外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案が１月28日、議員立法で衆議院に提出された。同法案は、28日、衆議院財務金融委員会において賛成多数で可決され、翌29日、衆議院を通過した。参議院においては２月５日、財政金融委員会において趣旨説明・質疑の後、２月９日、附帯決議を付して賛成多数で可決された。同日、本会議においても賛成多数で可決・成立した。

（特定船舶入港禁止法案）

外為法改正に続く制裁カードとして、与野党それぞれが特定船舶の入港を禁止するための法律案を衆議院に提出していたが、自民、民主、公明間で協議の結果、６月１日、両法案は撤回され、新たに衆議院国土交通委員長から特定船舶の入港の禁止に関

する特別措置法案が提出された。同法案は、６月３日、衆議院本会議で賛成多数で可決された。

参議院においては、６月10日、国土交通委員会で趣旨説明を聴取し、11日質疑の後、賛成多数で可決された。６月14日、本会議において賛成多数で可決・成立した。

（小泉内閣総理大臣訪朝）

５月22日、小泉内閣総理大臣が北朝鮮を訪問し、金正日総書記と会談した。その結果、日朝平壌宣言の履行、拉致被害者の家族計５名の帰国と安否不明者の再調査、25万トンの食糧援助などで合意し、同日、拉致被害者の家族５名が帰国した。

５月25日の衆議院本会議及び26日の参議院本会議において、小泉内閣総理大臣から北朝鮮訪問に関する報告とそれに対する質疑がなされた。訪朝問題については、参議院外交防衛委員会などで質疑が行われたほか、６月15日には、参議院拉致問題特において、拉致被害者及び特定失踪者問題に関する件、拉致問題と日朝国交正常化交渉に関する件等について質疑を行った。

（６）有事法制関連法案等

武力攻撃事態、大規模テロなどへの対処方針、武力攻撃事態等における米軍の行動の円滑化等について定めた有事法制関連７法案３条約（正式な議案名は「Ⅱ　議案の審議経過」参照）は、３月９日、国会に提出された。衆議院においては、４月13日、本会議及び武力攻撃事態等への対処に関する特別委員会において趣旨説明を聴取し、翌14日から委員会審査が始まった。５月に入り、自民、民主、公明の３会派による修正協議の結果、国民保護法案（閣法第98号）について、事態対処法に緊急対処事態の認定についての国会の事後承認や、国会の議決による緊急対処措置の終了に関する規定を盛り込むなどで合意した。５月19日、自民、民主、公明の３会派共同提出に係る修正案が提出され、翌20日、国民保護法案（閣法第98号）及び特定公共施設利用法案（閣法第100号）は賛成多数で修正議決された。また、米軍行動関連措置法案（閣法第99号）外４法案はいずれも賛成多数で可決され、３条約も承認された。さらに、同日の本会議においても委員長報告のとおり議決され、参議院に送付された。

参議院では、５月26日、本会議において趣旨説明・質疑が行われた後、イラク・事態特において趣旨説明が行われた。委員会の質疑は翌27日から始まり、参考人質疑を経て、６月14日、イラク・事態特において議決された。なお、国民保護法案について附帯決議がなされた。これらの議案は、同日の本会議に緊急上程され、国民保護法案等７法案は賛成多数で可決され、３条約も承認された。

（７）金融２法と本会議における中間報告

平成15年11月29日、政府は足利銀行の破綻を認定し、一時国有化することを決定した。これを受け、参議院財政金融委員会は閉会中審査を行ったが、長期にわたる経済

の低迷や不良債権処理への対応が迫られる中、金融システムに対する信頼回復が大きな課題となっていた。こうした状況を踏まえ、政府は、金融機関等の金融機能の強化を図り、信用秩序を維持するため、金融２法案（金融機能の強化のための特別措置に関する法律案、預金保険法の一部を改正する法律案）を２月６日、国会に提出した。

衆議院においては、３月11日、本会議における趣旨説明・質疑の後、財務金融委員会において３月31日に趣旨説明を聴き、４月９日から参考人質疑を含め５回の質疑を行うとともに地方公聴会を行った。両法案は、４月23日、委員会及び本会議において賛成多数で可決された。

参議院では、５月28日、本会議における趣旨説明・質疑の後、６月１日に財政金融委員会で趣旨説明を聴取し、６月３日、10日の両日で質疑を一巡した。

会期末が迫る６月14日、金融２法案の成立を目指す与党は、両法案について国会法第56条の３に基づき、本会議において財政金融委員長の中間報告を求める動議を提出した。動議は与党の賛成多数で可決され、休憩を挟んで円より子財政金融委員長から中間報告がなされた。

続いて、両法案を本会議において直ちに審議することの動議が可決され、金融２法案は討論の後、賛成多数で成立した。

（８）その他の議案

今国会においては、このほか、日本道路公団等を民営化するための道路公団等民営化関連法案、国民が裁判員として刑事裁判に参加する裁判員法案、公益のために通報を行った労働者等を保護する公益通報者保護法案（以上閣法）等が成立した。また、参議院共生社会に関する調査会が３年間にわたる調査の成果として、同調査会が３年前に立法化したＤＶ防止法の改正案を提出し、成立した。衆議院からは児童虐待防止法改正案等が提出され、成立した。

なお、議案については、「Ⅱ　議案の審議経過」、「Ⅳ　委員会及び調査会等の審議概要」に詳述してある。

２　参議院改革の動き等

（１）決算等の審査

参議院は、参議院改革の大きな柱として、決算の早期審査に取り組み、決算審査の結果を翌年度予算編成の概算要求に反映できるよう常会内の審査終了に努めてきた。この結果、本年の審査は、昨年の平成十三年度決算に引き続き２年連続の常会での審査終了となった。

平成十四年度決算外２件は、平成16年１月19日、国会に提出された。

参議院では、２月27日、本会議において平成十四年度決算の概要について谷垣財務大臣から報告を聴取し、自民、民主、公明、共産、社民各会派が質疑を行った。

決算委員会においては、２月27日、平成十四年度決算外２件について谷垣財務大臣から説明を聴いた後、会計検査院の検査報告について森下会計検査院長から説明を聴いた。小泉内閣総理大臣ほか全閣僚が出席して行われた全般質疑は、３月８日、参議院予算委員会における平成十六年度総予算の基本的質疑に先立ち行われた。決算委員会では、その後省庁別審査を進めるとともに、３月15日には政府開発援助について、３月22日には決算審査の在り方について参考人質疑を行った。また、５月10日には、特別会計等公会計の改革について政府に質疑を行った後、平成十四年度決算外２件について委員間の自由討議を行った。

５月19日に締めくくり総括的質疑、31日に小泉内閣総理大臣ほか全閣僚が出席した締めくくり総括質疑を行った後、同日、平成十四年度決算外２件は賛成多数で是認された。同時に、内閣に対する警告及び要請決議を行った。

本会議においては、６月２日、平成十四年度決算外２件が本会議において賛成多数で是認され、内閣に対する警告が全会一致で議決された。

（２）参議院改革協議会とＯＤＡ派遣

「参議院の組織及び運営の改革に関する協議会」（参議院改革協議会）は、平成15年７月、「当面の課題」として、「決算重視の立場から、ＯＤＡ経費の効率的運用に資するため、新たにＯＤＡに関する専門の調査団を派遣する」との提言を行ったことを踏まえ、平成16年４月、ＯＤＡに関する専門の調査団の派遣について協議を再開した。同協議会は、各会派１名から成る「参議院改革協議会ＯＤＡ派遣に関する打合会」に派遣の具体的実施方法等について検討をゆだね、同打合会は検討の結果、６月11日、参議院改革協議会に報告書を提出した。同日、協議会は、この報告を了承し、「参議院改革協議会報告書」として、倉田議長に提出した。

報告書では、ＯＤＡ派遣の実施に当たっては、年度ごとに重点的な調査対象を定め、派遣地、視察事業等を選出することとし、本年度は、我が国のＯＤＡ実績に占める割合の高い有償資金協力を重点的に調査するため、中国、東南アジア、中南米の各地域を派遣候補地とした。

（３）調査会の活動

参議院改革の一環として昭和61(1986)年に設けられた参議院の調査会は、これまで３年を単位として活動し、法律案の提出や政策提言を行ってきた。今国会の活動は以下のとおりである。

（法律案の提出）

共生社会に関する調査会は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法

律の一部を改正する法律案（ＤＶ防止法改正案）を提出した。これは、同調査会が平成13年４月に提出し成立したＤＶ防止法において、法施行後３年を目途とする見直し規定が盛り込まれたのを受けたものである。同調査会理事会の下に設置されたプロジェクトチームにおける１年余りにわたる検討の結果、各会派の総意により３月25日、調査会から提出され、26日、本会議で可決された。同法案は、５月26日の衆議院法務委員会及び５月27日の衆議院本会議で、いずれも全会一致で可決・成立した。

（調査会報告）

今国会において、各調査会から以下の報告書が提出された。

調査会名	報告書のテーマ	提出日	本会議における報告
国際問題に関する調査会	新しい共存の時代における日本の役割	16.6.2	16.6.16
国民生活・経済に関する調査会	真に豊かな社会の構築	16.6.14	16.6.16
共生社会に関する調査会	共生社会の構築に向けて	16.6.11	16.6.16

（決議）

国民生活・経済に関する調査会は、これまでの調査の成果として、ユニバーサル社会の形成促進に関する決議案を取りまとめ、提出した。同決議案は、６月16日、本会議において全会一致で可決された。

（４）憲法調査会「二院制と参議院の在り方に関する小委員会」

二院制と参議院の在り方について、参議院が責任を持って調査すべきであるということが憲法調査会での共通認識であったところ、小泉内閣総理大臣や民主党の菅代表が二院制の見直しに言及するなど、平成16年１月以降、参議院の在り方をめぐる議論が急速に高まった。こうした中で、参議院憲法調査会は、２月18日、「二院制と参議院の在り方に関する小委員会」を設置した。

同小委員会は３回開催され、「二院制と参議院の在り方をめぐる論点」、「参議院改革」、「選挙制度の在り方」について参考人質疑を行った後、小委員間で意見交換を行った。５月26日、憲法調査会において、保坂三蔵小委員長から、小委員会の活動経過についての報告がなされた。

（５）参議院議員選挙の定数較差問題に関する協議会

平成16年１月14日、最高裁大法廷において、平成13年７月の参議院議員通常選挙の選挙区選挙における１票の較差が最大5.06倍となったことは法の下の平等を定めた憲法に反するなどとして、選挙無効を求めた訴訟についての判決があった。この点につ

いて判決は、多数意見で「立法裁量権の限界を超えておらず合憲」としたものの、裁判官15名のうち６名は、定数配分規定は違憲との判断を示し、多数意見９人のうち４人は、現状のまま次期参議院議員選挙が行われた場合には違憲と判断する可能性を示唆した。

これを受け、２月６日、参議院では各会派代表者懇談会が開かれ、各会派の代表者から成る「参議院議員選挙の定数較差問題に関する協議会」を設置し、この問題を検討することとした。同協議会は、２月18日から５回にわたり協議を重ね、５月28日、「参議院議員選挙の定数較差問題に関する協議会報告」を取りまとめ、倉田議長に提出した。

６月１日、参議院各会派代表者懇談会が議長応接室において開催され、協議会報告について久世公堯座長から説明を受けた後、意見交換を行った。その結果、本年の通常選挙後、新たな会派構成で速やかに協議会を設置し、第21回参議院議員通常選挙に向け、参議院議員選挙の定数較差問題について結論を得るよう協議を再開することとなった。

（６）国会議員互助年金制度

国会議員互助年金制度については、今国会の焦点であった年金制度改革に関連して、一般国民よりも優遇されているとの批判がなされていた。

このため、衆議院議会制度に関する協議会や各党内においてその改革案が検討され、国会議員互助年金の廃止や第三者機関の設置による制度見直しなどが提起されてきた。小泉内閣総理大臣も４月６日、国会議員互助年金の廃止に言及した。

このような中、与野党の国対委員長からそれぞれ両院議長の下での諮問機関の設置について要請を受けた衆参両院議長が４月９日に会談を行い、両院議長の下に諮問機関を設置し、議論を進めていくことで合意した。

６月10日、衆参両院議長は、国会議員の互助年金等に関する調査・検討等を行うため、有識者６名から成る「国会議員の互助年金等に関する調査会」を両院議長の下に設置すると発表した。

委員は、中島忠能（前人事院総裁）、貝塚啓明（中央大学教授）、中島勝（政治評論家）、渡部記安（立正大学大学院教授）、大石眞（京都大学大学院教授）、猪口邦子（上智大学法学部教授）の６名である。

会期最終日の６月16日、第１回会合が衆議院議長公邸において開かれ、座長に中島忠能氏、座長代理に貝塚啓明氏が選任された。

（７）国会議員秘書給与

本年２月、秘書給与をめぐる詐欺容疑で逮捕・起訴されていた辻元清美元社民党衆議院議員の有罪が確定した。３月５日には、佐藤観樹元民主党衆議院議員が秘書給与

をめぐる名義借り疑惑の責任を取り、議員を辞職した。同氏は７日、詐欺容疑で逮捕され、29日、起訴された。

このような事態を受け、与野党は秘書給与制度の見直しについて協議を続け、４月９日、国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案が衆議院議院運営委員長から提出された。同法案は、同日、衆議院本会議において賛成多数で可決され、参議院へ提出された。参議院においては、５月12日、議院運営委員会において趣旨説明・質疑が行われた後、賛成多数で可決され、同日、参議院本会議において可決・成立した。

これにより、給与の公設秘書への直接支給、65歳以上の者の採用禁止、配偶者の採用禁止などが規定された。同法は同年５月19日、施行された。

また、５月12日の参議院議院運営委員会理事会において、公設秘書の氏名・続柄等の公表について定めた「議員秘書の氏名等の公表に係る各会派申合せ」が了承された。衆議院においても、同様の措置が取られた。

（８）国会演説

２月24日、外務省の賓客として来日したコフィ・アナン国際連合事務総長の歓迎会が参議院議場において開かれ、同事務総長が演説を行った。国際連合事務総長の国会演説は今回が初めてである。演説では、日本の国際貢献や国連における我が国の役割を評価するとともに、イラクの復興支援や国連改革の必要性等について述べた。

歓迎会には倉田参議院議長、河野衆議院議長を始め衆参両院約450名の国会議員が列席した。

2 参議院役員等一覧

役員名		召集日(16.1.19)	会期中選任
議長		倉田　寛之（無）	
副議長		本岡　昭次（無）	
仮議長			竹山　裕（自民）16.6.5選任
常任委員長	内閣	簗瀬　進（民主）	和田 ひろ子（民主）16.5.14選任
	総務	景山 俊太郎（自民）	
	法務	山本　保（公明）	
	外交防衛	山本　一太（自民）	
	財政金融	平野　貞夫（民主）	円　より子（民主）16.5.14選任
	文教科学	北岡　秀二（自民）	
	厚生労働	国井　正幸（自民）	
	農林水産	岩永　浩美（自民）	
	経済産業	谷川　秀善（自民）	
	国土交通	輿石　東（民主）	
	環境	長谷川　清（民主）	
	国家基本政策	角田　義一（民主）	藁科　満治（民主）16.5.14選任
	予算	片山 虎之助（自民）	
	決算	鴻池　祥肇（自民）	
	行政監視	松　あきら（公明）	
	議院運営	宮崎　秀樹（自民）	
	懲罰	吉岡　吉典（共産）	
特別委員長	災害対策	日笠　勝之（公明）※	
	沖縄・北方	谷林　正昭（民主）※	
	金融経済	櫻井　充（民主）※	川橋　幸子（民主）16.5.14選任
	倫理選挙	沓掛　哲男（自民）※	
	イラク事態	清水　達雄（自民）※	
	拉致問題		野間　赳（自民）16.6.2選任
調査会長	国際問題	関谷　勝嗣（自民）	
	国民生活	勝木　健司（民主）	
	共生社会	狩野　安（自民）	
憲法調査会会長		上杉　光弘（自民）	
政治倫理審査会会長		中曽根 弘文（自民）	
事務総長		川村　良典	

※召集日(16.1.19)選任

3 会派別所属議員数一覧

（会期終了日 現在）

会派	議員数	① 16.7.25 任期満了			② 19.7.28 任期満了		
		比例	選挙区	合計	比例	選挙区	合計
自由民主党	115 (11)	17 (2)	33	50 (2)	21 (6)	44 (3)	65 (9)
民主党・新緑風会	72 (10)	15 (3)	24 (3)	39 (6)	12 (1)	21 (3)	33 (4)
公明党	23 (3)	7	3 (1)	10 (1)	8 (1)	5 (1)	13 (2)
日本共産党	20 (10)	8 (2)	7 (5)	15 (7)	4 (3)	1	5 (3)
社会民主党・護憲連合	5 (1)	2 (1)	0	2 (1)	3	0	3
無所属の会	4	1	3	4	0	0	0
みどりの会議	2 (1)	0	2 (1)	2 (1)	0	0	0
各派に属しない議員	4	0	2	2	0	2	2
合計	245 (36)	50 (8)	74 (10)	124 (18)	48 (11)	73 (7)	121 (18)
欠員	2	0	2	2	0	0	0
定数	247	50	76	126	48	73	121

（ ）内は女性議員数

4 会派別所属議員一覧

（召集日 現在）

無印の議員は平成16年７月25日任期満了、○印の議員は平成19年７月28日任期満了
また、（ ）内は、各議員の選出選挙区別

【自由民主党】

（１１６名）

阿南　一成（比　例）
青木　幹雄（島　根）
○有村　治子（比　例）
入澤　肇（比　例）
岩永　浩美（佐　賀）
○魚住　汎英（比　例）
大島　慶久（比　例）
○太田　豊秋（福　島）
○加治屋　義人（鹿児島）
○狩野　安（茨　城）
○片山　虎之助（岡　山）
河本　英典（滋　賀）
○北岡　秀二（徳　島）
○国井　正幸（栃　木）
○小林　温（神奈川）
佐々木　知子（比　例）
斉藤　滋宣（秋　田）
○山東　昭子（比　例）
椎名　一保（千　葉）
○世耕　弘成（和歌山）
○田浦　直（長　崎）
田村　耕太郎（鳥　取）
○武見　敬三（比　例）
月原　茂皓（比　例）
中川　義雄（北海道）
中曽根　弘文（群　馬）
○西田　吉宏（京　都）
野沢　太三（比　例）
○橋本　聖子（比　例）
日出　英輔（比　例）
○藤野　公孝（比　例）
○舛添　要一（比　例）
○阿部　正俊（山　形）
○荒井　正吾（奈　良）
泉　信也（比　例）
○岩井　國臣（比　例）
上杉　光弘（宮　崎）
○小野　清子（比　例）
○大仁田　厚（比　例）
○扇　千景（比　例）
加藤　紀文（岡　山）
○景山　俊太郎（島　根）
○金田　勝年（秋　田）
木村　仁（熊　本）
久世　公堯（比　例）
○小泉　顕雄（比　例）
○後藤　博子（大　分）
佐藤　昭郎（比　例）
斎藤　十朗（三　重）
○清水　嘉与子（比　例）
○陣内　孝雄（佐　賀）
関口　昌一（埼　玉）
田中　直紀（新　潟）
○伊達　忠一（北海道）
○谷川　秀善（大　阪）
○常田　享詳（鳥　取）
○中島　啓雄（比　例）
○中原　爽（比　例）
○西銘　順志郎（沖　縄）
野間　赳（愛　媛）
服部　三男雄（奈　良）
○福島　啓史郎（比　例）
○保坂　三蔵（東　京）
松谷　蒼一郎（長　崎）
○愛知　治郎（宮　城）
有馬　朗人（比　例）
市川　一朗（宮　城）
岩城　光英（福　島）
上野　公成（群　馬）
○尾辻　秀久（比　例）
○大野　つや子（岐　阜）
岡田　広（茨　城）
加納　時男（比　例）
○柏村　武昭（広　島）
亀井　郁夫（広　島）
岸　宏一（山　形）
○沓掛　哲男（石　川）
○小斉平　敏文（宮　崎）
○鴻池　祥肇（兵　庫）
○佐藤　泰三（埼　玉）
○桜井　新（比　例）
清水　達雄（比　例）
○鈴木　政二（愛　知）
○関谷　勝嗣（愛　媛）
○田村　公平（高　知）
○竹山　裕（静　岡）
○段本　幸男（比　例）
鶴保　庸介（和歌山）
○中島　眞人（山　梨）
仲道　俊哉（大　分）
○野上　浩太郎（富　山）
南野　知惠子（比　例）
○林　芳正（山　口）
○藤井　基之（比　例）
○真鍋　賢二（香　川）
松田　岩夫（岐　阜）

○松村　龍二（福　井）
○溝手　顕正（広　島）
森田　次夫（比　例）
矢野　哲朗（栃　木）
山崎　正昭（福　井）
○山本　一太（群　馬）
若林　正俊（長　野）
○松山　政司（福　岡）
宮崎　秀樹（比　例）
○森元　恒雄（比　例）
山内　俊夫（香　川）
○山下　英利（滋　賀）
○吉田　博美（長　野）
脇　雅史（比　例）
○三浦　一水（熊　本）
森下　博之（高　知）
森山　裕（鹿児島）
○山崎　力（青　森）
山下　善彦（静　岡）
吉村　剛太郎（福　岡）

【民主党・新緑風会】

（７１名）

浅尾　慶一郎（神奈川）
○池口　修次（比　例）
海野　徹（静　岡）
小川　敏夫（東　京）
大渕　絹子（新　潟）
勝木　健司（比　例）
木俣　佳丈（愛　知）
○小林　元（茨　城）
○佐藤　道夫（比　例）
櫻井　充（宮　城）
田名部　匡省（青　森）
○高橋　千秋（三　重）
千葉　景子（神奈川）
○角田　義一（群　馬）
中島　章夫（比　例）
○羽田　雄一郎（長　野）
平野　貞夫（比　例）
○広野　ただし（比　例）
○藤原　正司（比　例）
○松井　孝治（京　都）
峰崎　直樹（北海道）
柳田　稔（広　島）
○山本　孝史（大　阪）
渡辺　秀央（比　例）
○朝日　俊弘（比　例）
○今泉　昭（千　葉）
江田　五月（岡　山）
○大江　康弘（比　例）
大脇　雅子（比　例）
○神本　美恵子（比　例）
北澤　俊美（長　野）
輿石　東（山　梨）
佐藤　雄平（福　島）
○榛葉　賀津也（静　岡）
○田村　秀昭（比　例）
○谷　博之（栃　木）
○ツルネン　マルテイ（比　例）
内藤　正光（比　例）
○西岡　武夫（比　例）
長谷川　清（比　例）
○平野　達男（岩　手）
福山　哲郎（京　都）
堀　利和（比　例）
松岡　満壽男（山　口）
○森　ゆうこ（新　潟）
山下　八洲夫（岐　阜）
○和田　ひろ子（福　島）
藁科　満治（比　例）
○伊藤　基隆（比　例）
○岩本　司（福　岡）
○小川　勝也（北海道）
○大塚　耕平（愛　知）
○岡崎　トミ子（宮　城）
川橋　幸子（比　例）
郡司　彰（茨　城）
佐藤　泰介（愛　知）
○齋藤　勁（神奈川）
○鈴木　寛（東　京）
高嶋　良充（比　例）
谷林　正昭（富　山）
○辻　泰弘（兵　庫）
直嶋　正行（比　例）
信田　邦雄（比　例）
○平田　健二（岐　阜）
広中　和歌子（千　葉）
藤井　俊男（埼　玉）
本田　良一（熊　本）
円　より子（比　例）
簗瀬　進（栃　木）
○山根　隆治（埼　玉）
○若林　秀樹（比　例）

【公　明　党】

（２３名）

荒木　清寛（比　例）
風間　昶（比　例）
○魚住　裕一郎（比　例）
○草川　昭三（比　例）
○加藤　修一（比　例）
○木庭　健太郎（比　例）

○白浜　一良（大　阪）	○高野　博師（埼　玉）	千葉　国男（比　例）
続　訓弘（比　例）	鶴岡　洋（比　例）	○遠山　清彦（比　例）
浜四津　敏子（東　京）	日笠　勝之（比　例）	弘友　和夫（福　岡）
○福本　潤一（比　例）	○松　あきら（神奈川）	森本　晃司（比　例）
○山口　那津男（東　京）	山下　栄一（大　阪）	○山本　香苗（比　例）
○山本　保（愛　知）	○渡辺　孝男（比　例）	

【日本共産党】

（20名）

○井上　哲士（比　例）	井上　美代（東　京）	池田　幹幸（比　例）
市田　忠義（比　例）	岩佐　恵美（比　例）	○緒方　靖夫（東　京）
大沢　辰美（兵　庫）	○紙　智子（比　例）	小池　晃（比　例）
小泉　親司（比　例）	○小林　美恵子（比　例）	大門　実紀史（比　例）
富樫　練三（埼　玉）	西山　登紀子（京　都）	畑野　君枝（神奈川）
八田　ひろ子（愛　知）	林　紀子（比　例）	宮本　岳志（大　阪）
吉岡　吉典（比　例）	○吉川　春子（比　例）	

【社会民主党・護憲連合】

（5名）

○大田　昌秀（比　例）	○田　英夫（比　例）	福島　瑞穂（比　例）
渕上　貞雄（比　例）	○又市　征治（比　例）	

【無所属の会】

（4名）

岩本　荘太（石　川）	椎名　素夫（岩　手）	島袋　宗康（沖　縄）
山本　正和（比　例）		

【みどりの会議】

（2名）

高橋　紀世子（徳　島）	中村　敦夫（東　京）

【各派に属しない議員】

（4名）

○倉田　寛之（千　葉）	○黒岩　宇洋（新　潟）	西川　きよし（大　阪）
本岡　昭次（兵　庫）		

5　議員の異動

第158回国会終了後における議員の異動

○公職選挙法第90条による退職

江本　　孟紀君（ 無 ・比例）
16. 1.15　退職
森山　　裕君（自民・鹿児島）
16. 4.13　退職

○繰上補充当選

樋口　　俊一君（民主・比例）
16. 1.23　任期開始（江本孟紀君退職による）

○所属会派異動・会派所属

田名部　匡省君（青森）、松岡　満壽男君（山口）
15.12.24　無所属の会を退会、　15.12.26　民主党・新緑風会に入会
江本　　孟紀君（比例）
15.12.26　民主党・新緑風会を退会
大脇　　雅子君（比例）
15.12.26　社会民主党・護憲連合を退会、　同日　民主党・新緑風会に入会

1　議案審議概況

【 概　観 】

閣法は、新規提出127件（うち本院先議26件）中、本院先議26件を含む120件が成立、７件が衆議院において継続審査となった。

参法は、新規提出24件中、共生社会に関する調査会提出に係る配偶者の暴力防止・被害者保護法（ＤＶ防止法）改正案の１件が成立、22件が審査未了となった（撤回１件）。

衆法は、新規提出59件中、外為法改正案等14件が成立、８件が否決、21件が衆議院において継続審査、10件は審査未了となった（撤回６件）。

予算は、平成15年度一般会計補正予算外２件及び平成16年度一般会計予算外２件が提出され、いずれも成立した。

条約は、提出された21件（うち本院先議６件）すべてが承認された。

承認案件は、イラク特措法に基づく各活動の実施及び平成16年度ＮＨＫ予算の２件が提出され、いずれも承認された。

予備費は、提出された９件のうち平成14年度予備費等３件が承諾され、平成15年度予備費等６件は衆議院で継続審査となった。

決算は、平成14年度決算等３件及び平成14年度ＮＨＫ決算が提出され、平成14年度決算等３件が是認され、平成13年度ＮＨＫ決算（第156回国会提出）及び平成14年度ＮＨＫ決算は審査に入るに至らなかった。

決議案は、不信任決議案２件、問責決議案９件、解任決議案２件、その他の決議案１件、計14件が提出された。このうち、議長不信任決議案、事務総長不信任決議案、厚生労働大臣問責決議案及び厚生労働委員長解任決議案は否決され、問責決議案８件及び解任決議案１件は撤回された。また、国民生活・経済に関する調査会がとりまとめたユニバーサル社会の形成促進に関する決議案が可決された。

このほか、**参議院事務局職員定員規程改正案**が可決された。

【議案の審議状況】

〔予算の審議〕

平成15年度一般会計補正予算（第１号）外２件及び**平成16年度一般会計予算**外２件は、平成16年１月19日に提出された。同日の衆・参両院本会議における施政方針演説等４演説、21日及び22日衆議院、22日及び23日参議院の同演説に対する質疑の後、審査に入った。

平成15年度一般会計補正予算（第１号）外２件は、１月31日の衆議院本会議において可決、参議院に送付され、２月９日の参議院本会議において可決された。

今回の補正予算は、歳出面において、生活保護負担金等義務的経費の追加、災害対策費及びイラク復興支援経済協力費等を計上する一方、歳入面において、前年度剰余金の受入れ等を行うもので、平成15年度一般会計補正後予算の総額は、当初予算に対し、歳入歳出

とも1,505億円増加し、81兆9,396億円となった。

平成16年度一般会計予算外２件は、３月５日の衆議院本会議において可決、参議院に送付され、３月26日の参議院本会議において可決された。

今回の予算は、経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003等を踏まえ、科学技術や治安対策など、活力ある社会経済の実現や国民の安心の確保に資する分野に重点的な配分を行うとともに、各分野においても真に必要な施策への絞り込みを行うとの観点から編成された。16年度一般会計予算の規模は、82兆1,109億円であって、15年度当初予算額に対して3,218億円(0.4%)の増加である。また、一般歳出の規模は、47兆6,320億円であって、15年度当初予算額に対して398億円(0.1%)の増加である。なお、16年度における公債金は15年度当初予算額を1,450億円上回る36兆5,900億円であり、16年度予算の公債依存度は44.6%（15年度当初予算44.6%）となっている。

〔法律案の審議〕

－閣法－

【成立した主な閣法】

高速道路株式会社法案、日本高速道路保有・債務返済機構法案、道路関係法律整備法案、道路公団民営化関係法施行法案　＝道路公団等民営化関連法案＝（６月２日成立）

日本道路公団等道路関係４公団を民営化し、高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理等を効率的に行わせるため、東日本高速道路株式会社等６会社を設立する。高速道路に係る道路資産の保有及び会社に対する貸付け、公団から承継した債務の返済等の業務を行う独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構を設立する。その他民営化の実施に必要な関係法律の整備を行う。

国民年金法等改正案（６月５日成立）

国民年金及び厚生年金について、基礎年金に対する国庫負担割合の引上げ、保険料水準の上限の設定及び給付水準の自動調整制度の導入、在職老齢年金制度の見直し、離婚時の厚生年金の分割制度の創設その他の措置を講ずるほか、企業年金制度について、厚生年金基金制度の改善や企業年金の通算措置の拡充等を行う。**〔衆議院修正〕**政府は、社会保障制度全般についての一体的な見直しと整合を図り、公的年金制度について必要な見直しをすることとし、公的年金制度については、その一元化を展望し、体系のあり方について検討することとする規定を追加した。

公益通報者保護法案（６月14日成立）

公益通報をしたことを理由とする解雇の無効等並びに公益通報に関し事業者及び行政機関がとるべき措置を定める。

国民保護法案、米軍行動円滑化法案、特定公共施設等利用法案、国際人道法違反処罰法案、外国軍用品等海上輸送規制法案、捕虜等取扱い法案、自衛隊法改正案　＝有事法制関連法案＝（６月14日成立）

国民保護法は、武力攻撃事態、武力攻撃予測事態、大規模テロなどの緊急対処事態にお

いて、国民の生命、身体及び財産の保護等に関し、国、地方公共団体等の責務、国民の協力、住民の避難に関する措置、避難住民等の救援に関する措置、武力攻撃災害への対処に関する措置その他の必要な事項を定める。〔**衆議院修正**〕緊急対処事態への対処について、事態対処法に明記するとともに、緊急対処事態の認定についての国会承認及び国会の議決による緊急対処事態への措置の終了の規定を設けた。

その他の有事法制関連法では、武力攻撃事態等における物品・役務の相互提供等による米軍の行動の円滑化、特定公共施設等の利用調整、ジュネーヴ諸条約等の違反行為に対する罰則、武器等の海上輸送を規制するための停船検査等に関する措置を講ずる。〔**衆議院修正**〕特定公共施設等利用法案について、国民保護法案の修正に伴う所要の規定の整理が行われた。

金融機能強化特措法案、預金保険法改正案　＝金融機能強化関連法案＝（６月14日成立）

金融機関等の金融機能の強化を図るため、新たな公的資金による資本増強制度を創設するための所要の制度整備を行う。

【衆議院で継続審査となった主な閣法】

犯罪国際化等対処のための刑法等改正案

組織的な犯罪の共謀、強制執行の妨害、不正指令電磁的記録作成等の行為について処罰規定、電磁的記録に係る記録媒体に関する証拠収集手続の規定等を整備する。

信託業法案

信託の引受けの対象となる財産の範囲の制限を撤廃し、信託業を営む者等に関し新たな資格要件を定める。

育児・介護休業法改正案

有期雇用労働者への一定条件での適用拡大、保育所入所ができない等の場合の育児休業期間の延長、介護休業の取得回数制限の緩和、年５日の子の看護休暇制度の創設等を行う。

－参法－

【成立した参法】

配偶者の暴力防止・被害者保護法（ＤＶ防止法）改正案（５月27日成立）

「配偶者からの暴力」に心身に有害な影響を及ぼす言動も含める。元配偶者に対する保護命令及び被害者の子への接近禁止命令を可能とする。退去命令の期間を２週間から２か月間に拡大し、退去命令の再度の申立てを認める等の改正を行う。

－衆法－

【成立した主な衆法】

外為法改正案（２月９日成立）

我が国の平和及び安全の維持のため特に必要があるときは、閣議において対応措置を講ずべきことを決定することができることとし、閣議決定が行われたときは、主務大臣が支払について許可を受ける義務を課することができることとする。

児童虐待防止法改正案（４月７日成立）

児童虐待の定義の明確化、国及び地方公共団体の責務等の強化、児童虐待の通告義務の範囲の拡大、児童の安全の確認及び安全の確保に万全を期するための規定の整備等を行う。

消費者保護基本法改正案（５月26日成立）

消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念を定め、事業者の責務等を明らかにし、消費者基本計画の作成について定め、並びに基本的施策を拡充するとともに、その推進に必要な体制を整備する。

障害者基本法改正案（５月28日成立）

基本的理念として、障害者に対して障害を理由として差別その他の権利利益を侵害する行為をしてはならない旨を規定し、都道府県及び市町村に障害者のための施策に関する基本的な計画の策定を義務付け、中央障害者施策推進協議会を創設する。

特定船舶入港禁止法案（６月14日成立）

我が国の平和及び安全の維持のため特に必要があると認めるときは、閣議において、期間を定めて、特定船舶について、本邦の港への入港を禁止することを決定することができることとする。

【衆議院で継続審査となった主な衆法】

祝日法改正案

国民の祝日として、４月２９日を昭和の日、５月４日をみどりの日とするとともに、国民の祝日が日曜日に当たるときは、その日の後においてその日に最も近い国民の祝日でない日を休日とする。

食育基本法案

食育に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定める。

〔条約の審議〕

【承認された主な条約】

児童の売買等に関する児童の権利条約選択議定書（４月21日承認）

児童の売買、児童買春及び児童ポルノに係る一定行為を犯罪化し、裁判権の設定、引渡し、国際協力等について定める。

日米物品役務相互提供協定改正協定（６月14日承認）

自衛隊と米軍との間の物品及び役務の提供について定める現行の協定を武力攻撃事態等に適用できるよう所要の改正を行う。

〔承認案件の審議〕

【承認された主な案件】

イラクにおける自衛隊の部隊等による支援活動の実施に関する承認案件（２月９日承認）

イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法第１

項の規定に基づき、自衛隊の部隊等による人道復興支援活動及び安全確保支援活動の各活動の実施について、国会の承認を求める。

〔決議案の審議〕

【可決された決議案】

ユニバーサル社会の形成促進に関する決議案（６月16日可決）

国民に向けて、ユニバーサル社会の形成促進について本院の意思を明らかにするとともに、政府に対し、ユニバーサル社会の形成促進のための取組について、その一層の強化推進を求める。

2 議案件数表

		提出	成立	参議院			衆議院			備考
				継続	否決	未了	継続	否決	未了	
閣法	新規	127	120	0	0	0	7	0	0	
参法	新規	24	1	0	0	22	0	0	0	撤回 1
衆法	新規	59	14	0	0	0	21	8	10	撤回 6
予算		6	6	0	0	0	0	0	0	
条約	新規	21	21	0	0	0	0	0	0	
承認	新規	2	2	0	0	0	0	0	0	
予備費等	新規	9	3	0	0	0	6	0	0	
決算その他	新規	4	3	0	0	1				
	継続	1	0	0	0	1				
決議案		14	1	0	4	0				撤回 9
規程		1	1	0	0	0				

3 議案件名一覧

件名の前の数字は提出番号、（修）は衆議院修正を示す。

◎内閣提出法律案（127件）

●両院通過（120件）

1 平成十四年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案
2 農業共済再保険特別会計の農業勘定における平成十五年度の再保険金の支払財源の不足に充てるために行う積立金の歳入への繰入れに関する法律案
3 平成十六年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案
4 被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案
5 所得税法等の一部を改正する法律案
6 関税定率法等の一部を改正する法律案
7 中小企業金融公庫法及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部を改正する法律案
8 中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律の一部を改正する法律案
9 商工会議所法及び商工会法の一部を改正する法律案
10 奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律案
11 国の補助金等の整理及び合理化等に伴う国土利用計画法及び都市再生特別措置法の一部を改正する法律案
12 東京国際空港における緊急整備事業の円滑な推進に関する特別措置法案
13 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案
14 裁判所法の一部を改正する法律案
15 弁護士法の一部を改正する法律案
16 警察法の一部を改正する法律案
17 防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案
18 金融機能の強化のための特別措置に関する法律案
19 預金保険法の一部を改正する法律案
20 地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案
21 所得譲与税法案
22 地方交付税法等の一部を改正する法律案
23 新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案
24 児童福祉法等の一部を改正する法律案
25 植物防疫法の一部を改正する法律案
26 外務省設置法の一部を改正する法律案
27 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案

28　平成十六年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律案
29　日本学術会議法の一部を改正する法律案
30　国民年金法等の一部を改正する法律案（修）
31　年金積立金管理運用独立行政法人法案
32　高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案
33　児童手当法の一部を改正する法律案（修）
36　森林法の一部を改正する法律案
37　特許審査の迅速化等のための特許法等の一部を改正する法律案
38　景観法案
39　景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案
40　都市緑地保全法等の一部を改正する法律案
41　破産法案
42　破産法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案
43　電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律案
44　電波法及び有線電気通信法の一部を改正する法律案
45　義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法の一部を改正する法律案
47　国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案
48　私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律案
49　農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律案
50　農業改良助長法の一部を改正する法律案
51　青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の一部を改正する法律案
52　国際捜査共助法及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律案
53　国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律案
54　海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律案
55　油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律案
56　卸売市場法の一部を改正する法律案
57　特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案
58　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律案
59　私立学校法の一部を改正する法律案
60　道路交通法の一部を改正する法律案
61　出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案
62　知的財産高等裁判所設置法案
63　裁判所法等の一部を改正する法律案
64　労働審判法案
66　行政事件訴訟法の一部を改正する法律案
67　裁判員の参加する刑事裁判に関する法律案（修）
68　刑事訴訟法等の一部を改正する法律案（修）
69　総合法律支援法案（修）

70　判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律案
71　廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案
72　工業標準化法の一部を改正する法律案
73　独立行政法人産業技術総合研究所法の一部を改正する法律案
74　鉱山保安法及び経済産業省設置法の一部を改正する法律案
75　不動産登記法案
76　不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案
78　建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律案
79　不動産取引の円滑化のための地価公示法及び不動産の鑑定評価に関する法律の一部を改正する法律案
80　旅行業法の一部を改正する法律案
81　海上運送事業の活性化のための船員法等の一部を改正する法律案
82　自動車関係手続における電子情報処理組織の活用のための道路運送車両法等の一部を改正する法律案
83　証券取引法等の一部を改正する法律案
84　株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律案
86　学校教育法等の一部を改正する法律案
87　文化財保護法の一部を改正する法律案
89　農業協同組合法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律案
90　放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案
91　著作権法の一部を改正する法律案
92　競馬法の一部を改正する法律案
93　社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案
94　社会保障に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案
95　独立行政法人医薬基盤研究所法案
96　結核予防法の一部を改正する法律案
97　薬剤師法の一部を改正する法律案
98　武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律案（修）
99　武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律案
100　武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律案（修）
101　国際人道法の重大な違反行為の処罰に関する法律案
102　武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律案
103　武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律案
104　自衛隊法の一部を改正する法律案
105　構造改革特別区域法の一部を改正する法律案

106 警備業法の一部を改正する法律案
107 地方自治法の一部を改正する法律案
108 市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案
109 市町村の合併の特例等に関する法律案（修）
110 公益通報者保護法案
111 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案
112 高速道路株式会社法案
113 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法案
114 日本道路公団等の民営化に伴う道路関係法律の整備等に関する法律案
115 日本道路公団等民営化関係法施行法案
116 商品取引所法の一部を改正する法律案（修）
117 特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律案
118 不正競争防止法の一部を改正する法律案
119 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案
120 大気汚染防止法の一部を改正する法律案
121 環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律案
122 消防法及び石油コンビナート等災害防止法の一部を改正する法律案
123 地方公務員法及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律の一部を改正する法律案
124 行政機関の職員の定員に関する法律の一部を改正する法律案
125 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律案
126 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案
127 家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案

●衆議院継続（７件）
34 児童福祉法の一部を改正する法律案
35 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等の一部を改正する法律案
46 犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案
65 民事訴訟費用等に関する法律の一部を改正する法律案
77 民事関係手続の改善のための民事訴訟法等の一部を改正する法律案
85 信託業法案
88 労働組合法の一部を改正する法律案

◎本院議員提出法律案（24件）

●両院通過（１件）

13　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律案

●本院未了（22件）

1　政治資金規正法の一部を改正する法律案

2　政党助成法を廃止する法律案

3　国の行政機関等の職員等の営利企業等への就職の制限等に関する法律案

4　永住外国人に対する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権及び被選挙権等の付与に関する法律案

5　地域金融の活性化に関する法律案

6　中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律案

7　短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律案

8　国の行政運営の適正化のための公益通報に関する法律案

10　外来生物種規制法案

11　乳幼児医療費の支給に関する法律案

12　青少年健全育成基本法案

14　難民等の保護に関する法律案

15　身体障害者福祉法の一部を改正する法律案

16　民法の一部を改正する法律案

17　国会議員未納付国民年金保険料に係る公表及び特例保険料の納付に関する法律案

18　地域金融の円滑化に関する法律案

19　高齢期等において国民が安心して暮らすことのできる社会を実現するための公的年金制度の抜本的改革を推進する法律案

20　長時間にわたる時間外労働等から労働者を保護するための労働基準法及び労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

21　解雇等の規制に関する法律案

22　解雇等の規制に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

23　戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案

24　干潟海域の保全等に関する法律案

●撤回（１件）

9　食育基本法案

◎衆議院議員提出法律案（59件）

●両院通過（14件）

1　外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案
2　平成十五年度の水田農業経営確立助成補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案
8　日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法案
11　児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律案
15　国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案
17　クリーニング業法の一部を改正する法律案
18　公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案
29　国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案
37　障害者基本法の一部を改正する法律案
38　消費者保護基本法の一部を改正する法律案
39　コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律案
42　旅券法の一部を改正する法律案
43　児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律案
44　特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法案

●衆議院継続（21件）

3　永住外国人に対する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権等の付与に関する法律案
9　育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等の一部を改正する法律案
14　国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案
16　臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律案
23　牛海綿状脳症対策特別措置法の一部を改正する法律案
24　輸入牛肉に係る情報の管理及び伝達に関する特別措置法案
28　労働者の募集及び採用における年齢に係る均等な機会の確保に関する法律案
32　公職選挙法の一部を改正する法律案
33　衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案
34　政治資金規正法等の一部を改正する法律案
35　公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案
40　民法の一部を改正する法律案
45　独立行政法人福祉医療機構法の一部を改正する法律案
46　国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案
48　学校教育法の一部を改正する法律案
49　食育基本法案

50　国民年金法の一部を改正する法律案
51　国立国会図書館法の一部を改正する法律案
52　無年金障害者に対する障害福祉年金の支給に関する法律案
58　特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律案
59　短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律案

●衆議院否決（８件）
5　金融機能の再生のための緊急措置に関する法律等の一部を改正する等の法律案
6　金融再生委員会設置法案
10　平成十六年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例等に関する法律案
19　刑事訴訟法の一部を改正する法律案
21　電波法及び有線電気通信法の一部を改正する法律案
22　通信・放送委員会設置法案
25　高病原性鳥インフルエンザ対策緊急措置法案
36　高速道路事業改革基本法案

●衆議院未了（10件）
4　中小企業者に対する銀行等の資金の貸付けの適正な運営の確保に関する法律案
27　高齢期等において国民が安心して暮らすことのできる社会を実現するための公的年金制度の抜本的改革を推進する法律案
31　犯罪被害者基本法案
41　難民等の保護に関する法律案
47　道路交通法の一部を改正する法律案
53　特定非営利活動の促進のための法人税法等の一部を改正する法律案
54　特定非営利活動の促進のための地方税法の一部を改正する法律案
55　消費生活用製品等及び特定生活関連物品に係る危険情報の提供の促進等に関する法律案
56　戦後強制抑留者に対する特別給付金の支給に関する法律案
57　証券取引委員会設置法案

●撤回（６件）
7　コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律案
12　児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律案
13　消費者保護基本法の一部を改正する法律案
20　特定船舶等の入港の禁止に関する特別措置法案
26　特定船舶の入港の禁止に関する法律案
30　消費者保護基本法の一部を改正する法律案

◎予算（６件）

●両院通過（６件）

1　平成十五年度一般会計補正予算（第１号）
2　平成十五年度特別会計補正予算（特第１号）
3　平成十五年度政府関係機関補正予算（機第１号）
4　平成十六年度一般会計予算
5　平成十六年度特別会計予算
6　平成十六年度政府関係機関予算

◎条約（21件）

●両院通過（21件）

1　所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の条約の締結について承認を求めるの件
2　投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件
3　刑事に関する共助に関する日本国とアメリカ合衆国との間の条約の締結について承認を求めるの件
4　サイバー犯罪に関する条約の締結について承認を求めるの件
5　無形文化遺産の保護に関する条約の締結について承認を求めるの件
6　国際原子力機関憲章第十四条の改正の受諾について承認を求めるの件
7　全権委員会議（千九百九十四年京都及び千九百九十八年ミネアポリス）において改正された国際電気通信連合憲章（千九百九十二年ジュネーブ）を改正する文書（全権委員会議（二千二年マラケシュ）において採択された改正）及び全権委員会議（千九百九十四年京都及び千九百九十八年ミネアポリス）において改正された国際電気通信連合条約（千九百九十二年ジュネーブ）を改正する文書（全権委員会議（二千二年マラケシュ）において採択された改正）の締結について承認を求めるの件
8　地中海漁業一般委員会に関する協定の改正の受諾について承認を求めるの件
9　航空業務に関する日本国とウズベキスタン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件
10　日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定の締結について承認を求めるの件
11　千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書Ⅰ）の締結について承認を求めるの件
12　千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の非国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書Ⅱ）の締結について承認を求めるの件
13　児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書の締結について承認を求めるの件

14　武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書の締結について承認を求めるの件
15　東南アジアにおける友好協力条約の締結について承認を求めるの件
16　欧州復興開発銀行を設立する協定の改正の受諾について承認を求めるの件
17　たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約の締結について承認を求めるの件
18　社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件
19　社会保障に関する日本国と大韓民国との間の協定の締結について承認を求めるの件
20　千九百九十二年の油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約の二千三年の議定書の締結について承認を求めるの件
21　千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書によって修正された同条約を改正する千九百九十七年の議定書の締結について承認を求めるの件

◎承認を求めるの件（２件）

●両院通過（２件）

1　イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法第六条第一項の規定に基づき、自衛隊の部隊等による人道復興支援活動及び安全確保支援活動の各活動の実施に関し承認を求めるの件
2　放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

◎予備費等承諾を求めるの件（９件）

●両院通過（３件）

○平成十四年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書
○平成十四年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書
○平成十四年度特別会計予算総則第十五条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書

●衆議院継続（６件）

○平成十五年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１）
○平成十五年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１）
○平成十五年度特別会計予算総則第十四条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その１）
○平成十五年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その２）
○平成十五年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その２）
○平成十五年度特別会計予算総則第十四条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その２）

◎決算その他（５件）

●是認すると議決（３件）

○平成十四年度一般会計歳入歳出決算、平成十四年度特別会計歳入歳出決算、平成十四年度国税収納金整理資金受払計算書、平成十四年度政府関係機関決算書

○平成十四年度国有財産増減及び現在額総計算書

○平成十四年度国有財産無償貸付状況総計算書

●未了（２件）

○日本放送協会平成十四年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

（第156回国会提出）

○日本放送協会平成十三年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

◎決議案（14件）

●可決（１件）

14　ユニバーサル社会の形成促進に関する決議案

●否決（４件）

1　厚生労働委員長国井正幸君解任決議案

2　議長不信任決議案

3　厚生労働大臣坂口力君問責決議案

13　事務総長川村良典君不信任決議案

●撤回（９件）

4　国務大臣茂木敏充君問責決議案

5　国務大臣竹中平蔵君問責決議案

6　総務大臣麻生太郎君問責決議案

7　財務大臣谷垣禎一君問責決議案

8　経済産業大臣中川昭一君問責決議案

9　防衛庁長官石破茂君問責決議案

10　厚生労働副大臣森英介君問責決議案

11　厚生労働副大臣谷畑孝君問責決議案

12　議院運営委員長宮崎秀樹君解任決議案

◎規程案（１件）

●可決（１件）

○参議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案

4 議案審議表

内閣委員会

件　名（参議院の委員会への付託順）	提出年月日	衆議院		
		（本会議趣旨説明） 付託日・付託委員会	委員会議決	本会議議決
警察法の一部を改正する法律案（閣法第16号）※	16.2.6	－ 3.16・内閣	3.19 可決（全）・附帯	3.23 可決（全）
道路交通法の一部を改正する法律案（閣法第60号）☆	16.2.27	－ 5.24・内閣	6.2 可決（多）	6.3 可決（多）
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第58号）	16.2.27	－ 4.2・内閣	4.9 可決（全）	4.13 可決（全）
警備業法の一部を改正する法律案（閣法第106号）	16.3.9	－ 4.5・内閣	5.7 可決（多）	5.11 可決（多）
構造改革特別区域法の一部を改正する法律案（閣法第105号）	16.3.9	（4.16） 4.16・内閣	4.23 可決（多）・附帯	4.27 可決（多）
消費者保護基本法の一部を改正する法律案（内閣委員長提出）（衆第38号）	16.5.12			5.14 可決（全）
障害者基本法の一部を改正する法律案（内閣委員長提出）（衆第37号）	16.5.12			5.14 可決（全）
コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律案（内閣委員長提出）（衆第39号）	16.5.14			5.14 可決（全）
公益通報者保護法案（閣法第110号）	16.3.9	（4.27） 4.27・内閣	5.21 可決（多）・附帯	5.25 可決（多）
国の行政運営の適正化のための公益通報に関する法律案（櫻井充君外8名発議）（参第8号）	16.3.8	—	—	—

注1　衆議院議員提出法律案は、参議院に提出されたもののみ掲載。
注2　☆:参議院先議　※:予算関係法律案　(多):賛成多数　(全):全会一致　附帯:附帯決議

参議院							公布年月日法律番号	議案要旨掲載頁	備考
(本会議趣旨説明)付託日	委員会			本会議					
	趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
– 3.24	3.25	3.30 質疑	3.30 可決(全)・附帯	3.31 可決(全)	自民、民主、公明、共産、社民、無会、みど、無	–	16.4.125号	124	
– 3.31	4.1	4.6 参考人 4.8 質疑	4.8 可決(多)	4.9 可決(多)	自民、公明、共産、社民、無会(一部)、無	民主、無会(一部)、みど、無	16.6.990号	125	
– 4.14	4.15	4.20 質疑	4.20 可決(全)	4.21 可決(全)	自民、民主、公明、共産、社民、無会、みど、無	–	16.4.2838号	125	
– 5.12	5.13	5.18 質疑	5.18 可決(多)	5.19 可決(多)	自民、公明、共産、社民、無会、みど、無	民主、無	16.5.2650号	127	
(5.14) 5.14	5.18	5.20 質疑	5.20 可決(多)	5.21 可決(多)	自民、公明、無会(一部)、無	民主、共産、社民、無会(一部)、みど、無	16.5.2860号	126	
– 5.20	5.20	5.25 質疑	5.25 可決(全)	5.26 可決(全)	自民、民主、公明、共産、社民、無会、みど、無	–	16.6.270号	131	
– 5.24	5.25	5.27 質疑	5.27 可決(全)・附帯	5.28 可決(全)	自民、民主、公明、共産、社民、無会、みど、無	–	16.6.480号	129	
– 5.24	5.25	5.27 質疑	5.27 可決(全)	5.28 可決(全)	自民、民主、公明、共産、社民、無会、みど、無	–	16.6.481号	131	
(6.2) 6.2	6.3	6.10 参考人・質疑 6.11 質疑	6.11 可決(多)・附帯	6.14 可決(多)	自民、公明、社民、無会(一部)、無	民主、共産、無会(一部)、みど、無	16.6.18122号	127	6.10及び6.11の質疑は一括
(6.2) 6.2	6.3	6.10 質疑 6.11 質疑	–	–	–	–	–	132	

総務委員会

件　名（参議院の委員会への付託順）	提出年月日	衆議院		
		（本会議趣旨説明） 付託日・付託委員会	委員会議決	本会議議決
地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第20号）※	16.2.6	(2.19) 2.19・総務	3.5 可決（多）・附帯	3.5 可決（多）
所得譲与税法案（閣法第21号）※	16.2.6	(2.19) 2.19・総務	3.5 可決（多）・附帯	3.5 可決（多）
地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第22号）※	16.2.6	(2.19) 2.19・総務	3.5 可決（多）	3.5 可決（多）
新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第23号）※	16.2.6	－ 2.20・総務	3.16 可決（全）	3.18 可決（全）
放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件（閣承認第2号）	16.2.10	－ 3.18・総務	3.23 承認（全）・附帯	3.23 承認（全）
消防法及び石油コンビナート等災害防止法の一部を改正する法律案（閣法第122号）☆	16.3.10	－ 5.11・総務	5.25 可決（全）・附帯	5.27 可決（全）
地方公務員法及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第123号）☆	16.3.10	－ 5.24・総務	6.1 可決（多）	6.3 可決（多）
行政機関の職員の定員に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第124号）☆	16.3.10	－ 5.24・総務	6.1 可決（多）・附帯	6.3 可決（多）
電波法及び有線電気通信法の一部を改正する法律案（閣法第44号）※	16.2.17	－ 3.31・総務	4.13 可決（多）・附帯	4.16 可決（多）
地方自治法の一部を改正する法律案（閣法第107号）	16.3.9	(3.23) 3.23・総務	4.27 可決（多）・附帯	4.27 可決（多）
市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第108号）	16.3.9	(3.23) 3.23・総務	4.27 可決（多）・附帯	4.27 可決（多）
市町村の合併の特例等に関する法律案（閣法第109号）	16.3.9	(3.23) 3.23・総務	4.27 修正（多）・附帯	4.27 修正（多）
地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案（閣法第111号）	16.3.9	－ 4.1・総務	5.20 可決（多）	5.21 可決（多）

参議院							公布年月日法律番号	議案要旨掲載頁	備考
(本会議趣旨説明)付託日	委員会			本会議					
	趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
(3.12) 3.12	3.16	3.18 質疑	3.26 可決(多)	3.26 可決(多)	自民、公明、みど(一部)	民主、共産、社民、無会、みど(一部)、無	16.3.31 17号	142	
(3.12) 3.12	3.16		3.26 可決(多)	3.26 可決(多)	自民、公明、みど(一部)	民主、共産、社民、無会、みど(一部)、無	16.4.1 26号	143	
(3.12) 3.12	3.16		3.26 可決(多)	3.26 可決(多)	自民、公明、みど(一部)	民主、共産、社民、無会、みど(一部)、無	16.3.31 18号	144	
– 3.22	3.23	3.25 質疑	3.26 可決(全)	3.26 可決(全)	自民、民主、公明、共産、社民、無会、みど、無	—	16.3.31 12号	145	
– 3.24	3.30	3.30 質疑	3.30 承認(全)・附帯	3.31 承認(全)	自民、民主、公明、共産、社民、無会、みど、無	—		157	
– 3.31	4.1	4.8 質疑	4.8 可決(全)・附帯	4.9 可決(全)	自民、民主、公明、共産、社民、無会、みど、無	—	16.6.2 65号	152	
– 4.12	4.13	4.15 質疑	4.15 可決(多)	4.16 可決(多)	自民、民主、公明、社民、無会、無	共産、みど	16.6.9 85号	155	
– 4.19	4.20	4.22 質疑	4.22 可決(多)・附帯	4.23 可決(多)	自民、民主、公明、社民、無会、みど、無	共産	16.6.9 82号	156	
– 4.26	4.27	5.11 質疑	5.11 可決(多)・附帯	5.12 可決(多)	自民、公明、共産、社民、無会、みど、無	民主	16.5.19 47号	145	
(4.28) 4.28	5.11	5.18 質疑	5.18 可決(多)・附帯	5.19 可決(多)	自民、民主、公明、無会、無	共産、社民、みど	16.5.26 57号	146	
(4.28) 4.28	5.11		5.18 可決(多)・附帯	5.19 可決(多)	自民、民主、公明、無会、無	共産、社民、みど	16.5.26 58号	148	
(4.28) 4.28	5.11		5.18 可決(多)・附帯	5.19 可決(多)	自民、民主、公明、無会、無	共産、社民、みど	16.5.26 59号	150	
– 6.9	6.10	6.14 質疑	6.14 可決(多)	6.14 可決(多)	自民、公明、無	民主、共産、社民、無会、みど、無	16.6.23 132号	151	

法務委員会

件　名（参議院の委員会への付託順）	提出年月日	衆議院		
		（本会議趣旨説明） 付託日・付託委員会	委員会議決	本会議議決
裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（閣法第13号）※	16.2.6	－ 3.9・法務	3.12 可決(全)・附帯	3.12 可決(全)
裁判所法の一部を改正する法律案（閣法第14号）※	16.2.6	－ 3.9・法務	3.12 可決(全)・附帯	3.12 可決(全)
弁護士法の一部を改正する法律案（閣法第15号）	16.2.6	－ 3.9・法務	3.12 可決(全)・附帯	3.12 可決(全)
破産法案（閣法第41号）☆	16.2.13	－ 5.13・法務	5.21 可決(全)・附帯	5.25 可決(全)
破産法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第42号）☆	16.2.13	－ 5.13・法務	5.21 可決(全)	5.25 可決(全)
出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案（閣法第61号）☆	16.2.27	－ 5.14・法務	5.26 可決(多)・附帯	5.27 可決(多)
難民等の保護に関する法律案（江田五月君外3名発議）（参第14号）	16.4.2	－	－	－
電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律案（閣法第43号）☆	16.2.13	－ 5.24・法務	5.28 可決(全)	6.3 可決(全)
国際捜査共助法及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第52号）☆	16.2.20	－ 5.24・法務	6.1 可決(全)・附帯	6.3 可決(全)
労働審判法案（閣法第64号）	16.3.2	－ 3.16・法務	3.23 可決(全)・附帯	3.30 可決(全)

参議院							公布年月日法律番号	議案要旨掲載頁	備考
(本会議趣旨説明)付託日	委員会			本会議					
	趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
– 3.16	3.16	3.18 質疑	3.30 可決(全)・附帯	3.31 可決(全)	自民、民主、公明、共産、社民、無会、みど、無	—	16.3.31 7号	172	
– 3.16	3.16		3.30 可決(全)・附帯	3.31 可決(全)	自民、民主、公明、共産、社民、無会、みど、無	—	16.3.31 8号	172	
– 3.16	3.16	3.23 質疑	3.30 可決(全)・附帯	3.31 可決(全)	自民、民主、公明、共産、社民、無会、みど、無	—	16.3.31 9号	173	
– 3.30	3.30	4.1 質疑 4.6 参考人・質疑	4.6 可決(全)・附帯	4.7 可決(全)	自民、民主、公明、共産、社民、無会、みど、無	—	16.6.2 75号	173	
– 3.30	3.30		4.6 可決(全)	4.7 可決(全)	自民、民主、公明、共産、社民、無会、みど、無	—	16.6.2 76号	175	
(4.7) 4.7	4.8	4.8 質疑 4.13 参考人・質疑 4.15 質疑	4.15 可決(多)・附帯	4.16 可決(多)	自民、公明、共産、社民、無会、無	民主、みど、無	16.6.2 73号	178	
(4.7) 4.7	4.8		—	—	—	—	—	195	
– 4.15	4.15	4.20 質疑	4.20 可決(全)・附帯	4.21 可決(全)	自民、民主、公明、共産、社民、無会、みど、無	—	16.6.9 87号	175	
– 4.20	4.20	4.22 質疑	4.22 可決(全)・附帯	4.23 可決(全)	自民、民主、公明、共産、社民、無会、みど、無	—	16.6.9 89号	176	
– 4.22	4.22	4.27 質疑・参考人・質疑	4.27 可決(全)・附帯	4.28 可決(全)	自民、民主、公明、共産、社民、無会、みど、無	—	16.5.12 45号	181	

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律案(閣法第67号)	16.3.2	(3.16) 3.16・法務	4.23 修正(全)・附帯	4.23 修正(全)
刑事訴訟法等の一部を改正する法律案(閣法第68号)	16.3.2	– 3.16・法務	4.23 修正(全)・附帯	4.23 修正(多)
総合法律支援法案(閣法第69号)	16.3.2	(3.18) 3.18・法務	4.27 修正(全)・附帯	4.27 修正(多)
行政事件訴訟法の一部を改正する法律案(閣法第66号)	16.3.2	(4.2) 4.2・法務	5.14 可決(全)・附帯	5.18 可決(全)
知的財産高等裁判所設置法案(閣法第62号)	16.3.2	– 3.16・法務	3.23 可決(全)	3.30 可決(全)
裁判所法等の一部を改正する法律案(閣法第63号)	16.3.2	– 3.16・法務	3.23 可決(全)	3.30 可決(全)
判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律案(閣法第70号)	16.3.2	– 3.18・法務	3.31 可決(全)	4.1 可決(全)
不動産登記法案(閣法第75号)	16.3.3	– 4.5・法務	5.19 可決(全)・附帯	5.20 可決(全)
不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(閣法第76号)	16.3.3	– 4.5・法務	5.19 可決(全)	5.20 可決(全)
児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律案(青少年問題に関する特別委員長提出)(衆第43号)	16.6.1			6.3 可決(全)

(4.28) 4.28	5.11	5.11 質疑 5.13 参考人・質疑 5.18 質疑 5.20 質疑	5.20 可決(全)・附帯	5.21 可決(多)	自民、民主、公明、共産、社民、無会(一部)、みど、無	無会(一部)	16.5.28 63号	184	5.17 地方公聴会
– 5.10	5.11		5.20 可決(多)・附帯	5.21 可決(多)	自民、民主、公明、無会、みど、無	共産、社民	16.5.28 62号	187	
– 5.12	5.13	5.20 質疑 5.25 質疑・参考人・質疑	5.25 可決(全)・附帯	5.26 可決(多)	自民、民主、公明、共産、無会、みど、無	社民	16.6.2 74号	190	
(5.19) 5.19	5.25	5.27 質疑 6.1 参考人・質疑	6.1 可決(全)・附帯	6.2 可決(全)	自民、民主、公明、共産、社民、無会、みど、無	—	16.6.9 84号	183	
– 6.2	6.3	6.3 質疑	6.10 可決(全)	6.11 可決(全)	自民、民主、公明、共産、社民、無会、みど、無	—	16.6.18 119号	180	
– 6.2	6.3		6.10 可決(全)	6.11 可決(全)	自民、民主、公明、共産、社民、無会、みど、無	—	16.6.18 120号	180	
– 6.9	6.10	6.10 質疑	6.10 可決(全)	6.11 可決(全)	自民、民主、公明、共産、社民、無会、みど、無	—	16.6.18 121号	192	
– 6.9	6.10	6.10 質疑	6.10 可決(全)・附帯	6.11 可決(全)	自民、民主、公明、共産、社民、無会、みど、無	—	16.6.18 123号	192	
– 6.9	6.10		6.10 可決(全)	6.11 可決(全)	自民、民主、公明、共産、社民、無会、みど、無	—	16.6.18 124号	194	
– 6.9	6.10	6.10 質疑	6.10 可決(全)	6.11 可決(全)	自民、民主、公明、共産、社民、無会、みど、無	—	16.6.18 106号	194	

外交防衛委員会

件　名（参議院の委員会への付託順）	提出年月日	衆議院		
		（本会議趣旨説明） 付託日・付託委員会	委員会議決	本会議議決
所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の条約の締結について承認を求めるの件（閣条第1号）	16.2.27	－ 2.27 外務	3.10 承認（多）	3.11 承認（多）
在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第27号）※	16.2.6	－ 3.9・外務	3.16 可決（全）・附帯	3.18 可決（全）
外務省設置法の一部を改正する法律案（閣法第26号）※	16.2.6	－ 3.9・外務	3.16 可決（全）	3.18 可決（全）
航空業務に関する日本国とウズベキスタン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第9号）☆	16.2.27	－ 5.11・外務	5.26 承認（全）	5.27 承認（全）
社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第18号）☆	16.3.9	－ 5.24・外務	6.2 承認（全）	6.3 承認（全）
社会保障に関する日本国と大韓民国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第19号）☆	16.3.9	－ 5.24・外務	6.2 承認（全）	6.3 承認（全）
サイバー犯罪に関する条約の締結について承認を求めるの件（閣条第4号）	16.2.27	－ 3.15・外務	3.26 承認（多）	3.30 承認（多）
児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第13号）	16.3.9	－ 3.15・外務	3.26 承認（全）	3.30 承認（全）
武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第14号）	16.3.9	－ 3.15・外務	3.26 承認（全）	3.30 承認（全）
防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案（閣法第17号）※	16.2.6	－ 3.18・安全保障	3.25 可決（全）	3.30 可決（多）

参議院							公布年月日法律番号	議案要旨掲載頁	備考
(本会議趣旨説明)付託日	委員会			本会議					
	趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
– 3.16	3.16	3.18 質疑	3.18 承認(多)	3.19 承認(多)	自民、民主、公明、社民、無会、無	共産、みど		211	
– 3.22	3.23	3.25 質疑	3.30 可決(全)・附帯	3.31 可決(全)	自民、民主、公明、共産、社民、無会、みど、無	—	16.3.31 6号	209	
– 3.31	4.1	4.6 質疑	4.6 可決(全)	4.7 可決(全)	自民、民主、公明、共産、社民、無会、みど、無	—	16.4.14 28号	209	
– 3.31	4.1	4.6 質疑	4.6 承認(全)	4.7 承認(全)	自民、民主、公明、共産、社民、無会、みど、無	—		220	
– 4.7	4.8	4.13 質疑	4.15 承認(全)	4.16 承認(全)	自民、民主、公明、共産、社民、無会、みど、無	—		227	
– 4.7	4.8		4.15 承認(全)	4.16 承認(全)	自民、民主、公明、共産、社民、無会、みど、無	—		228	
– 4.14	4.15	4.20 質疑	4.20 承認(多)	4.21 承認(多)	自民、民主、公明、無会、無	共産、社民、みど		215	
– 4.14	4.15		4.20 承認(全)	4.21 承認(全)	自民、民主、公明、共産、社民、無会、みど、無	—		221	
– 4.14	4.15		4.20 承認(全)	4.21 承認(全)	自民、民主、公明、共産、社民、無会、みど、無	—		223	
– 4.21	4.22	4.27 質疑	4.27 可決(多)	4.28 可決(多)	自民、民主、公明、無会、みど、無	共産、社民	16.5.12 41号	209	

地中海漁業一般委員会に関する協定の改正の受諾について承認を求めるの件(閣条第8号)☆	16.2.27	－ 5.26・外務	6.9 承認(全)	6.10 承認(全)
千九百九十二年の油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約の二千三年の議定書の締結について承認を求めるの件(閣条第20号)☆	16.3.9	－ 5.26・外務	6.9 承認(全)	6.10 承認(全)
千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書によって修正された同条約を改正する千九百九十七年の議定書の締結について承認を求めるの件(閣条第21号)☆	16.3.9	－ 5.26・外務	6.9 承認(全)	6.10 承認(全)
刑事に関する共助に関する日本国とアメリカ合衆国との間の条約の締結について承認を求めるの件(閣条第3号)	16.2.27	－ 3.25・外務	4.21 承認(全)	4.22 承認(全)
無形文化遺産の保護に関する条約の締結について承認を求めるの件(閣条第5号)	16.2.27	－ 3.25・外務	4.21 承認(全)	4.22 承認(全)
たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約の締結について承認を求めるの件(閣条第17号)	16.3.9	－ 3.25・外務	4.21 承認(全)	4.22 承認(全)
投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第2号)	16.2.27	－ 4.5・外務	4.27 承認(全)	5.7 承認(全)
東南アジアにおける友好協力条約の締結について承認を求めるの件(閣条第15号)	16.3.9	－ 4.5・外務	4.27 承認(全)	5.7 承認(全)
欧州復興開発銀行を設立する協定の改正の受諾について承認を求めるの件(閣条第16号)	16.3.9	－ 4.5・外務	4.27 承認(全)	5.7 承認(全)
国際原子力機関憲章第十四条の改正の受諾について承認を求めるの件(閣条第6号)	16.2.27	－ 4.5・外務	5.12 承認(全)	5.14 承認(全)
全権委員会議(千九百九十四年京都及び千九百九十八年ミネアポリス)において改正された国際電気通信連合憲章(千九百九十二年ジュネーブ)を改正する文書(全権委員会議(二千二年マラケシュ)において採択された改正)及び全権委員会議(千九百九十四年京都及び千九百九十八年ミネアポリス)において改正された国際電気通信連合条約(千九百九十二年ジュネーブ)を改正する文書(全権委員会議(二千二年マラケシュ)において採択された改正)の締結について承認を求めるの件(閣条第7号)	16.2.27	－ 4.5・外務	5.12 承認(全)	5.14 承認(全)
旅券法の一部を改正する法律案(外務委員長提出)(衆第42号)	16.5.26			5.27 可決(全)

– 4.26	4.27	5.11 質疑	5.11 承認(全)	5.12 承認(全)	自民、民主、公明、共産、社民、無会、みど、無	—		220	
– 4.26	4.27		5.11 承認(全)	5.12 承認(全)	自民、民主、公明、共産、社民、無会、みど、無	—		229	
– 4.26	4.27		5.11 承認(全)	5.12 承認(全)	自民、民主、公明、共産、社民、無会、みど、無	—		230	
– 5.12	5.13	5.18 質疑	5.18 承認(全)	5.19 承認(全)	自民、民主、公明、共産、社民、無会、みど、無	—		213	
– 5.12	5.13		5.18 承認(全)	5.19 承認(全)	自民、民主、公明、共産、社民、無会、みど、無	—		216	
– 5.12	5.13		5.18 承認(全)	5.19 承認(全)	自民、民主、公明、共産、社民、無会、みど、無	—		225	
– 5.19	5.20	5.25 質疑	5.25 承認(全)	5.26 承認(全)	自民、民主、公明、共産、社民、無会、みど、無	—		212	
– 5.19	5.20		5.25 承認(全)	5.26 承認(全)	自民、民主、公明、共産、社民、無会、みど、無	—		223	
– 5.19	5.20		5.25 承認(全)	5.26 承認(全)	自民、民主、公明、共産、社民、無会、みど、無	—		225	
– 5.26	5.27	6.1 質疑	6.1 承認(全)	6.2 承認(全)	自民、民主、公明、共産、社民、無会、みど、無	—		218	
– 5.26	5.27		6.1 承認(全)	6.2 承認(全)	自民、民主、公明、共産、社民、無会、みど、無	—		218	
– 5.31	6.1	—	6.1 可決(全)	6.2 可決(全)	自民、民主、公明、共産、社民、無会、みど、無	—	16.6.9 98号	210	

財政金融委員会

件　名（参議院の委員会への付託順）	提出年月日	衆議院		
		（本会議趣旨説明） 付託日・付託委員会	委員会議決	本会議議決
平成十五年度の水田農業経営確立助成補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案（財務金融委員長提出）（衆第2号）	16.1.28			1.29 可決（全）
平成十四年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案（閣法第1号）	16.1.19	－ 1.26・財務金融	1.30 可決（全）	1.31 可決（多）
農業共済再保険特別会計の農業勘定における平成十五年度の再保険金の支払財源の不足に充てるために行う積立金の歳入への繰入れに関する法律案（閣法第2号）	16.1.19	－ 1.26・財務金融	1.30 可決（全）	1.31 可決（全）
外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案（水野賢一君外7名提出）（衆第1号）	16.1.28	－ 1.28・財務金融	1.28 可決（多）・附帯	1.29 可決（多）
平成十六年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案（閣法第3号）※	16.1.19	（2.17） 2.17・財務金融	3.5 可決（多）	3.5 可決（多）
所得税法等の一部を改正する法律案（閣法第5号）※	16.2.3	（2.17） 2.17・財務金融	3.5 可決（多）・附帯	3.5 可決（多）
関税定率法等の一部を改正する法律案（閣法第6号）※	16.2.3	－ 3.9・財務金融	3.16 可決（多）・附帯	3.18 可決（多）
証券取引法等の一部を改正する法律案（閣法第83号）	16.3.5	－ 4.5・財務金融	5.11 可決（多）・附帯	5.14 可決（多）
株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第84号）	16.3.5	－ 4.5・財務金融	5.11 可決（多）	5.14 可決（多）
金融機能の強化のための特別措置に関する法律案（閣法第18号）※	16.2.6	（3.11） 3.11・財務金融	4.23 可決（多）	4.23 可決（多）
預金保険法の一部を改正する法律案（閣法第19号）	16.2.6	（3.11） 3.11・財務金融	4.23 可決（多）	4.23 可決（多）
国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案（閣法第47号）※	16.2.20	－ 4.1・財務金融	5.14 可決（多）	5.18 可決（多）

参議院							公布年月日法律番号	議案要旨掲載頁	備考
(本会議趣旨説明)付託日	委員会			本会議					
	趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
– 1.29	2.5	–	2.5 可決(全)	2.9 可決(全)	自民、民主、公明、共産、社民、無会、みど、無	–	16.2.16 2号	253	
– 2.4	2.5	2.5 質疑	2.9 可決(多)	2.9 可決(多)	自民、公明、無会(一部)	民主、共産、社民、無会(一部)、みど、無	16.2.16 3号	242	
– 2.4	2.5		2.9 可決(全)	2.9 可決(全)	自民、民主、公明、共産、社民、無会、みど、無	–	16.2.16 4号	242	
– 2.4	2.5	2.5 質疑	2.9 可決(多)・附帯	2.9 可決(多)	自民、民主、公明、無会(一部)、無	共産、無会(一部)、みど	16.2.16 1号	252	
(3.12) 3.12	3.18	3.18 質疑 3.24 質疑 3.25 質疑	3.26 可決(多)	3.26 可決(多)	自民、公明	民主、共産、社民、無会、みど、無	16.3.31 22号	242	
(3.12) 3.12	3.18		3.26 可決(多)・附帯	3.26 可決(多)	自民、公明	民主、共産、社民、無会、みど、無	16.3.31 14号	243	
– 3.24	3.25	3.30 質疑	3.30 可決(多)・附帯	3.31 可決(多)	自民、民主、公明、社民、無会、みど、無	共産	16.3.31 15号	245	
(5.21) 5.21	5.25	5.27 質疑 6.1 質疑	6.1 可決(多)・附帯	6.2 可決(多)	自民、民主、公明、社民、無会、みど、無	共産	16.6.9 97号	249	
(5.21) 5.21	5.25		6.1 可決(多)・附帯	6.2 可決(多)	自民、民主、公明、社民、無会、みど、無	共産	16.6.9 88号	251	
(5.28) 5.28	6.1	6.3 質疑 610 質疑	–	6.14 可決(多)	自民、公明、無	民主、共産、社民、無会、みど、無	16.6.18 128号	246	6.14 本会議中間報告
(5.28) 5.28	6.1		–	6.14 可決(多)	自民、公明、無	民主、共産、社民、無会、みど、無	16.6.18 129号	247	
– 6.9	6.10	6.15 質疑	6.15 可決(多)	6.16 可決(多)	自民、公明、無	民主、共産、社民、無会、みど、無	16.6.23 130号	248	

文教科学委員会

件　名（参議院の委員会への付託順）	提出年月日	衆議院		
		(本会議趣旨説明) 付託日・付託委員会	委員会議決	本会議議決
義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第45号）※	16.2.17	(2.27) 2.27・文部科学	3.17 可決(多)	3.18 可決(多)
日本学術会議法の一部を改正する法律案（閣法第29号）※	16.2.10	－ 3.16・文部科学	3.23 可決(全)・附帯	3.23 可決(全)
放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第90号）☆	16.3.5	－ 5.18・文部科学	5.21 可決(全)・附帯	5.25 可決(全)
著作権法の一部を改正する法律案（閣法第91号）☆	16.3.5	－ 5.25・文部科学	6.2 可決(全)・附帯	6.3 可決(全)
私立学校法の一部を改正する法律案（閣法第59号）	16.2.27	－ 3.30・文部科学	4.14 可決(全)・附帯	4.16 可決(全)
学校教育法等の一部を改正する法律案（閣法第86号）	16.3.5	－ 4.5・文部科学	4.27 可決(全)・附帯	4.27 可決(全)
文化財保護法の一部を改正する法律案（閣法第87号）	16.3.5	－ 4.5・文部科学	5.14 可決(全)・附帯	5.14 可決(全)
地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第126号）	16.3.12	(4.23) 4.23・文部科学	5.19 可決(多)・附帯	5.20 可決(多)
私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律案（閣法第48号）※	16.2.20	－ 4.1・文部科学	5.14 可決(多)	5.18 可決(多)

参議院							公布年月日法律番号	議案要旨掲載頁	備考
(本会議趣旨説明)付託日	委員会			本会議					
	趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
(3.19) 3.19	3.23	3.25 質疑 3.30 参考人・質疑	3.30 可決(多)	3.31 可決(多)	自民、民主(一部)、公明、無	民主(一部)、共産、社民、無会、みど、無	16.3.31 16号	264	
– 3.31	4.1	4.6 質疑	4.6 可決(全)・附帯	4.7 可決(全)	自民、民主、公明、共産、社民、無会、みど、無	—	16.4.14 29号	263	
– 4.7	4.8	4.13 質疑	4.13 可決(全)・附帯	4.14 可決(全)	自民、民主、公明、共産、社民、無会、みど、無	—	16.6.2 69号	271	
– 4.14	4.15	4.20 質疑	4.20 可決(全)・附帯	4.21 可決(全)	自民、民主、公明、共産、社民、無会、みど、無	—	16.6.9 92号	272	
(4.21) 4.21	4.22	4.27 参考人・質疑	4.27 可決(全)・附帯	4.28 可決(全)	自民、民主、公明、共産、社民、無会、みど、無	—	16.5.12 42号	266	
– 4.27	4.27	5.11 質疑 5.13 参考人・質疑	5.13 可決(全)・附帯	5.14 可決(全)	自民、民主、公明、共産、社民、無会、みど、無	—	16.5.21 49号	268	
– 5.17	5.18	5.20 質疑	5.20 可決(全)・附帯	5.21 可決(全)	自民、民主、公明、共産、社民、無会、みど、無	—	16.5.28 61号	270	
– 5.21	5.25	5.27 質疑 6.1 参考人・質疑	6.1 可決(多)・附帯	6.2 可決(多)	自民、民主、公明、社民、無会、みど、無	共産	16.6.9 91号	273	
– 6.9	6.10	6.14 質疑	6.14 可決(多)	6.14 可決(多)	自民、公明、無	民主、共産、社民、無会、みど、無	16.6.23 131号	265	

厚生労働委員会

件　名（参議院の委員会への付託順）	提出年月日	衆議院		
		（本会議趣旨説明） 付託日・付託委員会	委員会議決	本会議議決
児童福祉法等の一部を改正する法律案（閣法第24号）※	16.2.6	－ 2.27・厚生労働	3.17 可決（多）	3.18 可決（多）
平成十六年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律案（閣法第28号）※	16.2.6	－ 3.11・厚生労働	3.19 可決（多）	3.23 可決（多）
児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律案（青少年問題に関する特別委員長提出）（衆第11号）	16.3.12			3.12 可決（全）
クリーニング業法の一部を改正する法律案（厚生労働委員長提出）（衆第17号）	16.3.24			3.30 可決（全）
公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（厚生労働委員長提出）（衆第18号）	16.3.24			3.30 可決（全）
独立行政法人医薬基盤研究所法案（閣法第95号）☆	16.3.8	－ 5.27・厚生労働	6.11 可決（多）・附帯	6.15 可決（多）
結核予防法の一部を改正する法律案（閣法第96号）☆	16.3.8	－ 5.27・厚生労働	6.11 可決（全）・附帯	6.15 可決（全）
薬剤師法の一部を改正する法律案（閣法第97号）☆	16.3.8	－ 5.27・厚生労働	6.11 可決（全）・附帯	6.15 可決（全）
国民年金法等の一部を改正する法律案（閣法第30号）※	16.2.10	(4.1) 4.1・厚生労働	4.28 可決（多）	5.11 修正（多）
年金積立金管理運用独立行政法人法案（閣法第31号）	16.2.10	(4.1) 4.1・厚生労働	4.28 可決（多）	5.11 可決（多）
高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第32号）	16.2.10	(4.1) 4.1・厚生労働	4.28 可決（多）	5.11 可決（多）

参議院							公布年月日法律番号	議案要旨掲載頁	備考
(本会議趣旨説明)付託日	委員会			本会議					
	趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
– 3.22	3.23	3.25 質疑	3.30 可決(多)	3.31 可決(多)	自民、公明、無	民主、共産、社民、無会、みど、無	16.3.31 21号	287	
– 3.24	3.25	3.30 質疑	3.30 可決(多)	3.31 可決(多)	自民、公明、無	民主、共産、社民、無会、みど、無	16.3.31 23号	287	
– 3.31	4.1	4.6 質疑	4.6 可決(全)	4.7 可決(全)	自民、民主、公明、共産、社民、無会、みど、無	—	16.4.14 30号	298	
– 4.5	4.6	4.8 質疑	4.8 可決(全)	4.9 可決(全)	自民、民主、公明、共産、社民、無会、みど、無	—	16.4.16 33号	299	
– 4.5	4.6		4.8 可決(全)	4.9 可決(全)	自民、民主、公明、共産、社民、無会、みど、無	—	16.4.16 32号	299	
– 4.12	4.13	4.15 質疑	4.15 可決(多)・附帯	4.16 可決(多)	自民、民主、公明、社民、無会、無	共産、みど	16.6.23 135号	294	
– 4.19	4.20	4.22 質疑	4.22 可決(全)・附帯	4.23 可決(全)	自民、民主、公明、共産、社民、無会、みど、無	—	16.6.23 133号	295	
– 4.22	4.22	5.11 質疑 5.13 質疑	5.13 可決(全)・附帯	5.14 可決(全)	自民、民主、公明、共産、社民、無会、みど、無	—	16.6.23 134号	297	
(5.12) 5.12	5.13	5.18 質疑 5.20 質疑 5.25 質疑 5.27 質疑 6.1 質疑 6.3 質疑	6.3 可決(多)	6.5 可決(多)	自民、公明	共産、無	16.6.11 104号	287	5.31 地方公聴会
(5.12) 5.12	5.13		6.3 可決(多)	6.5 可決(多)	自民、公明	共産、無	16.6.11 105号	290	
(5.12) 5.12	5.13		6.3 可決(多)	6.5 可決(全)	自民、公明、共産、無	—	16.6.11 103号	291	

国会議員未納付国民年金保険料に係る公表及び特例保険料の納付に関する法律案(西岡武夫君外4名発議)(参第17号)	16.5.27	—	—	—
児童手当法の一部を改正する法律案(閣法第33号)※	16.2.10	– 3.31・厚生労働	6.4 修正(全)	6.8 修正(多)
社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案(閣法第93号)	16.3.8	– 4.5・厚生労働	6.4 可決(全)	6.8 可決(全)
社会保障に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案(閣法第94号)	16.3.8	– 4.5・厚生労働	6.4 可決(全)	6.8 可決(全)

– 5.31	6.1	—	—	—	—	—	—	300	
– 6.9	6.10	6.10 質疑 6.14 質疑	6.14 可決(多)	6.14 可決(多)	自民、公明、共産、社民、無会(一部)、無	民主、無会(一部)、み ど、無	16.6.18 108号	292	6.10は一括
– 6.9	6.10	6.10 質疑	6.10 可決(全)	6.11 可決(全)	自民、民主、公明、共産、社民、無会、みど、無	—	16.6.18 126号	292	
– 6.9	6.10	6.10 質疑	6.10 可決(全)	6.11 可決(全)	自民、民主、公明、共産、社民、無会、みど、無	—	16.6.18 127号	293	

農林水産委員会

件　名（参議院の委員会への付託順）	提出年月日	衆議院		
		（本会議趣旨説明） 付託日・付託委員会	委員会議決	本会議議決
植物防疫法の一部を改正する法律案（閣法第25号）※	16.2.6	－ 2.27・農林水産	3.17 可決（多）	3.18 可決（多）
森林法の一部を改正する法律案（閣法第36号）	16.2.10	－ 3.16・農林水産	3.23 可決（全）・附帯	3.23 可決（全）
卸売市場法の一部を改正する法律案（閣法第56号）☆	16.2.24	－ 5.24・農林水産	5.27 可決（多）・附帯	6.3 可決（多）
特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第57号）☆	16.2.24	－ 5.24・農林水産	5.27 可決（全）	6.3 可決（全）
競馬法の一部を改正する法律案（閣法第92号）☆	16.3.5	－ 5.26・農林水産	6.1 可決（多）	6.3 可決（多）
農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第49号）	16.2.20	－ 3.31・農林水産	4.21 可決（多）・附帯	4.22 可決（多）
農業改良助長法の一部を改正する法律案（閣法第50号）	16.2.20	－ 3.31・農林水産	4.21 可決（多）・附帯	4.22 可決（多）
青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第51号）	16.2.20	－ 3.31・農林水産	4.21 可決（全）	4.22 可決（全）
家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案（閣法第127号）	16.4.6	（4.8） 4.8・農林水産	4.27 可決（全）	5.7 可決（全）
農業協同組合法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律案（閣法第89号）	16.3.5	（4.8） 4.8・農林水産	5.20 可決（多）	5.21 可決（多）

参議院							公布年月日法律番号	議案要旨掲載頁	備考
(本会議趣旨説明)付託日	委員会			本会議					
	趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
– 3.22	3.23	3.25 質疑	3.30 可決(多)	3.31 可決(多)	自民、公明、無	民主、共産、社民、無会、みど、無	16.3.31 19号	309	
– 3.24	3.25	3.30 質疑	3.30 可決(全)	3.31 可決(多)	自民、民主(一部)、公明、共産、社民、無会、みど、無	民主(一部)	16.3.31 20号	309	
– 3.31	4.1	4.8 質疑	4.8 可決(多)・附帯	4.9 可決(多)	自民、民主、公明、社民、無会、みど、無	共産	16.6.9 96号	312	
– 3.31	4.1		4.8 可決(全)	4.9 可決(全)	自民、民主、公明、共産、社民、無会、みど、無	—	16.6.9 93号	314	
– 4.12	4.13	4.20 質疑	4.20 可決(多)	4.21 可決(多)	自民、民主、公明、社民、無会、みど、無	共産	16.6.9 86号	315	
– 4.26	4.27	5.11 質疑 5.13 参考人 5.18 質疑	5.18 可決(多)・附帯	5.19 可決(多)	自民、民主、公明、社民、無会、みど、無	共産	16.5.26 52号	310	
– 4.26	4.27		5.18 可決(多)・附帯	5.19 可決(多)	自民、民主、公明、社民、無会、みど、無	共産	16.5.26 53号	311	
– 4.26	4.27		5.18 可決(全)	5.19 可決(全)	自民、民主、公明、共産、社民、無会、みど、無	—	16.5.26 54号	312	
– 5.17	5.18	5.25 質疑	5.25 可決(全)	5.26 可決(全)	自民、民主、公明、共産、社民、無会、みど、無	—	16.6.2 68号	316	
(5.28) 5.28	6.1	6.3 質疑 6.10 質疑	6.10 可決(多)	6.11 可決(多)	自民、公明、無会、無	民主、共産、社民、みど、無	16.6.18 107号	314	

経済産業委員会

件　名（参議院の委員会への付託順）	提出年月日	衆議院		
		（本会議趣旨説明） 付託日・付託委員会	委員会議決	本会議議決
工業標準化法の一部を改正する法律案（閣法第72号）☆	16.3.2	－ 5.25・経済産業	5.28 可決（全）・附帯	6.3 可決（全）
独立行政法人産業技術総合研究所法の一部を改正する法律案（閣法第73号）☆	16.3.2	－ 5.25・経済産業	5.28 可決（多）・附帯	6.3 可決（多）
鉱山保安法及び経済産業省設置法の一部を改正する法律案（閣法第74号）☆	16.3.2	－ 5.25・経済産業	5.28 可決（多）・附帯	6.3 可決（多）
中小企業金融公庫法及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部を改正する法律案（閣法第7号）※	16.2.3	(3.12) 3.12・経済産業	3.31 可決（多）・附帯	4.1 可決（多）
中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第8号）	16.2.3	(3.12) 3.12・経済産業	3.31 可決（多）・附帯	4.1 可決（多）
商工会議所法及び商工会法の一部を改正する法律案（閣法第9号）	16.2.3	－ 3.12・経済産業	3.31 可決（全）・附帯	4.1 可決（全）
商品取引所法の一部を改正する法律案（閣法第116号）	16.3.10	－ 3.31・経済産業	4.14 修正（多）・附帯	4.16 修正（多）
特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律案（閣法第117号）	16.3.10	－ 3.31・経済産業	4.14 可決（全）・附帯	4.16 可決（全）
不正競争防止法の一部を改正する法律案（閣法第118号）	16.3.10	－ 3.31・経済産業	4.14 可決（全）	4.16 可決（全）
特許審査の迅速化等のための特許法等の一部を改正する法律案（閣法第37号）※	16.2.10	(4.16) 4.16・経済産業	5.7 可決（多）・附帯	5.11 可決（多）

参議院							公布年月日 法律番号	議案要旨掲載頁	備考
(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
	趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
– 3.29	3.30	4.1 質疑	4.1 可決(全)・附帯	4.2 可決(全)	自民、民主、公明、共産、社民、無会、みど、無	–	16.6.9 95号	332	
– 3.29	3.30		4.1 可決(多)・附帯	4.2 可決(多)	自民、民主、公明、社民、無会、みど、無	共産	16.6.9 83号	333	
– 3.29	3.30		4.1 可決(多)・附帯	4.2 可決(多)	自民、民主、公明、社民、無会、みど、無	共産	16.6.9 94号	334	
(4.7) 4.7	4.8	4.13 質疑	4.13 可決(多)・附帯	4.14 可決(多)	自民、民主、公明、社民、無会、みど、無	共産	16.4.21 35号	327	
(4.7) 4.7	4.8		4.13 可決(多)・附帯	4.14 可決(多)	自民、民主、公明、社民、無会、みど、無	共産	16.4.21 34号	328	
– 4.14	4.15	4.20 質疑	4.20 可決(全)・附帯	4.21 可決(全)	自民、民主、公明、共産、社民、無会、みど、無	–	16.4.28 39号	329	
– 4.22	4.22	4.27 質疑	4.27 可決(多)・附帯	4.28 可決(多)	自民、民主、公明、社民、無会、みど、無	共産	16.5.12 43号	336	
– 4.22	4.22		4.27 可決(全)・附帯	4.28 可決(全)	自民、民主、公明、共産、社民、無会、みど、無	–	16.5.12 44号	338	
– 5.11	5.11	5.18 質疑	5.18 可決(全)	5.19 可決(全)	自民、民主、公明、共産、社民、無会、みど、無	–	16.5.26 51号	339	
– 5.19	5.20	5.25 参考人 5.27 質疑	5.27 可決(多)・附帯	5.28 可決(多)	自民、民主、公明、社民、無会、みど、無	共産	16.6.4 79号	330	

国土交通委員会

件　名（参議院の委員会への付託順）	提出年月日	衆議院		
		（本会議趣旨説明） 付託日・付託委員会	委員会議決	本会議議決
奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第10号）※	16.2.3	－ 2.25・国土交通	3.12 可決(全)・附帯	3.16 可決(全)
東京国際空港における緊急整備事業の円滑な推進に関する特別措置法案（閣法第12号）※	16.2.3	－ 3.5・国土交通	3.16 可決(多)・附帯	3.18 可決(多)
国の補助金等の整理及び合理化等に伴う国土利用計画法及び都市再生特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第11号）※	16.2.3	－ 2.27・国土交通	3.23 可決(多)・附帯	3.23 可決(多)
国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律案（閣法第53号）	16.2.24	－ 3.15・国土交通	3.17 可決(全)	3.18 可決(全)
海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第54号）	16.2.24	－ 3.19・国土交通	3.31 可決(全)	4.1 可決(全)
油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律案（閣法第55号）	16.2.24	－ 3.19・国土交通	3.31 可決(全)	4.1 可決(全)
自動車関係手続における電子情報処理組織の活用のための道路運送車両法等の一部を改正する法律案（閣法第82号）☆	16.3.3	－ 5.13・国土交通	5.19 可決(多)・附帯	5.20 可決(多)
旅行業法の一部を改正する法律案（閣法第80号）☆	16.3.3	－ 5.19・国土交通	5.26 可決(全)	5.27 可決(全)
海上運送事業の活性化のための船員法等の一部を改正する法律案（閣法第81号）☆	16.3.3	－ 5.19・国土交通	5.26 可決(多)・附帯	5.27 可決(多)
高速道路株式会社法案（閣法第112号）	16.3.9	(3.30) 3.30・国土交通	4.23 可決(多)・附帯	4.27 可決(多)
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法案（閣法第113号）	16.3.9	(3.30) 3.30・国土交通	4.23 可決(多)・附帯	4.27 可決(多)
日本道路公団等の民営化に伴う道路関係法律の整備等に関する法律案（閣法第114号）	16.3.9	(3.30) 3.30・国土交通	4.23 可決(多)・附帯	4.27 可決(多)
日本道路公団等民営化関係法施行法案（閣法第115号）	16.3.9	(3.30) 3.30・国土交通	4.23 可決(多)・附帯	4.27 可決(多)

参議院							公布年月日法律番号	議案要旨掲載頁	備考
(本会議趣旨説明)付託日	委員会			本会議					
	趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
– 3.17	3.18	3.24 質疑	3.30 可決(全)・附帯	3.31 可決(全)	自民、民主、公明、共産、社民、無会、みど、無	—	16.3.31 11号	352	
– 3.23	3.24	3.25 質疑	3.30 可決(多)・附帯	3.31 可決(多)	自民、民主、公明、無会(一部)、無	共産、社民、無会(一部)、みど	16.3.31 24号	355	
– 3.24	3.25	3.30 質疑	3.30 可決(多)・附帯	3.31 可決(多)	自民、民主、公明、社民、無会、みど、無	共産	16.3.31 10号	353	
– 3.31	4.1	4.6 質疑	4.6 可決(全)	4.7 可決(全)	自民、民主、公明、共産、社民、無会、みど、無	—	16.4.14 31号	360	
– 4.7	4.8	4.13 質疑	4.13 可決(全)	4.14 可決(全)	自民、民主、公明、共産、社民、無会、みど、無	—	16.4.21 36号	361	
– 4.7	4.8		4.13 可決(全)	4.14 可決(全)	自民、民主、公明、共産、社民、無会、みど、無	—	16.4.21 37号	362	
– 4.14	4.15	4.20 質疑	4.20 可決(多)・附帯	4.21 可決(多)	自民、民主、公明、社民、無会、みど、無	共産	16.5.26 55号	368	
– 4.21	4.22	4.27 質疑	4.27 可決(全)	4.28 可決(全)	自民、民主、公明、共産、社民、無会、みど、無	—	16.6.2 72号	366	
– 4.21	4.22		4.27 可決(多)・附帯	4.28 可決(多)	自民、民主、公明、社民、無会、みど、無	共産	16.6.2 71号	366	
(4.28) 4.28	5.13	5.18 質疑 5.20 質疑 5.25 参考人 5.27 質疑 6.1 質疑	6.1 可決(多)・附帯	6.2 可決(多)	自民、公明、無	民主、共産、社民、無会、みど、無	16.6.9 99号	369	5.24 地方公聴会
(4.28) 4.28	5.13		6.1 可決(多)・附帯	6.2 可決(多)	自民、公明、無	民主、共産、社民、無会、みど、無	16.6.9 100号	372	
(4.28) 4.28	5.13		6.1 可決(多)・附帯	6.2 可決(多)	自民、公明、無	民主、共産、社民、無会、みど、無	16.6.9 101号	373	
(4.28) 4.28	5.13		6.1 可決(多)・附帯	6.2 可決(多)	自民、公明、無	民主、共産、社民、無会、みど、無	16.6.9 102号	375	

建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律案(閣法第78号)☆	16.3.3	– 5.14・国土交通	5.21 可決(多)・附帯	5.25 可決(多)
不動産取引の円滑化のための地価公示法及び不動産の鑑定評価に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第79号)☆	16.3.3	– 5.14・国土交通	5.21 可決(全)・附帯	5.25 可決(全)
景観法案(閣法第38号)	16.2.12	(4.20) 4.20・国土交通	5.14 可決(全)・附帯	5.14 可決(全)
景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(閣法第39号)※	16.2.12	(4.20) 4.20・国土交通	5.14 可決(多)・附帯	5.14 可決(多)
都市緑地保全法等の一部を改正する法律案(閣法第40号)※	16.2.12	(4.20) 4.20・国土交通	5.14 可決(全)・附帯	5.14 可決(全)
特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法案(国土交通委員長提出)(衆第44号)	16.6.1			6.3 可決(多)

– 5.10	5.11	5.13 質疑	5.13 可決(多)・附帯	5.14 可決(多)	自民、民主、公明、社民、無会、みど、無	共産	16.6.2 67号	363	
– 5.10	5.11		5.13 可決(全)・附帯	5.14 可決(全)	自民、民主、公明、共産、社民、無会、みど、無	—	16.6.2 66号	365	
(6.2) 6.2	6.3	6.10 質疑	6.10 可決(全)・附帯	6.11 可決(全)	自民、民主、公明、共産、社民、無会、みど、無	—	16.6.18 110号	356	
(6.2) 6.2	6.3		6.10 可決(多)・附帯	6.11 可決(多)	自民、民主、公明、社民、無会、みど、無	共産	16.6.18 111号	358	
(6.2) 6.2	6.3		6.10 可決(全)・附帯	6.11 可決(全)	自民、民主、公明、共産、社民、無会、みど、無	—	16.6.18 109号	359	
– 6.9	6.10	6.11 質疑	6.11 可決(多)	6.14 可決(多)	自民、民主、公明、無会、無	共産、社民、みど	16.6.18 125号	376	

環境委員会

件　名（参議院の委員会への付託順）	提出年月日	衆議院		
		（本会議趣旨説明） 付託日・付託委員会	委員会議決	本会議議決
特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律案（閣法第125号）☆	16.3.10	－ 5.14・環境	5.25 可決（多）・附帯	5.27 可決（多）
外来生物種規制法案（小川勝也君外3名発議）（参第10号）	16.3.17	—	—	—
廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第71号）	16.3.2	－ 3.11・環境	3.30 可決（全）・附帯	4.1 可決（全）
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第119号）	16.3.10	－ 3.29・環境	4.9 可決（全）	4.13 可決（全）
大気汚染防止法の一部を改正する法律案（閣法第120号）	16.3.10	－ 4.5・環境	4.20 可決（全）	4.22 可決（全）
環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律案（閣法第121号）	16.3.10	－ 4.5・環境	5.14 可決（全）	5.18 可決（全）

参議院							公布年月日法律番号	議案要旨掲載頁	備考
(本会議趣旨説明)付託日	委員会			本会議					
	趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
(4.2) 4.2	4.6	4.8 質疑 4.13 参考人 4.15 質疑	4.15 可決(多)	4.16 可決(多)	自民、公明、共産、社民、無会(一部)、みど(一部)、無	民主、無会(一部)、みど(一部)、無	16.6.2 78号	388	
(4.2) 4.2	4.6		—	—	—	—	—	389	
– 4.14	4.15	4.20 質疑	4.20 可決(全)・附帯	4.21 可決(全)	自民、民主、公明、共産、社民、無会、みど、無	—	16.4.28 40号	385	
– 4.21	4.22	5.11 質疑	5.11 可決(全)	5.12 可決(全)	自民、民主、公明、共産、社民、無会、みど、無	—	16.5.19 48号	386	
– 5.12	5.13	5.18 質疑	5.18 可決(全)	5.19 可決(全)	自民、民主、公明、共産、社民、無会、みど、無	—	16.5.26 56号	387	
– 5.19	5.20	5.25 質疑	5.25 可決(全)	5.26 可決(全)	自民、民主、公明、共産、社民、無会、みど、無	—	16.6.2 77号	388	

予算委員会

件　名（参議院の委員会への付託順）	提出年月日	衆議院		
		（本会議趣旨説明） 付託日・付託委員会	委員会議決	本会議議決
平成十五年度一般会計補正予算（第１号）（閣予第1号）	16.1.19	（1.19 財政演説） 1.19・予算	1.30 可決（全）	1.31 可決（多）
平成十五年度特別会計補正予算（特第１号）（閣予第2号）	16.1.19	（1.19 財政演説） 1.19・予算	1.30 可決（全）	1.31 可決（多）
平成十五年度政府関係機関補正予算（機第１号）（閣予第3号）	16.1.19	（1.19 財政演説） 1.19・予算	1.30 可決（全）	1.31 可決（多）
平成十六年度一般会計予算（閣予第4号）	16.1.19	（1.19 財政演説） 1.19・予算	3.5 可決（多）	3.5 可決（多）
平成十六年度特別会計予算（閣予第5号）	16.1.19	（1.19 財政演説） 1.19・予算	3.5 可決（多）	3.5 可決（多）
平成十六年度政府関係機関予算（閣予第6号）	16.1.19	（1.19 財政演説） 1.19・予算	3.5 可決（多）	3.5 可決（多）

参議院							議案要旨掲載頁	備考
(本会議趣旨説明)付託日	委員会			本会議				
	趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派		
(1.19 財政演説) 1.19予備付託 1.31本付託	1.23(予備)		2.9 可決(多)	2.9 可決(多)	自民、公明、無会(一部)	民主、共産、社民、無会(一部)、みど、無		
(1.19 財政演説) 1.19予備付託 1.31本付託	1.23(予備)	2.3 総括質疑 2.4 総括質疑・一般質疑 2.5 締めくくり質疑	2.9 可決(多)	2.9 可決(多)	自民、公明、無会(一部)	民主、共産、社民、無会(一部)、みど、無	401	
(1.19 財政演説) 1.19予備付託 1.31本付託	1.23(予備)		2.9 可決(多)	2.9 可決(多)	自民、公明、無会(一部)	民主、共産、社民、無会(一部)、みど、無		
(1.19 財政演説) 1.19予備付託 3.5本付託	1.23(予備)	3.9 基本的質疑 3.10 基本的質疑	3.26 可決(多)	3.26 可決(多)	自民、公明	民主、共産、社民、無会、みど、無		
(1.19 財政演説) 1.19予備付託 3.5本付託	1.23(予備)	3.11 一般質疑 3.12 一般質疑 3.15 一般質疑 3.16 集中審議 3.17 一般質疑 3.18 公聴会 3.19 一般質疑	3.26 可決(多)	3.26 可決(多)	自民、公明	民主、共産、社民、無会、みど、無	403	3.24 3.25 委嘱審査
(1.19 財政演説) 1.19予備付託 3.5本付託	1.23(予備)	3.22 一般質疑 3.23 集中審議 3.26 締めくくり質疑	3.26 可決(多)	3.26 可決(多)	自民、公明	民主、共産、社民、無会、みど、無		

決算委員会

件　名（参議院の委員会への付託順）	提出年月日	衆議院		
		(本会議趣旨説明) 付託日・付託委員会	委員会議決	本会議議決
平成十四年度一般会計歳入歳出決算、平成十四年度特別会計歳入歳出決算、平成十四年度国税収納金整理資金受払計算書、平成十四年度政府関係機関決算書	16.1.19	－ 4.12・決算行監	6.2 議決(多)	6.3 議決(多)
平成十四年度国有財産増減及び現在額総計算書	16.1.19	－ 4.12・決算行監	6.2 是認(全)	6.3 是認(多)
平成十四年度国有財産無償貸付状況総計算書	16.1.19	－ 4.12・決算行監	6.2 是認(全)	6.3 是認(多)
平成十四年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書	16.1.19	－ 4.13・決算行監	4.28 承諾(全)	5.7 承諾(多)
平成十四年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書	16.1.19	－ 4.13・決算行監	4.28 承諾(全)	5.7 承諾(全)
平成十四年度特別会計予算総則第十五条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書	16.1.19	－ 4.13・決算行監	4.28 承諾(多)	5.7 承諾(多)

参議院							議案要旨掲載頁	備考
(本会議趣旨説明)付託日	委員会			本会議				
	趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派		
(2.27 財務大臣の報告聴取) 2.27	2.27	3.8 全般質疑 3.15 参考人 3.22 参考人 3.31 質疑 4.5 質疑 4.12 質疑	5.31 是認(多)・内閣に対する警告(全)・要請決議(全)	6.2 是認(多)	自民、公明、無	民主、共産、社民、無会、みど、無	417	
				内閣に対する警告(全)				
– 2.27	2.27	4.21 質疑 4.26 質疑 5.10 質疑・自由討議 5.17 質疑	5.31 是認(多)	6.2 是認(多)	自民、民主、公明、無会、無	共産、社民、みど	418	
– 2.27	2.27	5.19 締めくくり総括的質疑 5.31 締めくくり総括質疑	5.31 是認(多)	6.2 是認(多)	自民、民主、公明、共産、無会、みど(一部)、無	社民、みど(一部)	418	
– 5.28	5.31	5.31 質疑	5.31 承諾(多)	6.2 承諾(多)	自民、民主、公明、無会、無	共産、社民、みど	418	
– 5.28	5.31		5.31 承諾(全)	6.2 承諾(多)	自民、民主、公明、共産、社民、無会、無	みど	418	
– 5.28	5.31		5.31 承諾(多)	6.2 承諾(多)	自民、公明、無会(一部)、無	民主、共産、社民、無会(一部)、みど、無	418	

議院運営委員会

件　名（参議院の委員会への付託順）	提出年月日	衆議院		
		（本会議趣旨説明） 付託日・付託委員会	委員会議決	本会議議決
国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案（議院運営委員長提出）（衆第15号）	16.3.18			3.18 可決（全）
国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（議院運営委員長提出）（衆第29号）	16.4.9			4.9 可決（多）

参議院							公布年月日法律番号	議案要旨掲載頁	備考
(本会議趣旨説明)付託日	委員会			本会議					
	趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
– 3.29	3.31	—	3.31 可決(全)	3.31 可決(多)	自民、民主、公明、共産、社民、無会(一部)、みど、無	無会(一部)	16.3.31 5号	434	
– 5.11	5.12	5.12 質疑	5.12 可決(多)	5.12 可決(多)	自民、民主(一部)、公明、社民、無会、みど、無	民主(一部)、共産	16.5.19 46号	434	

災害対策特別委員会

件　名（参議院の委員会への付託順）	提出年月日	衆議院		
		（本会議趣旨説明） 付託日・付託委員会	委員会議決	本会議議決
日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法案（災害対策特別委員長提出）（衆第８号）	16.3.11			3.12 可決（全）
被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案（閣法第４号）※	16.2.3	－ 3.5・災害対策	3.18 可決（全）・附帯	3.23 可決（全）

参議院							公布年月日法律番号	議案要旨掲載頁	備考
(本会議趣旨説明)付託日	委員会			本会議					
	趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
－ 3.19	3.19	－	3.19 可決(全)	3.26 可決(全)	自民、民主、公明、共産、社民、無会、みど、無	－	16.4.27号	440	
－ 3.25	3.26	3.29 質疑	3.29 可決(全)・附帯	3.31 可決(全)	自民、民主、公明、共産、社民、無会、みど、無	－	16.3.31 13号	439	

イラク人道復興支援活動等及び武力攻撃事態等への対処に関する特別委員会

件　名（参議院の委員会への付託順）	提出年月日	衆議院		
		（本会議趣旨説明） 付託日・付託委員会	委員会議決	本会議議決
イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法第六条第一項の規定に基づき、自衛隊の部隊等による人道復興支援活動及び安全確保支援活動の各活動の実施に関し承認を求めるの件（閣承認第１号）	16.1.19	(1.27) 1.27・イラク支援	1.30 承認（多）	1.31 承認(多)
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律案（閣法第98号）	16.3.9	(4.13) 4.13・事態対処	5.20 修正(多)・附帯	5.20 修正(多)
武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律案（閣法第99号）	16.3.9	(4.13) 4.13・事態対処	5.20 可決(多)	5.20 可決(多)
武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律案（閣法第100号）	16.3.9	(4.13) 4.13・事態対処	5.20 修正(多)	5.20 修正(多)
国際人道法の重大な違反行為の処罰に関する法律案（閣法第101号）	16.3.9	(4.13) 4.13・事態対処	5.20 可決(多)	5.20 可決(多)
武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律案（閣法第102号）	16.3.9	(4.13) 4.13・事態対処	5.20 可決(多)	5.20 可決(多)
武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律案（閣法第103号）	16.3.9	(4.13) 4.13・事態対処	5.20 可決(多)	5.20 可決(多)
自衛隊法の一部を改正する法律案（閣法第104号）	16.3.9	(4.13) 4.13・事態対処	5.20 可決(多)	5.20 可決(多)
日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定の締結について承認を求めるの件（閣条第10号）	16.3.9	(4.13) 4.13・事態対処	5.20 承認(多)	5.20 承認(多)
千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書Ⅰ）の締結について承認を求めるの件（閣条第11号）	16.3.9	(4.13) 4.13・事態対処	5.20 承認(全)	5.20 承認(全)
千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の非国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書Ⅱ）の締結について承認を求めるの件（閣条第12号）	16.3.9	(4.13) 4.13・事態対処	5.20 承認(全)	5.20 承認(全)

参議院							公布年月日法律番号	議案要旨掲載頁	備考
(本会議趣旨説明)付託日	委員会			本会議					
	趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
(2.4) 2.4	2.4	2.5 質疑 2.6 質疑 2.9 参考人・質疑	2.9 承認(多)	2.9 承認(多)	自民、公明、無会(一部)	民主、共産、社民、無会(一部)、みど、無		476	
(5.26) 5.26	5.26		6.14 可決(多)・附帯	6.14 可決(多)	自民、民主(一部)、公明、無会(一部)、無	民主(一部)、共産、社民、無会(一部)、みど	16.6.18 112号	462	
(5.26) 5.26	5.26		6.14 可決(多)	6.14 可決(多)	自民、民主(一部)、公明、無会(一部)、無	民主(一部)、共産、社民、無会(一部)、みど	16.6.18 113号	464	
(5.26) 5.26	5.26		6.14 可決(多)	6.14 可決(多)	自民、民主(一部)、公明、無会(一部)、無	民主(一部)、共産、社民、無会(一部)、みど	16.6.18 114号	466	
(5.26) 5.26	5.26		6.14 可決(多)	6.14 可決(多)	自民、民主(一部)、公明、無会(一部)、無	民主(一部)、共産、社民、無会(一部)、みど	16.6.18 115号	467	
(5.26) 5.26	5.26	5.27 質疑 5.28 質疑 6.1 質疑 6.2 質疑	6.14 可決(多)	6.14 可決(多)	自民、民主(一部)、公明、無会(一部)、無	民主(一部)、共産、社民、無会(一部)、みど	16.6.18 116号	467	
(5.26) 5.26	5.26	6.3 質疑 6.10 質疑 6.11 参考人・質疑 6.14 質疑	6.14 可決(多)	6.14 可決(多)	自民、民主(一部)、公明、無会(一部)、無	民主(一部)、共産、社民、無会(一部)、みど	16.6.18 117号	469	
(5.26) 5.26	5.26		6.14 可決(多)	6.14 可決(多)	自民、民主(一部)、公明、無会(一部)、無	民主(一部)、共産、社民、無会(一部)、みど	16.6.18 118号	471	
(5.26) 5.26	5.26		6.14 承認(多)	6.14 承認(多)	自民、民主(一部)、公明、無会(一部)、無	民主(一部)、共産、社民、無会(一部)、みど		471	
(5.26) 5.26	5.26		6.14 承認(全)	6.14 承認(全)	自民、民主、公明、共産、社民、無会、みど、無	—		472	
(5.26) 5.26	5.26		6.14 承認(全)	6.14 承認(全)	自民、民主、公明、共産、社民、無会、みど、無	—		475	

共生社会に関する調査会

件　名（参議院の委員会への付託順）	提出年月日	衆議院		
		（本会議趣旨説明） 付託日・付託委員会	委員会議決	本会議議決
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律案（共生社会に関する調査会長提出）（参第13号）	16.3.25	－ 5.21・法務	5.26 可決（全）	5.27 可決（全）

参議院							公布年月日法律番号	議案要旨掲載頁	備考
(本会議趣旨説明)付託日	委員会			本会議					
	趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
				3.26 可決(多)	自民、民主、公明、共産、社民、無会、みど(一部)、無	みど(一部)	16.6.2 64号	493	

委員会未付託議案

（内閣提出法律案）

件　名（提出年月日順）	提出年月日	衆議院		
		（本会議趣旨説明） 付託日・付託委員会	委員会議決	本会議議決
児童福祉法の一部を改正する法律案（閣法第34号）※	16.2.10	－ 3.31・厚生労働	継続審査	
育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第35号）	16.2.10	－ 5.27・厚生労働	継続審査	
犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案（閣法第46号）	16.2.20	－ 4.5・法務	継続審査	
民事訴訟費用等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第65号）	16.3.2	－ 4.5・法務	継続審査	
民事関係手続の改善のための民事訴訟法等の一部を改正する法律案（閣法第77号）	16.3.3	－ 4.5・法務	継続審査	
信託業法案（閣法第85号）	16.3.5	(4.22) 4.22・財務金融	継続審査	
労働組合法の一部を改正する法律案（閣法第88号）	16.3.5	－ 4.5・厚生労働	継続審査	

（本院議員提出法律案）

件　名（提出年月日順）	提出年月日	衆議院		
		（本会議趣旨説明） 付託日・付託委員会	委員会議決	本会議議決
政治資金規正法の一部を改正する法律案（池田幹幸君外6名発議）（参第1号）	16.1.23	－	－	－
政党助成法を廃止する法律案（池田幹幸君外6名発議）（参第2号）	16.1.23	－	－	－
国の行政機関等の職員等の営利企業等への就職の制限等に関する法律案（宮本岳志君外6名発議）（参第3号）	16.1.23	－	－	－

参議院							公布年月日法律番号	議案要旨掲載頁	備考
(本会議趣旨説明)付託日	委員会			本会議					
	趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
—	—	—	—	—	—	—	—	496	
—	—	—	—	—	—	—	—	496	
—	—	—	—	—	—	—	—	496	
—	—	—	—	—	—	—	—	496	
—	—	—	—	—	—	—	—	497	
—	—	—	—	—	—	—	—	497	
—	—	—	—	—	—	—	—	497	

参議院							公布年月日法律番号	議案要旨掲載頁	備考
(本会議趣旨説明)付託日	委員会			本会議					
	趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
—	—	—	—	—	—	—	—	497	
—	—	—	—	—	—	—	—	497	
—	—	—	—	—	—	—	—	497	

永住外国人に対する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権及び被選挙権等の付与に関する法律案(池田幹幸君外7名発議)(参第4号)	16.1.23	—	—	—
地域金融の活性化に関する法律案(池田幹幸君外6名発議)(参第5号)	16.1.23	—	—	—
中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律案(池田幹幸君外6名発議)(参第6号)	16.1.23	—	—	—
短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律案(吉川春子君外8名発議)(参第7号)	16.2.10	—	—	—
食育基本法案(福島啓史郎君外4名発議)(参第9号)	16.3.15	—	—	—
乳幼児医療費の支給に関する法律案(井上美代君外1名発議)(参第11号)	16.3.23	—	—	—
青少年健全育成基本法案(中曽根弘文君外3名発議)(参第12号)	16.3.24	—	—	—
身体障害者福祉法の一部を改正する法律案(櫻井充君外4名発議)(参第15号)	16.4.12	—	—	—
民法の一部を改正する法律案(千葉景子君外9名発議)(参第16号)	16.5.14	—	—	—
地域金融の円滑化に関する法律案(櫻井充君外4名発議)(参第18号)	16.6.2	—	—	—
高齢期等において国民が安心して暮らすことのできる社会を実現するための公的年金制度の抜本的改革を推進する法律案(山本孝史君外4名発議)(参第19号)	16.6.2	—	—	—
長時間にわたる時間外労働等から労働者を保護するための労働基準法及び労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(小池晃君外7名発議)(参第20号)	16.6.3	—	—	—
解雇等の規制に関する法律案(小池晃君外7名発議)(参第21号)	16.6.3	—	—	—
解雇等の規制に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(小池晃君外7名発議)(参第22号)	16.6.3	—	—	—
戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案(岡崎トミ子君外12名発議)(参第23号)	16.6.9	—	—	—
干潟海域の保全等に関する法律案(岩佐恵美君外2名発議)(参第24号)	16.6.10	—	—	—

—	—	—	—	—	—	—	—	498	
—	—	—	—	—	—	—	—	498	
—	—	—	—	—	—	—	—	498	
—	—	—	—	—	—	—	—	498	
—	—	—	—	—	—	—	—	498	6.3 撤回
—	—	—	—	—	—	—	—	499	
—	—	—	—	—	—	—	—	499	
—	—	—	—	—	—	—	—	499	
—	—	—	—	—	—	—	—	499	
—	—	—	—	—	—	—	—	499	
—	—	—	—	—	—	—	—	499	
—	—	—	—	—	—	—	—	500	
—	—	—	—	—	—	—	—	500	
—	—	—	—	—	—	—	—	500	
—	—	—	—	—	—	—	—	500	
—	—	—	—	—	—	—	—	500	

（予備費等支出承諾）

件　名（提出年月日順）	提出年月日	衆議院		
		（本会議趣旨説明） 付託日・付託委員会	委員会議決	本会議議決
平成十五年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）	16.3.19	－ 6.11・決算行監	継続審査	
平成十五年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）	16.3.19	－ 6.11・決算行監	継続審査	
平成十五年度特別会計予算総則第十四条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その1）	16.3.19	－ 6.11・決算行監	継続審査	
平成十五年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）	16.5.18	－ 6.11・決算行監	継続審査	
平成十五年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）	16.5.18	－ 6.11・決算行監	継続審査	
平成十五年度特別会計予算総則第十四条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その2）	16.5.18	－ 6.11・決算行監	継続審査	

（NHK決算）

件　名（提出年月日順）	提出年月日	衆議院		
		（本会議趣旨説明） 付託日・付託委員会	委員会議決	本会議議決
日本放送協会平成十三年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書	15.2.14 （156回）	－ 16.1.19・総務	―	―
日本放送協会平成十四年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書	16.2.10	―	―	―

参議院							公布年月日法律番号	議案要旨掲載頁	備考
(本会議趣旨説明)付託日	委員会			本会議					
	趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
—	—	—	—	—	—	—	—	501	
—	—	—	—	—	—	—	—	501	
—	—	—	—	—	—	—	—	501	
—	—	—	—	—	—	—	—	501	
—	—	—	—	—	—	—	—	501	
—	—	—	—	—	—	—	—	502	

参議院							公布年月日法律番号	議案要旨掲載頁	備考
(本会議趣旨説明)付託日	委員会			本会議					
	趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
—	—	—	—	—	—	—	—	502	
—	—	—	—	—	—	—	—	502	

1　本会議審議経過

○平成16年１月19日（月）

開会　午前10時１分

日程第１　議席の指定

議長は、議員の議席を指定した。

議員井上吉夫君逝去につき哀悼の件

本件は、議長から既に弔詞をささげた旨報告し、その弔詞を朗読した。次いで、藁科満治君が哀悼の辞を述べた。

特別委員会設置の件

本件は、議長発議により、

災害に関する諸問題を調査しその対策樹立に資するため委員20名から成る**災害対策特別委員会**、

沖縄及び北方問題に関する対策樹立に資するため委員20名から成る**沖縄及び北方問題に関する特別委員会**、

金融問題及び経済活性化に関する調査のため委員25名から成る**金融問題及び経済活性化に関する特別委員会**、

政治倫理の確立及び選挙制度に関する調査のため委員35名から成る**政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会**を設置することに全会一致をもって決し、

イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動等並びに武力攻撃事態等への対処に関する調査のため委員40名から成る**イラク人道復興支援活動等及び武力攻撃事態等への対処に関する特別委員会**を設置することに決し、

議長は、特別委員を指名した。

休憩　午前10時21分

再開　午後３時41分

日程第２　国務大臣の演説に関する件

小泉内閣総理大臣は施政方針に関し、川口外務大臣は外交に関し、谷垣財務大臣は財政に関し、竹中国務大臣は経済に関してそれぞれ演説をした。

国務大臣の演説に対する質疑は、延期することに決した。

散会　午後５時

○平成16年１月22日（木）

開会　午前10時１分

日程第１　国務大臣の演説に関する件（第２日）

藁科満治君、竹山裕君は、それぞれ質疑をした。

残余の質疑は、延期することに決した。

散会　午前11時38分

○平成16年１月23日（金）

開会　午前10時１分

日程第１　国務大臣の演説に関する件（第３日）

浜四津敏子君、西山登紀子君は、それぞれ質疑をした。

休憩　午前11時42分

再開　午後１時１分

議長は、新たに当選した議員樋口俊一君を議院に紹介した後、同君を法務委員に指名した。

休憩前に引き続き、国務大臣の演説に対し、小川勝也君、加藤紀文君、福島瑞穂君は、それぞれ質疑をした。

議長は、質疑が終了したことを告げた。

散会　午後２時50分

○平成16年２月４日（水）

開会　午後０時１分

元本院副議長阿具根登君逝去につき哀悼の件

本件は、議長発議により院議をもって弔詞をささげることに決し、議長は、弔詞を朗読した。

元議員白木義一郎君逝去につき哀悼の件

本件は、議長発議により院議をもって弔詞をささげることに決し、議長は、弔詞を朗読した。

日程第１　イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法第六条第一項の規定に基づき、自衛隊の部隊等による人道復興支援活動及び安全確保支援活動の各活動の実施に関し承認を求めるの件（趣旨説明）

本件は、石破国務大臣から趣旨説明があった後、齋藤勁君、小泉親司君がそれぞれ質疑をした。

散会　午後０時52分

○平成16年２月９日（月）

開会　午後６時31分

裁判官訴追委員予備員辞任の件

本件は、裁判官訴追委員予備員松村龍二君の辞任を許可することに決した。

裁判官訴追委員予備員等各種委員の選挙

本選挙は、その手続を省略して議長の指名によること及び裁判官訴追委員予備員の職務を行う順序は議長に一任することに決し、議長は、

裁判官訴追委員予備員に福山哲郎君、

検察官適格審査会委員に上野公成君、

同予備委員に山内俊夫君（上野公成君の予備委員）を指名した。

また、裁判官訴追委員予備員の職務を行う順序は、第３順位の堀利和君を第２順位とし、第４順位の羽田雄一郎君を第３順位とし、福山哲郎君を第４順位とした。

平成十五年度一般会計補正予算（第１号）

平成十五年度特別会計補正予算（特第１号）

平成十五年度政府関係機関補正予算（機第１号）

以上３案は、日程に追加し、予算委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があって、討論の後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成136、反対103にて可決された。

日程第１　平成十五年度の水田農業経営確立助成補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案（衆議院提出）

外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

平成十四年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

農業共済再保険特別会計の農業勘定における平成十五年度の再保険金の支払財源の不足に充てるために行う積立金の歳入への繰入れに関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

以上４案（第２乃至第４の議案は日程に追加）は、財政金融委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第１及び日程追加の第４の議案は賛成241、反対０にて全会一致をもって可決、日程追加の第２の議案は賛成210、反対23にて可決、日程追加の第３の議案は賛成138、反対103にて可決された。

イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法第六条第一項の規定に基づき、自衛隊の部隊等による人道復興支援活動及び安全確保支援活動の各活動の実施に関し承認を求めるの件（衆議院送付）

本件は、日程に追加し、イラク人道復興支援活動等及び武力攻撃事態等への対処に関する特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があって、討論の後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成138、反対103にて承認することに決した。

散会　午後７時35分

○平成16年２月16日（月）

開会　午後１時１分

日程第１　国家公務員等の任命に関する件

本件は、押しボタン式投票をもって採決の結果、

検査官に西村正紀君を任命することに、賛成112、反対76にて同意することに決し、

情報公開審査会委員に矢崎秀一君を任命することに、賛成182、反対５にて同意することに決し、

情報公開審査会委員に大熊まさよ君を任命することに、賛成185、反対２にて同意することに決し、

情報公開審査会委員に寳金敏明君を任命することに、賛成164、反対23にて同意することに決し、

情報公開審査会委員に吉岡睦子君、秋山幹男君、宇賀克也君、髙木佳子君、戸松秀典君、松井茂記君、

労働保険審査会委員に来本笑子君、平岡昌和君、

航空・鉄道事故調査委員会委員長に佐藤淳造君、

同委員に垣本由紀子君、松尾亜紀子君を任命することに、賛成187、反対０にて全会一致をもって同意することに決し、

航空・鉄道事故調査委員会委員に楠木行雄君、加藤晋君を任命することに、賛成167、反対21にて同意することに決した。

散会　午後１時８分

○平成16年２月27日（金）

開会　午前10時１分

日程第１　国務大臣の報告に関する件（平成十四年度決算の概要について）

本件は、谷垣財務大臣から報告があった後、南野知惠子君、川橋幸子君、山本香苗君、大沢辰美君、又市征治君がそれぞれ質疑をした。

散会　午前11時41分

○平成16年３月12日（金）

開会　午前10時１分

日程第１　中央選挙管理会委員及び同予備委員の指名

本指名は、議長に一任することに決し、議長は、

中央選挙管理会委員に坂田桂三君、浅野大三郎君、足立良平君、後藤茂君、猪熊重二君、

同予備委員に元宿仁君、今井正彦君、西川洋君、尾崎智子君、鳥居一雄君を指名した。

平成十六年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案及び所得税法等の一部を改正する法律案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、谷垣財務大臣から趣旨説明があった後、山根隆治君が質疑をした。

国務大臣の報告に関する件（平成十六年度地方財政計画について）

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案、所得譲与税法案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案（趣旨説明）

以上両件は、日程に追加し、麻生総務大臣から報告及び趣旨説明があった後、広中和歌子君、宮本岳志君がそれぞれ質疑をした。

散会　午前11時41分

○平成16年３月19日（金）

開会　午前10時１分

義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法の一部を改正する法律案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、河村文部科学大臣から趣旨説明があった後、中島章夫君が質疑をした。

日程第１　所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の条約の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

本件は、外交防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成179、反対22にて承認することに決した。

散会　午前10時32分

○平成16年３月26日（金）

開会　午後３時11分

平成十六年度一般会計予算

平成十六年度特別会計予算

平成十六年度政府関係機関予算

以上３案は、日程に追加し、予算委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があって、討論の後、本院規則第138条に基づく要求により、記名投票をもって採決の結果、賛成134、反対101にて可決された。

日程第１　日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法案（衆議院提出）

本案は、災害対策特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成229、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第２　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律案（共生社会に関する調査会長提出）

本案は、共生社会に関する調査会長から趣旨説明があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成227、反対１にて可決された。

平成十六年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

所得税法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

以上両案は、日程に追加し、財政金融委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があって、討論の後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成132、反対96にて可決された。

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

所得譲与税法案（内閣提出、衆議院送付）

地方交付税法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

以上４案は、日程に追加し、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があって、第１ないし第３の議案に対する討論の後、押しボタン式投票をもって採決の結果、第１ないし第３の議案は賛成129、反対94にて可決、第４の議案は賛成222、反対０にて全会一致をもって可決された。

参議院事務局職員定員規程の一部改正に関する件

本件は、議長発議に係る参議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案を可決した。

散会　午後４時42分

○平成16年３月31日（水）

開会　午前10時１分

国家公務員等の任命に関する件

本件は、押しボタン式投票をもって採決の結果、

人事官に谷公士君を任命することに、賛成144、反対74にて同意することに決し、

会計検査院情報公開審査会委員に碓井光明君、早坂禧子君、河野正男君、

衆議院議員選挙区画定審議会委員に村松岐夫君、早川正德君、大石眞君、眞柄秀子君、稲葉馨君、小田原満知子君、

公認会計士・監査審査会会長に金子晃君、

同委員に脇田良一君、引頭麻実君、田島優子君、辻山栄子君、平松一夫君、吉井毅君、

中央更生保護審査会委員に山上皓君、

中央社会保険医療協議会委員に土田武史君を任命することに、賛成217、反対０にて全会一致をもって同意することに決し、

原子力安全委員会委員に鈴木篤之君を任命することに、賛成192、反対26にて同意することに決し、

原子力安全委員会委員に早田邦久君を任命することに、賛成209、反対７にて同意することに決し、

原子力安全委員会委員に久住静代君を任命することに、賛成214、反対５にて同意することに決し、

衆議院議員選挙区画定審議会委員に吉田弘正君を任命することに、賛成197、反対21にて同意することに決し、

公認会計士・監査審査会委員に奥山章雄君を任命することに、賛成130、反対88にて同意することに決し、

公認会計士・監査審査会委員に髙橋厚男君、中村芳夫君を任命することに、賛成196、反対19にて同意することに決した。

日程第１　被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、災害対策特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成223、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第２　在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、外交防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成224、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第３　裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第４　裁判所法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第５　弁護士法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

以上３案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成225、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第６　関税定率法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、財政金融委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成207、反対19にて可決された。

日程第７　警察法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成225、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第８　平成十六年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第９　児童福祉法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

以上両案は、厚生労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成128、反対97にて可決された。

日程第10　森林法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第11　植物防疫法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

以上両案は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第10は賛成225、反対１にて可決、日程第11は賛成128、反対97にて可決された。

日程第12　放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件（衆議院送付）

本件は、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成226、反対０にて全会一致をもって承認することに決した。

日程第13　国の補助金等の整理及び合理化等に伴う国土利用計画法及び都市再生特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第14　奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第15　東京国際空港における緊急整備事業の円滑な推進に関する特別措置法案（内閣提出、衆議院送付）

以上３案は、国土交通委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第13は賛成206、反対19にて可決、日程第14は賛成224、反対０にて全会一致をもって可決、日程第15は賛成199、反対27にて可決された。

日程第16　義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、文教科学委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成129、反対96にて可決された。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案（衆議院提出）

本案は、日程に追加し、議院運営委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成223、反対２にて可決された。

散会　午前10時55分

○平成16年４月２日（金）

開会　午前10時１分

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律案及び外来生物種規制法案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、小池環境大臣、本院議員小川勝也君から順次趣旨説明があっ

た後、ツルネンマルテイ君が質疑をした。

日程第１　工業標準化法の一部を改正する法律案（内閣提出）

日程第２　独立行政法人産業技術総合研究所法の一部を改正する法律案（内閣提出）

日程第３　鉱山保安法及び経済産業省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出）

以上３案は、経済産業委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第１は賛成188、反対０にて全会一致をもって可決、日程第２及び第３は賛成167、反対20にて可決された。

散会　午前10時41分

○平成16年４月７日（水）

開会　午前10時１分

出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案及び難民等の保護に関する法律案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、野沢法務大臣、本院議員江田五月君から順次趣旨説明があった後、千葉景子君が質疑をした。

中小企業金融公庫法及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部を改正する法律案及び中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律の一部を改正する法律案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、中川経済産業大臣から趣旨説明があった後、勝木健司君が質疑をした。

日程第１　航空業務に関する日本国とウズベキスタン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

日程第２　外務省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

以上両件は、外交防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第１は賛成205、反対０にて全会一致をもって承認することに決し、日程第２は賛成199、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第３　国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、国土交通委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成205、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第４　児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律案（衆議院提出）

本案は、厚生労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成205、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第５　破産法案（内閣提出）

日程第６　破産法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出）

以上両案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成203、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第７　日本学術会議法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、文教科学委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタ

ン式投票をもって採決の結果、賛成205、反対０にて全会一致をもって可決された。
散会　午前11時41分

○平成16年４月９日（金）

開会　午前10時１分

日程第１　クリーニング業法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

日程第２　公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（衆議院提出）

以上両案は、厚生労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成187、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第３　消防法及び石油コンビナート等災害防止法の一部を改正する法律案（内閣提出）

本案は、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成187、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第４　道路交通法の一部を改正する法律案（内閣提出）

本案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成128、反対58にて可決された。

日程第５　卸売市場法の一部を改正する法律案（内閣提出）

日程第６　特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出）

以上両案は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第５は賛成167、反対18にて可決、日程第６は賛成185、反対０にて全会一致をもって可決された。

散会　午前10時16分

○平成16年４月14日（水）

開会　午前10時１分

日程第１　海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第２　油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

以上両案は、国土交通委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

日程第３　放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

本案は、文教科学委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

日程第４　中小企業金融公庫法及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第５　中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

以上両案は、経済産業委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決

された。
散会　午前10時12分

○平成16年４月16日（金）
開会　午前10時１分
日程第１　社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件
日程第２　社会保障に関する日本国と大韓民国との間の協定の締結について承認を求めるの件
以上両件は、外交防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成179、反対０にて全会一致をもって承認することに決した。
日程第３　特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律案（内閣提出）
本案は、環境委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成125、反対53にて可決された。
日程第４　出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案（内閣提出）
本案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成125、反対54にて可決された。
日程第５　地方公務員法及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）
本案は、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成158、反対22にて可決された。
日程第６　独立行政法人医薬基盤研究所法案（内閣提出）
本案は、厚生労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成158、反対22にて可決された。
休憩　午前10時17分
再開するに至らなかった。

○平成16年４月21日（水）
開会　午前10時１分
日程第１　国務大臣の報告に関する件（イラクにおける邦人人質事件等について）
本件は、川口外務大臣から報告があった後、若林秀樹君、小林美恵子君がそれぞれ質疑をした。
私立学校法の一部を改正する法律案（趣旨説明）
本件は、日程に追加し、河村文部科学大臣から趣旨説明があった後、鈴木寛君が質疑をした。
日程第２　サイバー犯罪に関する条約の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）
日程第３　児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）
日程第４　武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

以上３件は、外交防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第２は賛成164、反対25にて承認することに決し、日程第３及び第４は賛成192、反対０にて全会一致をもって承認することに決した。

日程第５　電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

本案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成191、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第６　商工会議所法及び商工会法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、経済産業委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成191、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第７　自動車関係手続における電子情報処理組織の活用のための道路運送車両法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

本案は、国土交通委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成172、反対19にて可決された。

日程第８　廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、環境委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成191、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第９　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成189、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第10　著作権法の一部を改正する法律案（内閣提出）

本案は、文教科学委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成191、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第11　競馬法の一部を改正する法律案（内閣提出）

本案は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成172、反対19にて可決された。

散会　午前11時33分

○平成16年４月23日（金）

開会　午前10時１分

日程第１　行政機関の職員の定員に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

本案は、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成149、反対19にて可決された。

日程第２　国際捜査共助法及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

本案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成167、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第３　結核予防法の一部を改正する法律案（内閣提出）

本案は、厚生労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成168、反対０にて全会一致をもって可決された。

散会　午前10時10分

○平成16年４月28日（水）

開会　午前10時１分

高速道路株式会社法案、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法案、日本道路公団等の民営化に伴う道路関係法律の整備等に関する法律案及び日本道路公団等民営化関係法施行法案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、石原国土交通大臣から趣旨説明があった後、岩城光英君、池口修次君、大沢辰美君がそれぞれ質疑をした。

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、野沢法務大臣から趣旨説明があった後、江田五月君、木庭健太郎君、井上哲士君がそれぞれ質疑をした。

休憩　午後０時28分

再開　午後１時１分

地方自治法の一部を改正する法律案、市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案及び市町村の合併の特例等に関する法律案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、麻生総務大臣から趣旨説明があった後、小川敏夫君が質疑をした。

日程第１　防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、外交防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成162、反対22にて可決された。

日程第２　旅行業法の一部を改正する法律案（内閣提出）

日程第３　海上運送事業の活性化のための船員法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

以上両案は、国土交通委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第２は賛成185、反対０にて全会一致をもって可決、日程第３は賛成167、反対20にて可決された。

日程第４　商品取引所法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第５　特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

以上両案は、経済産業委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第４は賛成167、反対20にて可決、日程第５は賛成186、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第６　労働審判法案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成186、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第７　私立学校法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、文教科学委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成187、反対０にて全会一致をもって可決された。

散会　午後１時44分

○平成16年５月12日（水）

開会　午前10時１分

国民年金法等の一部を改正する法律案、年金積立金管理運用独立行政法人法案及び高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、坂口厚生労働大臣から趣旨説明があった後、武見敬三君、山本孝史君、渡辺孝男君、小池晃君がそれぞれ質疑をした。

日程第１　地中海漁業一般委員会に関する協定の改正の受諾について承認を求めるの件

日程第２　千九百九十二年の油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約の二千三年の議定書の締結について承認を求めるの件

日程第３　千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書によって修正された同条約を改正する千九百九十七年の議定書の締結について承認を求めるの件

以上３件は、外交防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成186、反対０にて全会一致をもって承認することに決した。

日程第４　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、環境委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成186、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第５　電波法及び有線電気通信法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成135、反対51にて可決された。

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（衆議院提出）

本案は、日程に追加し、議院運営委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成165、反対20にて可決された。

散会　午後０時７分

○平成16年５月14日（金）

開会　午前10時１分

日程第１　常任委員長辞任の件

本件は、次の各常任委員長の辞任を許可することに決した。

内閣委員長	簗瀬	進君
財政金融委員長	平野	貞夫君
国家基本政策委員長	角田	義一君

常任委員長の選挙

本選挙は、その手続を省略して議長の指名によることに決し、議長は、次のとおり各常任委員長を指名した。

内閣委員長	和田	ひろ子君
財政金融委員長	円	より子君

国家基本政策委員長　　藁科　　滿治君

構造改革特別区域法の一部を改正する法律案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、金子国務大臣から趣旨説明があった後、松井孝治君が質疑をした。

日程第２　薬剤師法の一部を改正する法律案（内閣提出）

本案は、厚生労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成179、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第３　建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

日程第４　不動産取引の円滑化のための地価公示法及び不動産の鑑定評価に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

以上両案は、国土交通委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第３は賛成161、反対19にて可決、日程第４は賛成179、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第５　学校教育法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、文教科学委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成179、反対０にて全会一致をもって可決された。

散会　午前10時59分

○平成16年５月19日（水）

開会　午前10時１分

日本ユネスコ国内委員会委員の選挙

本選挙は、その手続を省略して議長の指名によることに決し、議長は、木俣佳丈君を指名した。

行政事件訴訟法の一部を改正する法律案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、野沢法務大臣から趣旨説明があった後、鈴木寛君が質疑をした。

日程第１　刑事に関する共助に関する日本国とアメリカ合衆国との間の条約の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

日程第２　無形文化遺産の保護に関する条約の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

日程第３　たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

以上３件は、外交防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成193、反対０にて全会一致をもって承認することに決した。

日程第４　不正競争防止法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、経済産業委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成194、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第５　大気汚染防止法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、環境委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成193、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第６　警備業法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成135、反対58にて可決された。

日程第７　農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第８　農業改良助長法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第９　青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

以上３案は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第７及び第８は賛成174、反対20にて可決、日程第９は賛成193、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第10　地方自治法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第11　市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第12　市町村の合併の特例等に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

以上３案は、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成171、反対22にて可決された。

散会　午前10時58分

○平成16年５月21日（金）

開会　午前10時１分

証券取引法等の一部を改正する法律案及び株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、竹中国務大臣から趣旨説明があった後、大塚耕平君が質疑をした。

日程第１　文化財保護法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、文教科学委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成185、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第２　裁判員の参加する刑事裁判に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第３　刑事訴訟法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

以上両案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第２は賛成180、反対２にて可決、日程第３は賛成160、反対22にて可決された。

日程第４　構造改革特別区域法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成109、反対74にて可決された。

散会　午前10時44分

○平成16年５月26日（水）

開会　午前10時１分

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律案、武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律案、武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律案、国際人道法の重大な違反行為の処罰に関する法律案、武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律案、武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律案、自衛隊法の一部を改正する法律案、日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定の締結について承認を求めるの件、千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書Ⅰ）の締結について承認を求めるの件及び千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の非国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書Ⅱ）の締結について承認を求めるの件（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、井上国務大臣、石破国務大臣、川口外務大臣から順次趣旨説明があった後、平野達男君、山口那津男君、小泉親司君がそれぞれ質疑をした。

休憩　午前11時44分

再開　午後０時33分

日程第１　国務大臣の報告に関する件（北朝鮮訪問に関する報告について）

本件は、小泉内閣総理大臣から報告があった後、舛添要一君、広野ただし君、千葉国男君、吉岡吉典君がそれぞれ質疑をした。

日程第２　投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

日程第３　東南アジアにおける友好協力条約の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

日程第４　欧州復興開発銀行を設立する協定の改正の受諾について承認を求めるの件（衆議院送付）

以上３件は、外交防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成182、反対０にて全会一致をもって承認することに決した。

日程第５　消費者保護基本法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

本案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成183、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第６　家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成187、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第７　環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、環境委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式

投票をもって採決の結果、賛成187、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第８　総合法律支援法案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成185、反対２にて可決された。

散会　午後１時57分

○平成16年５月28日（金）

開会　午前10時１分

金融機能の強化のための特別措置に関する法律案及び預金保険法の一部を改正する法律案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、竹中国務大臣から趣旨説明があった後、平野達男君、池田幹幸君がそれぞれ質疑をした。

農業協同組合法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、亀井農林水産大臣から趣旨説明があった後、郡司彰君が質疑をした。

日程第１　障害者基本法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

日程第２　コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律案（衆議院提出）

以上両案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成170、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第３　特許審査の迅速化等のための特許法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、経済産業委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成151、反対20にて可決された。

散会　午前11時28分

○平成16年６月２日（水）

開会　午前10時１分

特別委員会設置の件

本件は、議長発議により、北朝鮮による拉致等に関する諸問題を調査し、その対策樹立に資するため委員20名から成る**北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会**を設置することに全会一致をもって決し、議長は、特別委員を指名した。

景観法案、景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案及び都市緑地保全法等の一部を改正する法律案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、石原国土交通大臣から趣旨説明があった後、大江康弘君が質疑をした。

公益通報者保護法案及び国の行政運営の適正化のための公益通報に関する法律案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、竹中国務大臣、本院議員櫻井充君から順次趣旨説明があった後、岡崎トミ子君、吉川春子君がそれぞれ質疑をした。

日程第１　平成十四年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（衆議院送付）

日程第２　平成十四年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（衆議院送付）

日程第３　平成十四年度特別会計予算総則第十五条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（衆議院送付）

日程第４　平成十四年度一般会計歳入歳出決算、平成十四年度特別会計歳入歳出決算、平成十四年度国税収納金整理資金受払計算書、平成十四年度政府関係機関決算書

日程第５　平成十四年度国有財産増減及び現在額総計算書

日程第６　平成十四年度国有財産無償貸付状況総計算書

以上６件は、決算委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第１は賛成163、反対23にて承諾することに決し、日程第２は賛成186、反対２にて承諾することに決し、日程第３は賛成109、反対78にて承諾することに決し、日程第４はまず賛成108、反対79にて委員長報告のとおり是認することに決し、次いで賛成187、反対０にて全会一致をもって委員長報告のとおり内閣に対し警告することに決し、日程第５は賛成162、反対24にて委員長報告のとおり是認することに決し、日程第６は賛成181、反対６にて委員長報告のとおり是認することに決した。

小泉内閣総理大臣は、右の内閣に対する警告について所信を述べた。

日程第７　国際原子力機関憲章第十四条の改正の受諾について承認を求めるの件（衆議院送付）

日程第８　全権委員会議（千九百九十四年京都及び千九百九十八年ミネアポリス）において改正された国際電気通信連合憲章（千九百九十二年ジュネーブ）を改正する文書（全権委員会議（二千二年マラケシュ）において採択された改正）及び全権委員会議（千九百九十四年京都及び千九百九十八年ミネアポリス）において改正された国際電気通信連合条約（千九百九十二年ジュネーブ）を改正する文書（全権委員会議（二千二年マラケシュ）において採択された改正）の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

日程第９　旅券法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

以上３件は、外交防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第７及び第８は賛成187、反対０にて全会一致をもって承認することに決し、日程第９は賛成187、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第10　証券取引法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第11　株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

以上両案は、財政金融委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成170、反対17にて可決された。

日程第12　行政事件訴訟法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成186、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第13　高速道路株式会社法案（内閣提出、衆議院送付）
日程第14　独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法案（内閣提出、衆議院送付）
日程第15　日本道路公団等の民営化に伴う道路関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）
日程第16　日本道路公団等民営化関係法施行法案（内閣提出、衆議院送付）

以上４案は、国土交通委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があって、討論の後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成107、反対79にて可決された。

日程第17　地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、文教科学委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成170、反対18にて可決された。

散会　午後０時23分

○平成16年６月４日（金）

開会　午前11時31分
日程第１　国民年金法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
日程第２　年金積立金管理運用独立行政法人法案（内閣提出、衆議院送付）
日程第３　高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

議長は、以上３案を議題とする旨宣告した。

休憩　午前11時32分
再開　午後１時１分
厚生労働委員長国井正幸君解任決議案（藁科満治君外10名発議）（委員会審査省略要求事件）

本案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加して議題とすることに決し、森ゆうこ君から趣旨説明があった後、討論があった。

議長は、本日は延会することとし、次会は、明５日午前０時10分より開会する旨を宣告した。

延会　午後８時10分

○平成16年６月５日（土）

開会　午前０時11分
日程第１　厚生労働委員長国井正幸君解任決議案（藁科満治君外10名発議）（前会の続）

本案は、前会に引き続き議題とした後、本院規則第138条に基づく要求により、記名投票をもって採決の結果、賛成101、反対131にて否決された。

休憩　午前１時44分
再開　午前４時21分

副議長は散会する旨述べたが、議長はその無効を宣告した。

休憩　午前４時33分
再開　午前７時39分
仮議長の選挙

本選挙は、国会法第22条第２項の規定により事務総長が議長の職務を行い、無名投票の結果（投票総数149、過半数75）、竹山裕君が129票をもって当選した。

議長不信任決議案（藁科満治君外12名発議）（委員会審査省略要求事件）

本案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加して議題とすることに決した。

本決議案の議事における趣旨説明、討論その他の発言時間は一人十分に制限することの動議（金田勝年君外１名提出）

本動議は、可決された。

次いで、本決議案は、討論の後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成20、反対128にて否決された。

事務総長川村良典君不信任決議案（藁科満治君外10名発議）（委員会審査省略要求事件）

本案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加して議題とすることに決し、否決された。

厚生労働大臣坂口力君問責決議案（藁科満治君外13名発議）（委員会審査省略要求事件）

本案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加して議題とすることに決した。

本決議案の議事における趣旨説明、討論その他の発言時間は一人十分に制限することの動議（金田勝年君外１名提出）

本動議は、可決された。

次いで、本決議案は、富樫練三君から趣旨説明があって、討論の後、否決された。

日程第２　国民年金法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）（前会の続）

日程第３　年金積立金管理運用独立行政法人法案（内閣提出、衆議院送付）（前会の続）

日程第４　高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）（前会の続）

以上３案は、前会に引き続き議題とした。

三案の議事における討論その他の発言時間は一人十分に制限することの動議（金田勝年君外１名提出）

本動議は、可決された。

次いで、３案は、厚生労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があって、討論の後、日程第２及び第３は可決、日程第４は全会一致をもって可決された。

休憩　午前９時31分

再開するに至らなかった。

○平成16年６月11日（金）

開会　午前10時１分

国家公務員等の任命に関する件

本件は、押しボタン式投票をもって採決の結果、

証券取引等監視委員会委員長に高橋武生君、

同委員に水城武彦君、野田晃子君、

預金保険機構理事に長島裕君、

日本放送協会経営委員会委員に小丸成洋君、小柴正則君、小林緑君、佐々木涼子君、武田國男君、
社会保険審査会委員に大槻玄太郎君、
航空・鉄道事故調査委員会委員に佐藤泰生君、中川聡子君、松浦純雄君、宮本昌幸君、山口浩一君を任命することに、賛成180、反対０にて全会一致をもって同意することに決し、
預金保険機構理事長に永田俊一君、
宇宙開発委員会委員に青江茂君を任命することに、賛成157、反対24にて同意することに決し、
労働保険審査会委員に角野敬明君、金平隆弘君を任命することに、賛成176、反対６にて同意することに決した。

日程第１　知的財産高等裁判所設置法案（内閣提出、衆議院送付）
日程第２　裁判所法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
日程第３　不動産登記法案（内閣提出、衆議院送付）
日程第４　不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）
日程第５　判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）
日程第６　児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律案（衆議院提出）

以上６案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成186、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第７　社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）
日程第８　社会保障に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

以上両案は、厚生労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成188、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第９　農業協同組合法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成113、反対75にて可決された。

日程第10　景観法案（内閣提出、衆議院送付）
日程第11　景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）
日程第12　都市緑地保全法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

以上３案は、国土交通委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第10及び第12は賛成187、反対０にて全会一致をもって可決、日程第11は賛成168、反対19にて可決された。

散会　午前10時25分

○平成16年６月14日（月）

開会　午後４時33分

日程第１　特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法案（衆議院提出）

本案は、国土交通委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成161、反対25にて可決された。

日程第２　公益通報者保護法案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があって、討論の後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成118、反対76にて可決された。

私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、日程に追加し、文教科学委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成110、反対80にて可決された。

地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、日程に追加し、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成111、反対80にて可決された。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

国際人道法の重大な違反行為の処罰に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

自衛隊法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書Ⅰ）の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の非国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書Ⅱ）の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

以上10件は、日程に追加し、イラク人道復興支援活動等及び武力攻撃事態等への対処に関する特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があって、討論の後、押しボタン式投票をもって採決の結果、第１ないし第７の議案は賛成163、反対31にて可決、第８の議案は賛成164、反対30にて承認することに決し、第９及び第10の議案は賛成194、反対０にて全会一致をもって承認することに決した。

児童手当法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、日程に追加し、厚生労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があって、討論の後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成139、反対55にて可決さ

れた。
休憩　午後６時８分
再開　午後７時21分
財政金融委員会において審査中の金融機能の強化のための特別措置に関する法律案及び預金保険法の一部を改正する法律案について、速やかに財政金融委員長の中間報告を求め、委員長が報告を行わないときは事故あるものとみなして理事に報告させることとし、報告時間を十分以内とすることの動議をこの際議題とすることの動議（金田勝年君外１名提出）

本動議は、本院規則第138条に基づく要求により、記名投票をもって採決の結果、賛成105、反対75にて可決された。

財政金融委員会において審査中の金融機能の強化のための特別措置に関する法律案及び預金保険法の一部を改正する法律案について、速やかに財政金融委員長の中間報告を求め、委員長が報告を行わないときは事故あるものとみなして理事に報告させることとし、報告時間を十分以内とすることの動議（金田勝年君外１名提出）

本動議を議題とした後、**本動議に対する討論その他の発言時間は一人十分に制限することの動議（金田勝年君外１名提出）**を、本院規則第138条に基づく要求により、記名投票をもって採決の結果、賛成106、反対76にて可決された。

次いで、本動議は、討論の後、本院規則第138条に基づく要求により、記名投票をもって採決の結果、賛成108、反対75にて可決された。

議長は、委員長報告準備のため午後９時まで休憩する旨を宣告した。
休憩　午後８時21分
再開　午後９時31分
金融機能の強化のための特別措置に関する法律案及び預金保険法の一部を改正する法律案の中間報告

本件は、財政金融委員長から委員会の審査について中間報告があった。

中間報告があった金融機能の強化のための特別措置に関する法律案及び預金保険法の一部を改正する法律案は議院の会議において直ちに審議することの動議（金田勝年君外１名提出）

本動議を議題とした後、**本動議に対する討論その他の発言時間は一人十分に制限することの動議（金田勝年君外１名提出）**を押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成112、反対75にて可決された。

次いで、本動議は、討論の後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成113、反対77にて可決された。

金融機能の強化のための特別措置に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）
預金保険法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

議長は、以上両案を議題とする旨宣告した。

両案に対する質疑、討論その他の発言時間は一人十分に制限することの動議（金田勝年君外１名提出）

本動議は、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成113、反対77て可決された。

次いで、両案は、討論の後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成114、反対76

にて可決された。
散会　午後10時39分

○平成16年６月16日（水）

開会　午前11時31分

日程第１　国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、財政金融委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成132、反対89にて可決された。

国際問題に関する調査の報告

本件は、報告を聴取することに決し、国際問題に関する調査会長から報告があった。

国民生活・経済に関する調査の報告

本件は、報告を聴取することに決し、国民生活・経済に関する調査会長から報告があった。

共生社会に関する調査の報告

本件は、報告を聴取することに決し、共生社会に関する調査会長から報告があった。

ユニバーサル社会の形成促進に関する決議案（勝木健司君外８名発議）（委員会審査省略要求事件）

本案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加して議題とすることに決し、勝木健司君から趣旨説明があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成217、反対０にて全会一致をもって可決された。

細田国務大臣は、本決議について所信を述べた。

日程第２ないし第６の請願

法務局、更生保護官署、入国管理官署、少年院施設の増員に関する請願外272件の請願

本請願は、外交防衛委員長外５委員長の報告を省略し、全会一致をもって各委員会決定のとおり採択することに決した。

委員会の審査及び調査を閉会中も継続するの件

本件は、次の案件について委員会の審査及び調査を閉会中も継続することに全会一致をもって決した。

内閣委員会

一、内閣の重要政策及び警察等に関する調査

総務委員会

一、行政制度、公務員制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査

法務委員会

一、法務及び司法行政等に関する調査

外交防衛委員会

一、外交、防衛等に関する調査

財政金融委員会

一、財政及び金融等に関する調査

文教科学委員会

一、教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査

厚生労働委員会

一、社会保障及び労働問題等に関する調査

農林水産委員会

一、農林水産に関する調査

経済産業委員会

一、経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査

国土交通委員会

一、国土の整備、交通政策の推進等に関する調査

環境委員会

一、環境及び公害問題に関する調査

予算委員会

一、予算の執行状況に関する調査

決算委員会

一、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査

行政監視委員会

一、行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に関する調査

議院運営委員会

一、議院及び国立国会図書館の運営に関する件

災害対策特別委員会

一、災害対策樹立に関する調査

沖縄及び北方問題に関する特別委員会

一、沖縄及び北方問題に関しての対策樹立に関する調査

金融問題及び経済活性化に関する特別委員会

一、金融問題及び経済活性化に関する調査

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会

一、政治倫理の確立及び選挙制度に関する調査

イラク人道復興支援活動等及び武力攻撃事態等への対処に関する特別委員会

一、イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動等並びに武力攻撃事態等への対処に関する調査

北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会

一、北朝鮮による拉致問題等に関しての対策樹立に関する調査

議長は、来る７月25日議員の半数が任期満了となるので挨拶をした。

副議長本岡昭次君は、挨拶をした。

斎藤十朗君は、謝辞を述べた。

休憩　午後０時16分

再開するに至らなかった。

2 国務大臣の演説・報告・質疑一覧

国務大臣の演説及び質疑

演説			質疑	
月日	事項	演説者	月日	質疑者
16. 1.19	施政方針演説 外交演説 財政演説 経済演説	小泉内閣総理大臣 川口外務大臣 谷垣財務大臣 竹中国務大臣	16. 1.22	藁科　満治君(民主) 竹山　裕君(自民)
			1.23	浜四津　敏子君(公明) 西山　登紀子君(共産) 小川　勝也君(民主) 加藤　紀文君(自民) 福島　瑞穂君(社民)

国務大臣の報告及び質疑

報告			質疑	
月日	事項	報告者	月日	質疑者
16. 2.27	平成14年度決算の概要について	谷垣財務大臣	同日	南野　知惠子君(自民) 川橋　幸子君(民主) 山本　香苗君(公明) 大沢　辰美君(共産) 又市　征治君(社民)
3.12	平成16年度地方財政計画について	麻生総務大臣	同日	広中　和歌子君(民主) 宮本　岳志君(共産)
4.21	イラクにおける邦人人質事件等について	川口外務大臣	同日	若林　秀樹君(民主) 小林　美恵子君(共産)
5.26	北朝鮮訪問に関する報告について	小泉内閣総理大臣	同日	舛添　要一君(自民) 広野　ただし君(民主) 千葉　国男君(公明) 吉岡　吉典君(共産)

3 決算に対する議決

平成16年６月２日

【平成十四年度決算に対する議決】

一、平成十四年度決算は、これを是認する。

二、内閣に対し、次のとおり警告する。

内閣は、適切な措置を講じ、その結果を本院に報告すべきである。

(一) 平成十四年度決算検査報告では指摘金額が400億円を超え、過去20年間で最悪となったが、その指摘内容を見ても、医療や年金の社会保険における不適切な支出・保険料徴収額の不足、公共工事の施工不良等同種の不当事項が後を絶たないことは、誠に遺憾である。

政府は、財政状況が厳しい中、このような事態が生じていることを重く受け止め、予算執行をより一層厳正に行うとともに、再発防止の抜本的対策を講じ、いやしくも違法・不当の指摘を受けることのないよう万全を期すべきである。

(二) 北海道警察、福岡県警察等において、捜査費等の使用に関して事実と異なる会計書類が作成される等の不適正な予算執行、組織的な裏金疑惑が相次いで発覚し、警察に対する国民の信頼を著しく失墜させたことは、極めて遺憾である。平成八、九年度決算に対する本院の警告を受け、警察改革要綱に基づく監察体制の整備等の諸施策を推進するとしたが、このような事態が生じたことを政府は重く受け止めるべきである。

政府は、これらの不適正事案や疑惑の早期徹底解明に努め、関係者の処分など厳正に対処するとともに、警察庁の指揮監督の下、すべての都道府県警察を対象として監査の充実強化を図るなど、この種事案の再発防止及び警察に対する国民の信頼回復に万全を期すべきである。

(三) 宇宙開発事業については、平成15年10月に従来のいわゆる宇宙３機関が統合され、独立行政法人宇宙航空研究開発機構に引き継がれたところであるが、地球観測衛星の運用停止、ＨⅡＡロケット６号機の打上げ失敗等のトラブルが続発し、事業に対する国民の信頼を失墜させたことは、誠に遺憾である。

政府は、国産ロケットの開発等の宇宙開発事業が科学技術の推進のみならず、我が国の国民生活、安全保障上も重要な意味を持つものであることを十分に認識し、トラブル発生の原因究明に努めるとともに、宇宙開発委員会及び宇宙航空研究開発機構の責任ある体制を整備し、再発防止策を徹底すべきである。

(四) 一部の勤労者福祉施設の譲渡に当たって、柔軟な公共性要件により大幅に減額して譲渡した結果、雇用保険事業の資産への回収金額が少なくなったことは、極めて遺憾である。また、社会保険庁が設置した厚生年金老人ホーム等の事業運営において、多くの施設で累積赤字が生じ、さらに本来の設置目的を達成するための長期入

居施設を設置していない等の状況が生じていることは、年金保険料の適正な使用の観点から看過できない。

政府は、年金福祉施設の維持修繕等に対し、特別会計から多額の国費が支出されていることを重く受け止め、年金制度の厳しい財政状況を踏まえ、年金保険料を福祉施設整備に使用しない等の整理合理化計画の策定に努める等、年金福祉施設の在り方の抜本的見直しを行うとともに、年金福祉施設の譲渡を行う場合は、勤労者福祉施設の譲渡に関し指摘された問題点を踏まえ、適正な譲渡価格の算定等に努めるべきである。

(五) 国立療養所２病院において、勤務実績のない医師や常勤と認められない医師に対し虚偽の勤務実績により給与等を支出するなどの不正な経理が行われてきたほか、全国的に医師名義の貸し借りが蔓延している実態が明らかになったことは、医療及び大学に対する国民の信頼を裏切る重大な問題であり、極めて遺憾である。

政府は、医師名義の貸し借りを根絶し、再発防止策を講ずるとともに、地域医療を担う医師の養成及び確保を推進すること等により、医師名義の貸し借り問題の温床とも言える医師の地域偏在問題の解消に積極的に取り組むべきである。

4 本会議決議

審議表

番号	件名	提出者	提出月日	委員会付託	委員会議決	本会議議決	備考
1	厚生労働委員長国井正幸君解任決議案	藁科　満治君外10名	16. 6. 4			16. 6. 5 否決	
2	議長不信任決議案	藁科　満治君外12名	6. 5			6. 5 否決	
3	厚生労働大臣坂口力君問責決議案	藁科　満治君外13名	6. 5			6. 5 否決	
4	国務大臣茂木敏充君問責決議案	藁科　満治君外12名	6. 5				16. 6. 9 撤回
5	国務大臣竹中平蔵君問責決議案	藁科　満治君外11名	6. 5				6. 9 撤回
6	総務大臣麻生太郎君問責決議案	藁科　満治君外12名	6. 5				6. 9 撤回
7	財務大臣谷垣禎一君問責決議案	藁科　満治君外11名	6. 5				6. 9 撤回
8	経済産業大臣中川昭一君問責決議案	藁科　満治君外12名	6. 5				6. 9 撤回
9	防衛庁長官石破茂君問責決議案	藁科　満治君外12名	6. 5				6. 9 撤回
10	厚生労働副大臣森英介君問責決議案	藁科　満治君外13名	6. 5				6. 9 撤回
11	厚生労働副大臣谷畑孝君問責決議案	藁科　満治君外13名	6. 5				6. 9 撤回
12	議院運営委員長宮崎秀樹君解任決議案	藁科　満治君外12名	6. 5				6. 9 撤回
13	事務総長川村良典君不信任決議案	藁科　満治君外10名	6. 5			6. 5 否決	
14	ユニバーサル社会の形成促進に関する決議案	勝木　健司君外８名	6.14			6.16 可決	

可決したもの

平成16年６月16日

ユニバーサル社会の形成促進に関する決議

21世紀を迎えた今日、我が国は少子高齢社会の急速な進行を始め、経済社会のあらゆる面においてかつて経験したことのない深刻な変化に直面している。特に科学技術中心の経済社会の発展は、物質的な豊かさをもたらす一方、人々の精神活動やライフスタイルに大きな影響を及ぼすようになってきている。

今後これらの変化や課題に対応していくには、障害者や高齢者が安心して生活できるよう施設や設備等のバリアフリー化を進めていくのみならず、更にその考え方を深めて社会の制度や仕組みにおいても、障害の有無、年齢等にかかわりなく、国民一人一人がそれぞれ対等な社会の構成員として、自立し相互にその人格を尊重しつつ支え合う社会、すべての人が安心して暮らすことができ、その持てる能力を最大限に発揮できる社会、すなわちユニバーサル社会の形成を目指していかなければならない。

このような真に豊かな社会の基礎となるユニバーサル社会を実現していくためには、障害者、健常者、高齢者等の別なく、すべての人々が平等に参加し、だれに対しても開かれた社会を構築していくよう、我々の意識を変えていかなければならない。

このような社会の形成を目指し、そのための総合的な社会環境の整備を進めることは、国会及び政府の重大な責務である。

我々は、その責務を果たすために全力を尽くすことを決意する。

政府は、本院の意思を体し、ユニバーサル社会の形成促進のため、その推進体制を確立するとともに、ユニバーサルデザインの考え方の啓発、障害者及び高齢者に対する支援体制の整備、ユニバーサルデザイン化による製品や施設等の普及及び利用の促進等総合的な社会環境の整備について、必要な法制上及び財政上の措置を含め、その取組を一層強化推進すべきである。

特に、地方公共団体や民間非営利団体（ＮＰＯ）によるユニバーサル社会の形成を目指した地域づくりやまちづくりに対する支援の拡充、バリアフリー化の推進、障害者及び高齢者と子どもとの交流の促進、障害者の就労を通じた自立に向けた法定雇用率達成のための指導強化、小規模作業所への支援の拡充等働きやすい環境の整備、交通機関の障害者割引制度の改善、障害者の社会参加促進のためのコミュニケーション方法及び介護等の福祉機器の開発、通訳・介助者の養成、確保については、重点的に取り組むべきである。

こうした取組が成果を上げることのできるよう、国民各位の理解と協力を併せて求めるものである。

右決議する。

1　委員会審議経過

内閣委員会

委員一覧（21名）

委員長	簗瀬	進（民主）	竹山	裕（自民）	川橋	幸子（民主）
理　事	仲道	俊哉（自民）	松山	政司（自民）	松井	孝治（民主）
理　事	西銘	順志郎（自民）	森田	次夫（自民）	魚住	裕一郎（公明）
理　事	森下	博之（自民）	森元	恒雄（自民）	白浜	一良（公明）
理　事	神本	美恵子（民主）	山崎	正昭（自民）	小林	美恵子（共産）
理　事	吉川	春子（共産）	吉田	博美（自民）	島袋	宗康（無会）
	岡田	広（自民）	岡崎	トミ子（民主）	黒岩	宇洋（無）

（16.2.26 現在）

（1）審議概観

第159回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出６件（うち本院先議１件）、本院議員提出１件及び衆議院提出（内閣委員長）３件の合計10件であり、内閣提出及び衆議院提出の合計９件を可決した。

また、本委員会付託の請願６種類138件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

警察法の一部を改正する法律案については、委員会において、警察庁の組織改正の意義、地方自治の観点を踏まえた国と地方の警察機関の役割分担、公安委員会の体制強化、国際テロに対する危機管理体制等の質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

道路交通法の一部を改正する法律案については、委員会において、放置車両確認事務等の民間委託の是非、駐車監視員による確認事務の在り方、放置違反金制度の運用と放置違反金の使途、高速道路における自動二輪車の二人乗りに対する国民の不安等の質疑が行われ、また、参考人から意見を聴取した。質疑終局後、民主党・新緑風会より、放置車両の確認事務等の民間委託に関する規定を削除すること等を内容とする修正案が提出され、討論の後、修正案は否決され、本法律案は多数をもって原案どおり可決された。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律案については、委員会において、暴力団代表者等の民事責任追及の実効性、暴力団による犯罪被害者の救済と警察の協力、暴力団対策の取組強化等の質疑が行われ、全会一致をもって可決された。

警備業法の一部を改正する法律案については、委員会において、新しい検定制度の導入の背景と効果、検定合格者の配置基準、登録講習機関制度創設に伴う天下りへの懸念、書面交付の義務化などの消費者保護の在り方等の質疑が行われ、多数をもって可決された。

構造改革特別区域法の一部を改正する法律案については、委員会において、構造改革特区

制度への評価と今後の改善方策、株式会社による病院設立が医療制度に与える影響、教育職員の特別免許状の授与を市町村教育委員会が行うことへの懸念等の質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。

消費者保護基本法の一部を改正する法律案は、本法が、昭和43年に消費者利益を侵害する各種の問題の発生を背景に、消費者政策の基本的方向を明らかにし、国民の消費生活の安定及び向上を確保することを目的として、議員立法により制定されたところ、近年、消費者が商品及びサービスに関し事業者との間でトラブルに遭う事例が急増し、その内容も多様化、複雑化する等、消費者を取り巻く社会経済情勢は大きく変化したため、消費者政策を充実強化し、消費生活の環境を整備するため、衆議院内閣委員会において起草された。

委員会においては、消費者の権利を明記したことの意義、消費者と事業者との情報格差の是正策、消費者の努力義務規定の趣旨、消費者政策会議の在り方と消費者基本計画の内容等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。

障害者基本法の一部を改正する法律案は、本法が昭和45年に制定されたところ、障害者の社会への参加、参画を実質的なものとするためには、障害者の活動を制限し、社会への参加を制約している諸要因を除去するとともに、障害者がみずからの能力を最大限発揮し、自己実現できるよう支援することが求められていることから、最近の障害者を取り巻く社会経済情勢の変化等に対応し、障害者の自立と社会参加の一層の促進を図るため、障害者基本法の所要の規定を見直すことを内容として衆議院内閣委員会において起草された。

委員会においては、障害のある児童・生徒の意思を尊重した教育の実現に向けた環境整備、障害者の雇用の確保策、小規模作業所の補助金の拡充の必要性、障害者差別禁止法制定に向けた検討の必要性等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律案は、我が国の映画、アニメ等のコンテンツは、高い評価を得ているが、すぐれたその魅力をビジネスの世界等において十分生かし切れていない現状にかんがみ、コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、衆議院内閣委員会において起草された。

委員会においては、コンテンツ産業の振興が国民経済等に与える効果、コンテンツ産業振興における官の役割、中小のコンテンツ制作事業者等の処遇改善等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。

公益通報者保護法案及び国の行政運営の適正化のための公益通報に関する法律案は、公益に係る内部通報が行われた場合に当該通報者の権利・利益を保護しようとするもので、前者は、内閣府国民生活審議会消費者政策部会の報告「21世紀型の消費者政策の在り方について」及び消費者保護会議の決定を受けて立案され、後者は、公益通報を行う公務員等の保護を拡充することによって行政の適切な運営を図ることを目的に参議院議員より発議された。

委員会においては、両法律案を一括して審査し、通報対象事実に係る法律の範囲、外部通報の要件を緩和する必要性、公益通報者保護制度の周知徹底方策等について質疑を行い、公益通報者保護法案については、さらに参考人から意見を聴取した。

公益通報者保護法案について質疑終局後、民主党・新緑風会より、公益通報者の範囲及び外部通報先となる範囲の拡大、取締役等の法令遵守義務に関する規定の追加等を内容とする修正案が、また、日本共産党から、通報対象事実の範囲の拡大、外部通報要件を行政機関への通報と同等とすること、解雇等を争う訴訟における立証責任の転換等を内容とする修正案が、それぞれ提出された。討論の後、両修正案は、いずれも否決され、本法律案は、多数をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

〔国政調査等〕

３月２日、埼玉県及び栃木県において、警察、構造改革特区・地域再生及び皇室制度に関する実情調査を行った。

３月11日、内閣官房及び内閣府の基本方針及び平成16年度皇室費、内閣及び内閣府関係予算について福田内閣官房長官から、警察行政、青少年育成及び少子化対策、食品安全行政の基本方針並びに平成16年度警察庁関係予算について小野国務大臣から、それぞれ所信及び説明を聴取した。また、個人情報保護、科学技術政策、情報通信技術政策の基本方針について茂木国務大臣から、経済財政政策の基本方針について竹中国務大臣から、規制改革、産業再生機構、行政改革、構造改革特区、地域再生の基本方針について金子国務大臣から、それぞれ所信を聴取した。

これに対し、３月18日、三位一体改革の進め方、北朝鮮による日本人拉致事件の早期解決に向けた政府の取組、警察不祥事の防止と国民の信頼の回復策、地域再生プログラム及び構造改革特区の推進に向けた取組の強化、ＮＰＯの役割に対する政府の評価と認定ＮＰＯ法人数の低迷、医薬品に係る規制緩和等の諸問題について質疑を行った。

３月24日、予算委員会から委嘱された平成16年度内閣予算等の審査を行い、それぞれ説明を聴取した後、一連の警察不祥事案に対する厳正な調査と関係者の処分の必要性、構造改革特区及び地域再生の提案を実現させるための政府の取組、総合科学技術会議の更なる機能強化の必要性、公務員制度改革における公務パートの位置付け、レガシーシステム見直しに向けた政府の取組、陵墓及び陵墓参考地への学術調査目的での立入り、食品安全委員会設置の効果、防災対策と沖縄振興等の諸問題について質疑を行った。

３月30日、国・地方の捜査費の実態とその検査体制、警察機関に対する第三者機関による外部監察、流用事案の真相解明による国民の信頼回復、刷新会議の緊急提言及び警察改革要綱以後の改革の進捗と評価、警察における不正経理の手法と現状、国家公安委員会による全国警察の経理調査、警察における不正行為を防止するための情報公開、捜査報償費の執行の改善等の諸問題について質疑を行った。

５月11日、福岡県において、福岡県警察及び九州管区警察局における予算執行問題等に関する実情調査を行った。

５月25日、日朝首脳会談、細田内閣官房長官の政治姿勢、テロ対策と危機管理体制等の諸問題について質疑を行った。

６月15日、警察における会計文書廃棄等の諸問題について質疑を行った。

（２）委員会経過

○平成16年２月26日（木）（第１回）

○内閣の重要政策及び警察等に関する調査を行うことを決定した。

○平成16年３月11日（木）（第２回）

○内閣官房及び内閣府の基本方針に関する件及び平成16年度皇室費、内閣及び内閣府関係予算に関する件について福田国務大臣から所信及び説明を聴いた。

○警察行政、青少年育成及び少子化対策、食品安全行政の基本方針に関する件及び平成16年度警察庁関係予算に関する件について小野国務大臣から所信及び説明を聴いた。

○個人情報保護、科学技術政策、情報通信技術政策の基本方針に関する件について茂木国務大臣から所信を聴いた。

○経済財政政策の基本方針に関する件について竹中内閣府特命担当大臣から所信を聴いた。

○規制改革、産業再生機構、行政改革、構造改革特区、地域再生の基本方針に関する件について金子国務大臣から所信を聴いた。

○平成16年３月18日（木）（第３回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○内閣官房及び内閣府の基本方針に関する件、警察行政、青少年育成及び少子化対策、食品安全行政の基本方針に関する件、個人情報保護、科学技術政策、情報通信技術政策の基本方針に関する件、経済財政政策の基本方針に関する件及び規制改革、産業再生機構、行政改革、構造改革特区、地域再生の基本方針に関する件について竹中内閣府特命担当大臣、福田国務大臣、茂木国務大臣、小野国務大臣、金子国務大臣、伊藤内閣府副大臣、市川農林水産副大臣、阿部外務副大臣、竹本厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕岡田広君（自民）、関口昌一君（自民）、松井孝治君（民主）、岡崎トミ子君（民主）、川橋幸子君（民主）、神本美恵子君（民主）、白浜一良君（公明）、吉川春子君（共産）、小林美恵子君（共産）、島袋宗康君（無会）、黒岩宇洋君（無）

○平成16年３月24日（水）（第４回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**平成十六年度一般会計予算（衆議院送付）**
平成十六年度特別会計予算（衆議院送付）
平成十六年度政府関係機関予算（衆議院送付）
（国会所管）について駒崎衆議院事務総長、川村参議院事務総長、黒澤国立国会図書館長、天野裁判官弾劾裁判所事務局長及び高田裁判官訴追委員会事務局長から説明を聴き、
（会計検査院所管）について森下会計検査院長から説明を聴いた後、

（皇室費、国会所管、会計検査院所管、内閣所管（人事院を除く）及び内閣府所管（内閣本府（沖縄関係経費を除く）、国際平和協力本部、宮内庁、警察庁））について小野国務大臣、金子国務大臣、福田国務大臣、茂木国務大臣、竹中内閣府特命担当大臣、井上内閣府特命担当大臣、川村参議院事務総長、伊藤内閣府副大臣、竹本厚生労働大臣政務官、山下財務大臣政務官、森下会計検査院長及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕西銘順志郎君（自民）、小林美恵子君（共産）、魚住裕一郎君（公明）、川橋幸子君（民主）、松井孝治君（民主）、吉川春子君（共産）、黒岩宇洋君（無）、島袋宗康君（無会）

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成16年３月25日（木）（第５回）

○**警察法の一部を改正する法律案（閣法第16号）（衆議院送付）**について小野国家公安委員会委員長から趣旨説明を聴いた。

○平成16年３月30日（火）（第６回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**警察法の一部を改正する法律案（閣法第16号）（衆議院送付）**について小野国家公安委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕森田次夫君（自民）、岡崎トミ子君（民主）、白浜一良君（公明）、吉川春子君（共産）、島袋宗康君（無会）、黒岩宇洋君（無）

（閣法第16号）賛成会派　自民、民主、公明、共産、無会、無

反対会派　なし

なお、附帯決議を行った。

○警察行政に関する件について小野国家公安委員会委員長、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕神本美恵子君（民主）、魚住裕一郎君（公明）、吉川春子君（共産）、島袋宗康君（無会）、黒岩宇洋君（無）

○平成16年４月１日（木）（第７回）

○理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。

○**道路交通法の一部を改正する法律案（閣法第60号）**について小野国家公安委員会委員長から趣旨説明を聴いた。

○平成16年４月６日（火）（第８回）

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**道路交通法の一部を改正する法律案（閣法第60号）**について参考人東京大学大学院法学政治学研究科教授宇賀克也君、日本大学名誉教授長江啓泰君、全日本交通運輸産業労働組合協議会事務局長中西光彦君及び弁護士高山俊吉君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕西銘順志郎君（自民）、松井孝治君（民主）、白浜一良君（公明）、小林

美恵子君（共産）、島袋宗康君（無会）、黒岩宇洋君（無）

○平成16年４月８日（木）（第９回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**道路交通法の一部を改正する法律案（閣法第60号）**について小野国家公安委員会委員長、世耕総務大臣政務官、鶴保国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕森田次夫君（自民）、岡田広君（自民）、松井孝治君（民主）、魚住裕一郎君（公明）、小林美恵子君（共産）、島袋宗康君（無会）、黒岩宇洋君（無）

（閣法第60号）賛成会派　自民、公明、共産
反対会派　民主、無会、無

○平成16年４月15日（木）（第10回）

○**暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第58号）（衆議院送付）**について小野国家公安委員会委員長から趣旨説明を聴いた。

○平成16年４月20日（火）（第11回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第58号）（衆議院送付）**について小野国家公安委員会委員長、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕西銘順志郎君（自民）、神本美恵子君（民主）、白浜一良君（公明）、吉川春子君（共産）、黒岩宇洋君（無）

（閣法第58号）賛成会派　自民、民主、公明、共産、無
反対会派　なし
欠席会派　無会

○平成16年５月13日（木）（第12回）

○理事の補欠選任を行った。

○**警備業法の一部を改正する法律案（閣法第106号）（衆議院送付）**について小野国家公安委員会委員長から趣旨説明を聴いた。

○平成16年５月18日（火）（第13回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**警備業法の一部を改正する法律案（閣法第106号）（衆議院送付）**について小野国家公安委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕森田次夫君（自民）、岡崎トミ子君（民主）、魚住裕一郎君（公明）、小林美恵子君（共産）、黒岩宇洋君（無）

（閣法第106号）賛成会派　自民、公明、共産
反対会派　民主、無
欠席会派　無会

○**構造改革特別区域法の一部を改正する法律案（閣法第105号）（衆議院送付）**について金子国務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成16年５月20日（木）（第14回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**構造改革特別区域法の一部を改正する法律案（閣法第105号）（衆議院送付）**について金子国務大臣、佐藤内閣府副大臣、原田文部科学副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕岡田広君（自民）、吉川春子君（共産）、松井孝治君（民主）、神本美恵子君（民主）、魚住裕一郎君（公明）、黒岩宇洋君（無）

（閣法第105号）賛成会派　自民、公明
反対会派　民主、共産、無
欠席会派　無会

○**消費者保護基本法の一部を改正する法律案（衆第38号）（衆議院提出）**について提出者衆議院内閣委員長山本公一君から趣旨説明を聴いた。

○平成16年５月25日（火）（第15回）

○理事の補欠選任を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**消費者保護基本法の一部を改正する法律案（衆第38号）（衆議院提出）**について提出者衆議院内閣委員長代理原口一博君、同岸田文雄君、同大口善徳君、伊藤内閣府副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕神本美恵子君（民主）、魚住裕一郎君（公明）、岩佐恵美君（共産）、黒岩宇洋君（無）

（衆第38号）賛成会派　自民、民主、公明、共産、無
反対会派　なし
欠席会派　無会

○**障害者基本法の一部を改正する法律案（衆第37号）（衆議院提出）**について提出者衆議院内閣委員長山本公一君から趣旨説明を聴いた。

○**コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律案（衆第39号）（衆議院提出）**について提出者衆議院内閣委員長山本公一君から趣旨説明を聴いた。

○日朝首脳会談に関する件、細田内閣官房長官の政治姿勢に関する件、テロ対策と危機管理体制に関する件等について細田内閣官房長官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕西銘順志郎君（自民）、岡崎トミ子君（民主）、魚住裕一郎君（公明）、吉川春子君（共産）、黒岩宇洋君（無）

○平成16年５月27日（木）（第16回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**障害者基本法の一部を改正する法律案（衆第37号）（衆議院提出）**について提出者衆議院内閣委員長代理原口一博君、同八代英太君、同福島豊君、中島内閣府副大臣、谷畑厚生労働副大臣、竹本厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕岡崎トミ子君（民主）、魚住裕一郎君（公明）、小林美恵子君（共産）、黒岩宇洋君（無）

（衆第37号）賛成会派　自民、民主、公明、共産、無
反対会派　なし
欠席会派　無会

なお、附帯決議を行った。

○**コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律案（衆第39号）（衆議院提出）**について提出者衆議院内閣委員長代理中山義活君、同斉藤鉄夫君、同岸田文雄君、世耕総務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕松井孝治君（民主）、魚住裕一郎君（公明）、小林美恵子君（共産）、黒岩宇洋君（無）

（衆第39号）賛成会派　自民、民主、公明、共産、無
反対会派　なし
欠席会派　無会

○平成16年６月３日（木）（第17回）

○理事の補欠選任を行った。

○**公益通報者保護法案（閣法第110号）（衆議院送付）**について竹中内閣府特命担当大臣から趣旨説明を聴き、

国の行政運営の適正化のための公益通報に関する法律案（参第８号）について発議者参議院議員川橋幸子君から趣旨説明を聴いた。

○また、**公益通報者保護法案（閣法第110号）（衆議院送付）**について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成16年６月10日（木）（第18回）

○**公益通報者保護法案（閣法第110号）（衆議院送付）**について参考人一橋大学大学院法学研究科教授松本恒雄君、日本経済団体連合会経済法規委員会消費者法部会長代行・三菱商事株式会社理事大村多聞君、弁護士浅岡美恵君及び特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス室長三木由希子君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕森田次夫君（自民）、川橋幸子君（民主）、魚住裕一郎君（公明）、小林美恵子君（共産）、黒岩宇洋君（無）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**公益通報者保護法案（閣法第110号）（衆議院送付）**

国の行政運営の適正化のための公益通報に関する法律案（参第８号）

以上両案について竹中内閣府特命担当大臣、西川内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕岡田広君（自民）、岡崎トミ子君（民主）、神本美恵子君（民主）、白浜一良君（公明）、吉川春子君（共産）、黒岩宇洋君（無）

○平成16年６月11日（金）（第19回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**公益通報者保護法案（閣法第110号）（衆議院送付）**

国の行政運営の適正化のための公益通報に関する法律案（参第８号）

以上両案について発議者参議院議員川橋幸子君、竹中内閣府特命担当大臣、西川内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、

公益通報者保護法案（閣法第110号）（衆議院送付）について討論の後、可決した。

〔質疑者〕松井孝治君（民主）、岡崎トミ子君（民主）、神本美恵子君（民主）、吉川春子君（共産）、黒岩宇洋君（無）

（閣法第110号）賛成会派　自民、公明

反対会派　民主、共産、無

欠席会派　無会

なお、附帯決議を行った。

○平成16年６月15日（火）（第20回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○警察行政に関する件について小野国家公安委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕神本美恵子君（民主）、小林美恵子君（共産）、黒岩宇洋君（無）

○請願第1293号外137件を審査した。

○内閣の重要政策及び警察等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

（３）議案の要旨・附帯決議

①成立した議案

警察法の一部を改正する法律案（閣法第16号）

【要旨】

本法律案は、国の治安責任の明確化を図るため、国家公安委員会の所掌事務を追加するほか、警察運営の効率化を図るため警察庁の組織を改編するための改正を行うとともに、皇宮護衛官の職務に関する規定その他所要の規定を整備するものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、国の治安責任の明確化に関する規定の整備

1　国の重大な利益を著しく害するおそれのある爆発物の所持を国家公安委員会がつかさどる国の公安に係る警察運営の対象とするとともに、国外において日本国民の生命、身体及び財産並びに日本国の重大な利益を害し、又は害するおそれのある広域組織犯罪その他の事案に対処するための警察の態勢に関すること並びに国際刑事警察機構その他国際的な警察に関する関係機関との連絡に関することを国家公安委員会がつかさどる事務に加えること。

2　犯罪取締りのための情報技術の解析に関することを国家公安委員会が統轄する事務に加えること。

二、警察庁の組織に関する規定の整備

1　警察庁刑事局に新たに組織犯罪対策部を設置し、その所掌事務を定めるとともに、同局暴力団対策部を廃止すること。

2　警察庁警備局に新たに外事情報部を設置し、その所掌事務を定めるとともに、長官官房国際部を廃止すること。

3　警察庁情報通信局、管区警察局、東京都警察通信部及び北海道警察通信部の所掌事務等を改めること。

三、その他

皇宮護衛官の職務の執行について警察官職務執行法による質問、犯罪の制止等に関する規定を準用する等所要の規定の整備を行うこと。

四、施行期日

本法律の施行日は、一部を除き、公布の日とすること。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たって、次の事項の実施に万全を期すべきである。

一、警察の体制を整備するに当たっては、都道府県警察を警察運営の基本としている現行警察法の基本理念が損なわれることがないようにすること。

二、国際テロ情勢の緊迫化や犯罪情勢の深刻化に的確に対処し、治安回復のための基盤整備を一層進めるなど、犯罪に強い社会の実現に向けた取組を推進していくこと。

三、警察運営の効率化を目的とした人員の運用を図るとともに、能力・実績に基づき適材

を適所に配置すること。また、厳しい犯罪情勢に対峙し社会と国民の安全を守る強い使命感を持つ人材の確保を図り、職務に係る倫理と法令厳守の精神の向上に努めること。

四、北海道警察における不正経理を始めとする一連の警察不祥事は、警察の組織の運営全般に関わる問題であるとの認識の下、国家公安委員会は、管理・指示権等を適切に行使して事案の徹底解明を行い、予算執行の透明性と同種事案の再発の防止を確保し、国民の信頼を回復するよう最大限の努力を払うこと。

右決議する。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第58号）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、指定暴力団の代表者等の損害賠償責任に関する規定の整備

指定暴力団を代表する者又はその運営を支配する地位にある者は、指定暴力団相互間又は指定暴力団内部の集団相互間の対立に伴う指定暴力団員の凶器を使用しての暴力行為が発生した場合において、当該暴力行為により他人の生命、身体又は財産を侵害したときは、これによって生じた損害を賠償する責めに任ずることとする。

二、暴力的不法行為等の追加等

刑法第２編第33章（略取及び誘拐の罪）、出入国管理及び難民認定法第９章等に規定する罪を暴力的不法行為等に追加する等の措置を講ずる。

三、施行期日

本法律は、二の改正規定の一部を除き、公布の日から施行する。

道路交通法の一部を改正する法律案（閣法第60号）（先議）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、違法駐車対策の推進

１　駐車に係る車両の使用者の義務を強化するとともに、都道府県公安委員会は、違法駐車行為をした者が当該違法駐車行為について反則金の納付をした場合等を除き、放置車両の使用者に対し放置違反金の納付を命ずることができることとする。

２　警察署長は、放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務の全部又は一部を、公安委員会の登録を受けた法人に委託することができることとする。

二、運転者対策の推進

中型自動車に係る運転免許として、中型自動車免許、中型自動車第二種免許及び中型自動車仮免許を新設するとともに、運転免許の欠格事由及び運転免許試験に関する規定を整備する。

三、暴走族対策の推進

共同危険行為等の禁止規定を整備するとともに、騒音運転等及び消音器不備に対する罰則規定を整備する。

四、大型自動二輪車等の複数乗車に関する規定の見直し

大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許を受けた者で、20歳に満たないもの又はそれぞれの免許を受けていた期間が通算して３年に満たないものは、高速自動車国道等において運転者以外の者を乗車させて大型自動二輪車又は普通自動二輪車を運転してはならないこととする。

五、その他

１　自動車等を運転する場合における携帯電話用装置等の使用等に対する罰則規定を整備する。

２　飲酒検知拒否に対する罰則を引き上げることとする。

３　交通安全対策特別交付金に係る国への返還及び国の報告徴収の規定を廃止する。

六、施行期日

五の３の改正規定は公布の日、三並びに五の１及び２の改正規定は公布の日から起算して６月を超えない範囲内において政令で定める日、四の改正規定は公布の日から起算して１年を超えない範囲内において政令で定める日、一の改正規定は公布の日から起算して２年を超えない範囲内において政令で定める日、二の改正規定は公布の日から起算して３年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

構造改革特別区域法の一部を改正する法律案（閣法第105号）

【要旨】

本法律案は、経済社会の構造改革を推進するとともに地域の活性化を図るため、構造改革特別区域に係る法律の特例に関する措置を追加しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、医療法等の特例

株式会社が自由診療で高度な医療の提供を目的とする病院又は診療所を開設することを認める。

二、教育職員免許法の特例

市町村の教育委員会が新たに当該市町村においてのみ効力を有する特別免許状の授与権者となることを認める。

三、漁港漁場整備法等の特例

漁港管理者により農林水産省令で定める基準に適合すると認められた事業者が、水産物に係る衛生管理の方法の改善等漁港施設の機能の高度化を図る場合にあっては、当該事業者に対し行政財産である漁港施設の貸付けを可能とする。

四、狂犬病予防法の特例

現行では都道府県知事等が行っている、狂犬病予防員の任命、捕獲人の指定、犬の抑留等について、必要な経費等を自ら負担することを条件に、市町村長も行えるようにす

る。

五、施行期日

この法律は、平成16年10月１日から施行する。

警備業法の一部を改正する法律案（閣法第106号）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、警備業者の専門的な指導教育体制の整備

１　警備業者は、営業所ごとに、当該営業所において取り扱う警備業務の区分に応じ、警備員指導教育責任者資格者証の交付を受けている者から警備員指導教育責任者を選任しなければならないこととする。

２　都道府県公安委員会による、警備員指導教育責任者に選任されている者に対する定期的な講習の制度を導入する。

二、警備員等の検定の普及による警備員の知識及び能力の向上

１　警備業者は、社会の安全上重要な一定の種別の警備業務については、一定の基準に従いその種別ごとに警備員等の検定の合格証明書の交付を受けている警備員を配置して警備業務を実施しなければならないこととする。

２　警備員等の検定に係る規定を見直し、都道府県公安委員会は、警備業務の種別に応じ、警備員等の検定を行うものとするほか、登録講習機関における講習会の課程を修了した者について、当該講習に係る検定の学科試験又は実技試験を免除することができることとする。

三、警備業務の依頼者の保護

１　警備業者は、警備業務の依頼者と契約を締結しようとするときは、契約締結時までに一定の事項について記載した書面を当該依頼者に交付しなければならないこととする。

２　警備業者は、警備業務の依頼者等からの苦情の適切な解決に努めなければならないこととする。

四、その他

罰則規定を整備する。

五、施行期日

本法律は、公布の日から起算して１年６月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

公益通報者保護法案（閣法第110号）

【要旨】

本法律案は、公益通報をしたことを理由とする公益通報者の解雇の無効等並びに公益通報に関し事業者及び行政機関がとるべき措置を定めることにより、公益通報者の保護を図

るとともに、国民の生命、身体、財産その他の利益の保護にかかわる法令の規定の遵守を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、定義

1　「公益通報」とは、労働者が、不正の目的でなく、労務提供先又は当該労務提供先の事業に従事する場合におけるその役員、従業員、代理人等について通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を、当該労務提供先等、当該通報対象事実について処分・勧告等の権限を有する行政機関又はその者に対する当該通報対象事実の通報がその発生若しくはこれによる被害拡大の防止に必要と認められる者に通報することをいう。

2　「通報対象事実」とは、次のいずれかの事実をいう。

イ　個人の生命又は身体の保護、消費者の利益の擁護、環境の保全、公正な競争の確保その他の国民の生命、身体、財産その他の利益の保護にかかわる法律として別表に掲げるもの（これらの法律に基づく命令を含む。）に規定する罪の犯罪行為の事実

ロ　別表に掲げる法律の規定に基づく処分違反がイの事実となる場合における当該処分の理由とされている事実（当該処分の理由とされている事実が同表に掲げる法律の規定に基づく他の処分に違反し、又は勧告等に従わない事実である場合における当該他の処分・勧告等の理由とされている事実を含む。）

二、公益通報者の保護

1　一定の要件に該当する公益通報をしたことを理由として行われた解雇及び労働者派遣契約の解除を無効とするとともに、公益通報者に対する不利益な取扱いを禁止する。

2　1の規定は、通報対象事実に係る通報を理由とする労働者の解雇その他不利益な取扱いを禁止する他の法令の規定の適用を妨げるものではなく、また、労働基準法に定める解雇権濫用の一般法理の適用を妨げるものではない。

三、一般職の国家公務員等に対する取扱い

公益通報をしたことを理由とする一般職の国家公務員等に対する免職その他不利益な取扱いの禁止については、国家公務員法等の定めるところによる。

四、他人の正当な利益等の尊重

公益通報をする労働者は、他人の正当な利益又は公共の利益を害することのないよう努めなければならない。

五、是正措置等の通知

書面により公益通報をされた事業者は、当該通報対象事実の中止その他是正のために必要と認める措置をとったときはその旨を、当該通報対象事実がないときはその旨を、当該公益通報者に対し、遅滞なく、通知するよう努めなければならない。

六、行政機関がとるべき措置

公益通報をされた行政機関は、必要な調査を行い、当該通報対象事実があると認めるときは、法令に基づく措置その他適当な措置をとらなければならない。また、誤って通報対象事実について処分・勧告等の権限を有しない行政機関に対して公益通報がされた

ときは、当該行政機関は、当該公益通報者に対し、通報対象事実について処分・勧告等の権限を有する行政機関を教示しなければならない。

七、施行期日

本法律は、公布の日から起算して２年を超えない範囲内において政令で定める日から施行し、本法律の施行後にされた公益通報について適用する。

八、検討

政府は、本法律の施行後５年を目途として、本法律の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一、本法の立法趣旨が通報者の利益の保護を拡充・強化しようとするものであること、及び本法による保護対象に含まれない通報については従来どおり一般法理が適用されるものであることを、労働者、事業者等に周知徹底すること。

二、他人の正当な利益等の尊重の規定が公益通報をする労働者を萎縮させることのないよう、十分留意すること。

三、公益通報者の氏名等個人情報の漏えいが、公益通報者に対する不利益な取扱いにつながるおそれがあることの重大性にかんがみ、公益通報を受けた者が、公益通報者の個人情報の保護に万全を期するよう措置すること。

四、事業者及び行政機関において、通報をしようとする者が事前に相談できる窓口が整備されるよう促進すること。また、公益通報を受けた事業者及び行政機関が、通報対象事実についての調査結果及び是正措置等を公益通報者に通知するよう、公益通報受付体制の整備を図ること。

五、対象法律を定める政令の制定に際しては、当該法令違反が国民の生命、身体、財産等に及ぼす被害の大きさ等を精査するとともに、本委員会における審議及びパブリックコメントの実施により寄せられた国民の意見を踏まえ、これを適切に反映させること。

六、附則第２条の規定に基づく本法の見直しは、通報者の範囲、通報対象事実の範囲、外部通報の要件及び外部通報先の範囲の再検討を含めて行うこと。

右決議する。

障害者基本法の一部を改正する法律案（衆第37号）

【要旨】

本法律案は、最近の障害者を取り巻く社会経済情勢の変化等に対応し、障害者の自立と社会参加の一層の促進を図るため、所要の改正を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、基本的理念として、何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない旨を追加する。

二、都道府県及び市町村に障害者のための施策に関する基本的な計画の策定を義務付ける。

三、障害者の福祉に関する基本的施策として、障害のある児童と障害のない児童との交流及び共同学習の積極的な推進、障害者の地域における作業活動の場の拡充のための必要な費用の助成、公共的施設のバリアフリー化、情報の利用におけるバリアフリー化等の規定を設ける。

四、内閣府に、障害者基本計画の案の作成に際して意見を聴く等のため、中央障害者施策推進協議会を置くこととし、障害者の実情を踏まえた協議ができるよう委員構成に配慮しなければならないこととする。

五、本法律は、一部を除き、公布の日から施行する。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に向け万全を期すべきである。

一、障害者施策の推進に当たっては、障害者の個人の尊厳にふさわしい生活を保障される権利を確認した法第３条第１項の基本的理念を踏まえ、障害者が、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に、分け隔てられることなく参加できるようにすることを基本とすること。

二、障害者の雇用・就業、自立を支援するため、障害者の地域における作業活動の場の育成等を推進するとともに、併せて精神障害者の雇用率の適用・復職支援、在宅就労支援を積極的に推進するため、これらについて法的整備を含め充実強化を図ること。

三、障害者に対する障害を理由とする差別や権利利益侵害が行われた場合の、迅速かつ効果的な救済のために必要な措置を検討すること。

四、情報バリアフリー化の推進は、障害者等のコミュニケーションの保障に資するべきものであることにかんがみ、情報通信機器やアプリケーションの設計面のみならず、コンテンツや通信サービスについても、手話、文字、点字、音声等の活用による改善及び充実を促進すること。

五、障害のある児童・生徒とその保護者の意思及びニーズを尊重しつつ、障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒が共に育ち学ぶ教育を受けることのできる環境整備を行うこと。

六、「障害者」の定義については、「障害」に関する医学的知見の向上等について常に留意し、適宜必要な見直しを行うよう努めること。

また、てんかん及び自閉症その他の発達障害を有する者並びに難病に起因する身体又は精神上の障害を有する者であって、継続的に生活上の支障があるものは、この法律の障害者の範囲に含まれるものであり、これらの者に対する施策をきめ細かく推進するよう努めること。

七、国連における障害者権利条約の策定等の動向を踏まえ、制度整備の必要性について検討を行うこと。

右決議する。

消費者保護基本法の一部を改正する法律案（衆第38号）

【要旨】

本法律案は、近年における消費者を取り巻く社会経済情勢の変化にかんがみ、消費者政策の推進を図り、もって国民の消費生活の安定及び向上を確保するため、消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念を定め、事業者の責務等を明らかにし、消費者基本計画の作成について定め、並びに基本的施策を拡充するとともに、その推進に必要な体制を整備しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、法律の題名を「消費者保護基本法」から「消費者基本法」に改める。

二、目的規定を「消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力等の格差にかんがみ、消費者の利益の擁護及び増進に関し、消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念を定め、国、地方公共団体及び事業者の責務等を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定めることにより、消費者の利益の擁護及び増進に関する総合的な施策の推進を図り、もって国民の消費生活の安定及び向上を確保すること」に改める。

三、消費者政策の推進に当たっては、消費者の権利を尊重し、その自立の支援を基本として行われなければならないこと、高度情報通信社会の進展に的確に対応すること、国際的な連携を確保すること、環境の保全に配慮すること等の基本理念の規定を設ける。

四、基本理念にのっとり、国は、経済社会の発展に即応して、消費者政策を推進する責務を有することとし、地方公共団体も、国の施策に準じて施策を講ずるとともに、当該地域の社会的、経済的状況に応じた消費者政策を推進する責務を有することとする。

五、事業者は、その供給する商品及び役務について、消費者の安全及び消費者との取引における公正を確保すること、消費者に対し必要な情報を明確かつ平易に提供すること等の責務を有することとする。

六、消費者は、自ら進んで、その消費生活に関して、必要な知識を修得し、及び必要な情報を収集する等、自主的かつ合理的に行動するよう努めなければならないこととする。

七、消費生活における安全の確保、消費者契約の適正化、広告その他の表示の適正化、公正自由な競争の促進、啓発活動及び教育の推進、苦情処理及び紛争解決の促進、高度情報通信社会への的確な対応、国際的な連携の確保、環境の保全への配慮など国及び地方公共団体の基本的施策について定める。

八、政府は、長期的に講ずべき消費者政策の大綱等について定めた消費者基本計画を策定しなければならないこととする。消費者基本計画の案は、消費者政策会議が作成する。

九、本法律は、公布の日から施行する。

コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律案（衆第39号）

【要旨】

本法律案は、コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、施策の基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及びコンテンツ制作等

を行う者の責務等を明らかにするとともに、施策の基本となる事項並びにコンテンツ事業の振興に必要な事項等を定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、映画、音楽、アニメーション等のコンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する施策の推進に関し、国民生活の向上に寄与し、あわせて多様な文化の創造に資すること、経済社会の活力の向上及び持続的な発展に寄与すること、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法、文化芸術振興基本法及び消費者基本法の基本理念に配慮することを内容とする基本理念を定める。

二、国は、基本理念にのっとり、コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する施策を策定し、並びに実施する責務を有するとともに、地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、実施する責務を有するものとする。

三、コンテンツ制作等を行う者は、コンテンツに係る知的財産権に関し知識と理解を深めること等を通じて、そのコンテンツ制作等に当たっては、これを尊重するよう努めるとともに、コンテンツが青少年等に及ぼす影響について十分配慮するよう努めるものとする。

四、国等の基本的施策として、人材の育成、先端的な技術に関する研究開発の推進、コンテンツに係る知的財産権の適正な保護、円滑な流通の促進、適切な保存の促進、活用の機会等の能力における格差の是正、個性豊かな地域社会の実現並びに国民の理解及び関心の増進等を定める。

五、コンテンツ事業の振興に必要な施策として、多様な方法により資金調達を図るための制度の構築、権利侵害への措置、海外における事業展開の促進、公正な取引関係の構築、中小企業者への配慮等を定める。

六、コンテンツの創造、保護及び活用の促進に必要な措置が適切に講じられるよう、知的財産戦略本部を中心に関係行政機関は相互に密接な連携を図りながら、協力しなければならないものとする。

七、本法律は、一部を除き、公布の日から施行する。

②審査未了となった議案

国の行政運営の適正化のための公益通報に関する法律案（参第８号）

【要旨】

本法律案は、国の行政運営の適正化を図るため、公益通報の在り方、公益通報者の保護その他公益通報に関する制度について定めようとするものである。

総務委員会

委員一覧（25名）

委員長	景山　俊太郎（自民）		椎名　　一保（自民）		松岡　満壽男（民主）
理　事	柏村　　武昭（自民）		世耕　　弘成（自民）		渡辺　　秀央（民主）
理　事	岸　　宏一（自民）		野沢　　太三（自民）		鶴岡　　洋（公明）
理　事	山崎　　力（自民）		山内　　俊夫（自民）		日笠　　勝之（公明）
理　事	内藤　　正光（民主）		吉村　剛太郎（自民）		八田　ひろ子（共産）
理　事	広中　和歌子（民主）		小川　　敏夫（民主）		宮本　　岳志（共産）
	狩野　　安（自民）		高嶋　　良充（民主）		又市　　征治（社民）
	片山　虎之助（自民）		高橋　　千秋（民主）		
	久世　　公堯（自民）		谷林　　正昭（民主）		（16.3.11 現在）

（1）審議概観

第159回国会において本委員会に付託された案件は、内閣提出法律案12件（うち本院先議３件）及び承認案件１件の合計13件であり、いずれも可決または承認した。

また、本委員会付託の請願１種類22件は、いずれも保留とした。

〔法律案等の審査〕

国家公務員　行政機関の職員の数については、公務員数の膨張を抑制するという基本的考え方に基づき、行政機関の職員の定員に関する法律（「総定員法」）が職員数の最高限度を規定している。国立学校の法人化等を踏まえ、国の行政機関の職員の定員の総数の最高限度を引き下げるため、**行政機関の職員の定員に関する法律の一部を改正する法律案**が提出された。委員会においては、定員削減の実施状況、行政の減量・効率化の方策、独立行政法人等の運営の在り方等の質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

地方行財政　三位一体改革により、地方の権限と責任を大幅に拡大し、歳入・歳出両面での地方の自立度を高め、国庫補助負担金を廃止・縮減し、真に住民に必要な行政サービスを地方が自らの責任で自主的に行うことが求められている。このため、本格的な税源移譲を行うまでの措置として、毎年度の所得税の税収の一部を所得譲与税として都道府県及び市町村に対して譲与する譲与税制度の創設等のため、**地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案、所得譲与税法案、地方交付税法等の一部を改正する法律案**が提出された。委員会においては、３法律案を一括して議題とし、今後の三位一体改革の全体像の早期具体化、地方団体の意見を三位一体改革に反映する必要性、地方交付税大幅削減の根拠、課税自主権の重要性、国庫補助負担金の廃止・縮減の在り方等の質疑が行われ、討論の後、３法律案はいずれも多数をもって可決された。

また、分権型社会への改革の受け皿や、行政経費の削減を図り、少子高齢化の進展に伴

う介護費用の負担等の社会福祉を見据え、広域化を図って財政基盤を安定化する必要性等から、政府は積極的に市町村合併を推進している。特例措置をもって市町村の自主的な合併を促進するという方針の現行合併特例法が平成17年３月31日に期限切れを迎えること等のため、**地方自治法の一部を改正する法律案、市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案、市町村の合併の特例等に関する法律案**が提出された。なお、衆議院において合併後の地方公共団体が市となるべき要件を人口３万人以上とする修正が行われた。委員会においては、３法律案を一括して議題とし、市町村合併を推進する目的、合併特例区制度等創設の趣旨、総務大臣が策定する基本指針の性格及び内容、議員の定数等の在り方、道州制導入の必要性等の質疑が行われ、討論の後、３法律案はいずれも多数をもって可決された。なお、３法律案に対し附帯決議が付された。

このほか、**新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案、地方公務員法及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律の一部を改正する法律案、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案**が可決された。

消　防　近年、住宅火災による死者数は急増傾向にあり、今後の高齢化の進展とともに更なる増加が予想されている。また、ごみ固形化燃料による発熱・発火事例が多数発生し、ごみ固形化燃料発電所で火災爆発事故も発生した。さらに、地震発生後、石油精製事業所において、多数の屋外貯蔵タンクの損傷、油漏れ等の被害が発生し、浮き屋根式タンクの全面火災も発生した。このような災害を踏まえ、**消防法及び石油コンビナート等災害防止法の一部を改正する法律案**が提出された。委員会においては、火災発生の危険性の高い新物品に対する安全対策の在り方、大規模災害に対する防災体制の整備の必要性、住宅用火災警報器の普及方策等の質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

郵政・通信　近年の携帯電話の急速な普及に代表されるＩＴ革命の進展に伴い、電波利用は大きく拡大し、現在、周波数の逼迫状況は深刻な状態にある。このような新たな電波需要に迅速に対応するための電波の再配分に伴い、既存の電波が利用できなくなる免許人に対する対策が必要となったほか、建築物の高層化の進展に伴う電波伝搬障害対策、サイバー犯罪に国際的に対処するためのサイバー犯罪に関する条約に義務づけられる違法アクセス・違法傍受に関しての刑罰及び刑事手続き等の国内法制の整備も必要となったため、**電波法及び有線電気通信法の一部を改正する法律案**が提出された。委員会においては、中長期的な電波の再配分方策、給付金支給制度における費用負担の在り方、電波利用料制度見直しの必要性等の質疑が行われ、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

このほか、**放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件（いわゆるＮＨＫ予算）**が承認された。なお、附帯決議が付された。

〔国政調査等〕

３月11日、行政制度、地方行財政、消防行政、情報通信行政等の基本施策について麻生総務大臣から所信を聴取し、平成16年度総務省関係予算について山口総務副大臣から、平成16年度人事院業務概況及び関係予算について中島人事院総裁から、それぞれ説明を聴取した。

また、同日、第158回国会閉会後の１月14日、15日の両日、大阪府、奈良県及び京都府において実施した情報通信行政に関する視察及び行財政問題等に関する実情調査のための委員派遣について、派遣委員から報告を聴取した。

３月16日、麻生総務大臣の所信及び平成16年度人事院業務概況について、三位一体改革と市町村合併による財政状況、税財源移譲後の地方公共団体への配分額、地上デジタル放送施設整備に際しての独立ＵＨＦ局への支援策、三位一体改革における税財源移譲の具体的な方向性、公務員に関する各種手当、郵政民営化及び郵政改革担当大臣設置に対する総務大臣の所見等の質疑を行った。また、平成16年度地方財政計画について麻生総務大臣から概要説明を、山口総務副大臣から補足説明をそれぞれ聴取した。

３月24日、予算委員会から委嘱を受けた平成16年度内閣所管（人事院）、総務省所管（日本学術会議及び公害等調整委員会を除く）及び公営企業金融公庫関係予算の審査を行い、電気通信事業者における個人情報保護ガイドラインの改定の時期と内容、個人情報保護のための個別法制定の必要性、公益通報者保護法案がかえって公益通報を抑制する結果になる懸念、公益通報者の個人情報漏えいに関する罰則規定の適用範囲、地方公共団体による財政調整基金の株式運用、行政コストの削減方策、公務員制度改革における事前の職員団体との協議と職員への周知の必要性、所得譲与税と地方交付税の相違点、現場の県・市町村の理解を踏まえた改革の必要性、地方分権のグランドデザインを新たに描く必要性等の質疑を行った。

３月26日、地方分権を推進するための地方税財政基盤の確立に関する決議を行った。

（２）委員会経過

○平成16年３月11日（木）（第１回）

○行政制度、公務員制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査を行うことを決定した。

○行政制度、地方行財政、消防行政、情報通信行政等の基本施策に関する件について麻生総務大臣から所信を聴いた。

○平成16年度総務省関係予算に関する件について山口総務副大臣から説明を聴いた。

○平成16年度人事院業務概況及び関係予算に関する件について中島人事院総裁から説明を聴いた。

○派遣委員から報告を聴いた。

○平成16年３月16日（火）（第２回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○行政制度、地方行財政、消防行政、情報通信行政等の基本施策に関する件及び平成16年度人事院業務概況に関する件について麻生総務大臣、中島人事院総裁及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕高橋千秋君（民主）、小川敏夫君（民主）、日笠勝之君（公明）、宮本岳志君（共産）、又市征治君（社民）、狩野安君（自民）

○平成16年度地方財政計画に関する件について麻生総務大臣から概要説明を聴いた後、山口総務副大臣から補足説明を聴いた。

○地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第20号）（衆議院送付）
所得譲与税法案（閣法第21号）（衆議院送付）
地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第22号）（衆議院送付）

以上３案について麻生総務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成16年３月18日（木）（第３回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第20号）（衆議院送付）
所得譲与税法案（閣法第21号）（衆議院送付）
地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第22号）（衆議院送付）

以上３案について麻生総務大臣、山口総務副大臣、山下財務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局した。

〔質疑者〕高橋千秋君（民主）、高嶋良充君（民主）、柏村武昭君（自民）、日笠勝之君（公明）、八田ひろ子君（共産）、又市征治君（社民）

○平成16年３月23日（火）（第４回）

○新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正す

る法律案（閣法第23号）（衆議院送付）について麻生総務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成16年３月24日（水）（第５回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**平成十六年度一般会計予算（衆議院送付）**
平成十六年度特別会計予算（衆議院送付）
平成十六年度政府関係機関予算（衆議院送付）
（内閣所管（人事院）、総務省所管（日本学術会議及び公害等調整委員会を除く）及び公営企業金融公庫）について麻生総務大臣、田端総務副大臣、山口総務副大臣、中島人事院総裁及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕内藤正光君（民主）、日笠勝之君（公明）、八田ひろ子君（共産）、又市征治君（社民）、山崎力君（自民）

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成16年３月25日（木）（第６回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第23号）（衆議院送付）**について麻生総務大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局した。

〔質疑者〕広中和歌子君（民主）、日笠勝之君（公明）、宮本岳志君（共産）、又市征治君（社民）

○平成16年３月26日（金）（第７回）

○**地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第20号）（衆議院送付）**
所得譲与税法案（閣法第21号）（衆議院送付）
地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第22号）（衆議院送付）

以上３案について討論の後、いずれも可決した。

（閣法第20号）賛成会派　自民、公明
反対会派　民主、共産、社民

（閣法第21号）賛成会派　自民、公明
反対会派　民主、共産、社民

（閣法第22号）賛成会派　自民、公明
反対会派　民主、共産、社民

○**地方分権を推進するための地方税財政基盤の確立に関する決議**を行った。

○**新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第23号）（衆議院送付）**を可決した。

（閣法第23号）賛成会派　自民、民主、公明、共産、社民
反対会派　なし

○平成16年３月30日（火）（第８回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件（閣承認第２号）（衆議院送付）**について麻生総務大臣から趣旨説明を、参考人日本放送協会会長海老沢勝二君から説明を聴き、同大臣、田端総務副大臣、馳文部科学大臣政務官、政府参考人、参考人日本放送協会会長海老沢勝二君、同協会専務理事関根昭義君、同協会理事中山壮介君、同協会理事和崎信哉君及び同協会理事宮下宣裕君に対し質疑を行った後、承認すべきものと議決した。

〔質疑者〕柏村武昭君（自民）、椎名一保君（自民）、片山虎之助君（自民）、渡辺秀央君（民主）、内藤正光君（民主）、松岡滿壽男君（民主）、小川敏夫君（民主）、谷林正昭君（民主）、広中和歌子君（民主）、鶴岡洋君（公明）、日笠勝之君（公明）、八田ひろ子君（共産）、宮本岳志君（共産）、又市征治君（社民）

（閣承認第２号）賛成会派　自民、民主、公明、共産、社民

反対会派　なし

なお、附帯決議を行った。

○平成16年４月１日（木）（第９回）

○理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。

○**消防法及び石油コンビナート等災害防止法の一部を改正する法律案（閣法第122号）**について麻生総務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成16年４月８日（木）（第10回）

○理事の補欠選任を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**消防法及び石油コンビナート等災害防止法の一部を改正する法律案（閣法第122号）**について麻生総務大臣、山口総務副大臣、佐藤人事院総裁及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕椎名一保君（自民）、高橋千秋君（民主）、日笠勝之君（公明）、八田ひろ子君（共産）、又市征治君（社民）

（閣法第122号）賛成会派　自民、民主、公明、共産、社民

反対会派　なし

なお、附帯決議を行った。

○平成16年４月13日（火）（第11回）

○**地方公務員法及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第123号）**について麻生総務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成16年４月15日（木）（第12回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**地方公務員法及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第123号）**について麻生総務大臣、佐藤人事院総裁及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕山崎力君（自民）、高嶋良充君（民主）、日笠勝之君（公明）、宮本岳志君（共産）、又市征治君（社民）

（閣法第123号）賛成会派　自民、民主、公明、社民

反対会派　共産

○平成16年４月20日（火）（第13回）

○**行政機関の職員の定員に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第124号）**について麻生総務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成16年４月22日（木）（第14回）

○理事の補欠選任を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**行政機関の職員の定員に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第124号）**について麻生総務大臣、佐藤人事院総裁、政府参考人及び参考人独立行政法人国立病院機構副理事長河村博江君に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕松岡滿壽男君（民主）、高橋千秋君（民主）、日笠勝之君（公明）、八田ひろ子君（共産）、又市征治君（社民）

（閣法第124号）賛成会派　自民、民主、公明、社民

反対会派　共産

なお、附帯決議を行った。

○平成16年４月27日（火）（第15回）

○理事の補欠選任を行った。

○**電波法及び有線電気通信法の一部を改正する法律案（閣法第44号）（衆議院送付）**について麻生総務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成16年５月11日（火）（第16回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**電波法及び有線電気通信法の一部を改正する法律案（閣法第44号）（衆議院送付）**について麻生総務大臣、田端総務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕山崎力君（自民）、高橋千秋君（民主）、日笠勝之君（公明）、宮本岳志君（共産）、又市征治君（社民）

（閣法第44号）賛成会派　自民、公明、共産、社民
反対会派　民主

なお、附帯決議を行った。

○**地方自治法の一部を改正する法律案（閣法第107号）（衆議院送付）**
市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第108号）（衆議院送付）
市町村の合併の特例等に関する法律案（閣法第109号）（衆議院送付）

以上３案について麻生総務大臣から趣旨説明を、市町村の合併の特例等に関する法律案（閣法第109号）（衆議院送付）の衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員滝実君から説明を聴いた。

○平成16年５月18日（火）（第17回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**地方自治法の一部を改正する法律案（閣法第107号）（衆議院送付）**
市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第108号）（衆議院送付）
市町村の合併の特例等に関する法律案（閣法第109号）（衆議院送付）

以上３案について麻生総務大臣、山口総務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

〔質疑者〕久世公堯君（自民）、高嶋良充君（民主）、松岡滿壽男君（民主）、日笠勝之君（公明）、八田ひろ子君（共産）、宮本岳志君（共産）、又市征治君（社民）

（閣法第107号）賛成会派　自民、民主、公明
反対会派　共産、社民

（閣法第108号）賛成会派　自民、民主、公明
反対会派　共産、社民

（閣法第109号）賛成会派　自民、民主、公明
反対会派　共産、社民

なお、３案について附帯決議を行った。

○平成16年６月10日（木）（第18回）

○理事の補欠選任を行った。

○**地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案（閣法第111号）（衆議院送付）**について麻生総務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成16年６月14日（月）（第19回）

○理事の補欠選任を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案（閣法第111号）（衆議院送付）**に

ついて麻生総務大臣、山口総務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕高橋千秋君（民主）、日笠勝之君（公明）、八田ひろ子君（共産）、又市征治君（社民）

（閣法第111号）賛成会派　自民、公明

反対会派　民主、共産、社民

○平成16年６月15日（火）（第20回）

○請願第850号外21件を審査した。

○行政制度、公務員制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

○閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

（３）議案の要旨・附帯決議

○成立した議案

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第20号）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、道府県民税及び市町村民税

１　道府県内又は市町村内に住所を有することにより均等割の納税義務を負う夫と生計を一にする妻で夫が住所を有する市町村内に住所を有するものに対する均等割の非課税措置を廃止する。

２　老年者控除を廃止する。

３　市町村民税の個人の均等割の標準税率について、人口段階別の税率区分を廃止し、これを3,000円（年額）に統一する。

二、事業税

法律及び閣議決定等により通常の法人より資本等の金額が特に過大となっている法人等について、資本割の課税標準の特例措置を創設する。

三、自動車税

排出ガス及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車については税率を軽減し、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重くする特例措置（いわゆる「自動車税のグリーン化」）について、税収中立を前提として行う。

四、道府県法定外普通税、市町村法定外普通税及び法定外目的税

１　法定外税について、一定の変更をする場合の総務大臣への協議・同意を廃止する。

２　法定外税の納税義務者であって当該納税義務者に課すべき当該法定外税の課税標準の合計が当該法定外税の課税標準の合計の10分の１を超えると見込まれるものがある場合において、当該法定外税の新設又は変更をする旨の条例を制定しようとするときは、議会において、当該納税義務者の意見を聴くものとする。

五、固定資産税及び都市計画税

１　商業地等に係る平成16年度分及び平成17年度分の固定資産税及び都市計画税については、価格に10分の６以上10分の７未満の範囲内において市町村が条例で定める割合を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額までその税額を減額することができる措置を講ずる。

２　固定資産税の制限税率を廃止する。

六、市町村たばこ税

当該年度に納付された市町村たばこ税の額が課税定額を超える場合には、その超える部分に相当する額を、当該年度の翌年度に、市町村から都道府県に交付するものとする。

七、自動車取得税

一定の燃費基準を満たす自動車に係る課税標準の特例措置を改め、その適用期限を平

成18年３月31日まで延長する。

八、軽油引取税

脱税に関する罪の罰則の引上げ、製造等の承認を受ける義務等に違反して製造された軽油の譲受けに関する罪の創設等軽油引取税に係る罰則を強化する。

九、狩猟税

狩猟者登録税及び入猟税を廃止し、鳥獣の保護及び狩猟に関する行政の実施に要する費用に充てるための目的税として狩猟税を創設する。

十、その他の事項

１　標準税率によることを要しない場合に係る規定を整備する。

２　非課税等特別措置の整理合理化等を行う。

３　東京国際空港における緊急整備事業の円滑な推進に関する特別措置法に基づき平成22年３月31日までに取得される一定の空港の用に供する固定資産について市町村交付金の算定標準額を最初の10年間その価格の４分の１（現行２分の１）の額とする。

十一、施行期日

この法律は、一部の規定を除き、平成16年４月１日から施行する。

所得譲与税法案（閣法第21号）

【要旨】

本法律案は、個人の所得課税に係る国から地方公共団体への本格的な税源の移譲を行うまでの間の措置として、毎年度の所得税の収入額のうち4,249億円に相当する額を所得譲与税として都道府県及び市町村に対して譲与しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、趣旨

この法律は、個人の所得課税に係る国から地方公共団体への本格的な税源の移譲を行うまでの間の措置として所得譲与税を地方公共団体に対して譲与するため、必要な事項を定める。

二、所得譲与税

所得税の収入額のうち4,249億円に相当する額をもって所得譲与税とする。

三、都道府県及び市町村への譲与の割合

所得譲与税は、その２分の１に相当する額を都道府県に対して、その２分の１に相当する額を市町村（特別区を含む。）に対して譲与する。

四、譲与の基準

都道府県及び市町村に対して譲与すべき所得譲与税は、国勢調査による人口であん分して譲与する。

五、譲与の時期

所得譲与税は、毎年度９月及び３月に、それぞれ当該年度に譲与すべき額の２分の１に相当する額を譲与する。

六、使途

国は、所得譲与税の譲与に当たっては、その使途について条件を付け、又は制限してはならない。

七、施行期日

この法律は公布の日から施行し、平成16年度分の所得譲与税から適用する。

地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第22号）

【要旨】

本法律案は、地方財政の収支が引き続き著しく不均衡な状況にあること等にかんがみ、地方交付税の総額の確保に資するため、平成16年度分の地方交付税の総額の特例措置を講ずるとともに、平成17年度及び平成18年度における一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計への繰入れに関する特例を設けるほか、平成16年度から平成18年度までの間に限り、地方債の特例措置を講ずることとし、あわせて、地方交付税の単位費用の改正等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、平成16年度分の地方交付税の総額の特例

地方交付税法第６条第２項の額に、法定加算額、臨時財政対策のための特例加算額、交付税特別会計借入金及び同特別会計における剰余金を加算した額から、同特別会計借入金償還額及び利子支払額を控除した額16兆8,861億円とする。

二、交付税及び譲与税配付金特別会計借入金の償還の繰延べ

平成16年度から平成18年度までの間に予定されていた交付税及び譲与税配付金特別会計借入金の償還を平成22年度以降に繰り延べるとともに、平成17年度及び平成18年度における一般会計から同特別会計への繰入れに関する特例を設ける。

三、基準財政需要額の算定方法の改正

平成16年度分の普通交付税の算定に用いる単位費用を改正するとともに、算定の簡素化を図る観点から、補正係数の見直しを行う。

四、臨時財政対策債の発行

平成16年度から平成18年度までの間に限り、地方団体は、地方財政法第５条の規定により起こす地方債のほか、適正な財政運営を行うために必要とされる財源に充てるため、地方債を起こすことができるものとする。

五、税源移譲予定特例交付金の創設

平成16年度において行われた義務教育費国庫負担金及び公立養護学校教育費国庫負担金の見直しに係る地方公共団体の減収額を埋めるために、国から地方公共団体への税源の移譲を行うまでの間の措置として税源移譲予定特例交付金を創設する。

六、地方公務員等共済組合法の一部改正

地方公務員共済組合の事務に要する費用に係る地方公共団体の負担の特例を、平成16年度においても適用する。

七、施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第23号）

【要旨】

本法律案は、新東京国際空港周辺地域における道路、生活環境施設等の整備を促進するため、新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の有効期限を平成21年３月31日まで延長するとともに、新東京国際空港の名称が成田国際空港に変更されることに伴い、題名の改正等を行おうとするものである。

電波法及び有線電気通信法の一部を改正する法律案（閣法第44号）

【要旨】

本法律案は、電波の有効利用を促進し、デジタル無線通信システムの円滑な導入を図るため、電波の迅速な再配分により周波数の使用期限が早期に到来する既存免許人に対して電波利用料を財源として給付金を支給する制度を設けるとともに、一定の無線局の開設について登録制度を導入するほか、サイバー犯罪に関する条約を踏まえて無線通信及び有線電気通信について罰則規定の整備を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、電波の再配分に関する給付金制度の導入

1　電波の利用状況の評価結果に基づき、一定の期間に満たない期間内で既存無線局の使用する周波数について使用期限を定める場合において、当該使用期限までに必要となる周波数の指定の変更申請等をしようとする免許人等に対して、当該使用期限の早期の到来により当該免許人等に通常生ずる費用に充てるための電波利用料を財源とする給付金を支給する措置を講ずることとする。

2　当該使用期限に係る周波数帯を新たに使用する電波の利用者等から、一定期間、所要の電波利用料を徴収することとする。

二、無線局の登録制度の導入

1　一定の条件を満たす無線局の免許に係る事前規制を一部緩和し、登録とする等の措置を講ずることとする。

2　有効期間等の登録に関する事項及び無線局の開設制限、取消要件等の登録を受けた無線局に対する監督措置を定めるほか、電波利用料に係る規定等を整備することとする。

三、サイバー犯罪に関する条約の締結に向けた国内法の整備

1　暗号化された無線通信を傍受して、その秘密の漏示又は窃用目的で、その内容を復元する行為及びその未遂並びにこれらに対する国外犯を処罰する措置を講ずることとする。

2　有線電気通信の秘密侵害罪及びその未遂罪に対する国外犯を処罰する措置を講ずることとする。

四、重要無線通信の確保に関する制度の合理化

電気通信業務用無線局に係る伝搬障害防止区域内において建築する一定の高層建築物等の建築主に対する工事制限期間を３年間から２年間に短縮することとする。

五、施行期日

この法律は、公布の日から起算して３月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、無線局の登録制度の新設に関する改定規定は公布の日から起算して１年を超えない範囲内において政令で定める日から、サイバー犯罪に関する条約の締結のための罰則規定の新設に関する改正規定は同条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

【附帯決議】

政府は、本法施行に当たり、次の各項の実施に努めるべきである。

一、電波の再配分に係る給付金は、公正かつ合理的な方法を用いて算定するとともに、給付金支給の実施状況を明らかにする等制度の透明性を確保すること。

二、電波の再配分に当たっては、既存の免許人への経済的な影響等に加え、当該免許人からサービスの提供を受けている利用者への影響についても配慮すること。

三、無線局の登録制度導入に当たっては、異なる無線システム間に混信等が生じないよう万全を期すとともに、万一混信等が発生し事後措置等を講じる場合においても、電波利用が促進されるよう配慮すること。

四、電波利用料制度については、制度創設時に比べて電波利用をめぐる環境が大幅に変化していることにかんがみ、電波利用の拡大や利用形態の動向等を踏まえ、電波の経済的価値を反映することも含め電波利用料の新たな算定方法等その在り方について早急に結論を得ること。

五、電波の逼迫状況を解消するため、未利用周波数帯の利用技術や共同利用システム等の研究開発を含め、電波の有効利用に一層取り組むこと。

六、電波が国民生活に密着したものとなっていることにかんがみ、電波の人体への影響等の研究、不法電波対策及びネットワークセキュリティの確保を推進するなど安心で安全な電波利用環境の整備に努めること。

七、無線システムを更に活用するなど、過疎地域等における高速・超高速インターネットアクセス網の環境整備を一層進めること。また、身体障害者、高齢者等の日常生活の利便向上に資する電波利用システムの普及促進に努めること。

右決議する。

地方自治法の一部を改正する法律案（閣法第107号）

【要旨】

本法律案は、地方分権の推進に資するとともに地方公共団体の組織及び運営の合理化を図るため、地方制度調査会の答申にのっとり、都道府県の申請に基づく都道府県合併等の手続の整備、地域自治区制度の創設及び条例による事務処理特例に係る要請手続の整備を行うとともに、収入役制度及び議会の定例会制度を見直し、財務会計制度に関する規定の整備を図るほか、所要の規定の整備を行おうとするものであり、その主な内容は次のとお

りである。

一、都道府県の申請に基づく都道府県合併の手続等の整備に関する事項

1　都道府県の境界にわたる市町村の新設合併及び当該市町村の属すべき都道府県については、関係のある普通地方公共団体の申請に基づき、総務大臣が定めるものとする。

2　都道府県の合併は、関係都道府県の申請に基づき、内閣が国会の承認を経てこれを定めることができるものとする。

二、議会の定例会に関する事項

普通地方公共団体の議会の定例会について、回数に係る制限を無くし、毎年、条例で定める回数これを招集しなければならないものとする。

三、収入役に関する事項

政令で定める市は、条例で収入役を置かず市長又は助役をしてその事務を兼掌させることができるものとする。

四、地域自治区に関する事項

1　地域自治区の設置

イ　市町村は、市町村長の権限に属する事務を分掌させ、地域の住民の意見を反映させつつこれを処理させるため、条例で、その区域を分けて地域自治区を設けることができるものとする。

ロ　地域自治区に事務所を置くものとし、事務所の長は、事務吏員をもって充てるものとする。

2　地域協議会

イ　地域自治区に地域協議会を置くものとし、地域協議会の構成員は、地域自治区の区域内に住所を有する者のうちから、市町村長が選任するものとする。

ロ　地域協議会は、市町村が処理する事務であって地域自治区の区域に係るもの等について審議し、市町村長その他の市町村の機関に意見を述べることができるものとし、市町村長は、条例で定める市町村の施策に関する重要事項であって地域自治区の区域に係るものを決定しようとする場合等においては、あらかじめ、地域協議会の意見を聴かなければならないものとする。

五、財務会計制度に関する事項

1　政令で定めるところにより、一定の経費については、普通地方公共団体の長の支出命令を簡素化できるよう措置するものとする。

2　普通地方公共団体は、法律で定めるもの（電気、ガス又は水の供給を受ける契約等）のほか、政令で定める長期継続契約を締結できるものとする。

六、条例による事務処理の特例に関する事項

市町村長は、その議会の議決を経て、都道府県知事に対し、その権限に属する事務の一部を当該市町村が処理することとするよう要請することができるものとする。

七、施行期日

この法律は、公布の日から起算して６月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。ただし、都道府県の申請に基づく都道府県合併の手続等の整備

に関する事項関係は、平成17年４月１日から施行するものとする。

【地方自治法の一部を改正する法律案、市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案及び市町村の合併の特例等に関する法律案に対する附帯決議】

政府は、本法律の施行に当たり、次の事項の実現に努めるべきである。

一、分権型社会を制度的に確固たるものとすることは喫緊の課題であり、市町村合併を推進するとともに、行財政基盤を強化し、一層の効率化を進めるため、国から地方への権限及び税源の移譲を早急に実施すること。

二、合併を行わないとの選択をした小規模市町村に対して、合併を強制することはせず、合併を行わないことを理由として不利益な取扱いをしないこと。

三、自主的な合併を推進する観点から、総務大臣が合併推進の基本指針を策定するに当たっては、地方公共団体に配慮するとともに、都道府県は関係市町村の意向を踏まえて合併推進構想を作成するよう、その周知を図ること。

四、合併特例債の発行が当該地方公共団体のみならず国の財政に与える影響にかんがみ、発行額が膨張しないよう十分に配慮すること。

五、議員の定数及び在任に関する特例の適用を検討する地方公共団体に対して、行政コストや住民の意思に十分配慮するよう周知徹底すること。

六、地域自治区に置かれる地域協議会の構成員の選任に当たっては、公平性、透明性及び住民の実質的参画の確保に十分配慮するよう周知すること。

七、地域協議会は、住民の主体的な参加を期待するものであることにかんがみ、その構成員については、原則として無報酬とするよう周知すること。

右決議する。

市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第108号）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、地域自治区の設置手続等の特例に関する事項

１　市町村の合併に際しては、合併関係市町村の協議で定める期間に限り、合併市町村の区域の一部の区域に、１又は２以上の合併関係市町村の区域であった区域を単位とする地域自治区（以下「合併関係市町村の区域による地域自治区」という。）を設けることができるものとする。

２　市町村の合併に際して設ける合併関係市町村の区域による地域自治区（以下「合併に係る地域自治区」という。）に、合併関係市町村の協議により、期間を定めて区長を置くことができるものとする。

３　区長は、合併市町村の長が選任するものとし、その職は、特別職とするものとする。

４　合併に係る地域自治区の区域における住居を表示するには、当該合併に係る地域自治区の名称を冠するものとする。

５　平成11年７月16日から平成17年３月31日までの間に行われた市町村の合併（以下「特

定合併」という。）に係る合併市町村は、条例で、期間を定めて、その区域の一部の区域に、合併関係市町村の区域による地域自治区を設けることができるものとする。

二、合併特例区に関する事項

1　市町村の合併後の一定期間、合併関係市町村の協議により、期間を定めて、合併市町村の区域の全部又は一部の区域に、１又は２以上の合併関係市町村の区域であった区域を単位として、合併特例区を設けることができるものとし、合併特例区は、特別地方公共団体とするものとする。

2　合併関係市町村は、合併特例区を設けようとするときは、協議により規約を定め、都道府県知事の認可を受けなければならないものとする。

3　合併特例区は、市町村の合併後の一定期間当該合併特例区が処理することが特に必要と認められる事務等のうち、規約で定める事務を処理するものとする。

4　合併特例区の長は、市町村長の被選挙権を有する者のうちから、合併市町村の長が選任するものとし、その職は、特別職とするものとする。

5　合併特例区に合併特例区協議会を置くものとし、合併特例区協議会の構成員は、合併特例区の区域内に住所を有する者で合併市町村の議会の議員の被選挙権を有するもののうちから、規約で定める方法により合併市町村の長が選任するものとする。

6　合併特例区協議会は、合併市町村が処理する事務であって当該合併特例区の区域に係るもの等について審議し、合併市町村の長その他の機関等に意見を述べることができるものとし、合併市町村の長は、規約で定める合併市町村の施策に関する重要事項であって合併特例区の区域に係るものを決定しようとする場合等においては、あらかじめ、合併特例区協議会の意見を聴かなければならないものとする。

7　合併特例区の区域における住居を表示するには、当該合併特例区の名称を冠するものとする。

8　特定合併に係る合併市町村は、定款で、期間を定めて、その区域の全部又は一部の区域に、１又は２以上の合併関係市町村の区域であった区域を単位として合併特例区を設けることができるものとする。

三、一部事務組合等の特例に関する事項

市町村の合併の日の前日において、すべての合併関係市町村が他の地方公共団体と同一の一部事務組合等を組織している場合においては、市町村の合併の日から一部事務組合等の規約が変更される日までの間に限り、一部事務組合等は、合併市町村の区域における事務について従前の例により行うものとする。

四、経過措置に関する事項

平成17年３月31日までに申請がなされた市町村の合併については、この法律は、同日後もなおその効力を有するが、平成18年３月31日までに当該申請に係る市町村の合併が行われないときは、同日後は、効力を有しないものとする。

五、施行期日

この法律は、公布の日から起算して６月を超えない範囲において政令で定める日から施行するものとする。ただし、三及び四に関する規定等については、公布の日から施行

するものとする。

【附帯決議】

地方自治法の一部を改正する法律案（閣法第107号）と同一内容の附帯決議が行われている。

市町村の合併の特例等に関する法律案（閣法第109号）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、地方自治法の特例等

議会の議員の定数に関する特例、一部事務組合等に関する特例、地方税に関する特例及び地方交付税の額の算定の特例等、市町村の合併に際し、所要の特例措置を講ずるものとする。

二、地域自治区の設置手続等の特例

1　市町村の合併に際しては、合併関係市町村の協議で定める期間に限り、合併市町村の区域の一部の区域に、１又は２以上の合併関係市町村の区域であった区域を単位とする地域自治区（以下「合併関係市町村の区域による地域自治区」という。）を設けることができるものとする。

2　市町村の合併に際して設ける合併関係市町村の区域による地域自治区（以下「合併に係る地域自治区」という。）に、合併関係市町村の協議により、期間を定めて区長を置くことができるものとする。

3　区長は、合併市町村の長が選任するものとし、その職は、特別職とするものとする。

4　合併に係る地域自治区の区域における住居を表示するには、当該合併に係る地域自治区の名称を冠するものとする。

三、合併特例区

1　市町村の合併後の一定期間、合併関係市町村の協議により、期間を定めて、合併市町村の区域の全部又は一部の区域に、１又は２以上の合併関係市町村の区域であった区域を単位として、合併特例区を設けることができるものとし、合併特例区は、特別地方公共団体とするものとする。

2　合併関係市町村は、合併特例区を設けようとするときは、協議により規約を定め、都道府県知事の認可を受けなければならないものとする。

3　合併特例区は、市町村の合併後の一定期間当該合併特例区が処理することが特に必要と認められる事務等のうち、規約で定める事務を処理するものとする。

4　合併特例区の長は、市町村長の被選挙権を有する者のうちから、合併市町村の長が選任するものとし、その職は、特別職とするものとする。

5　合併特例区に合併特例区協議会を置くものとし、合併特例区協議会の構成員は、合併特例区の区域内に住所を有する者で合併市町村の議会の議員の被選挙権を有するもののうちから、規約で定める方法により合併市町村の長が選任するものとする。

6　合併特例区協議会は、合併市町村が処理する事務であって当該合併特例区の区域に

係るもの等について審議し、合併市町村の長その他の機関等に意見を述べることができるものとし、合併市町村の長は、規約で定める合併市町村の施策に関する重要事項であって合併特例区の区域に係るものを決定しようとする場合等においては、あらかじめ、合併特例区協議会の意見を聴かなければならないものとする。

7　合併特例区の区域における住居を表示するには、当該合併特例区の名称を冠するものとする。

四、市町村の合併の推進に関する構想等

1　総務大臣は、自主的な市町村の合併を推進するための基本指針を定めるものとする。

2　都道府県は、基本指針に基づき、都道府県に置く市町村合併推進審議会の意見を聴き、自主的な市町村の合併を推進する必要があると認められる市町村（以下「構想対象市町村」という。）を対象として、自主的な市町村の合併の推進に関する構想（以下「構想」という。）を定めるものとし、構想においては、構想対象市町村の組合せ等を定めるものとする。

3　都道府県知事から、合併協議会を設けるべきことを勧告された構想対象市町村の長は、合併協議会設置協議について、議会に付議しなければならないものとし、議会が可決しない場合には、市町村の長からの請求又は有権者数の６分の１以上の者の連署をもって行われる請求を要件として住民投票を実施し、有効投票の総数の過半数の賛成があったときは、議会が可決したものとみなすものとする。

4　合併協議会において、合併市町村の名称等に関する協議が調わないときは、都道府県知事は申請に基づき、市町村合併調整委員を任命し、あっせん又は調停を行わせることができるものとする。

5　都道府県知事は、構想対象市町村に対し、合併協議会における市町村の合併に関する協議の推進に関し必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

五、施行期日等

本法律は平成17年４月１日から施行し、平成22年３月31日限りその効力を失うものとする。

なお、本法律案については、衆議院において、市を設置する処分のうち市町村の合併に係るもの等については、市となるべき普通地方公共団体の要件は、人口３万以上を有することとする修正が行われた。

【附帯決議】

地方自治法の一部を改正する法律案（閣法第107号）と同一内容の附帯決議が行われている。

地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案（閣法第111号）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、年金制度改革関連

1　共済年金の給付水準について、厚生年金に準拠して定める方式を維持し、毎年度、賃金又は物価の変動率により改定を行うことを基本とし、厚生年金と同様に調整の必要があると見込まれる期間においては、年金額の改定率に公的年金の被保険者数の変動率等を反映する。

2　65歳以上の障害基礎年金の受給権者が退職共済年金又は遺族共済年金の受給権者である場合には、それぞれ退職共済年金又は遺族共済年金を障害基礎年金と併せて受給ができることとする。

3　65歳以上の受給権者に対する遺族共済年金の支給方法を見直し、退職共済年金を全額支給した上で、従前の退職共済年金及び遺族共済年金の受給権を有する者に対して支給され得る金額との差額を遺族共済年金として支給する。

4　組合員である間に支給される退職共済年金について、一律２割の支給を停止する措置を廃止する。

5　離婚等をした場合における掛金の標準となった給料等の額について分割されたものとみなし、年金額に反映する制度を導入する。

6　子が１歳に達した日後においても総務省令で定める場合にあっては、当該子が１歳６ヶ月に達するまでの間、育児休業手当金を支給するとともに、併せてその給付水準を雇用保険法による育児休業給付に準じたものとする。

7　育児休業をしている組合員に対する掛金の免除措置を子が３歳に達するまでに拡充する。

8　基礎年金拠出金に対する地方公共団体の負担割合について、所要の安定財源を確保する税制の抜本的改革を行った上で、平成21年度までに２分の１に引き上げる。

二、地方公務員共済年金と国家公務員共済年金の財政単位の一元化

1　長期給付に要する費用について、地方公務員共済組合及び国家公務員共済組合の収支を合計して再計算する。

2　地方公務員共済組合の長期給付に要する費用の負担水準と国家公務員共済組合の長期給付に要する費用の負担水準との均衡及びこれらの長期給付の円滑な実施を図るための財政調整を行う。

三、市町村の共済組合の長期給付事業の一元的処理

市町村職員共済組合又は都市職員共済組合で行っている長期給付事業を、全国市町村職員共済組合連合会に集約し、一元的に処理する。

四、施行期日

この法律は、一部の規定を除き、平成16年10月１日から施行する。

消防法及び石油コンビナート等災害防止法の一部を改正する法律案（閣法第122号）（先議）

【要旨】

本法律案は、事業所における重大な火災事例に対処するため、指定可燃物等を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置及び構造等の基準を市町村条例で定めることとするとともに、石

油コンビナート等特別防災区域の事業者による広域共同防災組織の設置、防災業務の運営に関する改善命令の導入等に係る規定を整備するほか、最近における住宅火災による死者数の増加にかんがみ、住宅の用途に供される防火対象物の関係者が市町村条例で定める基準に従い住宅用防災機器を設置し、及び維持しなければならないものとする等所要の規定の整備を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、消防法の一部改正に関する事項

1　住宅の用途に供される防火対象物の関係者は、政令で定める基準に従い市町村条例で定める基準に従って、住宅用防災機器を設置し、及び維持しなければならないものとする。

2　指定数量未満の危険物及び指定可燃物その他指定可燃物に類する物品を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置及び構造等の技術上の基準は、市町村条例で定めるものとする。

3　火災の現場において、消防吏員等から情報の提供を求められて、情報の提供をしない者等に対する罰則を整備する。

二、石油コンビナート等災害防止法の一部改正に関する事項

1　防災管理者等

特定事業者は、その選任した防災管理者等に対し、特定事業所における災害の発生又は拡大を防止するため、防災業務に関する能力の向上に資する研修の機会を与えるように努めなければならないものとする。

2　特定事業者に対する措置命令等

イ　市町村長等は、災害の発生又は拡大を防止するため必要があると認めるときは、特定事業者に対し、期間を定めて、防災規程又は共同防災規程の変更を命ずることができるものとする。

ロ　市町村長等は、特定事業者の防災業務の適正な運営を確保するために特に必要があると認めるときは、必要な限度において、当該特定事業者に対し、期間を定めて、防災業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができるものとする。

ハ　市町村長等は、イ又はロの命令に違反した特定事業者に対し、期間を定めて、特定事業所の施設の全部又は一部の使用の停止を命ずることができるものとする。

3　広域共同防災組織の設置

２以上の特別防災区域にわたる区域であって、一定の事情を勘案して政令で定めるものに所在する特定事業所に係る特定事業者は、自衛防災組織の業務のうち政令で定めるものを行わせるため広域共同防災組織を設置することができるものとする。

4　定期報告

特定事業者は、一定の期間ごとに、防災業務の実施の状況について市町村長等に報告しなければならないものとする。

5　情報提供の要求

災害の現場においては、市町村長等は、特定事業所においてその事業の実施を統括管理する者に対して、必要な事項について、情報の提供を求めることができるものと

する。

6　石油コンビナート等防災本部の組織

石油コンビナート等防災本部の本部長は、災害応急対策の実施について必要があると認めるときは、消防庁長官に対し、専門的知識を有する職員の派遣を要請することができるものとする。

7　石油コンビナート等防災計画

石油コンビナート等防災本部及びその協議会は、石油コンビナート等防災計画を作成し、又は修正しようとするときは、災害の発生のおそれ及び災害による影響について科学的知見に基づく調査、予測及び評価を行うとともに、これらの結果に関して、防災計画の的確かつ円滑な実施の推進に関する関係特定事業者の理解と協力を得るため、啓発活動及び広報活動を行うよう努めるものとする。

三、施行期日

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。ただし、次に掲げる事項は、次に定める日から施行するものとする。

1　一の2及び二の3　公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日

2　一の1　公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について十分配慮すべきである。

一、住宅用火災警報器等の設置が、住宅火災における死者発生率低減に高い効果を上げていることにかんがみ、火災保険の保険料割引制度の拡充、技術開発及び適正競争の実現による消費者の負担軽減、地域防災組織との連携等を通じて、その積極的な普及に努めること。

二、ごみ固形化燃料等に起因する火災が多発している現状にかんがみ、火災発生の危険性が高い新物品が開発された場合には、その普及に先駆けて当該物品の危険性状を事前に十分に調査・把握するよう努め、必要な安全対策を講ずること。

三、石油コンビナート等特別防災区域の事業者に対する防災業務の改善措置命令の発動に当たっては、市町村長等が不適正な状態の実質的な改善に向けて積極的に対応できるよう、運用基準の整備等に努めること。

四、石油コンビナート防災本部等の作成する防災計画及び事業者が定める防災規程について、その整備・明確化等を図るため、防災リスク評価の実施を推進すること。

五、大容量泡放射砲の導入等、事業者又はその共同の防災組織について、消防力の増強を円滑に図ることができるよう、適切な措置を行うこと。

右決議する。

地方公務員法及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第123号）（先議）

【要旨】

本法律案は、地方分権の進展等に対応して地方公共団体の公務の能率的かつ適正な運営を推進するため、任期付採用の拡大等の任用及び勤務形態の多様化、計画的な人材の育成、人事行政運営における公正性及び透明性の確保、人事委員会及び公平委員会の機能の充実等を図るための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、地方公務員法の一部改正に関する事項

1　人事機関に関する事項

イ　人事委員会及び公平委員会の事務として、人事管理に関する職員の苦情を処理することその他の事務を追加する。

ロ　公平委員会を置く地方公共団体は、条例で定めるところにより、公平委員会が、職員の競争試験及び選考並びにこれらに関する事務を行うこととすることができるものとする。

ハ　人事委員会又は公平委員会の委員は、当該地方公共団体の執行機関の附属機関の委員その他の構成員の職を兼ねることができるものとする。

ニ　人事委員会又は公平委員会は、会議を開かなければ公務の運営等に著しい支障が生ずると認められる十分な理由があるときは、２人の委員が出席すれば会議を開くことができるものとする。

2　修学部分休業及び高齢者部分休業に関する事項

イ　任命権者は、職員（臨時的に任用される職員等一定の職員を除く。）が申請した場合において、公務の運営に支障がなく、かつ、当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるときは、条例で定めるところにより、当該職員が、大学その他の条例で定める教育施設における修学のため、２年を超えない範囲内において条例で定める期間中、１週間の勤務時間の一部について勤務しないことを承認することができるものとする。

ロ　任命権者は、職員（臨時的に任用される職員等一定の職員を除く。）が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、条例で定めるところにより、当該職員が、当該職員に係る定年退職日から最長５年をさかのぼった日からその定年退職日までの期間中、１週間の勤務時間の一部について勤務しないことを承認することができるものとする。

3　研修に関する基本的な方針に関する事項

地方公共団体は、研修の目標、研修に関する計画の指針となるべき事項その他研修に関する基本的な方針を定めるものとする。

4　人事行政の運営等の状況の公表に関する事項

地方公共団体の長は、条例で定めるところにより、毎年、任命権者による人事行政の運営の状況の報告を取りまとめ、その概要を公表し、及び人事委員会又は公平委員

会による業務の状況の報告を公表しなければならないものとする。

二、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律の一部改正に関する事項

1　職員の任期を定めた採用に関する事項

任命権者は、職員を一定の期間内に終了することが見込まれる業務等に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合等、一定の場合には、条例で定めるところにより、職員を任期を定めて採用することができるものとする。

2　短時間勤務職員の任期を定めた採用に関する事項

任命権者は、住民に対して職員により直接提供されるサービスについて、その提供時間を延長し、又は繁忙時における提供体制を充実する等の場合において、短時間勤務職員を当該サービスに係る業務に従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるとき等、一定の場合には、条例で定めるところにより、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができるものとする。

3　任期に関する事項

1又は2により採用される職員又は短時間勤務職員の任期は、3年（特に必要がある場合として条例で定める場合にあっては、5年。）を超えない範囲内で任命権者が定めるものとする。

三、施行期日

この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次に掲げる事項は、それぞれに定める日から施行する。

イ　一の1のハ及びニ　公布の日

ロ　一の1のイ、3及び4　平成17年4月1日

行政機関の職員の定員に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第124号）（先議）

【要旨】

本法律案は、国立学校の法人化等を踏まえ、行政機関の職員の定員に関する法律に規定する定員の総数の最高限度を、33万1,984人としようとするものである。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について十分配意し、行政に対する国民の期待に応えるべきである。

一、引き下げられた職員数の最高限度の下で、今日の複雑高度化する行政課題に柔軟かつ的確に対応するため、行政需要の変化やＩＴ・電子政府の進展等に応じた政府部内全体の定員配置の適正化に万全を期すること。

二、厳しい財政状況の下、一層の行政組織及び定員の減量・効率化を推進するに当たっても、社会情勢の変化による新たな行政需要に対応し、行政サービスの低下等を来さないようにするため、真に必要な部門には適切に組織及び定員を措置すること。

三、定員配置の適正化を推進するに当たっては、本人の意に反する免職を行わないよう努

めるなど、人事行政の公正の確保及び職員の利益の保護についても十分に配慮すること。また、行政需要の変化やＩＴ・電子政府の進展等に職員が的確に対応できるよう、研修、訓練等を適切に実施すること。

四、行政機関の職員の総数の最高限度を法定することにより、行政機関の膨張を抑制することが本法の目的であることにかんがみ、役職員が公務員の身分を有する独立行政法人及び日本郵政公社について役職員の数の抑制に努めるとともに、効率的運営の検証を行うこと。

右決議する。

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件（閣承認第2号）

【要旨】

本件は、放送法第37条第２項の規定に基づき、日本放送協会（ＮＨＫ）の平成16年度収支予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認を求めるものである。

これらの収支予算等によれば、一般勘定の事業収入は6,785億円、事業支出は6,713億円であり、事業収支差金は71億円である。この事業収支差金は、全額を債務償還のために使用することとしている。

また、事業計画においては、公正で迅速な報道や番組のさらなる質の向上、デジタル放送の普及への取組、放送を通じた国際交流と相互理解の促進への貢献、地域放送の充実、新しい放送技術開発等への積極的取組、業務全般にわたる改革の一層の推進、効率的で透明性の高い業務運営の徹底、受信契約の増加と受信料の確実な収納等に重点を置いている。

【附帯決議】

政府並びに日本放送協会は、次の事項の実現を図るべきである。

一、放送の社会的影響の重大性を強く自覚し、放送の不偏不党、真実及び自律を一層確保するとともに、放送倫理の確立と徹底を図り、人権に配慮した、正確かつ公正な報道と青少年の健全育成に資する豊かな情操を養う放送番組の提供に努めること。

二、協会は、その主たる経営財源が受信料であることにかんがみ、受信料制度への国民の一層の理解促進を図り、負担公平の観点から、契約の確実な締結と収納の確保に万全を期すとともに、未契約世帯等の解消に向けて努力すること。

三、協会は、視聴者の十分な理解と協力が得られるよう、経営全般にわたる見直しに取り組み、業務運営の効率化によって経費の節減にさらに努めるとともに、子会社等の業務範囲等について、適正性、透明性を確保すること。また、情報公開に積極的に取り組むなど、視聴者に対する説明責任を果たし、事業運営の透明性を確保すること。

四、協会は、適正なコンテンツ流通市場の育成のため、国民の財産である放送番組等コンテンツの利活用を図ること。なお、インターネットによる情報提供については、放送の補完利用として適正な運営を図ること。

五、地上デジタル放送については、視聴者への周知を一層強化するとともに、デジタル化のメリットを視聴者が十分に享受できるよう努めること。特にアナログ周波数の変更対

策については、視聴者、関係者等の理解と協力の下に実施すること。

六、障害者や高齢者向けの字幕・解説放送等情報バリアフリー化に資する放送番組を一層拡充すること。

七、我が国に対する理解と国際間の交流を促進するとともに、流動化する国際情勢にかんがみ、海外在留日本人への情報提供を充実させるため、映像を含む国際放送をさらに拡充すること。

八、協会は、非常災害時等の緊急報道体制の強化を図り、国民の安全に資する情報の的確で迅速な提供に努めること。また、地域に密着した放送番組の充実・強化を図るとともに、地域から全国への情報発信を一層推進するよう努めること。

九、放送と通信の融合時代における、公共放送の役割の重要性を深く認識し国民生活に不可欠な情報環境の向上に資するよう一層努力すること。

右決議する。

（4）委員会決議

—— 地方分権を推進するための地方税財政基盤の確立に関する決議 ——

政府は、地方分権の推進に関する国会決議等を十分踏まえ、真の地方分権型社会にふさわしい税財政システムを確立するため、次の諸点について格段の努力をすべきである。

一、歳出面においては、国の関与の廃止・縮減を図るとともに、歳入面においては税源移譲による地方税中心の歳入体系を構築することにより、地方公共団体の自由度を一層高め、権限と責任を大幅に拡充すること。

また、今後の「三位一体改革」の方針策定に当たっては、地方公共団体の財政運営に著しい支障を与えることのないよう、早期策定に努めるとともに、地方の意見を踏まえ、地域の実情を十分反映したものとすること。

二、国庫補助負担金の廃止・縮減については、このことが税源移譲に直結するものであり、真の「三位一体改革」の実現を左右する重要課題でもあることから、単なる地方への負担転嫁とならないよう、地方公共団体の意見を十分踏まえつつ、地方の自主性の拡大に結びつくよう積極的に取り組むとともに、必要な一般財源の確保を図ること。

三、地方への税源移譲については、税源偏在の少ない安定的な地方税体系を確立する方向で改革を進め、地方における歳出規模と地方税収入との乖離を縮小し、地方税源の充実確保を図るとともに、課税自主権を尊重すること。

四、地方交付税については、地方公共団体の自助努力による効率化も促しつつ、地方歳出の見直しを進めるとともに、財源保障機能及び財源調整機能の基本を堅持し、「三位一体改革」後の地方公共団体間の財政力格差についても万全の措置を講ずること。

右決議する。

法務委員会

委員一覧（21名）

委員長	山本	保（公明）	小野	清子（自民）	角田	義一（民主）
理　事	松村	龍二（自民）	鴻池	祥肇（自民）	樋口	俊一（民主）
理　事	吉田	博美（自民）	陣内	孝雄（自民）	堀	利和（民主）
理　事	千葉	景子（民主）	中川	義雄（自民）	井上	哲士（共産）
理　事	木庭	健太郎（公明）	野間	赳（自民）	倉田	寛之（無）
	青木	幹雄（自民）	今泉	昭（民主）	本岡	昭次（無）
	岩井	國臣（自民）	江田	五月（民主）	― 欠員１名 ―	

（16.3.11 現在）

（１）審議概観

第159回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出18件（うち本院先議５件）、本院議員提出１件及び衆議院提出（青少年問題に関する特別委員長）１件の合計20件であり、そのうち内閣提出及び衆議院提出の合計19件を可決した。

また、本委員会付託の請願25種類248件のうち、２種類56件を採択した。

〔法律案の審査〕

司法制度改革　今般の司法制度改革は、内外の社会経済情勢の変化に伴い、司法の果たすべき役割がより重要となることにかんがみ、現行の司法制度を抜本的に改革しようとするものである。平成13年６月に提出された司法制度改革審議会意見書の趣旨の実現に向け、司法制度改革推進本部を中心に内閣を挙げての取組が行われてきたところであり、今国会には、推進本部の設置期限（平成16年11月末）が迫る中、計10件の司法制度改革関連法案が提出された。

その中で特に注目されたのは、殺人等の重大事件の刑事裁判について、原則として裁判官３人と裁判員６人で構成される合議体で取り扱うこととする「裁判員制度」の導入を内容とする**裁判員の参加する刑事裁判に関する法律案**であった。委員会においては、被疑者段階での国選弁護人制度の導入等を行う**刑事訴訟法等の一部を改正する法律案**と一括して審議され（両法律案とも衆議院で罰則の変更等の修正が行われた。）、合議体の構成の妥当性、裁判員の守秘義務の範囲を明確にする必要性、捜査における取調べ状況の透明性の確保等について質疑が行われた。また、参考人からの意見聴取を行ったほか、**総合法律支援に関する法律案**も含め３法律案審査のため仙台市と大阪市において地方公聴会を開催した。質疑終局の後、日本共産党から、前2法律案に対し合議体の構成を改める等の修正案が提出された。刑事訴訟法改正案について討論の後、両修正案は否決され、裁判員法案は全会一致をもって、刑事訴訟法改正案は多数をもってそれぞれ可決された。なお、両法律案に対

し附帯決議が付された。

全国どこでも法律上の紛争解決に必要な情報サービスの提供を受けられる仕組みの確立を内容とする**総合法律支援に関する法律案**は、本法律案の意義、日本司法支援センターの業務の内容と透明性を確保するための手段等について質疑が行われ、参考人から意見を聴取した。質疑終局の後、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

労働審判制度の導入を内容とする**労働審判法案**は、労働審判員の選任方法、本制度の利便性についての周知徹底の必要性等について質疑が行われ、参考人から意見を聴取した。質疑終局の後、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

行政事件訴訟につき、当事者適格に関する規定の整備等の措置を講ずることを内容とする**行政事件訴訟法の一部を改正する法律案**は、原告適格の判断について拡大が見込まれる具体的事例等について質疑が行われ、参考人から意見を聴取した。質疑終局の後、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

知的財産関係事件についての裁判の一層の充実・迅速化を図ることを目的とした**知的財産高等裁判所設置法案及び裁判所法等の一部を改正する法律案**は、一括して審議がなされ、知的財産高等裁判所を設置する必要性、専門的知識に対応するための裁判官の研修の在り方等について質疑が行われ、いずれも全会一致をもって可決された。

大学教授等に対する弁護士資格特例制度の廃止を内容とする**弁護士法の一部を改正する法律案**は、特例制度の趣旨と沿革、特例制度を廃止する理由等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

判事補及び検事が、一定期間その身分を離れ、弁護士の職務を経験することにより、能力及び資質の向上並びに職務の充実を図ることを目的とした**判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律案**は、弁護士職務経験をさせる意義、受入れ体制の整備等について質疑が行われた後、全会一致をもって可決された。

民事関係　**破産法案**は、最近の倒産法制整備の総仕上げともいうべきもので、古くなった現行破産法（大正11年施行）の内容全体を改めるとともに、条文の配置等を見直したものである。委員会においては、**破産法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案**と一括して議題とし、倒産法制全体の見直しの理由と経緯、労働債権と租税債権の優先順位等について質疑が行われ、参考人から意見を聴取した。質疑終局の後、両法律案は全会一致をもって可決された。なお、破産法案に対し附帯決議が付された。

電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律案は、電子公告の正確性の確保と調査機関の役割、債権者保護に対する個別催告省略の影響等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

登記のオンライン申請を導入する等不動産登記法の全部改正を行うため提出された**不動産登記法案**及び**不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案**は、一括して

審議がなされ、オンライ申請制度導入の必要性及び安全確保策、登記所備付地図の役割とその整備の促進等について質疑が行われ、いずれも全会一致をもって可決された。なお、不動産登記法案に対し附帯決議が付された。

刑事関係　国際犯罪の増加に対し、諸外国との捜査協力を円滑に進めるため、国際捜査共助の手続及び要件の特例等を設けるため提出された**国際捜査共助法及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律案**は、捜査共助における双罰性要件の緩和の理由、今後の諸外国との刑事共助条約締結拡大への取組等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

入管・難民制度　**出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案**は、外国人犯罪の深刻化、不法滞在者が25万人を超える現状に対する適正かつ厳格な出入国管理の実現のため、不法滞在に係る罰金刑の大幅引上げ等の制度整備、また、難民問題が内外の大きな関心を集め、公正な手続で難民の適切な庇護を図るため、仮滞在許可制度の創設等の難民認定制度の見直しを行うために提出された。また、出入国管理業務と難民認定業務とを分離させ、法務省から独立した難民認定委員会が認定手続を行うこと等を内容とする**難民等の保護に関する法律案**が参議院議員から発議された。委員会においては、両法律案を一括して議題とし、入国管理業務と難民認定業務の分離の必要性、仮滞在許可制度の柔軟な運用の必要性等について質疑が行われ、また、参考人から意見を聴取した。入管法改正案について、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

このほか、**裁判所職員定員法の一部を改正する法律案、裁判所法の一部を改正する法律案**及び衆議院青少年問題に関する特別委員長提出の**児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律案**が可決された。

〔国政調査等〕

３月11日、法務行政の基本方針について野沢法務大臣から所信等を聴取した。

同日、第158回国会閉会後の１月14日、15日の２日間の両日、静岡県及び愛知県において実施した司法行政及び法務行政等に関する実情調査のための委員派遣について、派遣委員から報告を聴取した。

３月16日、法務行政の基本方針について質疑を行い、我が国の治安の現状と悪化原因、不法滞在者を減らすための入国管理体制強化の必要性、裁判員制度導入の意義と合議体の人数構成等が取り上げられた。

３月24日、予算委員会から委嘱された平成16年度法務省予算等の審査を行い、事件数増加と裁判迅速化に対応するための裁判所の施設整備の実態、ＰＦＩ方式による刑務所整備の取組状況、保護司制度が果たしている役割と保護司確保のための取組等について質疑を行った。

（２）委員会経過

○平成16年３月11日（木）（第１回）

○法務及び司法行政等に関する調査を行うことを決定した。

○法務行政の基本方針について野沢法務大臣から所信を聴いた。

○平成16年度法務省及び裁判所関係予算について実川法務副大臣及び最高裁判所当局から説明を聴いた。

○派遣委員から報告を聴いた。

○平成16年３月16日（火）（第２回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○法務行政の基本方針に関する件について野沢法務大臣、実川法務副大臣、中野法務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕吉田博美君（自民）、角田義一君（民主）、千葉景子君（民主）、木庭健太郎君（公明）、井上哲士君（共産）

○**裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（閣法第13号）（衆議院送付）**
裁判所法の一部を改正する法律案（閣法第14号）（衆議院送付）
弁護士法の一部を改正する法律案（閣法第15号）（衆議院送付）
以上３案について野沢法務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成16年３月18日（木）（第３回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（閣法第13号）（衆議院送付）**
裁判所法の一部を改正する法律案（閣法第14号）（衆議院送付）
以上両案について野沢法務大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行い、質疑を終局した。

〔質疑者〕吉田博美君（自民）、江田五月君（民主）、木庭健太郎君（公明）、井上哲士君（共産）

○平成16年３月23日（火）（第４回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**弁護士法の一部を改正する法律案（閣法第15号）（衆議院送付）**について野沢法務大臣、実川法務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局した。

〔質疑者〕松村龍二君（自民）、江田五月君（民主）、木庭健太郎君（公明）、井上哲士君（共産）

○平成16年３月24日（水）（第５回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**平成十六年度一般会計予算（衆議院送付）**
平成十六年度特別会計予算（衆議院送付）
平成十六年度政府関係機関予算（衆議院送付）

（裁判所所管及び法務省所管）について野沢法務大臣、中野法務大臣政務官、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕千葉景子君（民主）、松村龍二君（自民）、吉田博美君（自民）、木庭健太郎君（公明）、井上哲士君（共産）

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成16年３月30日（火）（第６回）

○裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（閣法第13号）（衆議院送付）
裁判所法の一部を改正する法律案（閣法第14号）（衆議院送付）
弁護士法の一部を改正する法律案（閣法第15号）（衆議院送付）

以上３案をいずれも可決した。

（閣法第13号）賛成会派　自民、民主、公明、共産
反対会派　なし
欠席会派　無

（閣法第14号）賛成会派　自民、民主、公明、共産
反対会派　なし
欠席会派　無

（閣法第15号）賛成会派　自民、民主、公明、共産
反対会派　なし
欠席会派　無

なお、３案についてそれぞれ附帯決議を行った。

○破産法案（閣法第41号）
破産法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第42号）

以上両案について野沢法務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成16年４月１日（木）（第７回）

○理事の補欠選任を行った。
○参考人の出席を求めることを決定した。
○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○破産法案（閣法第41号）
破産法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第42号）

以上両案について野沢法務大臣、実川法務副大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕松村龍二君（自民）、角田義一君（民主）、今泉昭君（民主）、木庭健太郎君（公明）、井上哲士君（共産）

○平成16年４月６日（火）（第８回）

○破産法案（閣法第41号）
破産法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第42号）

以上両案について参考人駿河台大学長・法制審議会倒産法部会長竹下守夫君、日本弁護士連合会副会長宮﨑誠君及び東京商工会議所中小企業金融委員会副委員長石井卓爾君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕松村龍二君（自民）、角田義一君（民主）、木庭健太郎君（公明）、井上哲士君（共産）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**破産法案（閣法第41号）**

破産法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第42号）

以上両案について野沢法務大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

〔質疑者〕角田義一君（民主）、井上哲士君（共産）

（閣法第41号）賛成会派　自民、民主、公明、共産
反対会派　なし
欠席会派　無

（閣法第42号）賛成会派　自民、民主、公明、共産
反対会派　なし
欠席会派　無

なお、破産法案（閣法第41号）について附帯決議を行った。

○平成16年４月８日（木）（第９回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案（閣法第61号）**について野沢法務大臣から趣旨説明を聴き、

難民等の保護に関する法律案（参第14号）について発議者参議院議員江田五月君から趣旨説明を聴いた後、

以上両案について発議者参議院議員江田五月君、同小川敏夫君、野沢法務大臣、実川法務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕岩井國臣君（自民）、千葉景子君（民主）、江田五月君（民主）、木庭健太郎君（公明）、井上哲士君（共産）

また、両案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成16年４月13日（火）（第10回）

○**出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案（閣法第61号）**

難民等の保護に関する法律案（参第14号）

以上両案について参考人東京都立大学法学部長前田雅英君、移住労働者と連帯する全国ネットワーク事務局次長鈴木健君、中央大学法科大学院教授横田洋三君及び日本弁護士連合会難民認定問題調査研究委員会委員長渡邉彰悟君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕岩井國臣君（自民）、角田義一君（民主）、木庭健太郎君（公明）、井

上哲士君（共産）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案（閣法第61号）**
難民等の保護に関する法律案（参第14号）

以上両案について野沢法務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕角田義一君（民主）、千葉景子君（民主）、井上哲士君（共産）

○平成16年４月15日（木）（第11回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案（閣法第61号）**
難民等の保護に関する法律案（参第14号）

以上両案について発議者参議院議員江田五月君、野沢法務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、

出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案（閣法第61号）を可決した。

〔質疑者〕岩井國臣君（自民）、江田五月君（民主）、千葉景子君（民主）、井上哲士君（共産）

（閣法第61号）賛成会派　自民、公明、共産
反対会派　民主
欠席会派　無

なお、附帯決議を行った。

○**電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律案（閣法第43号）**について野沢法務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成16年４月20日（火）（第12回）

○理事の補欠選任を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律案（閣法第43号）**について野沢法務大臣、実川法務副大臣、中野法務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕吉田博美君（自民）、樋口俊一君（民主）、木庭健太郎君（公明）、井上哲士君（共産）

（閣法第43号）賛成会派　自民、民主、公明、共産
反対会派　なし
欠席会派　無

なお、附帯決議を行った。

○**国際捜査共助法及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第52号）**について野沢法務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成16年４月22日（木）（第13回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**国際捜査共助法及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第52号）**について野沢法務大臣、実川法務副大臣、中野法務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕松村龍二君（自民）、小川敏夫君（民主）、木庭健太郎君（公明）、井上哲士君（共産）

（閣法第52号）賛成会派　自民、民主、公明、共産

反対会派　なし

欠席会派　無

なお、附帯決議を行った。

○**労働審判法案（閣法第64号）（衆議院送付）**について野沢法務大臣から趣旨説明を聴いた。

また、同法案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成16年４月27日（火）（第14回）

○理事の補欠選任を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**労働審判法案（閣法第64号）（衆議院送付）**について野沢法務大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行い、参考人社団法人日本経済団体連合会司法制度労働検討部会部会長小島浩君、ＵＩゼンセン同盟会長髙木剛君及び弁護士石嵜信憲君から意見を聴き、各参考人に対し質疑を行った後、可決した。

・質疑

〔質疑者〕吉田博美君（自民）、大脇雅子君（民主）、木庭健太郎君（公明）、井上哲士君（共産）

・参考人に対する質疑

〔質疑者〕吉田博美君（自民）、大脇雅子君（民主）、木庭健太郎君（公明）、井上哲士君（共産）

・質疑

〔質疑者〕大脇雅子君（民主）、井上哲士君（共産）

（閣法第64号）賛成会派　自民、民主、公明、共産

反対会派　なし

欠席会派　無

なお、附帯決議を行った。

○平成16年５月11日（火）（第15回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**裁判員の参加する刑事裁判に関する法律案（閣法第67号）（衆議院送付）**

刑事訴訟法等の一部を改正する法律案（閣法第68号）（衆議院送付）

以上両案について野沢法務大臣から趣旨説明を、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律案（閣法第67号）（衆議院送付）の衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員佐々木秀典君から説明を、刑事訴訟法等の一部を改正する法律案（閣法第68号）（衆議院送付）の衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員漆原良夫君から説明を聴いた後、野沢法務大臣、実川法務副大臣、中野法務大臣政務官、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕松村龍二君（自民）、江田五月君（民主）、岩井國臣君（自民）、角田義一君（民主）、木庭健太郎君（公明）、井上哲士君（共産）

また、両案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成16年５月13日（木）（第16回）

○**裁判員の参加する刑事裁判に関する法律案（閣法第67号）（衆議院送付）**

刑事訴訟法等の一部を改正する法律案（閣法第68号）（衆議院送付）

以上両案について参考人東京大学法学部教授長谷部恭男君、弁護士・早稲田大学法科大学院教授四宮啓君、共同通信社論説委員土屋美明君及び弁護士・市民の裁判員制度つくろう会運営委員伊藤和子君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕吉田博美君（自民）、江田五月君（民主）、木庭健太郎君（公明）、井上哲士君（共産）

○**総合法律支援法案（閣法第69号）（衆議院送付）**について野沢法務大臣から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員泉房穂君から説明を聴いた。

○**裁判員の参加する刑事裁判に関する法律案（閣法第67号）（衆議院送付）**

刑事訴訟法等の一部を改正する法律案（閣法第68号）（衆議院送付）

総合法律支援法案（閣法第六九号）（衆議院送付）

以上３案審査のため委員派遣を行うことを決定した。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**裁判員の参加する刑事裁判に関する法律案（閣法第67号）（衆議院送付）**

刑事訴訟法等の一部を改正する法律案（閣法第68号）（衆議院送付）

以上両案について修正案提出者衆議院議員佐々木秀典君、野沢法務大臣、実川法務副大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕吉田博美君（自民）、千葉景子君（民主）、木庭健太郎君（公明）、井上哲士君（共産）

○平成16年５月18日（火）（第17回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○派遣委員から報告を聴いた。

○**裁判員の参加する刑事裁判に関する法律案（閣法第67号）（衆議院送付）**

刑事訴訟法等の一部を改正する法律案（閣法第68号）（衆議院送付）

以上両案について修正案提出者衆議院議員漆原良夫君、野沢法務大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕吉田博美君（自民）、松村龍二君（自民）、千葉景子君（民主）、角田義一君（民主）木庭健太郎君（公明）、井上哲士君（共産）

○平成16年５月20日（木）（第18回）

○理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**裁判員の参加する刑事裁判に関する法律案（閣法第67号）（衆議院送付）**

刑事訴訟法等の一部を改正する法律案（閣法第68号）（衆議院送付）

以上両案について修正案提出者衆議院議員与謝野馨君、同漆原良夫君、同佐々木秀典君、野沢法務大臣、実川法務副大臣、中野法務大臣政務官、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行い、刑事訴訟法等の一部を改正する法律案（閣法第68号）（衆議院送付）について討論の後、いずれも可決した。

〔質疑者〕江田五月君（民主）、角田義一君（民主）、井上哲士君（共産）、松村龍二君（自民）

（閣法第67号）賛成会派　自民、民主、公明、共産
反対会派　なし
欠席会派　無

（閣法第68号）賛成会派　自民、民主、公明
反対会派　共産
欠席会派　無

なお、両案についてそれぞれ附帯決議を行った。

○**総合法律支援法案（閣法第69号）（衆議院送付）**について野沢法務大臣、実川法務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕吉田博美君（自民）、木庭健太郎君（公明）

○平成16年５月25日（火）（第19回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**総合法律支援法案（閣法第69号）（衆議院送付）**について野沢法務大臣、実川法務副大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行い、参考人京都大学教授山本克己君、弁護士・日本弁護士連合会日本司法支援センター推進本部事務局長小林元治君、消費生活専門相談員岡田ヒロミ君及び弁護士松本三加君から意見を聴き、各参考人に対し質疑を行った後、可決した。

・質疑

〔質疑者〕千葉景子君（民主）、角田義一君（民主）、井上哲士君（共産）

・参考人に対する質疑

〔質疑者〕松村龍二君（自民）、角田義一君（民主）、木庭健太郎君（公明）、井上哲士君（共産）

・質疑

〔質疑者〕松村龍二君（自民）、角田義一君（民主）、木庭健太郎君（公明）、井上哲士君（共産）

（閣法第69号）賛成会派　自民、民主、公明、共産
反対会派　なし
欠席会派　無

なお、附帯決議を行った。

○**行政事件訴訟法の一部を改正する法律案（閣法第66号）（衆議院送付）**について野沢法務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成16年５月27日（木）（第20回）

○参考人の出席を求めることを決定した。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**行政事件訴訟法の一部を改正する法律案（閣法第66号）（衆議院送付）**について野沢法務大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕岩井國臣君（自民）、角田義一君（民主）、木庭健太郎君（公明）、井上哲士君（共産）

○平成16年６月１日（火）（第21回）

○**行政事件訴訟法の一部を改正する法律案（閣法第66号）（衆議院送付）**について参考人元最高裁判所判事園部逸夫君、日本弁護士連合会行政訴訟改革等検討委員会統括副委員長斎藤浩君及び弁護士菊池信男君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕岩井國臣君（自民）、角田義一君（民主）、木庭健太郎君（公明）、井上哲士君（共産）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**行政事件訴訟法の一部を改正する法律案（閣法第66号）（衆議院送付）**について野沢法務大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕江田五月君（民主）、岩井國臣君（自民）、木庭健太郎君（公明）、井上哲士君（共産）

（閣法第66号）賛成会派　自民、民主、公明、共産
反対会派　なし
欠席会派　無

なお、附帯決議を行った。

○平成16年６月３日（木）（第22回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○知的財産高等裁判所設置法案（閣法第62号）（衆議院送付）
裁判所法等の一部を改正する法律案（閣法第63号）（衆議院送付）
以上両案について野沢法務大臣から趣旨説明を聴いた後、同大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。
〔質疑者〕吉田博美君（自民）、岩井國臣君（自民）、角田義一君（民主）、木庭健太郎君（公明）、井上哲士君（共産）

○平成16年６月10日（木）（第23回）
○知的財産高等裁判所設置法案（閣法第62号）（衆議院送付）
裁判所法等の一部を改正する法律案（閣法第63号）（衆議院送付）
以上両案をいずれも可決した。
（閣法第62号）賛成会派　自民、民主、公明、共産
反対会派　なし
欠席会派　無
（閣法第63号）賛成会派　自民、民主、公明、共産
反対会派　なし
欠席会派　無
○政府参考人の出席を求めることを決定した。
○不動産登記法案（閣法第75号）（衆議院送付）
不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第76号）（衆議院送付）
判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律案（閣法第70号）（衆議院送付）
以上３案について野沢法務大臣から趣旨説明を聴いた。
○不動産登記法案（閣法第75号）（衆議院送付）
不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第76号）（衆議院送付）
以上両案について野沢法務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、いずれも可決した。
〔質疑者〕松村龍二君（自民）、角田義一君（民主）、木庭健太郎君（公明）、井上哲士君（共産）
（閣法第75号）賛成会派　自民、民主、公明、共産
反対会派　なし
欠席会派　無
（閣法第76号）賛成会派　自民、民主、公明、共産
反対会派　なし
欠席会派　無
なお、不動産登記法案（閣法第75号）（衆議院送付）について附帯決議を行った。
○判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律案（閣法第70号）（衆議院送付）につ

いて野沢法務大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕松村龍二君（自民）、角田義一君（民主）、木庭健太郎君（公明）、井上哲士君（共産）

（閣法第70号）賛成会派　自民、民主、公明、共産
反対会派　なし
欠席会派　無

○**児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第43号）（衆議院提出）**について提出者衆議院青少年問題に関する特別委員長武山百合子君から趣旨説明を聴き、同君、衆議院青少年問題に関する特別委員長代理葉梨康弘君、野沢法務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕吉川春子君（共産）※委員外議員

（衆第43号）賛成会派　自民、民主、公明、共産
反対会派　なし
欠席会派　無

○平成16年６月16日（水）（第24回）

○理事の補欠選任を行った。

○請願第2678号外55件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第82号外191件を審査した。

○法務及び司法行政等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

（３）議案の要旨・附帯決議

①成立した議案

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（閣法第13号）

【要旨】

本法律案は、下級裁判所における事件の適正迅速な処理を図るため、裁判所の職員の定員を改めようとするものであり、その内容は次のとおりである。

一、裁判官につき、判事の員数を42人、判事補の員数を10人増加するほか、これまで沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律中の特例規定に基づいて最高裁判所規則で定められていた裁判官の員数を裁判所職員定員法中に組み入れ、これらを通じて判事の員数を1,517人に、判事補の員数を845人に、簡易裁判所判事の員数を806人にそれぞれ改める。

二、裁判官以外の裁判所の職員の員数を10人増加するとともに、これまで沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律中の特例規定に基づいて最高裁判所規則で定められていた裁判所の職員の員数390人を裁判所職員定員法中に組み入れることにより、裁判官以外の裁判所の職員の員数を２万2,073人に改める。

三、この法律は、平成16年４月１日から施行する。

【附帯決議】

政府及び最高裁判所は、国民に身近で分かりやすく、迅速で充実した司法を目指す司法制度改革を実効あらしめるため、裁判官及びその他の裁判所職員の増員、施設の充実など、裁判所の人的・物的態勢を大幅に拡充・整備することに努めるべきである。

右決議する。

裁判所法の一部を改正する法律案（閣法第14号）

【要旨】

本法律案は、裁判所書記官、家庭裁判所調査官その他の裁判官以外の裁判所の職員の研究及び修養について、その相互間の連携の強化により一層の充実を図るとともに、その体制の整備等を図るため、裁判所書記官研修所及び家庭裁判所調査官研修所を統合し、新たに裁判所職員総合研修所を設置するなど所要の法整備を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、裁判所書記官研修所及び家庭裁判所調査官研修所の設置規定を削除し、裁判所職員総合研修所の設置規定を置く。

二、裁判所速記官補の設置規定を削除する。

三、この法律は、平成16年４月１日から施行する。

【附帯決議】

政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、裁判員制度導入等も展望しつつ、逐語録に対する需要に的確にこたえられる態勢を整備するとともに、裁判所速記官が将来の執務態勢及び執務環境等について不安感を抱くことのないよう十分な配慮をすべきである。

右決議する。

弁護士法の一部を改正する法律案（閣法第15号）

【要旨】

本法律案は、大学の法律学の教授又は助教授の職に在った者等の弁護士資格の特例制度の見直しを行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

一　弁護士となる資格の特例の見直し

1　一定範囲の大学の法律学の教授等の職に５年以上在った者に対し、司法試験に合格していなくても弁護士となる資格を付与する制度を廃止する。

2　司法試験合格後、一定範囲の大学の法律学の教授等の職に在った期間が５年以上となる者に対して、所定の研修を修了することを要件として弁護士となる資格を付与する。

3　司法試験合格後、衆議院若しくは参議院の法制局参事又は内閣法制局参事官等の職に在った期間が５年以上となる者に対して弁護士となる資格を付与している制度について、これらの者にも所定の研修を修了することを要件として付加する。

二　施行期日等

1　この法律は、平成16年４月１日から施行する。

2　改正法の施行の際、すでに現行法の規定により弁護士となる資格を有している者（一定範囲の大学の法律学の教授等の職に在った期間が５年以上となっている者等）については従前の例によるものとすることなどの経過措置を講ずるほか、所要の規定の整備を行う。

【附帯決議】

政府及び関係機関は、本法の施行に当たり、弁護士資格の特例制度において課される研修については、司法修習の理念に基づき、対象となる者の職歴の特性に応じ、弁護士実務に必要な能力を涵養するものとなるよう、十分な時間を確保し、内容の充実に格段の配慮をすべきである。

右決議する。

破産法案（閣法第41号）（先議）

【要旨】

本法律案は、社会経済情勢の変化とこれに伴う破産事件の著しい増加にかんがみ、破産手続の迅速化及び合理化を図るとともにその実効性及び公正さを確保するため、債権の調査及びその確定の手続、配当手続等の簡素合理化、管轄裁判所の拡大、破産手続開始前の債務者の財産の保全のための制度の拡充等の措置を講ずるとともに、破産手続における各種の債権の優先順位の見直し、破産財団に属しない財産の範囲の拡張、否認制度の整備等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一　破産手続全体の見直し

1　手続の迅速化及び合理化

①　親子会社等の事件の一体処理を可能とするため管轄裁判所を拡大する。

② 債権の調査・確定手続を簡素・合理化する。

③ 小規模な破産事件について配当手続を簡易化する。

2 手続の公正さの確保

① 包括的禁止命令、保全管理命令等を導入するなど保全処分を充実する。

② 破産者の重要財産開示義務を創設する。

③ 破産会社の役員等に対する損害賠償請求権の査定の制度を導入する。

二 個人の破産・免責手続の見直し

1 手続の迅速化を図るため、破産手続と免責手続とを一体化する。

2 非免責債権を拡張する（生命侵害等の不法行為債権・養育費債権）。

3 自由財産（破産者の手元に残る財産）の範囲を拡張する。

三 倒産実体法の見直し

1 債権の優先順位について労働債権の一部を引き上げ、租税債権の一部を引き下げる。

2 賃貸人が破産した場合の賃借人の保護を強化する。

3 適正価格売却の否認リスクの軽減等否認制度を整備する。

四 施行期日

この法律は、公布の日から起算して１年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】

政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の点につき格段の配慮をすべきである。

一 本法の趣旨、内容、民事再生法及び会社更生法との相違等について、関係団体をはじめ広く国民に周知徹底するよう努めること。

二 労働債権の保護については、多様化する労働形態に対応した配慮及び債権者に対する情報提供努力が十分なされるよう周知徹底するとともに、企業倒産に伴うセーフティネットの必要性から、労働債権と他の債権との調整について引き続き検討すること。

また、ＩＬＯ173号条約を早期に批准するよう努めること。

三 債務者の生活再建に資するとの視点に基づく自由財産の拡張の裁判については、事案に応じて、自動車等も含めた多様な物件が対象となり得る柔軟かつ機動的な制度である旨を周知徹底すること。

四 個人破産件数が極めて多い状況にかんがみ、その破産手続が適正に行われるための法的支援が受けられるよう、法律扶助関係予算の大幅な増額を図ること。

五 破産者に対する資格制限については、それぞれの制度の趣旨を踏まえつつ、破産者の経済生活の再生の機会を確保する観点も考慮し、必要な見直しについて検討すること。

六 新しい破産手続が適正かつ迅速に運用されるよう、裁判所の人的・物的体制の一層の整備に努めること。

七 破産法の改正により、労働組合運動その他正当な活動が阻害されないものであることを周知徹底すること。

八 個人の保証人が過大な責任を負わないよう、合理的な保証制度を確立するため、包括

根保証の撤廃も含め、保証制度全体の見直しを早急に進めること。

右決議する。

破産法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第42号）（先議）

【要旨】

本法律案は、破産法の施行に伴い、民事再生法、会社更生法等の倒産処理手続関係法律、民法その他関係法律について、規定の整備等を行うとともに、所要の経過措置を定めようとするものである。

電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律案（閣法第43号）（先議）

【要旨】

本法律案は、高度情報化社会の進展にかんがみ、株式会社等の経営の合理化を図るため、株式会社等が電磁的方法により公告を行うことを可能とするとともに、合併、資本減少等の際の債権者保護手続を簡素化する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、株式会社についての電子公告制度の導入

1　株式会社の公告は、官報・日刊新聞紙に掲げる方法によるほか、電子公告（電磁的方法により不特定多数の者がその公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置を執ること）により行うこともできる。

2　会社の公告を電子公告により行うときは、公告事項の種類に応じて法定の期間しなければならない。

3　２の公告期間中に公告の中断（１の状態に置かれた情報が当該状態に置かれなくなったこと又は当該状態に置かれた後改ざんされたこと）があった場合においても、所定の要件を満たすときは公告の中断は公告の効力に影響を及ぼさない。

4　電子公告を公告の方法とする株式会社は、定款には電子公告を公告の方法とする旨のみ記載又は記録すれば足りるものとし、１の情報の提供を受けるために必要な事項であって法務省令に定めるものを登記しなければならない。

5　電子公告を行う株式会社は、電子公告を行うべき期間中、当該公告の内容である情報が１の状態に置かれているかどうかについて、調査機関の調査を受けなければならない。調査機関は、法務大臣の登録を受けるものとし、調査の後遅滞なく、その結果を電子公告をした株式会社に通知しなければならない。

6　株主代表訴訟の場合の公告又は通知以外の訴え提起があった旨の公告については、その公告義務を撤廃する。

二、貸借対照表の公開の方法の見直し

1　電子公告を公告の方法とする株式会社が貸借対照表の公告をする場合には、貸借対照表の全文を公告するものとし、調査機関の調査は不要とする。

2　電子公告を公告の方法としない株式会社は、現行の電磁的公示の方法による貸借対

照表の公開を行うことができるが、電子公告を公告の方法とする株式会社はこの限りでない。

三、株式会社の各種債権者の保護手続における個別催告の省略等

1　合併及び資本減少・準備金減少における債権者保護手続並びに会社分割における承継会社がすべき債権者保護手続については、官報公告に加えて、日刊新聞紙による公告又は電子公告をも行った場合には、知れている債権者に対する個別催告を不要とする。

2　会社分割における分割会社がすべき債権者保護手続については、官報公告に加えて、日刊新聞紙による公告又は電子公告をも行った場合には、不法行為によって生じた債権を有する者以外の知れている債権者に対する個別催告を不要とする。

四、合名会社・合資会社の合併の際の債権者保護手続における個別催告の省略等

合名会社・合資会社の合併については、存続会社又は新設会社が株式会社である場合の債権者保護手続については個別催告の省略は認めない。それ以外の場合については、株式会社の合併における債権者保護手続と同様の取扱いをする。

五、有限会社の各種債権者の保護手続における個別催告の省略等

有限会社が合併等に際して行う各種債権者保護手続については、三と同様の取扱いをする。株式会社から有限会社、有限会社から株式会社への組織変更の決議の内容についての株主等に対する公告及び通知の義務は撤廃する。

六、施行期日

この法律は、公布の日から起算して１年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に伴い、次の諸点について格段の配慮をすべきである。

一　電子公告制度の導入や各種債権者保護手続における個別催告の省略等が株主や債権者等会社の利害関係人に重大な影響を与えることにかんがみ、高齢者等の情報格差の状況も考慮して、その保護に欠けることのないよう制度の目的、内容、手続等について十分周知徹底を図ること。

二　電子公告制度の導入に当たっては、株主や債権者等会社の利害関係人の保護が十分図られるよう、電子公告調査機関の登録基準等について適正な運用に努めるとともに、施行後の実績を踏まえ、必要に応じその見直しを含め適切に措置すること。

右決議する。

国際捜査共助法及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第52号）（先議）

【要旨】

本法律案は、刑事に関する共助に関する日本国とアメリカ合衆国との間の条約の締結に伴い、国際捜査共助の手続及び要件の特例を設けるとともに、国際捜査共助等の円滑な実

施を図るため、受刑者証人移送制度に関する規定その他の所要の規定を整備しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

第一　国際捜査共助法の一部改正

一、題名

法律の題名を国際捜査共助法から「国際捜査共助等に関する法律」に改める。

二、国際捜査共助の手続及び要件の特例等に関する規定の整備

1　手続の特例

条約に基づき法務大臣が共助の要請の受理を行うこととされているときは、法務大臣が共助の要請の受理及び要請国に対する証拠の送付を行う。

2　要件の特例

条約に別段の定めがある場合には、双罰性がないとき又は証拠の不可欠性の書面がないときであっても、共助をすることができる。

三、国内受刑者に係る受刑者証人移送に関する規定の整備

1　法務大臣は、要請国から、条約に基づき、国内受刑者に係る受刑者証人移送の要請があった場合において、国内受刑者が書面により同意し、移送する期間が30日を超えないときなどの場合で、要請に応ずることが相当であると認めるときは、受刑者証人移送の決定をする。

2　国内受刑者が受刑者証人移送として移送されていた期間（身体の拘束を受けていなかった期間を除く。）は、刑の執行を受けた期間とみなす。

四、外国受刑者の拘禁に関する規定の整備

1　検察官は、日本国の刑事手続において証人として尋問する旨の決定があった外国受刑者の引渡しを受けたときは、あらかじめ発する受入移送拘禁状により、当該外国受刑者を拘禁しなければならない。

2　外国の官憲から引渡しを受けた外国受刑者については、その引渡しを受けた日から30日以内に当該外国の官憲に引き渡さなければならない。

五、業務書類等に関する証明書に関する規定の整備

1　検察官又は司法警察員は、業務書類等（業務を遂行する過程において作成され、又は保管される書類その他の物をいう。）の作成状況等に関する事項の証明に係る共助の要請があるときは、その作成者等に対し、当該要請に係る事項についての証明書の提出を求めることができる。

2　1による証明書の提出を求められた者が、虚偽の証明書を提出したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第二　組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正

一、条約に基づき法務大臣が共助の要請の受理を行うこととされているときは、法務大臣が共助の要請の受理を行う。

二、一により法務大臣が共助の要請の受理を行う場合においては、法務大臣は、外務大臣に対し、共助に関する事務の実施に関し、必要な協力を求めることができる。

第三　施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から起算して20日を経過した日から施行する。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一　国際化する犯罪の捜査に関し、適正な手続の下、国際間の捜査協力を拡充、強化することが必要であることにかんがみ、諸外国との刑事共助条約の締結の拡大に努めること。

二　受刑者証人移送制度の運用に当たっては、受刑者に対し、制度の趣旨、移送期間の取扱い等について周知を図るとともに、証人移送の決定に際し、受刑者本人の意思を十分確認、尊重すること。

三　外国の官憲から引渡しを受けた外国受刑者を拘禁するに当たっては、当該外国受刑者の人権を十分尊重し、適切な処遇を行うこと。

右決議する。

出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案（閣法第61号）（先議）

【要旨】

本法律案は、出入国管理の現状等にかんがみ、不法滞在者等を減少させるため、罰則の強化その他所要の制度整備を行うとともに、近時の国際情勢の変化等に伴い、我が国の難民認定制度を取り巻く状況が大きく変化したことにかんがみ、難民のより適切な庇護を図るため、難民認定制度の見直しを行うほか、障害者の社会活動を不当に阻むことのないよう精神障害者に係る上陸拒否事由の見直しを行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、不法滞在者等を減少させるための制度整備

1　不法滞在に係る罰金を現行の30万円から300万円に引き上げる。

2　悪質な不法滞在者に係る上陸拒否期間を現行の５年間から10年間に伸長する。

3　自ら出頭した不法滞在者を簡易・迅速な手続により出国させる出国命令制度を創設し、その上陸拒否期間を現行の５年間から１年間に短縮する。

二、在留資格の取消し制度の新設

偽りその他不正の手段により上陸許可を受けるなど本来我が国に入国・在留できない外国人や現に有する在留資格に応じた活動を正当な理由なく一定期間行っていないなど引き続き在留を認める必要性のない外国人に対して、意見聴取等の手続を執った上で、その在留資格を在留期間の途中で取り消す制度を新設する。

三、難民認定制度の見直し

難民認定申請中の者及び難民として認定された者の法的地位の安定化を早期に図るため、難民認定制度の見直しを行う。

1　仮滞在許可制度の新設

イ　不法滞在者である難民認定申請中の者について、仮滞在許可制度を創設することとし、同許可を受けた者については、退去強制手続を停止し、難民認定手続を退去強制手続に先行して行う。

ロ　仮滞在許可を受けていない者についても、難民認定申請中の間は、送還を行わない。

ハ　法務大臣は、仮滞在を許可するに当たっては、同制度の濫用防止を図るため、住居や行動範囲の制限等の条件を付し、その条件に違反した場合には許可の取消し等の措置を講ずることができる。

2　難民として認定された者の法的地位の安定化

難民と認定された者で、一定の要件を満たす者には、一律に定住者の在留資格を付与する。

3　不服申立制度の見直し

難民認定手続の公正性・中立性を高める観点から、第三者を不服申立審査手続に関与させる難民審査参与員制度を設ける。

四、精神障害者に係る上陸拒否事由の見直し

精神上の障害のある外国人を一律に上陸拒否の対象としているのを改め、拒否対象者を精神上の障害により事理弁識能力を欠く常況にある者等で、所定の補助者が随伴しないものに限定する。

五、施行期日

この法律は、公布の日から起算して６月を経過した日から施行する。ただし、三については、公布の日から起算して１年を超えない範囲内において政令の定める日から、四については、公布の日から起算して２月を経過した日からそれぞれ施行する。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一　出国命令制度及び在留資格取消し制度など各種の対策を実施する際は、本邦に在留している外国人の人権や生活環境等を十分配慮し、適切な運用を行うこと。

二　退去強制手続、在留特別許可等の運用に当たっては、当該外国人の在留中に生じた家族的結合等の実情を十分配慮し、適切に措置すること。

三　出入国管理及び難民認定法に定める諸手続に携わる際の運用や解釈に当たっては、難民関連の諸条約に関する国連難民高等弁務官事務所の解釈や勧告等を十分尊重すること。

四　難民認定手続における仮滞在許可に当たっては、本邦への直接入国、上陸後６か月以内の申請、証拠資料の提出等の要件について、申請者の事情を十分斟酌し、実情に即した運用が行われるよう留意すること。

五　難民認定手続が適正・迅速に行われるよう人的体制の拡充を図るとともに、難民調査官等の一層の能力向上を図るため、面接調査の手法、人権関連法規、国際情勢等の専門技術や知識の習得について、定期的な訓練や研修等を実施すること。また、手続の客観性・透明性確保のための適切な措置を講ずること。

六　難民審査参与員の人選に当たっては、専門性を十分確保する観点から、日本弁護士連合会、国連難民高等弁務官事務所及びＮＧＯ等の民間の難民支援団体からの推薦者を含

め適任者を選出するよう留意すること。

七　難民と認定された者及び難民申請中の者への各種生活支援については、関係予算の拡充、保護政策の一層の整備等を図るとともに、国連難民高等弁務官事務所やＮＧＯ等の民間の難民支援団体との連携の強化を図ること。

八　入国管理センター等に収容されている退去強制手続中の外国人については、人権に十分配慮した適切な処遇を行うとともに、仮放免の的確な運用に努めること。

九　仮滞在許可制度、難民認定における不服申立制度等、難民認定に関する各種制度について、その運用状況を勘案しつつ３年後を目途に検討を行うこと。

右決議する。

知的財産高等裁判所設置法案（閣法第62号）

【要旨】

本法律案は、我が国の経済社会における知的財産の活用の進展に伴い、その保護に関し司法の果たすべき役割がより重要となることにかんがみ、知的財産に関する事件についての裁判の一層の充実及び迅速化を図るため、これを専門的に取り扱う知的財産高等裁判所を設置するために必要な事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、設置

東京高等裁判所に、特別の支部として、知的財産高等裁判所を設ける。

二、取扱事件

東京高等裁判所の管轄に属する事件のうち、知的財産に関する事件を取り扱う。

三、司法行政事務等

1　最高裁判所は、知的財産高等裁判所に勤務する裁判官を定めることとし、その裁判官のうち１人に知的財産高等裁判所長を命ずる。

2　知的財産高等裁判所がその司法行政事務を行うのは、そこに勤務する裁判官の会議の議によるものとし、知的財産高等裁判所長が、これを総括する。

3　知的財産高等裁判所の庶務をつかさどらせるため、知的財産高等裁判所事務局を置く。

四、施行期日

この法律は、平成17年４月１日から施行する。

裁判所法等の一部を改正する法律案（閣法第63号）

【要旨】

本法律案は、我が国の経済社会における知的財産の活用の進展に伴い、その保護に関し司法の果たすべき役割がより重要となることにかんがみ、知的財産に関する事件についての審理の一層の充実及び迅速化を図るため、裁判所調査官の権限の拡大及び明確化、審理における営業秘密の保護の強化及び侵害行為の立証の容易化、特許権等に関する侵害訴訟

と無効審判との関係の整理等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、裁判所調査官の権限の拡大及び明確化

知的財産に関する事件において、裁判所調査官が、口頭弁論期日等において当事者に対する釈明や証人等に対する発問を行い、裁判官に対して意見を述べる等の権限を有する旨の規定等を設ける。

二、審理における営業秘密の保護の強化及び侵害行為の立証の容易化

1　裁判所は、当事者等に対し、準備書面又は証拠に含まれる営業秘密を訴訟の追行の目的以外の目的で使用し、又は開示してはならない旨を命ずることができる。

2　裁判所は、書類提出命令の審理に当たり、書類の提出を拒む正当な理由があるかどうかについて意見を聴くことが必要であると認めるときは、当事者等に対し、当該書類を開示することができる。

3　特許権等の侵害訴訟において、侵害の有無についての判断の基礎となる事項であって営業秘密に該当するものにつき当事者等が当事者本人又は証人等として尋問を受ける場合について、憲法の認める範囲内での公開停止の要件・手続を明確化する。

三、特許権等に関する侵害訴訟と無効審判との関係の整理等

1　特許権等の侵害訴訟等において、特許等が無効審判により無効にされるべきものと認められるときは、特許権者等は、相手方に対しその権利を行使することができない。

2　特許庁長官は、裁判所に対し、侵害訴訟等の訴訟記録のうち審判において審判官が必要と認める書面の写しの送付を求めることができる。

四、施行期日

この法律は、平成17年４月１日から施行する。

労働審判法案（閣法第64号）

【要旨】

本法律案は、社会経済情勢の変化に伴い、個々の労働者と事業主との間における労働関係に関する民事紛争が増加していることにかんがみ、紛争の実情に即した迅速、適正かつ実効的な解決を図るため、裁判官及び労働関係に関する専門的な知識経験を有する者で組織する委員会が行う労働審判の制度を設けようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、労働審判手続の主体

裁判所は、裁判官である労働審判官１名、労働関係に関する専門的な知識経験を有する労働審判員２名で組織する労働審判委員会で労働審判手続を行う。

二、労働審判手続の進行及び迅速な審理

1　労働審判手続は、地方裁判所において行うものとし、当事者の申立てにより、事件を審理し、調停の成立による解決の見込みがある場合にはこれを試み、その解決に至らない場合には労働審判を行う。

2　労働審判手続は、労働審判官が指揮し、特別の事情がある場合を除き、３回以内の期日で審理を終結しなければならない。

三、労働審判

1　労働審判委員会は、当事者間の権利関係及び労働審判手続の経過を踏まえて、労働審判を行う。

2　労働審判に不服のある当事者は、審判書の送達又は労働審判の告知を受けた日から２週間以内に裁判所に異議の申立てをすることができ、適法な異議の申立てがあったときは労働審判はその効力を失う。

3　適法な異議の申立てがないときは、労働審判は、裁判上の和解と同一の効力を有する。

4　労働審判委員会は、事案の性質に照らし、労働審判手続を行うことが紛争の迅速かつ適正な解決のために適当でないと認めるときは、労働審判事件を終了させることができる。

四、訴訟手続との連携

1　労働審判に対し適法な異議の申立てがあったときは、労働審判手続の申立てに係る請求については、労働審判手続の申立ての時に、労働審判事件が係属していた地方裁判所に訴えの提起があったものとみなす。

2　労働審判を行うことなく労働審判事件が終了した場合についても、１と同様とする。

3　１及び２の場合における訴えの提起の手数料については、労働審判手続の申立てについて納めた手数料の額を控除した額の手数料を納めれば足りる。

五、施行期日

この法律は、公布の日から起算して２年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】

政府並びに最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一　労働審判制度が、近年の個別労働関係事件の増加に適切に対応し、労使関係の専門的知識経験を生かした迅速・適正な紛争解決の促進を図る見地から導入されたことにかんがみ、制度の目的、内容、手続等について広く国民に周知徹底し、その利用促進に努めること。

二　労働審判員の任命については、公正性と中立性を確保し、労使関係に十分通じた適任者を選任するとともに、その資質・能力の向上を図るため適切な教育・研修が行われるよう必要な措置を講ずるよう努めること。

三　労働審判手続の実施については、労働審判員の確保の状況及び労働審判手続の状況等を見極めつつ、国民の制度利用に支障を生じないよう、必要な体制整備に努めること。

四　労働審判制度の実施状況等を踏まえ、将来、関係者の意見を聴きつつ必要に応じ、訴訟手続に労使関係の専門家が参画する労働参審制に関し、導入の当否について検討する

こと。

右決議する。

行政事件訴訟法の一部を改正する法律案（閣法第66号）

【要旨】

本法律案は、行政事件訴訟につき、国民の権利利益のより実効的な救済手続の整備を図るため、当事者適格に関する規定の整備、義務付け訴訟及び差止訴訟の法定、本案判決前における仮の救済の制度の整備等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、救済範囲の拡大

1　原告適格の判断において、法律の趣旨・目的や処分において考慮されるべき利益の内容・性質などを考慮すべき旨を規定する。

2　一定の要件の下で行政庁が処分をすべきことを義務付ける訴訟類型として、義務付け訴訟を法定する。

3　一定の要件の下で行政庁が処分をすることを事前に差し止める訴訟類型として、差止訴訟を法定する。

二、審理の充実・促進

裁判所は、釈明処分として、行政庁に対し、裁決の記録や処分の理由を明らかにする資料の提出を求めることができる。

三、行政事件訴訟をより利用しやすく、分かりやすくするための仕組み

1　被告適格を有する行政庁を特定する原告の負担を軽減するため、抗告訴訟については処分をした行政庁の所属する国又は公共団体を被告とする。

2　国又は独立行政法人等を被告とする抗告訴訟の管轄裁判所を拡大する。

3　「処分があったことを知った日から３か月」とされている取消訴訟の出訴期間を６か月に延ばす。

4　行政庁は、処分又は裁決をする際、その相手方に対し、取消訴訟の被告、出訴期間、不服申立前置等を書面で教示しなければならない。

四、本案判決前における仮の救済制度の整備

1　執行停止の要件について、損害の性質のみならず、損害の程度や処分の内容及び性質が適切に考慮されるように、「回復の困難な損害」の要件を「重大な損害」に改める。

2　一定の要件の下で、裁判所が、行政庁に対し、処分をすべきことを仮に義務付け、又は処分をすることを仮に差し止める裁判をすることができる制度を新設する。

五、施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から起算して１年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】

政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について、格段の配慮をすべき

である。

一　本法については、憲法で保障された裁判を受ける権利を広く実質的に保障する観点から、訴訟要件を緩和した今回の改正の趣旨を生かした柔軟な運用がされるよう、また、行政訴訟において適用される諸法規の解釈においても、憲法及び法令において保護された諸権利・諸価値が保障されるよう周知徹底に努めること。

二　第三者の原告適格の拡大については、公益と私益に単純に二分することが困難な現代行政における多様な利益調整の在り方に配慮して、これまでの運用にとらわれることなく、国民の権利利益の救済を拡大する趣旨であることについて周知徹底に努めること。

三　義務付けの訴え及び差止めの訴えについては、取消訴訟を中心とした訴訟の仕組みを改め、その要件等を明確化し、救済方法を拡充するという今回の改正の趣旨を生かし、柔軟な運用がされるべき趣旨であることについて周知徹底に努めること。

四　仮の義務付け及び仮の差止めの制度は、行政訴訟による本案判決前の救済を実効的なものとする今回の改正の趣旨を生かし、柔軟な運用がされるべき趣旨であることについて周知徹底に努めること。

五　公法上の法律関係に関する確認の訴えについては、これまでの運用にとらわれることなく、その柔軟な活用を通じて国民と行政との間の多様な関係に応じた実効的な権利利益の救済を可能にする趣旨であることについて周知徹底に努めること。

六　政府は、適正な行政活動を確保して国民の権利利益を救済する観点から、行政訴訟制度を実質的に機能させるために、個別行政実体法や行政手続、行政による裁判外の紛争解決・権利救済手続も視野に入れつつ、所要の体制の下で、必要な改革を継続すること。

右決議する。

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律案（閣法第67号）

【要旨】

本法律案は、国民の中から選任された裁判員が裁判官と共に刑事訴訟手続に関与することが司法に対する国民の理解の増進とその信頼の向上に資することにかんがみ、裁判員の参加する刑事裁判に関し、裁判所法及び刑事訴訟法の特則その他の必要な事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、対象事件

1　原則

(一)　死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たる罪に係る事件

(二)　法定合議事件であって、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪に係るもの

2　対象事件からの除外

裁判員、その親族等の生命、財産等に危害が加えられるおそれがある事件については、例外的に、裁判官の合議体で取り扱う。

二、合議体の構成

1　裁判員の参加する合議体の裁判官の員数は３人、裁判員の員数は６人とする。

2　第１回公判期日前の準備手続を主宰した裁判所は、準備手続の結果、被告人が公訴事実を認めている場合において、検察官、被告人及び弁護人に異議がなく、かつ、事件の内容等を考慮して適当と認めるときは、事件を裁判官１人及び裁判員４人の合議体で取り扱うことができる。

三、裁判官・裁判員の権限及び評決

1　有罪・無罪の決定及び量刑の判断は、裁判官と裁判員の合議体の過半数であって、裁判官及び裁判員のそれぞれ１人以上が賛成する意見による。

2　法令の解釈及び訴訟手続に関する判断は、裁判官の過半数の意見による。

四、裁判員の資格・選任手続等

1　衆議院議員の選挙権を有する者の中から、１年毎に無作為抽出で裁判員候補者名簿を作成し、裁判員は、その中から事件毎に無作為抽出する。

2　欠格事由及び就職禁止事由等に該当する者、不公平な裁判をするおそれがある者並びに当事者から理由を示さない不選任請求をされた者は、裁判員となることができない。辞退事由に該当する者は、裁判員となることについて辞退の申立てをすることができる。

3　裁判員は、公判期日への出頭義務、守秘義務等の義務を負う。義務違反その他一定の場合に、裁判員は解任される。

4　裁判員には、旅費、日当等を支給する。

五、裁判員の参加する裁判の手続

1　裁判所は、第１回公判期日前に、公判前整理手続を行わなければならない。

2　裁判官、検察官及び弁護人は、裁判員の負担が過重にならないようにしつつ、裁判員が十分に職責を果たすことができるよう、審理を迅速で分かりやすくすることに努めなければならない。

3　裁判員の証人に対する尋問、被告人に対する質問等に関する規定を設ける。

六、評議

1　裁判長は、裁判員に必要な法令の説明を丁寧に行うとともに、評議を裁判員に分かりやすいものとなるよう整理し、裁判員の発言機会を十分設けるなど、裁判員が職責を十分に果たすことができるよう配慮しなければならない。

2　裁判官と裁判員が行う評議並びに裁判官のみが行う評議であって裁判員の傍聴が許されたものの経過並びにそれぞれの裁判官及び裁判員の意見とその多少の数については漏らしてはならない。

七、裁判員の保護のための措置

1　労働者が裁判員であることを理由として解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

2　何人も、氏名等の裁判員を特定するに足りる情報を公にしてはならない。

3　何人も、被告事件に関し、裁判員に接触してはならない。

八、罰則

1　裁判員又は補充裁判員に請託をした者は、２年以下の懲役又は20万円以下の罰金に

処する。

2　審判に影響を及ぼす目的で、裁判員等に意見を述べたり、情報を提供した者も１と同様とする。

3　裁判員等に対し、威迫の行為をした者は、２年以下の懲役又は20万円以下の罰金に処する。

4　裁判員若しくは補充裁判員又はこれらの職にあった者が、評議の秘密その他の職務上知り得た秘密を漏らしたときは、６月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。ただし、裁判員等の職にあった者が、財産上の利益を得る目的がなく評議の経過を漏らした場合には、50万円以下の罰金に処する。

5　裁判員候補者が、質問票に虚偽の記載をした場合は、50万円以下の罰金に処する。

九、附則

1　国は、裁判員の参加する刑事裁判の制度を円滑に運用するためには、国民がより容易に裁判員として裁判に参加することができるようにすることが不可欠であることにかんがみ、そのために必要な環境の整備に努めなければならない。

2　政府は、この法律の施行後３年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、裁判員の参加する刑事裁判の制度が我が国の司法制度の基盤としての役割を十全に果たすことができるよう、所要の措置を講ずるものとする。

十、施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から起算して５年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

なお、本法律案は、衆議院において、裁判員等又は裁判員等の職にあった者の守秘義務違反に対する罰則のうち懲役刑について「１年以下の懲役」から「６月以下の懲役」への引下げ、国に対して国民が裁判員として裁判に参加しやすい環境を整備する努力義務を課す旨の規定及び施行３年後の見直し規定の附則への追加等の修正が行われた。

【附帯決議】

政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一　裁判員制度の円滑な実施のため、国民の意見をも聴きつつ、制度の周知活動の実施を含め、本法施行前における準備を十分行うこと。

二　裁判員制度の施行までの準備を行う過程において、制度の円滑な実施の観点から必要な場合には、制度上の手当てを含めて適切に対処すること。

三　裁判員等の守秘義務については、守秘義務の範囲が明確かつ分かりやすいものとなるよう、広く国民に説明するよう努めること。

四　裁判員となることについて辞退の申立てをすることができる事由を政令で定める場合には、幅広い国民の良識を裁判に反映するという制度の趣旨及び国民の負担を過重なものとしないという要請に十分な配慮をすること。

五　本法第74条による実施状況に関する資料の公表に当たっては、裁判員制度の運用の改善などのための検討に資するようにするという同条の趣旨を十分に踏まえること。

六　附則第３条を踏まえ、仕事や家庭をかかえた国民がより容易に裁判員として裁判に参加することができるよう社会的環境の整備に一層努めること。

右決議する。

刑事訴訟法等の一部を改正する法律案（閣法第68号）

【要旨】

本法律案は、刑事裁判の充実及び迅速化を図るための方策として、充実した争点整理のための新たな準備手続の創設及び証拠開示の拡充、連日的開廷の確保のための規定の整備等を行うとともに、被疑者に対する国選弁護人の選任制度の導入等国選弁護人制度の整備、検察審査会の一定の議決に基づき公訴が提起される制度の導入等のため、所要の規定を整備しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

第一　刑事訴訟法の一部改正

一、刑事裁判の充実・迅速化を図るための諸方策の導入

１　公判前整理手続等の創設

(一)　裁判所は、充実した公判の審理を継続的、計画的かつ迅速に行うため必要があると認めるときは、事件の争点及び証拠を整理するための公判準備として、第１回公判期日前に公判前整理手続を、また、第１回公判期日後に期日間整理手続をそれぞれ行うことができる。

(二)　検察官、弁護人又は被告人は、公判期日において証拠により証明しようとする事実を明らかにして、証拠の取調べを請求しなければならない。裁判所は、事件の争点及び証拠の整理の結果を確認しなければならない。

(三)　公判前整理手続又は期日間整理手続が終わった後には、原則として、証拠調べを請求することができない。

２　証拠開示の拡充・ルールの明確化

(一)　検察官は、被告人又は弁護人に、検察官請求証拠の開示に加え、特定の検察官請求証拠の証明力を判断するために重要な一定類型の証拠及び被告人又は弁護人の主張に関連する証拠について、開示の必要性の程度と弊害の内容及び程度を考慮し、速やかに開示しなければならない。

(二)　裁判所は、開示をすべき証拠を開示していないと認めるときは、証拠の開示を命じなければならない。

(三)　被告人及び弁護人は、開示された証拠の複製その他その内容の全部又は一部をそのまま記録した物又は書面を当該被告事件の審理の準備以外の目的で使用してはならない。これに違反した場合、１年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

ただし、被告人の防御権を踏まえ、複製等の内容、行為の目的及び態様、関

係人の名誉等の事情を考慮する。

3　裁判所は、できる限り、連日開廷しなければならない。

4　裁判所は、出頭命令等に従わない検察官又は弁護人に対し、過料の制裁を科すことなどができる。

5　即決裁判手続の創設

(一)　事案が明白で軽微な一定の事件について、被疑者の同意があるときは、即決裁判手続によることができる。即決裁判手続においては、簡易な方法で証拠調べをして、できる限り、即日判決の言渡しをしなければならない。

(二)　即決裁判手続において懲役又は禁錮の言渡しをする場合には刑の執行猶予の言渡しをしなければならず、また、罪となるべき事実の誤認を理由とする控訴はできない。

二、公的弁護制度の整備

1　被疑者に対する公的弁護制度の導入

死刑又は無期若しくは短期1年以上の懲役若しくは禁錮に当たる事件について、被疑者が勾留され、貧困等の事由により弁護人を選任することができないときは、裁判官は、被疑者のため弁護人を付さなければならない。

ただし、改正法施行後、3年程度を経過した後は、死刑又は無期若しくは長期3年を超える懲役若しくは禁錮に当たる事件を対象とする。

2　弁護人の選任要件及び選任手続の整備

(一)　弁護人選任の請求をする被疑者は、資力申告書を提出しなければならない。基準額以上の資力がある被疑者については、私選弁護人選任の申出を行ったが、弁護人となろうとする者がいなかったことなどを国選弁護人選任の要件とする。

(二)　任意的弁護事件の場合の被告人についても、被疑者の場合に準じ、資力申告書の提出を義務付けるなど、選任要件及び選任手続を整備する。

第二　少年法の一部改正

国選弁護人が付された少年の被疑者が、家庭裁判所に送致されたときには、その弁護人選任について効力を失う。

第三　検察審査会法の一部改正

一、検察審査会制度の議決に対するいわゆる法的拘束力の付与

1　検察審査会が起訴相当の議決をした後、検察官が再考をしても不起訴処分を維持したときは、検察審査会は、再審査を行い、起訴をすべき旨の議決をすることができる。

2　裁判所から指定された弁護士が、起訴をすべき旨の議決に従って、公訴の提起及びその維持に当たる。

二、検察審査会の審査を充実させるための措置

検察審査会は、法律に関する専門的な知見を補うため、弁護士の中から事件ごとに審査補助員を委嘱することができる。

三、罰則

1　検察審査員等が召集に応じないとき又は宣誓を拒んだときは、10万円以下の過料に処する。

2　検察審査員等又は検察審査員等の職にあった者が、評議の秘密その他の職務上知り得た秘密を漏らしたときは、６月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。ただし、検察審査員等の職にあった者が、財産上の利益を得る目的がなく評議の秘密を漏らした場合には、50万円以下の罰金に処する。

3　検察審査員等に対し、威迫の行為をした者は、２年以下の懲役又は20万円以下の罰金に処する。

4　検察審査員に不正の請託をした者は、２年以下の懲役又は20万円以下の罰金に処する。

第四　施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から起算して１年６月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

なお、本法律案は、衆議院において、開示された証拠の目的外使用の禁止の規定に違反した場合の措置について、被告人の防御権を踏まえ、複製等の内容、行為の目的及び態様、関係人の名誉等の事情を考慮する旨の規定の追加、検察審査員等又は検察審査員等の職にあった者が守秘義務に違反し、評議の秘密や職務上知り得た秘密を漏らした場合の罰則について、懲役刑を「１年以下の懲役」から「６月以下の懲役」へ引下げ等の修正が行われた。

【附帯決議】

政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一　被告人の防御権の十分な保障を確保し、充実した公判の審理を継続的、計画的かつ迅速に行う観点から、公判前整理手続における新たな証拠開示制度及び公判の連日的開廷を含め、本法の運用に当たっては、制度の趣旨を踏まえるとともに、被告人の防御権にも十分配慮するよう周知徹底に努めること。

また、開示された証拠の目的外使用の禁止条項の運用に当たっては、制度の趣旨を十分踏まえるとともに、裁判公開の原則並びに被告人及び弁護人の防御権にも十分配慮するよう周知徹底に努めること。

二　政府は、最高裁判所、法務省及び日本弁護士連合会による刑事手続の在り方等に関する協議会における協議を踏まえ、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律施行までの実現を視野に入れ、実質的な論議が進展するよう、録画又は録音による取調べ状況の可視化、新たな捜査方法の導入を含め、捜査又は公判の手続に関し更に講ずべき措置の有無及びその内容について、刑事手続全体の在り方との関連にも十分に留意しつつ実質的検討を行うこと。

三　国選弁護人の解任に当たっては、被疑者及び被告人の権利を不当に制限することのな

いようにしなければならないことにつき、周知徹底に努めること。

四　被疑者及び被告人に対する国選弁護制度の運用については、国選弁護人選任の範囲を不当に狭めることのないよう配慮すること。

五　被疑者に対する国選弁護制度については、被疑者段階における弁護人の援助の重要性にかんがみ、制度の実施状況を踏まえつつ、より良い制度とするための見直しについて検討すること。

六　検察審査員等の守秘義務については、守秘義務の範囲が明確かつ分かりやすいものとなるよう、広く国民に説明するよう努めること。

右決議する。

総合法律支援法案（閣法第69号）

【要旨】

本法律案は、内外の社会経済情勢の変化に伴い、法による紛争の解決が一層重要になっている状況にかんがみ、裁判その他の法による紛争の解決のための制度の利用をより容易にするとともに、弁護士及び弁護士法人並びに司法書士その他の隣接法律専門職者のサービスをより身近に受けられるようにするための総合法律支援の実施及び体制の整備に関し、その基本理念、国等の責務その他基本となる事項を定めるとともに、その中核となる日本司法支援センターの組織及び運営について定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一　総合法律支援の趣旨

新たに設ける運営主体を中核として、民事・刑事を問わず、国民が全国どこでも法的紛争の解決に必要な情報やサービスの提供を受けられるような総合法律支援の態勢を整備する。

二　運営主体とその業務

1　日本司法支援センターの設立

総合法律支援体制の中核となる運営主体として、独立行政法人の枠組みに従いつつ、最高裁判所が設立・運営に関与する日本司法支援センターを新たに設立する。

2　日本司法支援センターの業務

①　相談窓口（アクセスポイント）

法律上の紛争についての相談の受付、情報提供、関係機関等（弁護士会、隣接法律専門職種団体、各種ＡＤＲ機関等）への振り分け業務等を行う。

②　民事法律扶助

民事法律扶助事業（資力が十分でない者に対する法律相談、裁判書類の作成の援助、代理援助等）を行う。

③　公的刑事弁護

迅速な選任が必要とされる捜査段階の公的弁護制度及び連日的開廷による集中審理（裁判員制度によるものを含む。）に対応し、全国的に充実した弁護活動を提供

できるようにするため、契約により弁護士を確保し、国選弁護人の候補を指名して裁判所に通知する業務を行う。

④　司法過疎対策

司法過疎地域等において、契約弁護士等に法律事務を取り扱わせる業務を行う。

⑤　犯罪被害者支援

犯罪被害者に対して必要な支援を行う。

⑥　関係機関との連携の確保・強化

弁護士会、地方公共団体等関係機関との連携の確保・強化を図る。

3　日本司法支援センターの組織等

①　組織形態

日本司法支援センターは、公正中立で、運営責任の明確性及び経営内容の透明性が図られ、かつ、提供するサービスの質及び効率の向上を図る仕組みを備えた法人とするとともに、独立行政法人の枠組みに従いつつ、運営主体の行う業務が司法に密接に関わるものであること等を踏まえた適切な組織形態とする。

②　弁護活動・訴訟活動の独立性

日本司法支援センターは、契約関係にある弁護士の個別の弁護活動・訴訟活動について、指揮命令できないものとする。

③　審査委員会の設置

日本司法支援センターの業務の運営に関し、特に公正かつ中立な判断を確保する必要がある事項を審議するため、有識者等から成る審査委員会を置く。

三　施行期日

この法律は、一部を除き公布の日から施行する。

なお、本法律案は、衆議院において、総合法律支援の実施及び体制の整備並びに日本司法支援センターの業務の範囲等に関する修正が行われた。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、国民に身近な司法の実現という理念にかんがみ、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一　日本司法支援センターが、総合法律支援の理念に照らし、国民の多様な法的ニーズに迅速かつ適切に対応することができるよう、十全の財政措置を含む必要な措置を講ずるよう努めるとともに、地方公共団体、日本弁護士連合会、弁護士会その他関係団体との連携、協議を密にすること。

二　日本司法支援センターが行う各種業務に関しては、利用者及び関係機関等の声を聞き、法律扶助協会が現に行っている自主事業の実績をも十分に見据えつつ、国民の幅広い法的ニーズに応えられるよう常に見直しを行うこと。

三　民事法律扶助事業の資力要件等の見直しを含めた利用者負担の在り方及び対象者・対象事件の拡充について検討を行うよう努めること。

四　日本司法支援センターが、弁護士、弁護士法人及び司法書士その他の隣接法律専門職

者の司法過疎を解消するための対策を積極的に進めるとともに、真に必要な地域における事務所の設置、過疎地への巡回等利用者の利便性を十分考慮した業務運営ができるよう配慮すること。

五　契約弁護士等の職務の特性に配慮し、その自主性・独立性を十分尊重すること。

六　地方公共団体は、総合法律支援の実施及び体制の整備が、住民福祉の向上に寄与するものであることにかんがみ、その地域において行われる支援センターの業務に対し相応の財政的支援を含めた必要な協力を行うとともに、特に、本法の施行を契機として、既存の法律相談等の住民サービスの提供を後退させることのないようにすること。

右決議する。

判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律案（閣法第70号）

【要旨】

本法律案は、司法の果たすべき役割がより重要なものとなり、広くかつ高い識見を備えた裁判官及び検察官が求められていることにかんがみ、判事補及び検事が、一定期間、弁護士としての職務を経験することを通じて、裁判官及び検察官としての能力及び資質の向上並びにその職務の充実を図るための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一　弁護士職務経験

1　弁護士職務経験は、判事補及び検事の同意を得て、最高裁判所又は法務省と受入先の弁護士事務所との間の取決めに基づいて行われる。

2　弁護士の職務を経験する者は、判事補又は検事の身分を離れて裁判所事務官又は法務省に属する官職にそれぞれ任命され、その身分を有したまま、弁護士となってその職務を行うものとし、公務には従事しない。

3　弁護士の職務を経験する者は、受入先の弁護士事務所に雇用されて弁護士業務を行い、当該弁護士事務所から給与を受けるものとし、国からは給与を支給しない。

4　弁護士職務経験の期間は２年を超えることができない。ただし、特に必要があると認めるときは、本人等の同意を得て、開始の日から引き続き３年を超えない範囲内で期間を延長することができる。

5　その他、弁護士職務経験の終了、弁護士の職務を経験する者に関する服務等、国家公務員共済組合法・国家公務員退職手当法等の特例について、所要の規定を整備する。

二　施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から起算して１年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

不動産登記法案（閣法第75号）

【要旨】

本法律案は、不動産登記についてその正確性を確保しつつ国民の利便性の一層の向上を

図るため、登記のオンライン申請を可能にし、申請手続に関する規定を見直すとともに、規定を現代語化する等のため、不動産登記法の全部改正を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、オンライン申請の導入に伴う申請手続の見直し

1　登記の申請について、従来の書面による申請のほか、インターネットを使用するオンライン申請による方法も可能とする。これに伴い、登記の申請における申請人等の登記所への出頭義務は廃止する。

2　申請者の本人確認の手段として、現在の登記済証に代わり登記所から登記名義人に登記識別情報の通知を行う。登記名義人は、次回の申請時に本人確認のため登記所に登記識別情報を提供する。

3　登記名義人による登記識別情報の提供がない場合の本人確認手続として、登記官が登記名義人に対し登記申請に関する事前通知手続を行う。保証書制度は廃止する。

4　3の事前通知手続は、資格者代理人（登記申請の代理を業とすることができる者をいう。）が登記申請を行い、かつ所定の方式による本人確認情報を提供した場合には省略することができる。

5　登記官による本人確認調査の権限を明確化する。

6　登記申請時における登記原因を証する情報の提供を必須化する。

二、情報処理技術の進歩に伴う規定の見直し

登記を磁気ディスクをもって調製された登記簿で行い、登記所に備え付けなければならない地図及び建物所在図の電子化を図る。

三、その他の改正

1　法文を平仮名書き、口語体に改めるとともに、法律に規定すべき事項を整理する。

2　予告登記の制度を廃止する。

3　登記官の過誤による登記を職権で更正する手続及び審査請求に理由があると認められる場合の是正手続を整備する。

四、施行期日

この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一　本法におけるオンライン申請手続の導入に当たっては、広く国民各層に周知徹底を図り、国民の不動産等に関する権利が一層保全されるよう適切な運用に努めるとともに、登記識別情報や電子署名などの情報が、個人の権利及びプライバシーにかかわる重要情報であることにかんがみ、万全な情報管理体制を構築すること。

二　本法の施行に必要な政省令の制定に当たっては、専門資格者の団体から十分な意見聴取を行い、その専門的知見を十分活用し、本法の立法趣旨と適合するよう配慮すること。

三　オンライン申請においては、登記手続と当事者間の代金決済が同時履行できるよう、

登記代理権不消滅の規定の実効性を確保し、関係者の電子署名・電子証明書の有効性検証の権限を資格者代理人に認める等、万全な基盤整備に努めること。

四　登記手続の適正かつ円滑な実施に資するため、オンライン申請においても、無資格者が業として行う登記申請行為を調査するための適切な措置を講ずること。

五　新たに導入される本人確認に関する登記官の調査権限の運用については、不動産取引及び登記手続等に支障を来さないよう、十分に配慮すること。

六　公示制度の信頼性を確保し、不動産取引の安全を図るため、登記原因証明情報の内容の長期保存をすることができるよう適切な措置を検討すること。

七　登記所備付地図の一層の整備促進を図り、そのための十分な人的物的整備に努めるとともに、それを利用する者にとってより利便性の高いものとするため、専門資格者の団体から十分な意見聴取を行い、その在り方について検討すること。

八　表示に関する登記申請における添付書面及び事実関係を疎明する書面等の取扱いについては、登記官による審査の迅速性を確保し、国民の負担を軽減するため、資格者代理人の制度の活用を図ること。

九　不動産取引及び登記実務等の重要性にかんがみ、本法の施行の状況、今後の技術進歩等について常に注視するとともに、改善の必要が生じたときは、速やかに所要の措置を講ずること。

右決議する。

不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第76号）

【要旨】

本法律案は、不動産登記法の施行に伴い、公示催告手続ニ関スル法律ほか128の関係法律の規定の整備等をするとともに、所要の経過措置を定めようとするものである。

児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第43号）

【要旨】

本法律案は、児童買春及び児童ポルノに係る行為の実情、児童の権利の擁護に関する国際的動向等にかんがみ、これらの行為が強い非難に値することをより明らかにし、児童の権利の擁護を十全なものとするため、これらの行為について、厳格な処罰を行うことができるように法定刑を引き上げるとともに、その処罰の範囲を広げようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、目的の明確化

この法律が、児童の権利の擁護に関する国際的動向を踏まえ、児童の権利を擁護することを目的とするものであることを明確化する。

二、児童ポルノの定義

写真、電磁的記録に係る記録媒体その他の物であって、児童を相手方とする又は児童による性交等に係る児童の姿態等を視覚により認識することができる方法により描写し

たものをいう。

三、児童ポルノの提供等

1　児童ポルノを特定又は少数の者に提供した者は、３年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処する。電気通信回線を通じて、児童を相手方とする又は児童による性交等に係る児童の姿態等を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録等を特定又は少数の者に提供した者も、同様とする。

2　児童ポルノを不特定若しくは多数の者に提供し、又は公然と陳列した者は、５年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。電気通信回線を通じて、児童を相手方とする又は児童による性交等に係る児童の姿態等を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録等を不特定又は多数の者に提供した者も、同様とする。

四、その他の罰則の法定刑の引上げ

1　児童買春

児童買春罪の法定刑を、５年以下の懲役又は300万円以下の罰金（現行３年以下の懲役又は100万円以下の罰金）に引き上げる。

2　児童買春周旋

児童買春周旋罪の法定刑を、５年以下の懲役又は500万円以下の罰金（現行３年以下の懲役又は300万円以下の罰金）に引き上げ、これを併科することができる。児童買春周旋を業とする罪の法定刑を、７年以下の懲役及び1,000万円以下の罰金（現行５年以下の懲役及び500万円以下の罰金）に引き上げる。

3　児童買春勧誘

児童買春勧誘罪の法定刑を、５年以下の懲役又は500万円以下の罰金（現行３年以下の懲役又は300万円以下の罰金）に引き上げ、これを併科することができる。児童買春勧誘を業とする罪の法定刑を、７年以下の懲役及び1,000万円以下の罰金（現行５年以下の懲役及び500万円以下の罰金）に引き上げる。

五、施行期日等

1　この法律は、一部を除き、公布の日から起算して20日を経過した日から施行する。

2　児童買春及び児童ポルノの規制等については、この法律施行後３年を目途として、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

②審査未了となった議案

難民等の保護に関する法律案（参第14号）

【要旨】

本法律案は、難民等の権利利益の保護を図り、もって難民問題を解決するための国際社会の取組に寄与するため、法務省から独立した難民認定委員会による適正かつ迅速な難民認定の手続及び在留難民等に対する生活支援に関する措置等について定めるとともに、難民認定に係る上陸及び在留の特別の許可制度を創設しようとするものである。

外交防衛委員会

委員一覧（21名）

委員長	山本	一太（自民）	荒井	正吾（自民）	佐藤	道夫（民主）
理　事	佐藤	昭郎（自民）	河本	英典（自民）	榛葉	賀津也（民主）
理　事	舛添	要一（自民）	桜井	新（自民）	田村	秀昭（民主）
理　事	齋藤	勁（民主）	月原	茂皓（自民）	若林	秀樹（民主）
理　事	高野	博師（公明）	中島	啓雄（自民）	荒木	清寛（公明）
理　事	小泉	親司（共産）	矢野	哲朗（自民）	吉岡	吉典（共産）
	阿部	正俊（自民）	岩本	司（民主）	大田	昌秀（社民）

（16.3.11 現在）

（1）審議概観

第159回国会において本委員会に付託された案件は、条約18件、内閣提出法律案３件及び衆議院提出法律案１件の合計22件であり、いずれも承認または可決した。

また、本委員会付託の請願８種類103件のうち、２種類91件を採択した。

〔条約及び法律案の審査〕

二国間関係の緊密化　日米租税条約改定、航空協定、社会保障協定　国際社会における人、モノ、資本等の国境を越えた移動は、驚異的なスピードで加速化している。このような経済・人的交流の進展、二国間関係の緊密化を背景に、米国との租税条約、ウズベキスタンとの航空協定、米国、韓国との社会保障協定が提出された。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の条約は、現行の日米租税条約に代わるものであり、ＯＥＣＤ条約モデルを基本としつつも、日米両国の緊密な経済関係を反映し、積極的に投資交流の促進を図るため、投資所得に対する源泉地国における税率の上限を全体的に引き下げるとともに、一定の親子関係にある会社間の配当、一定の金融機関が受け取る利子及び使用料を免税とすること、条約の特典の濫用を防止すること等について定めるものである。委員会においては、条約改定の背景と意義、改定の税収への影響、租税条約の今後の締結方針等について質疑が行われ、多数をもって承認された。

航空業務に関する日本国とウズベキスタン共和国との間の協定は、我が国とウズベキスタンとの間の定期航空業務を開設するため、両国の指定航空企業が特定路線上において航空業務を運営する権利を相互に許与し、業務の開始・運営に係る手続・条件等を取り決めるとともに、指定航空企業が業務を行うことができる路線を定めるものである。委員会においては、ウズベキスタンとの航空需要と協定締結の意義、テロ防止等のための航空保安措置の充実等について質疑が行われ、全会一致をもって承認された。

社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定及び**社会保障に関する日本国と大韓民国との間の協定**は、いずれも人的交流に伴って発生する年金制度への二重加入等の問題の解決を図ることを目的とし、米国との協定は、両国間で年金制度及び医療保険制度の適用の調整を行うこと、保険期間の通算による年金の受給権を確立すること等を定めており、また、韓国との協定は、両国間で年金制度の適用の調整を行うことを定めている。委員会においては、両件を一括して議題とし、両協定の締結の意義、韓国との協定において保険期間の通算が盛り込まれなかった理由、今後における社会保障協定の締結の見通し等について質疑が行われ、両件はいずれも全会一致をもって承認された。

刑事・人権関係条約　サイバー犯罪条約等　経済社会のグローバル化を背景として、情報通信技術の飛躍的な進展を踏まえ、サイバー犯罪条約が、また、児童をめぐる深刻な状況にかんがみ、児童の権利保護に関する国際的な法的枠組を推進する条約が提出された。**サイバー犯罪に関する条約**は、サイバー犯罪から社会を保護することを目的として、コンピュータ・システムに対する違法なアクセス等一定の行為の犯罪化、コンピュータ・データの迅速な保全等に係る刑事手続の整備、犯罪人引渡し等に関する国際協力等を内容としている。**児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書**は、性的搾取等から児童を保護するため、児童の売買、児童買春及び児童ポルノに係る一定の行為の犯罪化、裁判権の設定、犯罪人引渡し、国際協力等を内容としている。**武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書**は、武力紛争における関与から児童を一層保護するため、18歳未満の自国の軍隊の構成員が敵対行為に直接参加しないこと、自国の軍隊に志願する者の採用に係る最低年齢を引き上げること等を内容としている。委員会においては、３件を一括して議題とし、サイバー犯罪条約の締結状況、サイバー犯罪条約の締結に伴う刑事手続の整備と人権保障の在り方、児童売買等の防止に関する国内における啓発活動、武力紛争への児童の参加を禁止する措置の強化等について質疑が行われ、討論の後、サイバー犯罪条約は多数をもって、児童の権利条約の選択議定書２件は全会一致をもって、それぞれ承認された。

海洋の資源・環境に関連する条約　海洋資源の保存・最適利用、海洋における環境の保護は、地球規模問題の重要な一分野である。**地中海漁業一般委員会に関する協定の改正**は、地中海における海洋生物資源の保存、管理及び最適利用を促進すること等を任務とする地中海漁業一般委員会に自主的な予算を導入すること等を定めている。**千九百九十二年の油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約の二千三年の議定書**は、1992年の油による汚染損害の補償のための国際基金による補償が十分でない場合に補償を行う追加的な国際基金を設立すること等を定めている。**千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書によって修正された同条約を改正する千九百九十七年の議定書**は、船舶による大気汚染の防止のための規則について定め

る附属書を船舶汚染防止国際条約に追加することを定めている。委員会においては、３件を一括して議題とし、地中海におけるクロマグロ漁業問題、油による汚染損害の補償のための追加的な国際基金が設立された経緯、船舶汚染防止国際条約を改正する千九百九十七年議定書の国会提出が遅れた理由等について質疑が行われ、３件はいずれも全会一致をもって承認された。

国際協力の推進　日米刑事共助条約　無形文化遺産保護条約　たばこ規制枠組条約　国際社会の緊密化に伴い、さまざまな分野における国際協力、国際的な法的枠組の整備が進められている。近年における国境を越えた犯罪の増加、外国人による凶悪事件の多発化に有効に対処するためには、諸外国との捜査協力を一層推進し、捜査共助の迅速化を図ることが急務となっている。このような背景の下に提出された、**刑事に関する共助に関する日本国とアメリカ合衆国との間の条約**は、我が国と米国との間で、一方の締約国が他方の締約国の請求に基づき、捜査、訴追その他の刑事手続について、この条約の規定に従って共助を実施すること、そのための枠組みとして中央当局を設置し、相互の連絡を直接行うこと等について定めている。有形・無形の文化財の保護は、国際的な喫緊の課題である。**無形文化遺産の保護に関する条約**は、無形文化遺産を保護することを目的として、そのための国際的な協力及び援助の体制の確立、締約国がとるべき必要な措置等について定めるものである。公衆衛生の分野においても、世界初の国際条約が作成された。**たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約**は、たばこの健康に対する悪影響を減らして、人々の健康を改善することを目指し、各国の実情を踏まえ、たばこに関する広告、包装の形容的表示の規制等について定めるものである。委員会においては、３件を一括して議題とし、刑事共助の迅速化と日米刑事共助条約締結の意義、アジア諸国との刑事共助条約締結の必要性、条約の登録対象となる我が国の無形文化遺産、たばこ行政に関する関係省庁の連携、未成年者の喫煙防止対策等について質疑が行われ、３件はいずれも全会一致をもって承認された。

アジア地域との連携　東南アジア友好協力条約等　アジア地域との友好協力関係は、日本外交の重要な柱の一つである。今国会ではその象徴ともされる東南アジアにおける友好協力条約が提出された。**投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の協定**は、我が国とベトナムとの間の経済的協力を強化し、投資の自由化、促進、保護を通じて資本及び技術の交流を促進するため、投資の許可段階における最恵国待遇及び内国民待遇の原則供与、技術移転要求を始めとする特定措置の履行要求の原則禁止等について定めている。**東南アジアにおける友好協力条約**は、東南アジアにおける平和、友好及び協力の促進を目的とし、経済、社会等の各分野における一般的な協力の原則について定めている。**欧州復興開発銀行を設立する協定の改正**は、モンゴルを欧州復興開発銀行の受益国とすることについて定めている。委員会においては、３件を一括して議題とし、

ベトナムの投資環境の改善に向けた取組、東南アジア友好協力条約と東南アジア非核兵器地帯条約との関係等について質疑が行われ、３件はいずれも全会一致をもって承認された。

国際機関への参画　さまざまな分野における国際機関に対する協力は、外交の推進にとって不可欠なものとされる。**国際原子力機関憲章第十四条の改正**は、国際原子力機関（ＩＡＥＡ）の費用の予算見積りを２年ごとのものとすることを目的とするものである。**全権委員会議（千九百九十四年京都及び千九百九十八年ミネアポリス）において改正された国際電気通信連合憲章（千九百九十二年ジュネーブ）を改正する文書（全権委員会議（二千二年マラケシュ）において採択された改正）及び全権委員会議（千九百九十四年京都及び千九百九十八年ミネアポリス）において改正された国際電気通信連合条約（千九百九十二年ジュネーブ）を改正する文書（全権委員会議（二千二年マラケシュ）において採択された改正）**は、国際電気通信連合（ＩＴＵ）の活動の効率性を高め、機動的な運営を確保することを目的とするものである。委員会においては、両件を一括して議題とし、国際原子力機関に対する我が国の参画、国際電気通信連合の財政基盤の強化等について質疑が行われ、両件はいずれも全会一致をもって承認された。

外務省改革・外交実施体制の整備　外務省は、一連の不祥事への反省を踏まえた改革を進めており、その一環として、平成16年８月に機構改革を実施する。今国会では、外務本省の機構改革、在外公館の体制整備に係る法案が提出された。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案は、在カザフスタン大使館をアルマティからアスタナに移転すること、在重慶総領事館及び在カルガリー総領事館を新設すること、在カンザスシティ総領事館及び在エドモントン総領事館等を廃止すること、既設の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定すること等について定めている。委員会においては、在外公館の新設廃止の基準、在カンザスシティ総領事館廃止に伴う領事機能の維持、在外職員給与の改定に関する透明性の向上等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が行われた。

外務省設置法の一部を改正する法律案は、外務省改革の一環として、能動的、戦略的な外交を展開するために外務省の機構を整備するに当たり、儀典長を廃止すること等について定めるものである。なお、儀典長の外交上の役割の重要性にかんがみ、政令で新たに儀典長を置き、その機能を維持することとなっている。委員会においては、外務省の機構改革の目的、法律職としての儀典長を廃止する理由等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。

このほか、旅券申請者の利便の一層の増進を図るべく、都道府県の行う旅券事務を市町村等においても行えるようにするため、衆議院外務委員長の提出に係る**旅券法の一部を改正する法律案**が可決された。

防衛力の整備　防衛計画の大綱及び中期防衛力整備計画で定められた防衛力の合理化・効率化・コンパクト化を進めるとともに、必要な機能の充実等を図ることは、防衛力の整備を進める上での課題とされている。**防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案**は、陸上自衛隊の第８師団の改編等、海上、航空各自衛隊及び統合幕僚会議の情報機能の強化等に伴い、自衛官の定数及び即応予備自衛官の員数を変更するものである。委員会においては、統合幕僚会議の自衛官の増員、防衛計画大綱の見直しの基本方針、自衛隊による国際平和協力業務の在り方、日米共同対処行動等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。

〔国政調査等〕

３月11日、外交の基本方針について川口外務大臣から、国の防衛の基本方針について石破防衛庁長官から、それぞれ所信を聴取した。

３月16日、外交の基本方針及び国の防衛の基本方針の諸問題について質疑を行った。

３月24日、予算委員会から委嘱された平成16年度外務省予算・防衛庁予算等の審査を行い、在外邦人の保護体制、弾道ミサイル防衛システムの導入、中東情勢、イラクの大量破壊兵器、北朝鮮問題に関する六か国協議の見通し、日米地位協定、シベリア抑留者の未払賃金、ドミニカ共和国移住問題、在外公館の情報収集能力の強化、在外公館の警備体制と自衛隊等による警護、普天間飛行場代替施設問題、米国ブッシュ政権の「中東安定化構想」等の諸問題について質疑を行った。

３月30日、外務省改革、自衛隊の海外派遣、北朝鮮情勢、在外米軍の再編問題、在日米軍基地問題、日米地位協定上の刑事裁判手続等の諸問題について質疑を行った。

４月27日、石破防衛庁長官からテロ対策特措法に基づく対応措置に関する基本計画の変更について報告を聴取した後、質疑を行った。

５月20日、小泉総理の北朝鮮再訪問、我が国の国連分担率、イラクにおける外務省職員殺害事件、自衛官の自殺問題、北朝鮮情勢、在日米軍の軍人・軍属等の私有車両の登録問題等の諸問題について質疑を行った。

５月27日、小泉総理の北朝鮮再訪問、日本人拉致問題、ＯＤＡ、普天間飛行場代替施設、在日米軍の軍人・軍属等の私有車両の登録問題、沖縄米軍基地問題等の諸問題について質疑を行った。

（２）委員会経過

○平成15年12月16日（火）（第158回国会閉会後第１回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○イラク人道復興支援特措法に基づく対応措置に関する基本計画等に関する件について山崎内閣官房副長官から報告を聴いた後、小泉内閣総理大臣、川口外務大臣、石破防衛庁長官、福田内閣官房長官及び政府参考人に対し質疑を行った。

・内閣総理大臣に対する質疑

〔質疑者〕佐藤昭郎君（自民）、榛葉賀津也君（民主）、※若林秀樹君（民主）、山口那津男君（公明）、小泉親司君（共産）、大田昌秀君（社民）　※関連質疑

・質疑

〔質疑者〕齋藤勁君（民主）、佐藤道夫君（民主）、田村秀昭君（民主）、小泉親司君（共産）、月原茂皓君（自民）、高野博師君（公明）、大田昌秀君（社民）

○平成16年３月11日（木）（第１回）

○外交、防衛等に関する調査を行うことを決定した。

○外交の基本方針に関する件について川口外務大臣から所信を聴いた。

○国の防衛の基本方針に関する件について石破防衛庁長官から所信を聴いた。

○平成16年３月16日（火）（第２回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○外交の基本方針に関する件及び国の防衛の基本方針に関する件について石破防衛庁長官、川口外務大臣、中島内閣府副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕舛添要一君（自民）、月原茂皓君（自民）、齋藤勁君（民主）、佐藤道夫君（民主）、高野博師君（公明）、小泉親司君（共産）、大田昌秀君（社民）

○**所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の条約の締結について承認を求めるの件（閣条第１号）（衆議院送付）**について川口外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成16年３月18日（木）（第３回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の条約の締結について承認を求めるの件（閣条第１号）（衆議院送付）**について川口外務大臣、石破防衛庁長官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、承認すべきものと議決した。

〔質疑者〕舛添要一君（自民）、若林秀樹君（民主）、高野博師君（公明）、吉岡吉典君（共産）、大田昌秀君（社民）

（閣条第１号）賛成会派　自民、民主、公明、社民

反対会派　共産

○平成16年３月23日（火）（第４回）

○**在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第27号）（衆議院送付）**について川口外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成16年３月24日（水）（第５回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**平成十六年度一般会計予算（衆議院送付）**
平成十六年度特別会計予算（衆議院送付）
平成十六年度政府関係機関予算（衆議院送付）
（内閣府所管（防衛本庁、防衛施設庁）及び外務省所管）について川口外務大臣及び石破防衛庁長官から説明を聴いた後、同大臣、同長官、阿部外務副大臣、政府参考人及び参考人独立行政法人国際協力機構副理事長畠中篤君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕尾辻秀久君（自民）、齋藤勁君（民主）、榛葉賀津也君（民主）、高野博師君（公明）、吉岡吉典君（共産）、大田昌秀君（社民）

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成16年３月25日（木）（第６回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第27号）（衆議院送付）**について川口外務大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局した。

〔質疑者〕愛知治郎君（自民）、岩本司君（民主）、高野博師君（公明）、小泉親司君（共産）、大田昌秀君（社民）

○平成16年３月30日（火）（第７回）

○**在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第27号）（衆議院送付）**を可決した。

（閣法第27号）賛成会派　自民、民主、公明、共産、社民
反対会派　なし

なお、附帯決議を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○外務省改革に関する件、自衛隊の海外派遣に関する件、北朝鮮情勢に関する件、在外米軍の再編問題に関する件、在日米軍基地問題に関する件、日米地位協定上の刑事裁判手続に関する件等について川口外務大臣、石破防衛庁長官、阿部外務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕河本英典君（自民）、田村秀昭君（民主）、高野博師君（公明）、吉岡吉典君（共産）、大田昌秀君（社民）

○平成16年４月１日（木）（第８回）

○**外務省設置法の一部を改正する法律案（閣法第26号）（衆議院送付）**について川口外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○**航空業務に関する日本国とウズベキスタン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第９号）**について川口外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成16年４月６日（火）（第９回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**外務省設置法の一部を改正する法律案（閣法第26号）（衆議院送付）**について川口外務大臣、阿部外務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕若林秀樹君（民主）、小泉親司君（共産）、大田昌秀君（社民）

（閣法第26号）賛成会派　自民、民主、公明、共産、社民

反対会派　なし

○**航空業務に関する日本国とウズベキスタン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第９号）**について川口外務大臣、石破防衛庁長官及び政府参考人に対し質疑を行った後、承認すべきものと議決した。

〔質疑者〕岩本司君（民主）、小泉親司君（共産）、大田昌秀君（社民）

（閣条第９号）賛成会派　自民、民主、公明、共産、社民

反対会派　なし

○平成16年４月８日（木）（第10回）

○**社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第18号）**

社会保障に関する日本国と大韓民国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第19号）

以上両件について川口外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成16年４月13日（火）（第11回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第18号）**

社会保障に関する日本国と大韓民国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第19号）

以上両件について川口外務大臣、石破防衛庁長官、阿部外務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局した。

〔質疑者〕舛添要一君（自民）、佐藤道夫君（民主）、山口那津男君（公明）、吉岡吉典君（共産）、大田昌秀君（社民）

○平成16年４月15日（木）（第12回）

○理事の補欠選任を行った。

○**社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求める**

の件（閣条第18号）

社会保障に関する日本国と大韓民国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第19号）

以上両件をいずれも承認すべきものと議決した。

（閣条第18号）賛成会派　自民、民主、公明、共産、社民
反対会派　なし

（閣条第19号）賛成会派　自民、民主、公明、共産、社民
反対会派　なし

○**サイバー犯罪に関する条約の締結について承認を求めるの件（閣条第４号）（衆議院送付）**

児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第13号）（衆議院送付）

武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第14号）（衆議院送付）

以上３件について川口外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成16年４月20日（火）（第13回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**サイバー犯罪に関する条約の締結について承認を求めるの件（閣条第４号）（衆議院送付）**

児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第13号）（衆議院送付）

武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第14号）（衆議院送付）

以上３件について川口外務大臣、阿部外務副大臣、浜田防衛庁副長官及び政府参考人に対し質疑を行い、サイバー犯罪に関する条約の締結について承認を求めるの件（閣条第４号）（衆議院送付）について討論の後、いずれも承認すべきものと議決した。

〔質疑者〕榛葉賀津也君（民主）、若林秀樹君（民主）、吉岡吉典君（共産）、大田昌秀君（社民）

（閣条第４号）賛成会派　自民、民主、公明
反対会派　共産、社民

（閣条第13号）賛成会派　自民、民主、公明、共産、社民
反対会派　なし

（閣条第14号）賛成会派　自民、民主、公明、共産、社民
反対会派　なし

○平成16年４月22日（木）（第14回）

○理事の補欠選任を行った。

○**防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案（閣法第17号）（衆議院送付）**に

ついて石破防衛庁長官から趣旨説明を聴いた。

○平成16年４月27日（火）（第15回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案（閣法第17号）（衆議院送付）**について石破防衛庁長官、川口外務大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕齋藤勁君（民主）、若林秀樹君（民主）、小泉親司君（共産）、大田昌秀君（社民）

（閣法第17号）賛成会派　自民、民主、公明

反対会派　共産、社民

○**地中海漁業一般委員会に関する協定の改正の受諾について承認を求めるの件（閣条第８号）**

千九百九十二年の油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約の二千三年の議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第20号）

千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書によって修正された同条約を改正する千九百九十七年の議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第21号）

以上３件について川口外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○テロ対策特措法に基づく対応措置に関する基本計画の変更に関する件について石破防衛庁長官から報告を聴いた後、同長官、川口外務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕榛葉賀津也君（民主）、田村秀昭君（民主）、小泉親司君（共産）、大田昌秀君（社民）

○平成16年５月11日（火）（第16回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**地中海漁業一般委員会に関する協定の改正の受諾について承認を求めるの件（閣条第８号）**

千九百九十二年の油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約の二千三年の議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第20号）

千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書によって修正された同条約を改正する千九百九十七年の議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第21号）

以上３件について川口外務大臣、石破防衛庁長官、阿部外務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、いずれも承認すべきものと議決した。

〔質疑者〕岩本司君（民主）、佐藤道夫君（民主）、吉岡吉典君（共産）、大田昌秀君（社民）

（閣条第８号）賛成会派　自民、民主、公明、共産、社民

反対会派　なし

（閣条第20号）賛成会派　自民、民主、公明、共産、社民
反対会派　なし
（閣条第21号）賛成会派　自民、民主、公明、共産、社民
反対会派　なし

○平成16年５月13日（木）（第17回）

○刑事に関する共助に関する日本国とアメリカ合衆国との間の条約の締結について承認を求めるの件（閣条第３号）（衆議院送付）
無形文化遺産の保護に関する条約の締結について承認を求めるの件（閣条第５号）（衆議院送付）
たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約の締結について承認を求めるの件（閣条第17号）（衆議院送付）

以上３件について川口外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成16年５月18日（火）（第18回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○刑事に関する共助に関する日本国とアメリカ合衆国との間の条約の締結について承認を求めるの件（閣条第３号）（衆議院送付）
無形文化遺産の保護に関する条約の締結について承認を求めるの件（閣条第５号）（衆議院送付）
たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約の締結について承認を求めるの件（閣条第17号）（衆議院送付）

以上３件について川口外務大臣、石破防衛庁長官、中野法務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、いずれも承認すべきものと議決した。

〔質疑者〕榛葉賀津也君（民主）、田村秀昭君（民主）、小泉親司君（共産）、大田昌秀君（社民）
（閣条第３号）賛成会派　自民、民主、公明、共産、社民
反対会派　なし
（閣条第５号）賛成会派　自民、民主、公明、共産、社民
反対会派　なし
（閣条第17号）賛成会派　自民、民主、公明、共産、社民
反対会派　なし

○平成16年５月20日（木）（第19回）

○投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第２号）（衆議院送付）
東南アジアにおける友好協力条約の締結について承認を求めるの件（閣条第15号）（衆議院送付）
欧州復興開発銀行を設立する協定の改正の受諾について承認を求めるの件（閣条第16号）（衆議院送付）

以上３件について川口外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○小泉総理の北朝鮮再訪問に関する件、我が国の国連分担率に関する件、イラクにおける外務省職員殺害事件に関する件、自衛官の自殺問題に関する件、北朝鮮情勢に関する件、在日米軍の軍人、軍属等の私有車両の登録問題に関する件等について石破防衛庁長官、川口外務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕齋藤勁君（民主）、若林秀樹君（民主）、吉岡吉典君（共産）、大田昌秀君（社民）

○平成16年５月25日（火）（第20回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第２号）（衆議院送付）**

東南アジアにおける友好協力条約の締結について承認を求めるの件（閣条第15号）（衆議院送付）

欧州復興開発銀行を設立する協定の改正の受諾について承認を求めるの件（閣条第16号）（衆議院送付）

以上３件について川口外務大臣、石破防衛庁長官、阿部外務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、いずれも承認すべきものと議決した。

〔質疑者〕岩本司君（民主）、佐藤道夫君（民主）、小泉親司君（共産）、大田昌秀君（社民）

（閣条第２号）賛成会派　自民、民主、公明、共産、社民
反対会派　なし

（閣条第15号）賛成会派　自民、民主、公明、共産、社民
反対会派　なし

（閣条第16号）賛成会派　自民、民主、公明、共産、社民
反対会派　なし

○平成16年５月27日（木）（第21回）

○理事の補欠選任を行った。

○**国際原子力機関憲章第十四条の改正の受諾について承認を求めるの件（閣条第６号）（衆議院送付）**

全権委員会議（千九百九十四年京都及び千九百九十八年ミネアポリス）において改正された国際電気通信連合憲章（千九百九十二年ジュネーブ）を改正する文書（全権委員会議（二千二年マラケシュ）において採択された改正）及び全権委員会議（千九百九十四年京都及び千九百九十八年ミネアポリス）において改正された国際電気通信連合条約（千九百九十二年ジュネーブ）を改正する文書（全権委員会議（二千二年マラケシュ）において採択された改正）の締結について承認を求めるの件（閣条第７号）（衆議院送付）

以上両件について川口外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○小泉総理の北朝鮮再訪問に関する件、日本人拉致問題に関する件、ＯＤＡに関する件、普天間飛行場代替施設に関する件、在日米軍の軍人、軍属等の私有車両の登録問題に関する件、沖縄米軍基地問題に関する件等について川口外務大臣、石破防衛庁長官、政府参考人、参考人国際協力銀行理事丹呉圭一君及び独立行政法人国際協力機構副理事長畠中篤君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕榛葉賀津也君（民主）、岩本司君（民主）、吉岡吉典君（共産）、大田昌秀君（社民）

○平成16年６月１日（火）（第22回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**国際原子力機関憲章第十四条の改正の受諾について承認を求めるの件（閣条第６号）（衆議院送付）**

全権委員会議（千九百九十四年京都及び千九百九十八年ミネアポリス）において改正された国際電気通信連合憲章（千九百九十二年ジュネーブ）を改正する文書（全権委員会議（二千二年マラケシュ）において採択された改正）及び全権委員会議（千九百九十四年京都及び千九百九十八年ミネアポリス）において改正された国際電気通信連合条約（千九百九十二年ジュネーブ）を改正する文書（全権委員会議（二千二年マラケシュ）において採択された改正）の締結について承認を求めるの件（閣条第７号）（衆議院送付）

以上両件について川口外務大臣、秋山内閣法制局長官及び政府参考人に対し質疑を行った後、いずれも承認すべきものと議決した。

〔質疑者〕若林秀樹君（民主）、田村秀昭君（民主）、小泉親司君（共産）、大田昌秀君（社民）

（閣条第６号）賛成会派　自民、民主、公明、共産、社民
反対会派　なし

（閣条第７号）賛成会派　自民、民主、公明、共産、社民
反対会派　なし

○**旅券法の一部を改正する法律案（衆第42号）（衆議院提出）**について提出者衆議院外務委員長米澤隆君から趣旨説明を聴いた後、可決した。

（衆第42号）賛成会派　自民、民主、公明、共産、社民
反対会派　なし

○平成16年６月15日（火）（第23回）

○理事の補欠選任を行った。

○請願第916号外90件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第307号外11件を審査した。

○外交、防衛等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

（３）議案の要旨・附帯決議

○成立した議案

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案（閣法第17号）

【要旨】

本法律案は、防衛計画の大綱及び中期防衛力整備計画において定められた防衛力の合理化・効率化・コンパクト化を進めるとともに、必要な機能の充実等を図るとの観点から、陸上自衛隊の第８師団の改編等並びに海上及び航空各自衛隊並びに統合幕僚会議の情報機能の強化等に伴い、自衛官の定数及び即応予備自衛官の員数を変更するものであり、その内容は次のとおりである。

一、自衛官の定数は、陸上自衛官15万7,828人（2,093人の減員）、海上自衛官４万5,842人（３人の増員）及び航空自衛官４万7,361人（75人の増員）に、統合幕僚会議に所属する自衛官（155人増員し2,149人）を加えた総計25万3,180人（1,860人の減員）とする。

二、即応予備自衛官の員数を9,004人（1,336人の増員）とする。

三、本法律は、平成17年３月31日までの間において政令で定める日から施行する。

外務省設置法の一部を改正する法律案（閣法第26号）

【要旨】

本法律案は、外務省改革の一環として、能動的、戦略的な外交を展開するために外務省の機構を整備するに当たり、儀典長を廃止すること、本法律は平成16年８月１日から施行することを内容としている。

なお、儀典長の外交上の役割の重要性にかんがみ、政令で新たに儀典長を置き、その機能を維持する予定となっている。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第27号）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、在外公館に勤務する外務公務員の子女教育手当の加算について改定する。

二、在カザフスタン日本国大使館の位置の地名をアルマティからアスタナに変更する。

三、在重慶及び在カルガリーの各日本国総領事館を新設するとともに、これらの総領事館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を定める。

四、既設の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定する。

五、研修員手当の支給額を改定する。

六、在カンザスシティ、在エドモントン及び在パリの各日本国総領事館を廃止する。

七、この法律は、平成16年４月１日から施行する。ただし、在カザフスタン日本国大使館の位置の地名をアスタナに改める部分並びに在重慶、在カンザスシティ、在エドモント

ン及び在カルガリーの各日本国総領事館に関する部分は、政令で定める日から施行する。

【附帯決議】

今日、我が国としても国際社会の責任ある一員として日本外交を主体的かつ積極的に行うとの立場から、在外公館の警備を始めとする危機管理体制の強化を急がねばならない。

一方、外務省は、グローバル化する今日の国際社会にあって、我が国の国益を踏まえた能動的かつ戦略的な外交を展開することを求められており、そのために機構改革を含む外務省改革を早期に実現しなければならない。

これらを踏まえ、政府は本法の施行に当たり、次の事項について検討の上、適切な措置を講ずるべきである。

一、外務省は、平和構築のための国際社会の取組に積極的に寄与できるよう、在外公館の警備を始めとする危機管理体制の強化に全力で取り組むこと。

二、外務省においては、国民の生命財産を守り、領土領海を守り、国益を守るために、本省と在外公館との緊密な連携の下に、日本外交の適切かつ効果的な力強い展開を図り、不祥事の再発を防止し、信頼を回復するために、より一層の情報公開と外交機能強化のための組織・制度の改革に全力で取り組むこと。

三、我が国の深刻な財政事情並びに民間の厳しい諸情勢を厳粛に受け止め、在外公館に関わる予算の効率性・透明性を高めるための具体的措置を講ずること。

四、現下の厳しい国内情況にかんがみ、在外職員の在勤基本手当並びに諸手当についても、各任地における諸外国外交官及び日本企業駐在員の給与制度及び水準も参考としつつ、勤務条件・現地の生活環境や物価水準、為替相場などを総合的に勘案し、適切な水準・内容となるよう努めること。

五、日本海呼称問題に関する誤った対応を二度と繰り返さないために、在外公館における訓令に対する履行、履行状況の本省への報告等の確実な実行を確保するとともに、在外公館における日本海呼称履行への取組を徹底すること。

六、在外公館においては、犯罪・テロ対策など在外邦人に対する安全対策について一層の機能強化を図ること。

右決議する。

旅券法の一部を改正する法律案（衆第42号）

【要旨】

本法律案は、旅券に関し都道府県が処理することとされる事務について、市町村等においても当該事務を処理することができるようにするため、事務の委託等に関する地方自治法の規定の適用除外を定めた規定を削除するものである。

なお、本法律は、公布の日から起算して２年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしている。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の条約の締結について承認を求めるの件（閣条第1号）

【要旨】

この条約は、1972年（昭和47年）に締結された我が国とアメリカ合衆国との間の現行の租税条約に代わる新たな条約として、2003年（平成15年）11月６日にワシントンにおいて署名されたものであり、前文、本文31箇条及び末文並びに条約の不可分の一部を成す議定書から成っている。その主な内容は次のとおりである。

一、この条約は、一方又は双方の締約国の居住者に対し、所得に対する租税について適用する。

二、両締約国の間で課税上の取扱いが異なる事業体について、これらの事業体又はその構成員等の取得する所得に対して、一定の要件の下、この条約の特典が与えられる。

三、不動産所得については、不動産所在地国において課税することができる。

四、一方の締約国の企業の利得（事業所得）については、当該企業が相手国内に恒久的施設を有する場合で、かつ、当該恒久的施設に帰せられる所得についてのみ相手国において課税される。

五、国際運輸業所得については、企業の居住地国においてのみ課税される。

六、配当に対する源泉地国における税率は、持株割合10パーセント以上の親子会社間の場合には５パーセントを、その他の場合には10パーセントを超えないものとする。ただし、一定の要件を満たす持株割合50パーセント超の親子会社間の配当については、源泉地国において免税とする。

七、利子に対する源泉地国における税率は、10パーセントを超えないものとする。ただし、一定の主体（政府、中央銀行、一定の金融機関等）が受け取る利子については、源泉地国において免税とする。

八、使用料については、源泉地国免税とする。

九、不動産の譲渡収益及び恒久的施設に係る動産の譲渡収益については、当該不動産等の所在地国において課税することができる。

十、給与所得については、原則として役務提供地国で課税されるが、給与取得者の相手国滞在期間が183日を超えない等一定の場合は相手国で課税できない。

十一、法人の役員報酬については、法人居住地国において課税することができる。

十二、この条約に規定のない所得については、当該所得が相手国において生ずる等一定の場合を除くほか、受領者の居住地国においてのみ課税することができる。

十三、相手国居住者のうち、個人、政府、一定の公開会社及びその関連会社、一定の公益団体、一定の年金基金、一定の要件を満たす法人等について、この条約の特典を受ける権利が与えられる。

十四、我が国及びアメリカ合衆国においては、いずれも外国税額控除方式により二重課税を排除する。

十五、この条約又はすべての種類の租税に関する法令の実施に関連する情報の交換及び相

手国の課税のために情報を入手する十分な権限をそれぞれの税務当局に対して国内法上付与することを確保するための必要な措置を講ずる。

十六、各締約国は、この条約の不正利用の防止を目的とする租税の徴収共助に努める。

十七、この条約は、批准されなければならない。この条約は、批准書の交換の日に効力を生じ、一方の締約国によって終了させられる時まで効力を有する。

投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第2号）

【要旨】

この協定は、我が国とベトナム社会主義共和国との間の経済的協力を強化し、かつ、投資の自由化、促進及び保護を通じて両国間における資本及び技術の交流を促進することを目的として、2003年（平成15年）11月に東京で署名されたものである。

この協定は、前文、本文23箇条及び末文並びに協定の不可分の一部を成す附属書から成り、主な内容は次のとおりである。

一、各締約国は、自国の区域内において、投資財産の設立、取得、拡張、運営、経営、維持、使用、享有、売却その他の処分（以下「投資活動」という。）に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、内国民待遇及び最恵国待遇を与える。

二、いずれの締約国も、投資活動を行う条件として、輸出要求、現地調達要求、技術移転要求等の特定措置の履行要求を行ってはならない。

三、各締約国は、一の内国民待遇及び最恵国待遇の供与又は二の特定措置の履行要求の禁止の義務に適合しない措置（以下「例外措置」という。）を、附属書Ⅰに特定する分野又は事項について採用し又は維持することができる。

四、各締約国は、この協定の効力発生の日に存在する例外措置を、附属書Ⅱに特定する分野又は事項について維持することができる。

五、各締約国は、投資家の一時的な入国、滞在及び居住に係る申請に対し、自国の関係法令に従い、好意的な考慮を払う。

六、各締約国は、収用又は国有化を行うに際して、公共の目的、無差別、迅速、適当かつ実効的な補償の支払、正当な法の手続に従うことの条件を満たさなければならない。収用に伴う補償は、公正な市場価格に基づき遅滞なく支払わなければならない。

七、いずれか一方の締約国の投資家であって、他方の締約国の区域内において、武力紛争の発生その他の緊急事態により投資活動に関して損失又は損害を被ったものは、原状回復、損害賠償、補償その他の解決方法に関し、内国民待遇及び最恵国待遇を与えられる。

八、締約国又はその指定する機関による保険契約等に基づく請求権等の代位を承認する。

九、各締約国は、投資家の投資財産に関連するすべての支払等が遅滞なく自由に移転されることを認めなければならない。

十、各締約国は、この協定の運用に影響を及ぼす問題に関する他方の締約国の申入れに対し好意的な考慮を払う。この協定の解釈又は適用に関する両締約国間の紛争が外交交渉

によっても満足な調整に至らなかった場合には、当該紛争は仲裁裁判所に決定のため付託する。

十一、一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争が協議により解決されない場合には、当該投資紛争は、当該投資家の要請に基づき、投資紛争の解決に関するワシントン条約又は国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則の下で調停又は仲裁に付託される。

十二、各締約国は、自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める措置等をとることができる。

十三、両締約国は、一方の締約国の要請に基づき、知的財産及び知的財産権の保護に関する協議を行い、その協議の結果に基づき、自国の関係法令に従い、適切な措置をとる。

十四、両締約国は、この協定の目的を達成するため、合同委員会を設置する。

十五、この協定は、この協定の効力発生に必要な国内法上の手続が完了した旨を通告する外交上の公文の交換の日の後30日目の日に効力を生じ、10年の期間効力を有する。この協定の終了の日の前に取得された投資財産に関しては、終了の日から更に10年の期間引き続き効力を有する。

刑事に関する共助に関する日本国とアメリカ合衆国との間の条約の締結について承認を求めるの件（閣条第3号）

【要旨】

我が国とアメリカ合衆国との間では、1998年（平成10年）11月の首脳会談において、捜査・司法共助条約の締結交渉を開始することで意見が一致したことを受け、交渉を行った結果、2003年（平成15年）６月に条約案文につき基本合意に達し、同年８月にワシントンにおいてこの条約の署名が行われた。

この条約は、前文、本文19箇条及び末文並びに附属書から成り、主な内容は次のとおりである。

一　各締約国は、他方の締約国の請求に基づき、捜査、訴追その他の刑事手続についてこの条約の規定に従って共助を実施する。

二　被請求国は、この条約に別段の定めがある場合を除くほか、請求国における捜査、訴追その他の手続の対象となる行為が自国の法令によれば犯罪を構成するか否かにかかわらず、共助を実施する。

三　この条約に規定する任務を行う中央当局として、アメリカ合衆国は司法長官又は同長官が指定する者を、日本国は法務大臣若しくは国家公安委員会又はこれらがそれぞれ指定する者を、それぞれ指定する。

四　被請求国の中央当局は、被請求国が、請求された共助が政治犯罪に関連すると認める等の場合には、共助を拒否することができる。

五　請求国の中央当局は、共助の請求を書面によって行う。ただし、被請求国の中央当局が適当と認める場合には、書面以外の信頼し得る通信の方法により共助の請求を行うこ

とができる。

六　被請求国の中央当局は、請求された共助をこの条約の関連規定に従って速やかに実施し、又は当該共助の実施のため権限のある他の当局に当該共助の請求を速やかに送付する。被請求国の権限のある当局は、当該共助を実施するためにその権限の範囲内で可能なすべてのことを行う。

七　被請求国は、両締約国の中央当局間で別段の合意がある場合を除くほか、請求された共助の実施に要するすべての費用を支払う。ただし、鑑定人に支払う手数料、翻訳、通訳及び記録に要する費用並びに十四及び十五に基づく人の移動に要する手当及び経費については、請求国が支払う。

八　被請求国の中央当局は、請求国が当該中央当局の事前の同意なしに共助の請求に示された捜査、訴追その他の手続以外の手続においてこの条約の規定に従って提供される証言又は供述を文書化し又は記録した物その他の物件を使用しないことを要請することができる。請求国は、この場合には、その要請に従う。

九　被請求国は、証言、供述又は物件を取得する。このため、必要があるときは、被請求国は、強制措置をとる。

十　被請求国は、人、物件又は場所の見分を行う。このため、必要があるときは、被請求国は、強制措置をとる。

十一　被請求国は、自国に所在する人、物件若しくは場所を特定し又はこれらの所在地を特定するよう最善の努力を払う。

十二　被請求国は、自国の国又は地方の立法機関、行政機関又は司法機関が保有する物件であって公衆が入手可能なものを請求国に提供する。

十三　被請求国は、附属書に定める様式により、この条約の規定に従って提供される証言又は供述を文書化し又は記録した物その他の物件が真正であること等を証明することができる。請求国は、当該様式により真正であると証明された証言又は供述を文書化し又は記録した物その他の物件等を自国の手続において証拠とし得るものであると認める。

十四　被請求国は、自国に所在し、請求国の関係当局への出頭が求められている者に対し当該者が招請されていることについて伝達する。招請に従って請求国の関係当局に出頭することに同意した者は、被請求国を離れる前のいかなる行為又は有罪判決を理由としても、請求国の領域内において拘禁されず、また、身体の自由についての制限の対象とはならない。

十五　証言の取得その他の目的のため、いずれか一方の締約国において拘禁されている者の身柄が他方の締約国の領域にあることが必要とされる場合において、被請求国は、当該目的のため、当該者の身柄を自国の領域へ移すことを認め又は請求国の領域へ移す。ただし、被請求国の法令において認められる場合であって、当該者が同意し、かつ、両締約国の中央当局が合意したときに限る。受入国に身柄を移された者は、受入国から送出国に送還されるまでの間、受入国において保護措置を享受する。

十六　被請求国は、自国の法令が認める範囲内で、犯罪の収益又は道具の没収及びこれに関連する手続について共助を実施する。

サイバー犯罪に関する条約の締結について承認を求めるの件（閣条第4号）

【要旨】

この条約は、情報技術分野の発達により、インターネットの利用等が可能となる一方で、コンピュータ・システムを攻撃するような犯罪及びコンピュータ・システムを利用して行われる犯罪が出現するようになったことにかんがみ、このようなサイバー犯罪から社会を保護することを目的として、2001年（平成13年）11月に欧州評議会閣僚委員会において採択されたものである。この条約は、コンピュータ・システムに対する違法なアクセス等一定の行為の犯罪化、コンピュータ・データの迅速な保全等に係る刑事手続の整備、犯罪人引渡し等に関する国際協力等について規定しており、主な内容は次のとおりである。

一　締約国は、権限なしに故意に行われる次の行為を自国の国内法上の犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとる。

1　コンピュータ・システムに対するアクセス及びコンピュータ・データの非公開送信に対する技術的手段による傍受

2　コンピュータ・データの破損、削除、劣化、改ざん又は隠ぺい及びコンピュータ・データの入力、送信、破損、削除、劣化、改ざん又は隠ぺいによるコンピュータ・システムの機能に対する重大な妨害

3　１又は２の犯罪を行うために使用することを意図して、当該犯罪を主として行うために設計され又は改造された装置等を製造し、販売し、使用のために取得し、輸入し、頒布し又はその他の方法により利用可能とすること及び当該犯罪を行うために使用されることを意図して、これらのものを保有すること

4　コンピュータ・データの入力、改ざん、削除又は隠ぺいにより、真正でないコンピュータ・データを生じさせる行為

5　コンピュータ・データの入力、改ざん、削除若しくは隠ぺい又はコンピュータ・システムの機能に対する妨害が、詐欺的な又は不正な意図をもって行われ、他人に対し財産上の損害が加えられること

6　コンピュータ・システムに関連して行われる児童ポルノの製造、提供の申出又は利用可能化、頒布又は送信、自己又は他人のための取得及び保有

7　商業的規模で、かつ、コンピュータ・システムによって行われる著作権及び著作隣接権の侵害

二　締約国は、自国の権限のある当局について、特定の捜査又は刑事訴訟のために次の権限及び手続を設定するため、必要な立法その他の措置をとる。

1　コンピュータ・システムによって蔵置された特定のコンピュータ・データの迅速な保全を命令すること又はこれに類する方法によって迅速な保全を確保すること

2　自国の領域内に所在する者に対するコンピュータ・データの提出命令及び自国の領域内でサービスを提供するサービス・プロバイダに対する加入者情報の提出命令を行う権限

3　コンピュータ・システム及びその内部に蔵置されたコンピュータ・データ並びにコ

ンピュータ・データ記憶媒体に関し自国の領域内において捜索又はこれに類するアクセスを行う権限

4　アクセスしたコンピュータ・データの押収又はこれに類する確保を行う権限

5　コンピュータ・システムによって伝達される自国の領域内における特定の通信に係る通信記録について、また、自国の国内法に定める重大な犯罪に関しては当該通信の通信内容について、技術的手段を用いることによりリアルタイムで収集し又は記録する権限

三　締約国は、犯罪が自国の領域内、自国の船舶内又は自国の航空機内で行われる場合等において、一に掲げる犯罪について裁判権を設定するため、必要な立法その他の措置をとる。

四　一に掲げる犯罪（双方の締約国の法令において長期１年以上の拘禁刑又はこれよりも重い刑を科することができるものに限る。）は、締約国間の現行の犯罪人引渡条約における引渡犯罪とみなされる。犯罪人引渡しの請求を受けた締約国は、引渡しを求められている者の国籍のみを理由として拒否する場合には、請求国からの要請に応じて訴追のため自国の権限のある当局に事件を付託する。

五　締約国は、他の締約国に対し、蔵置された特定のコンピュータ・データの迅速な保全を命令し又はその他の方法によって迅速な保全を確保すること及び蔵置された特定のコンピュータ・データの捜索、押収、開示等を要請することができる。

六　締約国は、コンピュータ・システムによって伝達される自国の領域内における特定の通信に係る通信記録をリアルタイムで収集すること並びに自国に適用される条約及び国内法によって認められている範囲内で、コンピュータ・システムによって伝達される特定の通信の通信内容をリアルタイムで収集し又は記録することについて、相互に援助を提供する。

七　いずれの国も、欧州評議会事務局長にあてた書面による通告により、特定の条に定める追加的な要件を課すること及び特定の条に定める留保を付する旨を宣言することができる。

無形文化遺産の保護に関する条約の締結について承認を求めるの件（閣条第5号）

【要旨】

この条約は、生活形態や価値観の変化に伴い、音楽、舞踏、儀式等の民間伝承を始め無形文化遺産が急速に失われつつある現状にかんがみ、無形文化遺産を保護する国際的な法的枠組みの必要性が高まり、無形文化遺産の保護は人類にとって一般的な利益であるとの認識の下、2003年（平成15年）10月に第32回国際連合教育科学文化機関（ユネスコ）総会で採択されたものである。この条約は、前文、本文40箇条及び末文から成り、無形文化遺産を保護することを目的として、そのための国際的な協力及び援助の体制の確立、締約国がとるべき必要な措置等について規定するものであり、主な内容は次のとおりである。

一　この条約は、無形文化遺産を保護すること、無形文化遺産を尊重することを確保する

こと、国際的な協力及び援助について規定すること等を目的とする。

二　「無形文化遺産」とは、慣習、描写、表現、知識及び技術並びにそれらに関連する器具、物品、加工品及び文化的空間であって、社会、集団及び場合によっては個人が自己の文化遺産の一部として認めるものをいう。

三　この条約のいかなる規定も、①無形文化遺産が直接関連する世界遺産を構成する物件に関し、1972年の世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約の下での地位を変更し又は保護の水準を低下させるものと解してはならず、また、②締約国が、知的財産権又は生物学的及び生態学的な資源の利用に関する国際文書の当事国であることにより生ずる権利及び義務に影響を及ぼすものと解してはならない。

四　この条約により、締約国会議を設置し、通常会期として２年ごとに会合する。

五　この条約により、無形文化遺産の保護のための政府間委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、条約の目的を促進し並びにその実施を奨励し及び監視すること、無形文化遺産を保護するための最良の実例に関する指針を提供し及びそのための措置の勧告を行うこと等を任務とする。

六　委員会は、ユネスコ事務局の補佐を受ける。

七　締約国は、自国の領域内に存在する無形文化遺産の保護を確保するために必要な措置をとる。また、締約国は、社会、集団及び関連のある民間団体の参加を得て種々の無形文化遺産の認定を行う。

八　締約国は、保護を目的とした認定を確保するため、各国の状況に適合した方法により、自国の領域内に存在する無形文化遺産について１又は２以上の目録を作成する。

九　締約国は、自国の領域内に存在する無形文化遺産の保護、発展及び振興のため、無形文化遺産の管理に係る訓練機関、記録機関の設置等を行うよう努める。また、締約国は、すべての適当な手段により、無形文化遺産に関する教育及び訓練、無形文化遺産の保護のための能力を形成する活動等を行うよう努める。

十　締約国は、無形文化遺産の保護に関する活動の枠組みの中で、無形文化遺産を創出し、維持し及び伝承する社会、集団及び適当な場合には個人のできる限り広範な参加を確保するよう努め並びにこれらのものをその管理に積極的に参加させるよう努める。

十一　委員会は、関係する締約国の提案に基づき、「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表」及び「緊急に保護する必要がある無形文化遺産の一覧表」をそれぞれ作成し、常時最新のものとし及び公表する。委員会は、締約国の提案に基づき、無形文化遺産を保護するための国家的、小地域的及び地域的な計画、事業及び活動を定期的に選定し並びに促進する。

十二　この条約の適用上、国際的な協力には、特に、情報及び経験の交換、共同の自発的活動並びに締約国による無形文化遺産を保護するための努力を支援するための制度を設けることを含む。

十三　国際的な援助は、「緊急に保護する必要がある無形文化遺産の一覧表」に記載されている遺産の保護等のために供与することができる。

十四　「無形文化遺産の保護のための基金」（以下「基金」という。）をユネスコの財政規

則に基づく信託基金として設立する。基金の資金は、締約国の分担金及び任意拠出金、締約国以外の国、機関及び個人からの拠出金等から成る。委員会は、その使途を、締約国会議が定める方針に基づいて決定する。

十五　締約国は、締約国会議において決定される分担金（ユネスコに対する当該締約国の分担金の額の１％を超えないもの）又はこれにできる限り近い額の任意拠出金を、少なくとも２年に１回、基金へ支払う。

十六　締約国は、基金の利益のためユネスコの主催の下に組織される国際的な募金運動に対して可能な範囲内で援助を与えるものとする。

十七　締約国は、この条約の実施のためにとられた立法措置、規制措置その他の措置に関する報告を委員会に提出する。

十八　委員会は、この条約の効力発生前に人類の口承及び無形遺産の傑作として宣言されたものを、「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表」に記載する。

国際原子力機関憲章第十四条の改正の受諾について承認を求めるの件（閣条第6号）

【要旨】

国際原子力機関（ＩＡＥＡ）は、全世界における平和、保健及び繁栄に対する原子力の貢献を促進し及び増大させること並びにＩＡＥＡを通じて提供された援助が軍事的目的を助長する方法で利用されないことを確保することを目的とし、1956年（昭和31年）10月に国際連合本部で作成された国際原子力機関憲章に基づき、1957年（昭和32年）７月に設立された。

この改正は、ＩＡＥＡの事業計画の作成に係る費用の削減、予算の一層柔軟な運用及び他の国際連合機関の予算制度との調和を図るため、1999年（平成11年）10月にウィーンで開催されたＩＡＥＡの第43回総会において採択されたものである。

この改正は、ＩＡＥＡの費用の予算見積りを２年ごとのものとすることを目的とするものである。

全権委員会議（千九百九十四年京都及び千九百九十八年ミネアポリス）において改正された国際電気通信連合憲章（千九百九十二年ジュネーブ）を改正する文書（全権委員会議（二千二年マラケシュ）において採択された改正）及び全権委員会議（千九百九十四年京都及び千九百九十八年ミネアポリス）において改正された国際電気通信連合条約（千九百九十二年ジュネーブ）を改正する文書（全権委員会議（二千二年マラケシュ）において採択された改正）の締結について承認を求めるの件（閣条第7号）

【要旨】

国際電気通信連合（ＩＴＵ）（以下「連合」という。）は、すべての種類の電気通信の改善及び合理的利用に関する国際協力を目的として、1932年（昭和７年）のマドリッド国際電気通信条約により設立された国際機関であり、国際連合の専門機関の一つである。

近年、電気通信の自由化及び電気通信事業の民営化の進展に伴い、電気通信の分野にお

ける民間事業者の果たす役割が増大しつつあり、他方、インターネットを始めとした通信関連技術も急激に発展しつつある。

このような電気通信を取り巻く環境の変化に合わせ、連合の業務も、より迅速な対応が可能となるよう効率化を進めていくことが引き続き課題となっている。

これらの改正文書は、このような背景を踏まえ、2002年（平成14年）10月にモロッコのマラケシュで開催された連合の全権委員会議において、連合の活動の効率性を高め、機動的な運営を確保することを目的として採択されたものである。

これらの改正文書は、国際電気通信連合憲章を改正する文書及び国際電気通信連合条約を改正する文書から成り、その概要は次のとおりである。

一、憲章を改正する文書

1　全権委員会議において連合の戦略計画を定めることを明記する。

2　無線通信規則委員会の委員は、無線通信局長と同一の構成国の国民であってはならないとの規定に改める。

3　各部門の総会及び会議において、それぞれの部門の活動を管理するための作業の方法及び手続を採択することができるとの規定を追加する。

4　全権委員会議において、「連合の会議、総会及び会合の一般規則」を採択し、事務総局長、無線通信規則委員会委員等の選挙等に適用するよう改める。

二、条約を改正する文書

1　部門構成員は、理事会等にオブザーバーとして参加することができるとの規定を追加する。

2　理事会は、戦略計画を検討し及び最新のものとすることができるとの規定を追加する。

3　無線通信総会及び電気通信開発会議は、それぞれ、権限内の特定の問題を各諮問委員会に付託することができるよう改める。

4　無線通信規則委員会の委員は、連合の選出された役員に与えられるものと同等の職務上の特権及び免除を享受するとの規定を追加する。

5　無線通信、電気通信標準化及び電気通信開発の各部門の諮問委員会において、それぞれの業務計画の実施状況について検討し、必要な是正措置をとるよう各部門の局長に助言を与えるとの規定を追加する。

6　条約第２章の章名を「会議及び総会に関する特別の規定」に改めるとともに、第２章の規定のうち、会議への参加の承認及び委任状に関する規定以外のものを条約から削除し、全権委員会議が採択する「連合の会議、総会及び会合の一般規則」に定めるよう改める。

なお、これらの改正文書は、2004年（平成16年）１月１日に発効している。

地中海漁業一般委員会に関する協定の改正の受諾について承認を求めるの件（閣条第8号）（先議）

【要旨】

地中海漁業一般委員会（以下「一般委員会」という。）は、地中海及び黒海並びにこれらに接続する水域における海洋生物資源の保存、管理及び最適利用を促進すること等を任務としており、一般委員会の設置について規定する地中海漁業一般委員会に関する協定（以下「協定」という。）は、1949年（昭和24年）12月に国際連合食糧農業機関（ＦＡＯ）の総会において承認され、1952年（昭和27年）２月に発効した（我が国は、1997年（平成９年）６月に締結）。

この改正は、1997年（平成９年）10月にローマで開催された一般委員会の第22回会合で採択されたものである。この改正は、海洋生物資源の持続的な利用に対する関心の高まりの中で、国際漁業機関の機能強化が求められていること、現在一般委員会が自主的な予算を有しておらず、活動費用は協定の締約国による任意拠出又はＦＡＯの予算から支出されているため、活動に予算的な制約があることなどを背景として、一般委員会に自主的な予算を導入すること等を目的とするものであり、主な内容は次のとおりである。

一、ＦＡＯが一般委員会の事務局の職務を行うとの規定を削除する。

二、一般委員会の下部組織である委員会及び作業部会の設置並びに専門家の採用又は任命については、ＦＡＯの承認に代えて、一般委員会の承認した予算の関連する項目において必要な資金が利用可能であることを条件とするとの規定に改める。

三、事務局の費用及び一般委員会の会合に参加する専門家の費用については、ＦＡＯの決定又は同意に基づきＦＡＯの予算から支払うとの規定を、一般委員会の予算から支払うとの規定に改める。

四、一般委員会の各構成国は、一般委員会が採択する分担率に従って、自主的な予算に対する自国の分担金を毎年支払うことを約束する。分担金の額は、一般委員会がコンセンサス方式により採択し及び改正する方式に従って決定される。

五、一般委員会の事務局長は、一般委員会の構成国の承認を得て、ＦＡＯの事務局長によって任命される。事務局長は、一般委員会の政策及び活動の実施について責任を負い、これについて一般委員会に報告する。

航空業務に関する日本国とウズベキスタン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第9号）（先議）

【要旨】

我が国とウズベキスタンとの間の定期航空路開設については、従来よりウズベキスタン側から希望が表明されていたが、近年、両国の関係が緊密化してきていることを踏まえ交渉を行った結果、2003年（平成15年）12月22日に東京においてこの協定が署名された。

この協定は、我が国とウズベキスタンとの間及びその以遠における定期航空業務の開設及び運営を可能とすることを目的としており、主な内容は次のとおりである。

一、両国の航空企業は、相手国の領空を無着陸で通過することができるほか、相手国の領域に給油、整備等、運輸以外の目的で着陸することができる。

二、両国の指定航空企業は、この協定の不可分の一部を成す付表に定められた路線（以下「特定路線」という。）において、相手国内の地点に着陸して定期的に両国間の貨客を運送することができるとともに、定期的に特定路線上の第三国内の地点と相手国内の地点との間の貨客を運送することができる。

三、指定航空企業は、相手国の空港等の施設の使用料金につき最恵国待遇及び内国民待遇を与えられるとともに、その航空機が使用する燃料、部品等について相手国の関税等を免除される。

四、特定路線における定期航空業務を開始するためには、まず、締約国が、当該路線を運航する自国の航空企業を指定する。指定航空企業は、相手国から国内法に従って運営許可を受けた後に運航を開始することができる。

五、両国の指定航空企業は、両国間の定期航空業務につき公平かつ均等な参加の機会を与えられる。

六、指定航空企業が提供する輸送力は、貨客輸送需要に適合するものでなければならないが、その需要のうち自国発着の貨客を運送することを主目的として輸送力を供給する。

七、運賃は、原則として関係指定航空企業間で合意し、両国の航空当局の認可を受ける。

八、両国は、民間航空機、その旅客及び乗組員、空港等の安全に対する不法な行為等を防止し又は終結させるため、保安措置等を講ずるとともに相互援助する等民間航空の安全を保護するための措置をとる。

九、各締約国は、相手国に対し、相手国の航空施設、乗組員、航空機及び航空機の運航に関する安全の標準についての協議を要請することができる。その相手国は、協議の結果、国際標準に適合していないと判明した場合、国際標準に適合させるために必要な措置をとらなければならない。また、各締約国は、相手国の指定航空企業の航空機に対し、自国の領域内において、航空機の関連書類、装備品、乗組員の免許等を検査することができる。

十、両国の指定航空企業が両方向に運営することのできる定期路線は、日本側は「日本国内の地点―タシケント及び（又は）後に合意されるウズベキスタン共和国内の１地点―以遠の地点」、ウズベキスタン側は「ウズベキスタン共和国内の地点―東京及び（又は）大阪」とする。

十一、この協定に関連し、相手国の指定航空企業による自国内での支店設置等を相互に認める公文が交換されている。

児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第13号）

【要旨】

この議定書は、経済社会のグローバル化により児童の商業的性的搾取が国際的に行われ

るようになり、児童の売買、児童買春及び児童ポルノによる被害が一層深刻となっている事態にかんがみ、性的搾取等から児童を保護するため、2000年（平成12年）５月に第54回国際連合総会において採択されたものであり、主な内容は次のとおりである。

一　締約国は、この議定書に従って児童の売買、児童買春及び児童ポルノを禁止する。

二　各締約国は、次の行為が自国の刑法又は刑罰法規の適用を完全に受けることを確保する。

1　児童の売買に関し、児童を性的搾取、営利目的の臓器の引渡し又は強制労働の目的のため提供し、移送し又は収受すること。

2　児童買春のため、児童を提供し、取得し、あっせんし及び供給すること。

3　児童ポルノを製造し、配布し、頒布し、輸入し、輸出し、提供し若しくは販売し又はこれらの行為の目的で保有すること。

三　各締約国は、二に掲げる犯罪が自国の領域内で又は自国において登録された船舶若しくは航空機内で行われる場合において当該犯罪についての自国の裁判権を設定するため、必要な措置をとる。

四　二に掲げる犯罪は、締約国間の現行の犯罪人引渡条約における引渡犯罪とみなされる。条約の存在を犯罪人引渡しの条件としない締約国は、犯罪人引渡しの請求を受けた国の法令に定める条件に従い、相互間で、二に掲げる犯罪を引渡犯罪と認める。

五　二に掲げる犯罪に関して引渡しの請求を受けた締約国は、犯人の国籍を理由として引渡しを行わないときは、訴追のため自国の権限のある当局に事件を付託するための適当な措置をとる。

六　締約国は、二に掲げる犯罪について行われる捜査、刑事訴訟又は犯罪人引渡しに関する手続について、相互に最大限の援助を与える。

七　締約国は、自国の国内法の規定に従って、この議定書に定める犯罪を行い又は助長するために使用された物及びこの犯罪から生じた収益を押収し又は没収することを定めるための措置をとる。

八　締約国は、刑事司法手続において、この議定書によって禁止されている行為の被害者である児童の権利及び利益を保護するための適当な措置をとる。

九　締約国は、この議定書に定める犯罪を防止するため、法律、行政措置等を採用し又は強化し、実施し及び周知させる。また、締約国は、この議定書に定める犯罪の防止措置等に関し、すべての適当な手段による広報等を通じ、公衆一般の意識を向上させる。

十　締約国は、この議定書に定める犯罪の被害者に対し、すべての適当な援助を確保するためのすべての実行可能な措置をとる。

十一　締約国は、児童の売買、児童買春及び児童ポルノ等の行為の防止、発見、捜査等のための国際協力を強化するためのすべての必要な措置をとる。締約国は、被害者である児童の社会復帰等を援助するための国際協力を促進するとともに、貧困、不十分な開発等に対処するための国際協力の強化を促進する。

十二　各締約国は、この議定書が自国について効力を生じた後２年以内に、この議定書の規定の実施のためにとった措置に関する包括的な情報を提供する報告を児童の権利委員

会に提出する。各締約国は、その後は、児童の権利条約の規定に従って同委員会に提出する報告に、この議定書の実施に関する追加の情報を含める。

武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第14号）

【要旨】

この議定書は、世界中の多くの地域での武力紛争により、多数の児童が兵士として使用され若しくは戦闘に参加させられ又は軍隊において暴力による虐待を受け若しくは性的搾取を受けている事態にかんがみ、武力紛争における関与から児童を一層保護するため、2000年（平成12年）５月に第54回国際連合総会において採択されたものであり、主な内容は次のとおりである。

一　締約国は、18歳未満の自国の軍隊の構成員が敵対行為に直接参加しないことを確保するためのすべての実行可能な措置をとる。

二　締約国は、18歳未満の者を自国の軍隊に強制的に徴集しないことを確保する。

三　締約国は、自国の軍隊に志願する者の採用についての最低年齢を児童の権利条約に定める年齢（15歳）より年単位で引き上げる。ただし、この義務は、締約国の軍隊により運営され又は管理されている学校については適用されない。

四　国の軍隊と異なる武装集団は、いかなる状況においても、18歳未満の者を採用し又は敵対行為に使用すべきでない。締約国は、そのような採用及び使用を防止するため、すべての実行可能な措置をとる。

五　締約国は、自国の管轄の下においてこの議定書の規定の効果的な実施を確保するため、すべての必要な法律上、行政上その他の措置をとる。締約国は、自国の管轄の下にある者であってこの議定書に反して採用され又は敵対行為に使用されたものを除隊させ又は他の方法により任務から解放することを確保するため、すべての実行可能な措置をとる。締約国は、必要な場合には、その身体的及び心理的な回復並びに社会復帰のためのすべての適当な援助を与える。

六　締約国は、この議定書に反する行為の防止、被害者の社会復帰等について協力を行う。

七　各締約国は、この議定書が自国について効力を生じた後２年以内に、この議定書の規定の実施のためにとった措置に関する包括的な情報を提供する報告を児童の権利委員会に提出する。各締約国は、その後は、児童の権利条約の規定に従って同委員会に提出する報告に、この議定書の実施に関する追加の情報を含める。

東南アジアにおける友好協力条約の締結について承認を求めるの件（閣条第15号）

【要旨】

この条約は、1976年（昭和51年）２月にインドネシアのバリ島で開催された第１回東南アジア諸国連合（ＡＳＥＡＮ）首脳会議において作成されたものである（同年６月発効）。この条約の作成当初は、東南アジアの国のみが締結できる条約であったが、２度の改正に

より2000年（平成12年）に東南アジア以外の国の加入手続が整備された。我が国は、2003年（平成15年）12月に東京で開催された日・ＡＳＥＡＮ特別首脳会議の際に、我が国がこの条約を締結する意図を有する旨の宣言を発出した。

この条約は、前文、本文20箇条及び末文から成り、主な内容は次のとおりである。

一、この条約は、締約国の強化、連帯及び関係の緊密化に寄与する締約国の国民の間の永久の平和、永遠の友好及び協力を促進することを目的とする。

二、締約国は、その相互関係において、次の基本原則、すなわち、①すべての国の独立、主権、平等、領土保全及び主体性の相互尊重、②すべての国が外部から干渉され、転覆され又は強制されることなく国家として存在する権利、③相互の国内問題への不干渉、④意見の相違又は紛争の平和的手段による解決、⑤武力による威嚇又は武力の行使の放棄、⑥締約国間の効果的な協力を指針とする。

三、締約国は、締約国を相互に結び付けている伝統的、文化的及び歴史的な友好、善隣及び協力の関係を発展させ及び強化させることに努め、並びにこの条約に基づく義務を誠実に履行する。締約国は、締約国間の一層緊密な理解を促進するため、締約国の国民の間の接触及び交流を奨励し及び容易にする。

四、締約国は、経済、社会、文化、技術、科学及び行政の分野において並びに地域における国際の平和及び安定についての共通の理想及び願望に関する事項その他共通の関心事項に関して、積極的に協力することを促進する。締約国は、これを実施するに当たり、平等、無差別及び互恵の原則に基づき、多数国間及び２国間で最大の努力を払う。

五、締約国は、東南アジア諸国の繁栄した及び平和な共同体の基礎を強化するため、地域における経済成長の促進のために協力する。

六、締約国は、社会正義を実現し及び地域の人々の生活水準を向上させるため、経済協力を強化する。

七、締約国は、社会、文化、技術、科学及び行政の分野における訓練及び研究の手段によって相互に援助を提供するよう努める。

八、締約国は、地域における平和、調和及び安定を一層促進するため協力を推進するよう努める。このため、締約国は、その見解、行動及び政策を調整するため、国際的及び地域的な問題に関する相互の定期的な接触及び協議を維持する。

九、締約国は、他の締約国の政治的及び経済的な安定、主権又は領土保全に対する脅威となる活動には、いかなる方法又は形態によっても参加してはならない。

十、締約国は、自国の主体性を保持するため外部からの干渉及び内部における転覆活動に脅かされることなく、自国の理想及び願望に従い、政治、経済、社会文化及び安全保障の分野における自国の強靱性を高めるよう努める。

十一、締約国は、地域の繁栄及び安全を実現するための努力に当たり、自信、自立、相互尊重、協力及び連帯に関する原則に基づき、地域の強靱性を増進するためにすべての分野において協力するよう努める。

十二、締約国は、自国に直接影響する問題についての紛争、特に地域の平和及び調和を害するおそれのある紛争が生じた場合には、武力による威嚇又は武力の行使を慎み、常に

締約国間で友好的な交渉を通じてその紛争を解決する。

十三、締約国は、地域的な手続により紛争を解決するため、地域の平和及び調和を害するおそれのある紛争又は事態の存在を認知することを目的とする締約国の閣僚級の代表から成る理事会を常設の機関として設置する。ただし、この条約に加入した東南アジア以外の国については、当該国が地域的な手続により解決されるべき紛争に直接関係する場合に限り、適用する。

十四、理事会は、直接の交渉によって解決が得られない場合には、紛争又は事態を認知し及び紛争の当事国に対してあっせん、仲介、審査、調停等の適当な解決方法を勧告する。ただし、理事会は、自らがあっせんを行うことができ、又は紛争の当事国の合意に基づき自らが仲介、審査若しくは調停を行う委員会となることができる。必要と認める場合には、理事会は、紛争又は事態の悪化を防止するために適当な措置を勧告する。

十五、十二から十四までは、すべての紛争の当事国が当該紛争についてこれらを適用することに合意しない限り、適用しない。

十六、東南アジア以外の国は、東南アジアのすべての国の同意を得て、この条約に加入することができる。

欧州復興開発銀行を設立する協定の改正の受諾について承認を求めるの件（閣条第16号）

【要旨】

欧州復興開発銀行（以下「銀行」という。）は、中欧及び東欧の諸国の政治的及び経済的改革を支援するため、複数政党制民主主義、多元主義及び市場経済の諸原則を誓約しかつ適用している中欧及び東欧の各国の市場指向型経済への移行等を促進することを目的として、1991年（平成３年）４月に設立された国際金融機関である。

モンゴルは、1990年（平成２年）以降、民主化及び市場指向型経済への移行を進める中で、中欧及び東欧の諸国と同様の困難に直面しており、銀行の受益国（支援対象国）となることを強く希望している。

この改正は、このような事情を踏まえ、2004年（平成16年）１月にロンドンにおいて採択されたものであり、銀行の設立について規定する欧州復興開発銀行を設立する協定を改正し、モンゴルを銀行の受益国とすることについて定めるものである。

たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約の締結について承認を求めるの件（閣条第17号）

【要旨】

この条約は、世界保健機関（ＷＨＯ）における喫煙による健康被害の拡大を憂慮し加盟国に総合的なたばこ対策の実施を呼びかける世界保健総会決議等を踏まえた政府間交渉会議の結果、2003年（平成15年）５月に世界保健総会で採択されたものである。

この条約は、前文、本文38箇条及び末文から成り、たばこの健康に対する悪影響を減ら

して人々の健康を改善することを目指し、各国の実情を踏まえ、たばこに関する広告、包装の形容的表示等の規制について定めるものであり、主な内容は次のとおりである。

一　この条約及び議定書は、たばこの使用及びたばこの煙にさらされることの広がりを継続的かつ実質的に減少させるため、締約国が自国において並びに地域的及び国際的に実施するたばこの規制のための措置についての枠組みを提供することにより、たばこの消費及びたばこの煙にさらされることが健康、社会、環境及び経済に及ぼす破壊的な影響から現在及び将来の世代を保護することを目的とする。

二　締約国は、この条約及び自国が締約国である議定書に従い、多くの部門における包括的な自国の戦略、計画及びプログラムであってたばこの規制のためのものを策定し、実施し、並びに定期的に更新し及び検討する。このため、締約国は、その能力に応じ、たばこの規制のための国内における調整のための仕組み又は中央連絡先を確立し又は強化し、及びこれらに資金を供与する。締約国は、たばこの規制に関する公衆の健康のための政策を策定し及び実施するに当たり、国内法に従い、たばこ産業の商業上及び他の既存の利益からそのような政策を擁護するために行動する。

三　各締約国は、課税政策を決定し及び確定する主権的権利を害されることなく、たばこの規制に関する自国の保健上の目的を考慮すべきであり、並びに、適当な場合には、措置を採択し又は維持すべきである。

四　締約国は、屋内の職場、公共の輸送機関、屋内の公共の場所及び適当な場合には他の公共の場所におけるたばこの煙にさらされることからの保護を定める効果的な立法上、執行上、行政上又は他の措置を国内法によって決定された既存の国の権限の範囲内で採択し及び実施し、並びに権限のある他の当局による当該措置の採択及び実施を積極的に促進する。

五　締約国は、この条約が自国について効力を生じた後３年以内に、その国内法に従い、たばこ製品の包装及びラベルについて、たばこ製品の特性、健康への影響、危険又は排出物について誤った印象を生ずるおそれのある手段等(例えば、「ライト」、「マイルド」等の形容的表示)を用いることによってたばこ製品の販売を促進しないことを確保するため、効果的な措置を採択し及び実施する。たばこ製品の個装その他の包装並びにあらゆる外側の包装及びラベルには、その主たる表示面の30％以上を占める健康に関する警告を付するとともに、たばこ製品の関連のある含有物及び排出物についての情報を含める。

六　締約国は、自国の憲法又は憲法上の原則に従い、あらゆるたばこの広告、販売促進及び後援の包括的な禁止を行う。自国の憲法又は憲法上の原則のために包括的な禁止を行う状況にない締約国は、あらゆるたばこの広告、販売促進及び後援に制限を課する。この制限には、自国が利用し得る法的環境及び技術的手段に従うことを条件として、自国の領域から行われる国境を越える効果を有する広告、販売促進及び後援の制限又は包括的な禁止を含める。

七　各締約国は、締約国がたばこ製品の原産地を決定することを支援するため、また、締約国が流通を逸脱した地点を判断すること並びにたばこ製品の移動及び合法性を監視し

及び管理すること等を国内法及び関連する２国間又は多数国間協定に従って支援するため、たばこ製品のすべての個装その他の包装及び外側の包装に最終仕向地を示す等の表示が確保されるよう効果的な立法上、執行上、行政上又は他の措置を採択し及び実施する。また、締約国は、たばこ製品の不法な取引をなくすため、たばこ製品の国境を越える取引についての監視及び資料の収集、関係当局間の情報の交換、不法な取引を対象とする制裁及び救済措置を伴う法令の制定又は強化等を行う。

八　締約国は、国内法により定める年齢又は18歳未満の者に対するたばこ製品の販売を禁止するため、適当な段階の政府において効果的な立法上、執行上、行政上又は他の措置を採択し及び実施する。これらの措置には、自国の管轄下にあるたばこの自動販売機が未成年者により利用されないこと及び自動販売機により未成年者に対するたばこ製品の販売が促進されないことを確保すること等を含めることができる。

九　この条約により、締約国会議を設置する。締約国会議は、この条約の実施状況を定期的に検討し及びこの条約の効果的な実施の促進のため必要な決定を行い、並びにこの条約の議定書、附属書及び改正を採択することができる。締約国は、この条約の実施について定期的な報告を締約国会議に提出する。

十　締約国会議は、この条約の議定書を採択することができる。この条約の締約国のみが、議定書の締約国となることができる。

社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第18号）（先議）

【要旨】

この協定は、我が国とアメリカ合衆国との間で、両国間の人的交流に伴って発生する年金制度及び医療保険制度への二重加入、保険期間が短いために年金を受給できないこと等の問題の解決を図ることを目的とするものであり、従来からの協議を踏まえ2000年（平成12年）11月以来、両政府間で協定の締結交渉を行った結果、2004年（平成16年）２月19日にワシントンで署名されたものである。

この協定は、前文、本文17箇条及び末文から成り、主な内容は次のとおりである。

一、この協定は、我が国については、年金制度に関し、国民年金、厚生年金保険、国家公務員共済年金、地方公務員等共済年金及び私立学校教職員共済年金に、医療保険制度に関し、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法及び私立学校教職員共済法により実施される医療保険制度に、アメリカ合衆国については、連邦老齢・遺族・障害保険制度に関する社会保障法及び内国歳入法に適用される。

二、年金制度及び医療保険制度への強制加入に関しては、就労が行われる締約国の法令のみを適用することを原則とする。ただし、一時的に相手国に派遣される被用者等（第三国の領域を経由する被用者等も含む。）の場合には、派遣の期間が５年を超えるものと見込まれないことを条件として自国の法令のみを適用し、一時的に相手国で自営活動を

する者もこれと同様に取り扱う。

三、船舶及び航空機の乗組員、外交官その他公務員等に対する法令の二重適用の回避について定める。

四、一定の要件が満たされる場合には、二及び三の例外を認めることについて合意することができる。

五、我が国で就労する者でアメリカ合衆国の法令が適用されるものに随伴する配偶者又は子について、原則として、アメリカ合衆国の法令のみを適用する。

六、一方の締約国の年金給付を受ける権利を確立するために必要とされる資格期間の計算に際して、他方の締約国の保険期間も当該一方の締約国の保険期間と通算することにより、当該一方の締約国の保険期間だけでは資格期間を満たさないような場合においても給付を受ける権利の確立を図る。なお、給付額の計算に際しては、それぞれの国内法の規定に従って、自国の保険期間に応じた額を支給する。

七、両国の権限のある当局及び実施機関は、この協定の実施のために相互に援助する。

八、権限のある当局又は実施機関は、自国の法令の下で収集され、この協定の実施のために必要な個人に関する情報を、自国の法律等に従って相手国のこれらの機関に伝達する。伝達される個人に関する情報は、専らこの協定を実施する目的のために使用され、これらの情報は、個人に関する情報の秘密の保護のための法律等により規律される。

九、この協定の解釈又は適用についての意見の相違は、両国間の協議により解決する。

十、この協定は、両国が効力発生に必要な要件が満たされた旨を相互に通告する外交上の公文を交換した月の後３箇月目の月の初日に効力を生じ、発効後は無期限に効力を有するが、書面による終了の通告が行われた場合には、その通告が行われた月の後12箇月目の月の末日まで効力を有する。

社会保障に関する日本国と大韓民国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第19号）（先議）

【要旨】

この協定は、我が国と大韓民国との間で、両国間の人的交流に伴って発生する年金制度への二重加入等の問題の解決を図ることを目的とするものであり、従来からの協議を踏まえ2003年（平成15年）３月以来、両政府間で協定の締結交渉を行った結果、2004年（平成16年）２月17日にソウルで署名されたものである。なお、この協定は、保険期間の通算を含んでいないが、これについても協定締結の可能性を探るための協議を今後行うことで両国は一致をみている。

この協定は、前文、本文18箇条及び末文から成り、主な内容は次のとおりである。

一、この協定は、我が国については、国民年金、厚生年金保険、国家公務員共済年金、地方公務員等共済年金及び私立学校教職員共済年金に、大韓民国については、国民年金に適用される。

二、年金制度への強制加入に関しては、就労が行われる締約国の法令のみを適用すること

を原則とする。ただし、一時的に相手国に派遣される被用者等（第三国の領域を経由する被用者等も含む。）の場合には、派遣の期間が５年を超えるものと見込まれないことを条件として自国の法令のみを適用し、一時的に相手国でのみ自営活動をする者もこれと同様に取り扱う。

三、両国で同一の期間に就労を行う被用者又は自営業者の場合には、通常居住する締約国の法令のみを適用する。

四、両国のいずれかを旗国とする船舶上の就労者、外交官その他公務員等に対する法令の二重適用の回避について定める。

五、一定の要件が満たされる場合には、二から四までの例外を認めることができる。

六、相手国で就労する者で自国の法令を適用するものに同行する配偶者又は子について、原則として自国の法令のみを適用する。

七、両国の権限のある当局又は実施機関は、この協定の実施のために必要な援助を相互に提供する。

八、権限のある当局又は実施機関は、自国の法令の下で収集され、この協定の適用のために必要な個人に関する情報を、自国の法令等に従って相手国のこれらの機関に伝達する。伝達された個人に関するいかなる情報も秘密として取り扱うものとし、かつ、この協定を適用する目的のためにのみ使用する。

九、この協定の解釈又は適用についての意見の相違は、両国間の協議により解決する。

十、この協定は、両国が効力発生に必要な要件が満たされた旨を相互に通告する外交上の公文を交換した月の後３箇月目の月の初日に効力を生じ、発効後は無期限に効力を有するが、書面による終了の通告が行われた場合には、その通告が行われた月の後12箇月目の月の末日まで効力を有する。

千九百九十二年の油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約の二千三年の議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第20号）（先議）

【要旨】

この議定書は、近年におけるタンカーによる油汚染事故の汚染損害の総額が現行の「1992年の油による汚染損害の補償のための国際基金」（以下「1992年基金」という。）による補償の限度額を上回るような状況が見込まれるに至ったことを背景として、国際海事機関（ＩＭＯ）において、より大規模な油による汚染事故にも対応し得る新たな条約の作成について検討が行われた結果、2003年（平成15年）５月にロンドンで開催されたＩＭＯの外交会議で採択されたものである。

この議定書は、前文、本文31箇条及び末文から成り、「1992年基金」による補償が十分でない場合に補償を行う追加的な国際基金を設立すること等について定めるものであり、主な内容は次のとおりである。

一、「2003年の油による汚染損害の補償のための追加的な国際基金」を設立する。追加基金は、各締約国において、当該締約国の法令に基づき権利及び義務を有することができ、かつ、当該締約国の裁判所における裁判上の手続の当事者となることができる法人と認

められる。

二、この議定書は、締約国の領域（領海を含む。）及び国際法に従って設定された締約国の排他的経済水域等において生ずる汚染損害並びに当該汚染損害を防止し又は最小限にするための防止措置（とられた場所のいかんを問わない。）についてのみ適用する。

三、追加基金は、１の事故について、汚染損害の総額が「1992年基金条約」に定める適用可能な補償の限度額を超え又は超えるおそれがあるため、当該汚染損害を被った者が当該汚染損害に関する確定された債権について「1992年基金条約」の下で十分かつ適正な補償を受けることができない場合に、補償を行う。

四、追加基金が支払う補償の総額は、１の事故について、その額とこの議定書の対象とされている汚染損害につき「1992年責任条約」及び「1992年基金条約」に基づいて実際に支払われる賠償額及び補償額との合計額が７億5,000万計算単位（約1,200億円）を超えないように制限される。

五、管轄権を有する裁判所が追加基金に対して下した判決は、各締約国において、承認されかつ執行力を付与される。

六、追加基金への年次拠出金は、締約国の領域内にある港又は受入施設において、それらの港又は受入施設に向けて海上を輸送された拠出油を、暦年中に総量において15万トンを超えて受け取った者（石油会社等）が支払う。

七、追加基金に、総会及び追加基金の事務局長を長とする事務局を置く。総会は、徴収されるべき拠出金の総額を決定する。締約国は、追加基金への拠出義務の履行を確保する。締約国は、油の受取に関する情報を追加基金の事務局長に対し送付する。

八、追加基金への年次拠出金の規定にかかわらず、各締約国において最低100万トンの拠出油が受け取られたものとする。締約国は、当該締約国において受け取られた拠出油の総量が100万トンに満たない場合には、不足分について追加基金への拠出金を自ら支払う義務を負う。

九、一の締約国における拠出者が１暦年に支払う拠出金の合計額が年次拠出金の総額の20パーセントを超える場合には、当該締約国におけるそれぞれの拠出者が支払う拠出金は、その合計額が当該総額の20パーセントに等しくなるように、一定の割合で減額し、他のすべての締約国における拠出者が支払う拠出金を、一定の割合で増額する。このキャッピングの規定は、すべての締約国において１暦年中に受け取られた拠出油の総量が10億トンに達する日又はこの議定書が発効した日の後10年の期間が満了する日のいずれか早い日まで適用する。

千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書によって修正された同条約を改正する千九百九十七年の議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第21号）（先議）

【要旨】

この議定書は、近年の窒素酸化物等による酸性雨の問題など、大気汚染防止施策の必要性の高まりを背景に、船舶からの窒素酸化物等の排出による大気汚染を防止するため、1997

年（平成９年）９月にロンドンで開催された1973年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する1978年の議定書によって修正された同条約（以下「条約」という。）の締約国会議において作成されたものである。この議定書は、前文、本文９箇条、末文及び１の附属書から成り、主な内容は次のとおりである。

一、この議定書の附属書に規定する船舶による大気汚染の防止のための規則（附属書VI）を条約に加える。

二、この議定書は、15以上の国であってその商船船腹量の合計が総トン数で世界の商船船腹量の50パーセントに相当する商船船腹量以上となるものが締約国となった日の後12箇月で効力を生ずる。

三、附属書（附属書VI）

1　附属書VIは、別段の明文の規定がある場合を除くほか、すべての船舶について適用する。

2　総トン数400トン以上のすべての船舶及びプラットフォームは、①就航前又は国際大気汚染防止証書（以下「証書」という。）の発給前に行われる最初の検査、②主管庁の定める５年を超えない間隔で行われる定期的検査及び③証書の有効期間内に少なくとも１回行われる中間検査を受ける。これらの検査は、船舶の設備等が附属書VIに定める要件に完全に適合することを確保するものとする。検査は、主管庁の職員又は主管庁の指名する検査員若しくは任命する団体が行う。

3　主管庁は、２の検査の後、他の締約国の港等への航海に従事する総トン数400トン以上のすべての船舶及びプラットフォームについて、証書を発給する。証書は、①必要な検査が行われない場合、②主管庁の明示の承認なしに設備等に重要な変更が行われた場合及び③船舶が他の国を旗国とすることとなる場合には、効力を失う。

4　他の締約国の管轄の下にある港等にある船舶は、船長等が船舶による大気汚染の防止に関する手続に精通していないと信ずるに足りる明確な根拠がある場合には、当該他の締約国が行う監督に服する。当該他の締約国は、附属書VIに定める要件に適合する状況になるまで、船舶を航行させないための措置をとる。

5　締約国は、船舶がこの附属書に違反して大気汚染物質を排出したか否かを確認するため、自国の港等において調査を行うことができる。締約国は、船舶が附属書VIに違反して大気汚染物質を排出したという証拠がある場合には、その証拠を船舶の主管庁に提供する。主管庁は、証拠を受領したときは調査を行い、十分な証拠が存在すると認めるときは司法手続がとられるようにする。船舶による海洋環境の汚染の防止、軽減及び規制に関する国際法は、必要な変更を加えて、附属書VIに定める規則及び基準について適用する。

6　オゾン破壊物質の意図的な排出は、禁止する。オゾン破壊物質を含んでいる設備等の船舶への新たな設置は、禁止する。

7　一定の出力を超えるディーゼル機関であって、2000年１月１日以後に建造された船舶に設置されるもの等の運転は、窒素酸化物の排出量が一定の制限値を超える場合には、禁止する。

8　船舶において使用される燃料油中の硫黄の含有率は、4.5質量百分率を超えてはならない。硫黄酸化物排出規制海域内にある船舶において使用される燃料油中の硫黄の含有率は、1.5質量百分率を超えてはならない。

9　締約国は、タンカーからの揮発性有機化合物の排出を自国の管轄の下にある港等において規制する場合には、揮発性有機化合物の蒸気の排出を制御する装置が当該港等に備えられることを確保する。当該港等に航行するタンカーは、揮発性有機化合物の蒸気を収集する装置を備え、及び当該港等において当該装置を使用する。

10　船舶の通常の航行中に生ずる廃棄物の焼却（以下「船上焼却」という。）は、一定の要件を満たす船上焼却炉においてのみ認められる。有害物質を含んでいる廃棄物の船上焼却は、禁止する。

11　船舶に供給され及び船舶において使用される燃料油の詳細は、燃料油供給簿に記録する。燃料油供給簿には、燃料油の品質が制限値以下の硫黄含有率であること等の情報を含む。燃料油供給簿は、燃料油供給者が提供するものとし、いつでも検査することができるような船舶内の場所に備える。締約国は、船舶が自国の港等にある間は、燃料油供給簿を検査することができる。締約国は、燃料油供給簿に記載された燃料油に適合しない燃料油を供給したと認められる者に対し適当な措置をとるものとし、要件に適合しない燃料油を受領した船舶の主管庁に通報する。

財政金融委員会

委員一覧（25名）

委員長	平野　貞夫（民主）		清水　達雄（自民）		円　より子（民主）
理　事	入澤　肇（自民）		田村　耕太郎（自民）		峰崎　直樹（民主）
理　事	野上　浩太郎（自民）		西田　吉宏（自民）		山根　隆治（民主）
理　事	森山　裕（自民）		林　芳正（自民）		山口　那津男（公明）
理　事	大塚　耕平（民主）		溝手　顕正（自民）		池田　幹幸（共産）
理　事	続　訓弘（公明）		山下　英利（自民）		大門　実紀史（共産）
	愛知　治郎（自民）		大渕　絹子（民主）		椎名　素夫（無会）
	上杉　光弘（自民）		櫻井　充（民主）		
	尾辻　秀久（自民）		平野　達男（民主）		（16.2.5 現在）

（1）審議概観

第159回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出10件、衆議院提出２件（うち、財務金融委員長１件）の合計12件であり、このうち内閣提出８件、衆議院提出２件の合計10件を可決し、内閣提出の**金融機能の強化のための特別措置に関する法律案及び預金保険法の一部を改正する法律案**については、委員会審査中に本会議における中間報告の後、本会議において直ちに可決された。

また、本委員会付託の請願46種類746件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

外為法の改正　不審船による領海侵害や日本人拉致問題などが発覚し、その解決への進展が見られないことから、我が国の平和及び安全の維持のため特に必要があるときは、閣議決定に基づき対外取引に関する規制の発動を可能とする**外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案**が衆議院議員から提出された。委員会では、我が国単独で経済制裁を可能とする制度が及ぼす対外的影響、本改正が想定する経済制裁の発動対象等について質疑を行い、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

所得税法等の改正　平成16年度税制改正では、現下の経済・財政状況等を踏まえつつ、持続可能な経済社会の活性化を実現するための「あるべき税制」の構築に向け、公的年金控除の上乗せ措置及び老年者控除の廃止等年金税制の見直し、住宅借入金等に係る所得税額控除制度の延長、エンジェル税制の拡充、法人の欠損金の繰越期間の延長等を内容とする**所得税法等の一部を改正する法律案**が提出された。委員会では、同法律案は今年度予算に計上された30兆900億円の特例公債を発行しようとする**平成十六年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案**と一括して審議され、政府の国債管理政策の基本的な考え方、プライマリー・バランスの試算における消費税の取扱い、所得資産格差の

拡大を踏まえた税制の在り方、年金課税の見直しが高齢者の家計に与える影響等について質疑が行われ、討論の後、いずれも多数をもって可決された。なお、所得税法等改正案に対し附帯決議が付された。

金融の安定化　ここ数年、金融機関の自己資本が多額の不良債権処理や保有株式の評価損等により減少傾向にある一方、不良債権の早期処理と産業再生を図ることが金融機関の急務の課題となっている。その解決の基礎となる収益力強化には、新たなビジネス展開の拡大等の新たなリスクを伴うことから、自己資本の充実が求められている。こうした状況を背景として、金融機関に対する新たな公的資本増強制度を設けること等を内容とする**金融機能の強化のための特別措置に関する法律案**及び金融危機に対応するための公的資金制度である預金保険法第102条第１号に基づく措置について、銀行持株会社を通じた資本増強を可能とすること等を内容とする**預金保険法の一部を改正する法律案**が提出された。委員会では、両法律案を一括して審議し、資本増強に係る審査の信頼性及び透明性を確保するための制度的枠組みの概要、経営強化計画の目標未達成時における責任の所在等について質疑が行われた。本委員会で審査中の両法律案は、６月14日の本会議において、中間報告を求める動議が可決され、中間報告が行われた後、本会議において直ちに審議することの動議が可決され、討論の後、いずれも多数をもって可決された。

金融資本市場の基盤整備　金融資本市場の基盤整備を進める観点から、次の両法律案が提出された。**証券取引法等の一部を改正する法律案**は、銀行等による証券仲介業の解禁、証券取引における課徴金制度の導入及び証券取引監視委員会の検査範囲の拡大による市場監視機能の強化等を内容とし、**株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律案**は、安全で、効率性の高い証券決済制度等を構築し、株式等の取引に係る決済の迅速化・確実化を図るため、新たに株式等を振替決済制度の対象に加えるとともに、株券不発行制度の整備を行う等所要の措置を講ずるものである。委員会では、両法律案が一括して審議され、銀行等の証券仲介業務に伴う弊害の防止策、課徴金制度導入の意義、株式等をペーパーレス化することによる効果と影響等について質疑が行われ、討論の後、いずれも多数をもって可決された。なお、両法律案に対し附帯決議が付された。

国共済法の改正　国民年金及び厚生年金の制度改革にあわせて、国家公務員共済組合の長期給付に関し、厚生年金法の改正措置を踏まえた改正のほか、地方公務員共済組合との財政単位の一元化等を内容とする**国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案**が提出された。委員会では、年金積立金の運用の在り方、国共済年金における職域加算の性格等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。

このほか、平成15年度補正予算に関連して**平成十四年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案**及び**農業共済再保険特別会計の農業勘定における平成十五年度の**

再保険金の支払財源の不足に充てるために行う積立金の歳入への繰入れに関する法律案が可決されたほか、**平成十五年度の水田農業経営確立助成補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案**（衆議院財務金融委員長提出）及び**関税定率法等の一部を改正する法律案**が可決された。

〔国政調査等〕

平成15年11月29日、政府は、小泉内閣総理大臣を議長とする金融危機対応会議の議を経て足利銀行に対し預金保険法第102条第１項第３号措置の認定及び特別危機管理措置の開始を決定した。これを受け、第158回国会閉会後の**12月５日**、竹中内閣府特命担当大臣から**金融危機に対応するための措置の必要性の認定に関する報告**（12月２日提出）について説明を聴取した後、足利銀行の決算内容等について質疑を行った。次いで、**16年１月15日**参考人日向野足利銀行元頭取及び奥山日本公認会計士協会会長に対し、繰延税金資産計上についての足利銀行と監査法人の意見のやりとり、資産査定についての金融庁と足利銀行の見解の差異等について質疑を行った。

第159回国会開会後の**平成16年３月11日**、財政政策等の基本施策について谷垣財務大臣から、金融行政について竹中内閣府特命担当大臣から、それぞれ所信を聴取した。

これに対し、**３月18日**、経済成長と財政再建を同時に進めるための道筋、日本の金融経済における理論と実体の違い、名目長期金利と名目成長率の関係からみた財政再建の可能性等について質疑を行った。

３月24日、予算委員会から委嘱された平成16年度財務省予算等の審査を行い、公共事業の削減を行う際の考え方、足利銀行の経営改善に向けた取組、国民年金特別会計における事務費の支出・査定の状況、公会計制度の充実に向けた取組等について質疑を行った。

４月13日、日本銀行法第54条第1項の規定に基づく**通貨及び金融の調節に関する報告**（平成15年12月5日提出）について、福井日本銀行総裁より説明を聴取し、**4月20日**、上記報告に関し、日銀の量的緩和政策が果たした役割と成果、日銀の今後の金融政策の方向性等について質疑を行った。

５月11日、厚生労働省が発行する出版物の発注を巡る贈収賄事件、需要低迷期に規制緩和を行うことの妥当性等について質疑を行った。

６月３日、アジア・ＥＵ諸国との間の租税条約改正の目的と展望、格付機関の役割、景気回復の見通し、足利銀行問題等について質疑を行った。

（２）委員会経過

○平成15年12月５日（金）（第158回国会閉会後第１回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○金融危機に対応するための措置の必要性の認定に関する報告に関する件について竹中内閣府特命担当大臣から説明を聴いた後、足利銀行に対する預金保険法第百二条第一項第三号に基づく特別危機管理に関する件、足利銀行の決算内容に関する件等について竹中内閣府特命担当大臣、谷垣財務大臣、伊藤内閣府副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕矢野哲朗君（自民）、谷博之君（民主）、大塚耕平君（民主）、続訓弘君（公明）、大門実紀史君（共産）

○平成16年１月15日（木）（第158回国会閉会後第２回）

○参考人の出席を求めることを決定した。

○足利銀行に関する件について参考人株式会社足利銀行元取締役頭取日向野善明君及び日本公認会計士協会会長奥山章雄君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕矢野哲朗君（自民）、山根隆治君（民主）、平野達男君（民主）、続訓弘君（公明）、大門実紀史君（共産）

○平成16年２月５日（木）（第１回）

○理事の補欠選任を行った。

○財政及び金融等に関する調査を行うことを決定した。

○**平成十五年度の水田農業経営確立助成補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案（衆第２号）（衆議院提出）**について提出者衆議院財務金融委員長田野瀬良太郎君から趣旨説明を聴いた後、可決した。

（衆第２号）賛成会派　自民、民主、公明、共産
反対会派　なし
欠席会派　無会

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案（衆第１号）（衆議院提出）**について発議者衆議院議員水野賢一君から趣旨説明を聴いた後、同水野賢一君、同松原仁君、同上田勇君、谷垣財務大臣、阿部外務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局した。

〔質疑者〕平野達男君（民主）、池田幹幸君（共産）

○**平成十四年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案（閣法第１号）（衆議院送付）**

農業共済再保険特別会計の農業勘定における平成十五年度の再保険金の支払財源の不足に充てるために行う積立金の歳入への繰入れに関する法律案（閣法第２号）（衆議

院送付）

以上両案について谷垣財務大臣から趣旨説明を聴いた後、同大臣、竹中内閣府特命担当大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局した。

〔質疑者〕山根隆治君（民主）、大塚耕平君（民主）、大門実紀史君（共産）

○平成16年２月９日（月）（第２回）

○ **外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案（衆第１号）（衆議院提出）**を可決した。

（衆第１号）賛成会派　自民、民主、公明、無会
反対会派　共産

なお、附帯決議を行った。

○ **平成十四年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案（閣法第１号）（衆議院送付）**について討論の後、可決した。

（閣法第１号）賛成会派　自民、公明、無会
反対会派　民主、共産

○ **農業共済再保険特別会計の農業勘定における平成十五年度の再保険金の支払財源の不足に充てるために行う積立金の歳入への繰入れに関する法律案（閣法第２号）（衆議院送付）**を可決した。

（閣法第２号）賛成会派　自民、民主、公明、共産、無会
反対会派　なし

○平成16年３月11日（木）（第３回）

○財政政策等の基本施策に関する件について谷垣財務大臣から所信を聴いた。

○金融行政に関する件について竹中内閣府特命担当大臣から所信を聴いた。

○平成16年３月18日（木）（第４回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○財政政策等の基本施策に関する件及び金融行政に関する件について谷垣財務大臣、竹中内閣府特命担当大臣、石井財務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕野上浩太郎君（自民）、平野達男君（民主）、大塚耕平君（民主）、山口那津男君（公明）、池田幹幸君（共産）

○ **平成十六年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案（閣法第３号）（衆議院送付）**

所得税法等の一部を改正する法律案（閣法第５号）（衆議院送付）

以上両案について谷垣財務大臣から趣旨説明を聴いた後、同大臣、伊藤内閣府副大臣、石井財務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕田村耕太郎君（自民）、続訓弘君（公明）

○平成16年３月24日（水）（第５回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**平成十六年度一般会計予算（衆議院送付）**
平成十六年度特別会計予算（衆議院送付）
平成十六年度政府関係機関予算（衆議院送付）
（内閣府所管（金融庁）、財務省所管、国民生活金融公庫、日本政策投資銀行及び国際協力銀行）について谷垣財務大臣及び竹中内閣府特命担当大臣から説明を聴いた後、谷垣財務大臣、竹中内閣府特命担当大臣、石井財務副大臣、政府参考人及び参考人日本政策投資銀行総裁小村武君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕入澤肇君（自民）、大塚耕平君（民主）、平野達男君（民主）、大門実紀史君（共産）、続訓弘君（公明）

本委員会における委嘱審査は終了した。

○**平成十六年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案（閣法第３号）（衆議院送付）**
所得税法等の一部を改正する法律案（閣法第５号）（衆議院送付）

以上両案について谷垣財務大臣、竹中内閣府特命担当大臣、山口総務副大臣、政府参考人及び参考人日本銀行理事白川方明君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕峰崎直樹君（民主）、平野達男君（民主）、大塚耕平君（民主）

○平成16年３月25日（木）（第６回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**平成十六年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案（閣法第３号）（衆議院送付）**
所得税法等の一部を改正する法律案（閣法第５号）（衆議院送付）

以上両案について谷垣財務大臣、竹中内閣府特命担当大臣、石井財務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局した。

〔質疑者〕山根隆治君（民主）、大門実紀史君（共産）

○**関税定率法等の一部を改正する法律案（閣法第６号）（衆議院送付）**について谷垣財務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成16年３月26日（金）（第７回）

○**平成十六年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案（閣法第３号）（衆議院送付）**
所得税法等の一部を改正する法律案（閣法第５号）（衆議院送付）

以上両案について討論の後、いずれも可決した。

（閣法第３号）賛成会派　自民、公明
反対会派　民主、共産
欠席会派　無会

（閣法第５号）賛成会派　自民、公明

反対会派　民主、共産
欠席会派　無会

なお、所得税法等の一部を改正する法律案（閣法第５号）（衆議院送付）について附帯決議を行った。

○平成16年３月30日（火）（第８回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**関税定率法等の一部を改正する法律案（閣法第６号）（衆議院送付）**について谷垣財務大臣、石井財務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕円より子君（民主）、池田幹幸君（共産）

（閣法第６号）賛成会派　自民、民主、公明
反対会派　共産
欠席会派　無会

なお、附帯決議を行った。

○平成16年４月13日（火）（第９回）

○理事の補欠選任を行った。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○日本銀行法第五十四条第一項の規定に基づく通貨及び金融の調節に関する報告書に関する件について参考人日本銀行総裁福井俊彦君から説明を聴いた。

○平成16年４月20日（火）（第10回）

○理事の補欠選任を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○日本銀行法第五十四条第一項の規定に基づく通貨及び金融の調節に関する報告書に関する件について谷垣財務大臣、竹中内閣府特命担当大臣、山本財務副大臣、政府参考人、参考人日本銀行総裁福井俊彦君、同銀行副総裁武藤敏郎君及び同銀行理事白川方明君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕平野達男君（民主）、大渕絹子君（民主）、続訓弘君（公明）、大門実紀史君（共産）

○平成16年５月11日（火）（第11回）

○理事の補欠選任を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○財政の健全化に関する件について竹中内閣府特命担当大臣、谷垣財務大臣、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕大塚耕平君（民主）、大門実紀史君（共産）

○平成16年５月25日（火）（第12回）

○理事の補欠選任を行った。

○証券取引法等の一部を改正する法律案（閣法第83号）（衆議院送付）
株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第84号）（衆議院送付）
以上両案について竹中内閣府特命担当大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成16年５月27日（木）（第13回）
○政府参考人の出席を求めることを決定した。
○証券取引法等の一部を改正する法律案（閣法第83号）（衆議院送付）
株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第84号）（衆議院送付）
以上両案について竹中内閣府特命担当大臣、伊藤内閣府副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。
〔質疑者〕平野達男君（民主）、続訓弘君（公明）、池田幹幸君（共産）

○平成16年６月１日（火）（第14回）
○政府参考人の出席を求めることを決定した。
○証券取引法等の一部を改正する法律案（閣法第83号）（衆議院送付）
株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第84号）（衆議院送付）
以上両案について竹中内閣府特命担当大臣、伊藤内閣府副大臣、石井財務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。
〔質疑者〕山根隆治君（民主）、大塚耕平君（民主）、椎名素夫君（無会）
（閣法83号）賛成会派　自民、民主、公明、無会
反対会派　共産
（閣法84号）賛成会派　自民、民主、公明、無会
反対会派　共産
なお、両案について附帯決議を行った。
○金融機能の強化のための特別措置に関する法律案（閣法第18号）（衆議院送付）
預金保険法の一部を改正する法律案（閣法第19号）（衆議院送付）
以上両案について竹中内閣府特命担当大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成16年６月３日（木）（第15回）
○政府参考人の出席を求めることを決定した。
○租税条約の改正に関する件、格付機関の役割に関する件、景気回復の見通しに関する件、足利銀行に関する件等について谷垣財務大臣、竹中内閣府特命担当大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。
〔質疑者〕山根隆治君（民主）、大門実紀史君（共産）、椎名素夫君（無会）
○参考人の出席を求めることを決定した。
○金融機能の強化のための特別措置に関する法律案（閣法第18号）（衆議院送付）

預金保険法の一部を改正する法律案（閣法第19号）（衆議院送付）

以上両案について竹中内閣府特命担当大臣、伊藤内閣府副大臣、政府参考人及び参考人日本銀行総裁福井俊彦君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕林芳正君（自民）、平野達男君（民主）、大塚耕平君（民主）

○平成16年６月10日（木）（第16回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**金融機能の強化のための特別措置に関する法律案（閣法第18号）（衆議院送付）**
預金保険法の一部を改正する法律案（閣法第19号）（衆議院送付）

以上両案について竹中内閣府特命担当大臣、伊藤内閣府副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕大塚耕平君（民主）、山口那津男君（公明）、池田幹幸君（共産）

○**国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案（閣法第47号）（衆議院送付）**について谷垣財務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成16年６月15日（火）（第17回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案（閣法第47号）（衆議院送付）**について谷垣財務大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕平野達男君（民主）、大塚耕平君（民主）、池田幹幸君（共産）

（閣法第47号）賛成会派　自民、公明
反対会派　民主、共産
欠席会派　無会

○平成16年６月16日（水）（第18回）

○請願第80号外745件を審査した。

○財政及び金融等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

（３）議案の要旨・附帯決議

○成立した議案

平成十四年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案（閣法第1号）

【要旨】

本法律案は、平成十五年度一般会計補正予算（第１号）の編成に当たり、国債発行額を極力抑制するとの観点から、平成14年度の一般会計歳入歳出の決算上の剰余金の処理についての特例を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、剰余金処理の特例

歳入歳出の決算上の剰余金のうち２分の１を下らない金額は、公債又は借入金の償還財源に充てなければならないと定めている財政法第６条第１項の規定は、平成14年度の剰余金については適用しない。

二、施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

農業共済再保険特別会計の農業勘定における平成十五年度の再保険金の支払財源の不足に充てるために行う積立金の歳入への繰入れに関する法律案（閣法第2号）

【要旨】

本法律案は、平成15年度において、低温等による水稲、大豆等の被害が異常に発生したことにより農業共済再保険特別会計の農業勘定に生ずる再保険金の支払財源の不足に充てるため、同勘定における積立金を歳入に繰り入れようとするものである。

平成十六年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案（閣法第3号）

【要旨】

本法律案は、平成16年度における公債の発行の特例に関する措置、国民年金事業の事務費に係る国庫負担の特例に関する措置、厚生保険特別会計年金勘定及び業務勘定の歳入及び歳出の特例に関する措置並びに国家公務員共済組合の事務に要する費用の負担の特例に関する措置を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、平成16年度における公債の発行等の特例

１　財政法第４条第１項ただし書の規定により発行する公債のほか、平成16年度の一般会計の歳出の財源に充てるため、予算をもって国会の議決を経た金額（平成16年度一般会計予算において30兆900億円）の範囲内で、公債（以下「特例公債」という。）を発行することができる。

２　１による特例公債の発行は、平成17年６月30日まで行うことができることとし、同年４月１日以後に発行される当該特例公債に係る収入は、平成16年度所属の歳入とす

る。

3　1の議決を経ようとするときは、その特例公債の償還の計画を国会に提出しなければならない。

4　1により発行した特例公債については、その速やかな減債に努める。

二、年金事業等の事務費に係る国の負担の特例

国民年金法、国民年金特別会計法、厚生保険特別会計法及び国家公務員共済組合法における事務費の国の負担に係る規定について、平成16年度における特例を定め、国の負担の軽減を図る。

三、施行期日

この法律は、平成16年４月１日から施行する。

所得税法等の一部を改正する法律案（閣法第5号）

【要旨】

本法律案は、最近の社会経済情勢及び財政状況を踏まえ、持続的な経済社会の活性化を実現するためのあるべき税制の構築に向け、住宅・土地税制、中小企業関連税制、金融・証券税制、年金税制、法人税制、国際課税等につき所要の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、住宅・土地税制

1　住宅借入金等に係る所得税額控除制度（住宅ローン減税）について、平成16年居住分を平成15年分と同じ制度（住宅ローンの残高5,000万円以下の部分につき、10年間、最高控除額500万円）とし、平成17年分以降については、税額控除期間10年間は維持しつつ、減税措置を重点化しながら平成20年分（住宅ローンの残高2,000万円以下の部分につき、最高控除額160万円）まで延長する。

2　居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除制度について、譲渡資産に係る住宅ローンの残高がない場合を適用対象に追加した上で、適用期限を３年延長する。また、居住用財産の譲渡損失のうち、譲渡資産に係る住宅ローンの残高が譲渡価額を超える場合のその差額を限度として、譲渡損失の繰越控除を認める制度を創設する。

3　平成16年１月１日から、土地、建物等の長期譲渡所得の税率を15％（現行20％）、短期譲渡所得の税率を一律30％（現行40％等）に、それぞれ引き下げるとともに、平成16年分の所得税から、土地、建物等の譲渡所得と他の所得との損益通算及び長期譲渡所得の100万円特別控除を廃止する。

二、中小企業関連税制

1　非上場株式の譲渡益に対する税率を15％（現行20％）に引き下げる。

2　エンジェル税制について、適用対象となる特定中小会社の範囲に一定のグリーンシート銘柄会社及び一定のベンチャーファンドを通じて投資される会社を追加する等制度を拡充する。

3　取引相場のない株式等に係る相続税の課税価格の計算の特例について、その対象となる中小同族株式等の価額の上限を10億円（現行３億円）に引き上げる。

三、金融・証券税制

公募株式投資信託について、譲渡益に対する税率を上場株式並みの７％に引き下げた上で、譲渡損失の繰越控除制度の対象に追加する。

四、年金税制

平成17年分の所得税から、老年者控除（現行50万円）を廃止するとともに、65歳以上の者に係る公的年金等控除について、現行の所得に応じて上乗せする措置を廃止した上で、公的年金等控除の最低保障額に50万円加算して120万円（現行140万円）とする特例措置を講ずる。

五、法人税制

１　平成13年４月１日以降開始される事業年度において生じた欠損金の繰越期間を５年から７年に延長し、これに併せ、法人税に係る除斥期間を延長する。

２　連結法人の法人税率の特例措置（連結付加税）を廃止する。

六、国際課税

租税条約の相手国との間で課税の取扱いが異なる事業体に係る課税の特例を創設するとともに、条約の特典が付与される適格な条約相手国の居住者に関する手続を整備する。

七、その他

特定余暇利用施設の特別償却制度の廃止等既存の特別措置の整理合理化を行うとともに、特別国際金融取引勘定に係る利子の非課税制度等期限の到来する特別措置について、実情に応じ適用期限を延長するなど所要の措置を講ずる。

八、施行期日

この法律は、別段の定めのあるものを除き、平成16年４月１日から施行する。

なお、本法律施行に伴う平成16年度の租税減収見込額は、約180億円である。

【附帯決議】

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一　中長期的な財政構造健全化と経済社会の活性化の必要性が一層増大していることにかんがみ、今後の経済動向にも留意しつつ、歳出の重点化・選別化に努めるとともに、税制に対する国民の理解と信頼、税負担の公平性を確保する観点から、課税の在り方についての抜本的見直しを行い、社会経済構造の変化に対応しつつ持続的な経済社会の活性化を実現するための税制の構築に努めること。

一　国際課税全般にわたり、国際的な投資交流の促進と課税の適正化に向けた取組を一層進めること。

一　租税特別措置については、その政策課題の緊急性、効果の有無、手段としての妥当性、利用の実態等を十分吟味し、今後とも徹底した整理合理化を推進すること。

一　急速に進展する高度情報化社会において、経済取引の国際化・複雑化及び電子化等の拡大に見られる納税環境の変化、更には滞納整理事務等を始めとする事務量の増大にかんがみ、今後とも国税職員の処遇の改善、機構・定員の充実・確保を行うとともに、職場環境の整備及び事務に関する機械化の充実に特段の努力を払うこと。

右決議する。

関税定率法等の一部を改正する法律案（閣法第6号）

【要旨】

本法律案は、最近における内外の経済情勢の変化に対応する等の見地から、暫定関税率等の適用期限の１年延長及び個別品目の関税率の改正を行うとともに、知的財産権侵害物品の認定手続における輸入者名等の通報制度の導入、外国貿易船等が開港等に入港する際の旅客氏名表等の提出の義務化等のため所要の改正を行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、暫定関税率等の適用期限の延長及び個別品目の関税率の改正

１　平成16年３月31日に適用期限が到来する暫定関税率、石油関係の関税の還付制度、農産品に係る特別緊急関税及び牛肉又は豚肉等に係る関税の緊急措置について、その適用期限を１年延長する。

２　石油化学製品製造用灯油及び軽油に係る軽減税率を設定する。

二、知的財産権侵害物品に係る認定手続の充実

特許権等の知的財産権を侵害するおそれのある物品に係る認定手続が開始された場合に、輸入者の氏名等を権利者に通報するなどの制度を導入する。

三、税関における水際取締りの強化

１　外国貿易船等が開港等に入港した際の旅客氏名表等の提出の義務化等を行う。

２　関税額の審査について、事後の調査に重点を移すため、貨物を輸入した者において当該貨物に係る帳簿を備え付け、当該帳簿を関係書類とともに保存することとし、併せて延滞税の税額を軽減するための措置等を講じる。

四、その他

その他所要の規定の整備を行う。

五、施行期日

この法律は、平成16年４月１日から施行する。ただし、三、２（延滞税を軽減する措置を除く。）については、平成16年10月１日から施行する。

なお、本法律施行に伴う平成16年度一般会計の関税増収見込額は約４億円である。

【附帯決議】

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一　関税率の改正に当たっては、我が国の貿易をめぐる諸情勢を踏まえ、国民経済的な視点から国内産業、特に農林水産業及び中小企業に及ぼす影響を十分に配慮しつつ、調和ある対外経済関係の強化及び国民生活の安定・向上に寄与するよう努めること。

なお、関税の執行に当たっては、より一層適正・公平な課税の確保に努めること。

一　急速な高度情報化の進展により、経済取引の国際化及び電子商取引等の拡大が進む状況にかんがみ、税関の執行体制の整備及び事務の一層の情報化・機械化の促進に特段の努力を払うこと。

一　最近における国際化の進展等に伴い税関業務が増大し、複雑化する中で、その適正かつ迅速な処理の重要性に加え、麻薬・覚せい剤を始め、銃砲、知的財産権侵害物品、ワ

シントン条約該当物品等の水際における取締りの強化に対する国際的・社会的要請が高まっていることにかんがみ、税関業務の特殊性を考慮し、税関職員の定員確保はもとより、その処遇改善及び機構、職場環境の充実、更には、より高度な専門性を有する人材の育成等に特段の努力を払うこと。

特に、国民の安心・安全の確保を目的とする治安維持対策の遂行や、知的財産権侵害物品の水際取締りに当たっては、その重要性に十分配慮した業務処理体制の実現に努めること。

右決議する。

金融機能の強化のための特別措置に関する法律案（閣法第18号）

【要旨】

本法律案は、金融機関等をめぐる情勢の変化に対応して金融機関等の金融機能の強化を図るため、金融機関等の資本の増強等に関する特別の措置を講ずることにより、金融機関等の業務の健全かつ効率的な運営及び地域における経済の活性化を期し、もって信用秩序の維持と国民経済の健全な発展に資することを目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、金融機関等に対する資本の増強に関する特別措置

1　預金保険機構（以下「機構」という。）は、金融機関等（銀行持株会社を除く。8を除き、以下同じ。）から平成20年3月31日までに、当該金融機関等の自己資本の充実のために行う株式等の引受け等に係る申込みを受けたときは、主務大臣に対し、当該金融機関等と連名で、株式等の引受け等を行うかどうかの決定を求めなければならない。また、銀行持株会社の子銀行の自己資本の充実のために行う当該銀行持株会社からの株式の引受けに係る申込みについても同様の規定を設ける。

2　金融機関等又は銀行持株会社が1の申込みをする場合には、機構を通じて、収益性及び効率性等の数値目標等を記載した経営強化計画を主務大臣に提出しなければならない。

3　内閣総理大臣は、2の経営強化計画の提出を受けたときは、金融、法律、会計等に関する有識者5名以内で組織される金融機能強化審査会の意見を聴かなければならない。

4　主務大臣は、2の経営強化計画の提出を受けたときは、当該計画の実施により収益性及び効率性等の向上が見込まれること等の要件すべてに該当する場合に限り、1の株式等の引受け等を行うべき旨の決定をする。また、当該決定の際には、2の経営強化計画を公表する。

5　4の決定に従い発行する議決権制限等株式等について、商法等の特例を設け、当該株式等の発行数に係る制限を適用しない。

6　4の決定に従い株式等の引受け等がなされた金融機関等又は銀行持株会社の子銀行が経営強化計画を変更しようとするときは、変更後の経営強化計画を主務大臣に提出し、主務大臣の承認を受けなければならない。

7　４の決定に従い株式等の引受け等がなされた金融機関等又は銀行持株会社若しくはその子銀行に対し、経営強化計画の履行状況の報告義務を課すほか、経営強化計画の履行を確保するための監督上の措置等に係る規定を設ける。

8　４の決定に従い株式等の引受け等がなされた金融機関等が株式交換等又は合併等を行う場合において、経営強化計画の承継とその履行の確保等が適切に図られるよう、主務大臣の認可に係らしめる等、所要の規定を整備する。

9　４の決定に従い株式等の引受け等がなされた金融機関等又は銀行持株会社の子銀行は、当該引受け等に係る株式等の全部につき処分等が行われるまでの間に経営強化計画の実施期間が終了する場合には、当該計画の改定を行い、主務大臣の承認を受けなければならない。

二、金融組織再編成を行う金融機関等に対する資本の増強に関する特別措置

金融組織再編成を行う金融機関等に対する資本の増強に関して、一とおおむね同様の枠組みを設ける。この場合において、抜本的な組織再編成等を行う金融機関等の経営強化計画の記載事項及び株式等の引受け等の決定に係る要件については、一の２及び４と一部異なる条件を設定する。

三、協同組織中央金融機関による協同組織金融機関に対する資本の増強に関する特別措置

協同組織中央金融機関がその会員の協同組織金融機関から引き受けた優先出資等に係る信託受益権等を機構が協同組織中央金融機関から買い取る形で行う資本の増強に関して、一と類似の枠組みを設ける。

四、預金保険機構の業務の特例等

1　この法律の目的を達成するため、機構は、協定銀行と金融機関等の自己資本の充実のための業務の委託に関する協定を締結し、及び当該協定を実施するための業務を行うことができる。

2　機構は、１の業務を行うため、必要に応じ、資金の借入れ等を行うことができる。また、政府は、国会の議決を経た金額の範囲内において、当該借入れ等に対し、保証を付すことができる。

五、その他

1　この法律は、公布の日から起算して３月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2　組織再編成促進特別措置法の関連規定の削除等、所要の規定を整備する。

預金保険法の一部を改正する法律案（閣法第19号）

【要旨】

本法律案は、金融危機への円滑な対応を確保するため、預金保険法第102条第１項の規定による認定に係る金融機関を子会社とする銀行持株会社に対する資本増強を可能とする等、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、銀行持株会社に対する資本増強

1　預金保険機構（以下「機構」という。）は、第１号措置（第102条第１項第１号に規

定する第１号措置をいう。以下同じ。）に係る認定が行われた場合において、当該認定に係る金融機関を子会社とする銀行持株会社から期限内に第１号措置に係る申込みを受けたときは、内閣総理大臣に対し、当該銀行持株会社と連名で、当該申込みに係る第１号措置を行うかどうかの決定を求めなければならない。

２　１の申込みを行った銀行持株会社の子会社である第１号措置に係る認定に係る金融機関（以下「対象子会社」という。）は、内閣総理大臣に対し、当該銀行持株会社と連名で、経営の合理化のための方策、責任ある経営体制（当該銀行持株会社の経営体制を含む。）の確立のための方策その他の政令で定める方策を定めた経営健全化計画を提出しなければならない。

３　銀行持株会社が１の申込みをした場合において、機構が、内閣総理大臣の決定に従い、当該銀行持株会社が発行する株式の引受けを行ったときは、当該銀行持株会社は、遅滞なく、その対象子会社に対して株式等の引受け等（当該株式等の引受け等の額が当該株式の引受けの額を下回らないものに限る。）を行わなければならない。

二、商法等の特例

１　第１号措置に係る申込みが株式等の引受けであって、内閣総理大臣が第１号措置を行うべき旨の決定を行った場合に、当該引受け後における当該申込みをした金融機関又は銀行持株会社の株式総数（以下「引受後株式総数」という。）が、商法で定められた上限を超えるときは、当該決定に従った株式等の引受けが行われることを条件として、引受後株式総数の上限を増加する特例を設ける。

２　第１号措置に係る認定に係る金融機関又は当該金融機関を対象子会社とする銀行持株会社が第１号措置を行うべき旨の決定に従い発行する議決権制限株式等について、商法等の特例を設け、当該株式等の発行数に係る制限を適用しない。

三、株式交換等及び組織再編成の認可

第一号措置の適用を受けた金融機関等が株式交換等及び組織再編成を行う場合において、経営健全化計画の承継とその履行の確保等が適切に図られるよう、内閣総理大臣の認可に係らしめる等、所要の規定を整備する。

四、資金援助

優先株式等の引受け等に係る資金援助を受けた救済金融機関等の株式交換等及び組織再編成については、機構の承認を受けなければならない。

五、その他

１　この法律は、公布の日から起算して３月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

２　その他所要の規定の整備を行う。

国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案（閣法第47号）

【要旨】

本法律案は、少子高齢化の一層の進展等、社会経済情勢の変化に対応した持続可能な制度を構築し、国家公務員共済組合制度に対する信頼を確保するとの観点から、年金額の水

準を自動的に調整する制度を導入するとともに、多様な生き方及び働き方に対応し、組合員がその能力を発揮できる社会の実現に資する所要の改正を行い、あわせて地方公務員共済組合制度との長期給付（共済年金）の財政単位の一元化に係る措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、厚生年金制度の改正等を踏まえた国家公務員共済年金制度の改正

1　共済年金の給付水準については、厚生年金に準拠して定める方式を維持し、その給付水準の調整は厚生年金と同一の比率で行うよう給付水準の自動改定制度を導入する。なお、保険料率は、従来と同様、５年ごとに財政再計算を行って定める。

2　基礎年金拠出金に対する国等の負担割合（現行は３分の１）を平成21年度までに２分の１に引き上げるほか、厚生年金制度の改正を踏まえ、共済年金について、厚生年金と同様に次の措置を講ずる。

①　平成17年４月から、在職中の退職共済年金等に関する一律２割の支給停止措置を廃止する。

②　平成17年４月から、育児休業中の保険料免除期間を子が３歳（現行は１歳）に達するまでの期間に延長する等次世代育成支援のための措置を拡充する。

③　平成19年４月から、離婚した場合の共済年金について、配偶者の同意又は裁判所の決定があれば、分割できるようにする等年金分割制度を導入する。

二、国家公務員共済年金と地方公務員共済年金の財政単位の一元化

国家公務員共済組合制度と地方公務員共済組合制度の共済年金について、給付に要する費用の負担水準の均衡及び給付の円滑な実施を図るため、両制度間で財政調整を行い、保険料率を段階的に一本化する仕組みを導入する。

三、施行期日

この法律は、別段の定めのあるものを除き、平成16年10月１日から施行する。

証券取引法等の一部を改正する法律案（閣法第83号）

【要旨】

本法律案は、内外の経済・金融情勢の変化に対応し、市場機能を中核とする金融システムを改善・強化する必要性にかんがみ、証券取引における課徴金制度の導入及び証券取引等監視委員会の検査範囲の拡大による市場監視機能の強化並びに銀行等の金融機関の証券業務の範囲の見直しによる有価証券の販売経路の拡充を行うとともに、有価証券の対象範囲の拡大、目論見書制度の合理化、最良執行義務に係る規定の整備等、所要の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、証券取引法等の一部改正

1　投資事業有限責任組合契約に基づく権利、投資事業有限責任組合契約に類似する組合契約に基づく権利等を有価証券とみなして、証券取引法の投資者保護等に係る規定を適用する。

2　一定の有価証券に係る目論見書制度の合理化を図り、目論見書の交付を受けないことについて同意した一定の者については、目論見書を交付しないことができる。

3　有価証券報告書等の虚偽記載等による損害賠償請求権の規定を整備し、虚偽記載等の公表日前後の平均価額の差額を一定の範囲内で損害額と推定する。

4　証券会社に対して、証券取引に係る顧客の注文を最良の条件で執行する義務（以下「最良執行義務」という。）を課すほか、最良執行義務の履行に関して、所要の規定を整備する。

5　銀行等の金融機関が証券会社等との間で株式等の売買の媒介等の業務を営むこと等を解禁する。

6　証券取引法上の違反行為を行った者に対して、課徴金を課する制度を設けるほか、課徴金の賦課の対象となる違反行為、課徴金額の算定方法及び課徴金の賦課手続等について、所要の規定を設ける。

7　証券会社等、外国証券会社の支店等及び金融先物取引業者等に対する検査権限の証券取引等監視委員会への委任について、その範囲を拡大するほか、社債等登録法等に基づく検査権限を新たに証券取引等監視委員会に委任する。

二、その他

1　この法律は、一部を除き、平成17年４月１日から施行する。

2　所要の経過措置等を定める。

【附帯決議】

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一　銀行等による証券仲介業務の解禁にあたっては、証券取引等の公正性を確保し、投資家保護等を期するため、利益相反や優越的地位の濫用等の弊害を防止するための措置を十分に講ずること。

一　新たな投資サービスの登場に伴い、投資家保護の充実の必要性が一段と高まっていることを踏まえ、証券取引法の投資サービス法への改組の可能性も含め、投資家保護法制の整備について引き続き検討すること。

一　金融・資本市場における公正な取引を確保する観点から、米国の証券取引委員会（ＳＥＣ）を含む諸外国の事例等も参考に、引き続き市場監視機能の強化等について検討すること。また、市場監視体制全体としての効率性を確保するよう、行政及び自主規制機関等の検査等の在り方についても検討を行うこと。

一　銀行等による証券仲介業務の解禁が、中小証券会社等の健全な経営等の確保にも資するよう配意すること。

一　株式等の振替制度への移行にあたっては、中小証券会社等に与える負担に配慮し、振替制度に係るコストの低減が図られるよう努めること。

右決議する。

株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第84号）

【要旨】

本法律案は、より安全で、効率性の高い証券決済制度等を構築していく必要性にかんがみ、株式、新株引受権、投資法人が発行する投資口その他の有価証券に表示されるべき権利等（以下「株式等」という。）の取引に係る決済の合理化を図るため、株式等を振替制度の対象に加えるとともに、株券不発行制度の整備を行う等、所要の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、社債等の振替に関する法律の一部改正

1　社債、国債等の振替による権利移転を規定する現行の法律を改正し、振替の対象となる有価証券に株式等を加える。これに伴い、法律の題名を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

2　株券不発行会社（株式の譲渡制限会社を除く。）の株式で振替機関が取り扱うもの（以下「振替株式」という。）についての権利の帰属は、振替口座簿の記載又は記録により定まることとし、振替株式について振替手続等の整備を行うほか、権利行使等について商法の特例となる規定を設ける。

3　新株引受権、投資口等についても、株式と同様の振替が行えるよう規定を整備する。

二、商法の一部改正

1　会社は、定款で株券を発行しない旨の定めをすることができることとし、その会社の株式の移転は、取得者の氏名及び住所を株主名簿に記載又は記録しなければ、第三者に対抗できない。

2　株式の譲渡制限のある会社は、株主の請求がない限り株券を発行することを要しない。

3　株主名簿の閉鎖期間を廃止する等その他所要の規定の整備を行う。

三、その他

1　この法律は、公布の日から起算して５年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、株券不発行制度の整備のための二及びその他所要の改正については公布の日から１年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2　「株券等の保管及び振替に関する法律」（以下「保管振替法」という。）に基づく保管振替株券に係る株式を、一の施行日に振替株式とする等の特例措置を設けるとともに、保管振替法を廃止する。

3　その他所要の規定の整備を行うとともに、経過措置等を定める。

【附帯決議】

証券取引法等の一部を改正する法律案（閣法第83号）と同一内容の附帯決議が行われている。

外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案（衆第1号）

【要旨】

本法律案は、近年における我が国を取り巻く国際情勢にかんがみ、我が国の平和及び安全の維持のため特に必要があるときは、閣議において対応措置を講ずべきことを決定することができることとし、閣議決定が行われたときは主務大臣が支払について許可を受ける義務を課することができるようにする等、所要の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、目的の改正

外国為替及び外国貿易法の目的において、我が国又は国際社会の平和及び安全の維持の観点を明示する。

二、我が国の平和及び安全の維持のための措置等

1　①　我が国の平和及び安全の維持のため特に必要があるときは、閣議において対応措置（閣議決定に基づき主務大臣により行われる２から３までによる措置をいう。）を講ずべきことを決定することができる。

②　政府は、①の閣議決定に基づき対応措置を講じた場合には、当該対応措置を講じた日から20日以内に国会に付議し、当該対応措置を講じたことについて国会の承認を求めなければならない。ただし、国会が閉会中の場合又は衆議院が解散されている場合は、その後最初に召集される国会において、速やかに、その承認を求めなければならない。また、不承認の議決があったときには、速やかに、当該対応措置を終了させなければならない。

2　主務大臣が、支払等、資本取引、特定資本取引及び役務取引等について許可を受ける義務を課することができる場合として、１①の閣議決定が行われた場合を加える。また、財務大臣が、対外直接投資の内容の変更又は中止を勧告することができる場合として、１①の閣議決定が行われた場合を加える。

3　輸出及び輸入について、我が国が締結した条約その他の国際約束を誠実に履行するため、国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、又は１①の閣議決定を実施するため、承認を受ける義務を課せられることがある旨を明記する。

三、施行期日

この法律は、公布の日から起算して10日を経過した日から施行する。

【附帯決議】

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一　政府は、外国為替及び外国貿易法第10条に基づき、我が国の平和及び安全の維持のため特に必要があるとして閣議により措置を講ずべきことを決定し、当該措置を講じた場合には、速やかにその理由を公表すること。

右決議する。

平成十五年度の水田農業経営確立助成補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案（衆第2号）

【要旨】

本法律案は、米の生産調整の推進に資するため、平成15年度に政府等から交付される水田農業経営確立助成補助金等について、税制上の軽減措置を講ずるものであり、その内容は次のとおりである。

一、個人が交付を受ける同補助金等については、一時所得の収入金額とみなすとともに、転作に伴う特別支出費用等は、その収入を得るために支出した金額とみなす。

二、農業生産法人が交付を受ける同補助金等については、圧縮記帳の特例を設け、交付を受けた後２年以内に、事業の用に供する固定資産の取得又は改良に充てる場合には、圧縮額を損金に算入する。

なお、本法律施行に伴う平成15年度における租税の減収見込額は、約５億円である。

文教科学委員会

委員一覧（21名）

委員長	北岡	秀二（自民）	有馬	朗人（自民）	佐藤	泰介（民主）
理　事	亀井	郁夫（自民）	大仁田	厚（自民）	谷	博之（民主）
理　事	後藤	博子（自民）	大野	つや子（自民）	中島	章夫（民主）
理　事	鈴木	寛（民主）	扇	千景（自民）	西岡	武夫（民主）
理　事	山本	香苗（公明）	中曽根	弘文（自民）	草川	昭三（公明）
理　事	林	紀子（共産）	橋本	聖子（自民）	畑野	君枝（共産）
	阿南	一成（自民）	伊藤	基隆（民主）	山本	正和（無会）

（16.3.11 現在）

（1）審議概観

第159回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出９件（うち本院先議２件）であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願56種類217件のうち、３種類15件を採択した。

〔法律案の審査〕

学校教育法等の一部を改正する法律案は、委員会において、参考人から意見を聴取するとともに、栄養教諭に期待される役割、栄養教諭の養成と定数拡充の必要性、薬剤師に求められる能力と養成の在り方、実務実習の長期化に伴う受入体制の整備等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

私立学校法の一部を改正する法律案は、本会議において趣旨説明の聴取及び質疑が行われた。

委員会においては、参考人から意見を聴取するとともに、理事会の今後の在り方、内部監査機能の充実策、情報公開の拡充の必要性、私立学校審議会が果たすべき役割等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律案は、委員会において、私学共済の財政見通し、教育費の負担軽減など少子化対策の充実、公的年金制度の一元化の検討状況等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案は、委員会において、参考人からの意見聴取、学校運営協議会制度の実践研究を行っている都内小学校への視察を行うとともに、学校運営協議会について、学校や教育委員会との関係など制度の仕組みと運営の在り方、適切な委員任命のための方策、教育委員会制度の現状と今後の検討の方向性等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法の一部を改正する法律案は、本会議において趣旨説明の聴取及び質疑が行われた。

委員会においては、参考人から意見を聴取するとともに、国庫負担対象外となる退職手当等の財源措置、義務教育に対する国と地方の役割分担の在り方、総額裁量制の導入の目的等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。

文化財保護法の一部を改正する法律案は、委員会において、重要文化的景観の選定と景観法との関係、民俗技術を伝承するための方策、登録制度の対象拡大に伴い必要とされる地方自治体の役割等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

参議院先議として提出された**著作権法の一部を改正する法律案**は、委員会において、商業用レコードの還流防止制度導入の意義と消費者利益への配慮、書籍等への貸与権の付与に伴う円滑な権利処理体制の構築等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

日本学術会議法の一部を改正する法律案は、委員会において、日本学術会議の改革の経緯、役割の重要性と今後の方向、総合科学技術会議との機能分担等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

参議院先議として提出された**放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案**は、委員会において、国際標準値導入の目的と必要性、安全管理面の強化策、廃棄物処分に対する万全の施策等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

〔国政調査等〕

３月11日、文教科学行政の基本施策について河村文部科学大臣から所信を、平成16年度文部科学省関係予算について稲葉文部科学副大臣から説明を、それぞれ聴取した。

また、同日、第158回国会閉会後の平成16年１月13日から15日までの３日間、鹿児島県において実施した、地方における初等中等教育、大学の教育・研究、文化及び科学技術等に関する実情調査のための委員派遣について、派遣委員から報告を聴取した。

３月18日、文教科学行政の基本施策について質疑を行い、国立大学法人の運営費交付金を拡充する必要性、私立幼稚園等への指導、助言の在り方、日本の伝統文化を取り入れた人材育成、外国人留学生の質の向上と日本人留学生への支援策、義務教育費国庫負担制度及び人材確保法の意義、これまでの学習指導要領改訂に際しての検証過程、児童の権利条約における意見表明権の意義と学校現場での取扱い、審議会再編に伴う中央教育審議会の位置付けの変化等の問題が取り上げられた。

３月24日、予算委員会から委嘱された平成16年度文部科学省予算等の審査を行い、日本

学術会議関係予算について山口総務副大臣から説明を聴取するとともに、私立学校における学校週五日制の実施状況と今後の在り方、ＡＯ入試の活用等による大学教員の負担軽減の必要性、大学入試センターによる高等学校の課程修了認定試験の是非、ティーチング・アシスタントへの支援、大学における技術者倫理教育、公立学校共済組合の宿泊施設に係る借入金の返済状況及び今後の見通し、文化体験プログラム支援事業の規模が年々縮小してきている理由、子どもの居場所づくり新プランと学童保育の機能分担、原子力安全規制の在り方、臨床心理士の国家資格化へ向けた取組、公立障害児教育施設整備費の予算拡充の必要性、障害児学級における教職員配置の改善策、財政面や効率性ではなく教育の本質論から教育の在り方を議論する必要性、教職員の勤務実態に関する調査の必要性等について質疑を行った。

４月15日、知的財産に関する件を議題とし、参考人として、社団法人日本レコード協会会長依田巽君、漫画家・貸与権連絡協議会幹事代理・21世紀のコミック作家の著作権を考える会理事弘兼憲史君及び日本コンパクトディスク・ビデオレンタル商業組合専務理事若松修君から意見を聴取した後、質疑を行った。

４月22日、私立学校の外部評価、性教育の現状、高等学校新卒者の就職状況、専修学校運営の適正化、男女共同参画を目指す教育の充実、私立大学の経営状況等について質疑を行った。

（２）委員会経過

○平成16年３月11日（木）（第１回）

○教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査を行うことを決定した。

○文教科学行政の基本施策に関する件について河村文部科学大臣から所信を聴いた。

○平成16年度文部科学省関係予算に関する件について稲葉文部科学副大臣から説明を聴いた。

○派遣委員から報告を聴いた。

○平成16年３月18日（木）（第２回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○文教科学行政の基本施策に関する件について河村文部科学大臣、稲葉文部科学副大臣、馳文部科学大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕有馬朗人君（自民）、亀井郁夫君（自民）、後藤博子君（自民）、山本香苗君（公明）、西岡武夫君（民主）、中島章夫君（民主）、林紀子君（共産）、山本正和君（無会）

○平成16年３月23日（火）（第３回）

○**義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第45号）（衆議院送付）**について河村文部科学大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成16年３月24日（水）（第４回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**平成十六年度一般会計予算（衆議院送付）**
平成十六年度特別会計予算（衆議院送付）
平成十六年度政府関係機関予算（衆議院送付）
（総務省所管（日本学術会議））について山口総務副大臣から説明を聴いた後、**（総務省所管（日本学術会議）及び文部科学省所管）**について河村文部科学大臣、原田文部科学副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕有馬朗人君（自民）、谷博之君（民主）、草川昭三君（公明）、畑野君枝君（共産）、山本正和君（無会）

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成16年３月25日（木）（第５回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第45号）（衆議院送付）**について河村文部科学大臣、原田文部科学副大臣、世耕総務大臣政務官、山下財務大臣政務官、馳文部科学大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕大野つや子君（自民）、大仁田厚君（自民）、草川昭三君（公明）、佐藤

泰介君（民主）、林紀子君（共産）、山本正和君（無会）

○平成16年３月30日（火）（第６回）

○**義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第45号）（衆議院送付）**について参考人愛媛県知事加戸守行君及び品川区教育委員会教育長若月秀夫君から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕亀井郁夫君（自民）、鈴木寛君（民主）、山本香苗君（公明）、林紀子君（共産）、山本正和君（無会）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第45号）（衆議院送付）**について河村文部科学大臣、原田文部科学副大臣、馳文部科学大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕橋本聖子君（自民）、中島章夫君（民主）、山本香苗君（公明）、林紀子君（共産）、山本正和君（無会）

（閣法第45号）賛成会派　自民、公明

反対会派　民主、共産、無会

○平成16年４月１日（木）（第７回）

○**日本学術会議法の一部を改正する法律案（閣法第29号）（衆議院送付）**について茂木国務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成16年４月６日（火）（第８回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**日本学術会議法の一部を改正する法律案（閣法第29号）（衆議院送付）**について茂木国務大臣、稲葉文部科学副大臣、政府参考人、参考人日本学士院院長長倉三郎君及び日本学術会議会長黒川清君に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕有馬朗人君（自民）、西岡武夫君（民主）、鈴木寛君（民主）、山本香苗君（公明）、林紀子君（共産）、山本正和君（無会）

（閣法第29号）賛成会派　自民、民主、公明、共産、無会

反対会派　なし

なお、附帯決議を行った。

○平成16年４月８日（木）（第９回）

○**放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第90号）**について河村文部科学大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成16年４月13日（火）（第10回）

○理事の補欠選任を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案（閣**

法第90号）について河村文部科学大臣、稲葉文部科学副大臣、田村文部科学大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕有馬朗人君（自民）、谷博之君（民主）、山本香苗君（公明）、林紀子君（共産）、山本正和君（無会）

（閣法第90号）賛成会派　自民、民主、公明、共産、無会

反対会派　なし

なお、附帯決議を行った。

○平成16年４月15日（木）（第11回）

○**著作権法の一部を改正する法律案（閣法第91号）**について河村文部科学大臣から趣旨説明を聴いた。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○知的財産に関する件について参考人社団法人日本レコード協会会長依田巽君、漫画家・貸与権連絡協議会幹事代理・21世紀のコミック作家の著作権を考える会理事弘兼憲史君及び日本コンパクトディスク・ビデオレンタル商業組合専務理事若松修君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕阿南一成君（自民）、鈴木寛君（民主）、山本香苗君（公明）、林紀子君（共産）、山本正和君（無会）

○平成16年４月20日（火）（第12回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**著作権法の一部を改正する法律案（閣法第91号）**について河村文部科学大臣、稲葉文部科学副大臣、田村文部科学大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕阿南一成君（自民）、中島章夫君（民主）、鈴木寛君（民主）、山本香苗君（公明）、林紀子君（共産）、山本正和君（無会）

（閣法第91号）賛成会派　自民、民主、公明、共産、無会

反対会派　なし

なお、附帯決議を行った。

○平成16年４月22日（木）（第13回）

○**私立学校法の一部を改正する法律案（閣法第59号）（衆議院送付）**について河村文部科学大臣から趣旨説明を聴いた。

また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○私立学校の外部評価に関する件、性教育の現状に関する件、高校新卒者の就職状況に関する件、専修学校運営の適正化に関する件、男女共同参画を目指す教育の充実に関する件、私立大学の経営状況に関する件等について河村文部科学大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕後藤博子君（自民）、伊藤基隆君（民主）、草川昭三君（公明）、林紀子君（共産）、山本正和君（無会）

○平成16年４月27日（火）（第14回）

○**私立学校法の一部を改正する法律案（閣法第59号）（衆議院送付）**について参考人日本私立中学高等学校連合会会長・中央教育審議会委員・学校法人渋谷教育学園理事長田村哲夫君、横浜市大学改革推進本部最高経営責任者・学校法人慶應義塾名誉参与孫福弘君及び日本私立大学教職員組合連合中央執行委員長・日本福祉大学社会福祉学部助教授今井証三君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕亀井郁夫君（自民）、鈴木寛君（民主）、山本香苗君（公明）、林紀子君（共産）、山本正和君（無会）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**私立学校法の一部を改正する法律案（閣法第59号）（衆議院送付）**について河村文部科学大臣、原田文部科学副大臣、馳文部科学大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕橋本聖子君（自民）、西岡武夫君（民主）、中島章夫君（民主）、山本香苗君（公明）、林紀子君（共産）、山本正和君（無会）

（閣法第59号）賛成会派　自民、民主、公明、共産、無会

反対会派　なし

なお、附帯決議を行った。

○**学校教育法等の一部を改正する法律案（閣法第86号）（衆議院送付）**について河村文部科学大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成16年５月11日（火）（第15回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**学校教育法等の一部を改正する法律案（閣法第86号）（衆議院送付）**について河村文部科学大臣、原田文部科学副大臣、馳文部科学大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕大野つや子君（自民）、大仁田厚君（自民）、伊藤基隆君（民主）、谷博之君（民主）、草川昭三君（公明）、林紀子君（共産）、山本正和君（無会）

○平成16年５月13日（木）（第16回）

○**学校教育法等の一部を改正する法律案（閣法第86号）（衆議院送付）**について参考人日本薬剤師会副会長児玉孝君、管理栄養士・大阪府高槻市議会議員橋本紀子君及びいのちをはぐくむ学校給食全国研究会代表雨宮正子君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕有馬朗人君（自民）、中島章夫君（民主）、山本香苗君（公明）、林紀子

君（共産）、山本正和君（無会）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**学校教育法等の一部を改正する法律案（閣法第86号）（衆議院送付）**について河村文部科学大臣、原田文部科学副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕後藤博子君（自民）、伊藤基隆君（民主）、鈴木寛君（民主）、山本香苗君（公明）、林紀子君（共産）、山本正和君（無会）

（閣法第86号）賛成会派　自民、民主、公明、共産、無会

反対会派　なし

なお、附帯決議を行った。

○平成16年５月18日（火）（第17回）

○**文化財保護法の一部を改正する法律案（閣法第87号）（衆議院送付）**について河村文部科学大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成16年５月20日（木）（第18回）

○理事の補欠選任を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**文化財保護法の一部を改正する法律案（閣法第87号）（衆議院送付）**について河村文部科学大臣、稲葉文部科学副大臣、斉藤国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕阿南一成君（自民）、中島章夫君（民主）、谷博之君（民主）、草川昭三君（公明）、吉川春子君（共産）、山本正和君（無会）

（閣法第87号）賛成会派　自民、民主、公明、共産、無会

反対会派　なし

なお、附帯決議を行った。

○平成16年５月25日（火）（第19回）

○**地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第126号）（衆議院送付）**について河村文部科学大臣から趣旨説明を聴いた。

また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成16年５月27日（木）（第20回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第126号）（衆議院送付）**について河村文部科学大臣、小野文部科学副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕有馬朗人君（自民）、大仁田厚君（自民）、山本正和君（無会）、中島章夫君（民主）、草川昭三君（公明）、林紀子君（共産）

○平成16年６月１日（火）（第21回）

○**地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第126号）（衆**

議院送付）について参考人慶應義塾大学大学院教授金子郁容君及び東京大学大学院助教授勝野正章君から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕亀井郁夫君（自民）、鈴木寛君（民主）、山本香苗君（公明）、林紀子君（共産）、山本正和君（無会）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第126号）（衆議院送付）**について河村文部科学大臣、小野文部科学副大臣、馳文部科学大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕大野つや子君（自民）、鈴木寛君（民主）、山本香苗君（公明）、林紀子君（共産）、山本正和君（無会）

（閣法第126号）賛成会派　自民、民主、公明、無会

反対会派　共産

なお、附帯決議を行った。

○平成16年６月10日（木）（第22回）

○**私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律案（閣法第48号）（衆議院送付）**について河村文部科学大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成16年６月14日（月）（第23回）

○理事の補欠選任を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律案（閣法第48号）（衆議院送付）**について河村文部科学大臣、小野文部科学副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕有馬朗人君（自民）、鈴木寛君（民主）、山本香苗君（公明）、林紀子君（共産）、山本正和君（無会）

（閣法第48号）賛成会派　自民、公明

反対会派　民主、共産、無会

○平成16年６月15日（火）（第24回）

○請願第11号外14件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第１号外201件を審査した。

○教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

（３）議案の要旨・附帯決議

○成立した議案

日本学術会議法の一部を改正する法律案（閣法第29号）

【要旨】

本法律案は、中央省庁等改革基本法第17条第９号の規定に基づき行われた総合科学技術会議における日本学術会議の在り方についての検討の結果等を踏まえ、日本学術会議の所轄、組織、会員の推薦方法等を改めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、所轄の変更

日本学術会議の所轄を総務大臣から内閣総理大臣に変更すること。

二、国際団体への加入

国際団体加入時に承認を行う大臣を内閣総理大臣に変更すること。

三、組織

１　日本学術会議会員（以下「会員」という。）の任期を６年に変更すること。

２　日本学術会議の副会長を２名から３名に変更するとともに、副会長の選出手続を変更すること。

３　日本学術会議に置かれる部を７部から３部に改組するとともに、各部の副部長及び幹事の選出手続を変更すること。

４　日本学術会議に、幹事会を置くこととし、所要の規定を設けること。

５　日本学術会議に、日本学術会議連携会員（以下「連携会員」という。）を置くこと。

６　日本学術会議に、会員又は連携会員をもって組織される常置又は臨時の委員会を置くことができること。

７　事務局の職員の任免を行う大臣を内閣総理大臣に変更すること。

四、会員の推薦

日本学術会議は、規則で定めるところにより、優れた研究又は業績がある科学者のうちから会員の候補者を選考し、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣に推薦すること。

五、施行期日等

１　平成17年10月１日から施行すること。ただし、初回の会員候補者の選考に係る部分については、公布の日から、所轄変更に係る部分については、平成17年４月１日から施行すること。

２　施行日までの間に必要な読替え規定を設けること。

３　現行の会員及び研究連絡委員会の委員の任期は、施行日の前日に満了すること。

４　初回の会員候補者を選考するために日本学術会議会員候補者選考委員会を置くこと。

５　組織等に関する引継規定を設けること。

【附帯決議】

政府及び関係者は、本法の施行に当たっては、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一、政府及び日本学術会議は、日本学術会議が我が国の科学者の内外に対する代表機関として独立性を保つとともに、科学の向上発達と行政・産業・国民生活への科学の反映浸透というその目的・機能を十分に発揮することができるよう努めること。

二、日本学術会議は、科学と社会のかかわりが増大している状況にかんがみ、時宜を得た答申、勧告、声明等を行うよう努めるとともに、国民に分かりやすい形での情報発信等、効果的・機動的な活動を行い、社会との交流の機会の充実に配意すること。

三、日本学術会議及びその委任を受けた幹事会等が職務を行うに際しては、多様な学問分野における学術動向について十分に配慮するとともに、公正性・中立性の確保に留意するよう努めること。

四、法改正後の日本学術会議会員の選出に当たっては、今回の法改正の趣旨にかんがみ、急速に進歩している科学技術や学問の動向に的確に対応する等のため、第一線の研究者を中心に、年齢層等のバランスに十分に配慮するとともに、女性会員等多様な人材を確保するよう努めること。

五、今後の日本学術会議の設置形態を検討するに当たっては、総合科学技術会議、日本学士院等との連携や役割分担の在り方等を踏まえるとともに、今回の法改正後の日本学術会議の活動状況の適切な評価に基づき、できる限り速やかに開始し、適当な時期に国会に報告すること。

右決議する。

義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第45号）

【要旨】

本法律案は、平成16年度における国及び地方公共団体を通じた財政改革のための国の補助金等の整理及び合理化等に伴い、公立の義務教育諸学校の教職員等に係る退職手当に要する経費及び児童手当に要する経費を国庫負担の対象外としようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、義務教育費国庫負担法の一部改正

公立の義務教育諸学校の教職員に係る義務教育費国庫負担金の対象経費のうち、退職手当に要する経費及び児童手当に要する経費について、国庫負担の対象外とすること。

二、公立養護学校整備特別措置法の一部改正

公立の養護学校の小学部及び中学部の教職員に係る義務教育費国庫負担金の対象経費のうち、退職手当に要する経費及び児童手当に要する経費について、国庫負担の対象外とすること。

三、その他

1　この法律は、平成16年４月１日から施行すること。

2　政府は、一及び二に基づく措置については、公立の義務教育諸学校並びに公立の養護学校の小学部及び中学部に係る教職員の給与等に要する経費の負担の在り方に関する平成18年度末までの検討の状況並びに社会経済情勢の変化を勘案し、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとすること。

3　この法律による改正後の義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法の規定は、平成16年度以降の年度の予算に係る国の負担について適用し、平成15年度以前の年度に係る経費につき平成16年度以降の年度に支出される国の負担については、なお従前の例によること。

4　その他所要の規定の整備を行うこと。

私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律案（閣法第48号）

【要旨】

本法律案は、少子高齢化の一層の進展等に対応し、私立学校教職員共済年金制度の長期的安定を図る等のため、基礎年金拠出金に対する国庫補助率の引上げ、70歳以上の教職員等に対する退職共済年金等の支給調整措置の導入等の措置を講ずるとともに、育児をする加入者に対する掛金免除措置を拡充するほか、国家公務員共済年金制度の改正に準じて退職共済年金等の給付水準の調整、配偶者間の共済年金の分割制度の導入等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、私立学校教職員共済法の一部改正

1　基礎年金拠出金に対する国庫補助の割合を２分の１に引き上げることとすること。ただし、特定年度（国民年金法等の一部を改正する法律案附則に規定する特定年度をいう。）の前年度までの間における国庫補助は、次のとおりとすること。

①　平成16年度においては、基礎年金拠出金の３分の１に相当する額に加え、２億5,868万7,000円を補助すること。

②　平成17年度から特定年度の前年度までの各年度においては、基礎年金拠出金の３分の１に相当する額に加え、基礎年金拠出金の1,000分の11に相当する額を補助すること。

2　長期給付に係る標準給与の等級区分については、国家公務員共済組合の長期給付に係る標準報酬の等級区分の改定措置その他の事情を勘案して、政令で定めるところによりその上限の改定を行うことができるものとすること。

3　育児休業又は育児休業に準ずる休業を終了した加入者が、その終了日に当該育児休業に係る３歳未満の子を養育している場合において、申出をしたときは、当該終了日の翌日の属する月以後３月間に受けた給与の平均額を給与月額として、標準給与を改定すること。

4　育児休業期間中に加え、育児休業に準ずる休業期間中についても掛金を免除すること。

5　標準給与の定時決定等を行う場合におけるその算定の対象とすべき月に係る給与支払日数の下限を20日から17日に引き下げること。

6　70歳以上の教職員等について、その者の給与等の月額と年金月額の合計額に応じた退職共済年金等の支給調整措置を導入すること。

7　長期給付の支給要件及び支給額の算定方式等について準用する国家公務員共済組合法の改正に伴い、関係規定の読替え等を行うこと。

二、関係法律の改正

私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和36年法律第140号）について、私立学校教職員共済法において準用する国家公務員共済組合法の改正に伴い、所要の規定の整備を行うこと。

三、施行期日

この法律は、平成16年10月１日から施行すること。ただし、一の３、４及び７の一部並びに二の一部については平成17年４月１日から、一の７の一部については平成18年４月１日から、一の５については平成18年７月１日から、一の６及び７の一部並びに二の一部については平成19年４月１日から、一の７の一部については平成20年４月１日から施行すること。

私立学校法の一部を改正する法律案（閣法第59号）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、私立学校審議会の構成の見直し

私立学校の校長等が委員総数の４分の３を超えることとする規定等を削除し、委員の資格、構成割合、推薦手続等は、都道府県知事の判断に委ねること。

二、理事会の設置等学校法人の管理運営制度の改善

1　学校法人設立時の寄附行為の認可申請に当たっての当該寄附行為の記載事項として、新たに役員の定数、任期、選任及び解任の方法並びに理事会に関する規定を加えること。

2　学校法人に理事会を置き、理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督することとするほか、理事会の招集方法、議長、定足数及び議決要件について定めること。

3　理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理することとすること。

4　理事は、寄附行為の定めるところにより、学校法人を代表し、理事長を補佐して学校法人の業務を掌理することとすること。

5　監事の職務として、新たに学校法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後２月以内に理事会及び評議員会に提出することを加えること。

6　監事は、評議員会の同意を得て理事長が選任することとするほか、評議員と兼ねて

はならないこととすること。

7　理事又は監事には、それぞれその選任の際現に当該学校法人の役員又は職員でない者が含まれるようにしなければならないこととすること。

8　事業計画については、理事長においてあらかじめ評議員会の意見を聞かなければならないこととすること。

9　理事長は、毎会計年度終了後２月以内に事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならないこととすること。

三、財産目録等の閲覧制度の創設等

1　学校法人は、毎会計年度終了後２月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書を作成しなければならないこととすること。

2　学校法人は、三の１の書類及び監査報告書を各事務所に備えて置き、在学者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならないこととすること。

3　学校法人の理事等は、財産目録等の備付けを怠り、又は財産目録等に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたときは、20万円以下の過料に処することとすること。

四、施行期日等

1　この法律は、平成17年４月１日から施行すること。ただし、四の３の規定は、公布の日から施行すること。

2　私立学校審議会の委員の任命並びに学外者からの役員の選任及び評議員会の同意を得て行う監事の選任に係る改正規定は、施行日以後に行われる委員の任命及び役員の選任について適用すること。

3　施行日前に設立された学校法人で、寄附行為に二の１の定めのないものは、平成18年３月31日までに、これらの事項について寄附行為をもって定めなければならないこととすること。

4　評議員会に対する事業の実績の報告、事業報告書及び監査報告書の作成及び事務所への備付け並びに財産目録等の閲覧に係る改正規定は、平成16年４月１日以後に始まる会計年度に係る事業の実績及び財産目録等について適用すること。

5　事業計画に関する評議員会からの意見聴取に係る改正規定は、施行日以後の期日を期間の始期とする事業計画について適用すること。

【附帯決議】

政府及び関係者は、私立学校の自主性及び公共性にかんがみ、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一、学校法人の管理運営制度の改善に当たっては、学校法人の自主的・自律的な取組が一層求められることにかんがみ、学校法人関係者に対し、本法の趣旨・制度の内容等について十分周知し、その理解と自主的な努力を促していくとともに、改善の状況についての検証を行うこと。

二、我が国の学校教育において、私学が大きな割合を占め建学の精神に基づく特色ある教育活動を通して重要な役割を果たしていることにかんがみ、私学振興策の促進に努めるとともに、私学助成の在り方については、私学の自主・自律性の確保、学費負担の軽減、適正な管理運営等の観点から不断の検討・見直しに努めること。

三、理事長及び理事の権限の明確化に当たっては、教学面における自律性の確保を図るよう配慮するなど、評議員会、教授会等との信頼関係の確立に努めること。

四、監事による監査の実効性を高めるため、適切な監事の選任、常勤監事の導入等監査体制の充実に努めるとともに、監事の意識や資質の向上等のための施策の充実にも配慮すること。

五、学校法人に求められる高い公共性にかんがみ、財務書類、事業報告書等については、外部からも分かりやすい内容となるよう留意すること。

また、設置する学校の種類や規模等、学校法人の多様な実態を踏まえ、各学校法人が自主的な判断により、より分かりやすい公開内容や方法を工夫し、積極的な財務情報の公開に努めること。

六、私立学校審議会の委員の選任に当たっては、当該都道府県の教育全般にわたる充実と発展を図ることができるよう配慮すること。

七、今回の法改正と外部評価制度とがあいまって、私学の公共性がより担保されることとなるため、大学等については、公平・適切な認証評価が行われるよう努めるとともに、初等中等教育については、自己点検・評価結果の公表を更に進めること。

右決議する。

学校教育法等の一部を改正する法律案（閣法第86号）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、栄養教諭の制度を創設し、栄養教諭を小中学校等に置くことができることとするとともに、その職務、免許、身分、定数、給与費の負担等について定めること。

二、大学の薬学を履修する課程のうち、薬剤師養成を目的とするものの修業年限を６年とすること。

三、この法律は平成17年４月１日から施行すること。ただし、薬学を履修する課程の修業年限に関する規定は平成18年４月１日から、栄養教諭の免許制度に関する規定は平成16年７月１日から施行すること。

【附帯決議】

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一、学校栄養職員及び栄養教諭の給与費については、国の責任において確保するとともに、適切な処遇等を維持するよう配慮すること。

二、全国の義務教育諸学校等において、食に関する指導等が充実するよう、現行の定数改善計画を進めるとともに、引き続き適切な配置基準の下、学校栄養職員と栄養教諭につ

いて必要な定数を確保するよう努めること。

特に、学校給食未実施校、共同調理場方式による学校給食実施校等における食に関する指導についても、遺漏のないよう十分留意すること。

三、前項による必要な定数の確保の努力とあいまって、栄養教諭への移行が円滑に進められるよう、学校栄養職員が栄養教諭免許状を取得するための認定講習等の機会の確保に努めること。

四、学校給食の管理と食に関する指導を一体的に行うことを任務とする栄養教諭の制度を確立するため、栄養教諭が食に関する指導を行うに当たっては、学級担任、教科担任等と連携し、学校全体として取り組むとともに、家庭や地域社会とも連携・理解を深め、より効果的な指導を行うよう努めること。

あわせて、食教育の充実の観点から、学校給食を身近な生きた教材として活用し、また、食材・給食の衛生管理の維持・強化を図るため、給食調理現場の充実に努めること。

五、栄養教諭及び学校栄養職員の資質能力の向上のため、新規採用者研修、経験者研修等の機会の確保及び内容の充実を図るとともに、他の教職員についても、食に関する理解を深めるための研修等の充実に努めること。

六、学校栄養職員については、現在行われている学級担任、教科担任との連携、特別非常勤講師として実施している学校給食指導の充実を図るとともに、研修の機会の確保等にも十分配慮すること。

七、栄養教諭養成のための大学等の教員養成課程を整備するとともに、教員養成課程を置く大学等と栄養士養成を行っている大学等とが連携し、栄養教諭免許状の取得が可能となるよう努めること。

八、薬学教育の修業年限延長の目的である医療薬学教育の充実のため、医療機関、関係行政機関等の理解と協力を得て、各大学における指導体制の整備、教育・実習施設の確保等に努めること。特に、長期の実務実習の受入れのための指導者及び施設の確保について配慮すること。

また、学生の実務実習に必要な基本的な能力の向上と教育・実習施設における受入れの円滑化を図るため、共用試験の導入等についても検討を更に進めること。

九、４年制と６年制の学部・学科が並立することにより、受験生に混乱が生じることのないよう、両学部・学科の目的、内容の違いについて十分な情報提供を行うとともに、転部、編入学等の制度も活用するなど、制度の弾力的運用と多様な人材の受入れに努めること。

十、第三者評価体制の整備を進めること等により、高度化する薬剤師の職能を支える基礎教育及び実務で要求される知識、技能、医療人としての倫理観、薬剤師としての責任感等が養えるような質の高い教育の維持向上を図るよう留意すること。

十一、医療技術の進展等の状況を踏まえ、現に薬剤師の資格を有している者に対し、生涯にわたり学習する機会が拡充されるよう配慮すること。

十二、薬学教育の修業年限延長に伴い、学費の負担が増加することから、大学への財政的支援や奨学金制度の充実に努め、経済力の差が進路選択及び学業の成就に影響を与えな

いよう配慮すること。

十三、薬学の充実・強化に当たっては、生命科学の進展、医療の高度化に対応し、大学、民間研究機関等において、国際競争力を持つ創薬等の研究開発を担う人材の育成に努めること。

右決議する。

文化財保護法の一部を改正する法律案（閣法第87号）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、文化的景観の保護

1　地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないものを文化的景観とし、新たに文化財として保護の対象とすること。

2　景観法に基づいて都道府県又は市町村が定める景観計画区域又は景観地区内にある文化的景観のうち特に重要なものについて、文部科学大臣は、当該都道府県等の申出により、重要文化的景観として選定することができるものとすること。

二、民俗技術の保護

地域における生活や生産に関する用具等の製作技術として伝承されてきた民俗技術を民俗文化財に新たに加え、保護の対象とすること。

三、登録制度の拡充

登録有形文化財の対象を、建造物以外の有形文化財にも拡充するとともに、有形の民俗文化財及び記念物についても登録制度を創設するものとすること。

四、施行期日

この法律は、平成17年４月１日から施行すること。

【附帯決議】

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一、文化的景観の保護に当たっては、地域住民の生活と密接にかかわるものであることから、住民の自主性を尊重し、適切な配慮を行うとともに、市町村や都道府県に対する支援措置の充実に努めること。

また、自然環境の保全、景観の形成等関連諸施策との関係についても、関係省庁と十分連携・調整を図り、文化的景観の保護を進めるとともに、景観法に基づく地域以外の文化的景観の保護の在り方について検討を進めること。

二、民俗技術などの民俗文化財の保護に当たっては、生活の発展に伴う変遷・変容が著しいことにかんがみ、次世代への継承を図るため、保護団体への支援、記録の作成などによる適切な保護に努めること。

また、指定の対象となり得る民俗技術について、その実態や変遷といった基礎的情報の全国的調査を更に進めること。

三、新たに登録制度の対象となる、建造物以外の有形文化財、有形の民俗文化財及び記念物について、登録を円滑かつ着実に行うとともに、修理に対する補助、技術的指導等支援措置の充実に努めること。

また、登録の対象となり得る文化財について、その所在や保存状態といった基礎的情報の全国的調査を更に進めること。

四、文化財の保存・活用の充実を図るため、地方公共団体における文化財保護の体制の整備を行うとともに、文化財関係予算の拡充、税制上の優遇措置などの支援の充実に努めるほか、文化財の保存・修理の技術の向上・普及にも留意すること。

五、国民が文化財に親しめる機会を拡充するため、国及び地方公共団体における有形・無形の文化財の総合的な情報システムの整備、博物館・美術館等の充実を通じた文化財の積極的な公開・活用やボランティア活動の奨励・支援に努めること。

また、児童生徒が学校や地域において文化財に身近に接し、学習する機会の充実にも努めること。

右決議する。

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第90号）（先議）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、放射性同位元素を装備した機器のうち設計の認証を受けたものについては使用の許可等の規制を合理化すること。

二、放射性同位元素の販売及び賃貸の業の許可制を届出制に改めること。

三、放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物の埋設の方法による最終的な処分に係る規定を整備すること。

四、密封された放射性同位元素であって放射線障害のおそれが少ないものを扱う施設については、施設検査及び定期検査を合理化すること。

五、放射性同位元素等を扱う特定の施設における放射線測定記録等の定期確認制度を創設すること。

六、講習の修了のみで交付される第３種放射線取扱主任者免状及び放射線取扱主任者の定期講習制度を創設すること。

七、登録認証機関、登録検査機関、登録定期確認機関、登録運搬方法確認機関、登録運搬物確認機関、登録埋設確認機関、登録試験機関、登録資格講習機関及び登録定期講習機関の登録の要件等これらの機関が業務を行うに当たり必要な規定を整備すること。

八、この法律は、公布の日から起算して１年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。ただし、登録認証機関等の登録の事前申請に係る規定等は、公布の日から施行すること。

九、この法律の施行に伴う経過措置等の所要の規定を整備すること。

【附帯決議】

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一、放射性同位元素等は社会で幅広く使用されていることにかんがみ、放射線業務従事者及び一般公衆の放射線障害防止には万全を期すること。

二、医療分野における放射性同位元素等に係る二重規制については、関係府省は相互に連携を取りつつ、過剰照射対策など安全の確保を大前提に、その改善に取り組むこと。

三、放射性同位元素に係る国際標準値の導入に伴い、これまで規制対象外であった機器等が新たに規制対象となることにかんがみ、事業者等が本法の内容を適確に理解できるよう、分かりやすい形で広く周知すること。

四、放射性同位元素及び放射性同位元素装備機器等に係る事故、回収等に関する事業者の国への報告及び記録の作成・保存については、遺漏のないよう万全を期するとともに、報告された内容について、国は安全上の影響度等を公平・適切に評価し、安全確保の観点からその周知に努めること。

五、登録認証機関等に対しては、業務の実施状況及び財務の状況について定期的に総点検を行うなど、適正な業務実施が確保されるよう万全の措置をとること。

六、最終処分事業については、高い公益性を有しかつ埋設施設の管理等が長期的に実施されることにかんがみ、同事業が将来にわたり安全かつ確実に実施されるよう、事業の許可や事業開始後の安全確認には万全を期するとともに、情報提供を積極的に行うなど、立地地域との信頼関係の確立に努めること。

七、今後の廃棄物処理処分技術の更なる向上のために、処理処分方法に関する研究開発を積極的に進めること。

右決議する。

著作権法の一部を改正する法律案（閣法第91号）（先議）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、専ら国外において頒布することを目的とする商業用レコードを情を知って国内において頒布する目的をもって輸入する行為等を、著作権又は著作隣接権を侵害する行為とみなすこととすること。

二、書籍又は雑誌の貸与についての経過措置を廃止し、書籍又は雑誌の貸与による公衆への提供について貸与権が及ぶこととすること。

三、著作権等の侵害についての懲役刑及び罰金刑の上限を引き上げるとともに、これらを併科できることとすること。

四、この法律は、平成17年１月１日から施行すること。

五、この法律の施行に伴う所要の経過措置について規定すること。

【附帯決議】

政府及び関係者は、著作権制度に係る国際的動向等に対応し、著作権等の保護と著作物

の利用の円滑化を図るため、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一、商業用レコードの還流防止措置の運用に当たっては、権利の侵害とみなす要件の明確化とその周知に努めるとともに、私的使用のための個人輸入や並行輸入等により多様な輸入レコードが国民の間に浸透し、音楽に関する文化・産業の発展に寄与してきた経緯等を踏まえ、制度の趣旨に則し、かつ消費者保護及び適正な流通市場の維持の観点を重視した運用がなされるよう、十分留意すること。

なお、洋楽の商業用レコードについては、還流防止措置が行使されることなどにより、著しく消費者の利益が侵害される事態が発生した場合には、本法の見直しを含め、再検討すること。

二、還流防止措置の対象となる商業用レコードを一定期間に限定する政令を定めるに当たっては、権利者、消費者等関係者の意見を十分に聴取し、適正な期間とするとともに、今後の動向も見ながら適宜検討・見直しを図ること。

三、還流防止措置の対象となる著作物の拡大については、消費者保護や公正取引の観点から慎重に対応すること。

四、本法施行後、還流防止措置導入後の消費者への利益還元、内外価格差及び商業用レコードの輸入状況等諸情勢を勘案し、還流防止制度全般について、必要に応じ適切な措置を講ずること。

五、還流防止措置の導入により、再販制度とあいまって、商業用レコードの価格が二重に保護されることになるとの指摘等も踏まえ、販売価格の引下げ等消費者への利益の還元に更に努めるとともに、再販制度については、消費者保護の観点から、一層の弾力的運用に努めること。

六、海賊版による権利侵害に対しては、侵害状況調査の拡充や侵害発生国政府への対策強化の積極的な要請等実効性のある対策に努めること。

七、書籍・雑誌に貸与権を付与するに当たっては、その趣旨にかんがみ、公正な使用料と適正な貸与禁止期間の設定によって許諾し円滑な利用秩序の形成を図るとともに、貸与権を管理する新たな機関が、権利者の保護と書籍等の円滑な利用の促進という要請にこたえることができるよう体制を整備すること。

右決議する。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第126号）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、教育委員会は、その指定する学校（以下「指定学校」という。）の運営に関して協議する機関として、指定学校ごとに、学校運営協議会を置くことができることとすること。なお、市町村教育委員会が、県費負担教職員の存する学校を指定しようとするときは、あらかじめ、都道府県教育委員会に協議しなければならないこととすること。

二、学校運営協議会の委員は、指定学校の所在する地域の住民、指定学校に在籍する生徒、

児童又は幼児の保護者その他教育委員会が必要と認める者について、教育委員会が任命するものとすること。

三、指定学校の校長は、指定学校の運営に関して、教育課程の編成その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、学校運営協議会の承認を得なければならないこととすること。

四、学校運営協議会は、指定学校の運営に関する事項について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができることとすること。

五、学校運営協議会は、指定学校の職員の採用その他の任用に関する事項について、その任命権者に対して意見を述べることができる（その職員が県費負担教職員であるときは、市町村教育委員会を経由する。）こととし、任命権者は、その意見を尊重するものとすること。

六、教育委員会は、学校運営協議会の運営が著しく適正を欠くことにより、指定学校の運営に現に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合においては、指定を取り消さなければならないこととすること。

七、指定学校の指定及び指定の取消の手続、指定の期間、学校運営協議会の委員の任免の手続及び任期、学校運営協議会の議事の手続その他学校運営協議会の運営に関し必要な事項については、教育委員会規則で定めるものとすること。

八、この法律は、公布の日から起算して３月を経過した日から施行すること。

【附帯決議】

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一、学校運営協議会が円滑に導入されるよう、制度の意義について、全国的な周知徹底に努めること。その際には、保護者や地域住民等に対し、ＰＴＡ、学校評議員制度との相違点やそれぞれの役割等について十分な説明を行い、理解を得るよう努めること。

二、学校運営協議会を置く学校を指定するに当たっては、学校や地域の実情を踏まえ、公平・適切に行うこと。特に、学校が地域コミュニティの拠点であることに配意し、保護者や地域住民の主体的な意欲と要望を尊重し、指定の是非について検討すること。

なお、市町村教育委員会と都道府県教育委員会の事前協議が必要な場合、市町村教育委員会の判断を尊重すること。また、事前協議には必ずしも都道府県教育委員会の同意を得ることまでは必要としていないことについて周知すること。

三、保護者や地域住民等が一定の権限と責任を持って、より主体的に学校運営に参画することを可能とするという目的を踏まえ、教育委員会は、地域の実情に応じた個性や特色ある教育活動を展開するため、学校運営協議会の委員について、委員構成の適切な均衡にも配慮し、公募制、推薦制などの手続により、幅広い分野から任命すること。

なお、委員の確保・任命が円滑に行われるよう、委員の都合・事情等を配慮した学校運営協議会の開催、委員の事務的負担の軽減などにも十分留意すること。

四、指定学校の指定及び取消しの要件、委員の任免手続など、教育委員会規則で定める学校運営協議会に関する事項については、各地方公共団体間で大幅な相違が生じないよう

通知等による適切な指導、助言を行うこと。

五、指定学校の運営に当たっては、教育委員会、校長及び学校運営協議会の学校運営に関する責任の所在をあらかじめ明確にするとともに、関係者間の意思疎通が十分に図られるよう配慮すること。

また、学校運営協議会が十分に機能し、指定学校の運営が適正・活性化されるよう、学校運営協議会に対する情報提供には十全を期するとともに、委員の要望等に沿った研修の機会の確保等の支援を促すほか、学校運営協議会の特色ある取組や活動については、広報・紹介に努めること。

六、指定学校における校長の裁量の充実と必要な予算の確保等が図られるよう、適切な指導、助言を行うとともに、基本的な教育水準の面では、指定学校とそれ以外の学校とで格差が生ずることのないよう、教育の機会均等の確保に配慮すること。

七、学校運営協議会が任命権者に対して指定学校の職員の採用その他の任用に関する事項について意見を述べるに当たっては、学校運営協議会において適正な判断がなされるよう、教育委員会、学校等は必要な情報の提供に努めること。

また、教育委員会は、引き続き教職員の人事制度及びその運用の公正・公平性の維持に努めること。

なお、任命権者が学校運営協議会の意見と異なる判断をせざるを得ない場合には、その合理的な理由について学校運営協議会に対して説明責任を有することについて周知すること。

八、学校運営協議会制度の実施状況について、継続的な評価を行い、その成果と問題点を明確にすることにより、この制度の在り方も含め、学校運営の更なる改善に努めること。

九、学校運営協議会制度の実施状況等を見極めつつ、教育委員会と学校との関係など教育委員会制度の在り方について真剣に検討を進めること。

十、指定学校とそれ以外の学校の運営に当たっては、地域社会や家庭との連携と協力を一層進め、地域と家庭の教育力を高めるよう努めるとともに、必要に応じて、児童生徒の発達段階に配慮しつつ、児童生徒が意見を述べる機会を得られるよう適切な配慮に努めること。

右決議する。

厚生労働委員会

委員一覧（25名）

委員長	国井	正幸（自民）	斎藤	十朗（自民）	柳田	稔（民主）
理　事	武見	敬三（自民）	田浦	直（自民）	山本	孝史（民主）
理　事	藤井	基之（自民）	伊達	忠一（自民）	風間	昶（公明）
理　事	辻	泰弘（民主）	中原	爽（自民）	井上	美代（共産）
理　事	森	ゆうこ（民主）	南野	知惠子（自民）	小池	晃（共産）
理　事	遠山	清彦（公明）	宮崎	秀樹（自民）	福島	瑞穂（社民）
	有村	治子（自民）	浅尾	慶一郎（民主）	西川	きよし（無）
	金田	勝年（自民）	朝日	俊弘（民主）		
	佐々木	知子（自民）	大脇	雅子（民主）		（16.3.11 現在）

（1）審議概観

第159回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出11件（うち本院先議３件）、本院議員提出１件及び衆議院提出３件（厚生労働委員長提出２件、青少年問題に関する特別委員長提出１件）の合計15件であり、そのうち、内閣提出及び衆議院提出の合計14件を可決した。

また、本委員会付託の請願86種類1949件のうち、３種類124件を採択した。

〔法律案の審査〕

年　金　急速な高齢化の進展等社会経済情勢の変化に対応した持続可能な制度を構築するとともに、多様な生き方・働き方への対応を図ることを目的として、年金制度改革関連３法案が提出された。**国民年金法等の一部を改正する法律案**は、基礎年金に対する国庫負担割合の引上げ、保険料水準の上限の設定及び給付水準の自動調整制度の導入、在職老齢年金制度の見直し、離婚時の厚生年金の分割制度の創設等を内容とするものである。なお、衆議院において、公的年金制度等の見直しに関する規定を附則に追加する修正が行われた。**年金積立金管理運用独立行政法人法案**は、年金資金運用基金が行ってきた厚生年金保険及び国民年金の積立金の管理及び運用について、専門性の徹底及び責任体制の明確化を一層図るため、新たに年金積立金管理運用独立行政法人を設立することを内容とするものである。**高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案**は、急速な高齢化の進展に対応し、高年齢者の安定した雇用の確保等を図るため、事業主に定年の引上げ、継続雇用制度の導入等を義務付けること等を内容とするものである。委員会においては、３法律案の審査が一括して行われ、年金制度における負担と給付の調整の在り方、公的年金制度の一元化に向けた今後の方向性、国民年金の未納及び厚生年金の空洞化への対応策、被保険者に対する適切な情報提供の必要性、年金積立金の現状と今後の運用方針、高年齢者の再就職支援の重要性等について、小泉内閣総理大臣にも出席を求め質疑が行われた。

また、横浜市に委員を派遣して地方公聴会が開催された。質疑終局・討論省略の動議によって３法律案の質疑を終局し、３法律案はいずれも多数をもって可決された。

年金関係では他に、平成16年度における特例措置として、公的年金等の額について、平成13年の年平均の消費者物価指数に対する平成15年の年平均の消費者物価指数の比率を基準として改定することを内容とする**平成十六年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律案**が提出された。委員会においては、特例措置による財政影響、基礎年金の水準の考え方等について質疑が行われた。質疑終局の後、日本共産党より、平成16年度の公的年金等の額を平成15年度と同額に据え置くことを内容とする修正案が提出された。討論の後、修正案は否決され、本法律案は多数をもって原案どおり可決された。

その他　**児童福祉法等の一部を改正する法律案**は、国・地方を通じた財政改革のための国の補助金等の整理及び合理化等に伴い、公立保育所における保育の実施に要する費用について、国庫負担の対象外とする措置等を講じようとするものである。委員会においては、公立保育所運営費負担金等を国庫負担等の対象外とした理由、今回の措置が保育サービスに及ぼす影響等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。

児童手当法の一部を改正する法律案は、急速な少子化の進展等を踏まえ、総合的な次世代育成支援対策を推進するため、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減等を図る観点から、３歳以上義務教育就学前の児童に係る特例給付の支給期間を小学校第３学年修了前まで延長しようとするものである。なお、衆議院において、施行期日等について修正が行われた。委員会においては、少子化対策における児童手当の位置付け、支給対象年齢の引上げの根拠等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。

児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律案は、児童虐待問題が深刻化している状況にかんがみ、児童虐待の防止等に関する施策を強化するため、児童虐待の定義の明確化、国及び地方公共団体の責務等の強化、児童虐待の通告義務の範囲の拡大、児童の安全の確認及び安全の確保に万全を期するための規定の整備等を行おうとするものである。委員会においては、児童相談所等の職員の確保策、関係機関の連携強化の必要性、立入調査における警察官の関与の在り方等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。

上記のほか、**社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案、社会保障に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案、独立行政法人医薬基盤研究所法案、結核予防法の一部を改正する法律案、薬剤師法の一部を改正する法律案、クリーニング業法の一部を改正する法律案及び公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案**がそれぞれ可決された。

〔国政調査等〕

３月11日、厚生労働行政の基本施策について坂口厚生労働大臣から所信を、平成16年度厚生労働省関係予算について森厚生労働副大臣から説明を、それぞれ聴取した。

３月18日、第158回国会閉会後の平成15年12月10日、11日の両日、東京都及び栃木県において実施した社会保障及び労働問題等に関する実情調査のための委員派遣について、派遣委員から報告を聴取した。

また、同日、厚生労働行政の基本施策について、医薬品の適応外処方の考え方、年金福祉施設を整理・精算するための独立行政法人を設立する必要性、米国産の牛等由来物を原材料とする医薬品等への対応策、インフルエンザワクチンの供給体制の在り方、公的年金制度が抱える課題への対応策、ワークシェアリングの進捗状況及び課題、派遣労働者の労働条件改善のための取組状況、介護保険制度の在り方、若年者雇用対策の在り方、戦没者遺骨に対するＤＮＡ鑑定の実施状況、有期契約労働者の育児休業取得を保障する必要性、支援費制度と介護保険制度の統合を検討する理由、国保組合に対する国庫補助の算定基準の考え方等について質疑を行った。

３月24日、予算委員会から委嘱された平成16年度厚生労働省関係予算の審査を行い、ＤＶ被害者の一時保護委託に関する予算の活用状況、国民年金保険料の納付推進のための広報の在り方、公的年金の一元化に向けた取組、へき地医療の現状と対策、医師臨床研修費補助金の内容、非正規雇用者の育児休業取得の実態と今後の対策、要介護者の輸送サービスに係る道路運送法上の許可の取扱い等について質疑を行った。

４月20日、日本歯科医師会・日本歯科医師連盟問題に関する件を議題とし、中医協改革の必要性、中医協をめぐる贈収賄事件についての調査状況、中医協における診療報酬改定過程の透明性確保の必要性、中医協における公益委員の位置付けとその役割、診療報酬体系の在り方と今後の改革の方向性、診療報酬の事後評価の在り方、かかりつけ歯科医初診料の導入とその後の適用緩和が医療費に与えた影響、日本歯科医師会と日本歯科医師連盟の活動の実態と両者の関係等について質疑を行った。

４月27日、日本歯科医師会・日本歯科医師連盟問題に関する件を議題とし、中医協改革の必要性、中医協改革に対する中医協会長の見解、中医協の委員構成の在り方、診療報酬改定が政治判断に委ねられることの是非、診療報酬改定作業の具体的な進め方、診療報酬改定議論の公開の在り方、診療報酬改定後の事後評価の在り方、かかりつけ歯科医初診料の創設経緯と見直し改定の経過等について質疑を行った。

５月11日、公的年金に係る個人情報管理の在り方、広島労働局における公金不適正支出事件の調査状況と再発防止策、選択エージェンシーからの監修料受領の実態、ホームヘルパーの処遇改善と雇用促進の必要性、痴呆性高齢者対策の在り方等について質疑を行った。

（２）委員会経過

○平成16年３月11日（木）（第１回）

○社会保障及び労働問題等に関する調査を行うことを決定した。

○厚生労働行政の基本施策に関する件について坂口厚生労働大臣から所信を聴いた。

○平成16年度厚生労働省関係予算に関する件について森厚生労働副大臣から説明を聴いた。

○平成16年３月18日（木）（第２回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○派遣委員から報告を聴いた。

○厚生労働行政の基本施策に関する件について坂口厚生労働大臣、森厚生労働副大臣、谷畑厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕武見敬三君（自民）、藤井基之君（自民）、大脇雅子君（民主）、谷博之君（民主）、遠山清彦君（公明）、井上美代君（共産）、福島瑞穂君（社民）、西川きよし君（無）

○平成16年３月23日（火）（第３回）

○**児童福祉法等の一部を改正する法律案（閣法第24号）（衆議院送付）**について坂口厚生労働大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成16年３月24日（水）（第４回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**平成十六年度一般会計予算（衆議院送付）**
平成十六年度特別会計予算（衆議院送付）
平成十六年度政府関係機関予算（衆議院送付）
（厚生労働省所管）について坂口厚生労働大臣、谷畑厚生労働副大臣、実川法務副大臣、森厚生労働副大臣、山下財務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕南野知惠子君（自民）、森ゆうこ君（民主）、辻泰弘君（民主）、遠山清彦君（公明）、小池晃君（共産）、福島瑞穂君（社民）、西川きよし君（無）

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成16年３月25日（木）（第５回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**児童福祉法等の一部を改正する法律案（閣法第24号）（衆議院送付）**について坂口厚生労働大臣、森厚生労働副大臣、谷畑厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局した。

〔質疑者〕森ゆうこ君（民主）、井上美代君（共産）、福島瑞穂君（社民）、西川きよし君（無）

○**平成十六年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律案（閣**

法第28号）（衆議院送付）について坂口厚生労働大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成16年３月30日（火）（第６回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**平成十六年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律案（閣法第28号）（衆議院送付）**について坂口厚生労働大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕辻泰弘君（民主）、小池晃君（共産）、福島瑞穂君（社民）、西川きよし君（無）

（閣法第28号）賛成会派　自民、公明、無

反対会派　民主、共産、社民

○**児童福祉法等の一部を改正する法律案（閣法第24号）（衆議院送付）**について討論の後、可決した。

（閣法第24号）賛成会派　自民、公明、無

反対会派　民主、共産、社民

○平成16年４月１日（木）（第７回）

○**児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第11号）（衆議院提出）**について提出者衆議院青少年問題に関する特別委員長武山百合子君から趣旨説明を聴いた。

○平成16年４月６日（火）（第８回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第11号）（衆議院提出）**について提出者衆議院青少年問題に関する特別委員長代理小泉龍司君、同富田茂之君、同石井郁子君、同石毛鍈子君、坂口厚生労働大臣、谷畑厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕南野知惠子君（自民）、森ゆうこ君（民主）、遠山清彦君（公明）、西山登紀子君（共産）、西川きよし君（無）

（衆第11号）賛成会派　自民、民主、公明、共産、無

反対会派　なし

欠席会派　社民

○**クリーニング業法の一部を改正する法律案（衆第17号）（衆議院提出）**

公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（衆第18号）（衆議院提出）

以上両案について提出者衆議院厚生労働委員長衛藤晟一君から趣旨説明を聴いた。

○平成16年４月８日（木）（第９回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**クリーニング業法の一部を改正する法律案（衆第17号）（衆議院提出）**

公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（衆第18号）（衆議院提出）

以上両案について提出者衆議院厚生労働委員長衛藤晟一君、坂口厚生労働大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

〔質疑者〕藤井基之君（自民）、辻泰弘君（民主）、井上美代君（共産）、福島瑞穂君（社民）、西川きよし君（無）

（衆第17号）賛成会派　自民、民主、公明、共産、社民、無
反対会派　なし

（衆第18号）賛成会派　自民、民主、公明、共産、社民、無
反対会派　なし

○平成16年４月13日（火）（第10回）

○**独立行政法人医薬基盤研究所法案（閣法第95号）**について坂口厚生労働大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成16年４月15日（木）（第11回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**独立行政法人医薬基盤研究所法案（閣法第95号）**について坂口厚生労働大臣、稲葉文部科学副大臣、政府参考人及び参考人独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長宮島彰君に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕浜四津敏子君（公明）、朝日俊弘君（民主）、山本孝史君（民主）、小池晃君（共産）、西川きよし君（無）

（閣法第95号）賛成会派　自民、民主、公明、無
反対会派　共産
欠席会派　社民

なお、附帯決議を行った。

○平成16年４月20日（火）（第12回）

○**結核予防法の一部を改正する法律案（閣法第96号）**について坂口厚生労働大臣から趣旨説明を聴いた。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○日本歯科医師会・日本歯科医師連盟問題に関する件について坂口厚生労働大臣、森厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕山本孝史君（民主）、朝日俊弘君（民主）、遠山清彦君（公明）、井上美代君（共産）、西川きよし君（無）

○平成16年４月22日（木）（第13回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**結核予防法の一部を改正する法律案（閣法第96号）**について坂口厚生労働大臣、谷畑

厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕藤井基之君（自民）、朝日俊弘君（民主）、遠山清彦君（公明）、井上美代君（共産）、西川きよし君（無）

（閣法第96号）賛成会派　自民、民主、公明、共産、無
反対会派　なし
欠席会派　社民

なお、附帯決議を行った。

○**薬剤師法の一部を改正する法律案（閣法第97号）**について坂口厚生労働大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成16年４月27日（火）（第14回）

○参考人の出席を求めることを決定した。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○日本歯科医師会・日本歯科医師連盟問題に関する件について政府参考人、参考人健康保険組合連合会会長千葉一男君、日本労働組合総連合会事務局長草野忠義君、中央社会保険医療協議会会長星野進保君及び厚生労働事務次官大塚義治君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕伊達忠一君（自民）、山本孝史君（民主）、朝日俊弘君（民主）、遠山清彦君（公明）、井上美代君（共産）、福島瑞穂君（社民）、西川きよし君（無）

○平成16年５月11日（火）（第15回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○年金関係の個人情報の管理に関する件、広島労働局における公金不適正支出に関する件、選択エージェンシーからの監修料受領に関する件、ホームヘルパーの処遇改善と雇用促進に関する件、痴呆性高齢者対策に関する件等について坂口厚生労働大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕辻泰弘君（民主）、井上美代君（共産）、西川きよし君（無）

○**薬剤師法の一部を改正する法律案（閣法第97号）**について坂口厚生労働大臣、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕田浦直君（自民）、藤井基之君（自民）、森ゆうこ君（民主）、朝日俊弘君（民主）、遠山清彦君（公明）、井上美代君（共産）

○平成16年５月13日（木）（第16回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**薬剤師法の一部を改正する法律案（閣法第97号）**について坂口厚生労働大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕谷博之君（民主）、井上美代君（共産）、福島瑞穂君（社民）、西川きよし君（無）

（閣法第97号）賛成会派　自民、民主、公明、共産、社民、無
反対会派　なし

なお、附帯決議を行った。

○**国民年金法等の一部を改正する法律案（閣法第30号）（衆議院送付）**
年金積立金管理運用独立行政法人法案（閣法第31号）（衆議院送付）
高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第32号）（衆議院送付）

以上３案について坂口厚生労働大臣から趣旨説明を聴き、国民年金法等の一部を改正する法律案（閣法第30号）（衆議院送付）の衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員長勢甚遠君から説明を聴いた。

○平成16年５月18日（火）（第17回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**国民年金法等の一部を改正する法律案（閣法第30号）（衆議院送付）**
年金積立金管理運用独立行政法人法案（閣法第31号）（衆議院送付）
高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第32号）（衆議院送付）

以上３案について小泉内閣総理大臣、坂口厚生労働大臣、森厚生労働副大臣、谷畑厚生労働副大臣及び馳文部科学大臣政務官に対し質疑を行った。

・質疑

〔質疑者〕武見敬三君（自民）、浅尾慶一郎君（民主）

・内閣総理大臣に対する質疑

〔質疑者〕武見敬三君（自民）、※藤井基之君（自民）、※南野知惠子君（自民）、櫻井充君（民主）、遠山清彦君（公明）、小池晃君（共産）、福島瑞穂君（社民）、西川きよし君（無）　※関連質疑

○平成16年５月20日（木）（第18回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**国民年金法等の一部を改正する法律案（閣法第30号）（衆議院送付）**
年金積立金管理運用独立行政法人法案（閣法第31号）（衆議院送付）
高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第32号）（衆議院送付）

以上３案について坂口厚生労働大臣、坂本経済産業副大臣、森厚生労働副大臣、石井財務副大臣、谷畑厚生労働副大臣、鶴保国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

・質疑（午前）

〔質疑者〕浅尾慶一郎君（民主）、遠山清彦君（公明）、小池晃君（共産）、西川きよし君（無）

・質疑（午後）

〔質疑者〕藤井基之君（自民）、山本孝史君（民主）、大脇雅子君（民主）、小池晃君（共産）、井上美代君（共産）、西川きよし君（無）

○平成16年５月25日（火）（第19回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**国民年金法等の一部を改正する法律案（閣法第30号）（衆議院送付）**
年金積立金管理運用独立行政法人法案（閣法第31号）（衆議院送付）
高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第32号）（衆議院送付）

以上３案について坂口厚生労働大臣、森厚生労働副大臣、谷畑厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕有村治子君（自民）、藤井基之君（自民）、森ゆうこ君（民主）、朝日俊弘君（民主）、日笠勝之君（公明）、大門実紀史君（共産）、福島瑞穂君（社民）、西川きよし君（無）

○平成16年５月27日（木）（第20回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**国民年金法等の一部を改正する法律案（閣法第30号）（衆議院送付）**
年金積立金管理運用独立行政法人法案（閣法第31号）（衆議院送付）
高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第32号）（衆議院送付）

以上３案について坂口厚生労働大臣、谷畑厚生労働副大臣、森厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕伊達忠一君（自民）、南野知惠子君（自民）、若林秀樹君（民主）、辻泰弘君（民主）、渡辺孝男君（公明）、小池晃君（共産）、福島瑞穂君（社民）、西川きよし君（無）

また、３案審査のため委員派遣を行うことを決定した。

○平成16年６月１日（火）（第21回）

○**国会議員未納付国民年金保険料に係る公表及び特例保険料の納付に関する法律案（参第17号）**について発議者参議院議員西岡武夫君から趣旨説明を聴いた。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○派遣委員から報告を聴いた。

○**国民年金法等の一部を改正する法律案（閣法第30号）（衆議院送付）**
年金積立金管理運用独立行政法人法案（閣法第31号）（衆議院送付）
高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第32号）（衆議院送付）

以上３案について坂口厚生労働大臣、森厚生労働副大臣、谷畑厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕田浦直君（自民）、中原爽君（自民）、森ゆうこ君（民主）、柳田稔君（民主）、辻泰弘君（民主）、遠山清彦君（公明）、井上美代君（共産）、福島瑞穂君（社民）、西川きよし君（無）

○平成16年６月３日（木）（第22回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**国民年金法等の一部を改正する法律案（閣法第30号）（衆議院送付）**
年金積立金管理運用独立行政法人法案（閣法第31号）（衆議院送付）
高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第32号）（衆議院送付）

以上３案について小泉内閣総理大臣、坂口厚生労働大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

・質疑

〔質疑者〕藤井基之君（自民）、朝日俊弘君（民主）、大脇雅子君（民主）、池田幹幸君（共産）

・内閣総理大臣に対する質疑

〔質疑者〕南野知惠子君（自民）、山本孝史君（民主）、遠山清彦君（公明）

（閣法第30号）賛成会派　自民、公明
反対会派　民主、共産、社民、無

（閣法第31号）賛成会派　自民、公明
反対会派　民主、共産、社民、無

（閣法第32号）賛成会派　自民、公明
反対会派　民主、共産、社民、無

○平成16年６月10日（木）（第23回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**児童手当法の一部を改正する法律案（閣法第33号）（衆議院送付）**
社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案（閣法第93号）（衆議院送付）
社会保障に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案（閣法第94号）（衆議院送付）

以上３案について坂口厚生労働大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、阿部外務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、

社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案（閣法第93号）（衆議院送付）
社会保障に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案（閣法第94号）（衆議院送付）

以上両案をいずれも可決した。

〔質疑者〕山本孝史君（民主）、遠山清彦君（公明）、井上美代君（共産）、西川

きよし君（無）

（閣法第93号）賛成会派　自民、民主、公明、共産、無

反対会派　なし

欠席会派　社民

（閣法第94号）賛成会派　自民、民主、公明、共産、無

反対会派　なし

欠席会派　社民

○平成16年６月14日（月）（第24回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**児童手当法の一部を改正する法律案（閣法第33号）（衆議院送付）**について坂口厚生労働大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕大脇雅子君（民主）、遠山清彦君（公明）、井上美代君（共産）、福島瑞穂君（社民）、西川きよし君（無）

（閣法第33号）賛成会派　自民、公明、共産、社民、無

反対会派　民主

○平成16年６月16日（水）（第25回）

○請願第659号外123件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第56号外1824件を審査した。

○社会保障及び労働問題等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

（３）議案の要旨・附帯決議

①成立した議案

児童福祉法等の一部を改正する法律案（閣法第24号）

【要旨】

本法律案は、平成16年度における国及び地方公共団体を通じた財政改革のための国の補助金等の整理及び合理化等に伴い、公立保育所における保育の実施に要する費用等を国庫負担等の対象外とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、児童福祉法を改正し、公立保育所における保育の実施に要する費用について、国庫負担等の対象外とする。

二、国民健康保険法、児童扶養手当法、児童手当法及び介護保険法を改正し、これら４法律に基づく地方公共団体の法施行事務経費について、国庫負担等の対象外とする。

三、この法律は、平成16年４月１日から施行する。

平成十六年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律案（閣法第28号）

【要旨】

本法律案は、現下の社会経済情勢にかんがみ、平成16年度の公的年金等の額の改定について、特例措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、平成16年度における特例措置として、国民年金、厚生年金、児童扶養手当等の額について、国民年金法等の規定にかかわらず、平成13年の年平均の消費者物価指数に対する平成15年の年平均の消費者物価指数の比率を基準として改定することとする。

二、この法律は、平成16年４月１日から施行する。

国民年金法等の一部を改正する法律案（閣法第30号）

【要旨】

本法律案は、国民年金及び厚生年金について、社会経済情勢の変化に対応した持続可能な制度を構築するため、基礎年金に対する国庫負担割合の引上げ、保険料水準固定方式の導入その他の措置を講ずるとともに、企業年金について、厚生年金基金制度、確定給付企業年金制度及び確定拠出年金制度の改善措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

第一　国民年金及び厚生年金関係

一　給付と負担の見直し

1　基礎年金国庫負担割合の引上げ

①　基礎年金の国庫負担割合を本則上２分の１とする。

②　附則において、平成16年度から引上げに着手し、平成17年度及び平成18年度に、別に法律で定めるところにより更に適切な水準へ引き上げること、及び平成19年

度を目途に税制の抜本的な改革を行った上で、平成21年度までに引上げを完了することを規定する。

2　財政検証の実施

少なくとも５年ごとに、年金財政の現況及びおおむね100年程度の間（財政均衡期間）にわたる年金財政の検証を行う。

3　保険料水準固定方式の導入

①　厚生年金の保険料率は、平成16年10月から毎年0.354パーセントずつ引き上げ、平成29年度以降は18.30パーセントとする。

②　国民年金の保険料（月額）は、平成17年４月から毎年280円（平成16年度価格）ずつ引き上げ、平成29年度以降は１万6,900円（平成16年度価格）とする。

4　給付水準の調整

①　社会全体の保険料負担能力の伸びを年金改定率に反映させることで、給付水準を調整（マクロ経済スライド）する。ただし調整は名目額を下限とし、名目額は維持するものとする。

②　標準的な厚生年金受給世帯の裁定時の給付水準は、現役世代の平均的収入の50パーセントを上回るものとする。

二　その他の改正事項

1　在職老齢年金制度の見直し等

①　60歳台前半の被用者の在職老齢年金について、一律２割支給停止を廃止する。

②　70歳以上の被用者の厚生年金給付については、60歳台後半の被用者と同様、賃金と老齢厚生年金の合計額が現役男子被保険者の平均的収入を上回る場合には、老齢厚生年金の全部又は一部の支給停止を行う。ただし保険料負担は求めないこととする。

③　老齢厚生年金を65歳以降に繰り下げて受給できる仕組みを導入する。

2　育児休業期間における保険料免除措置の拡充等

育児休業中の厚生年金保険料の免除措置を、子が３歳に達するまでの間に拡充する等の措置を講じる。

3　厚生年金の分割制度の創設

①　第３号被保険者期間の厚生年金の分割

ア　被扶養配偶者を有する被保険者が負担した保険料については、被扶養配偶者と被保険者が共同して負担したものであることを基本的認識とする。

イ　第３号被保険者期間（法施行後の期間）については、離婚した場合等において、その配偶者の保険料納付記録の２分の１を分割できるものとする。

②　離婚時の厚生年金の分割

離婚した場合の厚生年金については、配偶者の同意又は裁判所の決定があれば、当事者双方の婚姻期間中の保険料納付記録の合計の２分の１を上限として分割できるものとする。

4　遺族年金制度の見直し

① 自らの老齢厚生年金を全額受給した上で、従来の遺族給付との差額を遺族厚生年金として受給する仕組みに改める。

② 子のいない30歳未満の遺族配偶者の遺族厚生年金を５年の有期給付とする。併せて、中高齢寡婦加算の支給対象を、夫死亡時に40歳以上の者とする。

5 障害年金制度の改善

障害基礎年金と老齢厚生年金又は遺族厚生年金の併給を可能とする。

6 短時間労働者への厚生年金の適用拡大

法施行後５年を目途として、総合的に検討が加えられ、その結果に基づき、必要な措置が講じられるものとする。

7 国民年金保険料免除制度の見直し等

① 国民年金保険料に多段階免除制度（現行の全額免除及び半額免除に、４分の３免除及び４の１免除を追加）を導入する。

② 30歳未満の就業困難者に対する納付猶予制度を創設する。（平成27年６月までの措置）

8 年金個人情報の定期的な通知

保険料納付実績や年金額の見込み等の年金個人情報を被保険者に分かりやすい形で定期的に通知するものとする。

9 国民年金第３号被保険者の特例届出

過去の第３号被保険者の未届期間について特例的に届出をすることができることとし、届出に係る期間は保険料納付済期間とする。

第二 企業年金関係

一 厚生年金基金の免除保険料率の凍結解除等

厚生年金基金の免除保険料率の凍結を解除するとともに、３か年の時限措置として、解散時の特例措置（最低責任準備金の分割納付、納付額の特例等）を講じる。

二 確定拠出年金の中途引出し要件を緩和する。

三 企業年金における通算措置の充実等

厚生年金基金、確定給付企業年金間で加入者の年金原資の資産移換を可能とする。この移換が困難な場合は、企業年金連合会(厚生年金基金連合会を改称)から年金として受給できる途を開く。また、厚生年金基金・確定給付企業年金から確定拠出年金への加入者の年金原資の資産移換を可能とする。

第三 施行期日

この法律は、平成16年10月１日から施行する。ただし、次に掲げる事項は、それぞれ次に定める日から施行する。

一 国民年金保険料の引上げ、60歳台前半の被用者の在職老齢年金制度改正、育児休業期間中における保険料免除措置の拡充等、30歳未満の就業困難者に対する納付猶予制度、国民年金第３号被保険者の特例届出、厚生年金基金の免除保険料率の凍結解除等

平成17年４月１日

二 確定拠出年金の中途引出し要件の緩和、企業年金における通算措置の充実等

平成17年10月１日

三　障害年金制度の改善　平成18年４月１日

四　国民年金保険料の多段階免除制度　平成18年７月１日

五　70歳以上の被用者に対する在職老齢年金制度、65歳以降の老齢厚生年金に係る繰下げ制度、離婚時の厚生年金の分割、遺族年金制度の見直し　平成19年４月１日

六　第３号被保険者期間の厚生年金の分割、年金個人情報の定期的な通知

平成20年４月１日

なお、本法律案は、衆議院において、附則に次のような規定を追加する修正が行われた。

一　政府は、社会保障制度に関する国会の審議を踏まえ、社会保障制度全般について、税、保険料等の負担と給付の在り方を含め、一体的な見直しを行いつつ、これとの整合を図り、公的年金制度について必要な見直しを行うものとする。

二　前項の公的年金制度についての見直しを行うに当たっては、公的年金制度の一元化を展望し、体系の在り方について検討を行うものとする。

年金積立金管理運用独立行政法人法案（閣法第31号）

【要旨】

本法律案は、厚生年金保険及び国民年金の積立金の管理及び運用について、専門性の徹底及び責任体制の明確化を一層図るとともに、特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画を実施するため、年金資金運用基金を解散した上で、新たに独立行政法人を設立することとし、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、名称及び目的

１　名称は、年金積立金管理運用独立行政法人（以下「管理運用法人」という。）とする。

２　管理運用法人は、厚生労働大臣から寄託された年金積立金の管理及び運用を行うとともに、その収益を国庫に納付することにより、厚生年金保険事業及び国民年金事業の運営の安定に資することを目的とする。

二、役員及び職員

１　管理運用法人の役員として、理事長及び監事２人を置くとともに、理事１人を置くことができるものとする。

２　管理運用法人の役員及び職員に対し、その職分に応じた注意義務及び忠実義務、秘密保持義務等を課すとともに、これらに違反した者に対し、制裁を課すこととする。

三、運用委員会

１　管理運用法人に、経済又は金融の学識経験者からなる運用委員会を置く。

２　中期計画の作成等は、運用委員会の議を経なければならないものとする。

３　運用委員会は、年金積立金の運用状況その他の管理運用業務の実施状況を監視する。

四、中期計画

管理運用法人は、年金積立金の管理及び運用の基本的な方針並びに年金積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産の構成に関する事項等を定める中期計画を作成するものとする。

五、財務及び会計

1　管理運用法人は、経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならないものとする。

2　管理運用法人の利益及び損失の処理について所要の規定を設ける。

六、業務の概況の公表

管理運用法人は、年金積立金の資産の額等の事項を記載した業務概況書を作成し、これを公表しなければならないものとする。

七、施行期日等

1　この法律は、一部を除き、平成18年４月１日から施行する。

2　年金資金運用基金は、管理運用法人の成立の時において解散し、その一切の権利及び義務は、国が承継する資産を除き、管理運用法人及び独立行政法人福祉医療機構が承継する。

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第32号）

【要旨】

本法律案は、急速な高齢化の進展等に対応し、高年齢者の安定した雇用の確保を図るため、事業主に定年の引上げ、継続雇用制度の導入等を義務付けることとするほか、高年齢者等の再就職の促進に関し所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一　高年齢者雇用確保措置

1　定年（65歳未満のものに限る。）の定めをしている事業主は、当該定年の引上げ、継続雇用制度の導入又は当該定年の廃止のいずれかの措置を講じなければならない。この場合、事業主が、労使協定により継続雇用制度の対象労働者に係る基準を定め、当該基準に基づく制度を導入したときは、継続雇用制度を導入したものとみなす。

なお、施行後３年を経過する以後の日で政令で定める日までの間、事業主は、協定締結のための協議が調わないときは、就業規則等で対象労働者に係る基準を定めることにより、継続雇用制度を導入することができる。

2　定年の引上げ、継続雇用制度の導入等の措置に係る年齢については、平成25年４月１日までに段階的に65歳へ引き上げるものとする。

二　高年齢者等の再就職の促進措置等

1　求職活動支援書の作成

事業主は、離職を余儀なくされる高年齢者等が希望するときは、当該高年齢者等の職務の経歴、職業能力等を明らかにする書面を作成し、交付しなければならない。

2　募集及び採用についての理由の提示

事業主は、労働者の募集及び採用をする場合において、やむを得ない理由により一定の年齢（65歳以下のものに限る。）を下回ることを条件とするときは、求職者に対し、その理由を示さなければならない。

3　シルバー人材センター等の業務の特例

シルバー人材センター等は、厚生労働大臣に届け出て、その構成員である高年齢退職者のみを対象として、臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に関する就業に係る一般労働者派遣事業を行うことができる。

三　施行期日

この法律は、公布の日から起算して６月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、一については平成18年４月１日から施行する。

児童手当法の一部を改正する法律案（閣法第33号）

【要旨】

本法律案は、急速な少子化の進行等を踏まえ、総合的な次世代育成支援対策を推進するため、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減等を図る観点から、３歳以上義務教育就学前の児童に係る特例給付の支給期間を小学校第３学年修了前まで延長しようとするものである。

なお、衆議院において、施行期日を平成16年４月１日から公布の日に改めるとともに、改正後の児童手当法を平成16年４月１日から適用するため所要の規定の整備を行う旨の修正がなされた。

社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案（閣法第93号）

【要旨】

本法律案は、日米両国の年金制度及び医療保険制度の適用を調整して二重加入の解消を図ること並びに両国の年金制度への加入期間を通算することを目的とした「社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定」（以下「協定」という。）を実施するため、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国民年金法、厚生年金保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法及び私立学校教職員共済法の特例等を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、被保険者の資格に関する特例

アメリカ合衆国（以下「合衆国」という。）から我が国に一時的に派遣された者等であって、協定の規定により合衆国の費用負担法令の適用を受ける者は、公的医療保険各法及び公的年金各法の規定にかかわらず、被保険者等としないものとする。

二、公的年金の被保険者等の期間に関する特例

1　合衆国保険期間を有する者が、我が国の公的年金の受給資格要件に必要な期間を満

たさない場合、合衆国保険期間を被保険者期間等として算入する。

2　合衆国保険料納付期間中に、障害認定に係る傷病の初診日がある者について、公的年金各法に定める障害年金の支給に関する規定を適用する場合、当該初診日は年金給付を行う制度の被保険者等であったものとみなす。

3　合衆国保険料納付期間中に、死亡した者について、公的年金各法が定める遺族年金の支給に関する規定を適用する場合、当該死亡日は年金給付を行う制度の被保険者等であったものとみなす。

三、公的年金の給付額の計算に関する特例

1　二の2及び3の特例により支給する年金の額は、公的年金各法の定めにより計算した額に一定の率を乗じて得た額とする。

2　この法律により支給する公的年金各法による年金給付の額が、他の国との社会保障協定を実施するための法律（以下「他の特例法」という。）の規定による年金給付の額よりも低いときは、この法律の規定にかかわらず、他の特例法の規定による年金給付の額に相当する額とする。

四、その他

1　合衆国年金の申請等を行おうとする者は、当該合衆国年金の申請に係る文書を社会保険庁長官等に提出することができる。

2　社会保険庁長官等は、厚生年金保険法の被保険者等に関する情報を、協定の規定の実施に必要な限度において、合衆国の実施機関等に提供することができる。

五、施行期日

この法律は、一部を除き、協定の効力発生の日から施行する。

社会保障に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案（閣法第94号）

【要旨】

本法律案は、日韓両国の年金制度の適用を調整して二重加入の解消を図ることを目的とした「社会保障に関する日本国と大韓民国との間の協定」（以下「協定」という。）を実施するため、国民年金法、厚生年金保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法及び私立学校教職員共済法の特例等を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、被保険者の資格に関する特例

大韓民国（以下「韓国」という。）から我が国に一時的に派遣された者等であって、協定の規定により韓国の年金法令の適用を受ける者は、公的年金各法の規定にかかわらず、被保険者等としないものとする。

二、情報提供

社会保険庁長官等は、厚生年金保険法の被保険者等に関する情報を、協定の規定の実施に必要な限度において、韓国の実施機関等に提供することができる。

三、施行期日

この法律は、一部を除き、協定の効力発生の日から施行する。

独立行政法人医薬基盤研究所法案（閣法第95号）（先議）

【要旨】

本法律案は、医薬品等の開発に係る基盤の整備を図るとともに、規制と振興の分離の観点から、独立行政法人医薬品医療機器総合機構の研究開発振興業務を移管するため、独立行政法人医薬基盤研究所を設立することとし、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、名称及び目的

1　名称は、独立行政法人医薬基盤研究所（以下「研究所」という。）とする。

2　研究所は、医薬品等の開発に資する共通的な研究、民間等において行われる研究開発の振興等の業務を行うことにより、医薬品技術等の向上のための基盤整備を図り、もって国民保健の向上に資することを目的とする。

二、資本金

研究所の資本金は、全額政府出資とし、その額は、研究所が国及び独立行政法人医薬品医療機器総合機構から承継する資産等の額とする。

三、役員

研究所の役員として、理事長及び監事２人を置くとともに、理事１人を置くことができるものとする。

四、主な業務

研究所は、一の２の目的を達成するため、主に次の業務を行う。

1　医薬品等の開発に資することとなる共通的な研究を行い、その成果を普及すること。

2　試験研究等を他に委託して行い、その成果を普及すること。

3　希少疾病用医薬品及び希少疾病用医療用具に関する試験研究のための助成金を交付すること。

五、財務及び会計

1　研究所は、経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならないものとする。

2　研究所の利益及び損失の処理について所要の規定を設ける。

六、施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から施行する。

【附帯決議】

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずるべきである。

一、ヒトゲノム研究、遺伝子治療、テーラーメイド医療等最先端の研究開発については、国際的にも遜色のない研究水準を確保するため、一元的な国家プロジェクトとして重点的に進める体制を早急に整備すること。

二、医薬基盤研究所の役員の選任に当たっては、製薬企業等との不適切な関係を疑われることのないよう、当該分野に関し識見を有する適切な人材を幅広く起用する等十分配慮すること。

三、医薬基盤研究所の中期目標を定めるに当たっては、医薬品・医療用具等に関する産業政策と厚生労働科学に関する科学技術政策との整合性に配慮し、関係部署との連携を図りながら、長期的な広い視野に立って設定するとともに、事務・事業や組織の見直しを行い、経営の一層の合理化、効率化と経費の削減に努めること。

四、医薬基盤研究所の業務内容や運営方法について、研究者、消費者及び産業界の代表並びに法学や倫理学の専門家等を含む学識経験者から意見を聴取する方途を講ずること。

五、民間事業者へ委託する研究開発については、成功確率の向上と期間の短縮を図ることができるよう実用化研究に重点化し、これを医薬基盤研究所の中期目標に明記するとともに、企業規模にかかわらず公正に機会が提供されるよう十分配慮すること。

六、患者数が少なく、研究開発投資の回収が困難である希少疾病用医薬品等の研究開発支援の充実強化を図ること。

七、ヒトや動物の細胞・遺伝子、ヒト組織、薬用植物等の生物資源の収集・管理体制を国際的視点に立って計画的に整備すること。その際、ヒト遺伝子に係る個人情報を保護するため、指針を策定する等その取扱いに万全を期すること。

八、人体に由来する研究資源に関する調査研究を推進し、社会の認知の下に利用できる体制と社会基盤の整備に資するため、ゲノム研究等に関する医師、医療関係者を始めとする専門家と国民への普及啓発に努めること。

右決議する。

結核予防法の一部を改正する法律案（閣法第96号）（先議）

【要旨】

本法律案は、近年の結核り患率の動向、結核医療に関する知見の蓄積、結核患者の発生に係る地域格差の拡大等結核を取り巻く環境の変化に対応し、結核の予防のための総合的な対策の推進を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、国及び地方公共団体等の責務

国及び地方公共団体は、結核に関する正しい知識の普及等を図ること等を明らかにするとともに、国民及び医師等関係者の責務を明らかにする。

二、国及び都道府県の結核対策に係る基本指針・計画の策定

1　厚生労働大臣は、結核の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めなければならない。

2　都道府県は、基本指針に則して、結核予防のための施策の実施に関する計画を定めなければならない。

三、健康診断の見直し

1　毎年実施する定期健康診断の対象者を高齢者等に重点化する。

2　定期外の健康診断について、都道府県知事は、特に必要があると認めるときは、結核にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者に対し健康診断を受けるべきことを勧告し、従わないときは、職員に健康診断を行わせることができる。

四、ツベルクリン反応検査の廃止

予防接種の前に行われるツベルクリン反応検査を廃止する。

五、直接服薬確認療法（ＤＯＴＳ）の推進

1　保健所長は、結核の予防又は医療上必要があると認めるときは、保健師等に結核登録票に登録されている者の家庭を訪問させ、処方された薬剤を確実に服用することその他必要な指導を行わせるものとする。

2　医師は、結核患者を診察したときは、処方した薬剤を確実に服用することその他伝染防止に必要な事項を指示しなければならない。

六、結核診査協議会の見直し

結核診査協議会の名称、委員等について所要の見直しを行う。

七、施行期日

この法律は、平成17年４月１日から施行する。

【附帯決議】

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずるべきである。

一、結核に関する海外の事例の収集、分析等を行い、最新の知見に基づく結核対策の実施に努めること。また、アジア、アフリカなどにおいて結核がまん延している状況にかんがみ、ＷＨＯを始めとする国際機関等と連携し、結核に関する国際協力・支援の一層の推進を図ること。

二、結核患者の高齢化や糖尿病等の合併症を伴う患者の増大、多剤耐性結核の増加等により、患者に対して必要とされる医療の多様化・複雑化が進んでいるにもかかわらず、結核専門家や結核病床が減少している現状にかんがみ、呼吸器系の疾病全体に対する総合的な治療が行える体制を早急に整備すること。

三、退院後の治療継続を確実に行うため、必要に応じ、入院中より保健所との連携体制を確立し、退院後も医療機関、保健所等が連携・協力して治療を継続できる体制を構築すること。

四、保健所については、地域における結核対策の中核機関として、国、地方公共団体の関係機関と緊密な連携を図りつつ、届出に基づく結核の発生動向の把握、患者への支援、住民に対する必要な情報の提供等、その役割が十分果たせるよう体制の強化を図ること。

なお、近年、企業の健康診断の対象外とされがちな非正規労働者等が増加している状況にかんがみ、これらの者への結核に関する知識の普及・啓発に努めるとともに、健康診断の実施等が図られるような方策を検討すること。

五、結核の患者及び感染者に対し、その人権に配慮した良質かつ適切な医療が提供されるよう、医師、薬剤師、看護師、保健師等に対する教育・研修の充実に努めること。

六、結核の集団感染が、学校のみならず学習塾等で発生するなど小集団化、多様化してい

ることから、教職員を始めとする関係者、保護者及び児童に対し、結核に関する正しい知識の普及に努めるとともに、関係者の健康診断の実施の徹底が図られるよう指導を行うこと。

右決議する。

薬剤師法の一部を改正する法律案（閣法第97号）（先議）

【要旨】

本法律案は、医療の高度化、医薬分業の進展等、薬剤師を取り巻く環境が変化している中で、医療の担い手としての役割を果たすことがより一層求められている薬剤師の資質の向上を図るため、薬剤師国家試験の受験資格の見直しを行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、薬剤師国家試験の受験資格を修業年限６年の薬学の課程を修めて卒業した者に与える。

二、大学の薬学教育においては、研究者の養成などを目的とした修業年限４年の課程も存置されることから、経過的取扱いとして、本課程に続きその修士課程を修了した者等が一定の要件を満たす場合には、薬剤師国家試験を受けることができることとするほか、所要の経過措置を設けることとする。

三、この法律は、平成18年４月１日から施行する。

【附帯決議】

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずるべきである。

一、医療の担い手にふさわしい質の高い薬剤師を養成するという今回の法改正の趣旨にかんがみ、薬学教育における実務実習の充実を図るため、病院、薬局等における受入体制を確保するとともに、実務実習の指導に当たる薬剤師を早急に養成すること。

二、薬剤師国家試験受験資格の経過措置については、受験者が混乱しないよう、その周知徹底に努めること。

三、新制度移行前の薬学教育を履修して薬剤師となった者についても、近年の医療技術の高度化、医薬品の適正使用の推進等の社会的要請にこたえるため、卒後教育の一環として実務研修の充実・改善を図ること。

四、医療の担い手としての薬剤師の資質の向上を図るための取組と併せて、患者からの信頼が得られるよう、薬剤師免許の取消し等の行政処分を厳正かつ公正に行うための仕組みについて検討を行うこと。

五、地域における医薬品の適正使用を進めるため、面としての医薬分業の推進及び「かかりつけ薬局」の普及を図るとともに、利用者の積極的な活用が図られるよう、情報の提供、啓発等に努めること。

六、医療機関等における医薬品に関連した医療事故を防止するため、薬剤師による薬歴管理を通じた服薬指導の充実及び注射薬など病棟における薬剤管理の促進を図る等、医療機関における薬剤師の役割の明確化及びそのための環境整備を進めるとともに、製品情報のコード表示化、データベース化、医療機関等における情報通信技術の活用等の事故

防止策の普及を進めること。

右決議する。

児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第11号）

【要旨】

本法律案は、児童虐待問題が深刻化している状況にかんがみ、児童虐待の防止等に関する施策を強化するため、所要の改正を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、児童虐待の定義の明確化

保護者以外の同居人による身体的虐待、性的虐待又は精神的虐待の保護者による放置、児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力についても児童虐待に含まれることを明確にする。

二、国及び地方公共団体の責務等の強化

1　国及び地方公共団体は、児童虐待の予防及び早期発見、迅速かつ適切な児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援等を行うため、必要な体制の整備に努めなければならない。

2　国及び地方公共団体は、児童虐待の防止に寄与するよう、児童相談所の職員等の関係者に研修等必要な措置を講ずるとともに、児童虐待を受けた児童のケア並びに保護者の指導及び支援のあり方その他児童虐待の防止等のために必要な事項について、調査研究及び検証を行うものとする。

三、児童虐待に係る通告義務の範囲の拡大

児童虐待を受けたと思われる児童を通告義務の対象とし、現行法よりもその範囲を拡大する。

四、警察署長に対する援助要請等

児童相談所長又は都道府県知事は、児童の安全の確認及び安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ適切に、警察署長に対し援助を求めなければならない。

五、面会・通信制限規定の整備

保護者の同意に基づく施設入所等の措置が行われている場合についても、児童との面会又は通信を制限できるよう規定を整備する。

六、児童虐待を受けた児童等に対する支援

1　国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童がその年齢及び能力に応じ充分な教育が受けられるようにするため、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。

2　国及び地方公共団体は、居住の場所の確保、進学又は就業の支援その他の児童虐待を受けた者の自立の支援のための施策を講じなければならない。

七、施行期日

この法律は、一部の規定を除き、平成16年10月１日から施行する。

八、検討規定

児童虐待の防止等に関する制度に関しては、この法律の施行後３年以内に、児童の住所又は居所における児童の安全の確認又は安全の確保を実効的に行うための方策、親権の喪失等の制度のあり方その他必要な事項について、この法律による改正後の児童虐待の防止等に関する法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

クリーニング業法の一部を改正する法律案（衆第17号）

【要旨】

本法律案は、クリーニング業において新しい営業形態の出現やクリーニング業を営む者に対する利用者の苦情が増えている状況等を踏まえ、利用者の利益の擁護を図り、クリーニング業における適正な衛生水準を確保するため、必要な措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、目的に関する事項

目的に、利用者の利益の擁護を図ることを加える。

二、営業者の衛生措置

営業者は、業務用の車両について必要な衛生措置を講じなければならないものとする。

三、利用者に対する説明義務等

営業者は、利用者に対し、洗濯物の処理方法等を説明するよう努めなければならないものとするとともに、苦情の申出先を明示しなければならないものとする。

四、営業者の届出

クリーニング所を開設しないで洗濯物の受取及び引渡しをする取次業を営もうとする者は、営業方法等を都道府県知事に届け出なければならないものとする。

五、施行期日

この法律は、一部の事項を除き、公布の日から起算して６月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（衆第18号）

【要旨】

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

一、目的に関する事項

公衆浴場が住民の健康の増進等に関し重要な役割を担っていることを明確にするとともに、目的に住民の福祉の向上を加える。

二、活用についての配慮等

国及び地方公共団体は、住民の健康の増進等の住民の福祉の向上のため、公衆浴場の活用について適切な配慮をするよう努めなければならないものとするとともに、公衆浴

場の経営者は、公衆浴場の活用に係る国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めなければならないものとする。

三、施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

②審査未了となった議案

国会議員未納付国民年金保険料に係る公表及び特例保険料の納付に関する法律案（参第17号）

【要旨】

本法律案は、国会議員としての在職期間に係る国民年金の保険料を納付していなかった国会議員があることが、国会及び年金制度に対する国民の著しい不信を招いたことにかんがみ、国会議員が自らを律するため国会議員未納付国民年金保険料に係る公表及び特例保険料の納付を行うこと等について定めようとするものである。

農林水産委員会

委員一覧（21名）

委員長	岩永　浩美	（自民）	太田　豊秋	（自民）	信田　邦雄	（民主）
理　事	加治屋　義人	（自民）	小斉平　敏文	（自民）	羽田　雄一郎	（民主）
理　事	段本　幸男	（自民）	服部　三男雄	（自民）	千葉　国男	（公明）
理　事	常田　享詳	（自民）	松山　政司	（自民）	福本　潤一	（公明）
理　事	和田　ひろ子	（民主）	三浦　一水	（自民）	小林　美恵子	（共産）
理　事	紙　智子	（共産）	小川　勝也	（民主）	岩本　荘太	（無会）
	市川　一朗	（自民）	郡司　彰	（民主）	中村　敦夫	（みどり）

（16.1.28 現在）

（1）審議概観

第159回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出10件（うち本院先議３件）であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願４種類65件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

流通対策　**卸売市場法の一部を改正する法律案**は、卸売市場経由率の低下や市場関係者の経営悪化、国内農水産物の生産・流通を通じた構造改革の必要性等に適切に対応するため、卸売市場における取引規制の緩和及び適正な品質管理の推進、卸売市場の再編の円滑化等の措置を講じようとするものである。

委員会では、卸売市場における品質管理の高度化への対応、取引規制の緩和に伴う卸売市場の活性化と公正な取引の確保等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

農業経営支援　**農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律案**は、農業委員会を置かないことができる市町村に係る農地面積の算定方法を見直すほか、選挙による委員の下限定数を市町村の条例に委任すること等の措置を講じようとするものである。

また、**農業改良助長法の一部を改正する法律案**は、専門技術員及び改良普及員を普及指導員に一元化するとともに、地域農業改良普及センターについての必置規制を廃止し、新たに普及指導センターを設けることができるようにすること等の措置を講じようとするものである。

また、**青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の一部を改正する法律案**は、就農支援資金の貸付対象を拡大するとともに、都道府県青年農業者等育成センターの業務を拡充すること等の措置を講じようとするものである。

委員会では、参考人の意見を聴取するとともに、農業委員会及び普及職員の必置規制を

堅持することの必要性、農業委員会交付金及び協同農業普及事業交付金の在り方、新規就農者に対する関係機関一体となった支援の在り方等について質疑が行われた。

農業委員会法改正案の討論の後、同法律案及び農業改良助長法改正案は、多数をもって可決された。なお、両法律案に対し、それぞれ附帯決議が付された。また、青年等就農促進法改正案は、全会一致をもって可決された。

農協改革　**農業協同組合法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律案**は、農協系統組織の改革に向けた自主的な取組を支援するため、全国中央会の指導・監査機能の強化をはじめ、販売事業についての員外利用規制の特例、共済事業の健全性の確保及び契約条件の変更、農業信用基金協会の事業の健全性の確保及び合併・事業譲渡等に関する措置を講じようとするものである。

委員会では、農業者の自主的組織である農協の改革と本改正による支援の効果、全国中央会による基本方針の策定が単位農協の独自性等に及ぼす影響、共済事業について保険業法と同様の措置を講じる必要性等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。

鳥インフルエンザ問題　**家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案**は、平成16年１月以降の我が国における高病原性鳥インフルエンザの発生において、農家の届出がなされず、生きた鶏の出荷先で感染が拡大する事例が生じたほか、移動制限の対象となった畜産農家の経営に大きな影響が生じたことを踏まえ、今後、より的確なまん延防止が図られるようにするため、届出義務違反に関する制裁措置を強化するとともに、移動制限により影響を受けた畜産農家に対する助成措置を制度化すること等の措置を講じようとするものである。

委員会では、移動制限に協力した畜産農家に対する経営支援の在り方、高病原性鳥インフルエンザの感染経路の究明状況、家畜伝染病のまん延防止における関係機関の連携の在り方等について質疑が行われた。

質疑終局の後、日本共産党より、家畜の所有者に対する届出・通報義務を明確化すること等の修正案が提出され、採決の結果、修正案は否決され、本法律案は、全会一致をもって原案どおり可決された。

森林法改正　**森林法の一部を改正する法律案**は、森林の多面的機能の持続的な発揮と地球温暖化防止のための森林吸収源対策の推進の観点から、健全な森林の整備等を図るため、平成16年３月31日で失効する保安林整備臨時措置法の特定保安林制度を森林法に移行するとともに、同制度及び要間伐森林制度の改善、特定非営利活動法人等が行う森林施業の実施に関する協定制度の創設等の措置を講じようとするものである。

委員会では、保安林整備臨時措置法が果たしてきた役割、森林整備の推進と財源の確保、森林ボランティア活動への支援、林業普及指導事業の在り方、林業・山村の活性化と国産材の需要拡大策等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。

競馬法改正　**競馬法の一部を改正する法律案**は、地方競馬の売上額の減少が、主催者の経営に深刻な影響を及ぼしていることから、競馬事業の効率化その他の収支改善を図るための措置を講じようとするものである。

委員会では、競馬実施事務を民間へ委託することの是非、法改正による地方競馬の収支改善への効果、失業する関係者への支援の在り方、我が国の軽種馬生産の位置づけと振興に向けた対策等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。

このほか、**特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案**及び**植物防疫法の一部を改正する法律案**が可決された。

〔国政調査等〕

米国における牛海綿状脳症患畜牛の発生及び国内における高病原性鳥インフルエンザの発生を受けて、**１月28日**、亀井農林水産大臣から説明を聴取した後、米国のBSE対策の現状、米国産牛肉の輸入停止に伴う便乗値上げの防止策、高病原性鳥インフルエンザの感染源・感染経路の究明状況、養鶏農家への救済策、鶏へのワクチン投与の在り方等について質疑を行った。

３月11日、平成16年度の農林水産行政の基本施策について亀井農林水産大臣から所信を聴取した。

また、同日、第158回国会閉会後の１月14日、15日の両日、熊本県及び佐賀県において実施した農林水産に関する実情調査のための委員派遣について、派遣委員から報告を聴取した。

３月16日、平成16年度の農林水産行政の基本施策に関し、食料・農業・農村基本計画見直しに当たっての視点、新たな米政策、カンクン閣僚会議以降のＷＴＯ農業交渉戦略、トレーサビリティシステム推進の意義と政府の今後の取組等について質疑を行った。

３月18日、酪農・畜産対策の安定的な実施に向けた財源確保策、脱脂粉乳の過剰在庫解消に向けた取組と今後の見通し、畜産のための飼料自給率向上が食料自給率に与える影響、家畜排せつ物処理施設整備の目標達成見通しと支援の拡充等について質疑を行うとともに、生産者が意欲を持って取り組める畜産・酪農基本政策の確立のため、政府に対し、**畜産物価格等に関する決議**を行った。

３月24日、予算委員会から委嘱された平成16年度農林水産省予算等の審査を行い、食料・農業・農村基本計画見直しの具体的方向とそのための財源確保策、ＮＰＯ等森林ボランティアと連携した森林整備の取組、国による水産資源回復計画の策定内容とその実施状況、有明海・八代海特別措置法施行後における政府・関係県等の取組状況等について質疑を行った。

（2）委員会経過

○平成16年１月28日（水）（第１回）

○農林水産に関する調査を行うことを決定した。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○牛海綿状脳症問題に関する件及び高病原性鳥インフルエンザ問題に関する件について亀井農林水産大臣から報告を聴いた後、同大臣、福本農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕小斉平敏文君（自民）、信田邦雄君（民主）、千葉国男君（公明）、紙智子君（共産）、岩本荘太君（無会）、中村敦夫君（みどり）

○平成16年３月11日（木）（第２回）

○平成16年度の農林水産行政の基本施策に関する件について亀井農林水産大臣から所信を聴いた。

○派遣委員から報告を聴いた。

○平成16年３月16日（火）（第３回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○平成16年度の農林水産行政の基本施策に関する件について亀井農林水産大臣、加藤環境副大臣、福本農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕小斉平敏文君（自民）、段本幸男君（自民）、郡司彰君（民主）、千葉国男君（公明）、紙智子君（共産）、岩本荘太君（無会）、中村敦夫君（みどり）

○平成16年３月18日（木）（第４回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○畜産物等の価格安定等に関する件について亀井農林水産大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕常田享詳君（自民）、信田邦雄君（民主）、千葉国男君（公明）、紙智子君（共産）、岩本荘太君（無会）

○**畜産物価格等に関する決議**を行った。

○平成16年３月23日（火）（第５回）

○**植物防疫法の一部を改正する法律案（閣法第25号）（衆議院送付）**について亀井農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成16年３月24日（水）（第６回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**平成十六年度一般会計予算（衆議院送付）**
平成十六年度特別会計予算（衆議院送付）
平成十六年度政府関係機関予算（衆議院送付）
（農林水産省所管及び農林漁業金融公庫）について亀井農林水産大臣から説明を聴いた後、同大臣、福本農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕段本幸男君（自民）、小川勝也君（民主）、和田ひろ子君（民主）、千葉国男君（公明）、紙智子君（共産）、岩本荘太君（無会）、中村敦夫君（みどり）

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成16年３月25日（木）（第７回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**植物防疫法の一部を改正する法律案（閣法第25号）（衆議院送付）**について亀井農林水産大臣、市川農林水産副大臣、福本農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局した。

〔質疑者〕三浦一水君（自民）、羽田雄一郎君（民主）、千葉国男君（公明）、紙智子君（共産）

○**森林法の一部を改正する法律案（閣法第36号）（衆議院送付）**について亀井農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成16年３月30日（火）（第８回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**森林法の一部を改正する法律案（閣法第36号）（衆議院送付）**について亀井農林水産大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕加治屋義人君（自民）、和田ひろ子君（民主）、千葉国男君（公明）、紙智子君（共産）、岩本荘太君（無会）、中村敦夫君（みどり）

（閣法第36号）賛成会派　自民、民主、公明、共産、無会、みどり

反対会派　なし

○**植物防疫法の一部を改正する法律案（閣法第25号）（衆議院送付）**について討論の後、可決した。

（閣法第25号）賛成会派　自民、公明

反対会派　民主、共産、無会、みどり

○平成16年４月１日（木）（第９回）

○**卸売市場法の一部を改正する法律案（閣法第56号）**

特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第57号）

以上両案について亀井農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成16年４月８日（木）（第10回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**卸売市場法の一部を改正する法律案（閣法第56号）**

特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第57号）

以上両案について亀井農林水産大臣、福本農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、卸売市場法の一部を改正する法律案（閣法第56号）について討論の後、いずれも可決した。

〔質疑者〕三浦一水君（自民）、小川勝也君（民主）、和田ひろ子君（民主）、千

葉国男君（公明）、紙智子君（共産）、岩本荘太君（無会）
（閣法第56号）賛成会派　自民、民主、公明、無会、みどり
反対会派　共産
（閣法第57号）賛成会派　自民、民主、公明、共産、無会、みどり
反対会派　なし

なお、卸売市場法の一部を改正する法律案（閣法第56号）について附帯決議を行った。

○平成16年４月13日（火）（第11回）

○**競馬法の一部を改正する法律案（閣法第92号）**について亀井農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成16年４月20日（火）（第12回）

○理事の補欠選任を行った。
○政府参考人の出席を求めることを決定した。
○**競馬法の一部を改正する法律案（閣法第92号）**について亀井農林水産大臣、市川農林水産副大臣、福本農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕松山政司君（自民）、小川勝也君（民主）、郡司彰君（民主）、千葉国男君（公明）、紙智子君（共産）、岩本荘太君（無会）
（閣法第92号）賛成会派　自民、民主、公明、無会、みどり
反対会派　共産

○平成16年４月27日（火）（第13回）

○理事の補欠選任を行った。
○**農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第49号）（衆議院送付）**
農業改良助長法の一部を改正する法律案（閣法第50号）（衆議院送付）
青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第51号）（衆議院送付）

以上３案について亀井農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。
また、３案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成16年５月11日（火）（第14回）

○理事の補欠選任を行った。
○政府参考人の出席を求めることを決定した。
○**農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第49号）（衆議院送付）**
農業改良助長法の一部を改正する法律案（閣法第50号）（衆議院送付）
青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第51号）（衆議院送付）

以上３案について亀井農林水産大臣、市川農林水産副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕段本幸男君（自民）、羽田雄一郎君（民主）、和田ひろ子君（民主）、千葉国男君（公明）、紙智子君（共産）、岩本荘太君（無会）、中村敦夫君（みどり）

○平成16年５月13日（木）（第15回）

○農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第49号）（衆議院送付）
農業改良助長法の一部を改正する法律案（閣法第50号）（衆議院送付）
青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第51号）（衆議院送付）

以上３案について参考人東京大学大学院農学生命科学研究科教授八木宏典君、鹿児島県喜入町農業委員会会長中釜靖子君、全国改良普及職員協議会会長種本博君及び全国新規就農相談センター所長中園良行君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕段本幸男君（自民）、羽田雄一郎君（民主）、千葉国男君（公明）、紙智子君（共産）、岩本荘太君（無会）

○平成16年５月18日（火）（第16回）

○理事の補欠選任を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第49号）（衆議院送付）
農業改良助長法の一部を改正する法律案（閣法第50号）（衆議院送付）
青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第51号）（衆議院送付）

以上３案について亀井農林水産大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第49号）（衆議院送付）について討論の後、いずれも可決した。

〔質疑者〕小川勝也君（民主）、羽田雄一郎君（民主）、千葉国男君（公明）、紙智子君（共産）

（閣法第49号）賛成会派　自民、民主、公明、無会
反対会派　共産
欠席会派　みどり

（閣法第50号）賛成会派　自民、民主、公明、無会
反対会派　共産
欠席会派　みどり

（閣法第51号）賛成会派　自民、民主、公明、共産、無会
反対会派　なし
欠席会派　みどり

なお、農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第49号）（衆議院送付）及び農業改良助長法の一部を改正する法律案（閣法第50号）（衆議院送付）についてそれぞれ附帯決議を行った。

○**家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案（閣法第127号）（衆議院送付）**について亀井農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成16年５月25日（火）（第17回）

○理事の補欠選任を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案（閣法第127号）（衆議院送付）**について亀井農林水産大臣、福本農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕小斉平敏文君（自民）、羽田雄一郎君（民主）、小川勝也君（民主）、千葉国男君（公明）、紙智子君（共産）、岩本荘太君（無会）、中村敦夫君（みどり）

（閣法第127号）賛成会派　自民、民主、公明、共産、無会、みどり

反対会派　なし

○平成16年６月１日（火）（第18回）

○**農業協同組合法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律案（閣法第89号）（衆議院送付）**について亀井農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成16年６月３日（木）（第19回）

○理事の補欠選任を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**農業協同組合法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律案（閣法第89号）（衆議院送付）**について亀井農林水産大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕羽田雄一郎君（民主）、小川勝也君（民主）、千葉国男君（公明）、宮本岳志君（共産）、紙智子君（共産）、中村敦夫君（みどり）

○平成16年６月10日（木）（第20回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**農業協同組合法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律案（閣法第89号）（衆議院送付）**について亀井農林水産大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕松山政司君（自民）、羽田雄一郎君（民主）、小川勝也君（民主）、千葉国男君（公明）、紙智子君（共産）、岩本荘太君（無会）

（閣法第89号）賛成会派　自民、公明、無会

反対会派　民主、共産、みどり

○平成16年６月16日（水）（第21回）

○理事の補欠選任を行った。

○請願第895号外64件を審査した。

○農林水産に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

（３）議案の要旨・附帯決議

○成立した議案

植物防疫法の一部を改正する法律案（閣法第25号）

【要旨】

本法律案は、国と地方に関する三位一体改革の一環として、平成16年度予算において、植物防疫法に基づき都道府県へ交付されている交付金のうち、都道府県の職員である病害虫防除所等の職員に要する経費を国が使途を定めない都道府県の一般財源とすることとされたことを踏まえ、当該経費を植物防疫法に基づく交付金の対象から除外しようとするものである。

なお、このことに伴う地方財源の手当については、別途、所要の財源措置が講じられることとなる。

森林法の一部を改正する法律案（閣法第36号）

【要旨】

本法律案は、森林の有する多面的機能の持続的な発揮と地球温暖化防止のための森林吸収源対策を推進していく観点から、健全な森林の整備、保安林の適切な管理・保全等を図るための措置を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

一、要間伐森林制度の改善

１　間伐等の施業が適正に行われていない要間伐森林について、森林所有者等が市町村長の施業勧告に応じない場合に、市町村長は、森林所有者等に対し指定する者と所有権の移転等のほか施業の委託についても協議するよう勧告できることとする。

２　１の協議を経て、都道府県知事の調停にも応じず施業が行われない場合に、最終的な措置としてなされる分収育林契約締結の裁定要件を緩和することとする。

二、特定保安林制度の森林法への移行・改善

１　平成16年３月31日で失効する保安林整備臨時措置法にある指定目的の機能を発揮していない保安林の機能を回復するための特定保安林制度を森林法に移行することとする。

２　特定保安林内の要整備森林について、森林所有者等が都道府県知事の施業勧告に応じない場合に、都道府県知事は、森林所有者等に対し指定する者と所有権の移転等のほか施業の委託についても協議するよう勧告できることとする。

３　２の協議を経ても施業が行われない場合に、都道府県知事が森林造成等の保安施設事業を実施する際の手続の簡素化等の措置を講じることとする。

三、国民参加の森林づくりを助長するため、森林ボランティア活動を行う者が森林所有者等と締結する森林施業の実施に関する協定について市町村長が認可する制度を創設することとする。

四、林業専門技術員と林業改良指導員の資格を平成17年４月１日から一元化し、新たに林

業普及指導員を置くこととする。

農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第49号）

【要旨】

本法律案は、農業委員会の設置に係る市町村の自主性を高めるとともに、その効率的な業務運営を確保するための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、農業委員会を置かないことができる市町村に係る農地面積の算定方法について、生産緑地地区以外の市街化区域内の農地面積を算定から除外することとする。

二、農業委員会が行う法令業務以外の業務について、農地に関する業務及び農業経営の合理化に関する業務等に重点化を図ることとする。

三、選挙による委員の下限定数を廃止し、市町村の条例に委任することとする。

四、団体の推薦に係る委員の推薦主体に土地改良区を追加するとともに、団体の組合員も委員として推薦することができることとするほか、議会の推薦に係る委員の定数の上限を５人から４人に引き下げることとする。

五、選挙による委員のうち特定の者を対象にその解任を請求することができることとする。

六、選挙による委員の定数が21人以上である農業委員会においては、農地部会を任意で設置することができることとするとともに、農地部会以外の部会については、選挙による委員の定数に関わらず設置することができることとする。

【附帯決議】

政府は、農業の持続的発展及び食料の安定確保に向け、優良農地を確保し、意欲ある担い手の育成を推進する農業委員会が、その機能を十分に発揮できるよう、次の事項の実現に万全を期すべきである。

一　農地制度に関する業務の全国的な統一性、公平性、客観性を確保し、力強い農業経営を確立するため、今後とも、独立した行政委員会としての農業委員会の必置規制を堅持すること。

二　農業委員会の必置基準面積の見直しに当たっては、農業委員会が優良農地の確保と有効利用に果たす役割、法令業務の実態、市町村合併の進捗状況等に十分配慮し、適正に決定すること。

三　農業委員会が農地や担い手をめぐる諸課題に的確に対応し、活力ある地域農業を実現するため、女性をはじめ、青年農業者、意欲ある担い手等多様な人材が農業委員に積極的に登用されるよう取り組むこと。

四　市町村合併の進展に伴う農業委員の活動の広域化等に対処し、農業委員の役割が十分に発揮されるよう、その資質の向上と協力体制の整備に向け、必要な支援を行うこと。

また、市町村、農協、普及センター、土地改良区等との役割分担の明確化と、連携の一層の強化に努めること。

五　農地に関する業務と農業経営の合理化に関する業務への重点化が図られる農業委員会

の任意業務については、地域の多様な農政課題に十分対応できるよう、その制度運用に努めること。

六　食料の安定供給に不可欠な優良農地の確保、担い手の育成等、農業委員会の果たす役割の重要性にかんがみ、農業委員会交付金については、農地に関する業務の厳正かつ適切な執行に支障を来たすことのないよう、その在り方を検討すること。

七　食料・農業・農村基本計画の見直しに伴う担い手・農地制度の検討に当たっては、農業委員会が果たす役割を踏まえ、望ましい農業構造・土地利用の実現、意欲ある担い手の確保を旨として、検討を進めること。

右決議する。

農業改良助長法の一部を改正する法律案（閣法第50号）

【要旨】

本法律案は、食の安全・安心を確保するための生産体制の確立、経営改善に意欲的な農業の担い手への重点支援などが求められる中で、農業者の高度で多様なニーズに対応できる普及事業の展開を図るとともに、地方分権を推進する観点から、事業運営における都道府県の自主性を拡大する措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、調査研究を行う専門技術員と普及指導を行う改良普及員の２種類に分けられている普及関係職員を一元化し、普及指導員とすることとする。

二、改良普及員の活動拠点として、一定の地域内に置かれている都道府県の地域農業改良普及センターの必置規制を廃止し、普及指導を総合的に行う拠点として、新たに都道府県の任意により、普及指導センターを置くことができることとする。

三、専門技術員と改良普及員に支給されている農業改良普及手当の上限を廃止することとし、その名称を普及指導手当に改めることとする。

【附帯決議】

政府は、高度な農業技術の普及、農業経営の改善、地域農業の活性化など、我が国の農業の持続的発展及び食料の安定確保に果たす協同農業普及事業の役割の重要性にかんがみ、協同農業普及事業の積極的展開が図られるよう、次の事項の実現に努めるべきである。

一　協同農業普及事業は、農業の持続的発展に不可欠な農業技術を普及する事業であることから、今後とも、普及職員の必置規制を堅持すること。

また、普及指導センターの設置に当たっては、普及指導員が農業者等にサービスを提供する活動拠点として十分機能するよう、都道府県に対して、組織体制の整備充実に必要な支援を行うとともに、協同農業普及事業に対し、高度な見識と経験を有する者が普及指導センター長として配置されるよう、十分配慮すること。

二　協同農業普及事業の運営に当たっては、農業者等の高度技術導入、経営革新ニーズに対する的確な対応、市町村、農協等と連携した地域農業のコーディネーターとしての役割等を普及指導員が十分果たせるよう、普及指導員の資質の向上に努めること。

また、新規就農者に対する研修教育の一層の充実を図ること。

三　普及職員の一元化に当たっては、普及指導員に求められる役割及び能力の確保に配慮しつつ、資格試験制度を構築するとともに、普及指導を継続的かつ安定的に実施するため、現職の改良普及員の普及指導員への移行については、これまで地域農業の振興等に寄与してきた実績を十分に勘案し、円滑に行われるよう配慮すること。

四　普及手当の上限規定の廃止に当たっては、今後、普及指導員に一層高度な役割が求められることから、意欲的かつ優秀な人材の維持・確保を図る観点に立ち、都道府県において普及手当の適正な支給が行われるよう努めること。

五　協同農業普及事業交付金については、農業の持続的な発展及び食料の安定確保に普及事業が果たす役割、協同農業普及事業における国の責務、国と都道府県との役割分担の重要性を踏まえた上で、都道府県の協同農業普及事業への対応も考慮して、その在り方を検討すること。

右決議する。

青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第51号）

【要旨】

本法律案は、将来にわたる農業の担い手の確保に資するため、就農支援資金の貸付対象を拡大するとともに、都道府県青年農業者等育成センターの業務を拡充すること等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、就農計画の認定を受けた農業法人等に対する措置

1　農業法人等が、新たに就農しようとする青年等をその営む農業に就業させようとする場合に、就農計画を作成し、都道府県知事の認定を受けることができることとする。

2　認定を受けた農業法人等に対して、就農支援資金のうち、農業技術又は経営方法を実地に習得するための研修その他の就農の準備に必要な資金を貸し付けることができることとする。

3　就農計画に基づく施設の設置等について、農業改良資金の貸付けを受ける場合に、その償還期間及び据置期間を延長する特例を設けることとする。

二、都道府県青年農業者等育成センターの業務の拡充

1　認定農業者が行う施設の設置等に関する情報の提供、相談その他の援助を行うこととする。

2　新たに就農しようとする青年等について、無料の職業紹介事業を行うこととする。

卸売市場法の一部を改正する法律案（閣法第56号）（先議）

【要旨】

本法律案は、近年における卸売市場経由率の低下や市場関係者の経営悪化、国際化の進展を踏まえた国内農水産物の生産・流通を通じた構造改革の必要性、消費者の安全・安心に対する関心の高まり等に適切に対応するため、卸売市場における取引規制の緩和及び適

正な品質管理の推進、卸売市場の再編の円滑化等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、卸売市場整備基本方針等において、品質管理の高度化のための措置を定めるとともに、中央卸売市場の開設者が定める業務規程の記載事項について、品質管理の方法を追加することとする。

二、電子情報通信技術を活用する取引方法に関し、市場内に現物を搬入して卸売をしなければならないとする規制を緩和するとともに、卸売業者が出荷者から委託を受けて卸売を行うことを原則とする規制、業務規程で定める委託手数料以外の報償の収受を禁止する規制等を廃止することとする。

三、卸売市場整備基本方針で卸売市場の再編に配慮してその配置の目標を定めなければならないとするとともに、中央卸売市場整備計画に運営の広域化や地方卸売市場への転換が必要な中央卸売市場の名称を位置付け、これらの再編に伴う手続の簡素化を図るための規定を整備することとする。

四、中央卸売市場の仲卸業者に対し必要な改善措置を命ずる際の基準を業務規程で明確化することとする。

【附帯決議】

卸売市場は基幹的な流通拠点として、近年の食品流通を取り巻く情勢の変化に的確に対応するため、生鮮食料品等の安定的な供給という本来の役割に加え、安全・安心な食品の供給及び効率的な食品流通機能を一層高めることが求められている。

よって政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

一　卸売市場の再編に当たっては、価格形成や流通拠点となる公共施設としての役割を踏まえたうえ、地域の特性や要望に十分配慮した配置が行われるよう努めること。

二　卸売市場における品質管理の高度化については、低温管理施設等の高機能施設の整備、品質管理に対する意識啓発や研修などにつき、各卸売市場の実情に応じた支援措置を講ずること。

また、卸売市場流通の実情に応じたトレーサビリティシステムの開発・導入などの取組を進めるほか、食品の安全性に関する不測の事態に的確に対処できる態勢の整備を図ること。

三　取引規制の緩和等に当たっては、市場取引の秩序が確保されるよう適切な運用方針を策定するとともに、差別的取扱いや受託拒否などの事態が生ずることのないよう監視を行い、公正かつ効率的な取引の確保に努めること。

四　卸売市場関係者に対し改正の趣旨を周知徹底するとともに、卸売業者及び仲卸業者の経営については、経営健全化措置等を通じ、体質強化に資するよう適切な指導を行うこと。

また、委託手数料の弾力化や各種奨励金の取扱いについては、市場関係者の意向を十分踏まえつつ、円滑な移行が図られるよう留意すること。

五　卸売市場関係者が連携・協調して、電子商取引の導入や効率的な物流管理システムの

構築を行うとともに、これを通じ、規格を簡素化した青果物や付加価値の高い地域農水産物の取扱いなど特色ある卸売市場の形成に積極的に取り組める環境の整備に努めること。

六　公設の卸売市場における施設の整備及び維持管理については低コスト化を図るとともに、施設の供用に当たっては、市場関係者の便宜や経営の効率化に資するよう、指導すること。

七　卸売市場制度については、今後とも、卸売市場がその公共性を維持しつつ効率的な運営が確保されるよう、適宜適切な評価・検討を行っていくこと。

右決議する。

特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第57号）（先議）

【要旨】

本法律案は、国産農産物の重要な需要先である農産加工業の持続的な発展が地域農業の健全な発展に資することから、農産加工品等の輸入増加の影響を受ける特定の農産加工業者の経営改善を引き続き促進するため、特定農産加工業経営改善臨時措置法の有効期間を５年間延長するものである。

農業協同組合法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律案（閣法第89号）

【要旨】

本法律案は、農協系統組織の改革に向けた自主的な取組みを支援するための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、農業協同組合法の一部改正

１　経済事業関係

イ　農業協同組合中央会（全国農業協同組合中央会、都道府県農業協同組合中央会をいう。以下同じ。）が行う組合（農業協同組合及び農業協同組合連合会をいう。以下同じ。）に対する指導事業について、全国農業協同組合中央会は、基本方針を定め、公表することとする。

ロ　現在、農業協同組合中央会が実施している計画監査及び信用事業を行う一定規模以上の組合に対する決算監査を、全国農業協同組合中央会に一元化することとする。

ハ　組合が行う販売事業について、定款の定めるところにより、他の組合の組合員等が生産した農産物を併せて販売する場合においては、員外利用規制を適用しないこととする。

ニ　全国農業協同組合連合会及び経済農業協同組合連合会等は、事業年度ごとに、部門別損益に関する書類を通常総会に提出するとともに、業務報告書を行政庁に提出しなければならないこととする。

２　共済事業関係

イ　組合の行う共済事業の健全性を確保するため、最低出資金制度、子会社等との取

引規制、支払能力の充実状況に関する基準の設定、責任準備金に係る特別勘定の設置、子会社及び議決権の保有規制、員外監事及び常勤監事の設置等についての規定を整備することとする。

ロ　共済事業を行う組合は、その業務又は財産の状況に照らし、事業の継続が困難となる蓋然性がある場合においては、契約条件を変更することができることとする。

ハ　契約者の保護のため、クーリング・オフ制度、不適正な推進行為の禁止、共済契約の締結等に関する損害賠償責任等についての規定を整備することとする。

3　合併及び信用事業譲渡の手続の簡素化

イ　合併により消滅する組合が、合併後に存続する組合（以下「存続組合」という。）の一定規模以下の場合においては、合併について存続組合の総会議決を要しないこととする。

ロ　信用事業を行う組合が他の組合の信用事業の全部又は一部を譲り受ける場合で、その対価が一定の規模以下の場合においては、総会議決を要しないこととする。

二、農業信用保証保険法の一部改正

1　農業信用基金協会の経営の健全性の確保

主務大臣は、農業信用基金協会（以下「基金協会」という。）の保証債務の弁済能力の充実状況に関する基準を定め、その基準に基づく区分に応じて、監督上必要な命令をすることができることとする。

2　基金協会の合併及び事業の譲渡又は譲受け

基金協会は、総会の議決により、合併、事業の全部の譲渡及び事業の全部又は一部の譲受けを行うことができることとする。

三、施行期日

この法律は、平成17年４月１日から施行することとする。

競馬法の一部を改正する法律案（閣法第92号）（先議）

【要旨】

本法律案は、近年の景気低迷等に伴う競馬の売上額の減少により、競馬事業の目的である国及び地方公共団体の財政に寄与するという公益への貢献に支障が生じてきている現状にかんがみ、競馬事業の効率化その他の収支改善を図るための諸措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、競馬の実施に関する事務について、中央競馬を主催する日本中央競馬会は都道府県、市町村又は私人に委託できることとするとともに、地方競馬主催者は他の都道府県、市町村に加え日本中央競馬会及び私人に委託できることとする。

二、勝馬投票法の種類に複数の競走の１着馬等を同時に的中させる重勝式勝馬投票法を追加するとともに、単勝式勝馬投票法及び複勝式勝馬投票法の払戻率を引き上げることとする。

三、勝馬投票券の購入等の制限の対象から成年である学生生徒を除外することとする。

四、地方競馬主催者の事業収支改善を促進する観点から、地方競馬主催者が地方競馬全国

協会へ交付する交付金の一部を猶予し、競馬事業から撤退した場合には必要な経費に充てることができる制度を創設するとともに、複数の競馬主催者が連携して事業の効率化等の収支改善を行う場合は、地方競馬全国協会の補助を受けることができることとし、この補助に必要な資金を確保するため、日本中央競馬会から地方競馬全国協会へ資金交付ができること等の措置を講じることとする。

五、ノミ行為の情報を収集するため、競馬主催者の職員が農林水産大臣の許可を受けて、勝馬投票類似の行為をすることができることとする。

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案（閣法第127号）

【要旨】

本法律案は、我が国における高病原性鳥インフルエンザの発生において、農家の届出がなされず、生きた鶏の出荷先で感染が拡大する事例が生じたほか、移動制限の対象となった畜産農家の経営に大きな影響が生じたことを踏まえ、より的確なまん延防止が図られるようにするため、届出義務違反に関する制裁措置を強化するとともに、移動制限により影響を受けた畜産農家に対する助成措置を制度化すること等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、家畜の伝染性疾病のまん延防止に必要な措置を講じなかった者に対しては、殺処分等の対象となった家畜の所有者に交付される手当金を交付しないこととする。

二、家畜の所有者が患畜等を発見したときの届出義務に違反した場合の罰則を、３年以下の懲役又は100万円以下の罰金に引き上げることとする。

三、国は、都道府県が、移動制限を受けた畜産農家に対して、当該制限に起因する家畜等に係る売上げの減少額や飼料費、保管費、輸送費等を助成する場合に、その２分の１を負担することとする。

四、国は、従来から負担している都道府県の防疫事務費に加え、防護服等の衛生資材の購入費又は賃借料、家畜防疫員が自ら行った患畜等の焼却又は埋却に要した費用についても、その２分の１を負担することとする。

（４）委員会決議

—— 畜産物価格等に関する決議 ——

我が国の畜産・酪農経営においては、脱脂粉乳の過剰在庫や家畜排せつ物処理施設の整備の遅れなどが深刻な問題となっている。

また、昨年末以降、米国における牛海綿状脳症（ＢＳＥ）の発生や、我が国を含めたアジア地域における高病原性鳥インフルエンザの発生など、我が国の食の安全・安心を脅かす事態が相次ぎ発生し、輸入停止措置や発生地域における移動制限措置による損失、風評被害等は関係事業者等に深刻な影響を及ぼしている。

よって政府は、平成16年度畜産物価格及び関連対策の決定に当たり、生産者が意欲を持って取り組める畜産・酪農基本政策が確立されるよう、次の事項の実現に万全を期すべきである。

一　加工原料乳生産者補給金の単価は、生産者の努力が報われ、意欲を持って営農に取り組めるよう、再生産の確保を図ることを旨として適正に決定すること。

また、加工原料乳限度数量については、過剰な脱脂粉乳在庫の解消に向けた取組みに配慮しつつ、生乳の生産事情、牛乳・乳製品の需給動向を踏まえ、適正に決定すること。

二　牛肉・豚肉の安定価格及び保証基準価格については、畜産農家の経営安定に資するよう、需給状況や価格の推移などに十分配慮し、再生産の確保を図ることを旨として、適正に決定するとともに、肉用子牛生産者補給金制度については、持続的かつ安定的な制度運用が確保されるよう、乳用種の保証基準価格の水準の在り方について十分な検討を行うこと。

また、肉用牛農家及び養豚農家の経営安定対策を継続するとともに、地域における多様な取組み等を通じ生産コストの低減を図ること。

三　飼料の輸入依存体質を転換し、資源循環型農業を推進する観点から、自給飼料基盤の強化、飼料生産の組織化・外部化の推進等各般の施策を講ずるとともに、土地利用型酪農推進事業については、畜産環境問題に適切に対応し得る飼料基盤に立脚した酪農経営の確立に資するよう見直し、継続すること。

また、国産稲わら・稲発酵粗飼料について、その円滑な流通及び利用拡大のための対策を継続すること。

四　家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律の完全施行を控え、畜産環境リース事業等の支援対策を継続・拡充するなど、生産者の意向を踏まえつつ、処理施設の整備について、全力をあげて緊急かつ着実に推進するとともに、今後の整備計画策定に資するため、地域の整備実績等について速やかに調査を行うこと。

また、排せつ物については耕種農業との連携強化によるたい肥利用の促進やバイオマス資源等としての有効活用を図ること。

五　安全かつ良質な畜産物を供給するため、生産・加工・流通の各過程における衛生・品質管理対策を強力に推進すること。

また、牛せき柱の利用が規制されることに伴い、コスト低減のための取組みを含め、

関係事業者等が一体となった適切な分別体制が整備されるよう必要な支援を行うこと。特に産地食肉センターをはじめとする食肉事業者等の焼却費用が過重な負担とならないよう、配慮すること。

なお、本年12月より牛肉の個体識別情報の店頭表示が義務づけられることから、関係事業者への指導と消費者への周知を徹底すること。

六　ＢＳＥ及び鳥インフルエンザの発生に伴う消費者の畜産物に対する不安を払拭するため、感染源及び経路の早期究明に努めるとともに、国民に対し、安全性に関する情報の迅速な提供と正確な知識を普及し、風評被害の防止に努めること。

また、家畜伝染病の発生に際しては、そのまん延を防止するため、迅速かつ確実な初動防疫体制を確立すること。

なお、輸入牛肉について、我が国と同等の安全対策を確保すること。

七　家畜伝染病のまん延防止に資するよう、家畜伝染病予防法の改正も含め、移動制限命令を受けた農家への助成措置の制度化を行うとともに、発生に伴う畜産・酪農経営及び関係事業者等への影響に配慮し、経営安定対策等の拡充を図ること。

また、家畜伝染病の発生に備え、必要な知見の蓄積や防疫資材の備蓄に努めるとともに、ＢＳＥ生前診断法の開発に努力するなど、家畜伝染病に関する技術の研究開発を積極的に推進すること。

八　国際化の進展に伴い、家畜伝染病の我が国への侵入の危険性が高まっていることから、海外情報の収集に努め、感染の恐れがある物品については、より迅速かつ確実な防疫措置を講ずること。

また、途上国等における家畜伝染病の検査・防疫体制確立に向けた国際協力を積極的に推進するとともに、我が国において若齢牛のＢＳＥ感染が確認されたことにかんがみ、各国及び関係国際機関に対して検査対象牛の範囲拡大を働きかけるなど、国際的なＢＳＥ検査体制の強化に努めること。

九　ＷＴＯ農業交渉及びＦＴＡ交渉に当たっては、食料安全保障、農業の多面的機能を確保するよう、今後とも確固たる決意をもってのぞむとともに、国内農業への影響等を分析し適切な措置を講ずること。

右決議する。

経済産業委員会

委員一覧（21名）

委員長	谷川	秀善（自民）	小林	温（自民）	平田	健二（民主）
理　事	魚住	汎英（自民）	関谷	勝嗣（自民）	本田	良一（民主）
理　事	加納	時男（自民）	福島	啓史郎（自民）	藁科	滿治（民主）
理　事	松田	岩夫（自民）	保坂	三蔵（自民）	浜四津	敏子（公明）
理　事	広野	ただし（民主）	山下	善彦（自民）	松	あきら（公明）
理　事	藤原	正司（民主）	勝木	健司（民主）	緒方	靖夫（共産）
	泉	信也（自民）	直嶋	正行（民主）	西山	登紀子（共産）

（16.3.11 現在）

（1）審議概観

第159回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出10件（うち本院先議３件）であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願７種類171件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

特許法等の改正　近年、技術革新のスピードの加速化及び知的財産価値の増大に伴い、権利の早期確定が重要となっている。しかし、特許出願件数の増加に伴う審査未着手件数（滞貨）が増大しており、特許審査の順番待ち期間は26ヵ月に及んでいる。一方、雇用慣行の変化、従業者等の意識変化等を背景に、使用者等と従業者等との間で、職務発明に対する「相当の対価」の額をめぐる訴訟が多発している。特許法第35条の職務発明規定については、「相当の対価」の算定基準が具体性を欠いており、使用者等が従業者等に支払う対価が不透明であるため、予測可能性をもった研究開発投資に支障が生じていること、また、報償規程が使用者等によって一方的に定められているため、従業者にとって適切な評価に対する納得感が低いこと等の問題が指摘されていた。

このため、平成14年7月に知的財産戦略会議が策定した「知的財産戦略大綱」において、特許審査の迅速化に向けた取組の推進、職務発明規定の見直し等が掲げられ、これを受けた産業構造審議会知的財産政策部会特許制度小委員会での検討結果を踏まえて、**特許審査の迅速化等のための特許法等の一部を改正する法律案**が提出された。その主な内容は、特許審査の迅速化を図るため、先行技術調査機関を指定制から登録制に改めて民間参入に道を開くほか、特定登録調査機関が交付する調査報告を提出した場合には出願審査請求手数料を減額するとともに、職務発明に係る対価決定基準の策定に際し、使用者等と従業者等間の協議状況等を考慮して、企業に勤める従業者等の発明に対する対価が適正に定められるよう、規定を整備するものである。

委員会においては、職務発明規定の改正を中心に参考人から意見を聴取するとともに、

職務発明に係る訴訟が法改正により回避される可能性について質疑が行われ、政府からは「改正案では、企業と研究者の自主的な取決めを尊重しており、企業が研究者の意向を酌み取るように努めれば研究者の納得感が高まり、訴訟が提起される可能性は減る」との答弁があった。また、現行法の下で発生している訴訟などに対して改正案が遡及適用できないことへの対応について、政府からは「今回の法改正の趣旨等が裁判においても参酌されることを期待する」旨の答弁があった。そのほか、職務発明の対価決定が不合理な場合の訴訟における立証責任の問題、中小企業に対する知的財産政策の充実、我が国の知的財産戦略の在り方等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

中小企業対策　近年、金融情勢の激変により民間金融機関の中小企業向け融資が減少するとともに、不動産価格の下落により中小企業の担保による借入れ余力が低下する中で、過度に不動産担保や人的保証に依存しない融資へのニーズが高まっている。

このような状況の中で、平成15年12月の産業金融機能強化関係閣僚等による会合において取りまとめられた「経済活性化のための産業金融機能強化策」では、中小企業金融の手法の多様化に向けた取組を加速することとされた。これを踏まえて提出された**中小企業金融公庫法及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部を改正する法律案**は、中小企業金融公庫の業務に、同公庫が民間金融機関等の中小企業向け貸付債権等を買い取って証券化する業務等を追加することにより、民間金融機関等による無担保融資の拡大を促すとともに、中小企業総合事業団から信用保険業務を移管することなどを主な内容とするものである。

本法律案は、**中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律の一部を改正する法律案**とともに、本会議における趣旨説明聴取及び質疑の後、委員会においては一括して議題とされ、証券化スキームの実効性を確保するためのインフラ整備の必要性、信用保険財政の基盤強化策、中小ベンチャーファンド法の対象を中堅・大企業にまで拡大した理由等について質疑が行われ、討論の後、いずれも多数をもって可決された。なお、両法律案に対し、それぞれ附帯決議が付された。

このほか、**商工会議所法及び商工会法の一部を改正する法律案**が可決された。なお、附帯決議が付された。

特定商取引法及び商品取引所法の改正　最近、高齢者を狙った「点検商法」、若者を対象とした「アポイントメントセールス」等の悪質な訪問販売や「マルチ商法」（連鎖販売取引）によるトラブルが急増している。このため、**特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律案**は、点検商法対策として、事業者が訪問販売時おいて販売目的を明示することを義務付け、アポイントメントセールス対策として、販売目的を隠し公衆の出入りしない個室で勧誘することを禁止するとともに、違法な勧誘により締結した訪問販売や連鎖販売取引の契約を消費者が取り消すことができるようにするほか、連鎖販売取引について一定の条件の下で返品し返金が受けられるようにするための返金ルールを定める

ことなどを主な内容とするものである。

また、**商品取引所法の一部を改正する法律案**は、委託者保護を強化し、信頼性及び利便性の高い商品先物市場を整備するため、委託者(顧客)が取引の担保である取引証拠金を商品取引所に直接預託する制度を創設し、商品取引所外における取引の決済を可能とする清算機関制度を整備するとともに、顧客に対して商品先物取引の仕組みやリスクの説明を義務付ける等商品取引員に対して適正な規制を行うことなどを主な内容とするものである。なお、衆議院において、商品取引員が顧客に勧誘を受ける意思の有無を確認しないで勧誘を行うことを禁止するなどの修正が行われた。

委員会においては、両法律案を一括して議題とし、特定商取引法等改正案については、マルチ商法によるトラブルが絶えないため、消費者を対象とした連鎖販売取引の禁止の必要性について質疑が行われたが、政府は「連鎖販売取引にも様々な形態があり、全面的に禁止することは困難である」との答弁にとどまった。そのほか、商品先物取引における個人委託者の保護方策、商品取引所の合併・統合の在り方、特定商取引法等の改正による消費者トラブル減少への効果等について質疑が行われた。また、商品取引所法改正案については東京工業品取引所等の視察が行われた。商品取引所法改正案は、討論の後、多数をもって可決され、特定商取引法等改正案は、全会一致をもって可決された。なお、両法律案に対し、それぞれ附帯決議が付された。

このほか、**工業標準化法の一部を改正する法律案、独立行政法人産業技術総合研究所法の一部を改正する法律案、鉱山保安法及び経済産業省設置法の一部を改正する法律案**が可決された。なお、それぞれ附帯決議が付された。また、**不正競争防止法の一部を改正する法律案**が可決された。

〔国政調査等〕

３月11日、経済産業行政の基本施策について中川経済産業大臣から所信を、平成15年における公正取引委員会の業務の概略について竹島公正取引委員会委員長から説明を、それぞれ聴取した。

これに対し、**３月18日**、日中経済関係の現状、消費税の総額表示方式導入の是非、エネルギー・環境戦略の在り方等について質疑を行った。

３月23日、地域経済及び中小企業問題を議題とし、商工会、商工会議所等における取組の現状と課題等について、参考人から意見を聴取した後、質疑を行った。

３月24日、予算委員会から委嘱された平成16年度経済産業省予算等の審査を行い、特許事務の機械化によるコスト削減効果、中小企業対策予算、各種事業規制改革の必要性、地球温暖化対策、知的財産の流動化促進策等について質疑を行った。

５月13日、産業再生問題を議題とし、産業再生機構及び中小企業再生支援協議会における取組の現状と課題等について、参考人から意見を聴取した後、質疑を行った。

（2）委員会経過

○平成16年３月11日（木）（第１回）

○経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査を行うことを決定した。

○経済産業行政の基本施策に関する件について中川経済産業大臣から所信を聴いた。

○平成15年における公正取引委員会の業務の概略に関する件について竹島公正取引委員会委員長から説明を聴いた。

○平成16年３月18日（木）（第２回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○経済産業行政の基本施策に関する件及び公正取引委員会の業務に関する件について中川経済産業大臣、坂本経済産業副大臣、泉経済産業副大臣、佐藤内閣府副大臣、江田経済産業大臣政務官、菅経済産業大臣政務官、荒井外務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕福島啓史郎君（自民）、魚住汎英君（自民）、平田健二君（民主）、広野ただし君（民主）、藤原正司君（民主）、松あきら君（公明）、緒方靖夫君（共産）

○平成16年３月23日（火）（第３回）

○参考人の出席を求めることを決定した。

○地域経済及び中小企業問題に関する件について参考人全国商工会連合会会長清家孝君、東京都中小企業再生支援協議会支援業務責任者藤原敬三君及び宇都宮商工会議所会頭・栃木県商工会議所連合会会長・栃木県中小企業再生支援協議会会長簗郁夫君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕福島啓史郎君（自民）、谷博之君（民主）、松あきら君（公明）、西山登紀子君（共産）

○平成16年３月24日（水）（第４回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**平成十六年度一般会計予算（衆議院送付）**
平成十六年度特別会計予算（衆議院送付）
平成十六年度政府関係機関予算（衆議院送付）
（内閣府所管（公正取引委員会）、経済産業省所管、中小企業金融公庫及び中小企業総合事業団信用保険部門）について中川経済産業大臣及び竹島公正取引委員会委員長から説明を聴いた後、同大臣、坂本経済産業副大臣、泉経済産業副大臣、山下財務大臣政務官、菅経済産業大臣政務官、江田経済産業大臣政務官、竹島公正取引委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕小林温君（自民）、福島啓史郎君（自民）、広野ただし君（民主）、藤原正司君（民主）、松あきら君（公明）、西山登紀子君（共産）

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成16年３月30日（火）（第５回）

○工業標準化法の一部を改正する法律案（閣法第72号）
独立行政法人産業技術総合研究所法の一部を改正する法律案（閣法第73号）
鉱山保安法及び経済産業省設置法の一部を改正する法律案（閣法第74号）

以上３案について中川経済産業大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成16年４月１日（木）（第６回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○工業標準化法の一部を改正する法律案（閣法第72号）
独立行政法人産業技術総合研究所法の一部を改正する法律案（閣法第73号）
鉱山保安法及び経済産業省設置法の一部を改正する法律案（閣法第74号）

以上３案について中川経済産業大臣、泉経済産業副大臣、菅経済産業大臣政務官、佐藤国土交通大臣政務官、江田経済産業大臣政務官、鶴保国土交通大臣政務官、竹本厚生労働大臣政務官、政府参考人及び参考人独立行政法人産業技術総合研究所理事長吉川弘之君に対し質疑を行い、独立行政法人産業技術総合研究所法の一部を改正する法律案（閣法第73号）及び鉱山保安法及び経済産業省設置法の一部を改正する法律案（閣法第74号）について討論の後、いずれも可決した。

〔質疑者〕加納時男君（自民）、藤原正司君（民主）、広野ただし君（民主）、緒方靖夫君（共産）

（閣法第72号）賛成会派　自民、民主、公明、共産
反対会派　なし

（閣法第73号）賛成会派　自民、民主、公明
反対会派　共産

（閣法第74号）賛成会派　自民、民主、公明
反対会派　共産

なお、３案についてそれぞれ附帯決議を行った。

○平成16年４月８日（木）（第７回）

○中小企業金融公庫法及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部を改正する法律案（閣法第７号）（衆議院送付）
中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第８号）（衆議院送付）

以上両案について中川経済産業大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成16年４月13日（火）（第８回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○中小企業金融公庫法及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部を改正する法律

案（閣法第７号）（衆議院送付）

中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第８号）（衆議院送付）

以上両案について中川経済産業大臣、坂本経済産業副大臣、伊藤内閣府副大臣、市川農林水産副大臣、森厚生労働副大臣、林国土交通副大臣、菅経済産業大臣政務官、荒井外務大臣政務官、江田経済産業大臣政務官、政府参考人、参考人日本銀行企画室審議役山口廣秀君、中小企業金融公庫総裁水口弘一君及び国民生活金融公庫総裁薄井信明君に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

〔質疑者〕小林温君（自民）、魚住汎英君（自民）、有馬朗人君（自民）、藤原正司君（民主）、広野ただし君（民主）、松あきら君（公明）、緒方靖夫君（共産）

（閣法第７号）賛成会派　自民、民主、公明
反対会派　共産

（閣法第８号）賛成会派　自民、民主、公明
反対会派　共産

なお、両案についてそれぞれ附帯決議を行った。

○平成16年４月15日（木）（第９回）

○**商工会議所法及び商工会法の一部を改正する法律案（閣法第９号）（衆議院送付）**について中川経済産業大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成16年４月20日（火）（第10回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**商工会議所法及び商工会法の一部を改正する法律案（閣法第９号）（衆議院送付）**について中川経済産業大臣、坂本経済産業副大臣、江田経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕魚住汎英君（自民）、平田健二君（民主）、松あきら君（公明）、緒方靖夫君（共産）

（閣法９号）賛成会派　自民、民主、公明、共産
反対会派　なし

なお、附帯決議を行った。

○平成16年４月22日（木）（第11回）

○**商品取引所法の一部を改正する法律案（閣法第116号）（衆議院送付）**

特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律案（閣法第117号）（衆議院送付）

以上両案について中川経済産業大臣から趣旨説明を、商品取引所法の一部を改正する法律案（閣法第116号）（衆議院送付）の衆議院における修正部分について衆議院経済産業委員長代理吉田治君から説明を聴いた。

○平成16年４月27日（火）（第12回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**商品取引所法の一部を改正する法律案（閣法第116号）（衆議院送付）**
特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律案（閣法第117号）（衆議院送付）

以上両案について衆議院経済産業委員長代理田中慶秋君、中川経済産業大臣、坂本経済産業副大臣、伊藤内閣府副大臣、市川農林水産副大臣、菅経済産業大臣政務官、山下財務大臣政務官、江田経済産業大臣政務官、竹島公正取引委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行い、商品取引所法の一部を改正する法律案（閣法第116号）（衆議院送付）について討論の後、いずれも可決した。

〔質疑者〕広野ただし君（民主）、平田健二君（民主）、福島啓史郎君（自民）、松あきら君（公明）、西山登紀子君（共産）、緒方靖夫君（共産）

（閣法第116号）賛成会派　自民、民主、公明
反対会派　共産

（閣法第117号）賛成会派　自民、民主、公明、共産
反対会派　なし

なお、両案についてそれぞれ附帯決議を行った。

○平成16年５月11日（火）（第13回）

○**不正競争防止法の一部を改正する法律案（閣法第118号）（衆議院送付）**について中川経済産業大臣から趣旨説明を聴いた。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○平成16年５月13日（木）（第14回）

○産業再生問題に関する件について参考人株式会社産業再生機構代表取締役社長斉藤惇君及び石川県中小企業再生支援協議会会長・財団法人石川県産業創出支援機構副理事長斉藤直君から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕福島啓史郎君（自民）、広野ただし君（民主）、松あきら君（公明）、西山登紀子君（共産）

○平成16年５月18日（火）（第15回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**不正競争防止法の一部を改正する法律案（閣法第118号）（衆議院送付）**について中川経済産業大臣、阿部外務副大臣、江田経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕藤原正司君（民主）、松あきら君（公明）、緒方靖夫君（共産）

（閣法第118号）賛成会派　自民、民主、公明、共産
反対会派　なし

○平成16年５月20日（木）（第16回）

○**特許審査の迅速化等のための特許法等の一部を改正する法律案（閣法第37号）（衆議院送付）**について中川経済産業大臣から趣旨説明を聴いた。

○また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成16年５月25日（火）（第17回）

○**特許審査の迅速化等のための特許法等の一部を改正する法律案（閣法第37号）（衆議院送付）**について参考人新日本製鐵株式会社参与・知的財産部長・社団法人日本経済団体連合会産業技術委員会知的財産部会委員阿部一正君、日本労働組合総連合会総合政策局長木村裕士君及び弁理士大西正悟君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕魚住汎英君（自民）、藤原正司君（民主）、浜四津敏子君（公明）、緒方靖夫君（共産）

○平成16年５月27日（木）（第18回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**特許審査の迅速化等のための特許法等の一部を改正する法律案（閣法第37号）（衆議院送付）**について中川経済産業大臣、坂本経済産業副大臣、江田経済産業大臣政務官、菅経済産業大臣政務官、竹島公正取引委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕小林温君（自民）、福島啓史郎君（自民）、直嶋正行君（民主）、松あきら君（公明）、緒方靖夫君（共産）

（閣法第37号）賛成会派　自民、民主、公明

反対会派　共産

なお、附帯決議を行った。

○平成16年６月16日（水）（第19回）

○請願第209号外170件を審査した。

○経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

（３）議案の要旨・附帯決議

○成立した議案

中小企業金融公庫法及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部を改正する法律案（閣法第7号）

【要旨】

本法律案は、中小企業に対する資金供給の円滑化を図るため、貸付債権の証券化手法の普及により無担保融資の拡大を促進するとともに、特殊法人等整理合理化計画等を実施するため、中小企業総合事業団の中小企業信用保険等の業務を中小企業金融公庫に行わせる等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、中小企業金融公庫法の一部改正

１　民間金融機関等による中小企業者に対する無担保融資の拡大を促進するため、貸付債権等の証券化を支援する業務を中小企業金融公庫の業務に追加する等の措置を講ずる。

２　中小企業総合事業団が行っている中小企業信用保険等の業務を中小企業金融公庫に移管するための措置を講ずる。

二、独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部改正

１　独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「機構」という。）の成立の日を独立行政法人都市再生機構法の成立の時とする。

２　機構の行う繊維関係業務に関し、繊維振興基金及び繊維人材育成基金に係る規定を削除する。

三、施行期日

この法律は、一部を除き、機構の成立の時（平成16年７月１日）から施行する。

【附帯決議】

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一　証券化支援制度の運用に当たっては、中小企業者に対する無担保・第三者保証人不要の融資機会が拡大されるよう、支援対象とする債権等について適切な基準を定めるとともに、貸出債権の証券化市場の円滑な拡大に資するため、中小企業者に関する適確な情報提供体制の確立等、市場の環境整備に努めること。

二　中小企業金融公庫の証券化支援業務の実施に当たっては、適切なリスク評価体制の整備等により、財務の健全性確保に努めること。また、中小企業信用保険財政の悪化が深刻化している現状にかんがみ、制度の円滑かつ持続的発展を図るため、財政基盤の抜本的強化のための対策を早急に講ずること。

さらに、中小企業金融公庫の業務について、職員の雇用の確保に配慮しつつ、組織及び事務・事業の一層の効率化を進め、経営合理化のための適切な対応に努めること。

三　中小企業金融の円滑化を図るに当たっては、中小企業の実態に配慮し、セーフティネット制度の積極的な活用・充実など環境の整備に努めること。

四　繊維産業対策については、今後５年間が繊維関係基金を活用した最後の改革期間であることに十分留意の上、産業構造の抜本的かつ集中的改革を積極的に推進すること。

右決議する。

中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第8号）

【要旨】

本法律案は、ベンチャー企業や事業再生に取り組む企業に十分な資金を供給するため、出資により資金供給を行う仕組みであるファンド制度の拡充を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、題名の変更

題名を「投資事業有限責任組合契約に関する法律」に改める。

二、目的の見直し

本法の目的を中小企業等の自己資本の充実を促進することから、事業者への円滑な資金供給を促進することに変更する。

三、投資対象の追加

ファンドの投資対象の制限を撤廃することにより、資金供給の対象を中小企業等から事業者に拡充する。

四、投資手法の拡充

ファンドの機能を拡充し、出資先企業に対して、融資や債権の取得が行えるようにする。

五、投資家の資格

ファンドに対する投資家は、適格機関投資家その他の政令で定める者とする。

六、施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から起算して３月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一　有限責任組合制度の運用に当たっては、一般投資家の保護の観点から誤信を招くような勧誘に対する適切な措置を講ずるなど万全を期すこと。また、適切なリスク判断に基づく投資家の出資が行われるよう、制度内容の周知徹底を図るとともに、適切な情報開示基準の策定に努めること。

二　中小ベンチャー企業の育成、地域経済の活性化、事業再生の推進といった喫緊の課題を達成するため、有限責任組合を活用して積極的な対策を講ずるとともに、有限責任組合を通じた投資の拡大を図るため、年金基金等の機関投資家からの出資が容易となるよう環境整備に努めること。

三　中小企業の再生支援に当たっては、中小企業総合事業団が出資を行う地域中小企業再生ファンド等の組成の促進に一層取り組むこと。

右決議する。

商工会議所法及び商工会法の一部を改正する法律案（閣法第9号）

【要旨】

本法律案は、市町村合併の動きが加速する中で、商工会議所及び商工会が商工業の実態に即して円滑に合併できるよう、所要の規定を整備しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、商工会議所法の一部改正

1　商工会議所の合併に関する規定の整備

商工会議所の合併に関し、合併の手続き、合併の時期及び効果等について所要の規定の整備を行う。

2　地区の特例

商工会議所が、地域の商工業の状況に応じて、市内の一部地域での合併や飛び地となる合併等が行えるよう地区に関する規定の見直しを行う。

3　地区の特例に関する規定の整備

商工会議所の地区の特例に関し、設立の要件等について所要の規定の整備を行う。

4　特定商工業者

特定商工業者（地区内の商工業の実勢把握等の対象となる商工業者）に該当する基準を明確化、簡素化する等所要の規定の整備を行う。

二、商工会法の一部改正

1　地区の特例

商工会が、地域の商工業の状況に応じて、飛び地となる合併等が行えるよう地区に関する規定の見直しを行う。

2　地区の特例に関する規定の整備

商工会の地区の特例に関し、設立の要件等について所要の規定の整備を行う。

三、施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から起算して３月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一　商工会議所及び商工会（以下「商工団体」という。）が地域の実状に応じて合併を行った結果、行政の区域と商工団体の地区が異なった場合には、行政と商工団体との一体的な活動に支障が生ずることのないよう十分配慮するとともに、行政と商工団体との一層の連携が図られるよう努めること。

二　市町村合併の進展に伴い、同一市町村内に商工会議所と商工会が併存する事例の増加が予想されることから、商工団体の組織の今後の在り方については、当事者間の自主的な議論や地域の商工業者のニーズを踏まえ、組織強化に配意しつつ、早期に所要の検討を行うこと。

三　多様化する中小企業支援ニーズに適切に対応するため、商工団体がこれまで以上に中

小企業者に対する総合アドバイザーとしての役割を果たすことのできるよう、経営指導員等の資質向上に向けた施策を充実させること。

四　現下の中小企業を取り巻く厳しい経済状況にかんがみ、多様化・複雑化した中小企業支援施策が有効に活用されるよう、その内容を小規模事業者にまで浸透させるように努めること。

右決議する。

特許審査の迅速化等のための特許法等の一部を改正する法律案（閣法第37号）

【要旨】

本法律案は、審査処理を促進し、出願人の審査請求行動を適正にすることにより、特許審査の迅速化を図るとともに、職務発明の対価に関する規定を整備しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、特許法の一部改正

1　職務発明規定の見直し

イ　職務発明に関する対価を契約、勤務規則等で定める場合は、対価を決定するための基準の策定に際して使用者等と従業者等との間で行われる協議の状況、策定された基準の開示の状況、対価の額の算定に対する従業者等からの意見聴取の状況等を考慮して、その定めたところにより対価を支払うことが不合理と認められるものであってはならないとする。

ロ　職務発明に関する対価についての定めがない場合又はその定めたところにより対価を支払うことが不合理と認められる場合は、使用者等が従業者等に支払うべき対価の額は、その発明により使用者等が受けるべき利益の額、発明に対する使用者等の負担、貢献及び従業者等の処遇その他の事情を考慮して定めなければならないとする。

2　実用新案登録に基づく特許出願制度の導入

実用新案登録出願日から３年以内であれば、実用新案登録後であっても特許出願に変更することができる。

二、実用新案法の一部改正

1　訂正の許容範囲の拡大

実用新案権者は、明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面の訂正に加え、実用新案登録請求の範囲の縮減等の訂正を１回に限り行うことができる。

2　実用新案権の存続期間の延長

実用新案登録出願の日から６年としている実用新案権の存続期間を10年に延長する。

三、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律の一部改正

1　特許料等の返還

特許料等の予納者から返還請求の申出があった場合は、予納した見込額に返還すべ

き額を加算する。

2　指定調査機関制度の見直し

指定調査機関制度を登録調査機関制度に移行し、公益法人以外の者であっても従来技術に関する調査を行うことができる。

3　インターネットを使用した公報の発行

インターネットを使用した特許公報等の発行を行うことができる。

4　特定登録調査機関制度の導入

特許出願人が審査請求に際し、特定登録調査機関（登録調査機関のうち特許庁長官から特に登録を受けた者）の交付する調査報告を提示した場合、審査請求料を軽減することができる。

四、独立行政法人工業所有権総合情報館法の一部改正

独立行政法人工業所有権総合情報館の名称を独立行政法人工業所有権情報・研修館に改めるとともに、同法人の行う業務として、工業所有権に関する情報システムの整備及び管理並びに特許庁職員その他の工業所有権に関する業務に従事する者に対する研修を行うこと等を追加する。

五、施行期日

この法律は、平成17年４月１日から施行する。ただし、特許料等の返還に関する規定は公布の日又は平成16年４月１日のいずれか遅い日から、指定調査機関制度の見直し及び独立行政法人工業所有権総合情報館法の一部改正に関する規定は平成16年10月１日から、それぞれ施行する。

【附帯決議】

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一　技術開発の活性化及び重複研究の回避等により我が国産業の国際競争力を強化するためには、発明の早期権利化が重要であることにかんがみ、特許の審査待ち期間ゼロを目指した中・長期目標を設定するとともに、これらの目標を早期に実現するよう努めること。

二　審査待ち案件を減少させる観点から、特許審査官及び任期付き審査官の増員、外部人材の一層の活用など審査体制の整備に努めるとともに、多くの民間機関が新たな登録機関として参入できるよう、アウトソーシングの拡充に向けた環境整備に努めること。

三　職務発明については、使用者等と従業者等との間で行われる協議など適正な手続を踏まえた職務発明規定が企業において整備されるよう、その促進に努めること。

また、今回の改正の趣旨を関係各方面に周知し、適正な手続を踏まえた職務発明規定が成立している場合にはその内容が十分尊重されるとともに、既存案件については円滑な問題解決が可能となるよう努めること。

四　特許審査の迅速化を始め知的財産政策の効果が中小企業に十分もたらされるよう、中小企業の人材育成支援の強化に努めるとともに、弁理士の活用を図ること。また、職務発明規定の整備に当たっては、中小企業への相談・支援体制を充実すること。

右決議する。

工業標準化法の一部を改正する法律案（閣法第72号）（先議）

【要旨】

本法律案は、公益法人に係る改革を推進するため、主務大臣等の認定を受けて鉱工業品等が日本工業規格に適合する旨の特別な表示を付することができる制度（以下「日本工業規格表示制度」という。）について、法律で定める一定の要件に適合するものとして登録を受けた者の認証を受けて特別な表示を付することができる制度に改めるとともに、日本工業規格に定める試験を行う事業者について、主務大臣がこれを認定する制度から、法律で定める一定の要件に適合するものとしてその登録を受ける制度に改める等、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、製品試験の事業に関する一部改正

1　製品試験を行う事業者の登録

製品試験の事業者について、主務大臣の認定を受けることができる制度を、法律で定める一定の要件に適合するものとして主務大臣の登録を受けることができる制度に改める。

2　製品試験事業の対象の見直し

製品試験の事業の対象を、指定商品を含む鉱工業品全体に拡大し、日本工業規格に定めるところにより行う鉱工業品に係る試験、分析又は測定とする。

3　登録試験事業者及び登録外国試験事業者

登録試験事業者（国内にある試験所において製品試験の事業を行う者をいう。）及び登録外国試験事業者（外国にある試験所において製品試験の事業を行う者をいう。）に係る登録の取消し等に関する規定の整備を行う。

二、鉱工業品等の日本工業規格への適合性の認証に関する一部改正

1　認定機関の指定制度の見直し等

イ　認証機関の登録

日本工業規格表示制度の認証を行う主体を、主務大臣又は主務大臣が指定する認定機関から、法律で定める一定の要件に適合するものとして主務大臣の登録を受けた認証機関とする。

ロ　国内登録認証機関及び外国登録認証機関

国内登録認証機関（国内にある事務所において日本工業規格表示制度による認証を行うことにつき主務大臣の登録を受けた者をいう。）及び外国登録認証機関（外国にある事務所において日本工業規格表示制度による認証を行うことにつき主務大臣の登録を受けた者をいう。）に係る認証の義務及び登録の取消し等に関する規定の整備を行う。

2　日本工業規格への適合の表示

日本工業規格表示制度の対象となる商品等を主務大臣が指定する制度を廃止するとともに、鉱工業品の製造業者等又は外国製造業者等は、主務大臣の登録を受けた者の認証を受けて表示を付することができるものとする。

3　その他

登録認証機関の登録等に係る公示に関する規定を整備するとともに、罰則等について所要の改正を行う。

三、施行期日

この法律は、一部を除き、平成17年10月１日から施行する。ただし、「一、製品試験の事業に関する一部改正」については、平成16年10月１日から施行する。

【附帯決議】

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一　新ＪＩＳマーク表示制度及び新ＪＮＬＡ制度への移行に当たっては、政府認証から民間第三者機関による認証への転換や指定商品制度の廃止など制度の根幹が変更されることとなることから、新制度への円滑な移行が図られるよう、企業、消費者を初めとする制度利用者及び認証機関等に対して制度の十分な周知広報及び普及啓発に取り組むこと。

二　現在のＪＩＳマーク表示認定工場については、中小企業の占める割合が高いことから、新制度への移行においては事業者の負担の軽減に十分留意するとともに、新ＪＩＳマーク表示制度については、消費者の利益保護の観点から、登録認証機関の質の確保やマークの不正使用等の防止に向けて、国として適正・厳格に事後措置を実施するなど制度の信頼性の確保に努めること。

三　新ＪＮＬＡ制度については、民間における試験所認定との間の役割分担や相互補完性に配慮した運営に努めるとともに、重複検査の排除の観点から強制法規や公共調達等における制度の活用促進に努めること。

四　我が国の工業標準化に関しては、産業技術の発展・向上のための重要な政策手段として、環境保全や高齢者・障害者への配慮など多様な消費者ニーズ等に的確に対応した標準化を更に推進するとともに、日本発の技術の国際標準化を推進することにより我が国の産業競争力の強化を図る観点から、国際標準提案の迅速化や研究開発、知的財産権取得と標準化との一体的推進など国際標準化活動に対する戦略的な取組を一層強化すること。

右決議する。

独立行政法人産業技術総合研究所法の一部を改正する法律案（閣法第73号）（先議）

【要旨】

本法律案は、鉱工業の科学技術に関する研究及び開発等の業務を一層効率的かつ効果的に行わせるため、独立行政法人産業技術総合研究所を特定独立行政法人以外の独立行政法人としようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、特定独立行政法人以外の独立行政法人

独立行政法人産業技術総合研究所（以下「研究所」という。）を独立行政法人通則法第２条第２項に規定する特定独立行政法人とする規定を削除する。

二、秘密保持義務

研究所の役員及び職員等に対してその職務上の秘密に対する保持義務を課す。

三、役員及び職員の地位

刑法その他の罰則の適用について、研究所の役員及び職員を法令上公務に従事する職員とみなす。

四、施行期日

この法律は、一部を除き平成17年４月１日から施行する。

【附帯決議】

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一　非公務員型の独立行政法人への移行に当たっては、これまで維持されてきた雇用の安定を含む良好な労働関係及び労働条件等に十分配慮すること。

また、産学官連携の推進の観点から、産業界、学界との研究交流の活発化や職員自らの起業の支援を一層促進し、人事制度面等において職員の士気を維持、向上させるような制度・組織の構築に努めること。

二　計量標準業務、地質調査業務等のいわゆる知的基盤業務等に関しては、信頼性と継続性の要求される公的性格の強い業務であることにかんがみ、業務の停滞により国民生活に影響を及ぼすことのないよう、今後ともその着実な実施の確保を図ること。

三　独立行政法人産業技術総合研究所の組織・業務の見直しに関しては、特に研究開発活動の特質を考慮した研究評価の在り方について更に積極的な取組を行うとともに、平成16年度末の中期目標期間の終了に向けて、政策目的の達成状況、業務の効率化及び質の向上の達成状況等の厳格な業績評価を行い、組織・業務全般にわたる的確な見直しを実施すること。

また、平成17年度からの次期中期目標の策定に当たっては、その見直し結果を反映した一層明確かつ具体的な目標設定に努めること。

四　独立行政法人の長及び役員の選任においては、いたずらに公務員の天下り先となることがないよう留意するとともに、自律的、自主的に運営を行うという独立行政法人制度の趣旨を踏まえ、広く内外から適切な人材を起用するよう努めること。

右決議する。

鉱山保安法及び経済産業省設置法の一部を改正する法律案（閣法第74号）（先議）

【要旨】

本法律案は、石炭鉱山の大幅な減少等最近の鉱山における保安を巡る状況変化を踏まえ、機械器具等に係る国の検定の廃止等規制を大幅に簡素合理化するとともに、地域の鉱山保安行政とその他の産業保安行政とを一体的に実施するため、鉱山保安監督部を産業保安監督部に改組する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、鉱山保安法の一部改正

１　鉱業権者の義務

鉱業権者は、①鉱山における人に対する危害の防止、②鉱物資源の保護、③機械、器具及び建設物、工作物等の施設の保全、④鉱害の防止のため必要な措置を講じなければならない。

2　鉱山労働者の義務

鉱山労働者は、鉱業権者が講ずる措置に応じて、鉱山における人に対する危害の防止及び施設の保全のため必要な事項を守らなければならない。

3　機械、器具等に関する制限等

鉱業権者は、機械、器具又は火薬類等の材料であって危険性の大きいものは、一定の技術基準に適合するものでなければ、鉱山の坑内において使用し、又は設置してはならない。また、鉱業権者は、鉱業上使用する建設物、工作物等の施設を一定の技術基準に適合するように維持しなければならない。

4　鉱業権者による鉱山の現況調査等

イ　鉱業権者は、鉱業を開始しようとするときは、鉱山の現況について、一定の事項を調査し、その結果を記録し、保存しなければならない。

ロ　経済産業大臣は、鉱山における保安のため必要があると認める場合には、鉱業権者に対し、保安に関する事項を調査し、その結果を記録し、保存することを命ずることができる。

ハ　鉱業権者は、鉱業の実施に際し、必要に応じ、鉱山における保安に関する事項を調査するように努めなければならない。

5　保安規程

鉱業権者は、鉱山における保安を確保するため、鉱山の現況に応じて講ずべき保安上必要な措置について、保安規程を定め、遅滞なく、経済産業大臣に届け出なければならない。鉱業権者が保安規程を定め、又は変更するには、保安委員会の議に付すか、又は鉱山労働者代表の意見を聴かなければならない。

6　保安統括者等

鉱業権者は、鉱山において、保安に関する事項を統括管理させるため、保安統括者を、また、保安統括者を補佐して保安に関する事項を管理させるため、保安管理者をそれぞれ選任しなければならない。

7　危害回避措置等

イ　鉱山労働者は、その作業に従事している際に、人に対する危害が発生し、又は発生する急迫した危険があると認めるときは、その判断により、当該危害を避けるため必要な措置をとることができる。

ロ　鉱山労働者は、この法律若しくは経済産業省令に違反する事実が生じ、又は生ずるおそれがあると思料するときは、保安統括者等に対し必要な措置をとるべき旨を申し出ることができる。

8　鉱山労働者代表

鉱山労働者は、鉱業権者及び保安統括者等と保安に関する重要事項について協議し、保安統括者等の保安に関する職務の執行について協力し、勧告を行うため、代表者を

選任することができる。

9　経済産業大臣等に対する申告

イ　この法律若しくはこの法律に基づく経済産業省令に違反する事実が生じ、又は生ずるおそれがあると信ずるに足りる相当の理由があるときは、鉱山労働者は、その事実を経済産業大臣、産業保安監督部長又は鉱務監督官に申告することができる。

ロ　鉱業権者は、当該申告をしたことを理由として、当該鉱山労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

二、経済産業省設置法の一部改正

経済産業局の所掌事務から火薬類の取締り、高圧ガスの保安等の産業保安に係る事務を除き、原子力安全・保安院に置かれている鉱山保安監督部を産業保安監督部とする。産業保安監督部は、原子力安全・保安院の所掌事務のうち、産業保安の確保に関する事務を所掌する。

三、施行期日

この法律は、一部を除き平成17年４月１日から施行する。

【附帯決議】

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一　自主保安の原則の明確化、適正な官民の役割分担等を基本とする新制度の導入に当たっては、事業者等に対する制度趣旨の周知徹底を図るとともに、監督部局における監督等の専門性の確保、類似の行政手法を採用している国、地域との情報交換、鉱山保安に関する知見の蓄積と事業者等との情報共有化による知見・ノウハウの有効活用に向けた体制整備に関し十全の取組を行うこと。

二　小規模鉱山に対しては、新制度の円滑な導入が図られるよう、自主保安の確保に向けた体制整備についてその実状を踏まえた十分な支援措置を講ずること。

三　鉱山保安行政とその他の産業保安行政の一体的実施のための行政組織の見直しに関しては、行政の効率化の観点からその業務体制等について不断の見直しを行うこと。

四　鉱山から遠隔地にある附属製錬場及び休廃止鉱山の鉱害防止については、国と地方公共団体とが十分に協議をすること。特にこれら施設の廃棄物たい積場及び廃水処理に伴って発生する中和沈殿物の埋立場等については、地域住民への影響を十分配慮すること。

五　我が国のエネルギーセキュリティ確保や国際貢献の観点から、海外炭開発に対する支援、石炭採掘や鉱山保安などに係る技術移転等について、その取組の一層の推進を図ること。

右決議する。

商品取引所法の一部を改正する法律案（閣法第116号）

【要旨】

本法律案は、我が国の商品先物市場が急速に拡大する中で、委託手数料の完全自由化等

により、商品取引員の競争環境に大きな変化が見込まれるとともに、国際的な市場間競争が激化していることにかんがみ、委託者保護を強化し、信頼性及び利便性の高い商品先物市場を整備するため、所要の措置を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

一、委託者資産の保全制度の拡充

1　委託者が取引の担保として預託する取引証拠金の全額を商品取引所に直接預託する制度を創設する。

2　商品取引員による委託者資産の分離保管について、銀行への預託を廃止し、信託会社等への信託、委託者保護基金への預託等を義務付けるなど分離保管義務の厳格化を図る。

3　商品取引員の破綻等により委託者資産が毀損した場合における補償等を行う委託者保護基金制度を整備する。

二、商品取引員に対する規制の見直し

1　商品取引員の許可制度を商品市場ごとの許可から市場横断的な包括許可に改める。

2　商品取引員の健全な財務基盤を確保するため、商品取引員は、純資産額規制比率（純資産額の、その商品市場において行う取引につき発生し得る危険に対応する額に対する比率）が120パーセントを下回らないようにしなければならない。

3　商品取引員は、顧客の知識、経験及び財産状況に照らして不適切な勧誘を行い、委託者保護に欠けることがないように、商品取引受託業務を営まなければならないものとするとともに、顧客の迷惑となるような不当な勧誘行為等を禁止する。また、商品取引員に、受託契約の締結前に顧客に商品先物取引の仕組み・リスクを記載した書面交付及びその説明を義務付け、一定の事項を説明しなかったときは、当該受託契約につき生じた顧客の損害を賠償する責めに任ずる。

三、市場の信頼性及び利便性の向上

1　複数の商品取引所における取引の決済を一括して効率的にできるよう、商品取引所外において取引の決済を可能とする清算機関制度を整備する。

2　商品取引所の組織形態について、一定の要件の下で株式会社形態を可能とする。

3　商品取引所の上場商品についても、商品取引所外において当業者同士で商品取引所に類似する市場を一定の要件の下で開設することを可能とする。

四、施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から起算して１年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

なお、本法律案については、衆議院において、商品取引員が行ってはならない行為に、委託の勧誘を受けることを希望しない旨の意思を表示した顧客に対し、その委託を勧誘すること等を加える修正が行われた。

【附帯決議】

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一　商品取引員の勧誘行為に関しては、個人委託者の保護のため、適合性原則の徹底を始

め関係法令を遵守するよう厳格に指導すること。特に、新規委託者の保護には万全を期すとともに、契約締結前に交付すべき書面については、商品先物取引の仕組み・リスクについて個人委託者に分かりやすい内容とすること。

二　両建て勧誘、特定売買、向玉等の悪用については厳正に対処するとともに、今後の委託者トラブルの動向を踏まえ、禁止行為の類型やその実効性の確保策について適時適切な見直しを行うこと。

三　商品取引員に対する監督体制については、農林水産省及び経済産業省の緊密な連携を図り、委託者保護に万全を期すとともに、米国の商品先物取引委員会（ＣＦＴＣ）等も参考として、今後の体制強化について検討を行うこと。

右決議する。

特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律案
（閣法第117号）

【要旨】

本法律案は、悪質な訪問販売やマルチ商法に関する消費者トラブルが急増している現状にかんがみ、取引の公正及び消費者保護の強化を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、特定商取引に関する法律の一部改正

1　訪問販売等における販売目的の明示

販売業者等が、訪問販売等をしようとするときは、勧誘に先立って、販売業者等の氏名・名称に加えて、販売目的であることなどを明らかにしなければならない。

2　禁止行為

イ　販売業者等が、訪問販売等について勧誘する際に、商品の価格、性能等に関する重要事項を故意に告げない行為を禁止する。

ロ　販売目的であることを告げずに、公衆の出入りしない場所に誘い込んで、勧誘する行為を禁止する。

3　合理的な根拠を示す資料の提出

主務大臣は、商品の効能・効果等について、誇大な広告・勧誘をしている疑いがある販売業者等に対し、その裏付けとなる合理的な根拠資料の提出を求め、提出しないときは、誇大であるものとみなす。

4　訪問販売等における契約の申込みの撤回（クーリング・オフ）

販売業者等が、嘘を言ったり威迫して、クーリング・オフを妨害した場合は、その妨害が解消されるまで、消費者はクーリング・オフを行うことができる。

5　訪問販売等における契約の取消し

消費者が、虚偽の説明や重要事項を告げないなどの違法勧誘によって、誤認して訪問販売等の契約を締結したときは、契約を取り消すことができる。

6　連鎖販売取引（マルチ商法）における契約の解除

連鎖販売取引について、会員は、クーリング・オフ期間を経過した後であっても、

契約を将来に向かって解除できるとともに、入会後１年以内の会員は、引渡しを受けてから90日以内の未使用の商品を返品し、適正な返金を受けることができる。

二、割賦販売法の一部改正

１　割賦販売等に係る申込内容の書面交付等

割賦販売等の方法により指定商品を販売する契約等で、連鎖販売個人契約に該当するもの等については、割賦販売等に係る申込内容の書面交付の規定、契約の解除等の制限規定を適用するとともに、割賦販売業者が請求しうる損害賠償等の額を制限する。

２　割賦購入あっせん業者に対する抗弁

連鎖販売個人契約について、退会した会員に、割賦購入あっせん業者に対する抗弁（支払いの拒絶）を認める。

三、施行期日

この法律は、公布の日から起算して６月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一　近年、ますます悪質・巧妙化している訪問販売、連鎖販売取引等の実態にかんがみ、消費者保護の充実強化の観点から、関係省庁、地方公共団体、警察の連携体制の一層の緊密化を図りつつ、違法行為に対して機動的かつ厳正な行政措置を発動するとともに、そのための取締体制を整備すること。

また、消費者トラブルを防止するため、消費生活センター及び国民生活センターが相談窓口として有効に機能するよう努めること。

二　本改正の趣旨及び内容について、消費者、事業者等に対して十分な周知徹底を図り、消費者団体等の協力を得つつ、啓発活動の充実に努めること。

特に、高齢層、若年層に対しては、社会教育、学校教育のより一層の充実を図ること等により、消費者被害の未然防止に万全を期すこと。

三　報告徴収及び立入検査の対象事業者が拡大することに伴い、人員の増強等を図り、本法の適切かつ機動的な執行に努めること。

右決議する。

不正競争防止法の一部を改正する法律案（閣法第118号）

【要旨】

本法律案は、最近における外国公務員に対する贈賄の処罰に関する国際的な動向等を踏まえ、国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約の効果的な実施を確保しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、国民の国外犯処罰の導入

外国公務員等に対する不正の利益の供与等について、日本国内で行った場合に加え、新たに、日本国民が国外において行った場合についても処罰の対象とする。

二、施行期日

この法律は、平成17年１月１日から施行する。

国土交通委員会

委員一覧（25名）

委員長	輿石	東（民主）	佐藤	泰三（自民）	田名部	匡省（民主）
理　事	岩城	光英（自民）	斉藤	滋宣（自民）	藤井	俊男（民主）
理　事	鈴木	政二（自民）	田村	公平（自民）	山下	八洲夫（民主）
理　事	池口	修次（民主）	鶴保	庸介（自民）	弘友	和夫（公明）
理　事	大江	康弘（民主）	藤野	公孝（自民）	大沢	辰美（共産）
理　事	森本	晃司（公明）	松谷	蒼一郎（自民）	富樫	練三（共産）
	上野	公成（自民）	脇	雅史（自民）	渕上	貞雄（社民）
	木村	仁（自民）	北澤	俊美（民主）		
	沓掛	哲男（自民）	佐藤	雄平（民主）		

（16.3.11 現在）

（1）審議概観

第159回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出18件（うち本院先議５件）及び衆議院提出（国土交通委員長）１件の合計19件であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願８種類279件のうち、１種類92件を採択した。

〔法律案の審査〕

道路公団民営化法案　平成13年４月、小泉内閣が誕生し、総理主導の構造改革がスタートした。特に道路関係四公団については、「改革の目玉」として、精力的な検討が進められ、同年12月に閣議決定された「特殊法人等整理合理化計画」において、平成17年度までの民営化等の方向が決まった。同閣議決定を受けて、第三者機関として、14年６月に「道路関係四公団民営化推進委員会」が設置された。同委員会は、同年12月、「意見書」を小泉内閣総理大臣に提出した。政府は、「意見書」を基本的に尊重するとの方針の下に、具体的な内容を検討してきたが、15年12月22日、政府・与党申し合わせとして、「道路関係四公団民営化の基本的枠組みについて」が決定された。

高速道路株式会社法案、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法案、日本道路公団等の民営化に伴う道路関係法律の整備等に関する法律案及び**日本道路公団等民営化関係法施行法案**から成る「道路関係四公団民営化関係４法律案」は、以上のような経緯を踏まえて提出されたものであり、日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団及び本州四国連絡橋公団の道路関係四公団を民営化し、民間にできることは民間にゆだねるとの原則に基づき、約40兆円に上る有利子債務を確実に返済し、真に必要な道路を、新会社の自主性を尊重しつつ、早期に、できるだけ少ない国民負担の下で建設すること等を目的とするものである。

委員会においては、４法律案を一括して議題とし、小泉内閣総理大臣等の出席を求めて質疑を行うとともに、宮城県での地方公聴会、参考人からの意見聴取を行った。委員会で

は、構造改革における道路公団民営化の必要性と妥当性、民営化推進委員会「意見書」との相違点、今後の高速道路整備の在り方、45年以内の債務完済の可能性、利用促進につながる通行料金施策の在り方、高速道路の建設及び管理におけるコスト削減の見通し、新会社の経営自主権の所在とサービスエリア等における事業展開の方向、ファミリー企業への天下り等の是正、公団職員等の雇用の確保策等について質疑が行われ、討論の後、４法律案はいずれも多数をもって可決された。なお、４法律案に対して附帯決議が付された。

景観法案　近年、経済社会の成熟化に伴う国民の価値観の変化等により、個性のある美しい街並みや景観の形成が求められるようになっており、各地で、景観条例の制定や景観に配慮した都市整備により、良好な景観の形成に向けた取組が進められている。国としても、観光立国を実現するという観点から、地域の個性を磨き発揮する「一地域一観光」を推進するための手法として、その取組を進めることとしている。このような景観をめぐる状況の変化に対応し、良好な景観の形成を国政の重要課題として位置付けるとともに、地方公共団体の取組を支援するための法的な仕組みを創設することが要請されていることから、**景観法案**及び**景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案**が提出された。また、都市における緑地の保全及び緑化並びに都市公園の整備を一層推進し、良好な都市環境の形成を図るため、**都市緑地保全法等の一部を改正する法律案**が提出された。

委員会においては、これら「景観緑３法律案」を一括して議題とし、景観法制における条例の位置付け、景観形成事業推進費の活用の在り方、無電柱化の推進に向けた具体的方策、屋外広告物規制の現状とその在り方、農地を含む緑の保全施策の必要性等について質疑が行われ、景観法関係法整備法案について討論の後、景観法案及び都市緑地保全法等改正案は全会一致をもって、景観法関係法整備法案は多数をもって、いずれも可決された。なお、３法律案に対して附帯決議が付された。

都市・地域整備　三位一体改革の一環として、市町村が作成する都市再生整備計画に基づく事業等に充てる交付金制度の創設等の措置を講ずるため提出された**国の補助金等の整理及び合理化等に伴う国土利用計画法及び都市再生特別措置法の一部を改正する法律案**については、地方中小都市の再生方策、まちづくり交付金の活用の見通し等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

法の有効期限をそれぞれ５年間延長すること等を内容とする**奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律案**については、両地域における振興開発事業の成果と課題、離島航空路線の運賃引下げの必要性等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

航　空　滑走路等の新設事業の推進を図るため提出された**東京国際空港における緊急整備事業の円滑な推進に関する特別措置法案**については、緊急整備事業に対する地方公共団体からの無利子貸付けの趣旨、東京国際空港の国際化の意義、空港再拡張後の騒音問題と飛行ルートの在り方等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。なお、

附帯決議が付された。

海事・港湾　近年における我が国を取り巻く国際情勢にかんがみ、我が国の平和及び安全を維持するため、平成16年３月に民主党・無所属クラブから「特定船舶等の入港の禁止に関する特別措置法案」が、また、４月に自由民主党及び公明党から「特定船舶の入港の禁止に関する法律案」がそれぞれ衆議院に提出された。その後、自由民主党及び公明党と民主党・無所属クラブの間で協議・合意が行われ、両法律案は撤回され、新たに衆議院国土交通委員長提案により**特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法案**が提出された。委員会においては、提出者衆議院国土交通委員長より趣旨説明を聴取した後、法律案提出の背景、入港禁止に係る閣議決定を行う場合の要件、本法制定が対外交渉に及ぼす影響等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。

平成13年９月の米国におけるテロ等を契機として改正されたＳＯＬＡＳ条約（海上人命安全条約）附属書が本年７月１日から発効することを受けて提出された**国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律案**については、テロ対策への国の取組、外国船舶監督官及び海上保安官の増員及び装備充実、港湾の保安対策等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。

船舶原動機からの窒素酸化物の放出規制等の措置を講ずるための**海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律案**及び一般船舶に対し保障契約の締結を義務付ける等の措置を講ずるための**油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律案**の両法律案について、委員会では一括して議題とし、排出ガス規制の導入経緯、硫黄酸化物及び窒素酸化物に係る規制の充実、追加基金の創設理由、座礁事故等の処理費用負担の在り方等について質疑が行われ、両法律案はいずれも全会一致をもって可決された。

船員の労働時間に係る規制の見直し、船員派遣事業に係る制度の創設、内航海運業に係る参入規制の緩和等の措置を講ずるため提出された**海上運送事業の活性化のための船員法等の一部を改正する法律案**については、内航海運業の構造改革の推進、船員労務監査の現状と今後の取組、船員保険加入率の向上策等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

自動車　**自動車関係手続における電子情報処理組織の活用のための道路運送車両法等の一部を改正する法律案**については、ワンストップサービス導入のメリットと住民基本台帳カードを利用できない住民への対応、個人情報の保護対策の充実・強化、自動車保管場所証明審査の迅速化、ワンストップサービスの代行手数料の軽減等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

観　光　公益法人に係る改革を推進するため、旅程管理業務に関する研修の課程に係る指定制度を登録制度に改めるとともに、近年の旅行需要の多様化等を踏まえ、新たな旅行契約の態様の設定、営業保証金制度の改善等旅行者の利便の増進を図るための所要の措置を講じようとする**旅行業法の一部を改正する法律案**については、旅行業法改正の趣旨、観

光立国実現のための具体策等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。

住宅・土地 **建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律案**及び**不動産取引の円滑化のための地価公示法及び不動産の鑑定評価に関する法律の一部を改正する法律案**の両法律案について、委員会では一括して議題とし、既存不適格建築物の耐震化、違反建築物の是正対策、特例容積率適用地区の導入による影響、地価公示制度の今後の在り方、不動産鑑定士資格取得制度の見直しと人材の確保方策等について質疑が行われ、建築基準法等改正案について討論の後、建築基準法等改正案は多数をもって、地価公示法及び不動産鑑定評価法改正案は全会一致をもって、いずれも可決された。なお、両法律案に対して、それぞれ附帯決議が付された。

〔国政調査等〕

３月11日、国土交通行政の基本施策について石原国土交通大臣から所信を聴取した。

また、同日、第158回国会閉会後の１月14日、15日の両日、山梨県及び静岡県において実施した国土の整備、交通政策の推進等に関する実情調査のための委員派遣について、派遣委員から報告を聴取した。

３月18日、国土交通行政の基本施策について質疑を行い、入札制度の総合的改革、整備新幹線建設への借入金導入、羽田空港再拡張と成田空港の位置付け、観光振興と中国や韓国等からの旅行客増加策、運輸部門の地球温暖化防止対策、都市再生の目標、関西・神戸・静岡空港等の需要予測の実現見通し、道路四公団民営化と政府債務保証、ディーゼル車排出ガス規制強化と買換え融資制度、三菱ふそうトラックのタイヤ脱落事故・リコール問題、公共事業におけるダンピング受注の排除、規制緩和によるタクシーの適正・安全な運行阻害問題、等が取り上げられた。

３月24日、予算委員会から委嘱された平成16年度国土交通省予算等の審査を行い、石原国土交通大臣から説明を聴取した後、21世紀の国土のグランドデザインへの取組、スーパー中枢港湾の選定状況、道路特定財源と自動車ユーザーの過重負担、道路関係四公団の要償還額、「清流ルネッサンス事業」の進捗状況、第三次明日香村整備計画の現状等、淀川水系水資源開発基本計画の検討状況、全日本検数協会神戸支部での労働賃金カット問題、介護輸送用自家用自動車への有償運送許可制導入、等について質疑を行った。

（２）委員会経過

○平成16年３月11日（木）（第１回）

○国土の整備、交通政策の推進等に関する調査を行うことを決定した。

○国土交通行政の基本施策に関する件について石原国土交通大臣から所信を聴いた。

○派遣委員から報告を聴いた。

○平成16年３月18日（木）（第２回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○国土交通行政の基本施策に関する件について石原国土交通大臣、林国土交通副大臣、佐藤国土交通副大臣、鶴保国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕沓掛哲男君（自民）、藤野公孝君（自民）、佐藤雄平君（民主）、田名部匡省君（民主）、森本晃司君（公明）、畑野君枝君（共産）、渕上貞雄君（社民）

○**奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第10号）（衆議院送付）**について石原国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成16年３月24日（水）（第３回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**平成十六年度一般会計予算（衆議院送付）**
平成十六年度特別会計予算（衆議院送付）
平成十六年度政府関係機関予算（衆議院送付）
（国土交通省所管及び住宅金融公庫）について石原国土交通大臣から説明を聴いた後、同大臣、斉藤国土交通大臣政務官、鶴保国土交通大臣政務官、政府参考人及び参考人日本道路公団総裁近藤剛君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕藤野公孝君（自民）、池口修次君（民主）、森本晃司君（公明）、大沢辰美君（共産）、渕上貞雄君（社民）

本委員会における委嘱審査は終了した。

○**奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第10号）（衆議院送付）**について石原国土交通大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局した。

〔質疑者〕藤野公孝君（自民）、大江康弘君（民主）、森本晃司君（公明）、富樫練三君（共産）、渕上貞雄君（社民）

○**東京国際空港における緊急整備事業の円滑な推進に関する特別措置法案（閣法第12号）（衆議院送付）**について石原国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成16年３月25日（木）（第４回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**東京国際空港における緊急整備事業の円滑な推進に関する特別措置法案（閣法第12号）**

（衆議院送付）について石原国土交通大臣、佐藤国土交通副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局した。

〔質疑者〕藤野公孝君（自民）、藤井俊男君（民主）、森本晃司君（公明）、富樫練三君（共産）、渕上貞雄君（社民）

○**国の補助金等の整理及び合理化等に伴う国土利用計画法及び都市再生特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第11号）（衆議院送付）**について石原国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成16年３月30日（火）（第５回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**国の補助金等の整理及び合理化等に伴う国土利用計画法及び都市再生特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第11号）（衆議院送付）**について石原国土交通大臣、政府参考人、参考人都市基盤整備公団理事田中久幸君及び同公団理事西川聰君に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕佐藤雄平君（民主）、大江康弘君（民主）、森本晃司君（公明）、富樫練三君（共産）

（閣法第11号）賛成会派　自民、民主、公明
反対会派　共産
欠席会派　社民

なお、附帯決議を行った。

○**奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第10号）（衆議院送付）**を可決した。

（閣法第10号）賛成会派　自民、民主、公明、共産
反対会派　なし
欠席会派　社民

なお、附帯決議を行った。

○**東京国際空港における緊急整備事業の円滑な推進に関する特別措置法案（閣法第12号）（衆議院送付）**について討論の後、可決した。

（閣法第12号）賛成会派　自民、民主、公明
反対会派　共産
欠席会派　社民

なお、附帯決議を行った。

○平成16年４月１日（木）（第６回）

○**国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律案（閣法第53号）（衆議院送付）**について石原国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成16年４月６日（火）（第７回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律案（閣法第53号）（衆議院送付）**について石原国土交通大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕田村公平君（自民）、大江康弘君（民主）、森本晃司君（公明）、大沢辰美君（共産）

（閣法第53号）賛成会派　自民、民主、公明、共産
反対会派　なし
欠席会派　社民

○平成16年４月８日（木）（第８回）

○**海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第54号）（衆議院送付）**

油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律案（閣法第55号）（衆議院送付）

以上両案について石原国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成16年４月13日（火）（第９回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第54号）（衆議院送付）**

油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律案（閣法第55号）（衆議院送付）

以上両案について石原国土交通大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

〔質疑者〕田村公平君（自民）、池口修次君（民主）、森本晃司君（公明）、富樫練三君（共産）

（閣法第54号）賛成会派　自民、民主、公明、共産
反対会派　なし
欠席会派　社民

（閣法第55号）賛成会派　自民、民主、公明、共産
反対会派　なし
欠席会派　社民

○平成16年４月15日（木）（第10回）

○**自動車関係手続における電子情報処理組織の活用のための道路運送車両法等の一部を改正する法律案（閣法第82号）**について石原国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成16年４月20日（火）（第11回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**自動車関係手続における電子情報処理組織の活用のための道路運送車両法等の一部を改正する法律案（閣法第82号）**について石原国土交通大臣及び政府参考人に対し質疑

を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕藤野公孝君（自民）、山下八洲夫君（民主）、森本晃司君（公明）、富樫練三君（共産）、渕上貞雄君（社民）

（閣法第82号）賛成会派　自民、民主、公明、社民

反対会派　共産

なお、附帯決議を行った。

○平成16年４月22日（木）（第12回）

○理事の補欠選任を行った。

○**旅行業法の一部を改正する法律案（閣法第80号）**

海上運送事業の活性化のための船員法等の一部を改正する法律案（閣法第81号）

以上両案について石原国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成16年４月27日（火）（第13回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**旅行業法の一部を改正する法律案（閣法第80号）**

海上運送事業の活性化のための船員法等の一部を改正する法律案（閣法第81号）

以上両案について石原国土交通大臣、竹本厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、海上運送事業の活性化のための船員法等の一部を改正する法律案（閣法第81号）について討論の後、いずれも可決した。

〔質疑者〕藤野公孝君（自民）、大江康弘君（民主）、池口修次君（民主）、森本晃司君（公明）、大沢辰美君（共産）、富樫練三君（共産）

（閣法第80号）賛成会派　自民、民主、公明、共産

反対会派　なし

欠席会派　社民

（閣法第81号）賛成会派　自民、民主、公明

反対会派　共産

欠席会派　社民

なお、海上運送事業の活性化のための船員法等の一部を改正する法律案（閣法第81号）について附帯決議を行った。

○平成16年５月11日（火）（第14回）

○**建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律案（閣法第78号）**

不動産取引の円滑化のための地価公示法及び不動産の鑑定評価に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第79号）

以上両案について石原国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成16年５月13日（木）（第15回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律案（閣法第78号）**

不動産取引の円滑化のための地価公示法及び不動産の鑑定評価に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第79号）

以上両案について石原国土交通大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律案（閣法第78号）について討論の後、いずれも可決した。

〔質疑者〕藤井俊男君（民主）、池口修次君（民主）、弘友和夫君（公明）、富樫練三君（共産）、松谷蒼一郎君（自民）

（閣法第78号）賛成会派　自民、民主、公明
反対会派　共産
欠席会派　社民

（閣法第79号）賛成会派　自民、民主、公明、共産
反対会派　なし
欠席会派　社民

なお、両案についてそれぞれ附帯決議を行った。

○**高速道路株式会社法案（閣法第112号）（衆議院送付）**

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法案（閣法第113号）（衆議院送付）

日本道路公団等の民営化に伴う道路関係法律の整備等に関する法律案（閣法第114号）（衆議院送付）

日本道路公団等民営化関係法施行法案（閣法第115号）（衆議院送付）

以上４案について石原国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成16年５月18日（火）（第16回）

○理事の補欠選任を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**高速道路株式会社法案（閣法第112号）（衆議院送付）**

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法案（閣法第113号）（衆議院送付）

日本道路公団等の民営化に伴う道路関係法律の整備等に関する法律案（閣法第114号）（衆議院送付）

日本道路公団等民営化関係法施行法案（閣法第115号）（衆議院送付）

以上４案について石原国土交通大臣、佐藤国土交通副大臣、政府参考人及び参考人日本道路公団総裁近藤剛君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕沓掛哲男君（自民）、北澤俊美君（民主）、森本晃司君（公明）、富樫練三君（共産）、渕上貞雄君（社民）

○平成16年５月20日（木）（第17回）

○委員派遣を行うことを決定した。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。
○参考人の出席を求めることを決定した。
○**高速道路株式会社法案（閣法第112号）（衆議院送付）**
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法案（閣法第113号）（衆議院送付）
日本道路公団等の民営化に伴う道路関係法律の整備等に関する法律案（閣法第114号）（衆議院送付）
日本道路公団等民営化関係法施行法案（閣法第115号）（衆議院送付）
以上４案について石原国土交通大臣、林国土交通副大臣、政府参考人、参考人日本道路公団総裁近藤剛君、同公団理事井上啓一君及び本州四国連絡橋公団副総裁倉林公夫君に対し質疑を行った。
〔質疑者〕田村公平君（自民）、谷博之君（民主）、池口修次君（民主）、森本晃司君（公明）、宮本岳志君（共産）、大沢辰美君（共産）、渕上貞雄君（社民）

○平成16年５月25日（火）（第18回）
○**高速道路株式会社法案（閣法第112号）（衆議院送付）**
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法案（閣法第113号）（衆議院送付）
日本道路公団等の民営化に伴う道路関係法律の整備等に関する法律案（閣法第114号）（衆議院送付）
日本道路公団等民営化関係法施行法案（閣法第115号）（衆議院送付）
以上４案について参考人静岡県知事石川嘉延君、ジャーナリスト・前特殊法人労連事務局長堤和馬君、社団法人日本自動車連盟（ＪＡＦ）理事林広敏君、ジャーナリスト櫻井よしこ君、早稲田大学商学部教授杉山雅洋君及び明治大学大学院グローバルビジネス研究科教授山口不二夫君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。
・質疑（午前）
〔質疑者〕田村公平君（自民）、大江康弘君（民主）、森本晃司君（公明）、富樫練三君（共産）、渕上貞雄君（社民）
・質疑（午後）
〔質疑者〕藤野公孝君（自民）、大江康弘君（民主）、森本晃司君（公明）、富樫練三君（共産）、渕上貞雄君（社民）

○平成16年５月27日（木）（第19回）
○政府参考人の出席を求めることを決定した。
○参考人の出席を求めることを決定した。
○派遣委員から報告を聴いた。
○**高速道路株式会社法案（閣法第112号）（衆議院送付）**
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法案（閣法第113号）（衆議院送付）
日本道路公団等の民営化に伴う道路関係法律の整備等に関する法律案（閣法第114号）

（衆議院送付）

日本道路公団等民営化関係法施行法案（閣法第115号）（衆議院送付）

以上４案について石原国土交通大臣、林国土交通副大臣、政府参考人、参考人日本道路公団総裁近藤剛君、同公団理事山本正堯君及び同公団理事奥山裕司君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕木村仁君（自民）、山下八洲夫君（民主）、池口修次君（民主）、森本晃司君（公明）、富樫練三君（共産）、吉川春子君（共産）、渕上貞雄君（社民）

○平成16年６月１日（火）（第20回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**高速道路株式会社法案（閣法第112号）（衆議院送付）**

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法案（閣法第113号）（衆議院送付）

日本道路公団等の民営化に伴う道路関係法律の整備等に関する法律案（閣法第114号）（衆議院送付）

日本道路公団等民営化関係法施行法案（閣法第115号）（衆議院送付）

以上４案について小泉内閣総理大臣、石原国土交通大臣、林国土交通副大臣、政府参考人、参考人日本道路公団理事奥山裕司君、同公団理事山本正堯君及び同公団総裁近藤剛君に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

・質疑

〔質疑者〕谷博之君（民主）、富樫練三君（共産）、渕上貞雄君（社民）

・内閣総理大臣に対する質疑

〔質疑者〕沓掛哲男君（自民）、藤野公孝君（自民）、池口修次君（民主）、森本晃司君（公明）、富樫練三君（共産）、渕上貞雄君（社民）

（閣法第112号）賛成会派　自民、公明
反対会派　民主、共産、社民

（閣法第113号）賛成会派　自民、公明
反対会派　民主、共産、社民

（閣法第114号）賛成会派　自民、公明
反対会派　民主、共産、社民

（閣法第115号）賛成会派　自民、公明
反対会派　民主、共産、社民

なお、４案について附帯決議を行った。

○平成16年６月３日（木）（第21回）

○**景観法案（閣法第38号）（衆議院送付）**

景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第39号）（衆議院送付）

都市緑地保全法等の一部を改正する法律案（閣法第40号）（衆議院送付）

以上３案について石原国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成16年６月10日（木）（第22回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**景観法案（閣法第38号）（衆議院送付）**
景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第39号）（衆議院送付）
都市緑地保全法等の一部を改正する法律案（閣法第40号）（衆議院送付）

以上３案について石原国土交通大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第39号）（衆議院送付）について討論の後、いずれも可決した。

〔質疑者〕藤野公孝君（自民）、大江康弘君（民主）、谷博之君（民主）、森本晃司君（公明）、富樫練三君（共産）

（閣法第38号）賛成会派　自民、民主、公明、共産、社民
反対会派　なし

（閣法第39号）賛成会派　自民、民主、公明、社民
反対会派　共産

（閣法第40号）賛成会派　自民、民主、公明、共産、社民
反対会派　なし

なお、３案について附帯決議を行った。

○**特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法案（衆第44号）（衆議院提出）**について提出者衆議院国土交通委員長赤羽一嘉君から趣旨説明を聴いた。

○平成16年６月11日（金）（第23回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法案（衆第44号）（衆議院提出）**について提出者衆議院国土交通委員長代理水野賢一君、同中川正春君、同高木陽介君及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕大江康弘君（民主）、富樫練三君（共産）、田英夫君（社民）

（衆第44号）賛成会派　自民、民主、公明
反対会派　共産、社民

○平成16年６月16日（水）（第24回）

○請願第2650号外91件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第528号外186件を審査した。

○国土の整備、交通政策の推進等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

（３）議案の要旨・附帯決議

○成立した議案

奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第10号）

【要旨】

本法律案は、奄美群島及び小笠原諸島の特殊事情並びに最近における両地域の社会経済情勢にかんがみ、これらの地域の主体的な振興開発を促進するための所要の措置等を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の有効期限をそれぞれ５年間延長し、平成21年３月31日までとする。

二、それぞれの法の目的規定に、地域の自立的発展に資することを追加する。

三、国は、奄美群島振興開発基本方針及び小笠原諸島振興開発基本方針をそれぞれ定めるものとする。

四、当該基本方針に基づき、鹿児島県は奄美群島振興開発計画を、また、東京都は小笠原諸島振興開発計画を定めなければならない。この場合において、鹿児島県又は東京都は、あらかじめ地域内の市町村の案の提出を求め、振興開発計画に当該案の内容をできる限り反映させるものとする。

五、国及び地方公共団体は、両地域の振興を図るに当たり、医療の充実、農林水産業の振興、地域間交流の促進及び人材の育成について適切な配慮をするものとする。

六、奄美群島振興開発基金を解散して独立行政法人奄美群島振興開発基金を設立することとし、その名称、目的、業務の範囲等に関する所要の規定を設ける。

七、この法律は、一部を除き、平成16年４月１日から施行する。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、奄美群島及び小笠原諸島を取り巻く現状を深く認識し、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、奄美群島振興開発基本方針及び小笠原諸島振興開発基本方針については、地元の創意や工夫が十分に発揮できる内容となるよう留意すること。

また、奄美群島振興開発計画及び小笠原諸島振興開発計画についての協議では、都県が作成した計画内容を十分尊重すること。

二、地元の意思を地域振興に反映させるため、市町村、地域住民、関係団体等多様な主体の積極的な参画の下で奄美群島振興開発計画及び小笠原諸島振興開発計画が策定されるよう十分配慮すること。

三、地域の個性と魅力を生かした自主的かつ主体的な振興開発に資するため、地域ごとのニーズに応じた社会資本の整備を図るとともに、ハードとソフトを一体的に活用した総合的・戦略的な施策の展開に特段の配慮をすること。特に、地元主体の地域振興の担い手となる人材の育成に関する施策を積極的に支援すること。

四、振興開発事業については、沖縄との均衡を考慮しつつ、本土等との格差の是正のための対策を講じるとともに、課税の特例措置の充実及び財政の弾力的支援など自立的発展を支援するための措置を講じること。

五、奄美群島の特性に即した産業の振興を図るため、大島紬・黒糖焼酎等地場産業の育成に努めること。また、自然環境の保全にも留意しつつ、新しい時代にふさわしい農林水産業、観光・リゾート産業等の開発・推進及び流通の改善が図られるよう配慮すること。

六、奄美群島振興開発基金の独立行政法人への移行に当たっては、自律的かつ効率的に運営を行うという独立行政法人制度の趣旨が十分発揮されるよう、その運用に万全を期すとともに、産業の振興のために必要な業務が確実に行われるようその充実強化に努めること。

七、小笠原諸島の産業の振興を図るため、世界自然遺産候補地としての推薦に向けて自然環境の保全にも留意しつつ、観光産業を中心とした産業間の連携の強化が図られるよう配慮すること。特に、平成17年春に就航が予定されているＴＳＬ（テクノスーパーライナー）を最大限活用した観光振興を図るとともに、空港整備等本土との高速交通の利便性の確保に努めること。

八、奄美群島を含む離島航空路線について、離島住民の生活路線であること、また、他地域との交流の活発化に欠かせないインフラであること等にかんがみ、航空路線の安定的運航の確保及び一層利用しやすい運賃設定に資する環境整備に努めること。

右決議する。

国の補助金等の整理及び合理化等に伴う国土利用計画法及び都市再生特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第11号）

【要旨】

本法律案は、平成16年度における国及び地方公共団体を通じた財政改革のための国の補助金等の整理及び合理化等に伴い、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、国土利用計画法の一部を次のように改正する。

土地利用基本計画の作成等に要する経費の財源に充てるための交付金制度を廃止する。

二、都市再生特別措置法の一部を次のように改正する。

1　都市再生基本方針に定める事項に都市再生整備計画の作成に関する基本的な事項を追加する。

2　市町村は、都市の再生に必要な公共公益施設の整備等を重点的に実施すべき土地の区域において、都市再生基本方針等に基づき、当該公共公益施設の整備等に関する計画（以下「都市再生整備計画」という。）を作成することができる。

3　市町村は、交付金を充てて都市再生整備計画に基づく事業等の実施（特定非営利活動法人等が実施する事業等に要する費用の一部の負担を含む。）をしようとするとき

は、当該都市再生整備計画を国土交通大臣に提出しなければならないものとし、国は、市町村に対し、提出された都市再生整備計画に基づく事業等の実施に要する経費に充てるため、公共公益施設の整備の状況その他の事項を基礎として国土交通省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

4　市町村は、一定の期間に限り、都市再生整備計画に記載された市町村決定計画に係る都市計画の決定又は変更をすることができるほか、都市再生整備計画に記載された市町村施行国道等事業に係る国道又は都道府県道の新設又は改築を行うことができ、当該道路の道路管理者に代わってその権限を行うことができる。

5　独立行政法人都市再生機構は、市町村の委託（当該委託に係る契約が平成19年３月31日までに締結されるものに限る。）に基づき、都市再生整備計画の作成及び都市再生整備計画に基づく事業の促進を図るために必要な調査等の業務を行うことができる。

三、この法律は、平成16年４月１日から施行する。ただし、二の１から４までの改正は公布の日から起算して３月を超えない範囲内で政令で定める日から、二の５の改正は平成16年７月１日から施行する。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、国土利用計画法に基づく土地利用基本計画作成費等交付金の廃止に当たっては、都道府県等による国土利用計画法に係る職務遂行に支障が生じることのないよう、過不足のない財源の措置を講じること。

二、都市再生特別措置法に基づく都市再生整備計画については、まちづくりに関する多様な住民のニーズ及び課題の明確化も含め、わかりやすい目標等が示されるよう配慮すること。

三、まちづくり交付金については、市町村の自主的な都市再生が実現するよう、その運用に万全を期すこと。

また、まちづくり交付金の採択に関する透明性を確保するとともに、まちづくり交付金を充てた事業等に係る評価について信頼性を有する仕組みを構築し、評価結果を公表するほか、その事業責任の明確化を図ること。

四、市町村の主体性に富んだ都市再生を推進するため、都市計画の決定等に係る権限及び道路整備に係る権限で市町村が希望するものについては、可能な限り移譲されるよう特段の配慮をすること。

五、全国の都市再生の具体化につながるよう、住民主体のまちづくりを支援する専門家、まちづくりＮＰＯ等の育成や外部からの人材活用に努めること。

また、地方の中小都市における都市再生のため、独立行政法人都市再生機構は、市町村による都市再生整備計画の作成に積極的に協力するとともに、まちづくりに関する創造的な業務能力の向上とその提供等に努めること。

六、国民生活の質の向上と地域経済社会の的確かつ迅速な自立を図るため、全国の都市再生事業に対する継続性を有する支援を行うこと。

その際、地域の実情にあわせ、各種施策を総合的に推進できるよう特段の配慮をすること。

七、まちづくりという事業特性にかんがみ、地方の活力を高める観点から、国庫補助金の交付金化、統合補助金化等を引き続き推進するとともに、市町村への更なる権限移譲を検討すること。

右決議する。

東京国際空港における緊急整備事業の円滑な推進に関する特別措置法案（閣法第12号）

【要旨】

本法律案は、東京国際空港における航空機の発着回数の大幅な増加及びこれによる国際航空運送事業に係る航空機の定期的な運航の確保が喫緊の課題となっている状況にかんがみ、同空港における滑走路等の新設の工事等に係る緊急整備事業の円滑な推進を図るため、地方公共団体が国に対し、当該事業に要する費用に充てる資金の一部を無利子で貸し付けることができることとするものである。

なお、この法律は、公布の日から施行する。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、緊急整備事業等の実施に当たっては、空港整備特別会計の厳しい収支状況にかんがみ、設計・施工一括発注方式の履行など入札・契約方式の工夫、ＰＦＩ方式の導入等民間ノウハウの活用などにより、一層のコスト縮減を図ること。

二、地方公共団体から国への無利子貸付けについては、地方公共団体の財政の健全性を確保するため、負担の軽減を図るとともに、国は確実な返済を行うため万全の措置を講じること。

三、東京国際空港における飛行ルートの設定等については、航空機騒音等の影響を受ける関係地方公共団体と協議の上、その意見を十分に聴き、環境対策等に万全を期すること。

四、羽田再拡張事業の円滑な推進を図るため、地方公共団体の理解と協力を得つつ周辺地域との調和ある発展に努めること。

五、国際定期便の就航に当たっては、旅客の際内ターミナル間の移動の円滑化やバリアフリー化の推進等利用者の利便性及び快適性が確保できるよう努めること。なお、国際拠点空港における旅客の際内乗継ぎの時間を短縮するため、国内線のダイヤ設定等が適切に行われるよう配慮すること。また、空港アクセスの改善に向けて、必要な措置を講じること。

六、利用者利便の一層の向上を図るため、新滑走路供用開始後においても、地方路線等航

空ネットワークを充実させるとともに、新規航空会社の参入・拡大に対して適切な条件整備を引き続き行うなど航空会社間の適正な自由競争を促進させるよう努めること。

七、航空機の運航の安全性の確保及びハイジャック・テロ等に対する保安対策に必要な措置を引き続き講じること。

右決議する。

景観法案（閣法第38号）

【要旨】

本法律案は、我が国の都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進するため、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、良好な景観の整備及び保全を図ること等を目的とした基本理念を定めることとする。

二、基本理念にのっとり、国は良好な景観の形成に関する総合的な施策を、地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その区域の自然的社会的諸条件に応じた良好な景観の形成の促進に関する施策をそれぞれ策定し、及び実施する責務を有する。また、事業者及び住民は、良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならないこととする。

三、景観行政団体（都道府県、指定都市等又は都道府県知事と協議して景観行政を行う市町村。）は、景観計画を定めることができることとする。また、住民等は景観計画の提案をすることができることとする。

四、景観計画区域内の建築物等の建築等に関して届出・勧告による規制を行うとともに、景観行政団体の長は、必要な場合に建築物等の形態又は色彩その他の意匠に関する変更命令を出すことができることとする。

五、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な建造物を景観重要建造物として指定するとともに、その現状変更には景観行政団体の長の許可を必要とするよう措置する。また、景観整備機構（良好な景観の形成のための業務を行うために、景観行政団体の長が指定することができる公益法人や特定非営利活動法人。）が管理協定を締結し、景観重要建造物等の管理をすることができるよう措置する。

六、景観計画に定められた道路、河川等の景観重要公共施設については、景観計画に即して整備することとし、景観計画に定める基準を景観重要公共施設の許可の基準に追加できることとする。また、電線共同溝の整備等に関する特別措置法の特例について定めることとする。

七、景観計画に係る景観計画区域のうち農業振興地域内にあるものについて、景観農業振興地域整備計画を定め、当該区域内における土地利用についての勧告、景観整備機構による農地の権利取得等ができるよう措置する。

八、市町村は、市街地の良好な景観を形成するため、都市計画に、建築物の形態意匠の制限等を定める景観地区を定めることができることとする。

九、景観地区内で建築物の建築等をしようとする者は、当該建築物の形態意匠が景観地区

の都市計画で定める建築物の形態意匠の制限に適合することについて、市町村長の認定を受けなければならないこととする。

十、市町村は、景観地区内の工作物について、条例で、その形態意匠の制限、その高さの最高限度若しくは最低限度又は壁面後退区域における工作物の設置の制限を定めることができることとする。

十一、景観計画区域内の一団の土地所有者等は、その全員の同意により、建築物の形態意匠に関する基準等を定める景観協定を締結することができることとする。

十二、罰則について所要の規定を設けることとする。

十三、この法律は、公布の日から起算して６月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、景観地区等の規定は、公布の日から起算して１年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【景観法案、景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案及び都市緑地保全法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議】

国民共有の財産であり後世に伝承すべき良好な景観と緑の保全・創出を図るため、地域特性に応じ、市町村の主体性を尊重した施策を展開し、我が国全体として美しい国づくりに資する政策を指向すべきである。

以上の観点を踏まえ、政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について、適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、住民、事業者等の多様な主体の参加を図るため、景観法の基本理念の啓発普及、景観・緑に関する教育の充実に努めること。

二、景観法の施行に当たっては、地方公共団体の自主的な取組に支障を生じないよう配慮するとともに、先進的な取組事例に関する情報提供、専門家の育成等ソフト面での支援及び交付金・補助金等税財政上の支援の充実に努めること。

三、景観計画の策定、景観地区等の都市計画の決定等に当たっては、住民への情報提供や住民意見の適切な反映がなされるようにするとともに、まちづくりＮＰＯや専門家が適切に活用されるようにすること。

特に、建築物等に関する形態意匠の制限については、住民に対しその内容が十分に周知されるよう留意すること。

四、公共事業の実施に当たっては、景観アセスメントシステムの確立、景観形成ガイドラインの作成等を早期に行うこと。

五、景観形成事業推進費については、地域の個性ある景観形成に資するものとなるよう、その取扱いに十分留意すること。

また、同推進費の配分及び実施状況について、その透明性を確保するとともに、同推進費が効果的かつ効率的に使用されるようにすること。

六、屋外広告物は景観に大きな影響を与えることにかんがみ、屋外広告物条例違反に対し適切な措置が講じられるよう地方公共団体を支援すること。

また、屋外広告物条例の規制内容の拡大に当たっては、関係者の理解を得つつ、既存

広告物についても一定期間を経過した後、当該条例に適合することとなるよう、適切な助言、支援等を行うこと。

七、屋外広告物の美観、安全性の確保等の観点から、不良・不適格業者の排除及び業界の指導・育成等に十分配慮するとともに、屋外広告業者の知識・技能の向上等に向けた環境整備を行うこと。

八、緑の拠点となる都市公園等の緑地と道路・河川等他の公共公益施設との連携を強化するとともに、遊休地等を活用した借地公園や立体都市公園の整備を積極的に推進すること。

また、ＮＰＯ、民間事業者等により公園施設の設置又は管理が行われる場合において、その円滑かつ適切な運用を期すこと。

九、減少傾向にある都市の緑の確保を図るため、地方公共団体等による保全すべき緑地の買取りや屋上・壁面緑化を含む民有地の緑化を推進するための助成措置等に関し、財政上の支援を検討すること。

十、失われつつある地域固有の景観を再生する事業の推進を図るとともに、各地に残された自然環境の保全や地域在来の植物等の活用による緑化の推進に努めること。

十一、無電柱化の推進は、良好な景観の形成に加え、防災対策等にも資することから、幹線道路を始めとして、これを積極的に推進するとともに、その実施に当たっては、一層のコスト縮減に努めること。

また、事業者に対する金融・税制上の支援措置の充実に努めること。

十二、より良好な景観形成を図るため、都市計画法、建築基準法等の関係法令の中に景観を明確に位置付けることも含め、景観法制の在り方について更なる検討を行うこと。

右決議する。

景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第39号）

【要旨】

本法律案は、景観法の施行に伴い、関係法律の規定の整備等を行おうとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

一、都市計画法の一部を次のように改正する。

1　都市計画の地域地区について、美観地区を廃止し、景観地区を追加することとする。

2　景観行政団体は、条例で開発許可基準に景観計画に定める基準を追加することができることとする。

二、建築基準法の一部を次のように改正する。

1　景観地区内における建築物の高さの最高限度、敷地面積の最低限度等に関する建築規制を定めるとともに、準景観地区においては、市町村の条例で、景観地区に準じた建築規制を定めることができることとする。

2　市町村は、景観重要建造物である建築物について、国土交通大臣の承認を得て、条例で、外観に影響を及ぼす建ぺい率や斜線制限等の制限を緩和することができること

とする。

三、屋外広告物法の一部を次のように改正する。

1　景観計画に屋外広告物（以下「広告物」という。）の表示等の事項が定められた場合には、景観行政団体の条例は、当該景観計画に即したものでなければならないこととする。

2　広告物の表示等を禁止することができる物件に、景観重要建造物等を追加する。

3　条例で広告物の表示等について許可制等の制限をすることができる区域を全国に拡大する。

4　違反広告物の除却等の命令違反があった場合における代執行の要件について、行政代執行法の特例を設ける。

5　簡易除却制度について、その対象にはり札に類する広告物、広告旗等を追加するとともに、表示されてから相当期間の経過の要件を廃止する。

6　略式代執行又は簡易除却を行った広告物等に係る保管、売却、廃棄等の手続を整備する。

7　都道府県は、条例で屋外広告業を営もうとする者の登録制度を設けることができることとする。

8　都道府県は、広告物等の規制に関する条例の制定又は改廃に関する事務について、条例で定めるところにより、景観行政団体である市町村が処理することができることとする。

四、都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を次のように改正する。

都市開発資金の無利子貸付けの対象となる土地区画整理事業に、施行地区の全部又は一部が景観計画区域に含まれるものを追加する。

五、施行期日

この法律は、景観地区に係る規定等を除き、景観法の施行の日から施行する。

【附帯決議】

景観法案（閣法第38号）と同一内容の附帯決議が行われている。

都市緑地保全法等の一部を改正する法律案（閣法第40号）

【要旨】

本法律案は、都市における緑地の保全及び緑化の推進並びに都市公園の整備を一層推進し、良好な都市環境の形成を図るため、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、都市緑地保全法の一部改正

1　法律の題名を「都市緑地法」に改める。

2　緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画の計画事項に、地方公共団体の設置に係る都市公園の整備の方針その他保全すべき緑地の確保及び緑化の推進の方針に関する事項を追加する。

3　都道府県は、都市計画に緑地保全地域を定めることができるものとし、当該地域内において建築物その他の工作物の新築、木竹の伐採等を行おうとする者は、あらかじめ都道府県知事にその旨を届け出なければならないものとする。

4　市町村は、地区計画等に定められた現に存する樹林地、草地等の区域について、条例で、当該区域内における建築物その他の工作物の新築、木竹の伐採等の行為について、市町村長の許可を受けなければならないこととすることができるものとする。

5　市町村は、都市計画に緑化地域を定めることができるものとし、当該地域内においては、敷地面積が一定規模以上の建築物の新築等をしようとする者は当該建築物の緑化施設の面積の敷地面積に対する割合（以下、「緑化率」という。）を都市計画に定められた緑化率の最低限度以上でなければならないものとする。

また、市町村は、地区整備計画等に定められた建築物の緑化率の最低限度を、条例で、建築物の新築等に関する制限として定めることができるものとする。

二、都市公園法の一部改正

1　公園管理者以外の者が公園施設を設置することができる場合として、当該公園管理者以外の者が設け、又は管理することが当該都市公園の機能の増進に資すると認められるものを追加する。

2　借地方式による都市公園について、当該賃貸借契約が終了した場合等を、都市公園の保存の例外とする。

3　都市公園の区域を立体的区域とすることのできる立体都市公園の制度を創設する。

4　公園管理者が必要な措置を命ぜられるべき者を確知することができないためその措置を自ら行った場合において、当該措置に係る工作物等を保管しなければならないものとするほか、公示、売却、代金の保管、廃棄等の手続を整備する。

三、首都圏近郊緑地保全法及び近畿圏の保全区域の整備に関する法律を改正し、地方公共団体等が土地の所有者等と管理協定を締結して当該協定に係る緑地の管理を行うことができる制度を首都圏及び近畿圏の近郊緑地保全区域に創設する。

四、都市計画法を改正し地区計画等の法定計画事項に建築物の緑化率の最低限度及び樹林地、草地等の保全に関する事項を追加するほか、その他所要の改正を行う。

五、この法律は、公布の日から起算して６月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】

景観法案（閣法第38号）と同一内容の附帯決議が行われている。

国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律案（閣法第53号）

【要旨】

本法律案は、平成14年12月12日に採択された「千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約（ＳＯＬＡＳ条約）附属書」の改正に伴い、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、目的

この法律は、国際航海船舶及び国際港湾施設の所有者等が講ずべき保安の確保のために必要な措置を定めることにより国際航海船舶及び国際港湾施設に対して行われるおそれがある危害行為の防止を図るとともに、国際航海船舶の本邦の港への入港に係る規制に関する措置を定めることにより当該国際航海船舶に係る危害行為に起因して国際航海船舶又は国際港湾施設に対して生ずるおそれがある危険の防止を図り、併せてこれらの事項に関する国際約束の適確な実施を確保し、もって人の生命及び身体並びに財産の保護に資することを目的とする。

二、国際航海船舶の保安の確保

国際航海船舶の所有者は、保安規程の作成及び実施、船舶警報通報装置の設置並びに保安管理者の選任等の措置を講じ、国土交通大臣による保安規程の承認及び船舶の検査を受け、船舶保安証書の交付を受けなければならない。

三、国際港湾施設の保安の確保

国際埠頭施設等の管理者等は、保安規程の作成及び実施、保安設備の設置並びに保安管理者の選任等の措置を講じ、国土交通大臣による保安規程の承認を受けなければならない。

四、国際航海船舶の入港に係る規制

海上保安庁長官は、本邦の港に入港しようとする国際航海船舶等の船長に船舶保安情報を通報させ、必要に応じて、当該船舶に対して立入検査等を行い、その結果等から合理的に判断して、当該船舶に起因して国際港湾施設等に対して急迫した危険が生じるおそれがあり、かつ、当該危険を防止するため他に適当な手段がないと認めるときは、入港の禁止等の措置を講ずることとする。

五、施行期日

この法律は、一部を除き、平成14年12月12日に採択された条約附属書の改正が日本国について効力を生ずる日から施行する。

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第54号）

【要旨】

本法律案は、「千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書によって修正された同条約を改正する千九百九十七年の議定書」（以下「議定書」という。）の実施に伴い、船舶に設置される原動機からの窒素酸化物の放出の規制、船舶に使用される燃料油に関する規制等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の題名を「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」に改めるとともに、その目的に船舶からの排出ガスによる大気汚染等の防止を加える。

二、船舶用原動機からの窒素酸化物の放出基準の定めに基づき、国土交通大臣の行う放出

量確認及び原動機取扱手引書の承認の義務付け並びに承認を受けた原動機に対する国際大気汚染防止原動機証書の交付を行うとともに、一定の船舶に設置される原動機は、承認を受けた原動機取扱手引書等に従い、船舶に設置し、及び運転することを義務付ける。

三、船舶用燃料油について、海域ごとに、硫黄分濃度が基準に適合するものの使用を義務付ける。

四、国土交通大臣が指定する港湾において揮発性有機化合物質を放出する貨物の積込みが行われる一定の船舶について、大気の汚染を防止するための設備の設置等を義務付ける。

五、船舶は、オゾン層破壊物質を含む設備を設置等して航行の用に供してはならない。

六、船舶内において生ずる一定の油等については船舶における焼却を禁止するとともに、これ以外の油等については技術基準に適合する船舶発生油等焼却設備を用いることを義務付ける。

七、一定の船舶には、その大気汚染防止検査対象設備が技術基準に適合していることについて、国土交通大臣の行う定期検査、中間検査等の検査を義務付けるとともに、定期検査に合格した船舶には海洋汚染等防止証書を、さらに、国際航海に従事する船舶には国際海洋汚染等防止証書を交付する。

また、本邦の港等にある外国船舶を含め、当該設備が技術基準に適合していないと認められる船舶に対し、その改造等を命じ、又は航行停止処分等を行うことができる。

八、独立行政法人海上災害防止センターの主たる事務所の所在地を神奈川県とする。

九、重油販売業者については、規格に適合しない船舶等燃料用重油の販売を禁止するとともに、特定の船舶等の燃料として販売するときはその使用者に対して書面の交付及び試料の提出並びに当該書面の写しの保存を義務付ける。

また、重油生産業者等について、重油を船舶等の燃料として販売しようとするときは、当該重油が重油規格に適合することについての確認を義務付けるとともに、特定の船舶等の燃料として販売する重油販売業者から書面の交付を求められたときは当該書面の交付を義務付ける。

十、この法律の施行期日は、原則として議定書が日本国について効力を生ずる日とする。

油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律案（閣法第55号）

【要旨】

本法律案は、「千九百九十二年の油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約の二千三年の議定書」（以下「議定書」という。）の実施に伴い、現行の補償限度額を超えるタンカー油濁損害及びタンカー以外の船舶（以下「一般船舶」という。）に係る油濁損害等による被害者の保護を図るための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、法律の題名を「船舶油濁損害賠償保障法」に改める。

二、油による汚染損害の補償のための追加的な国際基金（以下「追加基金」という。）に対する被害者の補償の請求その他必要な規定を設けるとともに、その責任制限手続に係

る必要な規定を設ける。

三、一般船舶に係る油濁損害について、一般船舶所有者等は連帯してその損害を賠償する責めに任ずるとともに、その責任の制限については、責任制限法の定めるところによる。

四、一般船舶について油濁損害の賠償等に係る保障契約が締結されていない等の場合、日本国籍を有する一般船舶（総トン数が100トン以上のものに限る。以下同じ。）は、国際航海に従事させてはならず、日本国籍を有しない一般船舶は、本邦内の港に入港等をしてはならない。

五、本邦以外の地域の港から本邦内の港に入港をしようとする特定船舶の船長は、あらかじめ、当該特定船舶の名称、船籍港、保障契約の締結の有無等を国土交通大臣に通報しなければならない。

六、国土交通大臣は、その職員に、本邦内の港又は係留施設にある当該特定船舶への立入検査をさせることができる。また、規定に違反する事実があると認めるときは、当該特定船舶の船長又は所有者等に対し、保障契約の締結その他その違反を是正するために必要な措置等を命ずることができる。

七、この法律の施行期日は、追加基金に係る改正規定については、議定書が日本国について効力を生ずる日、一般船舶油濁損害賠償等に係る改正規定については、一部を除き、平成17年３月１日とする。

建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律案（閣法第78号）（先議）

【要旨】

本法律案は、建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るため、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、著しく危険又は有害となるおそれがある一定の用途及び規模の既存不適格建築物に対する勧告及び是正命令制度を創設する。

二、国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物（一定の用途及び規模のものに限る。）について、劣化の状況を定期的に点検することを義務付ける等建築物に係る報告、検査等の制度の充実及び強化を行う。

三、住宅の用途に供する地階を有する建築物について、地方公共団体は、必要と認める場合においては、政令で定める基準に従い、条例で、区域を限り、容積率算定の基礎となる地盤面を別に定めることができるものとする。

四、１団地内の１の建築物であって、特定行政庁が当該建築物の位置及び構造について安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものについては、当該１団地を当該建築物の１の敷地とみなして、当該建築物に係る容積率制限、斜線制限等を適用する。

五、既存不適格建築物について、２以上の工事に分けて増改築等を含む工事を行う場合において、その全体計画を特定行政庁が認定した場合には、工事に係る部分ごとに順次基準に適合させることを可能とする等規制の合理化を行う。

六、違反建築物に関する是正命令違反について、行為者に対する罰則を引き上げるほか、不特定又は多数の者が利用する建築物等に関する是正命令違反のうち、一定のものについて、その法人に対して１億円以下の罰金刑を科する等、罰則の引上げ及び両罰規定の整備を行う。

七、各省各庁の所管に属する一定の建築物（二に規定するものを除く。）について、劣化の状況を定期的に点検することを義務付けるとともに、国土交通大臣は、保全の基準を定め、関係国家機関に対し、その実施に関する勧告、報告の要求等を行うことができるものとする。

八、商業地域について都市計画に定める事項のうち特例容積率適用区域を廃止し、都市計画の地域地区として、特例容積率適用地区を追加するとともに、同地区に関する都市計画には、一定の場合、建築物の高さの最高限度を定めることができるものとする。

九、防災街区整備事業組合に関する法人税法及び消費税法に関する法令の規定の適用について、公益法人等とみなす特例措置を設ける。

十、この法律は、一部を除き、公布の日から起算して１年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、個人住宅の耐震化をはじめとする既存建築物の安全・衛生に係る性能の確保を早期に促進するため、簡易・安価な診断・改修手法の開発、補助・融資・税制等支援制度の普及・充実を図るとともに、住宅所有者等が信頼して利用できる総合的な相談体制の整備等に努めること。

二、著しく危険又は有害となるおそれがある既存不適格建築物に対する勧告及び是正命令制度の創設に当たっては、適時適切に勧告及び是正命令が行われるよう、具体的な勧告基準、是正命令基準を定めるとともに、特定行政庁に対し必要な助言・援助等を行うこと。

三、不特定又は多数の者が利用する建築物の定期報告制度については、未だ多くの建築物において定期報告がなされていない状況にあることから、定期報告率の向上と実施内容の充実に努めること。

また、建築物の利用者が定期報告の有無等につきチェックできる仕組み、定期報告を怠っている悪質な所有者等に関する情報公表制度等を早急に検討すること。

四、中間検査及び完了検査の実施率の一層の向上を図るとともに、消防・警察部局、ＮＰＯ等と連携しつつ、違反建築物の把握とその是正のための対策が確実に行われるように努めること。

五、特例容積率適用地区制度については、近隣紛争の発生を防止し、良好な街なみや都市景観を維持するため、地域住民の意見が十分に反映されるよう、特段の配慮をすること。

六、２以上の工事に分けて行う既存不適格建築物の増築等に関しては、全体計画の達成が

一定期間内に確実に行われるよう、特段の配慮をすること。

七、自動回転扉等については、国民が安心して利用できるよう、その安全性の確保に十分留意し、安全基準及び管理体制の一層の整備に努めること。

右決議する。

不動産取引の円滑化のための地価公示法及び不動産の鑑定評価に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第79号）（先議）

【要旨】

本法律案は、不動産取引の円滑化と適正な地価の形成を図るため、地価公示の対象区域の拡大、不動産鑑定士及び不動産鑑定士補の行う業務の適正な遂行を確保するための規定の整備、不動産鑑定士の資格取得制度の簡素合理化等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、地価公示法の一部を次のように改正する。

都市計画区域内に加え、都市計画区域外の土地取引が相当程度見込まれる区域においても地価公示を行うものとする。

二、不動産の鑑定評価に関する法律の一部を次のように改正する。

1　不動産鑑定士及び不動産鑑定士補は、不動産の鑑定評価を行うほか、それぞれその名称を用いて、不動産の客観的価値に作用する諸要因に関して調査若しくは分析を行い、又は不動産の利用、取引若しくは投資に関する相談に応じることを業とすることができるものとする。

2　不動産鑑定士試験を短答式及び論文式による１回２段階に簡素合理化し、試験に合格した者であって、国土交通大臣の登録を受けた実務修習機関が行う実務修習を修了し、国土交通大臣の確認を受けた者は、不動産鑑定士となる資格を有するものとする。

これに伴い、不動産鑑定士補の資格制度を廃止する。

三、この法律は、平成17年４月１日から施行する。ただし、二の２の改正は平成18年２月１日から施行する。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、地価公示制度については、土地取引及び固定資産税等の課税など、国民生活に深く関わることにかんがみ、その公正性及び透明性を確保し、公示価格への信頼が損なわれることのないよう一層の努力を払うこと。

二、不動産鑑定士等の業務の遂行に当たっては、業務が適正に行われるよう努め、依頼者や第三者の信頼の保護に万全を期すこと。

また、高度な知識・経験・判断力が体得できるよう充実した研修機会が確保され、多様化・高度化している不動産鑑定評価のニーズに通用し得る専門的な能力が養成されるよう配慮すること。

三、不動産鑑定士試験制度が簡素合理化されることにかんがみ、その管理・運営に当たっては、優秀な資質を有する人材を将来に渡って確保するとともに、実務修習の充実を図りその能力の習得について適切に対応すること。

四、今後の地価公示制度については、官民の不動産取引価格情報の公表への取組みの動向等を勘案しつつ、見直しを含め、その在り方についての検討を行うこと。

右決議する。

旅行業法の一部を改正する法律案（閣法第80号）（先議）

【要旨】

本法律案は、公益法人に係る改革を推進するため、旅程管理業務に関する研修の課程に係る指定制度を登録制度に改めるとともに、近年の旅行需要の多様化等を踏まえ、新たな旅行契約の態様の設定、営業保証金制度の改善等旅行者の利便の増進を図るための所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、新たな旅行契約の態様として、旅行業者が旅行計画を作成するとともに、運送又は宿泊のサービスの提供に係る契約を締結する企画旅行契約を設定する。

二、旅行業務取扱主任者の名称を旅行業務取扱管理者に改め、旅行計画の作成等に対する管理及び監督に関する事務を追加する。

三、旅行業者は、企画旅行に関し、その円滑な実施を確保するために必要な措置（旅程管理業務）を講じなければならないこととする。

四、旅程管理研修の課程に係る指定制度を登録制度に改める。

五、旅行業者等又はその従業者等が、その取り扱う旅行業務に関連して、旅行者の保護に欠け、又は旅行業の信用を失墜させる行為を行うことを禁止する。

六、国土交通大臣は、旅行業者の代理業者に対し、旅行業であると誤認などさせないための措置を命ずることができることとするとともに、所属旅行業者は、原則として代理業者が旅行者に加えた損害の賠償責任を有することとする。

七、旅行業者が供託している営業保証金及び弁済業務保証金による弁済の対象を、当該旅行業者等と取引をした旅行者のみに限定する。

八、この法律は、公布の日から起算して１年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとするとともに、この法律の施行に伴う所要の経過措置を定める。

海上運送事業の活性化のための船員法等の一部を改正する法律案（閣法第81号）（先議）

【要旨】

本法律案は、我が国の海上運送事業をめぐる近年の厳しい経営環境等に対応して、航行の安全の確保及び船員の労働保護を図りつつ、同事業の活性化を促進するため、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、船員法の一部を次のように改正する。

1　船舶所有者が労働組合等との協定により海員に時間外労働をさせることができるこ

ととする等労働時間規制の見直しを行う。

2　船員の雇入契約の公認制から届出制への緩和、船員法等に違反した船舶所有者等に対する船員労務官の監督権限の強化等のための規定を設ける。

二、船員職業安定法の一部を次のように改正する。

1　自己の常時雇用する船員について船員派遣事業を行おうとする者は、国土交通大臣の許可を受けることにより、これを行うことができることとする。

2　学校等の施設の長は、国土交通大臣に届け出て、当該学校等の学生生徒等について、無料の船員職業紹介事業を行うことができることとする。

三、内航海運業法の一部を次のように改正する。

1　内航海運業に係る参入規制を許可制から登録制へ緩和する。

2　内航運送業と内航船舶貸渡業の事業区分を廃止し、すべての内航海運業者は、荷主との運送契約を締結することができることとする。

3　運送を行う内航海運業者は、運航管理規程の作成及び運航管理者の選任を行い、国土交通大臣に届け出なければならないこととする。

四、施行期日

この法律は、一部を除き公布の日から起算して１年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、船員の恒常的な長時間労働を是正するため、他業種での事例並びに船員労働の特殊性を踏まえつつ、航海当直、荷役作業、食料の調達供給等船員の労働時間の定義及び船舶の安全航行の確保に係る臨時労働の内容について、それぞれ規定上の明確化を図るとともに、船員に対する労働条件の明示の徹底に努めること。

二、内航貨物船の定員規制に関し、１日８時間、週平均40時間という労働時間規制の原則を前提とした「標準定員」が確保されるよう特段の配慮を行うこと。

三、船員法等の実効性が一層確保されるよう、情報照会システム及びポイント付加制の実用化を急ぐなど船員労務監査業務の充実を図ること。

また、船員の労働条件・労働環境に関する事後チェック体制の確立と実行を図ること。

四、常用雇用型船員派遣事業の導入に当たっては、派遣船員の同意を前提としつつ適正な運営が行われるよう、事業の許可及び就業に際してのチェックを厳正に実施すること。

五、平成６年の船員法改正時の参議院運輸委員会附帯決議に盛り込まれた内航海運業の運賃・用船料の適正化について、必ずしも十分な改善効果が上がっていない実状にかんがみ、内航海運業の一層の健全化を図るため、その適正化に係る環境整備に努めること。

六、内航海運の活性化を図るため、内航海運暫定措置事業を円滑かつ着実に実施すること。

七、内航海運事業が極めて重要であることにかんがみ、モーダルシフトの推進も考慮に入れつつ、輸送秩序の維持及び運航の安全性の確保に十分留意した、海上輸送ネットワー

クの構築が図られるよう努めること。

右決議する。

自動車関係手続における電子情報処理組織の活用のための道路運送車両法等の一部を改正する法律案（閣法第82号）（先議）

【要旨】

本法律案は、道路運送車両法等の規定に基づく自動車の新規登録等に係る手続における所有者等の負担の軽減等を図るため、これらの手続を電子情報処理組織を使用して行うことができるよう所要の規定の整備を行う等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、自動車の新規登録等の申請をする者は、譲渡証明書、完成検査終了証、保安基準適合証又は限定保安基準適合証に記載すべき事項が登録情報処理機関（以下「処理機関」という。）に提供されたことを申請書に記載することをもって証明書の提出に代えることができる。

二、自動車を譲渡する者は、譲受人の承諾を得て、譲渡証明書に記載すべき事項を電磁的方法により処理機関に提供することができることとし、当該記載事項が処理機関に提供されたときは、譲渡証明書を譲受人に交付したものとみなす。

三、譲渡証明書等に記載すべき事項の提供を受け、当該提供者についての本人確認を行い、国土交通大臣の照会に対して回答する業務を行おうとする者の申請により、国土交通大臣は、一定の基準を満たす場合には処理機関として登録することとし、所要の監督を行うこととする。

四、自動車の継続検査の申請をする者が行うこととされている自動車税等の滞納がないことを証する書面の提示については、国土交通大臣が自動車税等を課した地方公共団体にその額の納付の有無の事実を確認することにより行うことができる。

五、電子情報処理組織を使用して自動車の新規登録等の申請等をする者が、一定の期間内に手数料を納付しないときは、国土交通大臣は、当該申請等を却下することができる。

六、回送運行の許可を営業所単位から事業所単位に変更するとともに、回送運行の許可及び許可証の有効期間について、それぞれ５年以内及び１年以内に延長する。

七、自動車の新規登録等に係る処分を受けようとする者は、保険会社に委託して、自動車損害賠償責任保険証明書に記載すべき事項を電磁的方法により処理機関に提供することができることとし、当該記載事項が処理機関に提供されたときは、自動車損害賠償責任保険証明書を行政庁に提示したものとみなす。

八、自動車の新規登録等に係る処分を受けようとする者は、警察署長に対して、自動車の保管場所の確保を証する書面に相当する通知を行政庁に行うべきことを申請したとき、行政庁に対する書面の提出を行わなくてもよいこととする。また、行政庁は、書面の提出又は通知がないときは、処分をしない。

九、自動車登録ファイルへの登録又は自動車検査証の交付を受けようとする者は、資金管理法人に委託して預託証明書に相当する通知を処理機関に対して行ったときは、預託証

明書を国土交通大臣等に提示したものとみなす。

十、この法律は、一部を除き、平成17年12月31日までの間において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、自動車関係手続のワンストップサービスの導入に当たっては、個人情報が漏洩した際には回復しがたい損害を引き起こすことから、個人情報の保護対策を充分に講じ、国民の納得が得られるようシステムの信頼性・安全性の確保に万全を期し、その普及・促進に努めること。

二、本サービス導入の効果を最大限に生かすため、利用者にとって使い易く分かり易いことなど利用者利便の一層の向上を図るとともに、現在数日を要している自動車保管場所証明書の標準処理日数の短縮を指導すること。

三、登録情報処理機関がシステムの設計・運用を行うに当たっては、関係行政機関と効率的かつ確実に連携出来る仕組みを構築するとともに、個人情報の正確性の確保、その保護・管理に万全の責務を果たすように、国として指導に努めること。

四、自動車の所有者等の負担の軽減を図るという制度の趣旨にかんがみ、登録手数料等各種利用者手数料及び登録情報処理機関の手数料について、その算定の内容が利用者に明らかになるよう努め、本サービスの円滑な運用を行うこと。

右決議する。

高速道路株式会社法案（閣法第112号）

【要旨】

本法律案は、日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団及び本州四国連絡橋公団を民営化し、高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理等を効率的に行わせるため、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社（以下「会社」と総称する。）を設立しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、会社は、高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を効率的に行うこと等により、道路交通の円滑化を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の向上に寄与することを目的とする株式会社とする。

二、政府（首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社にあっては、政府及び地方公共団体）は、常時、会社の総株主の議決権の３分の１以上に当たる株式を保有していなければならない。

三、会社は、その目的を達成するため、次の事業を営むものとする。

１　道路整備特別措置法に基づき行う高速道路の新設又は改築

２　独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）から借り

受けた道路資産に係る高速道路について道路整備特別措置法に基づき行う維持、修繕、災害復旧その他の管理

3　高速道路の通行者又は利用者の利便に供するための休憩所、給油所その他の施設の建設及び管理

4　国、地方公共団体その他政令で定める者の委託に基づき行う道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理並びに道路に関する調査、測量、設計、試験及び研究

5　本州四国連絡高速道路株式会社にあっては、1から4までに掲げるもののほか、次に掲げる事業

イ　機構の委託に基づき行う本州と四国を連絡する鉄道施設の管理

ロ　国、地方公共団体その他政令で定める者の委託に基づき行う長大橋の建設等

四、会社は、会社の区分に応じて事業を営むこととされた高速道路以外の高速道路においても、国土交通大臣の認可を受けて、三の1から3までの事業を営むことができる。

五、会社は、三の事業以外の事業を営むことができるものとし、その場合において、会社は、あらかじめ、国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に届け出なければならない。

六、会社は、三の1又は2の事業を営もうとするときは、あらかじめ、機構と、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第13条第1項に規定する協定（以下「協定」という。）を締結しなければならない。

七、会社は、おおむね5年ごとに、三の1又は2の事業の実施状況を勘案し、協定について検討を加え、これを変更する必要があると認めるときは、機構に対し、その変更を申し出ることができる等とする。

八、会社は、新株等の発行等、代表取締役等の選定等の決議、事業計画等については、国土交通大臣の認可を受けなければならないものとする等、会社の監督規定について所要の規定を設ける。

九、この法律は、一部を除き、日本道路公団等民営化関係法施行法の施行の日から施行する。

十、政府は、本州四国連絡高速道路株式会社について、同社が事業を営む高速道路に係る機構の債務が相当程度減少し、かつ、同社の経営の安定性の確保が確実になった時において、同社と西日本高速道路株式会社との合併に必要な措置を講ずる。

十一、政府は、当分の間、三の1及び2の事業に要する経費に充てるため、会社の債務について、保証契約をすることができる。

【高速道路株式会社法案、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法案、日本道路公団等の民営化に伴う道路関係法律の整備等に関する法律案及び日本道路公団等民営化関係法施行法案に対する附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、高速道路は、国の基幹を形成する重要な社会資本であることにかんがみ、最終的に国

が責任をもって整備するとともに、その整備に当たっては、最小限の負担で最大限の効果を発揮しうるよう努めること。

二、高速道路の通行料金の設定に当たっては、物流の国際競争力の確保等の観点も考慮しつつ、高速道路の利用を促進し、地域の活性化、経済の効率化につながるよう、民間企業の独創性が真に活かされた弾力的で多様な料金設定を行うこと。

また、道路環境の保全、交通渋滞の解消等の社会的課題への対応を図るため、適切な料金政策が講じられるよう十分配慮すること。

三、債務返済計画については、機構及び会社の経営努力の成果として、45年以内のできるだけ早期に債務完済が図られるよう努めること。

また、創意工夫等によりリスク管理の徹底を図るとともに、借換資金を含む資金の低利かつ円滑な調達が図られるよう努めること。

四、機構及び会社の債務保証等については国会の議決が行われることにかんがみ、その経営状況、財務状況及び債務の返済状況等について、機構及び会社ごとに毎年度、国民に分かりやすく公表すること。

五、日本道路公団については、会社間の競争性を高め、コスト意識の向上や地域の実情に即したサービスの充実を図るため３社に分割したものであることから、子会社の設立等を行う場合にも、こうした趣旨を踏まえること。

六、会社の株式上場については、できるだけ早期に行われるよう努めること。その売却代金の使途の検討に当たっては、機構の債務返済への充当も検討の対象に加えること。

七、建設中・調査中路線に係る社会資本整備審議会の具体的な判断基準については、国民の理解が得られるよう、客観的かつ明解なものとすること。

八、高速道路の建設費及び管理費のコスト削減については、会社の経営努力に対する適切なインセンティブの付与等を図るとともに、その成果が確実に利用者に還元されるよう努めること。

九、道路資産が本来道路管理者に良好な状態で移管されるよう、道路の適時適切な修繕等に努め、その安全性及び耐久性を確保すること。

十、国民共有の財産である高速道路の建設、維持管理、修繕等の適正化を図るため、会社が行う当該事業の入札・契約等の透明性を確保すること。

十一、民営化に伴う公団の資産、負債その他の権利及び義務の承継については、適切に行われるよう指導・監督するとともに、その詳細について公表すること。

また、関係財団から会社への財産の譲渡等についても、厳正に行われるようにすること。

さらに、ファミリー企業の剰余金については、利用者への早期還元の拡大が図られるよう努めること。

十二、公団の民営化に当たっては、職員等の雇用の安定に努めること。

また、機構及び会社の役員の選任においては、適切な人材が広く内外から起用されるよう十分配慮すること。

十三、会社が行うＳＡ・ＰＡ等の収益事業の経営においては、地域企業との共存を図ると

ともに、地域経済の活性化に資するよう努めること。

十四、本四公団切り離し債務返済後の道路特定財源の使途の拡大の検討に際しては、金利の大幅な上昇など大きな経済変動等があった場合における高速道路に係る債務の返済への充当も含め、幅広く検討すること。

右決議する。

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法案（閣法第113号）

【要旨】

本法律案は、日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団及び本州四国連絡橋公団の民営化の円滑な実施を図るため、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）を設立しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、機構は、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社（以下「会社」と総称する。）による高速道路事業の円滑な実施を支援することを目的とする。

二、機構は、一の目的を達成するため、次の業務を行う。

1　高速道路に係る道路資産を保有し、これを会社に貸し付けること。

2　道路関係四公団から承継した債務（以下「承継債務」という。）の返済を行うこと。

3　会社が高速道路の新設、改築等に要する費用に充てるために負担した債務を引き受け、当該債務の返済を行うこと。

4　政府又は地方公共団体から受けた出資金を財源として、首都高速道路株式会社又は阪神高速道路株式会社に対し、それぞれ、高速道路の新設又は改築に要する費用の一部を無利子で貸し付けること。

5　国から交付された補助金を財源として、会社に対し、高速道路の災害復旧に充てる資金の一部を無利子で貸し付けること。

6　地方公共団体から交付された補助金を財源として、首都高速道路株式会社又は阪神高速道路株式会社に対し、それぞれ、高速道路の新設、改築等に要する費用に充てる資金の一部を無利子で貸し付けること。

三、機構は、二の業務を行おうとするときは、あらかじめ、会社と、全国路線網、地域路線網又は一の路線に属する高速道路ごとに、次の事項をその内容に含む協定を締結しなければならない。

1　協定の対象となる高速道路の路線名

2　会社が行う管理のうち、新設、改築又は修繕の工事の内容

3　２の工事に要する費用に係る債務等であって、機構が会社から引き受けることとなるものの限度額

4　機構が会社に貸し付ける道路資産の内容並びにその貸付料の額及び貸付期間

5　会社が徴収する料金の額及びその徴収期間

四、機構は、おおむね５年ごとに、業務の実施状況を勘案し、協定について検討を加え、

会社に対し、協定の変更を申し出ることができる。

五、機構は、会社と協定を締結したときは、遅滞なく、当該協定の対象となる高速道路ごとに、工事の内容、貸付料の額等を記載した業務実施計画を作成し、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

六、機構は、高速道路に係る道路資産が機構に帰属する時において、認可業務実施計画に定められた機構が会社から引き受ける新設、改築等に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、会社が高速道路の新設、改築等に要する費用に充てるために負担した債務を引き受けなければならない。

七、機構は、認可業務実施計画に従い、会社に対し、その保有する道路資産を貸し付けるとともに、会社から、当該道路資産に係る貸付料を徴収しなければならない。また、貸付料の額は、認可業務実施計画の対象となる高速道路ごとに、機構が収受する当該高速道路に係る占用料その他の収入と併せて、機構の業務に要する費用その他の費用を、その貸付期間内に償うものでなければならない。

八、機構の業務における利益及び損失の処理について所要の規定を設ける。

九、機構は、業務に必要な費用に充てるため、国土交通大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は日本高速道路保有・債務返済機構債券を発行することができる。

十、政府は、国会の議決を経た金額の範囲内において、機構の長期借入金又は日本高速道路保有・債務返済機構債券に係る債務について保証することができる。

十一、機構は、この法律の施行の日から起算して45年を経過する日までに解散するものとするとともに、解散の日までに、承継債務等の返済を完了させ、同日において少なくとも資本金に相当する額を残余財産としなければならない。

十二、この法律は、一部を除き、日本道路公団等民営化関係法施行法の施行の日から施行する。

【附帯決議】

高速道路株式会社法案（閣法第112号）と同一内容の附帯決議が行われている。

日本道路公団等の民営化に伴う道路関係法律の整備等に関する法律案（閣法第114号）

【要旨】

本法律案は、日本道路公団等の民営化に伴い、道路関係法律について所要の規定の整備等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、道路整備特別措置法の一部を次のように改正する。

1　日本道路公団等による道路の新設、改築等に関する規定を削除する。

2　東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社又は本州四国連絡高速道路株式会社（以下「会社」と総称する。）は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）と協定を締結したときは、当該協定に基づき国土交通大臣の許可を受けて、高速道路の新設又は改築をし、供用約款の定めに基づき料金を徴収するこ

とができる。

3　会社は、2の許可を受けて新設又は改築をした高速道路については、工事完了の日の翌日から料金の徴収期間の満了の日まで、当該高速道路の維持、修繕及び災害復旧を行うものとする。その場合において、会社は、道路法に基づく通行の禁止又は制限のため、機構の要請に基づき必要な措置を講じなければならない。

4　料金の額は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

イ　会社が管理する高速道路にあっては、協定の対象となる高速道路ごとに、当該高速道路に係る道路資産の貸付料及び会社が行う当該高速道路の維持、修繕その他の管理に要する費用で政令で定めるものを、料金の徴収期間内に償うものであること。

ロ　イ以外の道路にあっては、当該道路の新設、改築等に要する費用で政令で定めるものを、料金の徴収期間内に償うものであること。

ハ　会社が管理する高速道路（全国路線網又は地域路線網に属するものに限る。）又は指定都市高速道路にあっては、公正妥当なものであること。

ニ　ハの高速道路以外の道路にあっては、当該道路の通行又は利用により通常受ける利益の限度を超えないものであること。

5　会社が管理する高速道路に係る料金の徴収期間の満了の日は、当該高速道路に係る道路資産の貸付期間の満了の日とするとともに、当該満了の日は、会社の成立の日から起算して45年を超えてはならない。

6　道路資産等の帰属については、次のように定める。

イ　会社が高速道路の新設又は改築のために取得した道路資産は、工事完了の日の翌日以後においては、機構に帰属する。

なお、会社及び機構が国土交通大臣の認可を受けて道路資産帰属計画を定めたときは、当該計画に係る道路資産は、当該計画に従い機構に帰属する。

ロ　会社が新設し、又は改築する高速道路に係る料金の徴収施設等は、当該会社に帰属する。

7　機構に帰属した道路資産等は、料金の徴収期間の満了の日の翌日において、道路管理者（道路管理者が国土交通大臣であるときは、国）に帰属する。

8　罰則に関する所要の規定を整備する。

二、道路法の一部を次のように改正する。

1　自動車専用道路と連結することができる施設として、休憩所、給油所その他の施設等を追加する。

2　道路管理者の許可等を受けて自動車専用道路と連結する1の施設等の管理者は、一定の基準に従い当該施設の維持管理をしなければならない。

3　道路管理者は、1に掲げる施設等の自動車専用道路との連結につき、地方公共団体の条例（指定区間内の国道にあっては、政令）で定める額の基準及び徴収方法に従い、連結料を徴収することができる。

4　罰則に関する所要の規定を整備する。

三、高速自動車国道法の一部を次のように改正する。

1　国土交通大臣が高速自動車国道の新設又は改築に関する整備計画を定め、変更しようとするときは、政令で定める事項について国土開発幹線自動車道建設会議の議を経なければならない。

2　高速自動車国道と連結することができる施設として、休憩所、給油所その他の施設等を追加する。

3　罰則に関する所要の規定を整備する。

四、地方道路公社法の一部を次のように改正する。

1　地方道路公社の業務について、道路の管理を委託する者として日本道路公団等３公団を削り、会社を加える。

2　地方道路公社の余裕金の運用の方法として、国土交通大臣の指定する有価証券、国土交通大臣の指定する金融機関への預金等を追加する。

3　罰則に関する所要の規定を整備する。

五、この法律は、日本道路公団等民営化関係法施行法の施行の日から施行する。

【附帯決議】

高速道路株式会社法案（閣法第112号）と同一内容の附帯決議が行われている。

日本道路公団等民営化関係法施行法案（閣法第115号）

【要旨】

本法律案は、高速道路株式会社法、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法及び日本道路公団等の民営化に伴う道路関係法律の整備等に関する法律の施行に関し、所要の経過措置を定めるとともに、関係法律の廃止及び改正を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社（以下「会社」と総称する。）の設立に関し、設立委員の任命その他必要な事項を定める。

二、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）の設立に関して必要な事項を定める。

三、国土交通大臣は、公団の業務の引継ぎ並びに権利及び義務の承継に関する基本方針を定め、公団に対し、会社及び機構ごとに、当該基本方針に基づく実施計画を作成すべきことを指示する。

四、公団は、会社の成立の時において解散するものとし、その一切の権利及び義務は、国及び出資地方公共団体が承継する資産を除き、実施計画において定めるところに従い、会社及び機構が承継する。

五、国土交通大臣は、会社及び機構の成立の時までに、供用中及び建設中の高速道路について、全国路線網、地域路線網又は一の路線に属する高速道路ごとに、暫定期間内の会社の事業及び機構の業務の内容を定める暫定協定を定める。

六、供用中の高速道路の維持、修繕等、暫定期間内における建設中の高速道路の新設又は

改築、及び計画決定済みの高速道路の新設又は改築に関する調査は、当該高速道路を事業の範囲とする会社（以下「事業範囲会社」という。）が行わなければならない。

七、国土交通大臣は、会社の成立の日から４月以内に、建設中及び計画決定済みの高速道路のうち会社が新設又は改築を行うべきもの及びその会社を指定することができるものとし、その場合、あらかじめ、指定をしようとする会社（以下「事業会社」という。）と協議をしなければならない。事業会社との協議は、まず、事業範囲会社と行い、その協議がととのわない場合においては、他の事業会社と行う。

八、国土交通大臣は、七の協議の結果、いずれの事業会社とも協議がととのわなかった場合において、なお高速道路の新設又は改築を行わせようとするときは、当該事業会社に対し、これを行うことができないと思料する理由の申出を求めなければならない。

九、国土交通大臣は、理由の申出があったときは、当該理由が正当であるか否かについて、社会資本整備審議会の意見を求めなければならないものとし、当該理由が正当なものであると認めるときは、当該理由の申出に係る高速道路及び事業会社については、七の指定をすることができない。

十、会社及び機構は、成立の日から４月に２月を加えた期間内に、供用中の高速道路、暫定期間内に工事が完了した高速道路及び新設又は改築を行うべきものとして指定を受けた高速道路について、新たに協定を締結し、これに基づき、機構にあっては業務実施計画の認可を、会社にあっては新設、改築等の許可を受けなければならない。

十一、日本道路公団法、道路関係四公団民営化推進委員会設置法等の５法律を廃止するとともに、関係法律について所要の整備等を行う。

十二、この法律は、一部を除き、平成18年３月31日までの間において政令で定める日から施行する。

十三、政府は、この法律の施行後10年以内に、日本道路公団等民営化関係法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

【附帯決議】

高速道路株式会社法案（閣法第112号）と同一内容の附帯決議が行われている。

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法案（衆第44号）

【要旨】

本法律案は、近年における我が国を取り巻く国際情勢にかんがみ、我が国の平和及び安全を維持するため、特定船舶の入港を禁止する措置について定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、特定船舶

この法律において「特定船舶」とは、特定の外国の国籍を有する船舶、一定の期間に特定の外国の港に寄港した船舶及び特定の外国と特定の関係を有する船舶のうち、二の閣議決定で定めるものをいう。

二、入港禁止の決定

1　我が国の平和及び安全の維持のため特に必要があると認めるときは、閣議において、期間を定めて、特定船舶について、本邦の港への入港を禁止することを決定することができる。

2　1の閣議決定においては、入港禁止の理由、特定の外国、特定船舶、入港禁止の期間等を定めなければならない。

三、告示及び国会の承認

1　二の閣議決定があったときは、直ちに、その内容を告示し、その告示の日から20日以内に国会に付議して、入港禁止の実施につき国会の承認を求めなければならない。ただし、国会が閉会中の場合又は衆議院が解散されている場合は、その後最初に召集される国会において、速やかに、その承認を求めなければならない。

2　政府は、1の場合において不承認の議決があったときは、速やかに入港禁止の実施を終了させなければならない。

四、入港禁止の実施及び終了

1　二の閣議決定があったときは、特定船舶の船長は、当該特定船舶を本邦の港に入港させてはならず、また、特定船舶が本邦の港に入港している場合においては、当該閣議決定で定める期日までに、本邦の港から出航させなければならない。ただし、遭難又は人道上の配慮等やむを得ない特別の事情がある場合は、この限りでない。

2　入港禁止の全部若しくは一部を実施する必要がなくなったと認めるとき又は国会がその実施を終了すべきことを議決したときは、速やかに、閣議において、当該入港禁止の全部又は一部の実施を終了することを決定しなければならない。

五、国際約束の誠実な履行

この法律の施行に当たっては、我が国が締結した条約その他の国際約束の誠実な履行を妨げることがないよう留意しなければならない。

六、罰則

四の1に違反した船長は、3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

七、その他

1　この法律は、公布の日から起算して10日を経過した日から施行する。

2　国は、この法律の施行の状況、我が国を取り巻く国際情勢等にかんがみ、必要があると認めるときはこの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて廃止を含め必要な措置を講ずるものとする。

環境委員会

委員一覧（21名）

委員長	長谷川　清（民主）		加藤　紀文（自民）		福山　哲郎（民主）
理　事	愛知　治郎（自民）		山東　昭子（自民）		加藤　修一（公明）
理　事	小泉　顕雄（自民）		田中　直紀（自民）		山下　栄一（公明）
理　事	清水　嘉与子（自民）		日出　英輔（自民）		渡辺　孝男（公明）
理　事	海野　徹（民主）		真鍋　賢二（自民）		岩佐　恵美（共産）
理　事	ツルネン マルテイ（民主）		木俣　佳丈（民主）		田　英夫（社民）
	大島　慶久（自民）		小林　元（民主）		高橋　紀世子（みどり）

（16.3.11 現在）

（1）審議概観

第159回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出５件（うち本院先議１件）及び本院議員提出１件の合計６件であり、そのうち内閣提出５件を可決した。

また、本委員会付託の請願２種類９件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

近年、我が国においてはオオクチバス（通称ブラックバス）といった外来種が、全国に分布し、在来魚を捕食する等の問題が取りざたされている。このような外来種による影響は、在来種を絶滅の危機にさらすおそれがあり、特に生態系、農林水産業、人の生命・身体等に悪影響をもたらす外来種は、侵略的外来種と呼ばれ、生物多様性を脅かす主要因の一つとして国際的にも認識されている。1992年の生物多様性条約に外来種の導入防止、防除等の必要性が盛り込まれて以来、多方面から外来種対策の重要性が指摘され、国内においても早急な法整備が求められている。

こうした情勢の中で提出された**特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律案**（外来生物被害防止法案）は、本院先議に係るもので、海外から我が国に導入される生物が、我が国の生態系等に係る被害やそのおそれを生じさせている状況にかんがみ、それらの外来生物を「特定外来生物」として政令で指定し、特定外来生物の飼養、栽培、輸入その他の取扱いを原則禁止するほか、国等による特定外来生物の防除等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、本院議員提出の**外来生物種規制法案**と一括して議題とし、特定外来生物の選定基準、外来種の水際規制の重要性、地方公共団体等による防除の実施と財政的支援措置、外来種問題についての国民への教育・普及啓発の重要性等について質疑を行ったほか、参考人から意見を聴取した。外来生物被害防止法案の質疑終局後、日本共産党より生態系への被害防止を目的とし、予防原則の適用等を内容とする修正案が提出され、討

論の後、修正案は否決され、本法律案は多数をもって原案どおり可決された。なお、外来生物種規制法案は、審査未了となった。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案は、硫酸ピッチの不適正な保管やゴミ固形化燃料関連施設などにおける甚大な事故の発生など、最近における廃棄物の処理をめぐる状況にかんがみ、その適正な処理を確保するため、指定有害廃棄物の処理の禁止、特定の処理施設における事故時の措置、罰則の強化等を講じようとするものである。委員会においては、岐阜市等における大規模不法投棄事件に対する国の取組方針、硫酸ピッチ問題への国及び地方自治体の対応状況、ゴミ固形化燃料施設の事故防止策等について質疑を行った。質疑終局後、日本共産党より廃棄物処理施設の設置許可に関わる特例に関する規定を削除すること等を内容とする修正案が提出され、採決の結果、修正案は否決され、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案は、海洋における廃棄物の処理に関する規制の一層の充実が求められている国際的動向等にかんがみ、廃棄物の船舶からの海洋投入処分を許可制にするとともに、海域における焼却を禁止する等の措置を講じようとするものである。委員会においては、ロンドン条約96年議定書の締結時期と発効の見通し、廃棄物の海洋投入処分の現状とその削減に向けた今後の取組等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。

大気汚染防止法の一部を改正する法律案は、浮遊粒子状物質及び光化学オキシダントによる大気汚染の現況にかんがみ、これらの原因物質の一つである揮発性有機化合物（ＶＯＣ）について、工場等の固定発生源からの排出規制措置等を講じようとするものである。委員会においては、排出規制による大気環境の改善効果、法規制と企業の自主的取組の組合せを採用した経緯とその進め方、殺虫剤等の家庭用品におけるＶＯＣの使用実態と消費者保護対策等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。

環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律案は、環境と経済が好循環する社会を構築していくためには、環境報告書の作成等による事業者の自主的な環境配慮の取組が極めて重要となっている情勢にかんがみ、環境報告書の普及及び信頼性確保のための措置を講ずるとともに、特定事業者に対してその作成を義務付けること等により、環境に配慮した事業活動の促進を図ろうとするものである。委員会においては、環境と経済の統合、特定事業者の政令指定要件、事業者による環境配慮活動促進策等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。

〔国政調査等〕

３月11日、環境及び公害問題に関する調査を行うことを決定した。環境行政の基本施策について小池環境大臣から所信を聴取するとともに、平成16年度環境省予算及び環境保全

経費等の概要について加藤環境副大臣から、公害等調整委員会の業務について加藤公害等調整委員会委員長から、それぞれ説明を聴取した。

３月18日、環境行政の基本施策及び公害等調整委員会の業務等について質疑を行った。主な質疑は、鳥インフルエンザ問題等に関する環境省の取組状況、米国・ロシアの京都議定書批准への働きかけ、金融のグリーン化への促進方策、茨城県神栖町等における旧軍毒ガス弾による健康被害問題、泡瀬干潟の埋立と希少生物種の保存、中国における旧軍遺棄化学兵器問題への政府の対応、戦争行為による環境影響についての調査の必要性等である。

３月24日、予算委員会から委嘱された平成16年度総務省所管のうち公害等調整委員会及び環境省所管の予算について審査を行い、平成16年度予算における廃棄物処理施設の整備方針、廃棄物の減量方策と環境省の役割、京都議定書における森林吸収量の算定方法、地球温暖化対策推進大綱見直しに関する環境省の認識、岐阜市における産業廃棄物の不法投棄事件、林野庁による南会津国有林違法伐採事件等について質疑を行った。

（２）委員会経過

○平成16年３月11日（木）（第１回）

○理事の補欠選任を行った。

○環境及び公害問題に関する調査を行うことを決定した。

○環境行政の基本施策に関する件について小池環境大臣から所信を聴いた。

○平成16年度環境省予算及び環境保全経費等の概要に関する件について加藤環境副大臣から説明を聴いた。

○公害等調整委員会の業務等に関する件について加藤公害等調整委員会委員長から説明を聴いた。

○平成16年３月18日（木）（第２回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○環境行政の基本施策に関する件及び公害等調整委員会の業務等に関する件について小池環境大臣、加藤環境副大臣、砂田環境大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕小泉顕雄君（自民）、海野徹君（民主）、渡辺孝男君（公明）、岩佐恵美君（共産）、田英夫君（社民）、高橋紀世子君（みどり）

○平成16年３月24日（水）（第３回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**平成十六年度一般会計予算（衆議院送付）**
平成十六年度特別会計予算（衆議院送付）
平成十六年度政府関係機関予算（衆議院送付）
（総務省所管（公害等調整委員会）及び環境省所管）について小池環境大臣、加藤環境副大臣、市川農林水産副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕清水嘉与子君（自民）、小林元君（民主）、山下栄一君（公明）、岩佐恵美君（共産）、高橋紀世子君（みどり）

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成16年４月６日（火）（第４回）

○理事の補欠選任を行った。

○**特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律案（閣法第125号）**について小池環境大臣から趣旨説明を聴き、
外来生物種規制法案（参第10号）について発議者参議院議員小川勝也君から趣旨説明を聴いた。

○平成16年４月８日（木）（第５回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律案（閣法第125号）**

外来生物種規制法案（参第10号）

以上両案について発議者参議院議員谷博之君、同小川勝也君、小池環境大臣、加藤環境副大臣、砂田環境大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕小泉顕雄君（自民）、ツルネンマルテイ君（民主）、渡辺孝男君（公明）、岩佐恵美君（共産）、田英夫君（社民）、高橋紀世子君（みどり）

○平成16年４月13日（火）（第６回）

○**特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律案（閣法第125号）**

外来生物種規制法案（参第10号）

以上両案について参考人放送大学教授岩槻邦男君、財団法人世界自然保護基金ジャパン自然保護室次長草刈秀紀君、社団法人日本動物保護管理協会会長藏内勇夫君及び独立行政法人森林総合研究所鳥獣生態研究室長山田文雄君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕小泉顕雄君（自民）、小林元君（民主）、岩佐恵美君（共産）、田英夫君（社民）、高橋紀世子君（みどり）、山下栄一君（公明）

○平成16年４月15日（木）（第７回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律案（閣法第125号）**

外来生物種規制法案（参第10号）

以上両案について発議者参議院議員小川勝也君、小池環境大臣、加藤環境副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、**特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律案（閣法第125号）**について討論の後、可決した。

〔質疑者〕谷博之君（民主）、渡辺孝男君（公明）、岩佐恵美君（共産）、高橋紀世子君（みどり）

（閣法第125号）賛成会派　自民、公明、共産、社民、みどり

反対会派　民主

○**廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第71号）（衆議院送付）**について小池環境大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成16年４月20日（火）（第８回）

○理事の補欠選任を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第71号）（衆議院送付）**について小池環境大臣、砂田環境大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕愛知治郎君（自民）、ツルネンマルテイ君（民主）、小林元君（民主）、渡辺孝男君（公明）、岩佐恵美君（共産）、田英夫君（社民）、高橋紀世子君（みどり）

（閣法71号）賛成会派　自民、民主、公明、共産、社民、みどり
反対会派　なし
なお、附帯決議を行った。

○平成16年４月22日（木）（第９回）

○**海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第119号）（衆議院送付）**について小池環境大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成16年５月11日（火）（第10回）

○理事の補欠選任を行った。
○政府参考人の出席を求めることを決定した。
○**海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第119号）（衆議院送付）**について小池環境大臣、加藤環境副大臣、砂田環境大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。
〔質疑者〕小泉顕雄君（自民）、小林元君（民主）、渡辺孝男君（公明）、岩佐恵美君（共産）、田英夫君（社民）
（閣法第119号）賛成会派　自民、民主、公明、共産、社民、みどり
反対会派　なし

○平成16年５月13日（木）（第11回）

○**大気汚染防止法の一部を改正する法律案（閣法第120号）（衆議院送付）**について小池環境大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成16年５月18日（火）（第12回）

○理事の補欠選任を行った。
○政府参考人の出席を求めることを決定した。
○参考人の出席を求めることを決定した。
○**大気汚染防止法の一部を改正する法律案（閣法第120号）（衆議院送付）**について小池環境大臣、加藤環境副大臣、砂田環境大臣政務官、菅経済産業大臣政務官、政府参考人及び参考人独立行政法人国民生活センター理事藤村勝君に対し質疑を行った後、可決した。
〔質疑者〕愛知治郎君（自民）、小林元君（民主）、渡辺孝男君（公明）、岩佐恵美君（共産）、田英夫君（社民）、高橋紀世子君（みどり）
（閣法第120号）賛成会派　自民、民主、公明、共産、社民、みどり
反対会派　なし

○平成16年５月20日（木）（第13回）

○**環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律案（閣法第121号）（衆議院送付）**について小池環境大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成16年５月25日（火）（第14回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律案（閣法第121号）（衆議院送付）**について小池環境大臣、加藤環境副大臣、砂田環境大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕小泉顕雄君（自民）、ツルネンマルテイ君（民主）、山下栄一君（公明）、岩佐恵美君（共産）、高橋紀世子君（みどり）

（閣法第121号）賛成会派　自民、民主、公明、共産、みどり

反対会派　なし

欠席会派　社民

○平成16年６月15日（火）（第15回）

○理事の補欠選任を行った。

○請願第77号外８件を審査した。

○環境及び公害問題に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

（３）議案の要旨・附帯決議

①成立した議案

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第71号）

【要旨】

本法律案は、硫酸ピッチの不適正な保管や廃棄物の処理施設における甚大な事故の発生など、最近における廃棄物の処理をめぐる状況にかんがみ、その適正な処理を確保するため、廃棄物が地下にある土地の形質の変更の届出、指定有害廃棄物の処理の禁止、特定の処理施設における事故時の措置等を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、産業廃棄物の不適正処理の事案に対処するため緊急の必要があると認めるときは、環境大臣は、都道府県知事に対し、必要な指示をすることができることとする。

二、人の健康又は生活環境に係る重大な被害を生ずるおそれがある指定有害廃棄物（政令で定める見込みの硫酸ピッチ）の不適正な処理を直罰をもって禁止することとするほか、廃棄物の不法投棄や不法焼却の目的で廃棄物の収集又は運搬をした者を処罰の対象とするなど、不法投棄の撲滅に向けた罰則の強化を行うこととする。

三、廃棄物の最終処分場の跡地などにおいて土地の形質の変更を行おうとする者に対し、その施行方法等を都道府県知事へ届け出ることを義務付けるなど、廃棄物が地下にある土地の形質の変更による生活環境の保全上のリスクを管理するための制度を創設することとする。

四、ごみ固形化燃料施設など、廃棄物の特定の処理施設において事故が発生し、廃棄物の飛散など生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、その施設の設置者に応急措置の実施及び都道府県知事への事故の状況等についての届出義務を課すなど、廃棄物の処理施設における事故時の措置に関する制度を創設することとする。

五、廃棄物処理施設の設置手続を円滑に進め、再活用を促進するため、過去に許可を受けて設置された廃棄物処理施設と、その設置の場所、施設の種類、処理能力などの事項が同一の廃棄物処理施設の設置許可の申請については、生活環境影響調査書の添付及び公衆の縦覧を要しないこととする。

六、この法律は、一部を除き、公布の日から起算して６月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一、循環型社会の構築を目指し、各種リサイクル法の施行状況を踏まえ必要な措置を講ずるとともに、経済的手法も含め、廃棄物の減量化への取組について検討を進めること。

二、市町村が適正に処理できない一般廃棄物の品目・量等について、実態を速やかに把握するとともに、それらのリサイクルを含め、適正な処理のあり方について検討を行い、必要な措置を講ずること。

三、廃棄物の不適正処理に対しては、行政処分による厳正な対処が行われるよう、引き続

き、都道府県等に求めるとともに、大規模な不法投棄等に対しては、国として早急かつ的確な対応を都道府県等に対し行うこと。また、岐阜市の事案のように実態がいまだ把握されていない大規模な不法投棄事案があることから、早急に全国調査を実施し、その結果を公表すること。

四、廃棄物処理の実態の把握や不法投棄等を防止するため、地方公共団体の担当職員や環境省地方環境対策調査官の増員、警察等との連携等、その体制の整備に十分努めること。

五、硫酸ピッチの不適正処理の問題に対しては、硫酸ピッチの発生そのものが違法行為であることから、引き続き、関係省庁一体となって対応を進めるとともに、不適正保管などに迅速に対処できるよう、都道府県等への財政的・技術的支援に努めること。

六、廃棄物処理施設において事故が発生した場合には、周辺住民等に対して速やかに情報を提供するよう徹底するとともに、環境影響・健康影響を最小限とするよう努めること。また、ＲＤＦについては、ごみ固形燃料の製造・利用に関するガイドライン等の徹底を図るとともに、必要な措置を講ずること。

七、廃棄物が地下にある土地について指定区域を指定するに当たっては、指定漏れがないよう土地の履歴調査を十分行うよう徹底すること。また、土地の形質の変更により生活環境保全上支障が生じた場合には、被害が拡大しないよう迅速な対応を行うとともに、情報の透明性を確保するよう徹底すること。

八、廃棄物処理施設の設置の許可に関する規制の合理化については、不適正処理が生じないよう厳格に運用し、適正処理の確保に万全を期すこと。

九、必要な廃棄物処理施設の確保のため、国民の理解を得ながら安心できる施設整備を図るとともに、必要な財政的措置を講ずるよう努めること。特に首都圏、近畿圏の廃棄物については、域内で可能な限り処理が行われるよう、必要な処理施設の整備を推進すること。

十、産業廃棄物の適正処理をより一層確保するため、電子マニフェストの義務化も視野に入れつつ、その普及拡大のための方策を引き続き検討すること。また、排出事業者が信頼できる処理業者を選択することができるよう、優良な処理業者の育成を図るとともに、処理業者に関する情報提供のシステムを充実すること。さらに、廃棄物の最終処分場については、残余容量等の実態を迅速かつ正確に把握し、公表すること。

十一、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）の評価・検討に当たっては、循環型社会形成推進基本法の考え方も踏まえ、廃棄物の排出抑制など様々な論点について十分な検討を行うこと。

右決議する。

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第119号）

【要旨】

本法律案は、海洋における廃棄物の処理に関する規制の一層の充実が求められている国際的動向等にかんがみ、船舶からの海洋への排出が認められる廃棄物の海洋投入処分を許可に係らしめる等の措置を講ずるとともに、廃棄物の海域における焼却の規制を強化する

等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、船舶又は海洋施設から廃棄物の海洋投入処分をしようとする者は、環境大臣の許可を受けなければならないこととする。

二、船舶又は海洋施設から廃棄物を排出しようとする者は、当該廃棄物の船舶又は海洋施設への積込み前に、海上保安庁長官の確認を受けなければならないこととする。

三、何人も、船舶又は海洋施設において、船舶又は海洋施設において発生する油等以外の油等の焼却をしてはならないこととする。

四、環境大臣の許可を受けてする海洋施設の廃棄等を除き、船舶等を海洋に捨ててはならないこととする。

五、環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、廃棄物の海洋投入処分及び海洋施設の廃棄に関し、報告を求め、立入検査を行うことができることとする。

六、この法律は、一部を除き、公布の日から起算して３年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

大気汚染防止法の一部を改正する法律案（閣法第120号）

【要旨】

本法律案は、浮遊粒子状物質及び光化学オキシダントによる大気汚染の現況にかんがみ、これらの物質の生成の原因となる物質である揮発性有機化合物の排出等を抑制するため、揮発性有機化合物排出施設の届出を義務付けるとともに、当該施設に係る排出基準について定めることその他の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制に関する施策その他の措置は、この法律による排出規制と事業者が自主的に行う排出抑制のための取組とを適切に組み合わせて、効果的な揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制を図ることを旨として実施されなければならないこととする。

二、揮発性有機化合物の排出量が多いためにその規制を行うことが特に必要である施設を、揮発性有機化合物排出施設として指定し、その種類及び規模ごとに揮発性有機化合物の排出濃度基準を定め、当該施設から揮発性有機化合物を大気中に排出する者に対して排出濃度基準の遵守を義務付けるとともに、遵守義務違反に係る改善命令等の制度を併せて設けることとする。

三、揮発性有機化合物排出施設の設置等について都道府県知事に届け出なければならないこととするとともに、当該施設が排出基準に適合しないと認めるときは、施設の構造、使用等の変更等を命ずることができること等とする。

四、事業者等に対する揮発性有機化合物の排出の抑制等に係る責務の規定、改善命令等に違反した場合の罰則その他の規定の整備等を行うこととする。

五、この法律は、一部を除き、公布の日から起算して２年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律案（閣法第121号）

【要旨】

本法律案は、環境と経済が好循環する持続可能な社会を構築していくためには、環境報告書の作成等による事業者の自主的積極的な環境配慮の取組が極めて重要となっていることにかんがみ、環境報告書の普及及び信頼性の確保のための措置を講じるとともに、特定事業者に対してその作成を義務づけること等により、環境に配慮した事業活動の促進を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、事業活動に係る環境情報の提供及び利用に関し、国等の責務を明らかにするとともに、特定事業者に対して環境報告書の作成及び公表を義務づけること等により、事業活動における環境配慮が適切になされることを確保することを目的とする。

二、国及び地方公共団体が、自らの環境配慮の取組状況を毎年公表すべき旨を規定することとする。

三、環境報告書の記載事項等に関しては、幅広く民間の協議会等の意見を聴いて定めるべき旨を規定することとする。

四、特定事業者は環境報告書の作成及び公表を行い、また、記載事項等に従った作成がなされているか否かの自己評価の実施、第三者審査を受けること等により、その信頼性を高めるように努めることとする。

五、大企業者は、環境報告書の公表その他の環境配慮等の状況の公表を行うように努めるとともに、その情報の信頼性を高めるように努めることとする。

六、国は、中小企業者に対して、環境配慮の状況の公表の方法に関する情報の提供等を行うこととする。

七、環境報告書の利用の促進を図るため、国は、環境報告書の収集、整理及び公表を行う団体について、その情報を広く提供するなど所要の措置を講ずることとする。

八、この法律は、平成17年４月１日から施行する。

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律案（閣法第125号）（先議）

【要旨】

本法律案は、海外から我が国に導入される外来生物であって、我が国の在来生物と性質が異なることにより、我が国の生態系、人の生命若しくは身体又は農林水産業に係る深刻な被害や、そのおそれを生じさせているものを特定外来生物として指定し、特定外来生物の飼養、栽培、輸入その他の取扱いを原則禁止するほか、国等による特定外来生物の防除等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、主務大臣は、中央環境審議会の意見を聴いて特定外来生物による生態系等に係る被害を防止するための基本方針の案を作成し、これについて閣議の決定を求めることとする。

二、特定外来生物の飼養、栽培、保管又は運搬、輸入その他の取扱いは、学術研究等の目的で特定外来生物の飼養等をすることについて主務大臣の許可を受けた場合を除き、禁

止することとする。

三、特定外来生物による生態系等に係る被害の発生を防止するため必要があるときは、主務大臣及び国の関係行政機関の長は、その内容等を公示して防除を行うこととする。また、地方公共団体又は国及び地方公共団体以外の者は、その行う防除について主務大臣の確認又は認定を受けることができることとする。さらに、これらの防除については、本法等の規制の特例を認めることとする。

四、生態系等に係る被害を及ぼすおそれがある疑いのある未判定外来生物の輸入をしようとする者は、あらかじめ主務大臣に届け出て、当該被害を及ぼすおそれがあるものでない旨の通知を受けた後でなければ、その未判定外来生物を輸入してはならないこととする。

五、この法律は、一部を除き、公布の日から起算して１年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

②審査未了となった議案

外来生物種規制法案（参第10号）

【要旨】

本法律案は、国内生物種台帳を整備し、侵略的外来種については「特別特定外来生物種」と「特定外来生物種」に分けて環境省令で指定し、輸入や飼養等の規制を行い、また、未知の外来種については輸入に当たりリスク評価を行う等の措置を講じようとするものである。

国家基本政策委員会

委員一覧（20名）

委員長	角田	義一（民主）	桜井	新（自民）	山本	孝史（民主）
理　事	河本	英典（自民）	陣内	孝雄（自民）	藁科	満治（民主）
理　事	野間	赳（自民）	真鍋	賢二（自民）	日笠	勝之（公明）
理　事	小林	元（民主）	松田	岩夫（自民）	富樫	練三（共産）
理　事	山口	那津男（公明）	山下	善彦（自民）	吉川	春子（共産）
	岩城	光英（自民）	今泉	昭（民主）	渕上	貞雄（社民）
	太田	豊秋（自民）	西岡	武夫（民主）		（16.1.22 現在）

（1）審議概観

第159回国会において、本委員会は、国家の基本政策に関する調査について、衆議院国家基本政策委員会と合同審査会を２回開き討議を行った。

〔国政調査等〕

国家基本政策委員会合同審査会は、２回開かれ、菅直人君、志位和夫君が発言者となって、小泉内閣総理大臣との間で討議が行われた。

２月18日の合同審査会（第１回）では、伊藤公介衆議院国家基本政策委員長が会長を務め、我が国の食糧自給率低下問題、農業・林業再生プランのマニフェスト化、技術革新分野での技術者の権利保護、イラクへの自衛隊派遣の是非、米国によるイラク先制攻撃支持の是非、大義なきイラク戦争に対する責任の明確化、道路公団民営化推進委員会の意見を尊重しない道路公団改革法案のマニフェスト違反、総選挙の際の連立与党内の選挙協力の妥当性、生活保護支給額以下の国民年金支給額引き下げの憲法25条生存権違反等について討議が行われた。

４月14日の合同審査会（第２回）では、角田義一参議院国家基本政策委員長が会長を務め、米国によるイラク戦争に追従した総理の判断の是非、ファルージャにおける米軍報復攻撃の自制要求及び不支持表明、イラク特措法に規定されている非戦闘地域の前提が崩れた場合の自衛隊撤退の有無、イラク人質事件解決のための政府の対応及び人質家族と総理との面会の実現、年金一元化実現に向けての総理の意志、14年連続保険料引上げとなる年金法案の撤回の是非等について討議が行われた。

（2）委員会経過

○平成16年１月22日（木）（第１回）

○理事の補欠選任を行った。

○国家の基本政策に関する調査を行うことを決定した。

○国家の基本政策に関する調査について合同審査会を開会することを決定した。

○平成16年２月18日（水）（合同審査会第１回）

○国家の基本政策に関する件について菅直人君及び志位和夫君が小泉内閣総理大臣と討議を行った。

○平成16年４月14日（水）（合同審査会第２回）

○国家の基本政策に関する件について菅直人君及び志位和夫君が小泉内閣総理大臣と討議を行った。

予算委員会

委員一覧（45名）

委員長	片山	虎之助（自民）	山東	昭子（自民）	榛葉	賀津也（民主）
理　事	尾辻	秀久（自民）	清水	嘉与子（自民）	辻	泰弘（民主）
理　事	小林	温（自民）	田中	直紀（自民）	内藤	正光（民主）
理　事	伊達	忠一（自民）	武見	敬三（自民）	中島	章夫（民主）
理　事	林	芳正（自民）	段本	幸男（自民）	樋口	俊一（民主）
理　事	朝日	俊弘（民主）	中川	義雄（自民）	平野	達男（民主）
理　事	高橋	千秋（民主）	藤野	公孝（自民）	和田	ひろ子（民主）
理　事	山根	隆治（民主）	保坂	三蔵（自民）	高野	博師（公明）
理　事	渡辺	孝男（公明）	舛添	要一（自民）	森本	晃司（公明）
理　事	大門	実紀史（共産）	松山	政司（自民）	山本	香苗（公明）
	愛知	治郎（自民）	森田	次夫（自民）	井上	哲士（共産）
	有馬	朗人（自民）	山崎	力（自民）	紙	智子（共産）
	大島	慶久（自民）	小川	勝也（民主）	林	紀子（共産）
	扇	千景（自民）	小川	敏夫（民主）	福島	瑞穂（社民）
	小泉	顕雄（自民）	大塚	耕平（民主）	島袋	宗康（無会）

（16.1.23 現在）

（1）審議概観

第159回国会において本委員会に付託された案件は、平成十五年度補正予算３案及び平成十六年度総予算３案であり、いずれも可決した。

なお、本委員会に付託された請願はなかった。

〔予算の審査〕

平成十五年度補正予算　平成十五年度補正予算３案は、１月19日国会に提出され、２月９日に成立した。

予算委員会では、１月23日、谷垣財務大臣から趣旨説明を聴取した後、衆議院からの送付を待って、２月３日、４日及び５日の３日間にわたり、小泉内閣総理大臣及び関係各大臣に対し質疑を行い、９日、討論の後、多数をもって可決した。

主な質疑は以下のとおりである。まず、イラク問題に関して、「イラクへの人道復興支援のために自衛隊を派遣する意義は何か。イラク戦争支持の根拠となった大量破壊兵器の情報について、国民への説明責任を果たすべきではないか」等の質疑があり、これに対し、小泉内閣総理大臣及び関係各大臣より、「世界の平和と安定の中に、日本の発展と繁栄がある。国際社会の一員として、日本はイラクに対し何ができるかを考え、その役割を果たしていくことが重要と考えている。イラクの現状を踏まえれば、人的貢献については、一般の国民やＮＧＯ等では難しく、日々、訓練を積み重ね、危険を避ける能力を持った自衛

隊を派遣することが、イラクの復興を成功させるために必要と判断した。また、大量破壊兵器については、イラクが大量破壊兵器がないことを立証せず、国連決議を忠実に履行してこなかったので、開戦を支持した。大量破壊兵器について、米英が調査委員会を設け、捜査を継続しており、その動向を注視していきたい」旨の答弁があった。次に、経済問題について、「政府は景気の現状をどう見ているのか。また、地域の再生を地域経済の活性化にどう結びつけていくつもりか」等の質疑があり、これに対し、小泉内閣総理大臣及び関係大臣より、「失業率が30か月ぶりに５％を切るなど、雇用面にも持ち直しの動きが見られ、財政に安易に頼ることなく、構造改革を進めることによって、経済全体がよい方向に向かってきている。景気ウォッチャー調査では全ての地域で改善傾向が見られ、中小企業関連でもようやく良い方向が出始めている。現在の景気回復は設備投資に支えられているが、企業収益の増加が雇用者所得につながり始めており、今後、家計に波及し消費を押し上げていくかどうかが、景気動向を見る上で、大変重要なポイントと考えている。また、地域再生は日本全国の発展につなげていかなければならない大事な問題であり、構造改革特区などを活用し、地域の様々な知恵をくみ上げ、支援していくことが重要と考えている」旨の答弁があった。このほか、年金制度の改正、農業問題、高速道路建設の基本方針、鳥インフルエンザへの対応策、三位一体改革、為替介入による米国債購入の是非、米軍基地問題などの質疑が行われた。

平成十六年度総予算　平成十六年度総予算３案は、１月19日国会に提出され、３月26日に成立した。

予算委員会では１月23日、谷垣財務大臣から趣旨説明を聴取した後、衆議院からの送付を待って、３月９日より審査に入り、16日には経済・金融、年金・社会保障に関する集中審議、23日には外交・防衛等に関する集中審議を、また、３月18日には公聴会を、さらに24日及び25日には委嘱審査を、３月26日には締めくくり質疑を行い、討論の後、多数をもって可決した。なお、予備審査中の２月18日から20日にかけて鹿児島県、熊本県及び大阪府、兵庫県にそれぞれ委員を派遣して現地調査を行った。

主な質疑は以下のとおりである。まず、経済・財政問題について「景気が回復していると言われているが実感はなく、大企業や大都市の一部に限られているのではないか。円高阻止のため巨額の為替介入が行われているが、外国為替資金特別会計への影響をどう見ているか。総理が消費税の議論を封印したことは我が国財政にとって好ましくないのではないか。特別会計における積立金の実態等の情報開示を徹底していくべきではないか」等の質疑があり、これに対し、小泉内閣総理大臣及び関係各大臣より、「最近の経済指標を見ると、明るい兆しが出てきており、『改革なくして成長なし』の改革路線の成果であると考えている。今後は大企業の業績改善が中小企業に、大都市中心の活況が地方にも及んで

いくよう改革を進めていく必要がある。平成15年度末時点において外国為替資金特別会計が保有している資産に約７兆8,000億円の評価損が生ずる見込みであるが、運用益の累計額が約28兆円と評価損を大きく上回っており、現段階では問題が生じているとは考えていない。任期までのあと２年半は消費税を上げる必要もないし、上げる環境にもないと判断しているが、消費税の議論を封印しているのでなく、大いに議論をしてほしいと言っている。特別会計の情報開示については、説明責任を強化する観点から所管する各省庁とも協議しながら検討を進めており、積極的に対応するとともに、併せて国民にわかりやすい予算書等を示していきたい」旨の答弁があった。次に、年金制度改革問題について、「年金制度改革法案は先送りせず今国会での成立を図るべきではないか。基礎年金の水準を実質ベースで15％もダウンさせるのは問題ではないか。年金積立金の運用についてはリスクの高い株式運用をやめるべきではないか。国民年金の未納対策として、確定申告時に社会保険料の支払い証明書を求めるべきではないか」等の質疑があり、これに対し、小泉内閣総理大臣及び関係大臣より、「提出した法案については成立させなければならない。年金法案についても各党の協力を得て、成立のため全力を尽くしていきたい。今後の年金制度を維持していくためには、負担をある程度抑えていく必要があるが、給付については削減しすぎないよう配慮している。年金積立金の株式への運用について賛否両論があるのは事実であり、専門家の意見も参考にしながら、今後は独立行政法人をつくりその中で決定していきたい。確定申告時に社会保険料の支払い証明書を求めるべきとの提案については、真剣に検討するよう指示したい」旨の答弁があった。次に、国と地方の税財政改革、いわゆる三位一体の改革に関連して、「１兆円の補助金削減に対して税源移譲が不十分なのは問題ではないか。地方交付税等の大幅な削減により地方の予算編成に支障を生じているが、政府としてどう対応するのか」等の質疑があり、これに対し、小泉内閣総理大臣及び関係各大臣より、「税源移譲の問題については、国と地方の歳出全体をスリム化していくという大きな要請もあり、地方での量的縮減が必要となる。事業そのものを廃止する場合には税源の移譲を行う必要がないと考えているが、まちづくり交付金等削減分の中から自主性のあるものに充当している点もある。税源の多い団体と少ない団体に差がつくことは事実であるが、地方交付税で調整していくほか、地域再生債等で弾力的な対応をしていきたい」旨の答弁があった。このほか、イラクへの自衛隊派遣問題、北朝鮮問題、鳥インフルエンザ問題への対応策、地域再生への取組、治安対策、沖縄米軍基地問題、ＦＴＡへの対応策、環境問題、医師・看護師問題、中期財政展望の妥当性、食料自給率、道路公団の民営化、司法制度改革、教育問題、デフレ脱却への対応策、不良債権問題、中小企業対策などの質疑が行われた。

（2）委員会経過

○平成16年１月23日（金）（第１回）

○理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。

○予算の執行状況に関する調査を行うことを決定した。

○**平成十六年度一般会計予算（予）**
平成十六年度特別会計予算（予）
平成十六年度政府関係機関予算（予）
平成十五年度一般会計補正予算（第１号）（予）
平成十五年度特別会計補正予算（特第１号）（予）
平成十五年度政府関係機関補正予算（機第１号）（予）
以上６案について谷垣財務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成十六年度総予算審査のため委員派遣を行うことを決定した。

○平成16年２月３日（火）（第２回）― 総括質疑 ―

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**平成十五年度一般会計補正予算（第１号）（衆議院送付）**
平成十五年度特別会計補正予算（特第１号）（衆議院送付）
平成十五年度政府関係機関補正予算（機第１号）（衆議院送付）
以上３案について小泉内閣総理大臣、石破防衛庁長官、川口外務大臣、坂口厚生労働大臣、麻生総務大臣、亀井農林水産大臣、竹中内閣府特命担当大臣、石原国土交通大臣、金子内閣府特命担当大臣、谷垣財務大臣及び小野内閣府特命担当大臣に対し質疑を行った。

〔質疑者〕若林正俊君（自民）、※岸宏一君（自民）　※関連質疑

○平成16年２月４日（水）（第３回）― 総括質疑・一般質疑 ―

○**平成十五年度一般会計補正予算（第１号）（衆議院送付）**
平成十五年度特別会計補正予算（特第１号）（衆議院送付）
平成十五年度政府関係機関補正予算（機第１号）（衆議院送付）
以上３案について小泉内閣総理大臣、坂口厚生労働大臣、川口外務大臣、石破防衛庁長官、石原国土交通大臣、福田内閣官房長官、小野国家公安委員会委員長、中川経済産業大臣、亀井農林水産大臣、谷垣財務大臣、河村文部科学大臣、茂木内閣府特命担当大臣、野沢法務大臣、竹中内閣府特命担当大臣、麻生総務大臣、石井財務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

・総括質疑

〔質疑者〕小川敏夫君（民主）、※信田邦雄君（民主）、風間昶君（公明）、八田ひろ子君（共産）、福島瑞穂君（社民）、島袋宗康君（無会）　※関連質疑

・一般質疑

〔質疑者〕中島章夫君（民主）、大門実紀史君（共産）、福島瑞穂君（社民）、島袋宗康君（無会）

○平成16年２月５日（木）（第４回）― 締めくくり質疑 ―

○平成十五年度一般会計補正予算（第１号）（衆議院送付）
平成十五年度特別会計補正予算（特第１号）（衆議院送付）
平成十五年度政府関係機関補正予算（機第１号）（衆議院送付）

以上３案について小泉内閣総理大臣、福田内閣官房長官、坂口厚生労働大臣、茂木内閣府特命担当大臣、竹中内閣府特命担当大臣、川口外務大臣、麻生総務大臣、谷垣財務大臣、石破防衛庁長官、石井財務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局した。

〔質疑者〕辻泰弘君（民主）、小泉親司君（共産）、福島瑞穂君（社民）、島袋宗康君（無会）

○平成16年２月９日（月）（第５回）

○平成十五年度一般会計補正予算（第１号）（衆議院送付）
平成十五年度特別会計補正予算（特第１号）（衆議院送付）
平成十五年度政府関係機関補正予算（機第１号）（衆議院送付）

以上３案について討論の後、いずれも可決した。

（平成十五年度補正予算）賛成会派　自民、公明
反対会派　民主、共産、社民、無会

○平成16年３月９日（火）（第６回）― 基本的質疑 ―

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○平成十六年度一般会計予算（衆議院送付）
平成十六年度特別会計予算（衆議院送付）
平成十六年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上３案について小泉内閣総理大臣、坂口厚生労働大臣、河村文部科学大臣、小野国家公安委員会委員長、石破防衛庁長官、川口外務大臣、中川経済産業大臣、竹中内閣府特命担当大臣、谷垣財務大臣、亀井農林水産大臣、石原国土交通大臣、麻生総務大臣、金子国務大臣、野沢法務大臣、小池環境大臣、石井財務副大臣、谷畑厚生労働副大臣、市川農林水産副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕山本孝史君（民主）、※郡司彰君（民主）、※福山哲郎君（民主）、矢野哲朗君（自民）、※木村仁君（自民）、※伊達忠一君（自民）、木庭健太郎君（公明）、※荒木清寛君（公明）、小池晃君（共産）、福島瑞穂君（社民）、島袋宗康君（無会）　※関連質疑

○平成16年３月10日（水）（第７回）― 基本的質疑 ―

○参考人の出席を求めることを決定した。

○派遣委員から報告を聴いた。

○平成十六年度一般会計予算（衆議院送付）
平成十六年度特別会計予算（衆議院送付）
平成十六年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上３案について小泉内閣総理大臣、谷垣財務大臣、川口外務大臣、小野国家公安委員会委員長、野沢法務大臣、竹中内閣府特命担当大臣、坂口厚生労働大臣、亀井農林水産大臣、河村文部科学大臣、石原国土交通大臣、麻生総務大臣、福田内閣官房長官、金子内閣府特命担当大臣、小池環境大臣、井上国務大臣、石破防衛庁長官、阿部外務副大臣、秋山内閣法制局長官、政府参考人及び参考人日本銀行総裁福井俊彦君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕尾辻秀久君（自民）、※舛添要一君（自民）、平野達男君（民主）、※高嶋良充君（民主）、渡辺孝男君（公明）、※遠山清彦君（公明）、小泉親司君（共産）、福島瑞穂君（社民）、島袋宗康君（無会）　※関連質疑

○平成16年３月11日（木）（第８回）― 一般質疑 ―

○平成十六年度一般会計予算（衆議院送付）
平成十六年度特別会計予算（衆議院送付）
平成十六年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上３案について河村文部科学大臣、福田内閣官房長官、小池環境大臣、麻生総務大臣、坂口厚生労働大臣、谷垣財務大臣、亀井農林水産大臣、竹中内閣府特命担当大臣、川口外務大臣、石破防衛庁長官、石原国土交通大臣、野沢法務大臣、井上国務大臣、原田文部科学副大臣、加藤環境副大臣、谷畑厚生労働副大臣、市川農林水産副大臣、石井財務副大臣、政府参考人及び参考人日本銀行総裁福井俊彦君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕段本幸男君（自民）、※愛知治郎君（自民）、大塚耕平君（民主）、※大江康弘君（民主）、高野博師君（公明）、宮本岳志君（共産）、又市征治君（社民）、島袋宗康君（無会）　※関連質疑

○平成16年３月12日（金）（第９回）― 一般質疑 ―

○平成十六年度総予算審査のため公聴会開会承認要求書を提出することを決定した。

○平成十六年度一般会計予算（衆議院送付）
平成十六年度特別会計予算（衆議院送付）
平成十六年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上３案について福田内閣官房長官、坂口厚生労働大臣、谷垣財務大臣、亀井農林水産大臣、河村文部科学大臣、小野国務大臣、石原国土交通大臣、麻生総務大臣、井上内閣府特命担当大臣、竹中内閣府特命担当大臣、川口外務大臣、石破防衛庁長官、加藤環境副大臣、浜田防衛庁副長官、坂本経済産業副大臣、谷畑厚生労働副大臣、石井財務副大臣、森厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕辻泰弘君（民主）、※森ゆうこ君（民主）、八田ひろ子君（共産）、※井上美代君（共産）、福島瑞穂君（社民）、島袋宗康君（無会）　※関連質疑

○平成16年３月15日（月）（第10回）― 一般質疑 ―

○平成十六年度一般会計予算（衆議院送付）

平成十六年度特別会計予算（衆議院送付）
平成十六年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上３案について坂口厚生労働大臣、川口外務大臣、石破防衛庁長官、谷垣財務大臣、石原国土交通大臣、亀井農林水産大臣、麻生総務大臣、中川経済産業大臣、野沢法務大臣、小池環境大臣、稲葉文部科学副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕清水嘉与子君（自民）、※森田次夫君（自民）、小川敏夫君（民主）、山本香苗君（公明）、紙智子君（共産）、※西山登紀子君（共産）、福島瑞穂君（社民）、島袋宗康君（無会）　※関連質疑

○平成16年３月16日（火）（第11回）― 集中審議（経済・金融、年金・社会保障）―

○平成十六年度一般会計予算（衆議院送付）
平成十六年度特別会計予算（衆議院送付）
平成十六年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上３案について小泉内閣総理大臣、竹中内閣府特命担当大臣、石原国土交通大臣、谷垣財務大臣、坂口厚生労働大臣、河村文部科学大臣、中川経済産業大臣、市川農林水産副大臣、森厚生労働副大臣、山口総務副大臣、政府参考人及び参考人日本銀行総裁福井俊彦君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕松谷蒼一郎君（自民）※仲道俊哉君（自民）、※山内俊夫君（自民）、内藤正光君（民主）、※峰崎直樹君（民主）、渡辺孝男君（公明）、大門実紀史君（共産）、福島瑞穂君（社民）、島袋宗康君（無会）
※関連質疑

○平成16年３月17日（水）（第12回）― 一般質疑 ―

○平成十六年度一般会計予算（衆議院送付）
平成十六年度特別会計予算（衆議院送付）
平成十六年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上３案について竹中内閣府特命担当大臣、谷垣財務大臣、坂口厚生労働大臣、中川経済産業大臣、金子国務大臣、小池環境大臣、川口外務大臣、麻生総務大臣、亀井農林水産大臣、小野内閣府特命担当大臣、伊藤内閣府副大臣、阿部外務副大臣、加藤環境副大臣、政府参考人及び参考人日本銀行総裁福井俊彦君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕福島啓史郎君（自民）、※舛添要一君（自民）、平野達男君（民主）、※樋口俊一君（民主）、森本晃司君（公明）、林紀子君（共産）、※小林美恵子君（共産）、福島瑞穂君（社民）、島袋宗康君（無会）　※関連質疑

○平成16年３月18日（木）（公聴会 第１回）

○平成十六年度一般会計予算（衆議院送付）
平成十六年度特別会計予算（衆議院送付）
平成十六年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上３案について次の公述人から意見を聴き質疑を行った。

東京大学大学院経済学研究科教授　井堀　利宏君
エコノミスト　紺谷　典子君
拓殖大学国際開発学部教授　森本　敏君
日本労働組合総連合会副事務局長　久保田　泰雄君
東洋大学経済学部助教授　駒村　康平君
神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部教授　山崎　泰彦君

・質疑（財政・税制、景気・経済）
〔質疑者〕小林温君（自民）、朝日俊弘君（民主）、山本香苗君（公明）、大門実紀史君（共産）、島袋宗康君（無会）

・質疑（外交・防衛、雇用）
〔質疑者〕林芳正君（自民）、山根隆治君（民主）、高野博師君（公明）、大門実紀史君（共産）、大田昌秀君（社民）、島袋宗康君（無会）

・質疑（社会保障）
〔質疑者〕愛知治郎君（自民）、高橋千秋君（民主）、渡辺孝男君（公明）、大沢辰美君（共産）

○平成16年３月19日（金）（第13回）― 一般質疑 ―

○平成十六年度一般会計予算（衆議院送付）
平成十六年度特別会計予算（衆議院送付）
平成十六年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上３案について谷垣財務大臣、川口外務大臣、小野国家公安委員会委員長、福田内閣官房長官、石破防衛庁長官、坂口厚生労働大臣、井上内閣府特命担当大臣、茂木内閣府特命担当大臣、野沢法務大臣、麻生総務大臣、石原国土交通大臣、小池環境大臣、石井財務副大臣、谷畑厚生労働副大臣、坂本経済産業副大臣、田村文部科学大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕林芳正君（自民）、山根隆治君（民主）、※榛葉賀津也君（民主）、草川昭三君（公明）、岩佐恵美君（共産）、※吉川春子君（共産）、福島瑞穂君（社民）、島袋宗康君（無会）　※関連質疑

○平成16年３月22日（月）（第14回）― 一般質疑 ―

○平成十六年度一般会計予算（衆議院送付）
平成十六年度特別会計予算（衆議院送付）
平成十六年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上３案について内閣委員会、総務委員会、法務委員会、外交防衛委員会、財政金融委員会、文教科学委員会、厚生労働委員会、農林水産委員会、経済産業委員会、国土交通委員会及び環境委員会については３月24日の１日間、沖縄及び北方問題に関する特別委員会については３月25日午前の半日間、当該委員会の所管に係る部分の審査を委嘱することを決定した。

○以上３案について谷垣財務大臣、石原国土交通大臣、麻生総務大臣、竹中内閣府特命担当大臣、坂口厚生労働大臣、河村文部科学大臣、川口外務大臣、金子国務大臣、亀井農林水産大臣、小池環境大臣、福田内閣官房長官、川村参議院事務総長、石井財務副大臣、伊藤内閣府副大臣、森下会計検査院長、竹島公正取引委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕脇雅史君（自民）、高橋千秋君（民主）、※小川勝也君（民主）、魚住裕一郎君（公明）、西山登紀子君（共産）、※大沢辰美君（共産）、福島瑞穂君（社民）　※関連質疑

○平成16年３月23日（火）（第15回）― 集中審議（外交・防衛等）―

○**平成十六年度一般会計予算（衆議院送付）**
平成十六年度特別会計予算（衆議院送付）
平成十六年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上３案について小泉内閣総理大臣、川口外務大臣、福田内閣官房長官、谷垣財務大臣、石破防衛庁長官、坂口厚生労働大臣、麻生総務大臣、阿部外務副大臣、市川農林水産副大臣、森厚生労働副大臣、林国土交通副大臣、山口総務副大臣、加藤環境副大臣、竹本厚生労働大臣政務官、竹島公正取引委員会委員長、中島人事院総裁及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕松田岩夫君（自民）、※日出英輔君（自民）、※脇雅史君（自民）、木俣佳丈君（民主）、※浅尾慶一郎君（民主）、弘友和夫君（公明）、小泉親司君（共産）、田英夫君（社民）、島袋宗康君（無会）　※関連質疑

○平成16年３月26日（金）（第16回）― 締めくくり質疑 ―

○各委員長からの委嘱審査報告書は、これを会議録に掲載することに決定した。

○**平成十六年度一般会計予算（衆議院送付）**
平成十六年度特別会計予算（衆議院送付）
平成十六年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上３案について小泉内閣総理大臣、小野国家公安委員会委員長、亀井農林水産大臣、谷垣財務大臣、麻生総務大臣、坂口厚生労働大臣、金子国務大臣、河村文部科学大臣、石原国土交通大臣、川口外務大臣、中島人事院総裁及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

〔質疑者〕朝日俊弘君（民主）、山下栄一君（公明）、井上哲士君（共産）、福島瑞穂君（社民）、島袋宗康君（無会）

（平成十六年度予算）賛成会派　自民、公明
反対会派　民主、共産、社民、無会

○平成16年６月16日（水）（第17回）

○理事の補欠選任を行った。

○予算の執行状況に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

（３）予算の概要

平成十五年度一般会計補正予算（第１号）、平成十五年度特別会計補正予算（特第１号）、平成十五年度政府関係機関補正予算（機第１号）

平成15年12月20日、平成十五年度補正予算が閣議決定された。我が国経済を取り巻く状況は、依然として一部に厳しさが残っており、完全失業率は５％台にとどまり、勤労者世帯の収入も２年近く対前年を下回る状況が続くなど、雇用や家計収入を取り巻く環境は厳しい。しかし、14年１月には景気の谷を迎え、以後、堅調な輸出を背景に昨秋まで６・四半期連続のプラス成長を続けている。景気の先行指標である機械受注は前年を大きく上回っているほか、企業収益も改善を続け、16年３月期決算では過去最高の増益が見込まれている。また、税収も当初見込んだ41兆7,860億円をほぼ達成できる見通しとなっている。こうした状況の下、政府は追加的な財政支出を伴う景気対策は当面必要ないとの基本方針に立ち、義務的経費の追加などの小規模な補正予算の編成を決めた。

歳出における最大の支出項目は、生活保護や医療費などの義務的な経費の追加7,179億円であり、２番目が豪雨や台風等の災害復旧に伴う災害対策費の2,156億円である。

本補正予算の特徴の一つは、イラク復興支援費が計上されていることである。イラク復興支援のために、我が国は2004年から2007年までの４年間で総額50億ドル（約5,400億円）の資金協力を行うことを約束しており、補正予算では10.8億ドルに相当する1,188億円を計上して、2004年分15億ドル（約1,600億円）の一部に充てようとしている。また、国債費の金利低下による不用分7,180億円や人事院のマイナス勧告（平均▲2.6％）に伴う国家公務員給与の国庫負担減2,431億円など、既定経費の節減によって１兆1,716億円の歳出削減を図ろうとしている。さらに、当初予算で計上された予備費3,500億円を2,500億円に減額することによって歳出を1,000億円ほど縮減することを見込んでいる。その結果、１兆4,221億円の追加的な財政支出を行う一方、既定経費の削減と予備費の減額によって１兆2,716億円の歳出縮減を図り、差し引きで1,505億円規模の補正予算を追加するにとどまった。一方、歳入については、税外収入が2,369億円減額修正されるものの、14年度の一般会計剰余金の全額3,874億円を受け入れることによって、補正予算の財源を賄っている。

本補正予算では、外為市場での介入に使う資金の調達枠を79兆円から100兆円に拡大する特別会計予算総則の修正も盛り込まれている。イラク戦争やテロ続発などを背景にドル売り圧力が高まったことを受け円高・ドル安を抑える円売り・ドル買い介入が繰り返され、15年初めから12月26日までの介入額の累計は20兆573億円と、既に過去最高である平成11年の７兆6,411億円の３倍近い水準に膨らんでいる。当初予算編成時に設定された79兆円の調達枠に対して、12月下旬には借入残高が75兆円程度に達していると見込まれ、年度内の介入資金の余裕は４～５兆円程度しか残されていない状況にある。このため、補正予算ではこの枠を100兆円に拡大し、更に十六年度予算では140兆円まで増枠して、介入に弾力性を持たせようとしている。

国債の追加発行による景気対策を実施しないことも本補正予算の特徴である。平成元年

度補正予算では、建設国債6,500億円を発行する一方、特例国債6,500億円を減額修正しており、結果として国債の追加発行は行われなかった。十五年度補正でも元年度補正と同じく建設国債2,730億円を増発する一方、特例国債2,730億円を減額したため、追加的な国債発行は予定されていない。補正予算の編成に当たり、追加の国債発行を行わないのは14年ぶりのことである。

平成十五年度補正予算のフレーム

(単位:億円)

歳　出		歳　入	
1. 追加的財政需要		1. 税収	—
(1) 義務的経費の追加	7,179		
(2) 災害対策費	2,156		
(3) イラク復興支援経済協力費	1,188		
(4) 中小事業団信用保険部門出資金	592	2. 税外収入	▲ 2,369
(5) 中小公庫補給金	253		
(6) 自賠責特会へ繰入	569		
(7) 食管特会へ繰入	541		
(8) 国際分担金・拠出金	402	3. 公債金	—
(9) 行刑施設緊急整備費	350		
(10) 改正SOLAS条約対策費	232		
(11) 水田農業経営確立対策費	172		
(12) SACO関係経費	132	4. 前年度剰余金受入	3,874
(13) その他の経費	455		
2. 既定経費の節減	▲ 11,716		
3. 予備費の減額	▲ 1,000		
歳出計	1,505	歳入計	1,505

平成十六年度一般会計予算、平成十六年度特別会計予算、平成十六年度政府関係機関予算

平成15年12月24日、平成十六年度予算が閣議決定された。我が国経済は平成14年１月を景気の谷とした回復過程にあるものの、本格的な成長軌道には至っていない。一方財政は、バブル崩壊以降累次にわたり実施された景気対策などの要因も重なり危機的状況に陥っている。このような状況下で編成された十六年度予算は、民間需要主導による確かな景気回復の実現、年金制度改革、国と地方の税財政改革（三位一体改革）の具体化など、構造改革のために大きな役割を担うものとされた。歳出改革路線を堅持した十六年度予算は、一般会計の総額が82兆1,109億円、対前年度当初予算比0.4％の増加、このうち政策的経費である一般歳出は同0.1％増の47兆6,320億円に抑制された。交付税等（地方交付税交付金と地方特例交付金の合計）は、地方の歳出総額の縮減等により財源不足が縮小したことから同5.2％減少し16兆4,935億円となった。三位一体改革に伴い創設された税源移譲予定交付金2,309億円が地方特例交付金に計上されたことを除外すると、交付税等は同6.5％の減少となる。一方、国債費は国債残高の累増に伴う定率繰入等の増加4,597億円のほか、ＮＴＴ－Ｂ事業償還分の4,169億円が計上されたことから同4.6％増の17兆5,686億円となり、歳出総額に占める割合は21.4％まで上昇した。一般歳出の内訳を見ると、社会保障関係費は同4.2％増加して19兆7,970億円となり、一般歳出に占める割合は過去最高の41.6％まで高まった。他方、文教及び科学振興費は同5.2％の減少（このうち科学技術振興費は同4.4％増加）、公共投資関係費は同3.3％の減少、防衛関係費は同1.0％減少するなど社会保障関係費を除く経費はほぼ軒並み削減された。厳しい財政状況の中、社会保障関連では毎年１兆円近い自然増が見込まれている上、十六年度予算では児童手当の支給対象年齢が引き上げられるほか、基礎年金国庫負担割合引上げの第一歩として年金課税の見直しによる増収分の272億円が計上された。また、歳出の質の改善をさらに進めるため「政策群」（民間のイニシアティブを引き出すための政策と予算の組合せ）や「モデル事業」（「宣言、実行、評価」という予算編成プロセスの確立に向けた取組）が導入されたほか特別会計の見直しなど予算改革の新手法が試みられた。一方、持続可能な財政の構築に不可欠な年金制度改革では、負担と給付の水準などが議論され、負担は厚生年金保険料を18.3％（労使折半）まで引き上げ、給付は標準世帯で現役世代の手取り収入の50.2％を確保するとされた。基礎年金国庫負担割合の引上げでは財源確保の実質的検討が将来に先送りされた。地方向け補助金の１兆円削減などを目指した三位一体改革では１兆313億円の補助金を削減したにもかかわらず社会保障分野での自然増により最終的な補助金は368億円増加することとなった。

一方、歳入面では、十六年度の一般会計税収は前年比0.1％減の41兆7,470億円となり、バブル経済崩壊後の最低水準を２年連続で更新する。これにより、歳出総額に占める税収の割合（税収比率）は50.8％にまで低下することとなった。

この結果、公債依存度は44.6％、国と地方の長期債務残高は719兆円程度、対ＧＤＰ比で143.6％にも達しており、中長期的な財政健全化が大きな課題とされている。

平成十六年度一般会計予算の内訳

単位：億円
（ ）内は15年度当初予算に対する増減率：%

歳出

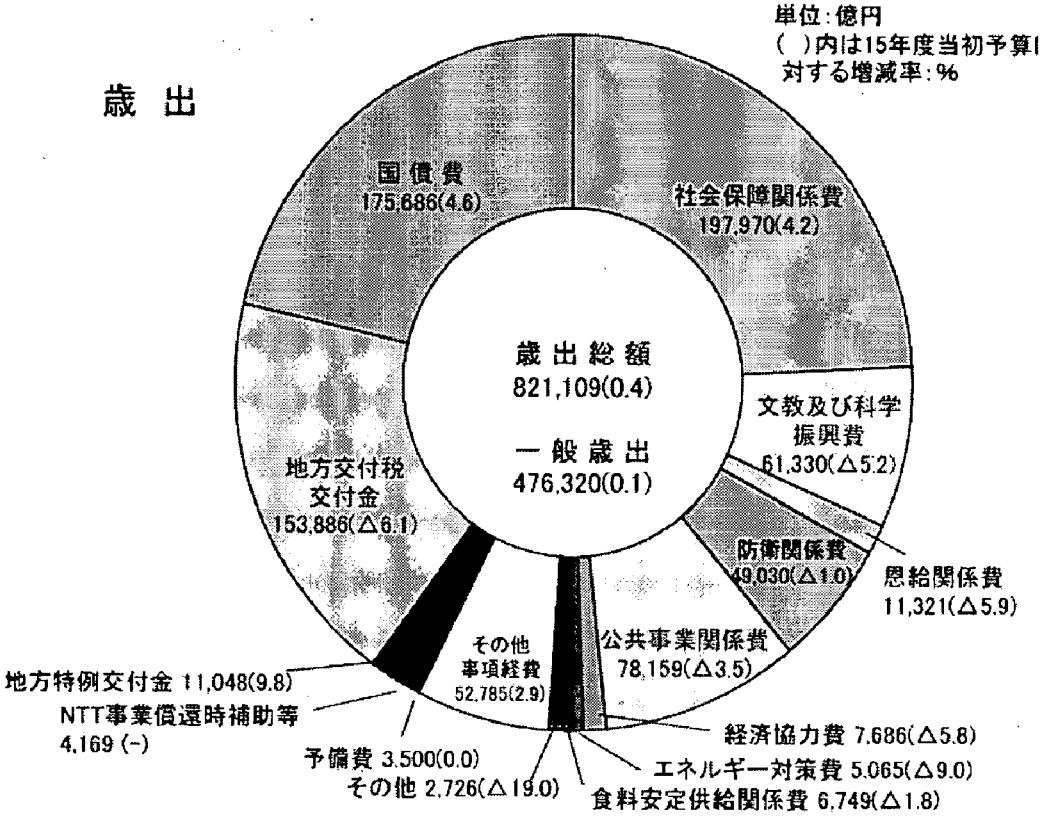

歳入

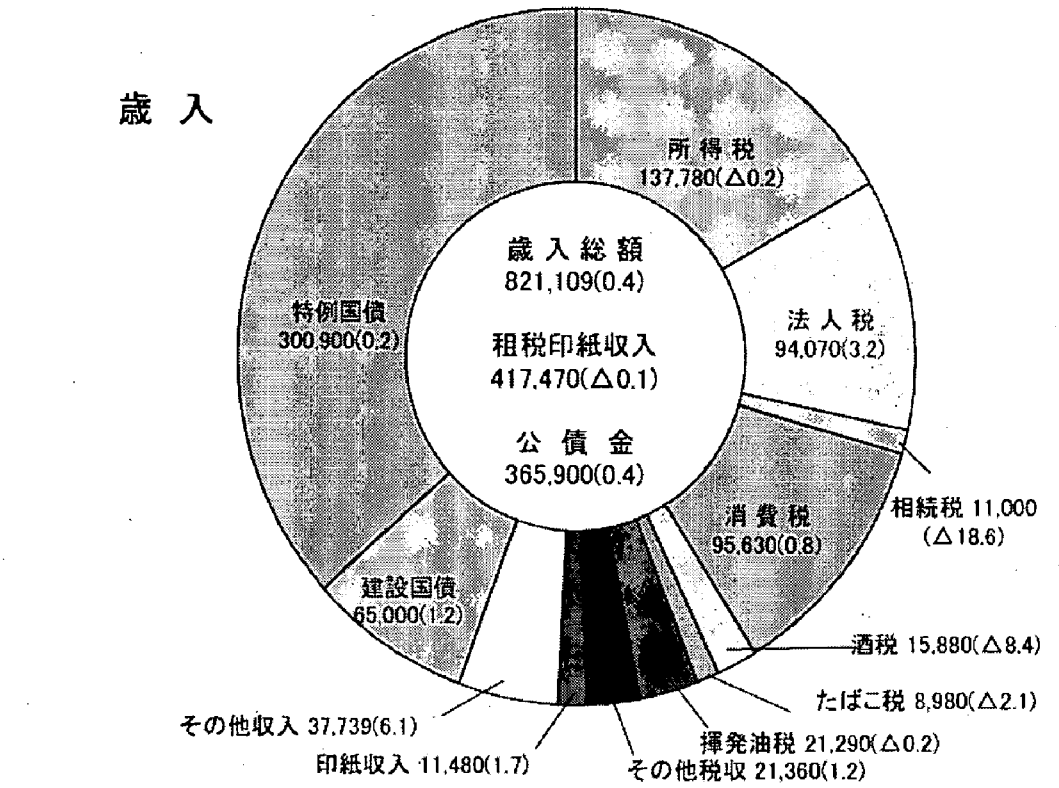

決算委員会

委員一覧（30名）

委員長	鴻池　祥肇（自民）		後藤　博子（自民）		羽田　雄一郎（民主）
理　事	岩井　國臣（自民）		月原　茂皓（自民）		広野　ただし（民主）
理　事	松山　政司（自民）		常田　享詳（自民）		柳田　稔（民主）
理　事	三浦　一水（自民）		中原　爽（自民）		和田　ひろ子（民主）
理　事	川橋　幸子（民主）		南野　知惠子（自民）		木庭　健太郎（公明）
理　事	松井　孝治（民主）		藤井　基之（自民）		遠山　清彦（公明）
理　事	小林　美恵子（共産）		山内　俊夫（自民）		山下　栄一（公明）
	大野　つや子（自民）		神本　美恵子（民主）		畑野　君枝（共産）
	加治屋　義人（自民）		佐藤　雄平（民主）		又市　征治（社民）
	柏村　武昭（自民）		齋藤　勁（民主）		岩本　荘太（無会）

（16.2.19 現在）

（1）審議概観

第159回国会において本委員会に付託された案件は、平成十四年度決算外２件及び予備費関係３件であり、平成十四年度決算外２件を是認し、予備費関係３件を承諾した。また、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査を行った。

〔決算の審査〕

決算外２件　平成十四年度決算及び国有財産関係２件は、第159回国会の召集日である平成16年１月19日に提出された。このうち十四年度決算については、２月27日の小泉内閣総理大臣以下全大臣出席の本会議において、谷垣財務大臣からその概要報告を受け、質疑を行った後、同日委員会に付託され、国有財産関係２件についても、同日、委員会に付託された。

委員会においては、２月27日、谷垣財務大臣から平成十四年度決算外２件の概要説明を、森下会計検査院長から平成十四年度決算検査報告及び平成十四年度国有財産検査報告の概要説明をそれぞれ聴取した。

また、同日、平成十三年度決算に関する参議院の議決について内閣が講じた措置について、小泉内閣総理大臣から参議院議長に対して文書による報告が行われ、委員会において、谷垣財務大臣からその説明を聴取した。

平成十三年度決算に関する警告に対して内閣の講じた措置を警告と対比して示すと、次のとおりとなる。

内閣に対する警告	警告に対し内閣の講じた措置
(1)平成十三年度一般会計において、２次	(1)毎年度の税収見積りについては、その

にわたる補正予算の編成を行ったにもかかわらず、税収決算額が補正後予算額に対し１兆6,768億円下回り、その結果戦後５回目の決算上の不足、いわゆる歳入欠陥が生じたことは、遺憾である。 政府は、租税収入額の正確な見積りが、予算編成にとどまらず、経済財政の適切な運営、更には財政再建のために極めて重要であることを十分認識し、税収見積りの精度向上に努めるべきである。	時点で判明している課税実績や政府経済見通しに係る諸指標等を基礎に、個別税目ごとに最大限の努力を傾注しているところである。 十六年度予算については、税収見積りの精度向上に資するため、例えば、大法人に対する聴き取り調査につき、対象法人の追加や調査項目の見直しを行ったほか、民間調査機関からのヒアリングにつき、その対象を追加するなど鋭意工夫を重ねてきたところである。 また、平成15年７月の経済財政諮問会議において示された「十六年度予算の全体像」を踏まえ、内閣府から所要の協力を得て見積りを行ったところである。 今後とも、様々な視点から創意工夫を加えていくほか、有効な資料の収集に努め、適切な税収見積りを行うべく、より一層努力してまいる所存である。
⑵企業による防衛装備品等の過大請求事案といった公金の浪費問題が生じたことは、遺憾である。 政府は、特別調査を実施し、その結果に基づき返還請求を行うなど適切に対処すべきである。	⑵企業による防衛装備品等の過大請求事案については、過大請求による国の損失を回収するための特別調査を実施しているところであり、その結果に基づき返還請求を行うこととしている。 また、再発防止のため、契約金額の積算の基礎となる工数の妥当性についての専門家への検証委託や工数審査能力取得のための職員研修を実施するなど、企業からの提出資料を技術的な観点から審査する能力を強化するための体制を整備することとしている。その他、原価計算の手法等についても、有識者の意見等を踏まえ、改善すべき点について早急に対処してまいる所存である。
⑶政府開発援助は、開発途上国の持続可能な開発、貧困削減に資するとともに、	⑶政府開発援助については、政府開発援助関係省庁間の連携強化、無償資金協力

国際社会における我が国への信頼や評価を高める重要な施策であるにもかかわらず、その成果が十分に発現していない状況が見受けられることは、遺憾である。 政府は、現下の厳しい財政事情にかんがみ、政府開発援助の選定・実施過程の透明性を確保し、会計検査院の実地調査を含め、その効率的かつ効果的な実施を図り、併せて国民の理解の促進に努めるべきである。	実施適正会議の設置及び第三者による評価の充実など、選定、実施過程の透明性を確保し、効率的・効果的な実施のための措置を講じたところである。 また、様々な開発課題に対し、国民の意見を十分踏まえつつ政府開発援助を効果的に実施するため、我が国開発政策の根幹をなす政府開発援助大綱を11年ぶりに見直したところである。 今後は、この政府開発援助大綱に則り政府開発援助のより一層効率的・効果的な実施に努めてまいる所存である。 なお、会計検査院の政府開発援助に対する検査については、援助の効果が十分発現し、開発途上国の経済開発、福祉の向上に寄与しているかなどを重点に実施していると承知している。実地調査については、被援助国の状況を勘案しつつ、可能な限りその対象国や事業数を増加させるなど、より一層の充実を図っているところと聞いている。
(4)我が国からの拠出金等でその経費の全額が賄われている「支援委員会」を始めとする国際機関等において、多額の資金が留保されていること等が、平成十三年度決算検査報告で指摘されたことは、極めて遺憾である。 政府は、国際機関等における事業の進捗状況及び資金の管理状況を的確に把握し、適時適正な拠出を行うべきである。	(4)国際機関等の適切な事業運営の確保及び拠出金等の効率的使用等については、国際機関等との協議を密にし、その活動状況、意思決定のあり方を十分把握し、拠出金等の支出の必要性を精査してきているところである。 また、国際機関等の事業年度終了後の適切な時期に、利子を含めた残額を正確に把握し、実施が滞っている事業、各種の要因により実施が困難な事業については、原因究明及び見直しを行い、拠出金等の適時適正な支出に努めてきているところである。 さらに、国際機関等における予算管理、チェック体制を含む事業運営全般を把握

	し、必要に応じて国際機関等にその是正を要請してきているところである。 　今後とも、国際機関等の事業運営のあり方及び拠出金等の執行状況について、十分に把握、検討し、適時適正な支出に努めてまいる所存である。
(5)国有財産である土地等の貸付料の改定等に当たり、借受人の合意が得られるまでの間、貸付料改定通知等を行っていなかったことにより、貸付料債権相当額１億円余が消滅時効の時効期間を経過しているなどの不適切な債権管理事務が、平成十三年度決算検査報告で指摘されたことは、遺憾である。 　政府は、国民の貴重な財産である国有財産の管理の重要性を十分に認識し、貸付料債権を始めとする国の債権管理事務の適正化に万全を期すべきである。	(5)国有財産である土地等の貸付料の改定等における債権管理事務については、速やかに債権額の請求手続を行うなど、最大限回収の努力を行っているところである。 　また、貸付料の改定等に当たり、速やかに貸付料改定通知等を行うことを徹底するとともに、改定通知等から債権額を請求するまでの事務処理期間を設定することにより、債権管理事務の適正化を図ったところである。 　今後とも、国有財産の管理の重要性を十分に認識し、国の債権の適正な管理に万全を期す所存である。
(6)一部大学等において、架空の伝票処理、勤務実態のない謝金の支払等の研究費に係る不正経理が相次いで発生したことは、遺憾である。 　政府は、研究費使用について必要な制度改善を一層進めるとともに、綱紀粛正、内部監査の強化等の指導を図り、この種事案の再発防止に万全を期すべきである。	(6)一部大学等における研究費の不正な使用については、その再発を防止するため、国立大学等に対して、臨時の内部監査及び教職員に対する研修等を実施するよう指導したところである。 　さらに、競争的資金による研究費の不正な使用に対しては、再発防止に関する取組をより一層強化する観点から、科学研究費補助金、科学技術振興調整費等の研究費を不正に使用した研究者については、一定期間、その交付対象から除外することとしたところである。 　今後、研究費使用について必要な制度改善を一層進めるとともに、綱紀粛正、内部監査等の強化等の指導の徹底を図り、再発防止に万全を期する所存である。

(7)雇用・能力開発機構においては、「特殊法人等整理合理化計画」を受け、現在、勤労者福祉施設の処理を進めているが、一部で建設費を大幅に下回る価格で売却される等の事態があったことは、遺憾である。 政府は、施設の処理に当たっては、雇用保険料を財源として建設された施設本来の趣旨が損なわれることのないよう配慮するとともに、売却価格の算定等について十分な情報開示に努めるべきである。	(7)雇用・能力開発機構における勤労者福祉施設の処理に当たっては、施設本来の趣旨が損なわれることのないよう、譲渡協議先に対して働きかけを行うとともに、売却価格の算定等についても情報開示に努めてきたところである。 今後とも、施設本来の趣旨が損なわれることのないよう、配慮するとともに、十分な情報開示に努めてまいる所存である。
(8)夕張シューパロダム建設に伴う移転補償において、実態と異なる補償額積算業務に対する委託費の支払や不十分な完工検査が行われたほか、建物、プラント等の補償額の算定に関し適切とは思料されない点があったこと等が、平成十三年度決算検査報告に掲記されたことは、誠に遺憾である。 政府は、公共事業の実施に伴う移転補償事務の適正化に万全を期すとともに、補償額の算定に関する処理要領を整備するなど、透明かつ公正な移転補償の実施に努めるべきである。	(8)夕張シューパロダム建設事業に伴う移転補償に係る事務処理については、移転補償に係る業務成果の検収体制を強化するとともに、補償契約履行についての確認方法を改善したところである。 また、公共事業の実施に伴う移転補償に係る事務の適正化に万全を期すとともに、補償額の算定に関する処理要領等を整備したところである。 今後とも、透明かつ公正な移転補償の実施に努めてまいる所存である。

３月８日の委員会において小泉内閣総理大臣以下全大臣の出席を得て全般質疑を行った後、省庁別審査計６回、政府開発援助及び決算審査の在り方についての参考人質疑計２回、財務大臣に対する集中質疑、並びに締めくくり総括的質疑を行った。その後、５月31日、小泉内閣総理大臣以下全大臣出席の下、締めくくり総括質疑を行った。

今国会行われた質疑の主な項目は、①特別会計資金の使途の在り方、②警察及び独立行政法人における不適正な予算執行、③効果的なＯＤＡ予算の執行、④特殊法人所有施設の処分、⑤食の安全・安心の確保、などである。

締めくくり総括質疑を終局した後、委員長より平成十四年度決算の議決案が示された。その内容は、「１．平成十四年度決算は、これを是認する。２．内閣に対し、次のとおり警告する。内閣は、適切な措置を講じ、その結果を本院に報告すべきである。（以下５項

目＜略＞)」というものである。

討論では、民主党・新緑風会より、平成十四年度決算について是認することに反対、平成十四年度国有財産関係２件について是認することに賛成、内閣に対し警告することについて賛成する旨の意見が述べられた。次に、自由民主党及び公明党より、平成十四年度決算外２件について是認することに賛成するとともに、内閣に対し警告することについて賛成する旨の意見が述べられた。次いで、日本共産党より、平成十四年度決算並びに国有財産増減及び現在額総計算書について是認することに反対、国有財産無償貸付状況総計算書について是認することに賛成、内閣に対し警告することについて賛成する旨の意見が述べられた。そして、社会民主党・護憲連合より、平成十四年度決算外２件について是認することに反対、内閣に対し警告することについて賛成する旨の意見が述べられた。

以上で討論を終局し、採決の結果、平成十四年度決算外２件はいずれも多数をもって是認すべきものと議決され、内閣に対し警告することについては全会一致をもって警告すべきものと議決された。

内閣に対する警告の骨子は、①過去20年間で最悪となった決算検査報告指摘金額、②捜査費等の不適正な予算執行、③宇宙開発事業のトラブル続発、④勤労者福祉施設の公共性要件による大幅減額譲渡並びに年金福祉施設における長期入居施設の未設置と累積赤字の発生、⑤医師名義の貸し借り問題、である。

また、本決算に係る質疑を踏まえ、①特別会計の抜本的見直し及び国民に対する説明責任の向上、②独立行政法人における内部監査の強化及び業績評価の厳格化、③ＯＤＡの効率的実施のためのＮＧＯの育成・強化、会計検査に係る技術協力の促進及び現地調査の充実並びに本院調査団への情報提供等、④食の安全・安心の確保のための施策の推進及び知識の普及・啓発、⑤石油公団における投融資の回収への取組及び石油開発事業の適切な遂行、⑥関西国際空港二期事業の在り方を含めた関西三空港の機能分担及び連携についての検討、の６項目からなる要請決議を全会一致で行った。

予備費関係　予備費案件については、平成十四年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１）外１件は第156回国会の平成15年３月18日に、平成十四年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その２）外２件は同国会の同年５月20日に提出され、衆議院において継続審査となってたが、衆議院解散（第157回国会：15年10月10日）のため、いずれも審査未了となった。その後、それぞれの予備費案件を一本化した**平成十四年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書外２件**が第159回国会の16年１月19日に再提出された。

予備費関係３件は、５月７日に衆議院から送付され、同月28日、委員会に付託された。

委員会においては、５月31日、これら３件を一括して議題とし、まず、谷垣財務大臣から説明を聴取した後、平成十四年度決算外２件と一括して質疑を行った。

同日、質疑を終局し、討論に入ったところ、民主党・新緑風会より、平成十四年度特別会計予算総則第十五条に基づく経費増額について反対、その他の予備費関係２件について賛成する旨の意見が述べられた。次に、自由民主党及び公明党より、予備費関係３件について賛成する旨の意見が述べられた。次いで、日本共産党より、平成十四年度特別会計予備費について賛成、その他の予備費関係２件について反対する旨の意見が述べられた。そして、社会民主党・護憲連合より、平成十四年度特別会計予備費について賛成、その他の予備費関係２件について反対する旨の意見が述べられた。

討論を終わり、採決の結果、平成十四年度特別会計予備費は全会一致をもって、その他の予備費関係２件はいずれも多数をもって承諾を与えるべきものと議決した。

〔国政調査等〕

16年２月19日、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する実情調査のため、旧勤労者リフレッシュセンター「スパウザ小田原」を視察した。

（2）委員会経過

○平成16年２月19日（木）（第１回）

○理事の補欠選任を行った。

○国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査を行うことを決定した。

○平成16年２月27日（金）（第２回）

○**平成十四年度一般会計歳入歳出決算、平成十四年度特別会計歳入歳出決算、平成十四年度国税収納金整理資金受払計算書、平成十四年度政府関係機関決算書**
平成十四年度国有財産増減及び現在額総計算書
平成十四年度国有財産無償貸付状況総計算書
以上３件について谷垣財務大臣から説明を聴いた後、会計検査院の検査報告について森下会計検査院長から説明を聴いた。

○平成十三年度決算についての警告に対する政府の措置について谷垣財務大臣から説明を聴いた。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○平成十四年度決算外２件の審査並びに国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のため政府関係機関等の役職員を必要に応じ参考人として出席を求めることを決定した。

○平成16年３月８日（月）（第３回）― 全般質疑 ―

○**平成十四年度決算外２件**について小泉内閣総理大臣、金子国務大臣、川口外務大臣、亀井農林水産大臣、坂口厚生労働大臣、河村文部科学大臣、野沢法務大臣、麻生総務大臣、谷垣財務大臣、石破防衛庁長官、福田内閣官房長官、谷畑厚生労働副大臣、森下会計検査院長、中島人事院総裁及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕岩井國臣君（自民）、※中川義雄君（自民）、※藤井基之君（自民）、円より子君（民主）、※松井孝治君（民主）、山下栄一君（公明）、畑野君枝君（共産）、又市征治君（社民）、岩本荘太君（無会）　　※関連質疑

○また、平成十四年度決算外２件について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成16年３月15日（月）（第４回）

○**平成十四年度決算外２件（政府開発援助）**について参考人国際開発ジャーナル主幹荒木光彌君及び法政大学人間環境学部教授下村恭民君から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕柏村武昭君（自民）、和田ひろ子君（民主）、遠山清彦君（公明）、小林美恵子君（共産）、又市征治君（社民）、岩本荘太君（無会）、木庭健太郎君（公明）、広野ただし君（民主）、齋藤勁君（民主）、川橋幸子君（民主）、三浦一水君（自民）、藤井基之君（自民）、後藤博子君（自民）

○また、平成十四年度決算外２件について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成16年３月22日（月）（第５回）

○理事の補欠選任を行った。

○**平成十四年度決算外２件（決算審査の在り方）**について参考人野村総合研究所研究理事富田俊基君及び国立学校財務センター研究部教授山本清君から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕藤井基之君（自民）、松井孝治君（民主）、木庭健太郎君（公明）、小林美恵子君（共産）、又市征治君（社民）、岩本荘太君（無会）、遠山清彦君（公明）、和田ひろ子君（民主）、広野ただし君（民主）、佐藤雄平君（民主）、川橋幸子君（民主）、南野知惠子君（自民）

○平成16年３月31日（水）（第６回）― 省庁別審査 ―

○理事の補欠選任を行った。

○**平成十四年度決算外２件中、皇室費、内閣、内閣府本府、総務省、公営企業金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫関係**について福田国務大臣、麻生総務大臣、金子国務大臣、茂木内閣府特命担当大臣、山下財務大臣政務官、七条財務大臣政務官、森下会計検査院長、中島人事院総裁、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕神本美恵子君（民主）、和田ひろ子君（民主）、川橋幸子君（民主）、藤井基之君（自民）、後藤博子君（自民）、山下栄一君（公明）、小林美恵子君（共産）、又市征治君（社民）、岩本荘太君（無会）

○平成16年４月５日（月）（第７回）― 省庁別審査 ―

○**平成十四年度決算外２件中、国会、会計検査院、財務省、文部科学省、金融庁、国民生活金融公庫、日本政策投資銀行及び国際協力銀行関係**について河村文部科学大臣、谷垣財務大臣、竹中内閣府特命担当大臣、石井財務副大臣、森下会計検査院長、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕松山政司君（自民）、後藤博子君（自民）、神本美恵子君（民主）、松井孝治君（民主）、遠山清彦君（公明）、小林美恵子君（共産）、又市征治君（社民）、岩本荘太君（無会）

○平成16年４月12日（月）（第８回）― 省庁別審査 ―

○理事の補欠選任を行った。

○**平成十四年度決算外２件中、国土交通省、環境省及び住宅金融公庫関係**について石原国土交通大臣、小池環境大臣、加藤環境副大臣、森下会計検査院長及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕柏村武昭君（自民）、山内俊夫君（自民）、齋藤勁君（民主）、佐藤雄平君（民主）、木庭健太郎君（公明）、宮本岳志君（共産）、八田ひろ子君（共産）、又市征治君（社民）、岩本荘太君（無会）

○平成16年４月21日（水）（第９回）― 省庁別審査 ―

○理事の補欠選任を行った。

○**平成十四年度決算外２件中、外務省及び防衛庁関係**について川口外務大臣、石破防衛庁長官、阿部外務副大臣、山下財務大臣政務官、馳文部科学大臣政務官、政府参考人、会計検査院当局、参考人独立行政法人国際協力機構副理事長畠中篤君、同機構理事長緒方貞子君及び国際協力銀行総裁篠沢恭助君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕月原茂皓君（自民）、尾辻秀久君（自民）、松井孝治君（民主）、川橋幸子君（民主）、齋藤勁君（民主）、遠山清彦君（公明）、畑野君枝君（共産）、又市征治君（社民）、岩本荘太君（無会）

○平成16年４月26日（月）（第10回）― 省庁別審査 ―

○理事の補欠選任を行った。

○**平成十四年度決算外２件中、法務省、厚生労働省、警察庁及び裁判所関係**について小野国家公安委員会委員長、野沢法務大臣、坂口厚生労働大臣、原田文部科学副大臣、山下財務大臣政務官、森下会計検査院長、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕柏村武昭君（自民）、南野知惠子君（自民）、中原爽君（自民）、広野ただし君（民主）、神本美恵子君（民主）、松井孝治君（民主）、木庭健太郎君（公明）、畑野君枝君（共産）、宮本岳志君（共産）、又市征治君（社民）、岩本荘太君（無会）

○平成16年５月10日（月）（第11回）

○理事の補欠選任を行った。

○**平成十四年度決算外２件（特別会計等公会計）**について谷垣財務大臣、石井財務副大臣、山下財務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、**平成十四年度決算外２件**について意見の交換を行った。

〔質疑者〕三浦一水君（自民）、大塚耕平君（民主）、遠山清彦君（公明）、小林美恵子君（共産）、又市征治君（社民）、岩本荘太君（無会）

○平成16年５月17日（月）（第12回）― 省庁別審査 ―

○理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。

○**平成十四年度決算外２件中、農林水産省、経済産業省、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫及び中小企業総合事業団信用保険部門関係**について中川経済産業大臣、亀井農林水産大臣、坂本経済産業副大臣、菅経済産業大臣政務官、江田経済産業大臣政務官、竹本厚生労働大臣政務官、山下財務大臣政務官、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕大野つや子君（自民）、加治屋義人君（自民）、羽田雄一郎君（民主）、広野ただし君（民主）、遠山清彦君（公明）、大沢辰美君（共産）、畑野君枝君（共産）、又市征治君（社民）、岩本荘太君（無会）

○平成16年５月19日（水）（第13回）― 締めくくり総括的質疑 ―

○理事の補欠選任を行った。

○**平成十四年度決算外２件**について谷垣財務大臣、竹中内閣府特命担当大臣、麻生総務

大臣、河村文部科学大臣、坂口厚生労働大臣、細田国務大臣、小野国家公安委員会委員長、中川経済産業大臣、亀井農林水産大臣、阿部外務副大臣、佐藤国土交通副大臣、石井財務副大臣、林国土交通副大臣、中島防衛庁長官政務官、森下会計検査院長、竹島公正取引委員会委員長、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕川橋幸子君（民主）、平野貞夫君（民主）、松山政司君（自民）、愛知治郎君（自民）、小林温君（自民）、又市征治君（社民）、小林美恵子君（共産）、木庭健太郎君（公明）

○平成16年５月31日（月）（第14回）― 締めくくり総括質疑 ―

○平成十四年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（衆議院送付）
平成十四年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（衆議院送付）
平成十四年度特別会計予算総則第十五条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（衆議院送付）

以上３件について谷垣財務大臣から説明を聴いた。

○**平成十四年度決算外２件**及び**予備費関係３件**について小泉内閣総理大臣、坂口厚生労働大臣、川口外務大臣、谷垣財務大臣、石原国土交通大臣、麻生総務大臣、阿部外務副大臣、佐藤人事院総裁及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、

平成十四年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（衆議院送付）
平成十四年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（衆議院送付）
平成十四年度特別会計予算総則第十五条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（衆議院送付）

以上３件をいずれも承諾を与えるべきものと議決し、

平成十四年度一般会計歳入歳出決算、平成十四年度特別会計歳入歳出決算、平成十四年度国税収納金整理資金受払計算書、平成十四年度政府関係機関決算書を議決し、**平成十四年度決算に関する要請決議**を行い、

平成十四年度国有財産増減及び現在額総計算書及び**平成十四年度国有財産無償貸付状況総計算書**をいずれも是認すべきものと議決した後、

谷垣財務大臣、小野国家公安委員会委員長、河村文部科学大臣及び坂口厚生労働大臣から発言があった。

〔質疑者〕鴻池祥肇君（委員長質疑）、林芳正君（自民）、※尾辻秀久君（自民）、佐藤泰介君（民主）、※千葉景子君（民主）、遠山清彦君（公明）、小池晃君（共産）、又市征治君（社民）、岩本荘太君（無会）　※関連質疑

（平成十四年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書）

賛成会派　自民、民主、公明、無会

反対会派　共産、社民

（平成十四年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書）

賛成会派　自民、民主、公明、共産、社民、無会

反対会派　なし

（平成十四年度特別会計予算総則第十五条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管

経費増額調書)

賛成会派　自民、公明、無会

反対会派　民主、共産、社民

(平成十四年度一般会計歳入歳出決算、平成十四年度特別会計歳入歳出決算、平成十四年度国税収納金整理資金受払計算書、平成十四年度政府関係機関決算書)

賛成会派　自民、公明

反対会派　民主、共産、社民、無会

(内閣に対する警告)

賛成会派　自民、民主、公明、共産、社民、無会

反対会派　なし

(要請決議)

賛成会派　自民、民主、公明、共産、社民、無会

反対会派　なし

(平成十四年度国有財産増減及び現在額総計算書)

賛成会派　自民、民主、公明、無会

反対会派　共産、社民

(平成十四年度国有財産無償貸付状況総計算書)

賛成会派　自民、民主、公明、共産、無会

反対会派　社民

○平成16年６月16日（水）（第15回）

○理事の補欠選任を行った。

○国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

（3）決算・予備費の概要

平成十四年度一般会計歳入歳出決算、平成十四年度特別会計歳入歳出決算、平成十四年度国税収納金整理資金受払計算書、平成十四年度政府関係機関決算書

平成十四年度一般会計歳入歳出決算における歳入決算額は87兆2,890億円、歳出決算額は83兆6,742億円であり、差し引き３兆6,147億円の剰余を生じた。この剰余金は財政法第41条の規定により、平成十五年度一般会計歳入に繰り入れられた。十四年度一般会計予算中の翌年度への繰越額は３兆2,273億円、不用額は9,425億円、また、財政法第６条の純剰余金は3,874億円である。

平成十四年度特別会計歳入歳出決算における37の各特別会計の収納済歳入額を合計した歳入決算額は399兆7,456億円、支出済歳出額を合計した歳出決算額は373兆8,977億円である。

平成十四年度国税収納金整理資金受払計算書における資金への収納済額は53兆3,425億円であり、資金からの一般会計等の歳入への組入額等は52兆6,478億円であるため、差引き6,947億円の残余を生じた。

平成十四年度政府関係機関決算書における９機関の収入済額を合計した収入決算額は５兆8,638億円、支出済額を合計した支出決算額は５兆9,969億円である。

〈平成十四年度一般会計歳入・歳出決算の概要〉

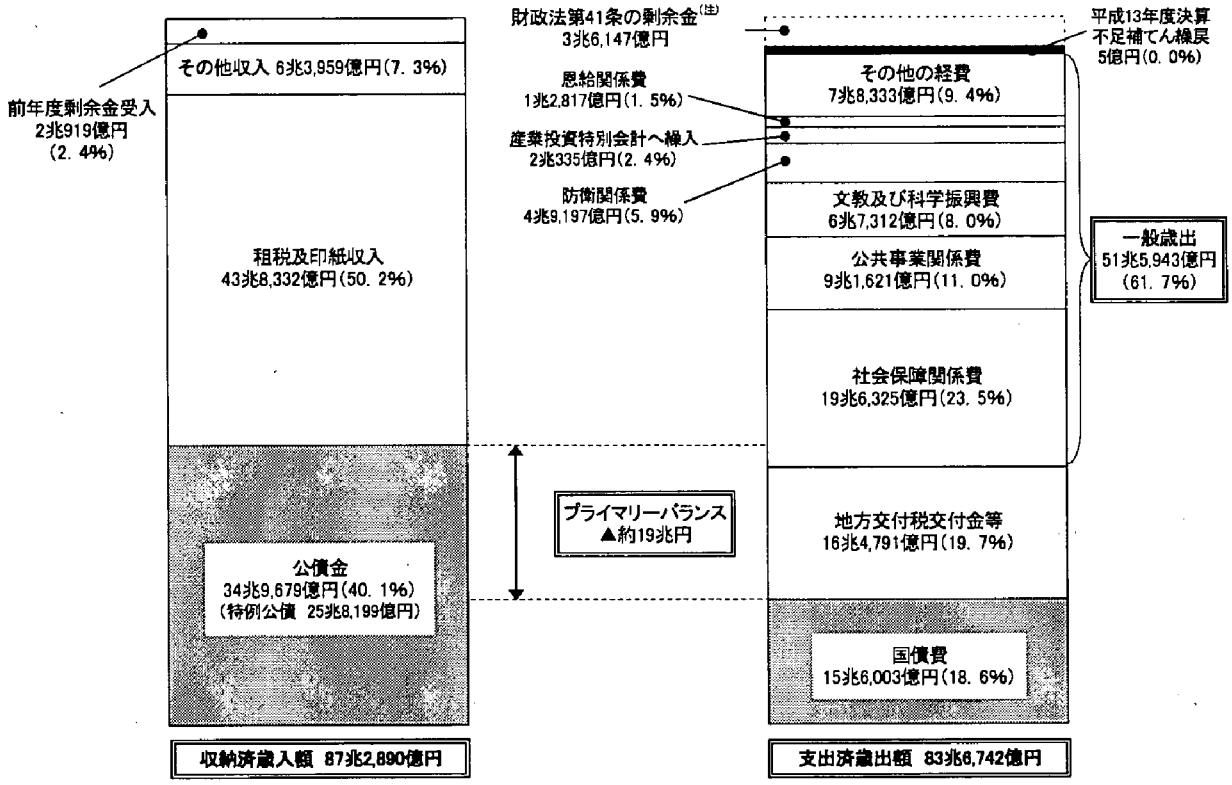

(注) 財政法第41条の剰余金の内訳は、翌年度への繰越額3兆2,273億円と財政法第6条の純剰余金3,874億円である。
(資料)「平成14年度　決算の説明」より作成

平成十四年度国有財産増減及び現在額総計算書

平成十四年度国有財産増減及び現在額総計算書における十四年度中の国有財産の差引純増加額は１兆8,294億円、十四年度末現在額は110兆9,239億円である。

平成十四年度国有財産無償貸付状況総計算書

平成十四年度国有財産無償貸付状況総計算書における十四年度中の国有財産の無償貸付の差引純増加額は15億円、十四年度末現在額は１兆575億円である。

平成十四年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

平成十四年度一般会計予備費の予算額（補正後）2,000億円のうち、平成14年４月23日から15年３月28日までの間に使用を決定した金額は358億円で、その内訳は、①国際的なテロリズムの防止及び根絶のための国際社会の取組に積極的かつ主体的に寄与するため自衛隊が実施する協力支援活動等に必要な経費166億円、②ハンセン病訴訟における和解の履行に必要な経費70億円などである。

平成十四年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

平成十四年度各特別会計予備費の予算総額（補正後）２兆1,366億円のうち、平成15年３月25日に使用を決定した金額は６億円で、これは森林保険特別会計における森林保険業務に必要な経費である。

平成十四年度特別会計予算総則第十五条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書

平成14年８月７日から15年３月28日までの間に経費の増額を決定した金額は546億円で、その内訳は、①道路整備特別会計における道路事業及び街路事業の調整等に必要な経費の増額348億円、②交付税及び譲与税配付金特別会計交付税及び譲与税配付金勘定における地方譲与税譲与金に必要な経費の増額103億円などである。

（４）委員会決議

—— 平成十四年度決算に関する要請決議 ——

内閣に対し、次のとおり要請する。

一　現在の31特別会計は、その歳出総額が16年度当初予算で387兆円、純計額で207兆円と一般会計を大きく上回っているが、透明性の欠如、不要不急の事業の実施、多額の繰越・不用の発生、政府出資法人や独立行政法人への支出等に係る問題、一般会計と比較した場合の財政統制の不足等、多くの問題点が指摘されている。

政府は、国全体として財政規律を確保し、歳出の合理化・効率化を進める観点から、意義が低下した事業の見直し、歳入・歳出構造の見直し、特別会計として区分経理を行う必要性の検証など、特別会計の抜本的見直しを行うとともに、国民に対する説明責任の向上に努めるべきである。

二　独立行政法人は、効率的な事業運営を実現する等のため予算について運営費交付金が一括配分される等、自主的かつ柔軟な措置が講じられているが、一部の独立行政法人において著しく不適正な会計処理が行われるなど、会計面での規律性及び内部監査体制の欠如が懸念される事態が生じている。

政府は、独立行政法人の自主性は尊重しつつも、内部監査の一層の強化や業績評価の一層の厳格化を図るものとする。

三　政府開発援助については、政府開発援助大綱を改正し、貧困削減、開発途上国の持続的成長などに重点的に取り組むとともに、関係省庁間の連携強化、第三者による評価の充実など、選定・実施過程における透明性の確保が図られてきているが、一部の援助事業で効果が十分発現していない事態が見られる。

政府は、政府開発援助を適正かつ効率的に実施するため、国際協力活動に取り組む非政府組織との連携・支援・対話を拡充し、その育成・強化を図るとともに、会計検査に係る技術協力を促進し、及び会計検査院による現地調査の充実に協力すべきである。また、政府開発援助経費の効率的運用に資するため、本院が行う政府開発援助に関する調査団派遣に際しては、情報提供等特段の協力を行うものとする。

四　国内79年ぶりの鳥インフルエンザの相次ぐ発生や通報がなかったこと等に伴う初動防疫の遅れ等により、食の安全・安心の確保に対する信頼が損なわれる事態が生じた。

政府は、家畜防疫体制の強化を図るなど、食の安全・安心の確保を図るための施策を推進し、生産者の経営の安定の確保を図るとともに、食の安全・安心に関する知識の普及・啓発に取り組むものとする。

五　石油公団においては、国の出資金等を財源として、平成14年度末現在で累計304社に投融資を行ってきたところであるが、既に208社が解散しており、また、損失累計も１兆2,000億円を超える額となっているなど、非常に厳しい状況が見受けられる。

政府は、現下の厳しい財政事情にかんがみ、開発会社の株式売却等の資産処理を進め、投融資の回収について全力で取り組むとともに、エネルギー政策の根本ともいえる石油開発事業を適切に遂行すべきである。

六　関西国際空港については、建設や事業運営を進めるに当たって用いられた数次の需要予測と実績とのかい離が年々拡大しており、また、その収益目標も達成できていないことは、看過できない。

政府は、大阪国際空港の需要動向等を勘案した関西国際空港の精度の高い需要予測に基づき、関西国際空港２期事業の在り方を含め、関西３空港の機能分担と連携について改めて検討すべきである。

右決議する。

行政監視委員会

委員一覧（30名）

委員長	松	あきら（公明）	椎名	一保（自民）	鈴木	寛（民主）
理　事	田浦	直（自民）	藤野	公孝（自民）	田名部	匡省（民主）
理　事	橋本	聖子（自民）	松村	龍二（自民）	ツルネン	マルテイ（民主）
理　事	福島	啓史郎（自民）	森下	博之（自民）	長谷川	清（民主）
理　事	岩本	司（民主）	森山	裕（自民）	渡辺	秀央（民主）
理　事	岡崎	トミ子（民主）	吉田	博美（自民）	続	訓弘（公明）
理　事	信田	邦雄（民主）	吉村	剛太郎（自民）	鶴岡	洋（公明）
	阿南	一成（自民）	脇	雅史（自民）	岩佐	恵美（共産）
	加納	時男（自民）	海野	徹（民主）	西山	登紀子（共産）
	亀井	郁夫（自民）	大脇	雅子（民主）	中村	敦夫（みどり）

（16.3.24 現在）

（1）審議概観

第159回国会において、本委員会は、「行政の活動状況に関する件」をテーマに調査を行い、その中で、「犯罪の減少に向けた行政の対応の問題」、「行政改革の問題」及び「政府開発援助の問題」について調査を行ったほか、その時々に生じた時事的な問題についても調査を行った。

なお、今国会において、不適正行政による具体的権利・利益の侵害の救済を求めることを内容とする苦情請願は付託されなかった。

〔国政調査等〕

3月24日、行政評価・監視活動実績の概要について麻生総務大臣から説明を、山口総務副大臣から補足説明をそれぞれ聴取した。また、政府開発援助に対する検査状況について森下会計検査院長から説明を聴取した。

3月29日、政策評価の現状等のうち、「特別会計制度の活用状況に関する政策評価」について麻生総務大臣から説明を、政府参考人から補足説明を、また、「特別会計の概要及び見直し」について谷垣財務大臣から説明をそれぞれ聴取した後、政策評価の現状等、行政評価・監視活動実績の概要及び政府開発援助に対する検査状況について質疑を行った。

4月12日、行政評価等プログラム並びに政策評価の現状等のうち「経済協力（政府開発援助）に関する政策評価」及び「検査検定制度に関する政策評価」について麻生総務大臣から説明を、政府参考人から補足説明をそれぞれ聴取した。また、行政の活動状況のうち、「犯罪の減少に向けた行政の対応」について山崎内閣官房副長官から、「これからの行政改革の進め方」について金子国務大臣から、「政府開発援助の現状と今後のあり方」について阿部外務副大臣からそれぞれ説明を聴取した後、質疑を行った。

４月26日、行政評価等プログラム及び政策評価の現状等について質疑を行った。

各質疑では、「犯罪の減少に向けた行政の対応の問題」については、治安悪化の現状とその要因、不法滞在外国人対策、少年犯罪及び組織犯罪への対策、警察不正経理の事実関係、警察の予算管理の現状、警察における情報公開の徹底などの諸問題が取り上げられた。

「行政改革の問題」については、地方自治のあり方、平成16年度税源移譲額決定の経緯、平成17年度以降の三位一体改革の取組、整備新幹線の見直しに関する政府の検討状況などの諸問題が取り上げられた。

「政府開発援助の問題」については、ＯＤＡ大綱改定の経緯、対中国ＯＤＡのあり方、今後のＯＤＡ予算と戦略、被援助国の実情に応じた農業支援の必要性、マレーシア・スランゴール導水計画に対する特別円借款の必要性、バングラデシュ・チッタゴンの苛性ソーダ工場修復事業における工場閉鎖の経緯などの諸問題が取り上げられた。

このほか、イラクにおける邦人の人質解放への取組、尖閣諸島不法上陸中国人容疑者の強制退去処分の是非、拉致問題に関する日朝合同調査委員会設置の危惧、過労死・過労自殺の実態と原因、遺伝子組換え作物の水際チェックと交雑防止体制の現状、サハリン石油ガス開発の融資時における環境影響評価の信憑性、大分県佐伯市大入島埋立工事の必要性などの諸問題が取り上げられた。

また、政策評価の現状等については、各特別会計の歳入歳出決算表示内容統一の必要性、政策評価結果を踏まえた外務省のＯＤＡへの取組、検査検定制度におけるコスト分析の実施と規制改革推進の必要性などが取り上げられたほか、ＰＣＢ廃棄物対策に関する環境省の役割、医療事故の減少策、防衛施設の建設・管理等に対するコスト意識欠如への対応、在留資格のない外国人児童生徒への就学奨励など行政評価・監視結果によって明らかにされた諸問題についても取り上げられた。

（２）委員会経過

○平成16年３月24日（水）（第１回）

- ○理事の補欠選任を行った。
- ○行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に関する調査を行うことを決定した。
- ○行政評価・監視活動実績の概要に関する件について麻生総務大臣から説明を、山口総務副大臣から補足説明を聴いた。
- ○政府開発援助に対する検査状況に関する件について森下会計検査院長から説明を聴いた。

○平成16年３月29日（月）（第２回）

- ○理事の補欠選任を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。
○政策評価の現状等に関する件について麻生総務大臣及び谷垣財務大臣から説明を、政府参考人から補足説明を聴いた後、同件、行政評価・監視活動実績の概要に関する件及び政府開発援助に対する検査状況に関する件について野沢法務大臣、小野国家公安委員会委員長、川口外務大臣、小池環境大臣、坂口厚生労働大臣、石井財務副大臣、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行った。
〔質疑者〕福島啓史郎君（自民）、岡崎トミ子君（民主）、鈴木寛君（民主）、続訓弘君（公明）、西山登紀子君（共産）、中村敦夫君（みどり）

○平成16年４月12日（月）（第３回）
○政府参考人の出席を求めることを決定した。
○参考人の出席を求めることを決定した。
○行政評価等プログラムに関する件及び政策評価の現状等に関する件について麻生総務大臣から説明を、政府参考人から補足説明を聴いた。
○行政の活動状況に関する件について金子国務大臣、山崎内閣官房副長官及び阿部外務副大臣から説明を聴いた後、小野国家公安委員会委員長、亀井農林水産大臣、加藤環境副大臣、政府参考人、参考人国際協力銀行理事丹呉圭一君及び同銀行理事岩下正君に対し質疑を行った。
〔質疑者〕藤野公孝君（自民）、岡崎トミ子君（民主）、岩本司君（民主）、続訓弘君（公明）、岩佐恵美君（共産）

○平成16年４月26日（月）（第４回）
○政府参考人の出席を求めることを決定した。
○参考人の出席を求めることを決定した。
○行政評価等プログラムに関する件及び政策評価の現状等に関する件について麻生総務大臣、石原国土交通大臣、河村文部科学大臣、中川経済産業大臣、逢沢外務副大臣、石井財務副大臣、浜田防衛庁副長官、加藤環境副大臣、政府参考人及び参考人国際協力銀行理事森田嘉彦君に対し質疑を行った。
〔質疑者〕松村龍二君（自民）、大脇雅子君（民主）、ツルネンマルテイ君（民主）、続訓弘君（公明）、岩佐恵美君（共産）、中村敦夫君（みどり）

○平成16年６月16日（水）（第５回）
○行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

議院運営委員会

委員一覧（25名）

委員長	宮崎	秀樹（自民）	大仁田	厚（自民）	大江	康弘（民主）
理　事	金田	勝年（自民）	岡田	広（自民）	広中	和歌子（民主）
理　事	小斉平	敏文（自民）	小泉	顕雄（自民）	藤井	俊男（民主）
理　事	溝手	顕正（自民）	関口	昌一（自民）	藤原	正司（民主）
理　事	谷	博之（民主）	田村	公平（自民）	森	ゆうこ（民主）
理　事	平田	健二（民主）	田村	耕太郎（自民）	千葉	国男（公明）
理　事	魚住	裕一郎（公明）	西銘	順志郎（自民）	池田	幹幸（共産）
理　事	小池	晃（共産）	野上	浩太郎（自民）		
	有村	治子（自民）	池口	修次（民主）		（16.1.19 現在）

庶務関係小委員（15名）

小委員長	田村	公平（自民）	関口	昌一（自民）	谷	博之（民主）
	大仁田	厚（自民）	野上	浩太郎（自民）	平田	健二（民主）
	岡田	広（自民）	溝手	顕正（自民）	藤原	正司（民主）
	金田	勝年（自民）	池口	修次（民主）	魚住	裕一郎（公明）
	小斉平	敏文（自民）	大江	康弘（民主）	小池	晃（共産）
						（召集日 現在）

図書館運営小委員（15名）

小委員長	広中	和歌子（民主）	小斉平	敏文（自民）	谷	博之（民主）
	有村	治子（自民）	田村	耕太郎（自民）	平田	健二（民主）
	岡田	広（自民）	西銘	順志郎（自民）	森	ゆうこ（民主）
	金田	勝年（自民）	溝手	顕正（自民）	魚住	裕一郎（公明）
	小泉	顕雄（自民）	池口	修次（民主）	小池	晃（共産）
						（召集日 現在）

（1）審議概観

第159回国会において本委員会に付託された法律案は、衆議院議院運営委員会提出の２件であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願３種類90件は保留とした。

〔法律案の審査〕

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案は、議長、副議長及び議員の歳費月額について、平成17年３月31日までの間、引き続き現行の削減措置を継続するものである。

本法律案は、３月18日に衆議院から提出、29日、本委員会に付託され、31日に全会一致

をもって可決された。

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案は、国会議員の秘書について、その採用制限及び兼職禁止について規定を設けるとともに、議員秘書に対する寄附の勧誘又は要求を禁止するものである。

本法律案は、４月９日に衆議院から提出、５月11日、本委員会に付託され、12日に多数をもって可決された。

（２）委員会経過

○平成16年１月16日（金）（第158回国会閉会後第１回）

○参議院、国立国会図書館、裁判官弾劾裁判所及び裁判官訴追委員会の平成16年度予定経費要求及び平成15年度予定経費補正要求（第１号）に関する件について決定した。

○平成16年１月19日（月）（第１回）

一、災害対策特別委員会、沖縄及び北方問題に関する特別委員会、金融問題及び経済活性化に関する特別委員会、政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会及びイラク人道復興支援活動等及び武力攻撃事態等への対処に関する特別委員会を設置し、委員の会派割当をそれぞれ次のとおりとすることに決定した。

災害対策特別委員会

自由民主党10人、民主党・新緑風会６人、公明党及び日本共産党各２人　計20人

沖縄及び北方問題に関する特別委員会

自由民主党９人、民主党・新緑風会５人、公明党及び日本共産党各２人、社会民主党・護憲連合及びみどりの会議各１人　計20人

金融問題及び経済活性化に関する特別委員会

自由民主党12人、民主党・新緑風会９人、公明党及び日本共産党各２人　計25人

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会

自由民主党17人、民主党・新緑風会10人、公明党及び日本共産党各３人、社会民主党・護憲連合及び無所属の会各１人　計35人

イラク人道復興支援活動等及び武力攻撃事態等への対処に関する特別委員会

自由民主党19人、民主党・新緑風会12人、公明党４人、日本共産党３人、社会民主党・護憲連合及び無所属の会各１人　計40人

一、次の構成により庶務関係小委員会及び図書館運営小委員会を設置することを決定した後、それぞれ小委員及び小委員長を選任した。

自由民主党８人、民主党・新緑風会５人、公明党及び日本共産党各１人　計15人

なお、各小委員の変更の件については、委員長に一任することに決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成16年１月22日（木）（第２回）

一、本会議における内閣総理大臣外３国務大臣の演説に対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、日取り　１月22日及び23日

ロ、時　間　自由民主党45分、民主党・新緑風会70分、公明党及び日本共産党各30分、社会民主党・護憲連合10分

ハ、人　数　自由民主党及び民主党・新緑風会各２人、公明党、日本共産党及び社会民主党・護憲連合各１人

ニ、順　序　１　民主党・新緑風会　２　自由民主党　３　公明党　４　日本共産党
５　民主党・新緑風会　６　自由民主党　７　社会民主党・護憲連合

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成16年１月23日（金）（第３回）

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成16年２月４日（水）（第４回）

一、理事の補欠選任を行った。

一、元本院副議長故阿具根登君に対し、院議をもって弔詞をささげることに決定した。

一、元議員故白木義一郎君に対し、院議をもって弔詞をささげることに決定した。

一、イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法第六条第一項の規定に基づき、自衛隊の部隊等による人道復興支援活動及び安全確保支援活動の各活動の実施に関し承認を求めるの件について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時　間　民主党・新緑風会15分、日本共産党10分

ロ、人　数　各派１人

ハ、順　序　大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成16年２月９日（月）（第５回）

一、裁判官訴追委員予備員、検察官適格審査会委員及び同予備委員の選任について決定した。

一、国土審議会特別委員の推薦について決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成16年２月16日（月）（第６回）

一、次の件について山崎内閣官房副長官、中島内閣府副大臣、谷畑厚生労働副大臣及び佐藤国土交通副大臣から説明を聴いた後、同意を与えることに決定した。

イ、検査官の任命同意に関する件

ロ、情報公開審査会委員の任命同意に関する件

ハ、労働保険審査会委員の任命同意に関する件
ニ、航空・鉄道事故調査委員会委員長及び同委員の任命同意に関する件
一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成16年２月27日（金）（第７回）
一、本会議における平成十四年度決算の概要についての財務大臣の報告に対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。
イ、時　間　自由民主党10分、民主党・新緑風会15分、公明党及び日本共産党各10分、社会民主党・護憲連合５分
ロ、人　数　各派１人
ハ、順　序　大会派順
一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成16年３月12日（金）（第８回）
一、中央選挙管理会委員及び同予備委員の指名について決定した。
一、平成十六年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案及び所得税法等の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。
イ、時　間　民主党・新緑風会15分
ロ、人　数　１人
一、本会議における平成十六年度地方財政計画についての総務大臣の報告とともに、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案、所得譲与税法案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案についてその趣旨の説明を聴取することとし、これらに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。
イ、時　間　民主党・新緑風会15分、日本共産党10分
ロ、人　数　各派１人
ハ、順　序　大会派順
一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成16年３月19日（金）（第９回）
一、義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。
イ、時　間　民主党・新緑風会15分
ロ、人　数　１人
一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成16年３月26日（金）（第10回）
一、理事の補欠選任を行った。

一、参議院事務局職員定員規程の一部改正に関する件について決定した。
一、議院に出頭する証人等の旅費及び日当支給規程の一部改正に関する件について決定した。
一、国会議員の資産等の公開に関する規程の一部改正に関する件について決定した。
一、国立国会図書館職員定員規程の一部改正を承認することに決定した。
一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成16年３月31日（水）（第11回）

一、次の件について山崎内閣官房副長官、中島内閣府副大臣、山口総務副大臣、伊藤内閣府副大臣、実川法務副大臣及び森厚生労働副大臣から説明を聴いた後、同意を与えることに決定した。
イ、人事官の任命同意に関する件
ロ、会計検査院情報公開審査会委員の任命同意に関する件
ハ、原子力安全委員会委員の任命同意に関する件
ニ、衆議院議員選挙区画定審議会委員の任命同意に関する件
ホ、公認会計士・監査審査会会長及び同委員の任命同意に関する件
ヘ、中央更生保護審査会委員の任命同意に関する件
ト、中央社会保険医療協議会委員の任命同意に関する件
一、**国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第15号）（衆議院提出）**を可決した。
（衆第15号）賛成会派　自民、民主、公明、共産
反対会派　なし
一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成16年４月２日（金）（第12回）

一、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律案及び外来生物種規制法案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。
イ、時　間　民主党・新緑風会15分
ロ、人　数　１人
一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成16年４月７日（水）（第13回）

一、出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案及び難民等の保護に関する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。
イ、時　間　民主党・新緑風会15分
ロ、人　数　１人
一、中小企業金融公庫法及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部を改正する法

律案及び中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時　間　民主党・新緑風会15分

ロ、人　数　１人

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成16年４月９日（金）（第14回）

○本日の本会議の議事に関する件について決定した

○平成16年４月14日（水）（第15回）

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成16年４月16日（金）（第16回）

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成16年４月21日（水）（第17回）

一、本会議におけるイラクにおける邦人人質事件等についての外務大臣の報告に対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時　間　民主党・新緑風会10分、日本共産党５分

ロ、人　数　各派１人

ハ、順　序　大会派順

一、私立学校法の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時　間　民主党・新緑風会15分

ロ、人　数　１人

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成16年４月23日（金）（第18回）

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成16年４月28日（水）（第19回）

一、高速道路株式会社法案、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法案、日本道路公団等の民営化に伴う道路関係法律の整備等に関する法律案及び日本道路公団等民営化関係法施行法案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時　間　自由民主党10分、民主党・新緑風会15分、日本共産党10分

ロ、人　数　各派１人

ハ、順　序　大会派順

一、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時　間　民主党・新緑風会15分、公明党及び日本共産党各10分
ロ、人　数　各派１人
ハ、順　序　大会派順

一、地方自治法の一部を改正する法律案、市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案及び市町村の合併の特例等に関する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。
イ、時　間　民主党・新緑風会15分
ロ、人　数　１人

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成16年５月12日（水）（第20回）

一、**国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第29号）（衆議院提出）**について提出者衆議院議院運営委員長武部勤君から趣旨説明を聴き、衆議院議院運営委員長代理小坂憲次君、同西博義君及び衆議院法制局当局に対し質疑を行った後、可決した。
〔質疑者〕井上哲士君（共産）
（衆第29号）賛成会派　自民、民主、公明
反対会派　共産

一、国民年金法等の一部を改正する法律案、年金積立金管理運用独立行政法人法案及び高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。
イ、時　間　自由民主党10分、民主党・新緑風会15分、公明党及び日本共産党各10分
ロ、人　数　各派１人
ハ、順　序　大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成16年５月14日（金）（第21回）

一、内閣委員長、財政金融委員長及び国家基本政策委員長の辞任及びその補欠選任について決定した。

一、構造改革特別区域法の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。
イ、時　間　民主党・新緑風会15分
ロ、人　数　１人

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成16年５月19日（水）（第22回）

一、日本ユネスコ国内委員会委員の選任について決定した。

一、国土審議会特別委員の推薦について決定した。

一、行政事件訴訟法の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時　間　民主党・新緑風会15分

ロ、人　数　１人

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成16年５月21日（金）（第23回）

一、国会議員の秘書の給与の支給等に関する規程の一部改正に関する件について決定した。

一、証券取引法等の一部を改正する法律案及び株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時　間　民主党・新緑風会15分

ロ、人　数　１人

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成16年５月26日（水）（第24回）

一、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律案、武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律案、武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律案、国際人道法の重大な違反行為の処罰に関する法律案、武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律案、武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律案、自衛隊法の一部を改正する法律案、日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定の締結について承認を求めるの件、千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書Ⅰ）の締結について承認を求めるの件及び千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の非国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書Ⅱ）の締結について承認を求めるの件について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時　間　民主党・新緑風会15分、公明党及び日本共産党各10分

ロ、人　数　各派１人

ハ、順　序　大会派順

一、本会議における内閣総理大臣の北朝鮮訪問に関する報告に対し、次の要領により質

疑を行うことに決定した。

イ、時　間　自由民主党10分、民主党・新緑風会15分、公明党及び日本共産党各10分

ロ、人　数　各派１人

ハ、順　序　大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成16年５月28日（金）（第25回）

一、金融機能の強化のための特別措置に関する法律案及び預金保険法の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時　間　民主党・新緑風会15分、日本共産党10分

ロ、人　数　各派１人

ハ、順　序　大会派順

一、農業協同組合法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時　間　民主党・新緑風会15分

ロ、人　数　１人

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成16年６月２日（水）（第26回）

一、北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会を設置し、委員の会派割当を次のとおりとすることに決定した。

自由民主党10人、民主党・新緑風会５人、公明党及び日本共産党各２人、社会民主党・護憲連合１人　計20人

一、景観法案、景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案及び都市緑地保全法等の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時　間　民主党・新緑風会15分

ロ、人　数　１人

一、公益通報者保護法案及び国の行政運営の適正化のための公益通報に関する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時　間　民主党・新緑風会15分、日本共産党10分

ロ、人　数　各派１人

ハ、順　序　大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成16年６月４日（金）（第27回）

一、厚生労働委員長国井正幸君解任決議案（藁科満治君君外10名発議）の委員会の審査を省略することに決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成16年６月５日（土）（第28回）

一、議長不信任決議案（藁科満治君外12名発議）の委員会の審査を省略することに決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成16年６月11日（金）（第29回）

一、次の件について伊藤内閣府副大臣、田端総務副大臣、稲葉文部科学副大臣、谷畑厚生労働副大臣及び佐藤国土交通副大臣から説明を聴いた後、同意を与えることに決定した。

イ、証券取引等監視委員会委員長及び同委員の任命同意に関する件

ロ、預金保険機構理事長及び同理事の任命同意に関する件

ハ、日本放送協会経営委員会委員の任命同意に関する件

ニ、宇宙開発委員会委員の任命同意に関する件

ホ、労働保険審査会委員の任命同意に関する件

ヘ、社会保険審査会委員の任命同意に関する件

ト、航空・鉄道事故調査委員会委員の任命同意に関する件

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成16年６月14日（月）（第30回）

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成16年６月16日（水）（第31回）

一、本会議において国際問題に関する調査会、国民生活・経済に関する調査会及び共生社会に関する調査会の報告を聴取することに決定した。

一、ユニバーサル社会の形成促進に関する決議案（勝木健司君外８名発議）の委員会の審査を省略することに決定した。

一、外国派遣議員の報告書を本委員会の会議録に掲載することに決定した。

一、議院及び国立国会図書館の運営に関する件の継続審査要求書を提出することに決定した。

一、閉会中における本委員会所管事項の取扱いについてはその処理を委員長に、小委員会所管事項の取扱いについてはその処理を小委員長にそれぞれ一任することに決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

庶務関係小委員会

○平成16年１月16日（金）（第158回国会閉会後第１回）

○参議院の平成16年度予定経費要求及び平成15年度予定経費補正要求（第１号）に関する件について協議決定した

図書館運営小委員会

○平成16年１月16日（金）（第158回国会閉会後第１回）

○国立国会図書館の平成16年度予定経費要求及び平成15年度予定経費補正要求（第１号）に関する件について協議決定した。

（３）議案の要旨

○成立した議案

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第15号）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、議長、副議長及び議員の歳費月額について、平成17年３月31日までの間、引き続き現行の削減措置を継続すること。

二、この法律は、平成16年４月１日から施行すること。

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第29号）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、給与の直接支給

議員秘書の給与は、直接、その全額を議員秘書に支給すること。ただし、法律等で定めるところにより控除されるものについては、この限りでないこと。

二、議員秘書の採用制限

１　国会議員は、65歳以上の者を議員秘書に採用することができないこと。

２　国会議員は、その配偶者を議員秘書に採用することができないこと。

三、兼職禁止

１　議員秘書は、他の職務に従事し、又は事業を営んではならないこと。

２　１にかかわらず、国会議員が議員秘書の職務の遂行に支障がないと認めて許可したときは、議員秘書は、他の職務に従事し、又は事業を営むことができること。

３　議員秘書は、２の許可を受けた場合には、その旨並びに兼職先、報酬の有無及び報酬の額等を記載した文書を議長に提出しなければならないこと。この文書は、公開すること。

四、寄附の勧誘又は要求の禁止

何人も、議員秘書に対して、当該国会議員がその役職員又は構成員である政党その他の政治団体又はその支部（当該国会議員に係る後援団体を含む。）に対する寄附を勧誘し、又は要求してはならないこと。

五、その他

１　この法律は、公布の日から施行すること。

２　この法律の施行の際現に他の職務に従事し、又は事業を営んでいる議員秘書の当該兼職については、平成16年12月31日までの間は、三を適用しないこと。

懲罰委員会

委員一覧（10名）

委員長	吉岡	吉典（共産）	久世	公堯（自民）	北澤	俊美（民主）
理　事	西田	吉宏（自民）	竹山	裕（自民）	草川	昭三（公明）
	青木	幹雄（自民）	中曽根	弘文（自民）		
	上杉	光弘（自民）	江田	五月（民主）		（召集日　現在）

災害対策特別委員会

委員一覧（20名）

委員長	日笠	勝之（公明）	小泉	顕雄（自民）	勝木	健司（民主）
理　事	大仁田	厚（自民）	田浦	直（自民）	藤原	正司（民主）
理　事	太田	豊秋（自民）	田村	公平（自民）	本田	良一（民主）
理　事	大渕	絹子（民主）	鶴保	庸介（自民）	簗瀬	進（民主）
理　事	白浜	一良（公明）	森下	博之（自民）	大沢	辰美（共産）
	加治屋	義人（自民）	山下	善彦（自民）	大門	実紀史（共産）
	柏村	武昭（自民）	今泉	昭（民主）		（16.1.19 現在）

（1）審議概観

第159回国会において本特別委員会に付託された法律案は、内閣提出１件及び衆議院提出（災害対策特別委員長）１件の合計２件であり、いずれも可決した。

また、本特別委員会付託の請願２種類５件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、防災対策推進地域の指定、防災対策推進基本計画の作成等について特別の措置を定めることにより、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進を図ることを目的とする**日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法案**が提出された。委員会においては、提出者衆議院災害対策特別委員長から趣旨説明を聴取し、討論の後、全会一致をもって可決された。

被災者生活再建支援法は、阪神・淡路大震災後、被災者の自立した生活再建を公的に支援する制度の創設が求められる中、議員立法により平成10年制定された。その際、住宅の再建に係る支援については、今後の検討課題と位置付けられ、検討が進められてきたが、平成15年７月の全国知事会において、都道府県が新たに基金を拠出して、公的支援による住宅再建支援制度を創設することが決議された。このような経緯を踏まえて、被災者の居住の安定の確保による自立した生活の開始を支援するため、被災者生活再建支援金の支給限度額について、100万円を300万円に、50万円を150万円にそれぞれ引き上げる等の措置を講じようとする**被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案**が提出された。委員会においては、法律案提出の経緯と創設される居住安定支援制度の内容、住宅本体の建築費等に対する公費支援の是非、支援金支給に係る年収・年齢要件等の見直し、住宅の耐震化の促進等について質疑が行われた。質疑終局後、修正案が提出され、採決の結果、修正案は否決され、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

〔国政調査等〕

３月17日、災害対策の基本施策について井上内閣府特命担当大臣から所信を、平成16年度防災関係予算について佐藤内閣府副大臣から説明を、それぞれ聴取した。

３月19日、質疑を行い、テロに対する政府の危機管理対策と近隣諸国との連携、東南海・南海地震防災対策特別措置法に対する附帯決議の実施状況、被災者生活再建支援法改正における住宅本体に対する公的支援措置の必要性、阪神・淡路大震災の災害公営住宅強制退去問題と災害援護資金貸付金償還問題、災害・有事における防災通信ネットワークの位置付けと整備・活用、超高層住宅の防火・消火態勢の現状と課題、三宅島噴火災害復興対策の取組状況と村民帰島プログラムの現状、地球温暖化による海面上昇・異常気象発生と防災課題、地震防災調査の定期的実施と防災水準評価の明確化の必要性、京阪神地域における広域的防災拠点整備の現状と緊要性、等の諸問題が取り上げられた。

（２）委員会経過

○平成16年１月19日（月）（第１回）

○特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成16年３月17日（水）（第２回）

○災害対策の基本施策に関する件について井上内閣府特命担当大臣から所信を聴いた。

○平成16年度防災関係予算に関する件について佐藤内閣府副大臣から説明を聴いた。

○平成16年３月19日（金）（第３回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○テロ災害対策に関する件、三宅島噴火災害対策に関する件、東南海・南海地震対策に関する件、被災者の住宅再建支援策に関する件、阪神・淡路大震災被災者に対する支援策に関する件、防災情報通信ネットワークの整備・活用に関する件、超高層住宅の防火対策に関する件、地球温暖化に伴う被害対策に関する件、津波対策に関する件等について井上内閣府特命担当大臣、佐藤内閣府副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕大渕絹子君（民主）、大沢辰美君（共産）、柏村武昭君（自民）、小泉顕雄君（自民）、白浜一良君（公明）

○**日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法案（衆第８号）（衆議院提出）**について提出者衆議院災害対策特別委員長堀込征雄君から趣旨説明を聴き、討論の後、可決した。

（衆第８号）賛成会派　自民、民主、公明、共産

反対会派　なし

○平成16年３月26日（金）（第４回）

○**被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案（閣法第４号）（衆議院送付）**について井上内閣府特命担当大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成16年３月29日（月）（第５回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案（閣法第４号）（衆議院送付）**について井上内閣府特命担当大臣、佐藤内閣府副大臣、石井財務副大臣、山口総務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕大仁田厚君（自民）、大渕絹子君（民主）、白浜一良君（公明）、大沢辰美君（共産）

（閣法第４号）賛成会派　自民、民主、公明、共産

反対会派　なし

なお、附帯決議を行った。

○平成16年６月16日（水）（第６回）

○請願第1075号外４件を審査した。

○災害対策樹立に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

○閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

（３）議案の要旨・附帯決議

○成立した議案

被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案（閣法第4号）

【要旨】

本法律案は、被災者の居住の安定の確保による自立した生活の再建を支援するため、被災者生活再建支援金の支給限度額を引き上げる等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、被災者生活再建支援金の支給限度額について、収入の合計額が500万円以下である世帯においては100万円を300万円に、収入の合計額が500万円を超え800万円以下である一定の世帯等においては50万円を150万円に、それぞれ引き上げる。

二、被災者生活再建支援基金を被災者生活再建支援法人に改める。

三、支援業務を運営するための運用資金を基金に改める。

四、都道府県が基金に充てるために必要な資金を被災者生活再建支援法人に対して拠出する場合においては、当該拠出に要する経費であって地方財政法第５条各号に規定する経費に該当しないものについても、地方債をもってその財源とすることができることとする。

五、この法律は、公布の日から起算して１月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点に留意し、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、被災世帯が円滑かつ速やかに支援金の支給を受けられるよう、概算払い制度の活用、書類の簡略化等による申請手続の簡素化を図るなど、運用上十分配慮すること。

また、生活再建のためのニーズは被災世帯により多様であることを考慮し、弾力的な運用を図るよう努めること。

二、居住安定支援制度の創設の趣旨及び内容について、国民及び地方公共団体等への周知徹底に万全を期すること。

また、業務量の増大が見込まれる被災地方公共団体等に対して、適切な支援が行われるよう検討すること。

三、大規模地震から国民の生命、財産を守るため、災害時に防災拠点となる公共施設等の耐震化を急ぐとともに、住宅、特に個人住宅の耐震化に関する意識啓発に努め、その耐震化の普及促進を図ること。

四、阪神・淡路大震災のような大規模災害が発生した場合は、阪神・淡路大震災における支援措置を参考として、必要な措置を検討すること。

五、地方公共団体が、被災者の居住の安定と被災地域の復興に係る被災者や被災地域のニーズ、状況を踏まえた支援制度等を実施する場合には、地方公共団体との役割分担を踏ま

えつつ、適切な配慮を行うものとすること。

六、居住安定支援制度等の充実を図るため、本法の施行後４年を目途として、制度の施行状況等を勘案し、制度の見直しを行うなどの総合的な検討を加えること。

右決議する。

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法案（衆第8号）

【要旨】

本法律案は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、特別の措置を定めることにより、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進を図ることを目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、内閣総理大臣は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の地震防災対策を推進する必要がある地域を、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）として指定する。

二、中央防災会議は、推進地域の指定があったときは、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画を作成する。

三、指定行政機関の長、指定公共機関、地方防災会議等は、推進地域の指定があったときは、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画として、防災業務計画、地域防災計画等において、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項、津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項等を定める。

四、推進地域内において津波に係る地震防災対策を講ずべき者で、不特定多数の者が出入りする施設、鉄道事業等を管理、運営する者は、津波からの円滑な避難の確保に関する事項等を定めた日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策計画を作成し、都道県知事に届け出る。

五、国は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する観測及び測量のための施設等の整備に努める。

六、国及び地方公共団体は、推進地域において、避難地等の地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に努める。また、積雪寒冷地域における当該施設等の整備に当たっては、交通、通信その他地震防災上必要な機能の確保に配慮する。

七、国は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進のため必要な財政上及び金融上の配慮をする。

八、この法律は、公布の日から起算して１年６月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

沖縄及び北方問題に関する特別委員会

委員一覧（20名）

委員長	谷林	正昭（民主）	伊達	忠一（自民）	山根	隆治（民主）
理　事	中川	義雄（自民）	仲道	俊哉（自民）	風間	昶（公明）
理　事	西銘	順志郎（自民）	西田	吉宏（自民）	紙	智子（共産）
理　事	榛葉	賀津也（民主）	三浦	一水（自民）	小泉	親司（共産）
理　事	遠山	清彦（公明）	森山	裕（自民）	大田	昌秀（社民）
	入澤	肇（自民）	伊藤	基隆（民主）	中村	敦夫（みどり）
	後藤	博子（自民）	木俣	佳丈（民主）		（16.1.19 現在）

（1）審議概観

第159回国会において、本特別委員会に付託された法律案はなかった。

また、本特別委員会付託の請願２種類２件のうち、１種類１件を採択した。

〔国政調査等〕

３月17日、沖縄及び北方問題に関しての施策について、茂木沖縄及び北方対策担当大臣、川口外務大臣から所信を聴取した。

３月25日、予算委員会から委嘱された平成16年度内閣府（内閣本府（沖縄関係経費）、北方対策本部、沖縄総合事務局）予算等の審査を行い、三位一体改革と沖縄振興計画の両立、沖縄県内で実施する建設工事における県内建設業者の受注機会確保のための施策、沖縄の特殊事情を踏まえた沖縄予算への特別な配慮の必要性、沖縄駐留米軍で働く日本人の雇用・待遇、沖縄特別振興対策調整費の在り方、沖縄における構造改革特区をめぐる状況、有事に強い沖縄の在り方、那覇空港拡張の必要性、沖縄の認可保育所の整備が後れた理由と今後の対応、ＳＡＣＯ最終報告と普天間飛行場代替施設との関係、米軍基地の存在と県民経済、沖縄科学技術大学院大学関連経費の内訳と今後の運営経費の確保、泡瀬干潟における新種の希少生物種の保全の必要性、北方領土隣接地域の振興策、北方四島への自由訪問の内容の見直し、サハリン石油開発をめぐる諸問題などについて質疑を行った。

同日、第158回国会閉会中の１月13日から同月15日に実施した沖縄の振興開発及び基地問題等に関する実情調査のための委員派遣について、派遣委員より報告を聴取した。

同日、沖縄及び北方問題に関しての施策について質疑を行い、中国人による尖閣諸島への不法上陸問題、米国政府による普天間飛行場代替施設建設計画の見直し打診報道の事実関係、日米地位協定刑事裁判手続の改善をめぐる協議状況、ボリビア沖縄移民居住地の道路整備へのＯＤＡによる支援、沖縄問題に対する沖縄担当大臣と外務大臣の所見、沖縄の特殊事情を踏まえた沖縄予算への特別な配慮の必要性、三位一体改革の中での沖縄の離島振興の在り方、離島の市町村合併のメリット、刑事裁判手続きの改善に関する日米合同委

員会合意（1995年10月）の対象犯罪類型増加に向けた取組、日米地位協定の改定手続、米国政府による海外駐留米軍再編に伴う在沖米軍削減の見通し、米太平洋軍海兵隊司令官による在沖米軍と自衛隊の基地共同使用構想、普天間飛行場代替施設建設予定地の作業ヤード建設と環境影響評価、米軍機の下地島空港への強行着陸問題、沖縄科学技術大学院大学関連経費の内訳、普天間飛行場代替施設の民間部分事業主体を防衛施設庁とする法的根拠と運営経費負担の在り方、プーチン大統領再選後の日露関係などが取り上げられた。

（２）委員会経過

○平成16年１月19日（月）（第１回）

○特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成16年３月17日（水）（第２回）

○沖縄及び北方問題に関しての施策に関する件について茂木内閣府特命担当大臣及び川口外務大臣から所信を聴いた。

○平成16年３月25日（木）（第３回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**平成十六年度一般会計予算（衆議院送付）**
平成十六年度特別会計予算（衆議院送付）
平成十六年度政府関係機関予算（衆議院送付）
（内閣府所管（内閣本府（沖縄関係経費）、北方対策本部、沖縄総合事務局）及び沖縄振興開発金融公庫）について茂木内閣府特命担当大臣から説明を聴いた後、同大臣、中島内閣府副大臣、宮腰内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕西銘順志郎君（自民）、榛葉賀津也君（民主）、遠山清彦君（公明）、紙智子君（共産）、大田昌秀君（社民）、中村敦夫君（みどり）

本委員会における委嘱審査は終了した。

○派遣委員から報告を聴いた。

○沖縄及び北方問題に関しての施策に関する件について川口外務大臣、茂木内閣府特命担当大臣、阿部外務副大臣、中島内閣府副大臣、宮腰内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕西銘順志郎君（自民）、伊藤基隆君（民主）、遠山清彦君（公明）、小泉親司君（共産）、大田昌秀君（社民）、中村敦夫君（みどり）

○平成16年６月16日（水）（第４回）

○請願第1850号は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第1432号を審査した。

○沖縄及び北方問題に関しての対策樹立に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

金融問題及び経済活性化に関する特別委員会

委員一覧（25名）

委員長	櫻井	充（民主）	清水	達雄（自民）	大脇	雅子（民主）
理　事	日出	英輔（自民）	関口	昌一（自民）	直嶋	正行（民主）
理　事	森田	次夫（自民）	田中	直紀（自民）	松岡	滿壽男（民主）
理　事	吉村	剛太郎（自民）	野上	浩太郎（自民）	加藤	修一（公明）
理　事	大塚	耕平（民主）	林	芳正（自民）	千葉	国男（公明）
理　事	平野	達男（民主）	福島	啓史郎（自民）	池田	幹幸（共産）
	河本	英典（自民）	浅尾	慶一郎（民主）	小池	晃（共産）
	岸	宏一（自民）	海野	徹（民主）		
	小林	温（自民）	大江	康弘（民主）		（16.1.19 現在）

（1）審議概観

第159回国会において、本特別委員会に付託された法律案及び請願はなかった。

〔国政調査等〕

４月19日、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第５条の規定に基づく**破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告**（平成15年12月19日提出）について、竹中内閣府特命担当大臣から説明を聴取した。報告の内容は、①新生銀行及びあおぞら銀行からの預金保険機構による瑕疵担保条項に基づく債権買取りの状況、②預金保険機構による資金援助等の実施状況お呼び公的資金の使用状況、③預金保険法第102条に基づく公的資本増強に係る取組みについて等である。

説明聴取の後、金融検査マニュアル改定による借り手への影響と効果、会計監査人制度の検討状況と運用課題、足利銀行に関する金融検査と会計監査の結果に大きな乖離が生じた理由、ペイオフ解禁に向けた中小金融機関の体制整備の状況、リレーションシップバンキングの目指すべき方向性等について質疑を行った。

（２）委員会経過

○平成16年１月19日（月）（第１回）

○特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成16年４月19日（月）（第２回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第五条の規定に基づく破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告に関する件について竹中内閣府特命担当大臣から説明を聴いた後、同大臣、谷垣財務大臣、伊藤内閣府副大臣、政府参考人及び参考人預金保険機構理事長松田昇君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕小林温君（自民）、大塚耕平君（民主）、平野達男君（民主）、千葉国男君（公明）、池田幹幸君（共産）

○平成16年５月14日（金）（第３回）

○特別委員長の辞任を許可し、補欠選任を行った。

○平成16年６月16日（水）（第４回）

○金融問題及び経済活性化に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会

委員一覧（35名）

委員長	沓掛	哲男（自民）	尾辻	秀久（自民）	松井	孝治（民主）
理　事	有村	治子（自民）	扇	千景（自民）	円	より子（民主）
理　事	木村	仁（自民）	岡田	広（自民）	山下	八洲夫（民主）
理　事	田村	公平（自民）	柏村	武昭（自民）	山本	孝史（民主）
理　事	小川	勝也（民主）	陣内	孝雄（自民）	藁科	滿治（民主）
理　事	佐藤	道夫（民主）	段本	幸男（自民）	木庭	健太郎（公明）
理　事	森本	晃司（公明）	藤井	基之（自民）	山本	保（公明）
理　事	池田	幹幸（共産）	矢野	哲朗（自民）	井上	哲士（共産）
	阿南	一成（自民）	吉田	博美（自民）	八田	ひろ子（共産）
	愛知	治郎（自民）	齋藤	勁（民主）	又市	征治（社民）
	岩井	國臣（自民）	高嶋	良充（民主）	椎名	素夫（無会）
	岩城	光英（自民）	平田	健二（民主）		（16.1.20 現在）

（1）審議概観

第159回国会において本特別委員会に付託された法律案はなく、付託された請願２種類22件は、いずれも保留とした。

〔国政調査等〕

６月11日、第43回衆議院議員総選挙及び第19回最高裁判所裁判官国民審査の執行状況について麻生総務大臣から、第43回衆議院議員総選挙違反取締り状況について政府参考人から、それぞれ報告を聴取した。

（2）委員会経過

○平成16年１月19日（月）（第１回）

○特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成16年６月11日（金）（第２回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○第43回衆議院議員総選挙の執行状況並びに選挙違反取締り状況に関する件について麻生総務大臣及び政府参考人から報告を聴いた。

○平成16年６月16日（水）（第３回）

○請願第1597号外21件を審査した。

○政治倫理の確立及び選挙制度に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

イラク人道復興支援活動等及び武力攻撃事態等への対処に関する特別委員会

委員一覧（40名）

委員長	清水	達雄（自民）	中原	爽（自民）	田村	秀昭（民主）
理　事	田村	公平（自民）	西銘	順志郎（自民）	高橋	千秋（民主）
理　事	常田	享詳（自民）	野上	浩太郎（自民）	ツルネン	マルテイ（民主）
理　事	舛添	要一（自民）	福島	啓史郎（自民）	辻	泰弘（民主）
理　事	山内	俊夫（自民）	藤野	公孝（自民）	森	ゆうこ（民主）
理　事	齋藤	勁（民主）	松村	龍二（自民）	荒木	清寛（公明）
理　事	若林	秀樹（民主）	三浦	一水（自民）	遠山	清彦（公明）
理　事	高野	博師（公明）	森田	次夫（自民）	森本	晃司（公明）
理　事	小泉	親司（共産）	山崎	力（自民）	池田	幹幸（共産）
	有村	治子（自民）	池口	修次（民主）	吉岡	吉典（共産）
	大野	つや子（自民）	岩本	司（民主）	大田	昌秀（社民）
	小泉	顕雄（自民）	神本	美恵子（民主）	山本	正和（無会）
	後藤	博子（自民）	佐藤	道夫（民主）		
	田浦	直（自民）	榛葉	賀津也（民主）		

（16.1.20 現在）

（1）審議概観

第159会国会において本特別委員会に付託された案件は、内閣提出法律案７件、条約３件及び承認案件１件の合計11件であり、いずれも可決または承認した。

また、本特別委員会付託の請願37種類349件は、いずれも保留とした。

〔法律案等の審査〕

イラク人道復興支援特措法に基づく国会承認　**イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法第六条第一項の規定に基づき、自衛隊の部隊等による人道復興支援活動及び安全確保支援活動の各活動の実施に関し承認を求めるの件**は、イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法第８条第２項の規定に基づき、自衛隊の部隊等が人道復興支援活動及び安全確保支援活動の各活動を実施することとしたため、同法第６条第１項の規定により国会の承認を求めるものである。

委員会においては、小泉内閣総理大臣、石破防衛庁長官等に対する質疑が行われるとともに、参考人からの意見聴取を行った。委員会では、イラクへの自衛隊派遣に関する基本的な考え方、基本計画の変更と国会承認、自衛隊の任務終了の条件、自衛隊員の安全確保、部隊行動基準と武器使用の在り方、自衛隊員への劣化ウラン弾対策、陸上自衛隊の宿営地設営をめぐる問題、派遣自衛隊員の法的地位、自衛隊派遣に伴う地元住民の雇用創出、米

英等の対イラク武力行使の正当性と大量破壊兵器をめぐる問題、イラク復興支援の在り方等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって承認された。

事態対処法制関連法案・条約　平成15年６月６日、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（事態対処法）が参議院本会議で可決、成立した。事態対処法は、我が国の平和と独立を守り、国及び国民の安全を保つため、我が国に対する外部からの武力攻撃に際して、武力攻撃事態等への対処につき基本理念、国及び地方公共団体等の責務、国民の協力その他の基本となる事項を定めることで、対処の態勢を整備し、あわせて武力攻撃事態等への対処に必要となる法制の整備に関する事項を定める、武力攻撃事態等への対処に関して必要となる法制（事態対処法制）の基本法である。事態対処法には、事態対処法制の整備について規定があるが、このうち、国民保護法制については衆参の特別委員会の附帯決議において事態対処法施行後１年以内を整備目標とすることとされた。

事態対処法成立後、政府は、国民保護法制整備本部（本部長・福田内閣官房長官）において国民保護法制の整備に向けて地方公共団体、関係団体・団体及び有識者との意見交換等を行い、３月９日には国民保護法制を含む事態対処法制関連７法案・３条約は衆議院に提出された。

事態対処法制は、４つのカテゴリーに分けることができるが、それぞれに該当する法案・条約の概略は次のとおりである。

１．国民の保護のための法制

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律案は、武力攻撃事態等において、武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、武力攻撃の国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするための措置を的確かつ迅速に実施することができるよう、これらの事項に関し、国、地方公共団体等の責務、国民の協力、住民の避難に関する措置、避難住民等の救援に関する措置、武力攻撃災害への対処に関する措置について定めるとともに、緊急対処事態においても同様の措置を講ずること、その他必要な事項について定めるものである。

２．自衛隊及び米軍の行動の円滑化に関する法制

武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律案は、武力攻撃事態に際して、外国軍用品等の海上輸送を規制するため、防衛出動を命ぜられた海上自衛隊の部隊が実施する停船検査及び回航措置の手続並びに防衛庁に設置する外国軍用品審判所における審判の手続等を定めるものである。

武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律案は、武力攻撃事態等において、我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に資するため、日米安保条約に従って我が国に対する外部からの武力攻撃を排除するために必要な米軍の行動が円

滑かつ効果的に実施されるための措置その他の当該行動に伴い我が国が実施する措置について定めるものである。

自衛隊法の一部を改正する法律案は、日米物品役務相互提供協定改正協定に定める物品・役務の提供を実際に自衛隊が行うことができるようにするためのものであり、新たに協定の適用範囲となる活動のうち、米軍行動関連措置法案において措置されることとなる「武力攻撃事態等に対応する活動」以外の活動について、自衛隊が米軍に対して行う物品・役務の提供権限を整備し、併せて協定の改正により所要の規定の整備を行うものである。

日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定は、現行協定が定める日米共同訓練、国連平和維持活動等に関する自衛隊と米軍との間における物品役務の相互提供の枠組みを、事態対処法の成立、自衛隊と米軍との間の接触・協力の機会の増大等を受けて、武力攻撃事態等並びに国際の平和及び安全に寄与するための国際社会の努力の促進、大規模災害への対処その他の目的のための活動を行う自衛隊と米軍との間の物品役務の相互提供にも適用するため、現行協定を改正するものである。

３．交通及び通信の総合的な調整等に関する法制

武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律案は、武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用等に関し、その総合的な調整を図り、もって対処措置等の的確かつ迅速な実施を図るため、指針の策定その他の必要な事項について定めるものである。

４．国際人道法制

武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律案は、武力攻撃に際して、これを排除するために必要な自衛隊の行動が円滑かつ効果的に実施されるようにするとともに、「捕虜の待遇に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ条約」その他の捕虜等の取扱いに係る国際人道法の的確な実施を確保するため、武力攻撃事態における捕虜等の拘束、抑留その他の取扱いに関し必要な事項を定めるものである。

国際人道法の重大な違反行為の処罰に関する法律案は、武力攻撃事態等への対処に関して必要となる法制を整備するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施が確保されることが重要であることにかんがみ、これらの国際人道法に規定する重大な違反行為についての処罰規定を整備するものである。

千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書Ⅰ）は、千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約を補完し及び拡充することによって、国際的な武力紛争の犠牲者を一層保護することを目的とし、傷病者、捕虜、文民等の保護、戦闘の方法・手段の規制等について規定するものであり、**千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の非国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書Ⅱ）**は、いわゆる内乱等の非国際的な武力紛争の犠牲者を一層保護す

ることを目的とし、傷病者、文民等の保護、戦闘の方法の規制等について規定するものである。

衆議院は、４月13日から以上10案件の審議に入り、５月20日、国民保護法案及び特定公共施設利用法案は修正、他の５法案・３条約は可決又は承認の上、本院に送付された。

国民保護法案の修正は、①緊急対処事態の認定についての国会の事後承認、緊急対処事態対処措置の国会の議決による終了の規定を事態対処法に盛り込むこと、②国の現地対策本部の設置に関する規定を追加すること、③国民保護措置の訓練について防災訓練との有機的連携に配慮し、当該訓練に係る国の財政措置の規定を追加すること等であり、特定公共施設利用法案の修正は、緊急対処事態の定義規定の引用条文の変更に関するものである。

なお、昨年の事態対処法案等の審査時に与党と民主党の修正協議において、緊急対処事態に係る基本法制及び危機管理組織のあり方について検討することが合意されていたが、さらに与党（自民・公明）と民主党は、本年４月９日、①「緊急事態基本法（仮称）」の必要性を認識し、制定する、②基本法骨子案については７法案・３条約の衆議院通過までに取りまとめる、③基本法は、次期通常国会会期末までに成立を図るとの合意に達し、５月20日、３党の幹事長は、（イ）緊急事態の定義、（ロ）緊急事態における基本的人権の尊重、（ハ）緊急事態における国、地方公共団体の責務及び国民の役割、（ニ）緊急事態における国会の関与、（ホ）緊急事態における内閣総理大臣の権限、（ヘ）緊急事態における体制の整備を内容とする「緊急事態基本法（骨子）」を了承し、次期通常国会で成立を図ることを合意する旨の覚書を取り交わした。

委員会では、国民保護法案外９案件が一括して議題とされ、政府から順次趣旨説明を聴取するとともに、国民保護法案及び特定公共施設利用法案の衆議院における修正部分について、修正案提出者衆議院議員 久間章生君より、説明を聴取した後、小泉内閣総理大臣に対する質疑が行われたのをはじめ、井上国務大臣、石破防衛庁長官、川口外務大臣、細田内閣官房長官、関係大臣等に対して質疑が行われた。また、参考人として、京都大学大学院人間・環境学研究科教授 西井正弘君、松阪大学政策学部教授 浜谷英博君、国際連合大学客員教授 北海道大学大学院国際広報メディア研究科客員教授 山中燁子君、弁護士 自由法曹団平和・有事法対策本部副本部長 田中隆君から意見を聴取した。

委員会においては、憲法と有事法制との関係、有事法制についての国民の理解、武力攻撃事態の具体的な想定と国民の保護のための措置の実効性、我が国への大規模侵略の可能性、国民保護措置の実施に当たっての基本的人権の尊重と迅速な権利救済策、国民の保護に関する基本指針、計画等の策定スケジュール、武力攻撃事態における国と地方の役割分担、国民の協力と役割、緊急事態基本法案を具体化するに当たっての小泉総理の決意、緊急事態における体制の整備と危機管理庁の設置の必要性、周辺事態と特定公共施設利用法案の適用関係、非核三原則と有事における自治体の港湾管理権限の制限、米艦船に対する

攻撃と武力攻撃事態の発生との関係、日米共同対処時における指揮権の所在、海上輸送規制措置の国際法・憲法上の根拠、海上輸送規制措置の実施区域の範囲、自衛隊が武力攻撃事態のために米軍に提供した弾薬の目的外使用、武力攻撃事態等における米軍への物品役務の提供、日米物品役務相互提供協定の経緯、米軍によるイラク人捕虜虐待問題、日米共同対処時の米軍の国際人道法違反への対応、無防備地区の宣言における自治体の関与と米軍施設との関係、戦争犯罪における上官命令・上官責任問題、国際刑事裁判所規程の早期締結等について質疑が行われた。

討論の後、国民保護法案、米軍行動関連措置法案、特定公共施設利用法案、国際人道法違反処罰法案、海上輸送規制法案、捕虜取扱い法案 及び自衛隊法改正案は、多数をもって可決され、日米物品役務相互提供協定の改正協定は、多数をもって、ジュネーヴ諸条約第一追加議定書及び第二追加議定書は、全会一致をもって、いずれも承認された。

なお、国民保護法案に対し、国民の保護に関する業務計画の作成に際し、業務に従事する者等の意見の聴取する機会の確保に配慮すること、国民の保護に関する基本指針の策定に際し、地方公共団体、国民の意見等を幅広く聴取すること、緊急事態の迅速・適切に対処するため、官邸機能の強化と既存の組織の見直すこと等の９項目からなる附帯決議を行った。

〔国政調査等〕

２月25日、イラクにおける自衛隊の部隊の活動状況及び治安情勢等について政府参考人から報告を聴取した後、質疑を行った。

４月５日、イラクにおける自衛隊の部隊の活動状況及び治安情勢等について政府参考人から報告を聴取した後、質疑を行った。

４月15日、在イラク邦人人質事件並びにイラクにおける自衛隊の部隊の活動状況及び治安情勢等について川口外務大臣及び政府参考人から報告を聴取した後、質疑を行った。

５月19日、イラクにおける外務省職員殺害事件等について質疑を行った。

６月15日、イラクにおいて被弾した外交官乗車車両の視察を行った。

（２）委員会経過

○平成16年１月19日（月）（第１回）

○特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成16年２月４日（水）（第２回）

○**イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法第六条第一項の規定に基づき、自衛隊の部隊等による人道復興支援活動及び安全確保支援活動の各活動の実施に関し承認を求めるの件（閣承認第１号）（衆議院送付）**について石破防衛庁長官から趣旨説明を聴いた。

○また、同件について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成16年２月５日（木）（第３回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法第六条第一項の規定に基づき、自衛隊の部隊等による人道復興支援活動及び安全確保支援活動の各活動の実施に関し承認を求めるの件（閣承認第１号）（衆議院送付）**について小泉内閣総理大臣、石破防衛庁長官、川口外務大臣、福田内閣官房長官及び政府参考人に対し質疑を行った。

・内閣総理大臣に対する質疑（ＮＨＫ中継）

〔質疑者〕舛添要一君（自民）、※月原茂皓君（自民）、齋藤勁君（民主）、※若林秀樹君（民主）、高野博師君（公明）、宮本岳志君（共産）、大田昌秀君（社民）、山本正和君（無会）　※関連質疑

・内閣総理大臣に対する質疑

〔質疑者〕月原茂皓君（自民）、齋藤勁君（民主）、若林秀樹君（民主）、高野博師君（公明）、吉岡吉典君（共産）、大田昌秀君（社民）、山本正和君（無会）

○平成16年２月６日（金）（第４回）

○**イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法第六条第一項の規定に基づき、自衛隊の部隊等による人道復興支援活動及び安全確保支援活動の各活動の実施に関し承認を求めるの件（閣承認第１号）（衆議院送付）**について石破防衛庁長官、川口外務大臣、福田内閣官房長官、秋山内閣法制局長官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕榛葉賀津也君（民主）、森ゆうこ君（民主）、池口修次君（民主）、岩本司君（民主）、吉岡吉典君（共産）、小泉親司君（共産）、大田昌秀君（社民）、山本正和君（無会）

○平成16年２月９日（月）（第５回）

○**イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法第**

六条第一項の規定に基づき、自衛隊の部隊等による人道復興支援活動及び安全確保支援活動の各活動の実施に関し承認を求めるの件（閣承認第１号）（衆議院送付）について参考人財団法人平和・安全保障研究所理事長渡辺昭夫君、独立行政法人日本貿易振興機構アジア経済研究所地域研究センター参事酒井啓子君、国際政治・軍事アナリスト小川和久君及び専修大学法学部教授小田中聰樹君から意見を聴き、各参考人に対し質疑を行い、小泉内閣総理大臣、川口外務大臣、石破防衛庁長官、福田内閣官房長官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、承認すべきものと議決した。

・参考人に対する質疑

〔質疑者〕山崎力君（自民）、神本美恵子君（民主）、遠山清彦君（公明）、池田幹幸君（共産）、大田昌秀君（社民）、山本正和君（無会）

・内閣総理大臣に対する質疑

〔質疑者〕福島啓史郎君（自民）、平野達男君（民主）、佐藤道夫君（民主）、若林秀樹君（民主）、遠山清彦君（公明）、吉岡吉典君（共産）、小泉親司君（共産）、大田昌秀君（社民）、山本正和君（無会）

（閣承認第１号）賛成会派　自民、公明

反対会派　民主、共産、社民、無会

○平成16年２月25日（水）（第６回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○イラクにおける自衛隊の部隊の活動状況及び治安情勢等に関する件について政府参考人から報告を聴いた後、川口外務大臣、石破防衛庁長官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕舛添要一君（自民）、ツルネンマルテイ君（民主）、平野達男君（民主）、山口那津男君（公明）、小泉親司君（共産）、大田昌秀君（社民）、山本正和君（無会）

○平成16年４月５日（月）（第７回）

○イラクにおける自衛隊の部隊の活動状況及び治安情勢等に関する件について政府参考人から報告を聴いた後、川口外務大臣、石破防衛庁長官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕舛添要一君（自民）、若林秀樹君（民主）、榛葉賀津也君（民主）、山本保君（公明）、小泉親司君（共産）、大田昌秀君（社民）、山本正和君（無会）

○平成16年４月15日（木）（第８回）

○在イラク邦人人質事件に関する件及びイラクにおける自衛隊の部隊の活動状況及び治安情勢等に関する件について川口外務大臣及び政府参考人から報告を聴いた後、川口外務大臣、石破防衛庁長官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕田村公平君（自民）、齋藤勁君（民主）、高野博師君（公明）、小泉親司

君（共産）、大田昌秀君（社民）、山本正和君（無会）

○平成16年５月19日（水）（第９回）

○イラクにおける外務省職員殺害事件等に関する件について石破防衛庁長官、川口外務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕齋藤勁君（民主）、若林秀樹君（民主）、小泉親司君（共産）、大田昌秀君（社民）、山本正和君（無会）

○平成16年５月26日（水）（第10回）

○理事の補欠選任を行った。

○**武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律案（閣法第98号）（衆議院送付）**

武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律案（閣法第99号）（衆議院送付）

武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律案（閣法第100号）（衆議院送付）

国際人道法の重大な違反行為の処罰に関する法律案（閣法第101号）（衆議院送付）

以上４案について井上国務大臣から趣旨説明を聴き、

武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律案（閣法第102号）（衆議院送付）

武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律案（閣法第103号）（衆議院送付）

自衛隊法の一部を改正する法律案（閣法第104号）（衆議院送付）

以上３案について石破防衛庁長官から趣旨説明を聴き、

日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定の締結について承認を求めるの件（閣条第10号）（衆議院送付）

千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書Ⅰ）の締結について承認を求めるの件（閣条第11号）（衆議院送付）

千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の非国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書Ⅱ）の締結について承認を求めるの件（閣条第12号）（衆議院送付）

以上３件について川口外務大臣から趣旨説明を聴き、

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律案（閣法第98号）（衆議院送付）

武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律案（閣法第100号）（衆議院送付）

以上両案の衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員久間章生君から説明を聴いた。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○平成16年５月27日（木）（第11回）

○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律案（閣法第98号）（衆議院送付）

武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律案（閣法第99号）（衆議院送付）

武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律案（閣法第100号）（衆議院送付）

国際人道法の重大な違反行為の処罰に関する法律案（閣法第101号）（衆議院送付）

武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律案（閣法第102号）（衆議院送付）

武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律案（閣法第103号）（衆議院送付）

自衛隊法の一部を改正する法律案（閣法第104号）（衆議院送付）

日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定の締結について承認を求めるの件（閣条第10号）（衆議院送付）

千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書Ⅰ）の締結について承認を求めるの件（閣条第11号）（衆議院送付）

千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の非国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書Ⅱ）の締結について承認を求めるの件（閣条第12号）（衆議院送付）

以上10案件について小泉内閣総理大臣、井上国務大臣、川口外務大臣、石破防衛庁長官、細田内閣官房長官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕舛添要一君（自民）、齋藤勁君（民主）、高野博師君（公明）、小泉親司君（共産）、大田昌秀君（社民）、山本正和君（無会）

○平成16年５月28日（金）（第12回）

○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律案（閣法第98号）（衆議院送付）

武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律案（閣法第99号）（衆議院送付）

武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律案（閣法第100号）（衆議院送付）

国際人道法の重大な違反行為の処罰に関する法律案（閣法第101号）（衆議院送付）

武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律案（閣法第102号）（衆議院送付）

武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律案（閣法第103号）（衆議院送付）

自衛隊法の一部を改正する法律案（閣法第104号）（衆議院送付）
日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定の締結について承認を求めるの件（閣条第10号）（衆議院送付）
千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書Ⅰ）の締結について承認を求めるの件（閣条第11号）（衆議院送付）
千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の非国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書Ⅱ）の締結について承認を求めるの件（閣条第12号）（衆議院送付）

以上10案件について修正案提出者衆議院議員前原誠司君、井上国務大臣、川口外務大臣、石破防衛庁長官、小野国家公安委員会委員長、麻生総務大臣、坂口厚生労働大臣、実川法務副大臣、鶴保国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕山崎力君（自民）、榛葉賀津也君（民主）、森ゆうこ君（民主）、遠山清彦君（公明）、吉岡吉典君（共産）、大田昌秀君（社民）、山本正和君（無会）

○平成16年６月１日（火）（第13回）

○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律案（閣法第98号）（衆議院送付）
武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律案（閣法第99号）（衆議院送付）
武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律案（閣法第100号）（衆議院送付）
国際人道法の重大な違反行為の処罰に関する法律案（閣法第101号）（衆議院送付）
武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律案（閣法第102号）（衆議院送付）
武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律案（閣法第103号）（衆議院送付）
自衛隊法の一部を改正する法律案（閣法第104号）（衆議院送付）
日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定の締結について承認を求めるの件（閣条第10号）（衆議院送付）
千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書Ⅰ）の締結について承認を求めるの件（閣条第11号）（衆議院送付）
千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の非国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書Ⅱ）の締結について承認を求めるの件（閣条第12号）（衆

議院送付）

以上10案件について川口外務大臣、井上国務大臣、石破防衛庁長官、秋山内閣法制局長官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕神本美恵子君（民主）、若林秀樹君（民主）、小泉親司君（共産）、大田昌秀君（社民）

○平成16年６月２日（水）（第14回）

○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律案（閣法第98号）（衆議院送付）

武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律案（閣法第99号）（衆議院送付）

武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律案（閣法第100号）（衆議院送付）

国際人道法の重大な違反行為の処罰に関する法律案（閣法第101号）（衆議院送付）

武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律案（閣法第102号）（衆議院送付）

武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律案（閣法第103号）（衆議院送付）

自衛隊法の一部を改正する法律案（閣法第104号）（衆議院送付）

日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定の締結について承認を求めるの件（閣条第10号）（衆議院送付）

千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書Ⅰ）の締結について承認を求めるの件（閣条第11号）（衆議院送付）

千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の非国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書Ⅱ）の締結について承認を求めるの件（閣条第12号）（衆議院送付）

以上10案件について井上国務大臣、川口外務大臣、石破防衛庁長官、阿部外務副大臣、秋山内閣法制局長官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕榛葉賀津也君（民主）、平野達男君（民主）、井上哲士君（共産）、小泉親司君（共産）、三浦一水君（自民）、山口那津男君（公明）、大田昌秀君（社民）、山本正和君（無会）

○平成16年６月３日（木）（第15回）

○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律案（閣法第98号）（衆議院送付）

武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律案（閣法第99号）（衆議院送付）

武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律案（閣法第100号）（衆議

院送付）
国際人道法の重大な違反行為の処罰に関する法律案（閣法第101号）（衆議院送付）
武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律案（閣法第102号）（衆議院送付）
武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律案（閣法第103号）（衆議院送付）
自衛隊法の一部を改正する法律案（閣法第104号）（衆議院送付）
日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定の締結について承認を求めるの件（閣条第10号）（衆議院送付）
千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書Ⅰ）の締結について承認を求めるの件（閣条第11号）（衆議院送付）
千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の非国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書Ⅱ）の締結について承認を求めるの件（閣条第12号）（衆議院送付）

以上10案件について井上国務大臣、石破防衛庁長官、川口外務大臣、秋山内閣法制局長官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕ツルネンマルテイ君（民主）、岩本司君（民主）、吉川春子君（共産）、吉岡吉典君（共産）、大田昌秀君（社民）、山本正和君（無会）

○平成16年６月10日（木）（第16回）

○参考人の出席を求めることを決定した。

○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律案（閣法第98号）（衆議院送付）
武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律案（閣法第99号）（衆議院送付）
武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律案（閣法第100号）（衆議院送付）
国際人道法の重大な違反行為の処罰に関する法律案（閣法第101号）（衆議院送付）
武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律案（閣法第102号）（衆議院送付）
武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律案（閣法第103号）（衆議院送付）
自衛隊法の一部を改正する法律案（閣法第104号）（衆議院送付）
日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定の締結について承認を求めるの件（閣条第10号）（衆議院送付）
千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書Ⅰ）の締結について承認を求めるの件（閣条第11号）（衆

議院送付）

千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の非国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書Ⅱ）の締結について承認を求めるの件（閣条第12号）（衆議院送付）

以上10案件について川口外務大臣、井上国務大臣、石破防衛庁長官、山崎内閣官房副長官、田村文部科学大臣政務官、秋山内閣法制局長官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕野上浩太郎君（自民）、齋藤勁君（民主）、若林秀樹君（民主）、山本保君（公明）、小泉親司君（共産）、大田昌秀君（社民）、山本正和君（無会）

○平成16年６月11日（金）（第17回）

○**武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律案（閣法第98号）（衆議院送付）**

武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律案（閣法第99号）（衆議院送付）

武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律案（閣法第100号）（衆議院送付）

国際人道法の重大な違反行為の処罰に関する法律案（閣法第101号）（衆議院送付）

武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律案（閣法第102号）（衆議院送付）

武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律案（閣法第103号）（衆議院送付）

自衛隊法の一部を改正する法律案（閣法第104号）（衆議院送付）

日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定の締結について承認を求めるの件（閣条第10号）（衆議院送付）

千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書Ⅰ）の締結について承認を求めるの件（閣条第11号）（衆議院送付）

千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の非国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書Ⅱ）の締結について承認を求めるの件（閣条第12号）（衆議院送付）

以上10案件について参考人京都大学大学院人間・環境学研究科教授西井正弘君、松阪大学政策学部教授浜谷英博君、国際連合大学客員教授・北海道大学大学院国際広報メディア研究科客員教授山中燁子君及び弁護士・自由法曹団平和・有事法対策本部副本部長田中隆君から意見を聴き、各参考人に対し質疑を行った後、修正案提出者衆議院議員増原義剛君、中川経済産業大臣、石破防衛庁長官、川口外務大臣、井上国務大臣、坂口厚生労働大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

・参考人に対する質疑

〔質疑者〕松村龍二君（自民）、森ゆうこ君（民主）、高野博師君（公明）、井上哲士君（共産）、大田昌秀君（社民）、山本正和君（無会）

・質疑

〔質疑者〕舛添要一君（自民）、若林秀樹君（民主）、辻泰弘君（民主）、高野博師君（公明）、吉岡吉典君（共産）、大田昌秀君（社民）、山本正和君（無会）

○平成16年６月14日（月）（第18回）

○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律案（閣法第98号）（衆議院送付）

武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律案（閣法第99号）（衆議院送付）

武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律案（閣法第100号）（衆議院送付）

国際人道法の重大な違反行為の処罰に関する法律案（閣法第101号）（衆議院送付）

武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律案（閣法第102号）（衆議院送付）

武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律案（閣法第103号）（衆議院送付）

自衛隊法の一部を改正する法律案（閣法第104号）（衆議院送付）

日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定の締結について承認を求めるの件（閣条第10号）（衆議院送付）

千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書Ⅰ）の締結について承認を求めるの件（閣条第11号）（衆議院送付）

千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の非国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書Ⅱ）の締結について承認を求めるの件（閣条第12号）（衆議院送付）

以上10案件について小泉内閣総理大臣、井上国務大臣、石破防衛庁長官、川口外務大臣、細田内閣官房長官、秋山内閣法制局長官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律案（閣法第98号）（衆議院送付）

武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律案（閣法第99号）（衆議院送付）

武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律案（閣法第100号）（衆議院送付）

国際人道法の重大な違反行為の処罰に関する法律案（閣法第101号）（衆議院送付）
武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律案（閣法第102号）（衆議院送付）
武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律案（閣法第103号）（衆議院送付）
自衛隊法の一部を改正する法律案（閣法第104号）（衆議院送付）

以上７案をいずれも可決し、

日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定の締結について承認を求めるの件（閣条第10号）（衆議院送付）
千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書Ⅰ）の締結について承認を求めるの件（閣条第11号）（衆議院送付）
千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の非国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書Ⅱ）の締結について承認を求めるの件（閣条第12号）（衆議院送付）

以上３件をいずれも承認すべきものと議決した。

・質疑

〔質疑者〕池口修次君（民主）、平野達男君（民主）、吉岡吉典君（共産）、小泉親司君（共産）、大田昌秀君（社民）

・内閣総理大臣に対する質疑

〔質疑者〕田村公平君（自民）、平野貞夫君（民主）、※齋藤勁君（民主）、高野博師君（公明）、小泉親司君（共産）、大田昌秀君（社民）、山本正和君（無会）

※関連質疑

（閣法第98号）　賛成会派　自民、民主、公明
　　反対会派　共産、社民、無会
（閣法第99号）　賛成会派　自民、民主、公明
　　反対会派　共産、社民、無会
（閣法第100号）賛成会派　自民、民主、公明
　　反対会派　共産、社民、無会
（閣法第101号）賛成会派　自民、民主、公明
　　反対会派　共産、社民、無会
（閣法第102号）賛成会派　自民、民主、公明
　　反対会派　共産、社民、無会
（閣法第103号）賛成会派　自民、民主、公明
　　反対会派　共産、社民、無会
（閣法第104号）賛成会派　自民、民主、公明
　　反対会派　共産、社民、無会
（閣条第10号）　賛成会派　自民、民主、公明

反対会派　共産、社民、無会
（閣条第11号）　賛成会派　自民、民主、公明、共産、社民、無会
反対会派　なし
（閣条第12号）　賛成会派　自民、民主、公明、共産、社民、無会
反対会派　なし

なお、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律案（閣法第98号）（衆議院送付）について附帯決議を行った。

○平成16年６月16日（水）（第19回）

○請願第16号外348件を審査した。

○イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動等並びに武力攻撃事態等への対処に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

（3）議案の要旨・附帯決議

○成立した議案

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律案（閣法第98号）

【要旨】

本法律案は、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（以下「事態対処法」という。）に定められた基本的枠組に沿って、武力攻撃事態等において武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、並びに武力攻撃の国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするための措置を的確かつ迅速に実施するために必要な事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、総則的事項

国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、国民の保護に関する措置の実施に当たっては、相互に連携協力し、その的確かつ迅速な実施に万全を期さなければならないこと、国民は、国民の保護に関する措置の実施に関し協力を要請されたときは、必要な協力に努めるものとすること、国民の保護に関する措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利が尊重されなければならないこと、国及び地方公共団体は、国民に正確な情報を提供しなければならないこと、政府は、武力攻撃事態等に備えて国民の保護に関する基本指針を策定し、地方公共団体及び指定公共機関等は基本指針等に基づいて国民の保護に関する計画又は国民の保護に関する業務計画を作成することを定める。

二、住民の避難に関する措置

武力攻撃事態等対策本部長は、武力攻撃から国民の生命、身体又は財産を保護するため緊急の必要があると認めるときは警報を発令し、関係都道府県知事に住民の避難に関する措置を講ずべきことを指示すること、指示を受けた都道府県知事は、市町村長を通じて住民に避難の指示をすること、市町村長は、消防を含む市町村職員を指揮し、警察等の関係機関と連携して避難住民を誘導しなければならないことを定める。

三、避難住民等の救援に関する措置

都道府県知事は、避難住民等に対し、食品の給与、医療の提供その他の救援を行い、必要があると認めるときは、救援の実施に関する事務の一部を市町村が行うこととすることができ、救援を行うため必要があると認めるときは、医薬品、食品その他の救援の実施に必要な物資についての売渡しを要請すること等ができること、地方公共団体の長、総務大臣その他の関係機関は安否情報を収集し、照会に対し回答することを定める。

四、武力攻撃災害への対処に関する措置

国は、自ら必要な措置を講ずるとともに地方公共団体と協力して武力攻撃災害への対処に関する措置を的確かつ迅速に実施しなければならないこと、地方公共団体は、その区域に係る武力攻撃災害を防除し、軽減するために必要な対処措置を講じなければなら

ないこと、指定行政機関の長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するために必要な措置を命ずることができること、内閣総理大臣は、放射性物質等による汚染への対処のため、関係大臣を指揮し、必要な措置を実施しなければならないことを定める。

五、国民生活の安定に関する措置等

指定行政機関の長等は、武力攻撃事態等において生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生ずるおそれがあるときは、法令の規定に基づき適切な措置を講じなければならないこと、電気事業者、ガス事業者その他の指定公共機関等は、武力攻撃事態等において、電気、ガスの安定的な供給等必要な措置を講じなければならないことを定める。

六、復旧、備蓄その他の措置

指定行政機関の長等は、武力攻撃災害の復旧を行い、国民の保護に関する措置の実施に必要な物資等の備蓄及び供給等をしなければならないことを定める。

七、財政上の措置

国及び地方公共団体は、本法律に基づく処分が行われたときは、当該処分により通常生ずべき損失を補償しなければならないこと、地方公共団体が実施する国民の保護に関する措置に要する費用は、原則として国が負担することを定める。

八、緊急対処事態に対処するための措置

武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生又は発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することにより国民の生命、身体及び財産を保護することが必要なものとして内閣総理大臣が閣議決定により認定した事態（緊急対処事態）に対処するための措置について、住民の避難、避難住民等の救援、災害への対処に関する措置など国民の保護に関する措置に準ずる措置を講ずる。

九、施行期日

本法律は、公布の日から起算して３月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

なお、衆議院において、武力攻撃事態等現地対策本部の設置、災害対策基本法に基づく防災訓練と国民の保護のための措置の訓練との有機的連携への配慮、国と地方公共団体が共同で行う訓練に係る費用で地方公共団体が支弁したものについての国の負担を定めるとともに、事態対処法の一部を改正し、緊急対処事態の認定に係る国会の事後承認に関する規定及び国会の議決による緊急対処措置の終了に関する規定を設ける等の修正が行われた。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たって次の諸点に留意し、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、指定公共機関及び指定地方公共機関が「国民の保護に関する業務計画」を作成するに当たっては、指定公共機関等において業務計画の下で業務に従事する者等の意見を聴取する機会が確保されるよう配慮すること。

二、放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民の保護のための措置については、放送の自律を保障することにより、言論その他表現の自由が確保されるよう特段の配慮を行うこと。

三、緊急事態においても基本的人権が最大限尊重されるとともに、国民の権利利益の迅速な救済が図られるよう、本法施行後１年を目途として、その手続や文書の適正な管理などの在り方について必要な検討を行い、その結果に基づき、適切な体制の整備等必要な措置を講ずること。

四、都道府県国民保護協議会及び市町村国民保護協議会については、その設置に当たり、それぞれの都道府県防災会議及び市町村防災会議と一体的かつ円滑な運営を可能とするために必要な検討を行い、その結果に基づき、必要な措置を講ずること。

五、「国民の保護に関する基本指針」を策定するに当たっては、国民の保護のための措置の実施主体である地方公共団体、指定公共機関、指定地方公共機関、並びに国民の意見を幅広く聴取すること。

六、国民の保護のための措置の的確な実施が確保されるよう、地方の実情に配意しつつ適切な支援を行うとともに、国・地方公共団体間の十分な連携体制を整備すること。

七、武力攻撃事態、緊急対処事態等における惨禍をできる限り軽減し、その被害を最小限にするため、国際人道法の精神等を踏まえ、自助・共助の精神に基づく民間の仕組みを含め、実効性のある施策を検討すべきこと。

八、武力攻撃事態等において、国民の保護のための措置が適切かつ迅速に実施されるよう、武力攻撃を排除するためにとられる合衆国軍隊の行動につき我が国の法令が最大限尊重されることを担保すべく、日米協力についての透明性を更に高めるとともに、日米地位協定につき全般的な検証を行うべきこと。

九、緊急事態に迅速かつ適切に対処するため、官邸機能の強化と既存の組織の見直しを進めるとともに、危機管理の効果的な実施体制を担保する組織を整えること。

右決議する。

武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律案（閣法第99号）

【要旨】

本法律案は、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律に定められた基本的な枠組みに沿って、武力攻撃事態等において、日米安保条約に従って我が国に対する外部からの武力攻撃を排除するために必要なアメリカ合衆国の軍隊の行動が円滑かつ効果的に実施されるための措置その他の当該行動に伴い我が国が実施する措置（以下「行動関連措置」という。）について定めることにより、我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に資することを目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、本法律は、武力攻撃事態等において、日米安保条約に従って我が国に対する外部から

の武力攻撃を排除するために必要な合衆国軍隊の行動が円滑かつ効果的に実施されるための措置その他の当該行動に伴い我が国が実施する措置について定めることにより、我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に資することを目的とする。

二、政府は、武力攻撃事態等においては、的確かつ迅速に行動関連措置を実施し、我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に努めるものとする。

三、行動関連措置は、武力攻撃を排除する目的の範囲内において、事態に応じ合理的に必要と判断される限度を超えるものであってはならない。

四、地方公共団体及び事業者は、指定行政機関から行動関連措置に関し協力を要請されたときは、その要請に応じるよう努めるものとする。

五、政府は、二の責務を果たすため、武力攻撃事態等の状況の認識及び武力攻撃事態等への対処に関し、日米安保条約に基づき、合衆国政府と常に緊密な連絡を保つよう努めるものとする。

六、政府は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、合衆国軍隊の行動に係る地域その他の合衆国軍隊の行動に関する状況及び行動関連措置の実施状況について、必要な情報の提供を適切に行うものとする。

七、政府は、合衆国軍隊の行動又は行動関連措置の実施が地方公共団体の実施する対処措置に影響を及ぼすおそれがあるときは、関係する地方公共団体との連絡調整を行うものとする。

八、防衛庁長官は、武力攻撃事態において、合衆国軍隊から、応急措置としての道路の工事に係る連絡を受けたときは、自衛隊法の規定の例に準じて関係機関に通知するものとする。

九、自衛隊による行動関連措置としての物品及び役務の提供を実施することができることとし、その業務は、補給（武器の提供を行う補給を除く。）、輸送、修理若しくは整備、医療、通信、空港若しくは港湾に関する業務、基地に関する業務、宿泊、保管、施設の利用又は訓練に関する業務（これらの業務にそれぞれ附帯する業務を含む。）とする。

十、八及び九に規定するもののほか、指定行政機関は、法令及び対処基本方針に基づき、必要な行動関連措置を実施するものとする。

十一、役務の提供の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官は、その職務を行うに際し、自己又は自己と共に当該職務に従事する自衛隊員若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者の生命等の防護のため一定の要件に従って武器を使用することができる。

十二、武力攻撃事態等対策本部長は、行動関連措置を的確かつ迅速に実施するため、対処基本方針に基づき、行動関連措置に関する指針を定めることができる。

十三、国は、武力攻撃事態において、合衆国軍隊による、通行に支障がある場所をう回するために行う緊急通行又は通行の妨害となっている車両等の物件の破損により損失を受けた者がある場合においては、それぞれ自衛隊法等の規定の例により、その損失を補償しなければならない。

十四、内閣総理大臣は、武力攻撃事態において、合衆国軍隊の用に供するため土地又は家

屋を緊急に必要とする場合において、その土地等を合衆国軍隊の用に供することが適正かつ合理的であり、かつ、武力攻撃を排除する上で不可欠と認めるときは、その告示して定めた地域内に限り、期間を定めて、当該土地等を使用することができる。国は、土地等の使用による損失を補償しなければならない。

十五、土地等を使用するため必要があるときの立入検査を拒んだ者等は、20万円以下の罰金に処する。

十六、本法律は、日米物品役務相互提供協定改正協定の効力発生の日から施行する。ただし、行動関連措置に関する指針の作成、車両等の物件の破損に係る損失の補償、土地の使用等、罰則等の規定については、公布の日から起算して３月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律案（閣法第100号）

【要旨】

本法律案は、武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関し、その総合的な調整を図り、もって対処措置等の的確かつ迅速な実施を図るため、指針の策定その他の必要な事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、武力攻撃事態等における港湾施設、飛行場施設の利用

武力攻撃事態等対策本部長（対策本部長）は、特定の地域における港湾施設又は飛行場施設の利用に関する指針を定め、特定の港湾施設又は飛行場施設に関し、特に必要があると認めるときは、指針に基づき、当該施設の管理者に対し、特定の者に優先的に利用させるよう要請し、及び当該要請に基づく所要の利用が確保されない場合等においては、内閣総理大臣の権限を行使することができる。

二、武力攻撃事態等における道路の利用

対策本部長は、特定の地域における道路の利用に関する指針を定めることができる。

三、武力攻撃事態等における海域、空域の利用

対策本部長は、特定の海域又は空域の利用に関する指針を定めることができる。

海上保安庁長官は、海域の利用に関する指針に基づき、船舶の航行の安全を確保するため、特定の海域において船舶の航行を制限することができる。

国土交通大臣は、空域の利用に関する指針に基づき、航空機の航行の安全を確保するため、飛行禁止区域の設定等の措置を適切に実施する。

四、武力攻撃事態等における電波の利用

対策本部長は、特定の電波の利用に関する指針を定めることができる。総務大臣は、指針に基づき、特定の無線通信を優先して実施するために必要な免許条件の変更等を行うことができる。

五、施行期日

本法律は、公布の日から起算して３月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

なお、本法律案は、衆議院において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律案の修正に伴う所要の規定の整理を行う修正が行われた。

国際人道法の重大な違反行為の処罰に関する法律案（閣法第101号）

【要旨】

本法律案は、武力攻撃事態等への対処に関して必要となる法制を整備するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施が確保されることが重要であることにかんがみ、これらの国際人道法に規定する重大な違反行為についての処罰規定を整備するものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、本法律は、国際的な武力紛争において適用される国際人道法に規定する重大な違反行為を処罰することにより、刑法等による処罰と相まって、これらの国際人道法の的確な実施の確保に資することを目的とする。

二、武力紛争において、正当な理由がないのに、その戦闘行為として、歴史的記念物、芸術品又は礼拝所のうち、重要な文化財として政令で定めるものを破壊した者は、７年以下の懲役に処する。

三、捕虜の送還に関する権限を有する者が、捕虜の抑留の原因となった武力紛争が終了した場合において、正当な理由がないのに、当該武力紛争の相手国（当該武力紛争の当事者間において合意された地を含む。以下「送還地」という。）への捕虜の送還を遅延させたときは、５年以下の懲役に処する。正当な理由がないのに、送還に適する状態にある傷病捕虜の送還地への送還を遅延させたときも同様とする。

四、武力紛争において、占領に関する措置の一環としてその国が占領した地域（以下「占領地域」という。）に入植させる目的で、当該国の国籍を有する者又は当該国の領域内に住所若しくは居所を有する者を当該占領地域に移送した者は、５年以下の懲役に処する。

五、出国の管理に関する権限を有する者が、正当な理由がないのに、文民の出国を妨げたときは、３年以下の懲役に処する。占領地域からの出域（被占領国からの出国又は被占領国の国境を越えない占領地域外への移動をいう。以下同じ。）の管理に関する権限を有する者が、正当な理由がないのに、文民（被占領国の国籍を有する者を除く。）の占領地域からの出域を妨げたときも同様とする。

六、二から五までの罪の国外犯を処罰する。

七、本法律は、1949年８月12日のジュネーヴ諸条約第１追加議定書が日本国について効力を生ずる日から施行する。

武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律案（閣法第102号）

【要旨】

本法律案は、武力攻撃事態に際して、我が国領海又は我が国周辺の公海（海洋法に関す

る国際連合条約に規定する排他的経済水域を含む。以下同じ。）における外国軍用品又は外国軍隊等の構成員（以下「外国軍用品等」という。）の海上輸送を規制するため、自衛隊法第76条第１項の規定により出動を命ぜられた海上自衛隊の部隊が実施する停船検査及び回航措置の手続並びに防衛庁に設置する外国軍用品審判所における審判の手続等を定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、本法律は、武力攻撃事態に際して、我が国領海又は我が国周辺の公海における外国軍用品等の海上輸送を規制するため、停船検査等の措置その他の必要な事項を定め、我が国の平和と安全の確保に資することを目的とする。

二、防衛庁長官は、防衛出動が命ぜられた海上自衛隊の部隊に対し、我が国領海又は我が国周辺の公海において外国軍用品等の海上輸送を規制する必要があると認めるときは、内閣総理大臣の承認を得て、停船検査等の措置の実施を命ずることができる。

三、防衛庁長官は、停船検査を実施する区域（以下「実施区域」という。）を告示して定めなければならない。防衛庁長官は、告示をしたときは、直ちに、外務大臣にその旨を通知するものとし、外務大臣は、当該通知を受けたときは、遅滞なく、関係する外国政府及び国際機関に対して、外国軍用品の範囲及び実施区域を周知させる措置をとらなければならない。

四、外国軍用品審判所は、外国軍用品等及びそれを輸送する船舶に係る規制について、大量破壊兵器に該当する積荷は廃棄、銃砲等の武器、弾薬等に該当する積荷は輸送停止、外国軍用品等の海上輸送を反復して行う可能性のある船舶については航行停止の措置を行うものとする。

五、艦長等は、武力攻撃が発生した事態において、実施区域を航行している船舶が外国軍用品等を輸送していることを疑うに足りる相当な理由があるときは、当該船舶を停止させ、積荷等の検査を行うことができる。

六、艦長等は、船舶の停船検査後、当該船舶が外国軍用品等を輸送していると認める場合等には、積荷の引渡しを求めること及び当該船舶を我が国の港へ回航すべきことを命ずることができる。

七、艦長等は、船舶を我が国の港に回航したときは、速やかに、当該船舶及び積荷を外国軍用品審判所に送致しなければならない。

八、停船措置等の実効性を確保するために、合理的に必要な限度で自衛官による武器の使用を認める。

九、防衛庁に、船舶又は積荷の取扱いについて審判等を行う機関として、臨時に、特別の機関として外国軍用品審判所を置く。

十、外国軍用品審判所は、送致された船舶、積荷等の調査を行うことができ、そのための積荷の留置、船舶の立入検査等の処分をすることができる。

十一、外国軍用品審判所は、調査の結果、審判の必要があると認めるときは、審判を開始する旨の決定をし、審判開始決定をしたときは、その旨を公告しなければならない。

十二、審判について意見書を提出した利害関係者等は、外国軍用品審判所に対し、審判廷における意見の陳述を申し出、又は証拠を提出することができ、外国軍用品審判所は、

審判の期日において、その意見を陳述させるものとする。

十三、外国軍用品審判所による審決は、審判廷における言渡しによってその効力を生ずるものとし、外国軍用品審判所長が指定する外国軍用品審判所の事務官がこれを執行する。

十四、外国軍用品審判所が審判を開始しない旨の決定をしたとき、廃棄、輸送停止、航行停止のいずれにも該当しない旨の審決をしたとき、又は外国軍用品審判所の審決を取り消す裁判が確定したときは、当該船舶の所有者等は、国に対し、当該船舶の回航措置により生じた損失の補償を請求することができる。

十五、外国軍用品審判所による証拠の取調べにおいて宣誓した参考人等が虚偽の陳述等をしたときは３月以上10年以下の懲役、審判所による船舶等への立入検査を妨害等したときは１年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する等罰則に係る規定を整備する。

十六、本法律は、公布の日から起算して６月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律案（閣法第103号）

【要旨】

本法律案は、武力攻撃を排除するために必要な自衛隊の行動が円滑かつ効果的に実施されるようにするとともに、武力攻撃事態において、捕虜の待遇に関する1949年８月12日のジュネーヴ条約（以下「第３条約」という。）その他の捕虜等の取扱いに係る国際人道法の的確な実施を確保するため、武力攻撃事態における捕虜等の拘束、抑留その他の取扱いに関し必要な事項を定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、国は、武力攻撃事態において本法律の規定により拘束され又は抑留された者の取扱いに当たっては、第３条約その他の国際的な武力紛争において適用される国際人道法に基づき、常に人道的な待遇を確保するとともに、その生命、身体、健康及び名誉を尊重し、これらに対する侵害又は危難から常に保護しなければならない。

二、防衛出動を命ぜられた自衛隊の自衛官は、武力攻撃が発生した事態において、敵国軍隊等の構成員、敵国軍隊等に随伴を許可された者及び外国軍用品等を輸送する船舶及び民間航空機の乗組員（武力攻撃を行っている外国の国籍を有する者に限る。）、衛生要員並びに宗教要員等の捕虜等の資格を有すると疑うに足りる相当の理由がある者があるときは、これを拘束することができる。

三、被拘束者については、指定部隊長に引渡しの後、抑留資格認定官に後送の上、速やかに、当該被拘束者が捕虜等の資格を有するかどうかの認定をしなければならず、抑留資格認定官は、被拘束者が捕虜等の資格を有すると認定をしたときは、速やかに、抑留令書を発付し、これを抑留する。

四、捕虜等の抑留その他の業務を行うため、陸海空３自衛隊の共同の機関として、臨時に捕虜収容所を置くことができる。

五、捕虜収容所長は、捕虜等の人権を尊重しつつ、捕虜等の抑留資格、階級等、性別及び年齢、その属する国の風俗慣習及び生活様式等に応じた適切な処遇を行うものとし、捕

虜等には、捕虜収容所の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障がない範囲内において、できる限りの自由が与えられなければならない。

六、捕虜収容所においては、捕虜等の心身の状況を把握することに努め、捕虜等の健康及び捕虜収容所内の衛生を保持するため適切な保健衛生上又は医療上の措置を講ずる。捕虜収容所長は、捕虜等に対し診療その他必要な措置を講ずるに当たっては、捕虜等がその属する国の衛生要員による診療を受けることができるよう配慮しなければならない。

七、捕虜収容所長等の懲戒権者は、捕虜等が逃走すること、自己又は他人に危害を与えること等の行為をしたときは、捕虜等に対し、懲戒処分を行うことができる。

八、捕虜等には、捕虜収容所における日常生活のために必要な衣類及び寝具を貸与し並びに食事及び湯茶を支給するほか、捕虜収容所における日常生活のために必要な物品を貸与し又は支給することができる。

九、捕虜収容所長は、捕虜に対して捕虜収容所内の維持運営業務、通訳又は翻訳業務、医療業務等を行わせることができる。捕虜の業務は、できる限り、その年齢、性別、階級等、健康状態その他の事情を考慮した上で実施し、捕虜の安全及び衛生を確保するため必要な措置を講じなければならない。

十、捕虜等に対し、抑留の円滑化・効率化に資するために給付金を支給することができる制度を設ける。

十一、捕虜等については、抑留業務の円滑な実施のために必要な発受方法等の制限、及びその内容の検査結果による場合を除き、信書を発し、又はこれを受けることを差し止め、又は制限することができない。また、電信等を捕虜等が発することを許可することができる。

十二、捕虜等の抑留資格認定及び抑留中の懲戒処分に対する不服申立てを審理するため、防衛庁本庁に、臨時に捕虜資格認定等審査会（以下「審査会」という。）を置く。審査会は、委員15人以内で組織し、委員は、人格が高潔であって、安全保障に関する識見を有し、かつ、第３条約その他の国際人道法又は防衛に関する法令に学識経験を有する者のうちから、防衛庁長官が任命する。

十三、防衛庁長官による捕虜等の送還基準の作成、捕虜収容所長による送還実施計画の作成及び送還令書の発付、送還令書の執行等、捕虜等の送還に関し必要な規定を設ける。

十四、捕虜等の拘束及び抑留業務の目的達成に必要な範囲で、自衛官による武器の使用権限を整備する。

十五、捕虜等が逃走した場合の再拘束の権限並びにそのために必要な調査及び土地等への立入りに関する規定を設ける。

十六、捕虜等の所持品の領置に係る規定、重傷病捕虜等の送還の決定等に関与し得る独立した委員の指定に係る規定、その他所要の特例措置等に係る規定を整備する。

十七、敵国の衛生要員等について医療活動に関する守秘義務違反に係る罰則を整備する。

十八、本法律は、1949年８月12日のジュネーヴ諸条約第１追加議定書が日本国について効力を生ずる日から施行する。

自衛隊法の一部を改正する法律案（閣法第104号）

【要旨】

本法律案は、「日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定」（以下「日米物品役務相互提供協定改正協定」という。）が平成16年２月に署名されたことを受けて、この協定の的確な実施を確保するため、アメリカ合衆国軍隊に対する物品及び役務の提供について、その根拠及び手続に関する規定を整備するものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、自衛隊が任務遂行に支障を生じない限度において、物品又は役務の提供を次に掲げる合衆国軍隊に実施することができることその他必要な整備を行う。

1　自衛隊との共同訓練を行う合衆国軍隊

2　自衛隊が災害派遣を行っている現場において、政府の要請に基づき災害応急対策のための活動を行う合衆国軍隊

3　自衛隊が在外邦人等の輸送を行っている現場において、当該輸送と同種の活動を行う合衆国軍隊

4　訓練、連絡調整その他の日常的な活動のため、航空機、船舶又は車両により本邦内の自衛隊施設に到着して一時的に滞在する合衆国軍隊

二、提供される物品には、武器（弾薬を含む。）は含まないものとする。

三、自衛隊法その他の法律の規定により、自衛隊から合衆国軍隊に対して物品又は役務の提供を実施する場合の決済その他の手続については、法律に別段の定めがある場合を除き、日米物品役務相互提供協定の定めるところによる。

四、本法律は、日米物品役務相互提供協定改正協定の効力発生の日から施行する。

日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定の締結について承認を求めるの件（閣条第10号）

【要旨】

この協定は、1996年（平成８年）に締結され、1999年（平成11年）に改正された「日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定」（以下「現行協定」という。）の定める自衛隊と合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の提供の枠組みを、武力攻撃事態又は武力攻撃予測事態に際して日本国に対する武力攻撃を排除するために必要な活動並びに国際の平和及び安全に寄与するための国際社会の努力の促進、大規模災害への対処その他の目的のための活動を行う自衛隊と合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の提供にも適用するため、現行協定を改正するものであり、2004年（平成16年）２月に東京で署名されたものである。

この協定は、前文、本文10箇条及び末文から成り、その主な内容は次のとおりである。

一、現行協定第１条２を改め、協定の目的に武力攻撃事態若しくは武力攻撃予測事態に際して我が国に対する武力攻撃を排除するために必要な活動又は新たな第６条に定める活動に必要な後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する基本的な条件を定めることを加える。

二、現行協定に新たな第５条を追加し、いずれか一方の当事国政府が、武力攻撃事態又は武力攻撃予測事態に際して自衛隊又は合衆国軍隊がそれぞれの国の法令に従って行う活動であって、日本国に対する武力攻撃を排除するために必要なもののために必要な後方支援、物品又は役務の提供を他方の当事国政府に対して協定に基づいて要請する場合には、当該他方の当事国政府は、その権限の範囲内で、要請された後方支援、物品又は役務を提供することができることを規定するとともに、自衛隊による合衆国軍隊に対する後方支援、物品又は役務の提供は、武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態に対処するための日本国の措置について定めた日本国の関連の法律に従って行われることを規定する。

三、現行協定に新たな第６条を追加し、いずれか一方の当事国政府が、現行協定の第２条から第４条まで及び新たな第５条の規定の適用を受ける活動以外の活動であって、国際の平和及び安全に寄与するための国際社会の努力の促進、大規模災害への対処その他の目的のために自衛隊又は合衆国軍隊がそれぞれの国の法令に従って行うもののために必要な後方支援、物品又は役務の提供を他方の当事国政府に対して協定に基づいて要請する場合には、当該他方の当事国政府は、その権限の範囲内で、要請された後方支援、物品又は役務を提供することができることを規定するとともに、自衛隊による合衆国軍隊に対する後方支援、物品又は役務の提供は、付表２に定める日本国の法律の規定であって現に有効なものに従って行われることを規定する。

四、現行協定に新たな第12条３を追加し、両当事国政府が合意する協定の改正は、アメリカ合衆国政府が日本国政府から日本国が当該改正を承認した旨の書面による通告を受領した日の後30日目の日に効力を生じ、協定が有効である限り効力を有することを規定するとともに、協定の付表２は、両当事国政府の合意により、協定を改正することなく修正することができることを規定する。

五、後方支援、物品又は役務の区分に係る現行協定の付表をこの協定に添付されている付表１に改めるとともに、この協定に添付されている付表２を協定に付表２として加えることを規定する。

千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書Ⅰ）の締結について承認を求めるの件（閣条第11号）

【要旨】

この追加議定書は、1949年８月12日のジュネーヴ諸条約作成後の植民地独立の動き、軍事技術の発達等により武力紛争の形態が多様化したことを踏まえ、1977年（昭和52年）に同諸条約を補完し及び拡充するものとして作成されたものであり、国際的な武力紛争の犠牲者を一層保護することを目的とし、傷病者、捕虜、文民等の保護並びに戦闘の方法及び

手段の規制等について定めるものである。

この追加議定書は、前文、本文102箇条及び２の附属書から成り、その主な内容は次のとおりである。

一、この議定書は、1949年８月12日のジュネーヴ諸条約（以下「諸条約」という。）を補完するものであり、諸条約のそれぞれの第２条に共通して規定する締約国間の武力紛争及び占領の事態について適用する。この事態には、国際連合憲章並びに国際連合憲章による諸国間の友好関係及び協力についての国際法の諸原則に関する宣言にうたう人民の自決の権利の行使として人民が植民地支配及び外国による占領並びに人種差別体制に対して戦う武力紛争を含む。

二、紛争当事者は、紛争の開始の時から、利益保護国の制度を適用することにより、諸条約及びこの議定書について監視し及びこれらを実施することを確保する義務を負う。

三、すべての傷者、病者及び難船者は、いずれの締約国に属する者であるかを問わず、尊重され、かつ、保護される。

四、医療組織は、常に尊重され、かつ、保護されるものとし、また、これを攻撃の対象としてはならない。紛争当事者は、自己の固定された医療組織の位置を相互に通報するよう求められる。

五、軍の医療要員以外の医療要員及び軍の宗教要員以外の宗教要員は、尊重され、かつ、保護される。

六、傷者、病者、難船者、医療用輸送手段等、この議定書の第２編の規定によって保護される者及び物に対する復仇は、禁止する。

七、医療用車両、医療用船舶等の医療用輸送手段は、諸条約及びこの議定書における移動する医療組織と同様の方法により尊重され、かつ、保護される。医療用航空機は、この議定書の第２編の規定により尊重され、かつ、保護される。

八、いかなる武力紛争においても、紛争当事者が戦闘の方法及び手段を選ぶ権利は、無制限ではない。過度の傷害又は無用の苦痛を与える兵器、投射物及び物質並びに戦闘の方法を用いることは、禁止する。

九、背信行為により敵を殺傷し又は捕らえることは、禁止する。

十、紛争当事者の軍隊は、内部規律に関する制度、特に武力紛争の際に適用される国際法の諸規則を遵守させる内部規律に関する制度に従う。紛争当事者の軍隊の構成員は、戦闘員であり、すなわち、敵対行為に直接参加する権利を有する。

十一、戦闘員であって敵対する紛争当事者の権力内に陥ったものは、捕虜とする。戦闘員は、文民たる住民を敵対行為の影響から保護することを促進するため、攻撃又は攻撃の準備のための軍事行動を行っている間、自己と文民たる住民とを区別する義務を負う。

十二、紛争当事者は、文民たる住民及び民用物を尊重し及び保護することを確保するため、文民たる住民と戦闘員とを、また、民用物と軍事目標とを常に区別し、及び軍事目標のみを軍事行動の対象とする。

十三、文民たる住民及び個々の文民は、軍事行動から生ずる危険からの一般的保護を受け、攻撃の対象としてはならない。また、民用物は、攻撃又は復仇の対象としてはならない。

十四、文化財及び礼拝所を対象とする敵対行為を行い、軍事上の努力を支援するために利用し又は復仇の対象とすることは、禁止する。

十五、戦闘の方法として文民を飢餓の状態に置くこと及び文民たる住民の生存に不可欠な物を攻撃し、破壊し、移動させ又は利用することができないようにすることは、禁止する。

十六、自然環境に対して広範、長期的かつ深刻な損害を与え、それにより住民の健康又は生存を害する戦闘の方法及び手段の使用は、禁止する。

十七、危険な力を内蔵する工作物等、すなわち、ダム、堤防及び原子力発電所は、これらの物が軍事目標である場合であっても、攻撃によって文民たる住民の間に重大な損失をもたらすときは、攻撃の対象としてはならない。

十八、紛争当事者が無防備地区を攻撃することは、手段のいかんを問わず、禁止する。紛争当事者の適当な当局は、軍隊が接触している地帯の付近又はその中にある居住地区であって敵対する紛争当事者による占領に対して開放されるものを、無防備地区として宣言することができる。

十九、軍の文民保護組織以外の文民保護組織及びその要員は、この議定書の規定に基づき尊重され、かつ、保護される。これらの者は、絶対的な軍事上の必要がある場合を除くほか、警報の発令、避難の実施、避難所の管理、救助、応急医療その他の医療等の文民保護の任務を遂行する権利を有する。

二十、女子及び児童は、特別の尊重を受ける。

二十一、締約国及び紛争当事者は、諸条約及びこの議定書に基づく義務を履行するため、遅滞なくすべての必要な措置をとる。

二十二、紛争当事者は、赤十字国際委員会が人道的任務を遂行できるよう可能なすべての便益を与えるとともに、その他の人道的活動を行う団体に対して必要な便益を与える。

二十三、締約国は、平時において武力紛争の際と同様に、自国において諸条約及びこの議定書の周知を図る。

二十四、この議定書に対する違反行為及び重大な違反行為の防止につき諸条約の関連する規定が適用されること並びにこの議定書に対する重大な違反行為等について定める。

二十五、締約国及び紛争当事者は、軍の指揮官に対し、諸条約及びこの議定書に対する違反行為を防止すること、これらの違反行為を行った者に対する懲戒上又は刑事上の手続を開始すること等を求める。

二十六、諸条約及びこの議定書に定める重大な違反行為その他の諸条約又はこの議定書に対する著しい違反であると申し立てられた事実を調査すること等を行う権限を有する15人の委員で構成する国際事実調査委員会を設置する。

二十七、諸条約又はこの議定書に違反した紛争当事者は、必要な場合には、賠償を行う責任を負い、また、紛争当事者は、自国の軍隊に属する者が行ったすべての行為について責任を負う。

千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の非国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書Ⅱ）の締結について承認を求めるの件（閣条第12号）

【要旨】

この追加議定書は、1949年８月12日のジュネーヴ諸条約作成後のいわゆる内乱等の増加という状況を踏まえ、国際的な武力紛争に適用される第１追加議定書と併せて、1977年（昭和52年）に同諸条約を補完し及び拡充するものとして作成されたものであり、非国際的な武力紛争の犠牲者を一層保護することを目的とし、傷病者、文民等の保護及び戦闘の方法の規制等について定めるものである。

この追加議定書は、前文及び本文28箇条から成り、その主な内容は次のとおりである。

一、この議定書は、1949年８月12日のジュネーヴ諸条約（以下「諸条約」という。）のそれぞれの第３条に共通する規定をその現行の適用条件を変更することなく発展させかつ補完するものであり、第１追加議定書第１条の対象とされていない武力紛争であって、締約国の領域において、当該締約国の軍隊と反乱軍その他の組織された武装集団（持続的にかつ協同して軍事行動を行うこと及びこの議定書を実施することができるような支配を責任のある指揮の下で当該領域の一部に対して行うもの）との間に生ずるすべてのものについて適用する。

二、この議定書は、暴動、独立の又は散発的な暴力行為その他これらに類する性質の行為等国内における騒乱及び緊張の事態については、武力紛争に当たらないものとして適用しない。

三、この議定書のいかなる規定も、国の主権等に影響を及ぼすことを目的として又は武力紛争若しくは武力紛争が生じている締約国の国内問題等に介入することを正当化するために援用してはならない。

四、敵対行為に直接参加せず又は敵対行為に参加しなくなったすべての者は、その自由が制限されているか否かにかかわらず、身体、名誉並びに信条及び宗教上の実践を尊重される権利を有する。これらの者は、すべての場合において、不利な差別を受けることなく、人道的に取り扱われる。

五、すべての傷者、病者及び難船者は、武力紛争に参加したか否かを問わず、尊重され、かつ、保護される。

六、医療要員及び宗教要員は、尊重され、かつ、保護される。

七、医療組織及び医療用輸送手段は、常に尊重され、かつ、保護されるものとし、また、これらを攻撃の対象としてはならない。

八、文民たる住民及び個々の文民は、軍事行動から生ずる危険からの一般的保護を受ける。

九、戦闘の方法として文民を飢餓の状態に置くこと及び文民たる住民の生存に不可欠な物を攻撃し、破壊し、移動させ又は利用することができないようにすることは、禁止する。

十、危険な力を内蔵する工作物等、すなわち、ダム、堤防及び原子力発電所は、これらの物が軍事目標である場合であっても、攻撃によって文民たる住民の間に重大な損失をもたらすときは、攻撃の対象としてはならない。

十一、文化財及び礼拝所を対象とする敵対行為を行い又は軍事上の努力を支援するために利用することは、禁止する。

十二、文民たる住民の移動は、その文民の安全又は絶対的な軍事上の理由のために必要とされる場合を除くほか、命令してはならず、また、文民は、自国の領域を離れることを強要されない。

十三、締約国の領域にある救済団体は、武力紛争の犠牲者に関する伝統的な任務を遂行するため役務を提供することができる。文民たる住民は、傷者、病者及び難船者の収容及び看護を申し出ることができる。

イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法第六条第一項の規定に基づき、自衛隊の部隊等による人道復興支援活動及び安全確保支援活動の各活動の実施に関し承認を求めるの件（閣承認第1号）

【要旨】

本件は、イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法第６条第１項の規定に基づき、自衛隊の部隊等による人道復興支援活動及び安全確保支援活動の各活動の実施について、国会の承認を求めるものである。

なお、当該活動を外国の領域で実施する場合の当該外国は、次のとおりである。

一、人道復興支援活動

１　イラク及びクウェート

２　我が国の領域から１に掲げる国に至る地域に所在する経由地、人員の乗降地、物品の積卸し・調達地、部隊の活動に係る慣熟訓練のための地域及び装備品の修理地並びにこれらの場所又は地域の間の移動に際して通過する地域となる国

３　イラクと国境を接する国及びペルシャ湾の沿岸国並びにこれらの国相互間及びこれらの国と１に掲げる国との間で行われる移動と連絡に際して通過する地域となる国。ただし、１及び２に掲げる国を除く。

二、安全確保支援活動

一に掲げる人道復興支援活動を実施する国

北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会

委員一覧（20名）

委員長	野間	赳（自民）	岩井	國臣（自民）	榛葉	賀津也（民主）
理　事	小林	温（自民）	柏村	武昭（自民）	田村	秀昭（民主）
理　事	保坂	三蔵（自民）	山東	昭子（自民）	木庭	健太郎（公明）
理　事	広野	ただし（民主）	清水	嘉与子（自民）	緒方	靖夫（共産）
理　事	千葉	国男（公明）	松山	政司（自民）	小泉	親司（共産）
	阿南	一成（自民）	大江	康弘（民主）	田	英夫（社民）
	有馬	朗人（自民）	佐藤	道夫（民主）		（16.6.2 現在）

（1）審議概観

第159回国会において、本特別委員会に付託された法律案及び請願はなかった。

〔国政調査等〕

６月15日、拉致被害者及び特定失踪者問題、拉致問題と日朝国交正常化交渉、第３回六者会合、拉致被害者家族の支援・再会問題等の諸問題について質疑を行った。

（2）委員会経過

○平成16年６月２日（水）（第１回）

○特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成16年６月15日（火）（第２回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○拉致被害者及び特定失踪者問題に関する件、拉致問題と日朝国交正常化交渉に関する件、第３回六者会合に関する件、拉致被害者家族の支援・再会問題に関する件等について細田内閣官房長官、川口外務大臣、山崎内閣官房副長官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕広野ただし君（民主）、緒方靖夫君（共産）、田英夫君（社民）、千葉国男君（公明）、小林温君（自民）

○北朝鮮による拉致問題等に関しての対策樹立に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

2 調査会審議経過

国際問題に関する調査会

委員一覧（25名）

会　長	関谷　勝嗣	（自民）	河本　英典	（自民）	小川　勝也	（民主）
理　事	愛知　治郎	（自民）	小林　温	（自民）	田名部　匡省	（民主）
理　事	加納　時男	（自民）	椎名　一保	（自民）	高橋　千秋	（民主）
理　事	山崎　力	（自民）	西銘　順志郎	（自民）	広野　ただし	（民主）
理　事	岩本　司	（民主）	野上　浩太郎	（自民）	荒木　清寛	（公明）
理　事	田村　秀昭	（民主）	舛添　要一	（自民）	池田　幹幸	（共産）
理　事	高野　博師	（公明）	三浦　一水	（自民）	大田　昌秀	（社民）
理　事	緒方　靖夫	（共産）	池口　修次	（民主）		
	入澤　肇	（自民）	今泉　昭	（民主）		

（16.2.4 現在）

（1）活動概観

〔調査の経過〕

本調査会は、第152回国会の平成13年８月７日に設置され、今期３年間にわたる調査テーマを「新しい共存の時代における日本の役割」と決定した。

第３年目は、同調査テーマの下、第１、２年目に調査を行った「東アジア経済の現状と展望」及び「イスラム世界と日本の対応」について、最終報告の提言に向け更に調査を進めることとした。

第159回国会においては、６回の調査を行った。

「東アジア経済の現状と展望」に関して、平成16年２月４日に、「自由貿易協定促進のための課題」について、木村福成（慶應義塾大学経済学部教授）、伊藤隆敏（東京大学先端科学技術研究センター教授）及び大貫義昭（経営支援ＮＰＯクラブ理事長、三井物産株式会社顧問）の３参考人から意見を聴取し、質疑を行った。２月９日には、「東アジア経済統合促進のための課題」について、山田俊男（全国農業協同組合中央会専務理事）、大川三千男（東レ株式会社顧問）及び田中明彦（東京大学東洋文化研究所教授）の３参考人から意見を聴取し、質疑を行った。「東アジア経済の現状と展望」についての３年間の調査の締めくくりとして、４月７日に、政府参考人（外務省、財務省、厚生労働省、農林水産省及び経済産業省）に対する質疑及び委員間の意見交換を行った。

また、「イスラム世界と日本の対応」では、２月16日に、「イスラム地域社会に対する貢献のための課題」について、長有紀枝（ジャパンプラットフォーム評議会アドバイザー）、津守滋（東洋英和女学院大学国際社会学部教授、元駐クウェート大使）及び茂田宏（元駐イスラエル大使、前国際テロ対策担当大使）の３参考人から意見を聴取し、質疑を行った。２月18日には、「イスラム社会との相互理解促進のための課題」について、橋爪大三郎（東

京工業大学大学院社会理工学研究科教授)、加藤博（一橋大学大学院経済学研究科教授）及び片倉邦雄（大東文化大学国際関係学部教授、元駐エジプト大使、元駐イラク大使）の３参考人から意見を聴取し、質疑を行った。「イスラム世界と日本の対応」についての３年間の調査の締めくくりとして、４月14日に、政府参考人（外務省及び経済産業省）に対する質疑及び委員間の意見交換を行った。

このほか、３月３日に、「イスラム世界と日本の対応」の調査の一環として、在京イスラム諸国大使と中東における日本の役割等について意見交換を行った。

６月２日に、３年間の調査を踏まえ、「イスラム世界と日本の対応」及び「東アジア経済の現状と展望」それぞれについて「主要論議」と「提言」にまとめた国際問題に関する調査報告を議長に提出し、６月16日、本会議において調査会長がその概要について口頭報告を行った。

〔調査の概要〕

１．東アジア経済の現状と展望

２月４日の調査において、自由貿易協定促進のための課題について、参考人から意見を聴取した後、ＦＴＡ戦略と国別交渉方針との関係、ＦＴＡ締結に伴う産業間の利害調整、日中韓ＦＴＡの実現見通し、政府と産業界との連携、東アジア経済の将来像と我が国の役割、アジア債券市場（アジア・ボンド）構想とＦＴＡとの関係、アジアの多様性を考慮したＦＴＡ交渉の在り方、中国のＦＴＡに対する姿勢、東アジア共同体構築過程におけるＦＴＡの位置付けなどについて質疑を行った。

２月９日の調査において、東アジア経済統合促進のための課題について、参考人から意見を聴取した後、日本版のＵＳＴＲ（米国通商代表部）の設置、米の自由化と農業構造改革の促進、東アジア共同体の方向性、東アジア地域における農業の位置付け、食の安全と自給率、農業生産者に対する所得補償政策の導入、質の高いＦＴＡを日本が主導することの意義、日本農業の将来像などについて質疑を行った。

４月７日の調査において、中国経済及び日中間の貿易・投資の現状、中国のＷＴＯ加盟に伴う義務の履行状況、日本農業の再生策、現在の世界貿易システムにおける先進国と発展途上国間の不公平性と改革の必要性などについて、政府に対する質疑を行った後、ＦＴＡの全体戦略を明示し国民的合意を形成する必要性、政治家の立場で主体的なＦＴＡ戦略を議論していく際の留意点、知的財産権侵害への対策の必要性、日本における外国人労働者の位置付け、農業改革の必要性、ＦＴＡ推進の観点からの戦略的なＯＤＡの活用、農業経営の法人化や所得補償政策の導入などを含む我が国農業の在り方、食料安全保障と農業の多面的機能を考慮した我が国農業の位置付けなどについて、委員間の意見交換を行った。

２．イスラム世界と日本の対応

２月16日の調査において、イスラム地域社会に対する貢献のための課題について、参考

人から意見を聴取した後、イスラム社会でＮＧＯが活動する際の難しさ、米英等の実力組織を抜きに湾岸の安全保障の多国間枠組みが存立する可能性、イスラム社会に対する復興支援を行う上での日本の国際貢献の在り方、米国による中東民主主義革命の考え方、中東和平情勢の展望、中東における米国の安全保障上の利益と今後の課題、人道支援における軍とＮＧＯとの関係、地雷撤去に関して日本が求められる支援などについて質疑を行った。

２月18日の調査において、イスラム社会との相互理解促進のための課題について、参考人から意見を聴取した後、経済的視点での中東イスラム研究の現状と今後の取組、インターネット等の発達に伴う宗教的価値観の変容、日本が中東において欧米とは異なる役割を発揮することの意義、日本の公共施設に瞑想のための空間を設置する必要性、イスラム各国の多様性を踏まえた国別の対話の方法論、中東湾岸地域にアセアン地域フォーラム（ＡＲＦ）に類する安全保障地域フォーラムが創設される可能性などについて質疑を行った。

４月14日の調査において、宗教に基づく価値観の違いを国民に教育する必要性、我が国の危機管理体制の確立、外務省「イスラム研究会」のフォローアップ状況、中東イスラム諸国を鳥瞰して日本の外交戦略上変更を迫られる点、イラクの復興支援を後押しする対中東ＯＤＡの在り方などについて、政府参考人に対する質疑を行った後、イスラム諸国における対日理解の促進、中東諸国への開発支援の在り方、文明間の対話における国会議員のイニシアチブの必要性、東アジアとの関係をイスラムの観点から見直す必要性、我が国が中東和平に可能な限り尽力する必要性、多様な国々と多様性を認めた関係をつくることの重要性、安全保障上の観点からの日本にとっての情報収集・分析の重要性、エネルギー安全保障の制度的な確保などについて、委員間の意見交換を行った。

（２）調査会経過

○平成16年２月４日（水）（第１回）

○国際問題に関する調査のため必要に応じ参考人の出席を求めることを決定した。

○「新しい共存の時代における日本の役割」のうち、東アジア経済の現状と展望（自由貿易協定促進のための課題）について参考人慶應義塾大学経済学部教授木村福成君、東京大学先端科学技術研究センター教授伊藤隆敏君及び経営支援ＮＰＯクラブ理事長・三井物産株式会社顧問大貫義昭君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕愛知治郎君（自民）、岩本司君（民主）、高野博師君（公明）、緒方靖夫君（共産）、大田昌秀君（社民）、広野ただし君（民主）

○平成16年２月９日（月）（第２回）

○「新しい共存の時代における日本の役割」のうち、東アジア経済の現状と展望（東アジア経済統合促進のための課題）について参考人全国農業協同組合中央会専務理事山田俊男君、東レ株式会社顧問大川三千男君及び東京大学東洋文化研究所教授田中明彦君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕加納時男君（自民）、荒木清寛君（公明）、小川勝也君（民主）、緒方靖夫君（共産）、椎名一保君（自民）、田名部匡省君（民主）、小林温君（自民）、広野ただし君（民主）

○平成16年２月16日（月）（第３回）

○「新しい共存の時代における日本の役割」のうち、イスラム世界と日本の対応（イスラム地域社会に対する貢献のための課題）について参考人ジャパンプラットフォーム評議会アドバイザー長有紀枝君、東洋英和女学院大学国際社会学部教授・元駐クウェート大使津守滋君及び元駐イスラエル大使・前国際テロ対策担当大使茂田宏君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕山崎力君（自民）、池口修次君（民主）、高野博師君（公明）、緒方靖夫君（共産）、大田昌秀君（社民）、小林温君（自民）、田村秀昭君（民主）、岩本司君（民主）

○平成16年２月18日（水）（第４回）

○「新しい共存の時代における日本の役割」のうち、イスラム世界と日本の対応（イスラム社会との相互理解促進のための課題）について参考人東京工業大学大学院社会理工学研究科教授橋爪大三郎君、一橋大学大学院経済学研究科教授加藤博君及び大東文化大学国際関係学部教授・元駐エジプト大使・元駐イラク大使片倉邦雄君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕愛知治郎君（自民）、田村秀昭君（民主）、高野博師君（公明）、緒方靖夫君（共産）、大田昌秀君（社民）、西銘順志郎君（自民）

○平成16年４月７日（水）（第５回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○「新しい共存の時代における日本の役割」のうち、東アジア経済の現状と展望について政府参考人に対し質疑を行った後、意見の交換を行った。

〔質疑者〕山崎力君（自民）、田名部匡省君（民主）、高野博師君（公明）、池田幹幸君（共産）、大田昌秀君（社民）、三浦一水君（自民）

○平成16年４月14日（水）（第６回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○「新しい共存の時代における日本の役割」のうち、イスラム世界と日本の対応について政府参考人に対し質疑を行った後、意見の交換を行った。

〔質疑者〕山崎力君（自民）、広野ただし君（民主）、荒木清寛君（公明）、緒方靖夫君（共産）、大田昌秀君（社民）、小林温君（自民）、池口修次君（民主）

○平成16年６月２日（水）（第７回）

○国際問題に関する調査報告書を提出することを決定した。

○国際問題に関する調査の報告を申し出ることを決定した。

（3）調査会報告要旨

国際問題に関する調査報告

【要 旨】

本調査会は、国際問題に関し長期的かつ総合的な調査を行うため、平成13年８月７日に設置され、「新しい共存の時代における日本の役割」のテーマの下、調査を進めてきた。去る６月２日、３年間にわたる調査を踏まえ、「主要論議」及び「提言」から成る調査報告書を取りまとめ、同日、これを議長に提出した。

その主な内容は次のとおりである。

一　イスラム世界と日本の対応

中東諸国を中心とするイスラム世界の変動は、日本の国としての在り方にも大きな影響を及ぼすとの認識を踏まえ、文明間対話の継続、相互理解の促進、中東和平問題の解決、湾岸の安全保障のための枠組み作り、復興・開発への貢献、資源エネルギーの安定供給の確保などについて調査を行った。

委員から、政府レベルを始めとして、様々な分野・レベルでの対話の機会を増やし、これを進めることが重要であるとの意見、中東イスラム諸国との人脈作りを積極的に行い、重要な情報を取りながら的確な政策展開を行うべきであるとの意見、中東和平問題の解決に向けて、日本は国民の目に見える形で行動すべきであるとの意見、アフガニスタン支援に当たり、地雷除去支援の継続と義足製造技術の支援が重要であるとの意見などが述べられた。

「提言」の主な内容は以下のとおりである。

1　我が国は、イスラム世界との対話と相互理解を促進するため、寛容の精神を持ちつつ、文化交流、草の根交流など様々な分野・レベルで更に文明間対話を推進すべきである。

2　我が国は、イスラム諸国との対話の積み重ねを基に、引き続き、欧米とイスラム社会との懸け橋としての役割を果たすなど、独自のイスラム外交を展開すべきである。

3　文明間対話を推進するためのインフラの一つとして、イスラム文明を継続的に研究する機関を設置すべきである。

4　中東地域の平和と安定の確保にとって、イスラエル・パレスチナ両当事者間の信頼醸成が不可欠であり、我が国は、あらゆる機会をとらえて信頼醸成のための方策、措置を実施すべきである。

5　湾岸の平和と安定を確保するため、湾岸地域にＡＳＥＡＮ地域フォーラム（ＡＲＦ）に類する緩やかな協力的安全保障構造を構築する可能性を検討すべきである。

6　エネルギー安全保障の確保の観点から、カスピ海沿岸諸国等中東地域以外へのアプローチを強化し、石油供給源の多角化を図るべきである。

二　東アジア経済の現状と展望

我が国は、ＦＴＡ推進に向けた体制を構築していくと同時に、経済的な相互依存の流

れを東アジア共同体の形成へとつなげていくべきであるとの認識を踏まえ、日本の経済外交におけるＦＴＡの位置付け、農業改革等の国内的課題、台頭する中国経済への対応、域内金融協力における貢献の在り方などについて調査を行った。

委員から、日本が目指すべきＦＴＡについて、東アジア全体の経済連携を目標に置き、かつ中国にもビジネス環境の整備を迫る意味で、最初から質の高いＦＴＡを主導すべきであるとの意見、各分野にとどまらない全体的な議論を国民に提示し、その是非を協議すべきであるとの意見、ＦＴＡとの関係で、将来の日本の農業の在り方については、政治家のリーダーシップが不可欠であるとの意見、外国人労働者の受入れについては、日本人全体が考えなければならない問題であるとの意見、中国との共生を考える場合、常に緊密な関係を平和裏に構築していくことが重要であるとの意見などが述べられた。

「提言」の主な内容は以下のとおりである。

1　我が国は、ＷＴＯとの整合性を確保しつつ、質の高いＦＴＡを東アジア各国と締結すべきである。

2　東アジアにおいては、経済統合の進展を契機に幅広い連携が模索されており、我が国は、日・ＡＳＥＡＮ東京宣言に盛り込まれた東アジア共同体の実現を目指し、各国との連携を拡大・強化すべきである。

3　ＦＴＡ交渉における取組体制を一層強化するためには、強力なリーダーシップを発揮する一つの実行機関が必要であり、例えば、内閣総理大臣直属の日本通商代表部（ＪＴＲ）の設置を検討すべきである。

4　我が国は、チェンマイ・イニシアチブの拡充、アジア債券市場の育成のための支援など、協力枠組みの強化や安定的な金融システムの構築に積極的に貢献すべきである。

5　政府は、農業の多面的機能、食料安全保障等の観点を考慮しつつ、農業分野の競争力強化を図るべきである。そのために、規模拡大によるコスト削減や担い手の多様化、農産物の高付加価値化を図るとともに、所得補償政策の導入についても検討すべきである。

6　看護・介護分野にとどまらず、外国人労働者の受入れについては、今後の我が国の国の在り方とも関連させ、国民的議論を深化させていくべきである。

国民生活・経済に関する調査会

委員一覧（25名）

会　長	勝木　健司	（民主）	小斉平　敏文	（自民）	谷　博之	（民主）
理　事	魚住　汎英	（自民）	佐藤　昭郎	（自民）	辻　泰弘	（民主）
理　事	山東　昭子	（自民）	田村　耕太郎	（自民）	薗科　満治	（民主）
理　事	山内　俊夫	（自民）	伊達　忠一	（自民）	福本　潤一	（公明）
理　事	伊藤　基隆	（民主）	月原　茂皓	（自民）	松　あきら	（公明）
理　事	和田　ひろ子	（民主）	藤井　基之	（自民）	畑野　君枝	（共産）
理　事	渡辺　孝男	（公明）	松村　龍二	（自民）	島袋　宗康	（無会）
理　事	西山　登紀子	（共産）	松山　政司	（自民）		
	加治屋　義人	（自民）	朝日　俊弘	（民主）		

（16.3.10 現在）

（1）活動概観

〔調査の経過〕

本調査会は、平成13年８月に設置され、今期の調査項目を「真に豊かな社会の構築」とし、１年目においては、「グローバル化が進む中での日本経済の活性化」及び「社会経済情勢の変化に対応した雇用と社会保障制度の在り方」をサブテーマとして調査を進め、平成14年７月に中間報告書を議長に提出した。

２年目においては、生活者の視点から真に豊かな社会の構築に向けた課題を検討するため、「国民意識の変化に応じた新たなライフスタイル」をサブテーマとして調査を進め、平成15年７月に中間報告書を議長に提出した。

最終年に当たる３年目においては、障害者、健常者、高齢者等の別なく、すべての人が暮らしやすい社会、その能力を発揮できる社会が「真に豊かな社会の構築」のためにとりわけ重要であるとの観点から、「ユニバーサル社会の形成促進」をサブテーマとすることに決定し、本年３月10日には、社会福祉法人プロップ・ステーション理事長竹中ナミ君、静岡県知事石川嘉延君及び障害者の生活と権利を守る千葉県連絡協議会事務局長天海正克君の各参考人から意見を聴取し、質疑を行った。

４月７日には、東京大学先端科学技術研究センター助教授福島智君、三鷹市長清原慶子君及び株式会社日立製作所デザイン本部長・国際ユニヴァーサルデザイン協議会理事長川口光男君の各参考人から意見を聴取し、質疑を行った。

４月21日には、政府に対し質疑を行うとともに、これまでの調査を踏まえ、最終報告書を取りまとめるに当たり、委員の意見表明を行った。

３年間の調査を踏まえ、６月14日、政策提言を含む最終報告書を取りまとめ、議長に提出した。

また、６月14日、「ユニバーサル社会の形成促進に関する決議案」を本会議決議とすべ

く、本調査会の委員を発議者及び賛成者として議長に提出した。なお、本決議案は、６月16日の本会議において、全会一致で可決された。

〔調査の概要〕

３月10日の調査会では、竹中参考人から、ユニバーサル社会の理念、社会福祉法人プロップ・ステーションの活動の経緯・概要、アメリカ及びスウェーデンにおける社会福祉の考え方、将来の日本社会の在り方について意見が述べられ、次に石川参考人から、静岡県におけるユニバーサルデザインの進捗状況について意見が述べられ、次に天海参考人から、障害、生活、人生の各視点から見たバリアフリーの重要性について意見が述べられた。各参考人に対し、障害者の自立促進活動に有効なＩＴの特性、障害者を「チャレンジド」と呼ぶことによる環境変化、ユニバーサルデザインに関する施策の実施に伴う費用、障害者とＩＴに係る諸外国の取組等について質疑を行った。

４月７日の調査会では、福島参考人から、盲ろう者の置かれる状況、障壁の除去に至る過程、障害を有する者の人生の在り方について意見が述べられ、次に清原参考人から、三鷹市におけるバリアフリーのまちづくり、ユニバーサルデザインへの取組について意見が述べられ、次に川口参考人から、国際ユニヴァーサルデザイン協議会の活動状況、ユニバーサルデザインに対する企業の取組について意見が述べられた。各参考人に対し、ユニバーサルデザインの考え方、ユニバーサル社会構築のための基本法制定についての見解、ユニバーサル社会における社会システムの在り方、障害者福祉における国の役割等について質疑を行った。

４月21日の調査会では、まず政府に対し、ユニバーサルデザインに係る政府の取組、ユニバーサルデザインの広報・啓発、ユニバーサルデザイン推進のための会議の設置、ユニバーサルデザイン等の定義の明確化、障害者の就労と福祉サービスの在り方、地域の実情に即した支援の必要性、ＪＩＳ規格におけるユニバーサルデザインの反映等について質疑を行った。次に委員の意見表明が行われ、思いやりのある社会やまちづくりの創出、自助、公助、共助という重層的な社会システムの構築、ユニバーサル社会形成の積極的促進、真に豊かな社会の在り方等について意見が述べられた。

６月14日には、最終報告書を議長に提出した。同報告書では、前述の活動を基にその概要と議論を整理するとともに、これまで３年間の調査を踏まえ、「真に豊かな社会の構築」のために重要であり、かつ速やかな取組が求められる事項について、「都市と農山漁村との交流の促進」、「ボランティア活動の促進・支援」、「多様なライフスタイルと働き方」及び「ユニバーサル社会の形成促進」の４分野にわたる11項目の政策提言を行った。

（２）調査会経過

○平成16年３月10日（水）（第１回）

○国民生活・経済に関する調査のため必要に応じ参考人の出席を求めることを決定した。

○「真に豊かな社会の構築」のうち、ユニバーサル社会の形成促進について参考人社会福祉法人プロップ・ステーション理事長竹中ナミ君、静岡県知事石川嘉延君及び障害者の生活と権利を守る千葉県連絡協議会事務局長天海正克君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕藤井基之君（自民）、松あきら君（公明）、西山登紀子君（共産）、山東昭子君（自民）、伊藤基隆君（民主）、谷博之君（民主）、和田ひろ子君（民主）

○平成16年４月７日（水）（第２回）

○「真に豊かな社会の構築」のうち、ユニバーサル社会の形成促進について参考人東京大学先端科学技術研究センター助教授福島智君、三鷹市長清原慶子君及び株式会社日立製作所デザイン本部長・国際ユニヴァーサルデザイン協議会理事長川口光男君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕西山登紀子君（共産）、島袋宗康君（無会）、和田ひろ子君（民主）、山東昭子君（自民）、渡辺孝男君（公明）、松あきら君（公明）、伊藤基隆君（民主）、谷博之君（民主）、加治屋義人君（自民）

○平成16年４月21日（水）（第３回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○「真に豊かな社会の構築」のうち、ユニバーサル社会の形成促進について森元内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕伊達忠一君（自民）、和田ひろ子君（民主）、渡辺孝男君（公明）、西山登紀子君（共産）、畑野君枝君（共産）

○「真に豊かな社会の構築」について意見の交換を行った。

○平成16年６月14日（月）（第４回）

○理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。

○国民生活・経済に関する調査報告書を提出することを決定した。

○国民生活・経済に関する調査の報告を申し出ることを決定した。

（３）調査会報告要旨

国民生活・経済に関する調査報告

【要 旨】

本調査会は、平成13年８月に設置され、「真に豊かな社会の構築」を調査項目とし、１年目は「グローバル化が進む中での日本経済の活性化」及び「社会経済情勢の変化に対応した雇用と社会保障制度の在り方」を、２年目は「国民意識の変化に応じた新たなライフスタイル」を、さらに３年目は「ユニバーサル社会の形成促進」をサブテーマとして鋭意調査を進め、調査報告書を取りまとめ、議長に提出した。

我が国は経済的、物質的には世界有数の水準に達する一方で、多くの人々は精神的なゆとりを失い、心の豊かさを実感できないでいる。これからの社会においては、国民一人一人がゆとりや生きがいを持ち、生きる喜び、真の豊かさを実感できる社会を構築していかなくてはならない。このような観点から、11項目の提言を行った。提言の主な内容は次のとおりである。

一　都市と農山漁村との交流促進策

都市と農山漁村との交流促進のため、農山漁村においては、省庁横断的な規制緩和による地域活動の活発化や地域におけるコーディネーターの育成等が必要であり、都市側からの働き掛けを促すためには、農山漁村における体験学習や体験活動、長期休暇の取得を容易にする施策等の拡充を図る必要がある。

二　農山漁村の情報発信ネットワークの構築

農山漁村地域の様々な資源に関する情報を、より積極的に都市生活者に対して発信していく情報ネットワークの充実・強化が必要であり、そのための人材育成について積極的な措置を講ずるべきである。

三　ボランティア活動に関する啓発及び支援体制の整備

ボランティア活動に対する理解が社会全体において深まるよう積極的な啓発を行うとともに、年齢、性別、職業等を問わず、自分の意思に基づいて自由に、かつ容易にボランティア活動に参加できる仕組みを更に整備していく必要がある。特に、若者がボランティア活動を体験するための機会の提供をより拡充するとともに、ボランティア活動の促進策について制度的な措置も含め、施策の充実を図るべきである。

四　ＮＰＯ法人に対する支援体制の強化

ＮＰＯ法人については、活動分野の拡大、法人格取得手続の簡素化、みなし寄附金制度の導入等の定着を図るとともに、法人制度の見直しについて更に積極的な措置を講ずる必要がある。

五　仕事と家庭の両立

仕事と家庭生活の両立とともに、多様なライフスタイルを可能とするため、パートタイム労働者の雇用環境の整備など雇用と働く条件の整備、保育・学童保育施設の整備等を進めていく必要がある。

六　長時間労働の是正

長時間労働については、その是正に向けた積極的な啓発を行うとともに、時間外労働の削減等について、新たな仕組みの創設等制度的な措置を含め、一層の施策を講ずるべきである。

七　ユニバーサル社会の形成

障害者、健常者、高齢者等の別なく、すべての人が持てる力を発揮でき、かつ支え合うユニバーサル社会を形成していくためには、社会的弱者と言われる人々が社会の中で自立した生活を営むことが可能となるような支援体制等総合的な社会環境の整備を一層推進していくことが必要である。

八　普及啓発及び推進体制の整備

ユニバーサル社会等の言葉の定義の明確化や用語、用法の整理を早急に行い、広く浸透、定着していくことが期待される。同時に、ユニバーサル社会の形成促進のためには、政府が一体となった取組が不可欠であるため、関係閣僚で構成される推進会議を設置し、総合的、体系的な取組を推進すべきである。

九　重層的な社会システムの構築

ユニバーサル社会形成のためには、自助、公助、共助が有機的に連携する重層的な社会システムを構築していくことが必要である。そのためには、例えば郵便局ネットワークのような既にある社会の仕組みを有効に活用して、これからの社会を支えていくことが重要である。

十　地方公共団体の取組への支援

ユニバーサル社会の形成促進のためには、地域住民に身近な地方公共団体の役割が極めて重要であるので、国は地方公共団体の取組に対し、支援の拡充に努めるべきであるが、その際、各地方公共団体がその地域の実情に合致した施策等を展開できるよう十分に配慮すべきである。

十一　障害者の社会参加の促進

障害者の就労を通じた自立への支援のため、法定雇用率達成のための指導の強化等を行うとともに、働きやすい環境の整備に積極的に取り組むべきである。また、障害者割引制度の拡充について、交通機関各社に対し検討を要請するとともに、国の社会福祉政策としての観点からの検討を行うべきである。さらに、コミュニケーション方法の開発等について一層の促進策を講ずるべきである。

共生社会に関する調査会

委員一覧（25名）

会　長	狩野　　安	（自民）	大仁田　　厚	（自民）	千葉　　景子	（民主）
理　事	有馬　朗人	（自民）	小泉　顕雄	（自民）	松岡　満壽男	（民主）
理　事	大野　つや子	（自民）	後藤　博子	（自民）	森　　ゆうこ	（民主）
理　事	中原　　爽	（自民）	清水　嘉与子	（自民）	弘友　和夫	（公明）
理　事	神本　美恵子	（民主）	段本　幸男	（自民）	吉川　春子	（共産）
理　事	羽田　雄一郎	（民主）	南野　知惠子	（自民）	福島　瑞穂	（社民）
理　事	山本　香苗	（公明）	橋本　聖子	（自民）	高橋　紀世子	（みどり）
理　事	林　　紀子	（共産）	岡崎　トミ子	（民主）		
	有村　治子	（自民）	郡司　彰	（民主）		

（16.2.10 現在）

（1）活動概観

〔調査の経過〕

第152回国会の平成13年８月７日に設置された本調査会は、「共生社会の構築に向けて」を調査テーマと定め、１年目は「児童虐待防止に関する件」、２年目は「障害者の自立と社会参加に関する件」について調査を進めてきた。３年目は引き続き「障害者の自立と社会参加に関する件」について取り上げ、「共生の感覚の育成」及び「地域生活支援」の観点から更に調査を行った。

今国会においては、平成16年２月18日、共生の感覚の育成について、奈良教育大学助教授玉村公二彦君、佐倉市立根郷中学校教諭永長徹君、ＮＰＯわかくさ大東地域リハビリテーション研究所所長・帝京平成大学健康メディカル学部教授山本和儀君及び中部学院大学人間福祉学部助教授別府悦子君を、２月25日には、地域生活支援について、花園大学社会福祉学部福祉心理学科専任講師三田優子君、伊達市長菊谷秀吉君及び社会福祉法人桑友理事長武田牧子君をそれぞれ参考人として招き、意見を聴取した後、質疑を行った。また、３月３日には、障害者の自立と社会参加に関する政府の取組状況について、中島内閣府副大臣、原田文部科学副大臣、谷畑厚生労働副大臣及び佐藤国土交通副大臣から説明を聴取した後、質疑を行った。

このような障害者の自立と社会参加に関しての参考人からの意見聴取や政府の取組状況についての説明を踏まえ、平成16年５月12日、報告書の取りまとめに向けて、調査会委員間の自由討議を行った。

以上のような議論を踏まえ、理事懇談会で協議を行った結果、４項目からなる「障害者の自立と社会参加についての提言」を取りまとめ、平成16年６月11日、提言を含む調査報告書を議長に提出することを決定した。

他方、前期調査会において提出し、成立に至った配偶者からの暴力の防止及び被害者の

保護に関する法律の見直しについては、その附則において施行後３年を目途として検討する旨の規定が設けられていたことから、本調査会理事会の下に設置した「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の見直しに関するプロジェクトチームにおける調査、検討の結果を踏まえ、平成16年３月25日、**配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律案**を、全会一致で本調査会提出の法律案として提出することを決定した。なお、同法律案の起草に先立ち、配偶者暴力防止法の見直しについて、野沢法務大臣、小野国家公安委員会委員長、坂口厚生労働大臣、内閣府及び総務省に対し質疑を行った。配偶者暴力防止法一部改正案は、平成16年５月27日、成立に至った。

〔調査の概要〕

平成16年２月18日の調査会では、参考人から、障害者の社会参加と自立のためには生涯にわたる教育的支援として社会教育等の学校外教育も重要である、子どもへの福祉教育の実践の目標は「対等の意識」の涵養である、ノーマライゼーションの推進のためには統合教育が必要であり、その理解のために地域全体が変わっていく必要がある、ＬＤ、ＡＤＨＤ、高機能自閉症等のある発達障害児等への特別支援教育については現在の障害児教育を充実させた上で行うことが重要である等の意見が述べられた。その後、参考人に対し、①就学先について障害当事者の選択を尊重する必要性、②適正な学級定数の在り方及び加配教員の確保、③知的障害者の後期中等教育を充実させる必要性等について質疑を行った。

２月25日の調査会では、参考人から、施設内の中軽度知的障害者に対し、訓練の一環として、配膳や重度の入所者の介護等を行わせることは人権侵害である、差別を解消するためにも知的障害者が地域で暮らす仕組みをつくる必要がある、精神障害者が地域で暮らす基盤として生活支援システム及びそれを支える良質の医療が必要である等の意見が述べられた。その後、参考人に対し、①知的・精神障害者の地域生活への移行に当たり地域社会における支援体制をつくる必要性、②知的・精神障害者への就労支援充実の必要性、③支援費制度実施に伴いケアマネジメントの確立等の重要性等について質疑を行った。

３月３日の調査会では、政府から説明を聴取した後、①特別支援教育の実効性確保のための条件整備、②障害のある人への職業訓練の充実と多様な雇用・就労形態の促進、③支援費制度の財源確保と地域格差解消の必要性、④障害当事者の政策決定過程参画の必要性等について質疑を行った。

５月12日の調査会では、①通常学級における特別支援と障害児学校・学級の拡充を併せて推進する必要性、②ＬＤ、ＡＤＨＤ、高機能自閉症等のある発達障害児に対する総合的な支援体制整備の必要性、③地域生活移行のための生活の場の確保と日常生活に対する行政サービス提供の必要性、④知的障害者施設が地域生活支援に果たす役割を検討する必要性、⑤障害のある人が地域生活の基盤を確立するための就労の促進について検討する必要

性等の意見が述べられた。

以上のような議論を踏まえ、理事懇談会で協議を行った結果、障害者の自立と社会参加について意見を集約し、「共生の感覚の育成」を始めとする４項目の提言を取りまとめた。

また、**平成16年３月25日**の調査会においては、配偶者暴力防止法の見直しについて、政府に対し、①「脅迫」を保護命令の対象とすることの是非、②子どもへの接近禁止命令と親の面接交渉権との関係、③ＤＶ事案へのストーカー規制法適用の必要性、④ＤＶ被害者保護のための住民基本台帳閲覧等の制限の必要性、⑤加害者更生に関する調査研究の重要性等について質疑を行った後、同法改正案を起草し、調査会として提出することを決定した。

〔法律案の提出〕

○　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律案

前期調査会が第151回国会において提出し、成立に至った配偶者暴力防止法の施行以降、平成15年12月末までの期間に配偶者暴力相談支援センターに68,278件の相談が寄せられ、保護命令については3,422件申し立てられ2,719件が発令されるなど、同法が配偶者からの暴力の防止と被害者の保護に効果を上げてきた一方で、悲惨な暴力事件は後を絶たず、更なる施策の推進が求められていた。

配偶者暴力防止法には施行後３年を目途とする検討規定が設けられていたことから、同法の見直しについて検討するため、第156回国会の平成15年２月12日、本調査会理事会の下に、各会派の本調査会委員を構成員とするプロジェクトチームを設置した。プロジェクトチームにおける学識経験者、関係者等から意見聴取、内閣府、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省及び最高裁判所からの説明聴取、メンバー間の討議など、24回にわたる調査、検討を重ねた結果を踏まえ、平成16年３月25日の調査会において、全会一致をもって本調査会提出の法律案として提出することを決定した。本法律案は、翌26日参議院本会議において可決された後、５月26日の衆議院法務委員会の審査を経て、翌27日衆議院本会議において全会一致をもって可決、成立した。

その主な内容は、「配偶者からの暴力」の定義の拡大、保護命令制度の拡充、国の基本方針及び都道府県の基本計画の策定、市町村による配偶者暴力相談支援センターの業務の実施、被害者の自立支援の明確化等である。

（２）調査会経過

○平成16年２月10日（火）（第１回）

○共生社会に関する調査のため必要に応じ参考人の出席を求めることを決定した。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の見直しに関するプロジェクトチームに関する件について委員から報告を聴いた。

○平成16年２月18日（水）（第２回）

○「共生社会の構築に向けて」のうち、障害者の自立と社会参加に関する件（共生の感覚の育成）について参考人奈良教育大学助教授玉村公二彦君、佐倉市立根郷中学校教諭永長徹君、ＮＰＯわかくさ大東地域リハビリテーション研究所所長・帝京平成大学健康メディカル学部教授山本和儀君及び中部学院大学人間福祉学部助教授別府悦子君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕有馬朗人君（自民）、岡崎トミ子君（民主）、中原爽君（自民）、林紀子君（共産）、大野つや子君（自民）、神本美恵子君（民主）、山本香苗君（公明）、高橋紀世子君（みどり）、有村治子君（自民）

○平成16年２月25日（水）（第３回）

○「共生社会の構築に向けて」のうち、障害者の自立と社会参加に関する件（地域生活支援）について参考人花園大学社会福祉学部福祉心理学科専任講師三田優子君、伊達市長菊谷秀吉君及び社会福祉法人桑友理事長武田牧子君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕中原爽君（自民）、林紀子君（共産）、岡崎トミ子君（民主）、森ゆうこ君（民主）、高橋紀世子君（みどり）、大野つや子君（自民）、神本美恵子君（民主）、有村治子君（自民）、後藤博子君（自民）、大仁田厚君（自民）

○平成16年３月３日（水）（第４回）

○「共生社会の構築に向けて」のうち、障害者の自立と社会参加に関する件について中島内閣府副大臣、原田文部科学副大臣、谷畑厚生労働副大臣及び佐藤国土交通副大臣から説明を聴いた後、中島内閣府副大臣、原田文部科学副大臣、谷畑厚生労働副大臣、佐藤国土交通副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕中原爽君（自民）、林紀子君（共産）、清水嘉与子君（自民）、岡崎トミ子君（民主）、神本美恵子君（民主）、後藤博子君（自民）、有村治子君（自民）、福島瑞穂君（社民）、山本香苗君（公明）、高橋紀世子君（みどり）、大野つや子君（自民）

○平成16年３月25日（木）（第５回）

○「共生社会の構築に向けて」のうち、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関

する法律の見直しに関する件について野沢法務大臣、小野国家公安委員会委員長、坂口厚生労働大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕狩野安君（会長質疑）

○**配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律案**の草案について提案者南野知惠子君から説明を聴いた後、調査会提出の法律案として提出することに決定した。

○平成16年５月12日（水）（第６回）

○「共生社会の構築に向けて」のうち、障害者の自立と社会参加に関する件について意見の交換を行った。

○平成16年６月11日（金）（第７回）

○共生社会に関する調査報告書を提出することを決定した。

○共生社会に関する調査の報告を申し出ることを決定した。

（３）議案の要旨

○成立した議案

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律案（参第13号）

【要旨】

本法律案は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を推進しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、「配偶者からの暴力」の定義を、配偶者からの身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいうものとする。

二、保護命令制度の拡充

1　配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に被害者が離婚をした場合においても、被害者が元配偶者から引き続き受ける暴力により生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、元配偶者に対し接近禁止命令及び退去命令を発するものとする。

2　被害者が同居している未成年の子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、被害者への接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該子への接近禁止命令を発するものとする。

3　退去命令において、退去住居付近のはいかいも禁止するものとする。

4　退去命令の期間を、現行の２週間から２月間に拡大する。

5　退去命令の再度の申立てを認めることとする。

6　保護命令の再度の申立てをする場合において、配偶者暴力相談支援センター等に対

する相談等の事実が申立書に記載されているときは、公証人面前宣誓供述書の添付を不要とする。

三、市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにすることができるものとする。

四、被害者の自立支援の明確化等

1　国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

2　主務大臣は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本方針を定め、都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における施策の実施に関する基本計画を定めなければならない。

3　配偶者暴力相談支援センターは、被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うとともに、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努める。

4　福祉事務所は、法令の定めるところにより、被害者の自立支援に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

五、警察本部長等は、配偶者からの暴力を受けている者から、被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申し出があったときは、必要な援助を行うものとする。

六、職務関係者は、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重しなければならない。

七、改正後の法律の規定については、本法律の施行後３年を目途として、その施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

八、本法律は、公布の日から起算して６月を経過した日から施行する。

（４）調査会報告要旨

共生社会に関する調査報告

【要　旨】

本調査会は、共生社会に関して長期的かつ総合的な調査を行うため、第152回国会の平成13年８月に設置された。

本調査会は、「共生社会の構築に向けて」を調査テーマと定め、１年目は「児童虐待防止に関する件」、２年目は「障害者の自立と社会参加に関する件」を具体的調査事項とした。

最終年に当たる３年目は、前期調査会において提出し、成立に至った「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」について、本調査会理事会の下に設置したプロジェクトチームにおける調査、検討を経て、３月25日、「配偶者からの暴力の防止及び被

害者の保護に関する法律の一部を改正する法律案」を起草、提出した。さらに、２年目に取り上げた「障害者の自立と社会参加に関する件」について「共生の感覚の育成」及び「地域生活支援」の観点から更に調査を行った。参考人からの意見聴取及び政府からの説明聴取並びに調査会委員間の自由討議を通じて調査を進めてきた結果、「障害者の自立と社会参加についての提言」を含めた調査報告書を取りまとめ、６月11日、議長に提出した。

本調査会として取りまとめた「障害者の自立と社会参加についての提言」の内容は、次のとおりである。

一　共生の感覚の育成

１　子どもの頃から共生の感覚を育成するためには、本人の意思を尊重した通常学級での教育の機会を充実するとともに、障害のある子どもに対する通学、給食、医療等の支援体制を一層充実すべきである。

２　学校における福祉教育については、地域の関係機関との連携を図るとともに、教育現場のみならず学校外における支援体制の整備を図るべきである。

３　知的障害者等については、発達の進度において個人差が見られるなどの障害特性に配慮し、教育の効果を確実にするためにも養護学校高等部等後期中等教育の充実等を図る必要がある。

二　ＬＤ、ＡＤＨＤ、高機能自閉症への対応

１　ＬＤ、ＡＤＨＤ、高機能自閉症により特別な教育的支援体制を必要とする児童生徒への対応のため、早期発見のための体制整備、教員の専門性向上、教育条件の整備、教師や学校現場への援助等が必要であり、そのための予算措置等を講じるとともに、幼児期から成人期までの継続した支援体制の構築を検討すべきである。

２　軽度発達障害のある児童生徒の健全育成のため、不登校等との関係性の有無等について、国として早急に専門的な調査研究を実施すべきである。

三　地域生活支援

１　知的障害者の地域生活への移行を円滑に推進するため、当事者の意思を尊重した移行決定手続の整備、在宅サービス体制等地域住民との連携の下に一人一人のニーズに応じた支援体制の構築が必要である。

２　精神障害者の地域生活への移行を推進するため、生活就労支援システムの機能強化、精神科救急システム等の整備等を図り、精神障害者本人の選択と自己決定により豊かな生活が可能となる社会を構築すべきである。

３　地域において障害のある人が経済的に自立した生活基盤を確立するため、小規模作業所等福祉的就労への更なる支援と同時に、国及び地方公共団体は障害のある人の地域における雇用・就業確保等を重点施策として推進すべきである。

四　地方公共団体に対する財政的配慮

三位一体改革の推進に当たっては、国の保障すべき行政水準に対する明確な方針を提示するとともに、地方公共団体間の財源格差の是正についても配意し、障害保健福祉政策の推進に努めるべきである。

3 委員会未付託議案

（内閣提出法律案）

児童福祉法の一部を改正する法律案（閣法第34号）

【要旨】

本法律案は、次世代育成支援対策を推進するため、児童虐待等の問題に適切に対応できるよう児童相談所及び市町村の役割並びに児童福祉施設の在り方の見直し等を行うとともに、慢性疾患にかかっている児童に対する医療の給付を創設する等の措置を講ずるほか、児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書の締結及び保育料の収納事務の私人への委託を行うために必要な規定の整備を行おうとするものである。

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第35号）

【要旨】

本法律案は、我が国における急速な少子化の進行等を踏まえ、総合的な次世代育成支援対策を推進する等の観点から、労働者が就業しつつ子の養育又は家族の介護を行うことを容易にするための環境を整備し、その雇用の継続を図るため、育児休業制度及び介護休業制度の見直しを行うとともに、子の看護休暇に関する制度を設けるほか、雇用保険制度等において育児休業給付等の見直しを行おうとするものである。

犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案（閣法第46号）

【要旨】

本法律案は、国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約の締結に伴い、組織的な犯罪の共謀罪の新設等をするとともに、組織的に実行される強制執行妨害事犯等についての処罰規定を整備し、サイバー犯罪に関する条約の締結に伴い、不正指令電磁的記録作成等の行為についての処罰規定、電磁的記録に係る記録媒体に関する証拠収集手続の規定等を整備しようとするものである。

民事訴訟費用等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第65号）

【要旨】

本法律案は、弁護士等の訴訟代理人の報酬に係る費用について、当事者の双方共同の申立てがある場合に、これを訴訟費用として敗訴者の負担とする制度を設けようとするものである。

民事関係手続の改善のための民事訴訟法等の一部を改正する法律案（閣法第77号）

【要旨】

本法律案は、民事関係手続の一層の迅速化及び効率化等を図るため、民事訴訟手続等における申立て等を電子情報処理組織を用いて行うことを可能とするとともに、簡易裁判所における少額訴訟に関する債権執行制度の創設、不動産競売における最低売却価額の売却基準価額への変更、扶養義務等に基づく金銭債務についての間接強制制度の創設、公示催告手続の迅速化等の措置を講じようとするものである。

信託業法案（閣法第85号）

【要旨】

本法律案は、金融資本市場の基盤整備を進める観点から、信託の引受け対象となる財産の範囲の制限を撤廃し、信託業等を営む者に関し新たな資格要件等を定めて多様な担い手の参入を可能とする等、所要の制度整備を行おうとするものである。

労働組合法の一部を改正する法律案（閣法第88号）

【要旨】

本法律案は、不当労働行為事件の迅速かつ的確な処理を図るため、労働委員会の行う審査の手続及び体制を整備する等の措置を講じようとするものである。

（本院議員提出法律案）

政治資金規正法の一部を改正する法律案（参第１号）

【要旨】

本法律案は、政治団体及び公職の候補者の政治活動の公明と公正を確保するため、法人その他の団体の政治活動に関する寄附の禁止、政治活動に関する寄附の量的制限の強化、政治団体の経理における寄附勘定の創設、寄附に関する公開の強化等の措置を講ずるとともに、公職の候補者に資金管理団体に対する監督義務を課し、あわせて、政治資金規正法違反について罰則を強化する等の措置を講じようとするものである。

政党助成法を廃止する法律案（参第２号）

【要旨】

本法律案は、政党の政治資金は主として国民の浄財によって賄われるべきものであることにかんがみ、国が政党に対する助成を行う制度を廃止しようとするものである。

国の行政機関等の職員等の営利企業等への就職の制限等に関する法律案（参第３号）

【要旨】

本法律案は、国の行政機関等の職員並びに独立行政法人等の役員及び職員について、その離職後、国の行政機関等又は独立行政法人等と密接な関係にある営利企業等の地位に就

未付託

くことの制限等の措置を定めることにより、国の行政機関等の業務の公正な執行及び独立行政法人等の業務の適正な運営の確保を図ろうとするものである。

永住外国人に対する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権及び被選挙権等の付与に関する法律案（参第４号）

【要旨】

本法律案は、我が国において多くの永住外国人が日本国民と同様の社会生活を営んでいる現状にかんがみ、地方において永住外国人が日本国民と等しく参加する政治を実現するため、永住外国人に地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権及び被選挙権等を付与しようとするものである。

地域金融の活性化に関する法律案（参第５号）

【要旨】

本法律案は、地域金融の活性化を図るため、国、地方公共団体及び金融機関の地域金融の活性化に関する責務を明らかにするとともに、都道府県が講ずる地域金融の活性化のための施策を定めようとするものである。

中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律案（参第６号）

【要旨】

本法律案は、地域金融の活性化を図るため、信用協同組合及び信用金庫に対する監督検査等が地域の特性に応じたものとなるよう、その監督検査等に関する内閣総理大臣の権限に属する事務の一部を都道府県知事が行うこととするための措置を講じようとするものである。

短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律案（参第７号）

【要旨】

本法律案は、短時間労働者、有期労働者等の現状にかんがみ、その福祉の増進を図るため、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の対象を短時間労働者、有期労働者等に拡大するとともに、賃金、休暇、教育訓練、福利厚生、解雇、退職その他の労働条件について、短時間労働者、有期労働者等と通常の労働者との差別的取扱いを禁止する等の措置を講じようとするものである。

食育基本法案（参第９号）

【要旨】

本法律案は、食育に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本事項を定めようとするものである。

乳幼児医療費の支給に関する法律案（参第11号）

【要旨】

本法律案は、乳幼児の健康の保持及び福祉の増進を図り、あわせて子どもを安心して生み育てることができる環境の整備に資するため、市町村が乳幼児を養育している者に乳幼児医療費を支給する制度を設けるとともに、その支給に要する費用についてその一部を国及び都道府県が負担することとする措置を講じようとするものである。

青少年健全育成基本法案（参第12号）

【要旨】

本法律案は、青少年の健全な育成に関する施策を総合的に推進するため、青少年の健全な育成に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体、保護者等の責務を明らかにするとともに、施策の基本事項を定めようとするものである。

身体障害者福祉法の一部を改正する法律案（参第15号）

【要旨】

本法律案は、身体に障害のある者が身体障害者手帳の交付を申請するに際し、都道府県知事の定める歯科医師の診断書を添付することができることとする措置を講じようとするものである。

民法の一部を改正する法律案（参第16号）

【要旨】

本法律案は、婚姻適齢を男女とも18歳とし、女性の再婚禁止期間を100日に短縮し、選択的別氏制を導入して別氏夫婦の子の氏は出生時に定めるものとするとともに、非嫡出子の相続分を嫡出子と同一とすること等の措置を講じようとするものである。

地域金融の円滑化に関する法律案（参第18号）

【要旨】

本法律案は、金融機関の地域金融に係る適切な運営等を期するため、地域金融の円滑化に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び金融機関の責務を明らかにするとともに、地域金融の円滑化に対する金融機関の寄与の程度に係る評価に資する情報の公表の制度を設けようとするものである。

高齢期等において国民が安心して暮らすことのできる社会を実現するための公的年金制度の抜本的改革を推進する法律案（参第19号）

【要旨】

本法律案は、将来にわたり安定した公的年金制度の構築を図り、高齢期等において国民が安心して暮らすことのできる社会の実現に資するため、年金制度改革に関する基本理念及び基本方針を定めるとともに、年金制度改革の具体的措置及び新制度への円滑な移行の

ための措置について調査を行う調査会を設置することによって、国民的合意に基づく年金制度改革を推進しようとするものである。

長時間にわたる時間外労働等から労働者を保護するための労働基準法及び労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案（参第20号）

【要旨】

本法律案は、最近の労働者をめぐる社会経済情勢にかんがみ、時間外労働等の適正な管理及び削減を図り、長時間にわたる時間外労働等から労働者を保護するため、労働時間管理台帳の調製、時間外労働等管理規程の作成、時間外労働等管理委員会の設置等必要な措置を講じようとするものである。

解雇等の規制に関する法律案（参第21号）

【要旨】

本法律案は、最近における景気の動向、産業構造の変化等を背景として、解雇、使用者の求めに応じた退職、出向、転籍等が多く行われていることにかんがみ、不当な解雇等が行われないようにするとともに、解雇等に際しての労働者の保護を図り、もって労働者の雇用の安定に資するため、解雇等について必要な規制を行おうとするものである。

解雇等の規制に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（参第22号）

【要旨】

本法律案は、解雇等の規制に関する法律の施行に伴い、労働基準法等関係法律の規定の整備等を行おうとするものである。

戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案（参第23号）

【要旨】

本法律案は、旧陸海軍の関与の下で行われた女性に対する組織的かつ継続的な性的な行為の強制により、それらの女性の尊厳と名誉が著しく害された事実につき謝罪の意を表し及びそれらの女性の名誉等の回復に資する措置を我が国の責任において講ずることが緊要な課題であることにかんがみ、戦時性的強制被害者問題の解決の促進に必要な基本的事項を定めようとするものである。

干潟海域の保全等に関する法律案（参第24号）

【要旨】

本法律案は、特別な自然条件を有する干潟海域が他の自然環境では代替することが困難な多面にわたる機能を有し、自然環境の保全等に重要な役割を担っていること等にかんがみ、干潟海域の保全等を図るための基本方針を定め、干潟海域保全区域の指定、保全区域内での行為の制限など干潟海域の保全等のための措置を講じようとするものである。

（予備費等支出承諾）

平成十五年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１）

【要旨】

一般会計予備費予算額2,500億円のうち、平成15年４月22日から16年１月27日までの間に使用を決定した金額は1,189億円余で、その内訳は、衆議院総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に必要な経費742億円余、イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に必要な経費268億円余などである。

平成十五年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１）

【要旨】

特別会計予備費予算総額２兆214億円余のうち、平成15年12月９日に使用を決定した金額は110億円で、これは農業共済再保険特別会計農業勘定における再保険金の不足を補うために必要な経費である。

平成十五年度特別会計予算総則第十四条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その１）

【要旨】

平成15年８月５日から同年９月26日までの間に決定した経費増額総額は281億円余で、その内訳は、道路整備特別会計における道路事業の調整等に必要な経費の増額212億円余、治水特別会計治水勘定における河川事業の調整等に必要な経費の増額55億円余などである。

平成十五年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その２）

【要旨】

一般会計予備費予算額2,500億円のうち、平成16年３月１日から同年３月30日までの間に使用を決定した金額は130億円余で、その内訳は、退職手当の不足を補うために必要な経費109億円、矯正収容費の不足を補うために必要な経費13億円などである。また、平成15年度一般会計予備費使用総額は1,319億円である。

平成十五年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その２）

【要旨】

特別会計予備費予算総額２兆214億円余のうち、平成16年３月26日に使用を決定した金額は１億円で、これは国立病院特別会計療養所勘定における退職手当の不足を補うために必要な経費である。また、平成15年度特別会計予備費使用総額は111億円である。

平成十五年度特別会計予算総則第十四条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その２）

【要旨】

平成16年３月26日から同年3月30日までの間に決定した経費増額総額は110億円余で、その内訳は、国立病院特別会計療養所勘定における退職手当の不足を補うために必要な経費の増額109億円などである。また、平成15年度特別会計予算総則第14条に基づく経費増額総額は392億円余である。

（ＮＨＫ決算）

日本放送協会平成十三年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

【要旨】

本件は、日本放送協会（ＮＨＫ）の平成13年度の決算書類である。この決算書類によれば、日本放送協会の平成13年度末の資産及び負債の状況は、一般勘定における資産総額6,981億円に対し負債総額2,698億円、資本総額4,282億円となっている。また、当年度中の損益の状況は、事業収入が6,576億円、事業支出が6,445億円で当期事業収支は131億円の黒字となっている。

日本放送協会平成十四年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

【要旨】

本件は、日本放送協会（ＮＨＫ）の平成14年度の決算書類である。この決算書類によれば、日本放送協会の平成14年度末の資産及び負債の状況は、一般勘定における資産総額7,112億円に対し負債総額2,726億円、資本総額4,385億円となっている。また、当年度中の損益の状況は、事業収入が6,647億円、事業支出が6,545億円で当期事業収支は102億円の黒字となっている。

4 憲法調査会審議経過

委員一覧（45名）

会　長	上杉　光弘	（自民）	椎名　一保	（自民）	小林　元	（民主）
幹　事	武見　敬三	（自民）	常田　享詳	（自民）	角田　義一	（民主）
幹　事	保坂　三蔵	（自民）	中曽根　弘文	（自民）	中島　章夫	（民主）
幹　事	吉田　博美	（自民）	服部　三男雄	（自民）	平野　貞夫	（民主）
幹　事	若林　正俊	（自民）	福島　啓史郎	（自民）	福山　哲郎	（民主）
幹　事	鈴木　寛	（民主）	藤野　公孝	（自民）	堀　利和	（民主）
幹　事	ツルネン　マルテイ	（民主）	舛添　要一	（自民）	松井　孝治	（民主）
幹　事	若林　秀樹	（民主）	松田　岩夫	（自民）	白浜　一良	（公明）
幹　事	魚住　裕一郎	（公明）	松村　龍二	（自民）	山口　那津男	（公明）
幹　事	小泉　親司	（共産）	松山　政司	（自民）	山本　保	（公明）
	阿南　一成	（自民）	森田　次夫	（自民）	井上　哲士	（共産）
	岩井　國臣	（自民）	山崎　力	（自民）	吉岡　吉典	（共産）
	扇　千景	（自民）	大渕　絹子	（民主）	吉川　春子	（共産）
	亀井　郁夫	（自民）	大脇　雅子	（民主）	田　英夫	（社民）
	桜井　新	（自民）	川橋　幸子	（民主）	岩本　荘太	（無会）

（16.2.18 現在）

憲法調査会二院制と参議院の在り方に関する小委員（15名）

小委員長	保坂　三蔵	（自民）	舛添　要一	（自民）	松井　孝治	（民主）
	岩井　國臣	（自民）	山崎　力	（自民）	山本　保	（公明）
	武見　敬三	（自民）	川橋　幸子	（民主）	吉川　春子	（共産）
	福島　啓史郎	（自民）	鈴木　寛	（民主）	田　英夫	（社民）
	藤野　公孝	（自民）	平野　貞夫	（民主）	岩本　荘太	（無会）

（16.3.12 現在）

（1）活動概観

〔調査の経過〕

憲法調査会は、日本国憲法について広範かつ総合的に調査を行うための機関として平成12年１月20日に設置された。なお、その調査期間は議院運営委員会理事会における申合せによって、おおむね５年程度を目途とすることとされている。

調査に当たっては、常に国民とともに議論し、過去と現在を踏まえた上で将来を見通した論議を行うことを基本方針とし、国民の間に議論を喚起し、認識を深めてもらうことを目指している。

第151回国会からは憲法を分野別に論議することとし、「総論」、「国民主権と国の機構」、「基本的人権」及び「平和主義と安全保障」の４つのテーマを設け、逐次、調査を進めてきたが、今国会において「平和主義と安全保障」及び「総論」を終え、４テーマについて一通りの調査を終えた。

第158回国会閉会後の平成15年12月３日には、コスタリカ共和国及びカナダにおける憲法事情並びに国際連合における平和主義・安全保障への取組等について、海外派遣議員から報告を聴いた後、これを踏まえ、委員相互間の意見交換を行った。

次いで、今国会に入り、平和主義と安全保障のうち、「憲法と集団安全保障、集団的自衛権、日米安保」について、平成16年２月18日に、大阪大学大学院法学研究科教授坂元一哉氏、拓殖大学海外事情研究所所長佐瀬昌盛氏及び朝日新聞記者・ＡＥＲＡスタッフライター田岡俊次氏を、２月25日に、関西学院大学法学部教授豊下楢彦氏、法政大学人間環境学部教授本間浩氏及び拓殖大学国際開発学部教授森本敏氏を、３月３日に、「憲法と国際法、国際連合」について、京都大学大学院法学研究科教授浅田正彦氏、東京大学大学院教授大沼保昭氏及び国際基督教大学大学院教授功刀達朗氏を、３月17日に、「憲法と国際平和活動、国際協力」について、東京大学東洋文化研究所教授猪口孝氏、独立行政法人日本貿易振興機構アジア経済研究所地域研究センター参事酒井啓子氏及び成蹊大学名誉教授・ＮＰＯ法人平和構築・民主化支援委員会理事長廣野良吉氏をそれぞれ参考人として招き、意見を聴取した後、質疑を行い、これを踏まえ、委員相互間の意見交換を行った。

そして、４月７日には、上記調査を含めこれまで行ってきた「平和主義と安全保障」に関する調査を踏まえて、締めくくり自由討議を行った。

その後「総論」の調査に入り、４月21日に、「前文」について、日本大学法学部教授青山武憲氏、元駐イタリア大使・鹿島建設株式会社常任顧問英正道氏及び北海道大学大学院法学研究科教授棟居快行氏を、５月12日に、「改正、最高法規」について、名古屋大学大学院法学研究科教授浦部法穂氏、駒澤大学法学部教授竹花光範氏及び京都大学大学院法学研究科教授土井真一氏を、５月26日に、「天皇」について、國學院大学神道文化学部教授阪本是丸氏、国際基督教大学教養学部教授笹川紀勝氏及び元最高裁判所判事園部逸夫氏をそれぞれ参考人として招き、意見を聴取した後、質疑を行い、これを踏まえ、委員相互間の意見交換を行った。

また、二院制と参議院の在り方に関する調査検討を柔軟かつ機動的に行うため、２月18日に「二院制と参議院の在り方に関する小委員会」を設置した。３月12日に、「二院制と参議院の在り方をめぐる論点」について、国立国会図書館調査及び立法考査局政治議会調査室主任・北海道大学名誉教授高見勝利氏を、４月14日に、「参議院改革」について、日本大学法学部教授岩井奉信氏、京都大学大学院法学研究科教授大石眞氏及び東京大学大学院法学政治学研究科教授蒲島郁夫氏を、５月19日に、「選挙制度の在り方」について、政策研究大学院大学教授飯尾潤氏、駒澤大学法学部教授大山礼子氏及び元日本経済新聞社論説顧問金指正雄氏をそれぞれ参考人として招き、意見を聴取した後、質疑を行い、これを踏まえ、委員相互間の意見交換を行った。

なお、５月26日の調査会において、小委員長より小委員会の活動の経過について報

告を行った。

〔調査の概要〕

（平和主義と安全保障）

１．「平和主義と安全保障」についての学識経験者からの意見聴取及び委員相互間の意見交換

＜憲法と集団安全保障、集団的自衛権、日米安保＞

坂元参考人は、日本の平和と安全の基盤である日米同盟を強化していくために、日本は集団的自衛権の行使ができるようになるべきだが、そのために９条を改正する必要はなく、解釈の是正で十分である、海外派兵を伴わない集団的自衛権の行使は積極的に認めるべき旨、発言した。

佐瀬参考人は、集団的自衛権についての政府解釈は欠陥解釈であり、日本国憲法上、集団的自衛権は保有しており、行使も可能であると解釈の是正をすべき、憲法を改正し集団的自衛権の保有・行使可能をうたうのであれば「国連憲章第51条の認める自衛の固有の権利」とするだけでよい旨、発言した。

田岡参考人は、集団的自衛権の行使を憲法改正若しくは憲法解釈の変更で認めても簡単に海外で武力行使できるものではない、集団的自衛権は行使できないとする説はアメリカの軍事協力要求に対する有効な防波堤であった、現実に日本を守っているのは自衛隊であって在日米軍ではない旨、発言した。

豊下参考人は、アメリカに武力攻撃を掛ける国が存在しない以上、集団的自衛権を論ずる今日的意味はない、アメリカの自衛権概念は予防戦争の論理に行き着く、大事なことは日本の外交戦略をきっちりと固めることである旨、発言した。

本間参考人は、自衛権に関する政府の伝統的解釈はそれなりに評価すべき、対米協力は個別的自衛権で対応できるので集団的自衛権行使の考えはとるべきではない、日本の安全保障上必要だとしても、住民の負担軽減のために、国会は基地の整理縮小等日米地位協定の改定に関心を寄せてほしい旨、発言した。

森本参考人は、憲法は国家の自衛権を禁止していないが、疑義をなくすため９条２項に、国家としての自衛権の保有、自衛権行使のための防衛軍の保有、必要に応じて防衛軍が国際貢献に参加・協力できることなどを明記する必要がある、日本の安全保障と国益を評価基準として自衛隊の領域外の活動を考える必要がある旨、発言した。

委員相互間の意見交換では、憲法を改正して集団的自衛権の行使を明確にすべき、自衛権の自主的判断確保のための法的枠組みの在り方の議論が必要、集団的自衛権に関する政府解釈には歴史的背景があり理屈だけで考えてはいけない、政府解釈をにわかに変える必要はない、集団的自衛権を認めることは平和を希求する流れに逆行しており反対、集団的自衛権行使のための憲法改正は米国のためで日本のためにならない、

などの意見が出された。

＜憲法と国際法、国際連合＞

浅田参考人は、武力行使一体化論及び武力行使と武器使用の区別の問題は、国際法上と国内における議論の間に概念のずれがあり、我が国の主張について諸外国の理解が得られないことがあり得る、日本が国連の武力行使を伴う活動に参加するには憲法を改正する必要がある旨、発言した。

大沼参考人は、護憲的改憲論の観点から、現憲法は現実から乖離している、一世代（約25年）ごとに憲法を現実に適合させる小規模改正を行うべき、自衛隊がＰＫＯや国連の集団的軍事措置に参加することは９条に違反しないが解釈変更では国民の間のシニシズムを強めるので憲法改正によるべき旨、発言した。

功刀参考人は、ＰＫＦを含め日本の国連平和活動への参加は正しい国際貢献であり合憲である、国連安保理に権力が集中しすぎているのでほかに決定力を持つ機関を複数設けるべき、決定機関のサポートとして企業・労働組合・マスメディア等市民社会代表で構成される第二国連総会の設立が重要である旨、発言した。

委員相互間の意見交換では、日本にも国連待機部隊を設置してはどうか、国連の活動への協力は非軍事的性格の活動に限定すべき、などの意見が出され、日本の安保理常任理事国入りについては、国連が幅広い手段で国際平和を実現するためには不可欠であるという意見が出る一方、国連の軍事活動の中枢を果たす安保理常任理事国入りには反対との意見も出た。

＜憲法と国際平和活動、国際協力＞

猪口参考人は、日本の外交路線は15年ごとに大きな変化がある、いかにして日本が地球規模で国際協力できるかが今後15年の問題、自由民主主義、人権、市場経済を基盤とし、軍事手段を多用して問題を解決する風潮を抑えて平和主義・非軍事主義をほかの国にも広げるという方向がよい旨、発言した。

酒井参考人は、イラク復興問題について、外国軍を中心とした占領体制が復興を阻害している側面がある、イラクが日本に最も望んでいる貢献は過去の民間企業を中心とした対等な関係を回復すること、中東の日本への高い期待はアメリカとは違う形での貢献を求めるものである旨、発言した。

廣野参考人は、日本の将来を考えるときは歴史的・国際的な視点が重要、「包括的安全保障」を目指した新しい長期ビジョンの対外戦略が必要、国連憲章に基づいて憲法改正を考えることがグローバル社会において重要である旨、発言した。

委員相互間の意見交換では、国際協力の理念・国際機構の活動への参加を憲法に明記すべき、平和の維持・創造には予防外交から復興支援まで段階があり日本らしい国際貢献の在り方の議論が必要、海外で活動する実力部隊イコール自衛隊という前提は問題、国際貢献すべきという世論は定着した、日本が改憲し軍事的に国際貢献するこ

とへの諸国の警戒心は強く慎重な対応が必要などの意見が出された。また、アジア地域を重視する観点から、近隣のアジア諸国との信頼醸成のビジョンが憲法論議にあるべき、東アジアに経済的な結びつきが中心であって国連も認めるような安全保障体制を作るべき、との意見も出された。

２．「平和主義と安全保障」についての締めくくり自由討議

４月７日には、「平和主義と安全保障」について、これまでの調査を踏まえて、締めくくり自由討議を行った。

９条に関して、１項は堅持した上で、安全保障という章を別に設けてそこに自衛権・自衛隊を明記すべきとの意見が出る一方、２項も含めた９条の存在意義は非常に高く堅持すべき、９条改正には反対との意見も出された。

集団的自衛権に関して、保有及び行使を憲法に明記すべきとの意見が出る一方、政府解釈をにわかに変更する必要はない、あるいは容認論には反対等の意見が出された。

国際貢献に関して、積極的に取り組むべきとの意見では一致しているものの、自衛隊あるいは国連待機部隊等により、ＰＫＯや国連の決定に裏打ちされた多国籍軍にも積極的に参加すべきとの意見がある一方、非軍事力により貢献すべきとの意見も出された。

そのほかに、人間の安全保障を確立・推進すべき、国連安保理常任理事国入りを目指すべき、平和主義を貫き不戦国家を宣言すべき等の意見が出された。

（総論）

３．「総論」についての学識経験者からの意見聴取及び委員相互間の意見交換

＜前文＞

青山参考人は、現憲法は押しつけられた憲法であり自主憲法を制定したい、新憲法制定の際は前文に日本人が大事にしてきた和の精神を反映させ、天皇についても一言ふれてほしい旨、発言した。

英参考人は、国民参加による憲法改正が必要、前文には①国の形を示す、②日本の進路を明らかにする、③閉塞感を打ち破る活力の付与、④日本の座標軸を明らかにする、⑤包容力・普遍性のある社会構築を可能にするという役割がある、日本人のアイデンティティーの問題に前文改正が役立つ旨、発言した。

棟居参考人は、前文は憲法を貫く精神が列挙された憲法全体のエッセンスであり見取図の役割を果たす、国民・世界に対するメッセージとしてまず前文に日本の国家像・理念を示すべきであり国際貢献論はその後にくるもの、前文だけ先に改正することは前文を通じて本文の実質的な意味内容に影響を及ぼす結果となる旨、発言した。

委員相互間の意見交換では、前文を議論のスタートにしたいとの意見が出る一方、前文だけを切り離して議論はできないとの意見も出た。また、前文の持つ歴史的意味は認識すべき、国際協調の中では前文の平和主義は古い、ポストモダンという新時代

において重要であるコミュニケーションがきちんと保障されるように憲法が構成されるべき、前文は時代の変化に対応し得る価値観を盛り込める装置である等の意見が出された。

＜改正、最高法規＞

浦部参考人は、９条の変更、憲法制定権者である国民の権限を制約・縮小するような改正規定の変更、国民の義務の追加などは憲法の基本部分を変更するものであり、改正を超え現憲法の廃棄と新憲法の制定となる、その手続としての国民投票においては少なくとも投票権者総数の過半数の賛成が必要である旨、発言した。

竹花参考人は、改正方式はアメリカの増補方式よりも書き改め方式がよい、内容の改正に限界はないが時期的限界の意義は重視すべき、国民投票制は選択的でもよい、国民投票法が未整備なのは国会の怠慢、現行の最高法規の章は条文を整理し新たに国旗・国歌等国のシンボルに関する定めを置くべき旨、発言した。

土井参考人は、改正の限界について、主権者である国民による自己拘束論の観点から、主権の所在の変動を伴わない限り、基本的に主権者の賢慮による自己拘束の問題である旨、発言した。

委員相互間の意見交換では、最高法規の章の削除や国民の憲法尊重義務の明記については賛否両論あるが人によって解釈が異なる憲法は問題、改正の担い手は国民であり国会議員は国民全体の議論を喚起し民意を醸成することが必要、改正の必要は全くない等の意見が出された。

＜天皇＞

阪本参考人は、天皇の地位あるいは権威の源泉は古来より続く祭祀を中心とした皇室の伝統文化あるいは儀式である、国及び国民統合の象徴としての行為である皇室祭祀の位置付けについて皇室典範も含めて慎重な調査が必要である旨、発言した。

笹川参考人は、天皇を君主に類似して扱うのは国民主権に反する、廃止された旧皇室典範及び皇室令が慣習法として存続しており二元的法体系をもたらしている、女性天皇の是非の議論は平等原則の適用だけでなく人間の尊厳の問題である旨、発言した。

園部参考人は、女性天皇の問題は確実な皇統の維持と男女平等論の二つの観点から議論されてきたが女性天皇は認められるべき、その際は皇室典範の改正でよく、憲法改正は要しない旨、発言した。

委員相互間の意見交換では、象徴天皇制は望ましい姿でありこのまま継続すべきとの意見が大勢を占めたほか、天皇は我が国の歴史と伝統文化の象徴であるが故に国民統合の象徴となり得るという論理を明確にすることが必要、早く皇室典範を改正し女帝を認めるべき、現在の天皇制度は民主主義及び人間の平等の原則と両立せず、将来的にその廃止は国民の総意により解決されるべき等の意見が出された。

（「二院制と参議院の在り方に関する小委員会」）

4．「二院制と参議院の在り方に関する件」についての学識経験者からの意見聴取

＜二院制と参議院の在り方をめぐる論点＞

高見参考人は、一院制を採用した場合には少数者の権利保障や解散権の濫用の問題があり、対等な二院制を採用した場合には両院間の意思の不一致の調整や内閣との関係複雑化等の問題がある、現行制度では、参議院の抑制機能が希薄であれば無用論が、過剰であれば有害論が登場する、選出方法について憲法に参議院の地域代表的性格を明記した場合には同じく憲法上の要請である投票価値の平等との折り合いが争点となる、参議院改革は首相指名の不行使など明文改正なしでも運用で実質的に達成できる部分も大きい旨、発言した。

＜参議院改革＞

岩井参考人は、独自性の発揮と立法機関としての効率性のバランスが課題、憲法及び国会関連法規を改正し、衆議院の権力の院・数の論理・政党中心・国民代表・決定の院に対して参議院は権威の院・理による運営・個人中心・地域代表・監視の院として独自性を発揮すべき旨、発言した。

大石参考人は、日本は有権者数が多く多様な意思の集約のため両院制の維持が妥当、参議院には激変緩和のための保守性・漸進性という役割があり、衆議院による法律再議決要件を通常の多数決に改め、首相指名権を見直し、参議院の運営自律権確保のため国会法を原則廃止し、議会期制度の採用を視野に置くべき旨、発言した。

蒲島参考人は、参議院議員の若年化・女性議員数の増加・高学歴化は参議院にプラスとなっている、アメリカの上院のような賢くて強い参議院に向けて、弾力性の確保・公平な選挙制度のための定数是正・情報公開の推進・入閣に対する自制・開かれた参議院の推進が重要である旨、発言した。

＜選挙制度の在り方＞

飯尾参考人は、参議院は与野党対決から距離をおき衆議院とは別の役割を果たすべきで党議拘束は再考が必要、参議院は個人が中心的であって比例代表的な結果が出る選挙制度がよく、公選制から推薦制とすることは国民の理解を得るのが困難、任期の延長・再選禁止・被選挙権年齢の引き上げ等の工夫により制度を補う余地がある旨、発言した。

大山参考人は、現在も参議院は調査会活動でレベルの高い議論を行い立法成果もあげるなど独自の審議を行っているが、より独自性を高めるには、選挙制度を全国規模の拘束名簿式比例代表制にして女性などマイノリティーに有利にし、過去の参議院改革論を参考に審議における政党色を薄める工夫をするとよい旨、発言した。

金指参考人は、二院制では両議院の区別は必要だが選挙制度を変更しても政党はそれを超えていくので制度変更に期待しすぎてはいけない、質疑の仕方とそれにふさわ

しい論客がそろっていれば議会は活性化するので参議院は衆議院とは違う形での審議方法を取り入れて存在意義を高めてほしい旨、発言した。

５．「二院制と参議院の在り方に関する件」についての小委員相互間の意見交換

３月12日、４月14日、５月19日に、それぞれ参考人質疑を踏まえ、小委員相互間の意見交換を行った。

二院制に関して、日本のあるべき姿と現実の政治構造を分析・再構築しなければ結論は出ない、二院制は民主政治を強固にし権力分立に役割を果たす、議事の効率性のみを理由に一院制にすることは民意の反映から遠ざかることになり問題、地方議会で問題がないという理由では一院制を国政に適用できない、カーボンコピー化は政党政治が骨格にある、現在の憲法改正手続を考えるなら現実問題として一院制への移行は不可能、衆議院が審議した後の有権者の意識の変化を参議院が受け止めるという二院制の制度は必要、初めに二院制ありきという議論はおかしい等の意見が出た。

参議院の存在意義に関して、参議院は女性議員の比率が高く多様な民意の反映に役割を果たしている、調査会は参議院の独自性の成果の一つ、参議院の与野党バランスが衆議院の自由勝手を制約している部分があり参議院の存在には意義がある等の意見が出た。

また、参議院の機能・役割に関して、中身のある修正案により参議院の独自性を発揮すべき、参議院は必ず修正案や附帯決議を出すべき、法案修正に柔軟に対応できる体制を作るべき、など法案修正等に着目した意見や、国家の基本法である憲法の議論は参議院が行う、地方間の調整・決算調査・行政評価等により抑制・チェックの院として機能を果たす、参議院は政府には入らず立法府としての監視の院に徹する、参議院議員が党の政策形成で重要な役割を果たしていることを国民に伝えるため議事堂外での活動のフォーマルな位置付けについて検討すべき、などの意見が出された。

選挙制度に関して、尊敬と権威を保つため上院は少数で構成することとし、直接選挙により優れた人材を出す全国区中心プラス地方ブロックにする、法律で作った審議会が各界の有識者を候補者に推薦するような制度にする、国民と国会の距離を縮めるためにもＮＧＯがもっと入れるように考慮した選挙制度にしてはどうか等の意見が出された。

６．小委員会の活動経過報告

５月26日に、保坂小委員長は、二院制と参議院の在り方に関する小委員会における活動の経過を調査会で報告した。

（２）調査会経過

○平成15年12月３日（水）（第158回国会閉会後第１回）

○コスタリカ共和国及びカナダにおける憲法事情並びに国際連合における平和主義・安全保障への取組等について海外派遣議員から報告を聴いた後、意見の交換を行った。

○平成16年２月18日（水）（第１回）

○二院制と参議院の在り方に関する小委員会を設置することを決定した後、小委員及び小委員長を選任した。

なお、小委員及び小委員長の変更の件並びに小委員会における参考人の出席要求の件については会長に一任することに決定した。

○「平和主義と安全保障」のうち、憲法と集団安全保障、集団的自衛権、日米安保について参考人大阪大学大学院法学研究科教授坂元一哉君、拓殖大学海外事情研究所所長佐瀬昌盛君及び朝日新聞記者・ＡＥＲＡスタッフライター田岡俊次君から意見を聴き、各参考人に対し質疑を行った後、意見の交換を行った。

〔質疑者〕福島啓史郎君（自民）、若林秀樹君（民主）、魚住裕一郎君（公明）、小泉親司君（共産）、田英夫君（社民）、岩本荘太君（無会）

○平成16年２月25日（水）（第２回）

○「平和主義と安全保障」のうち、憲法と集団安全保障、集団的自衛権、日米安保について参考人関西学院大学法学部教授豊下楢彦君、法政大学人間環境学部教授本間浩君及び拓殖大学国際開発学部教授森本敏君から意見を聴き、各参考人に対し質疑を行った後、意見の交換を行った。

〔質疑者〕舛添要一君（自民）、松井孝治君（民主）、山本保君（公明）、井上哲士君（共産）、田英夫君（社民）、岩本荘太君（無会）

○平成16年３月３日（水）（第３回）

○「平和主義と安全保障」のうち、憲法と国際法、国際連合について参考人京都大学大学院法学研究科教授浅田正彦君、東京大学大学院教授大沼保昭君及び国際基督教大学大学院教授功刀達朗君から意見を聴き、各参考人に対し質疑を行った後、意見の交換を行った。

〔質疑者〕松田岩夫君（自民）、ツルネンマルテイ君（民主）、魚住裕一郎君（公明）、吉川春子君（共産）、田英夫君（社民）、岩本荘太君（無会）

○平成16年３月17日（水）（第４回）

○「平和主義と安全保障」のうち、憲法と国際平和活動、国際協力について参考人東京大学東洋文化研究所教授猪口孝君、独立行政法人日本貿易振興機構アジア経済研究所地域研究センター参事酒井啓子君及び成蹊大学名誉教授・ＮＰＯ法人平和構築・民主化支援委員会理事長廣野良吉君から意見を聴き、各参考人に対し質疑を行った後、意

見の交換を行った。

〔質疑者〕松村龍二君（自民）、川橋幸子君（民主）、山口那津男君（公明）、井上哲士君（共産）、田英夫君（社民）、岩本荘太君（無会）

○平成16年４月７日（水）（第５回）

○「平和主義と安全保障」について意見の交換を行った。

○平成16年４月21日（水）（第６回）

○「総論」のうち、前文について参考人日本大学法学部教授青山武憲君、元駐イタリア大使・鹿島建設株式会社常任顧問英正道君及び北海道大学大学院法学研究科教授棟居快行君から意見を聴き、各参考人に対し質疑を行った後、意見の交換を行った。

〔質疑者〕福島啓史郎君（自民）、中島章夫君（民主）、山本保君（公明）、吉岡吉典君（共産）、田英夫君（社民）

○平成16年５月12日（水）（第７回）

○「総論」のうち、改正、最高法規について参考人名古屋大学大学院法学研究科教授浦部法穂君、駒澤大学法学部教授竹花光範君及び京都大学大学院法学研究科教授土井真一君から意見を聴き、各参考人に対し質疑を行った後、意見の交換を行った。

〔質疑者〕山崎力君（自民）、松井孝治君（民主）、魚住裕一郎君（公明）、井上哲士君（共産）、田英夫君（社民）、岩本荘太君（無会）

○平成16年５月26日（水）（第８回）

○「総論」のうち、天皇について参考人國學院大学神道文化学部教授阪本是丸君、国際基督教大学教養学部教授笹川紀勝君及び元最高裁判所判事園部逸夫君から意見を聴き、各参考人に対し質疑を行った後、意見の交換を行った。

〔質疑者〕松村龍二君（自民）、ツルネンマルテイ君（民主）、山本保君（公明）、吉岡吉典君（共産）、岩本荘太君（無会）

○二院制と参議院の在り方に関する小委員長保坂三蔵君から報告を聴いた。

二院制と参議院の在り方に関する小委員会

○平成16年３月12日（金）（第１回）

○二院制と参議院の在り方に関する件のうち、二院制と参議院の在り方をめぐる論点について参考人国立国会図書館調査及び立法考査局政治議会調査室主任・北海道大学名誉教授高見勝利君から意見を聴き、同参考人に対し質疑を行った後、意見の交換を行った。

〔質疑者〕福島啓史郎君（自民）、平野貞夫君（民主）、山本保君（公明）、吉川春子君（共産）、田英夫君（社民）、岩本荘太君（無会）

○平成16年４月14日（水）（第２回）

○二院制と参議院の在り方に関する件のうち、参議院改革について参考人日本大学法学部教授岩井奉信君、京都大学大学院法学研究科教授大石眞君及び東京大学大学院法学政治学研究科教授蒲島郁夫君から意見を聴き、各参考人に対し質疑を行った後、意見の交換を行った。

〔質疑者〕舛添要一君（自民）、松井孝治君（民主）、山本保君（公明）、吉川春子君（共産）、田英夫君（社民）、岩本荘太君（無会）

○平成16年５月19日（水）（第３回）

○二院制と参議院の在り方に関する件のうち、選挙制度の在り方について参考人政策研究大学院大学教授飯尾潤君、駒澤大学法学部教授大山礼子君及び元日本経済新聞社論説顧問金指正雄君から意見を聴き、各参考人に対し質疑を行った後、意見の交換を行った。

〔質疑者〕岩井國臣君（自民）、中島章夫君（民主）、山本保君（公明）、吉川春子君（共産）、田英夫君（社民）、岩本荘太君（無会）

5 政治倫理審査会

委員一覧（15名）

会　長	中曽根　弘文	（自民）	竹山	裕	（自民）	輿石	東	（民主）
幹　事	松谷　蒼一郎	（自民）	野間	赳	（自民）	佐藤	泰介	（民主）
	尾辻	秀久（自民）	保坂	三蔵	（自民）	直嶋	正行	（民主）
	久世	公堯（自民）	今泉	昭	（民主）	浜四津	敏子	（公明）
	清水	嘉与子（自民）	北澤	俊美	（民主）	吉岡	吉典	（共産）

（16.5.19 現在）

1　請願審議概況

今国会に紹介提出された請願は、4,415件（295種類）であり、このうち件数の多かったものは、「小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願」230件、「中小建設関連業者に対する金融機関の貸渋り等を行わせないことに関する請願」99件、「建設関連労働者・中小建設関連業者の雇用を守ることに関する請願」99件、「建設関連労働者・中小建設関連業者の暮らしを守り、公共事業の生活・環境重視へ転換することに関する請願」99件などであった。また、年金制度改革に関連した請願は45種類666件が紹介提出された。

各委員会への付託件数は、内閣138件、総務22件、法務248件、外交防衛103件、財政金融746件、文教科学217件、厚生労働1,949件、農林水産65件、経済産業171件、国土交通279件、環境９件、議院運営90件、災害対策５件、沖縄・北方２件、倫理選挙22件、イラク・事態349件であった。

請願者の総数は2,248万505人に上っている。

６月15日及び16日、各委員会において請願の審査が行われ、６委員会において379件（12種類）の請願が採択すべきものと決定された。次いで16日の本会議において「ＩＬＯパートタイム労働条約（第百七十五号）の批准に関する請願」外378件が採択され、即日これを内閣に送付した。

今国会における請願採択率（採択件数／付託件数）は、8.6％であり、また、種類数による採択率（採択数／付託数）は、4.1％であった。

2 請願件数表

委員会					本会議	備考
委員会名	付託	採択	不採択	未了	採択	
内閣	138	0	0	138	0	
総務	22	0	0	22	0	
法務	248	56	0	192	56	
外交防衛	103	91	0	12	91	
財政金融	746	0	0	746	0	
文教科学	217	15	0	202	15	
厚生労働	1,949	124	0	1,825	124	
農林水産	65	0	0	65	0	
経済産業	171	0	0	171	0	
国土交通	279	92	0	187	92	
環境	9	0	0	9	0	
議院運営	90	0	0	90	0	
災害対策	5	0	0	5	0	
沖縄・北方	2	1	0	1	1	
倫理選挙	22	0	0	22	0	
イラク・事態	349	0	0	349	0	
計	4,415	379	0	4,036	379	提出総数 4,415件

3 本会議において採択された請願件名一覧

○法務委員会 …… 56件

法務局、更生保護官署、入国管理官署、少年院施設の増員に関する請願（第2678号外27件）

裁判所の人的・物的充実に関する請願（第3165号外27件）

○外交防衛委員会 …… 91件

ＩＬＯパートタイム労働条約（第百七十五号）の批准に関する請願（第916号外45件）

女子差別撤廃条約選択議定書の批准に関する請願（第2472号外44件）

○文教科学委員会 …… 15件

義務教育諸学校の学校事務職員・栄養職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する請願（第11号外１件）

私立学校の保護者負担を軽減するとともに教育条件改善のための私学助成を充実することに関する請願（第201号）

豊かな私学教育の実現を求める私学助成に関する請願（第578号外11件）

○厚生労働委員会 …… 124件

子供虐待への対応と児童養護施設の改善に関する請願（第659号）

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願（第1671号外88件）

雇用・失業情勢の深刻化に対応するための労働行政体制の整備に関する請願（第3441号外33件）

○国土交通委員会 …… 92件

国民本位の公共事業推進への必要な職員の確保に関する請願（第2650号外91件）

○沖縄及び北方問題に関する特別委員会 …… １件

北方領土返還促進に関する請願（第1850号）

質問主意書一覧

第159回国会（常会）

番号	件名	提出者	提出月日	転送月日	答弁書受領※	掲載会議録
			16.	16.	16.	16.
1	北九州市における飲食店襲撃事件に関する質問主意書	平野　貞夫君	1. 28	2. 2	2. 6	2. 9 第５号
2	国際基準に基づく深夜労働の軽減と郵政事業における深夜労働の改善に関する質問主意書	小池　晃君 外２名	1. 29	2. 2	3. 5	3. 12 第８号
3	「日米地位協定の考え方」増補版を公開できない理由等に関する質問主意書	大田　昌秀君	2. 3	2. 4	2. 17	2. 27 第７号
4	「新たな小児慢性特定疾患対策」に関する質問主意書	小池　晃君	2. 12	2. 16	3. 5	3. 12 第８号
5	北海道警察の裏金づくりに関する質問主意書	中村　敦夫君	2. 18	2. 23	2. 27	3. 12 第８号
6	「ＳＡＣＯ最終報告の見直し」に係る日米間の協議内容等に関する質問主意書	大田　昌秀君	2. 20	2. 25	3. 9	3. 12 第８号
7	沖縄県の待機児童及び認可外保育所に関する質問主意書	島袋　宗康君	2. 25	3. 1	4. 6	4. 7 第13号
8	連帯保証人制度に関する質問主意書	櫻井　充君	3. 10	3. 15	4. 9	4. 14 第15号
9	シベリア抑留問題に関する質問主意書	谷　博之君	3. 24	3. 29	4. 23	4. 28 第19号
10	国民年金保険料の未納問題に関する質問主意書	浅尾慶一郎君	3. 29	3. 31	4. 16	4. 21 第17号
11	地方公務員の勤務時間制度に関する質問主意書	浅尾慶一郎君	4. 1	4. 5	4. 20	4. 21 第17号

番号	件名	提出者	提出月日	転送月日	答弁書受領※	掲載会議録
			16.	16.	16.	16.
12	公務員の共済年金及び退職金に関する質問主意書	浅尾慶一郎君	4. 2	4. 7	4.20	4.21 第17号
13	国家公務員の給与及び昇給に関する質問主意書	浅尾慶一郎君	4. 2	4. 7	6. 1	6. 2 第26号
14	最低賃金額の引上げと最低賃金審議会委員の公正な任命等に関する質問主意書	畑野　君枝君	4. 5	4. 7	5. 7	5.12 第20号
15	国家公務員宿舎に関する質問主意書	浅尾慶一郎君	4. 6	4. 7	6. 4	6. 5 第28号
16	我が国年金制度の在り方に関する質問主意書	浅尾慶一郎君	4.26	4.28	5.11	5.12 第20号
17	学校法人東北文化学園大学への監督及び国庫補助に関する質問主意書	中村　敦夫君	4.26	4.28	5.14	5.24 第22号
18	シベリア抑留問題に関する再質問主意書	谷　　博之君	4.28	5.10	6. 4	6. 5 第28号
19	我が国公務員の守秘義務に関する質問主意書	浅尾慶一郎君	5. 7	5.12	5.18	5.24 第22号
20	日本人外交官殺害事件の事実関係等に関する質問主意書	若林　秀樹君	5.20	5.24	6.11	6.14 第30号
21	在外公館の危機管理体制の改善等に関する質問主意書	若林　秀樹君	5.20	5.24	6.11	6.14 第30号
22	警察庁による日本人外交官殺害事件の調査結果概要報告等に関する質問主意書	若林　秀樹君	5.20	5.24	6.11	6.14 第30号
23	日本郵政公社設立時の会計に関する質問主意書	大渕　絹子君	5.21	5.24	7. 5まで延期	
24	我が国公的年金制度の在り方に関する質問主意書	浅尾慶一郎君	5.27	5.31	6. 4	6. 5 第28号

番号	件名	提出者	提出月日	転送月日	答弁書受領※	掲載会議録
			16.	16.	16.	16.
25	日本語による国際連合ウェブサイト開設に関する質問主意書	吉川　春子君	6. 2	6. 7	6.15	6.16 第31号
26	港湾運送事業法における関連下請契約に関する質問主意書	又市　征治君	6.10	6.14	7.20まで延期	
27	行政書士法に関する質問主意書	又市　征治君	6.10	6.14	7. 7まで延期	
28	イラクにおいて拘束された邦人三名の解放から現在に至るまでの政府の対応に関する質問主意書	紙　智子君	6.10	6.14	6.30まで延期	
29	国際連合女性差別撤廃条約選択議定書の批准等に関する質問主意書	畑野　君枝君外４名	6.11	6.16	6.30まで延期	
30	合計特殊出生率の発表の在り方等に関する質問主意書	山本　孝史君	6.11	6.16	6.22	
31	大阪の星ヶ丘厚生年金病院など全国十か所の厚生年金病院の整理合理化に関する質問主意書	小林美恵子君外１名	6.11	6.16	7. 5まで延期	
32	地方公務員の給与制度の在り方に関する質問主意書	浅尾慶一郎君	6.14	6.16	6.30まで延期	
33	沖縄のジュゴンの保護に関する質問主意書	岩佐　恵美君	6.14	6.16	7.14まで延期	
34	風力発電の鳥類に与える影響（バードストライク）の防止に関する質問主意書	岩佐　恵美君	6.14	6.16	7.14まで延期	
35	鉛弾の全面禁止に関する質問主意書	谷　博之君	6.15	6.16	7.28まで延期	
36	タクシー事業の現状改善等に関する質問主意書	富樫　練三君外６名	6.15	6.16	7. 7まで延期	
37	人身売買に関する質問主意書	井上　哲士君外６名	6.16	6.16	7. 7まで延期	

※ 答弁書未受領分については、内閣から通知があった答弁することができる期限を記載している。

第158回国会（特別会）答弁書未受領分

番号	件名	提出者	提出月日	転送月日	答弁書受領	掲載会議録
1	福岡県警察における「カジノバー汚職事件」に関する質問主意書	平野　貞夫君	15. 11. 19	15. 11. 26	16. 1. 16	16. 3. 2 追録
2	北九州市における飲食店襲撃事件に関する質問主意書	平野　貞夫君	11. 19	11. 26	1. 16	3. 2 追録
3	ＥＴＣに関する質問主意書	中村　敦夫君	11. 26	11. 27	3. 2	3. 2 追録
4	新潟県刈羽村の電源三法交付金事業ラピカ等に関する質問主意書	中村　敦夫君	11. 26	11. 27	2. 6	3. 2 追録

（注）なお、第159回国会提出の質問主意書の答弁書未受領分については、次回の「参議院審議概要」を参照されたい。

1　参議院改革協議会

協議員一覧（９名）

座　長	青木	幹雄（自民）	溝手	顕正（自民）	木庭	健太郎（公明）
	野間	赳（自民）	齋藤	勁（民主）	池田	幹幸（共産）
	保坂	三蔵（自民）	山本	孝史（民主）	渕上	貞雄（社民）

（16.4.14 現在）

（１）検討の経緯

参議院改革協議会（青木幹雄座長）は、第159回国会においては２回の調査検討を行った。

まず、４月14日には、ＯＤＡ派遣の枠組みについて協議を行った。平成16年度予算に計上された参議院改革の実現に必要な経費（ＯＤＡ派遣経費等）について座長から報告があった後、ＯＤＡ派遣の目的、派遣地域、派遣団の編成等については各会派１人ずつ担当協議員を出して検討することとなった。

４月28日には、ＯＤＡ派遣について検討する担当協議員の会合（ＯＤＡ派遣に関する打合会）を開き、平成16年度ＯＤＡ派遣の目的、派遣地域、派遣団の編成について協議を行い、結論を得たので座長に報告書を提出することを決定した。

６月11日には、平成16年度ＯＤＡ派遣及び通常選挙後の調査会について協議を行った。平成16年度ＯＤＡ派遣については、ＯＤＡ派遣に関する打合会報告書について担当協議員から報告を聴いた後、同報告書を本協議会の報告書とすることを決定し、議長に提出した。通常選挙後の調査会については、具体的な協議を議院運営委員会理事会にゆだねることとした。

（２）協議会経過

○平成16年４月14日（水）（第９回）

一、参議院の組織及び運営の改革について協議を行った。

○平成16年６月11日（金）（第10回）

一、平成16年度ＯＤＡ派遣について議長に報告書を提出することを協議決定した。

一、参議院の組織及び運営の改革について協議を行った。

平成16年６月11日

参議院議長　倉　田　寛　之　殿

参議院改革協議会座長　　青　木　幹　雄

参議院改革協議会報告書

本協議会は、議員の海外派遣の在り方についてかねてより検討を進め、昨年７月２８日にＯＤＡ派遣についての報告書を提出したところであるが、その後、そのための外国旅費が本年度予算に計上された。これを受けて、派遣の具体的実施方法等について各会派１名から成る打合会に検討をゆだねていたところ、今１１日、同打合会から「平成１６年度ＯＤＡ派遣」についての報告書が提出された。これに基づき協議した結果、この報告を了承するとともに、これを本協議会の報告とすることとした。

よって報告する。

参議院改革協議会

座　長	青　木　幹　雄	（自民）
協議員	野　間　　赳	（自民）
同	保　坂　三　蔵	（自民）
同	溝　手　顕　正	（自民）
同	齋　藤　　勁	（民主）
同	山　本　孝　史	（民主）
同	木　庭　健太郎	（公明）
同	池　田　幹　幸	（共産）
同	渕　上　貞　雄	（社民）

平成１６年６月１１日

参議院改革協議会座長　　青　木　幹　雄　殿

参議院改革協議会ＯＤＡ派遣に関する打合会
保坂　三蔵
齋藤　　勁
木庭健太郎
池田　幹幸
渕上　貞雄

参議院改革協議会ＯＤＡ派遣に関する打合会報告書

本打合会は、本協議会から検討をゆだねられた平成１６年度ＯＤＡ派遣の目的、派遣地域、派遣団の編成について協議を行い、結論を得たので、別紙のとおり報告する。

（別紙）

○平成１６年度ＯＤＡ派遣

１　派遣の目的

参議院改革の一環として、「決算重視の立場から、ＯＤＡ経費の効率的運用に資するため」（平成１５年７月２８日参議院改革協議会報告書）、ＯＤＡ派遣を実施する。

なお、実施に当たっては、年度ごとに重点的な調査対象を定め、派遣地、視察事業等を選定することとし、本年度は、我が国のＯＤＡの実績に占める割合の高い有償資金協力を重点的に調査することに意見が一致した。

２　派遣旅費

参議院改革の実現に必要な経費として従来の海外派遣旅費とは別枠で計上されたＯＤＡ派遣のための外国旅費２，０００万円を念頭に置きつつ、ＯＤＡ派遣の重要性にかんがみ、派遣の実効性をより高めるため必要な場合には、所要の額を確保する。

3　派遣議員団

（1）派遣議員数　1班6人を基準として、3班編成する。

（2）会派割当　各会派への派遣議員の割当ては、あらかじめ十分な準備作業を行う必要から、現在の各会派所属議員数を基に、小会派にも配慮して検討した結果、以下の配分とすることに意見が一致した。

	自	民	公	共	社	合計
①	3	2		1		6
②	3	2	1		1	7
③	3	1	1	1		6
計	9	5	2	2	1	19

4　派遣地域

派遣地域は、過去のＯＤＡ供与実績を勘案して東南アジア等近隣諸国を重視しつつも、偏りがないよう、また、当該年度の重点的調査対象を念頭に置きつつ選定するものとする。

初年度については、以上の基準に照らし、次の3地域を派遣候補地とする。

①中国地域（中国、フィリピン）

②東南アジア地域（タイ、インドネシア）

③中南米地域（メキシコ、ブラジル）

なお、具体的な視察事業については、派遣団において決定することとする。

5　派遣期間

おおむね１０日以内とする。

6　派遣報告書

派遣後の報告書は、決算委員会を始めとする関係委員会等における国政審議のため活用されるよう全議員に配付するとともに、関係機関等に送付する。

また、本院の決算重視の姿勢を示すため、広く一般に公表する。

2　参議院議員選挙の定数較差問題に関する協議会

協議員一覧（９名）

座　長	久世	公堯（自民）	小川	勝也（民主）	又市	征治（社民）
副座長	小林	元（民主）	魚住	裕一郎（公明）	岩本	荘太（無会）
	溝手	顕正（自民）	吉川	春子（共産）	中村	敦夫（みどり）

（16.2.18 現在）

（１）検討の経緯

平成16年１月14日、最高裁判所が平成13年７月の参議院議員通常選挙に関し判決を行ったことを受けて、２月６日に各会派代表者懇談会が開かれ、同懇談会の下に参議院議員選挙の定数較差問題に関する協議会を設置することが合意された。

協議会は、２月18日以降、５回にわたって協議を行い、５月28日に報告書を取りまとめ、これを議長及び各会派代表者に提出した。

これを受けて、６月１日に各会派代表者懇談会が開かれ、協議会の報告のとおり「第20回参議院議員通常選挙後、新たな会派構成の下に速やかに協議会を設置し、第21回参議院議員通常選挙に向けて、定数較差問題について結論を得るよう協議を再開する」との申合せが行われた。

（２）協議会経過

○平成16年２月18日（水）（第１回）

○座長に久世公堯君（自民）、副座長に小林元君（民主）を選任した。

○協議会の運営に関する事項について協議決定した。

○定数較差問題について協議を行った。

○平成16年２月27日（金）（第２回）

○定数較差に関する最高裁判決の概要等について事務局から説明を聴取した後、協議を行った。

○平成16年３月31日（水）（第３回）

○定数較差問題について協議を行った。

○平成16年４月28日（水）（第４回）

○定数較差問題について各会派の意見表明を行った後、報告の案文を作成することに決定した。

○平成16年５月28日（金）（第５回）

○報告案について協議を行った後、協議会の報告とすることに決定した。

平成16年５月28日

参議院議長　倉田　寛之 殿

会　派　代　表　者　各　位

参議院議員選挙の定数較差問題に関する協議会座長

久世　公堯

参議院議員選挙の定数較差問題に関する協議会報告

本協議会は、参議院議員選挙の定数較差問題について鋭意検討を行った結果、第20回参議院議員通常選挙前に是正を行うべきとの意見があったが、その一致を見るに至っていない。しかしながら、同選挙後、新たな会派構成の下に速やかに協議会を設置し、第21回参議院議員通常選挙に向けて、定数較差問題について結論を得るよう協議を再開するとの意見が大勢であった。よって、「協議の概要」（別紙）とともに報告する。

（別　紙）

協議の概要

Ⅰ　本協議会の経緯

参議院議員選挙の定数較差問題に関する協議会（以下「協議会」という。）は、参議院議員通常選挙（平成13年７月実施）に関し、最高裁判所が平成16年１月14日に判決を行ったことを受けて、２月６日、各会派代表者懇談会の下に設置されたところである。その後、５回にわたり協議会が開催された。

第１回協議会（２月18日）では、協議会の運営に関する事項について協議決定した後、参議院議員選挙の定数較差問題について協議を行った。

第２回協議会（２月27日）では、定数較差に関する最高裁判決の概要等について事務局から説明を聴取した後、協議を行った。

第３回協議会（３月31日）では、前回に引き続き協議を行った。

第４回協議会（４月28日）では、前３回の協議を踏まえ、定数較差問題に関する各会派の意見表明を行い、報告の案文を作成することとした。

第５回協議会（５月28日）では、報告（案）について協議し、本協議会の報告とすることに決定した。

Ⅱ　参議院選挙制度の変遷

これまでの参議院選挙制度の改正経緯は、次のとおりである。

まず、昭和22年に参議院議員選挙法が制定された。これにより議員定数250人とされ、うち100人を全都道府県の区域を通じて選出される全国区選出議員、150人を都道府県単位の選挙区で選出される地方区選出議員とした。

昭和25年に公職選挙法が制定され、選挙に関する規定の統合が行われた。

昭和45年には、沖縄県の本土復帰決定に伴い、沖縄県選出の議員が２名増員された。

昭和57年には、全国区制度の廃止・比例代表制（拘束名簿式）の導入がなされ、「地方区」の名称が「選挙区」に改められた。

平成６年には、いわゆる８増８減の選挙区定数是正が行われ、宮城、埼玉、神奈川、岐阜がそれぞれ２名増員される一方、北海道が4名減、兵庫、福岡がそれぞれ２名減となった。これにより、２人区が24、４人区が18、６人区が４、８人区が１となり、最大較差は、１対6.48から１対4.81に縮小している。

直近の平成12年には、非拘束名簿式比例代表制を導入するとともに議員定数を252名から242名に10名減員した。比例代表選出議員を100人から96人に、選挙区選出議員を152人から146人にした。その際、選挙区の減員については、岡山、熊本及び鹿児島をそれぞれ２名減員し、逆転区も解消した。これにより、２人区が27、４人区が15、６人区が４、８人区が１となった。なお、減員については、10名のうち５名は平成13年の選挙で実施されており、残りの５名は本年の選挙で行われることとなっている。

Ⅲ　参議院議員定数に関する最高裁判決の状況

参議院議員定数に関する最初の最高裁判決は、昭和39年２月の大法廷判決であった。同判決は、昭和37年の選挙当時4.09倍あった最大較差を合憲とするもので、―― 憲法が両議院の議員の定数、選挙区その他選挙に関する事項について何ら規定せず、法律で定めることとしているのは、国会の裁量権にゆだねているからである。憲法第14条、第44条その他の条項においても選挙区別定数を人口によって定める規定はない。議員数を人

口数に比例して配分することは、平等の原則からいって望ましいところであるが、選挙区の大小、沿革、その他の要素も考慮してこれを配分することも不合理とはいえない。選挙権の享有に極端な不平等を生じさせるような場合は格別、選挙人の人口に比例しないという一事だけで違憲であるとはいえない ── というものであった。同判決は、国会の立法裁量権を広範に認めているのが特徴であり、それ以後の最高裁判決は、表現こそ異なるが、この判決を引用ないし踏襲してきた。

これに対して、最高裁が較差を初めて問題にしたのが、平成８年９月の大法廷判決である。同判決は、平成4年の選挙の際の6.59倍の較差が、「違憲の問題が生ずる程度の投票価値の著しい不平等状態が生じていたものといわざるを得ない」として違憲状態であると認定した。しかし、「右較差が到底看過することができないと認められる程度に達した時から本件選挙までの間に国会が議員定数配分規定を是正する措置を講じなかったことをもって、その立法裁量権の限界を超えるものと断定することは困難であるから、本件選挙当時において議員定数配分規定が憲法に違反するに至っていたものと断ずることはできず、本件選挙を無効とすることはできない」とした。こうしたことから、最高裁判決については、一定の是正期間を認めつつも、一般には参議院議員選挙の定数較差は、６倍を超えたときから違憲状態になるものと受け止められていた。

また、その後も最高裁は、平成10年９月の大法廷判決で平成７年の選挙の際の4.97倍の較差、平成12年９月の大法廷判決で平成10年の選挙の際の4.98倍の較差をそれぞれ合憲とした。

こうした中で、本年１月、平成13年の選挙に関する大法廷の判決があり、5.06倍の最大較差を合憲とした。合憲の判決を下した９名の裁判官の意見は、平成12年の「定数配分規定の改正は、憲法が選挙制度の具体的な仕組みの決定につき国会にゆだねた立法裁量権の限界を超えるものではなく、平成13年７月29日施行の参議院議員選挙当時において上記改正後の参議院議員定数配分規定が憲法に違反するに至っていたものとすることはできない」というこれまでどおりの一貫した理由であった。

これに対し、６名の反対意見が、「本件選挙当時における選挙区間の議員１人当たりの選挙人数の最大較差は１対5.06にまで達していたのであるから、本件定数配分規定は憲法に違反し、本件選挙は違法である」としたほか、多数意見に属した９名のうち４名による補足意見が付され、「仮に次回選挙においてもなお、無為の裡に漫然と現在の状況が維持されたままであったとしたならば、立法府の義務に適った裁量権の行使がなされなかったものとして、違憲判断がなさるべき余地は、十分に存在する」とした。

Ⅳ　本協議会における協議の概略

１　これまでの協議概要

本協議会は、Ⅱ及びⅢの事項を踏まえて参議院議員選挙の定数較差問題について協議を行ったが、その内容を主要論点ごとに整理すると、次のとおりである。

（１）平成12年改正の経緯

参議院の議員定数に関しては、平成12年に定数10名の削減を行う公職選挙法改正が行われ、これにより既に前回選挙において５名削減し、本年に予定されている選挙において残る５名の削減をもって完了することから、新たな定数是正を行う場合、このこととの整合性が議論となった。

この点に関しては、平成12年の改正が、同13年及び本年の２度の選挙で定数を削減するとしている以上、改正による選挙が完了する前に新たな改正を行うことは前回の改正の意義を損なうとの意見、平成12年当時とは事情が変わっており今回改正を行う必要がないということにはならないとの意見等があった。

（２）周知期間

過去の参議院の定数是正、制度改革においては法案成立から選挙執行までの周知期間が、昭和57年改正では10か月、平成６年改正では１年１か月、平成12年改正では９か月であったが、今回は、最高裁判決から予想される選挙までの期間が極めて短期間であることから、周知期間の在り方が論点となった。

この点に関しては、有権者に混乱を来さないよう必要な周知期間を確保するべきであるとの意見、各会派が時間がないという認識を共有して、早急に結論を出すべきとの意見、定数増で対処するのであれば周知期間は余り問題にならないとの意見等があった。

（３）最高裁判決の受止め方

今回の定数較差問題に関する協議は、最高裁判所判決を契機として行われたことから同判決の受止め方が論点となった。

各会派とも最高裁判決を重く受け止めるという点では意見が一致したが、今回の判決では、多数意見に属した９名のうち４名が補足意見において、「仮に次回選挙においてもなお、無為の裡に漫然と現在の状況が維持されたままであったとしたならば、立法府の義務に適った裁量権の行使がなされなかったものとして、違憲判断がなさるべき余地は、十分に存在する」と述べたことが重大であり、ここに絞って議論を行うべきとの意見、最高裁判決を受けて５倍以上の較差の部分だけは当面是正しなければ参議院は自ら努力しなかった結果になるとの意見、５倍程度の較差を問題視している今回の判決はこれまでの経緯からすれば想定外であり、その対応について議論を深めるべきとの意見、最高裁判決に前向きに取り組むべきであるがその場しのぎの方法で行うべきではない等の意見があった。

（４）選挙制度全般との整合性

定数較差是正のため、議員定数の改正を行う場合、選挙区選出議員と比例代表選出議員の比率、及び参議院議員と衆議院議員の総定数の比率に変更が生ずることから、定数較差の是正と選挙制度全般との整合性が論点となった。

この点に関し、次回の選挙まで時間的余裕がない状況で最高裁判決に応えるためには選挙制度全般の議論に踏み込むことなく、応急的に東京や千葉の定数是正を行うべきとする意見、選挙区と比例区の割合が３対２に設定されている状況、各都道府県を基盤とした偶数代表制などについての議論を欠いていること、さらには、憲法調査会における二院制と参議院の在り方についての論議の推移を見守る必要があるとの意見等があった。

２　各会派の意見表明の概要

１の協議を踏まえ、定数較差問題に関する各会派の意見表明が行われたが、その概要は次のとおりである。

（１）今国会における対応

今国会中に定数較差是正を行うことは困難とする意見と今国会中に定数較差是正を行うべきとする意見が表明された。また、協議会の集約に従うとの意見もあった。

ア　今国会中に定数較差是正を行うことは困難とする意見

今国会中の定数較差是正を困難とする意見はその主な理由として、次の各点が挙げられている。

・　最高裁判決から次回参議院議員通常選挙までの期間が６か月と短く、スケジュールがタイトであり、国民に対する周知期間を考えるとこれから制度改正を行うことは困難である。

・　定数較差是正のための増員を行うことで、制度発足以来維持してきた選挙区選出議員と比例代表選出議員の３対２の比率が崩れることなどを考えた場合、定数較差是正の論議は参議院の制度改革論議と切り離すことができない。

・　平成12年改正の定数10名の削減は、同13年及び本年の選挙で５名ずつ行うこととなっており、その完了を待たずに定数を増員することは問題である。

・　最高裁判決のすう勢は、較差１対６を超えれば違憲というものから１対５さえも問題視するように変化しており、これを踏まえた成案を得るには短期間では困難である。

・　現在の選挙区の定数は、都道府県を単位に偶数配分しているが、この方法は人口の都市集中等に伴う較差発生を内在しており、今後の較差拡大は避けられないことから、定数較差是正を考えていくためには、選出方法の在り方や二院制度の抜本改革まで視野に入れた検討が必要である。

イ　今国会中に定数較差是正を行うべきとする意見

今国会中に定数較差是正を行うべきとする意見は、比例区の定数はそのままにして、一票の較差が５倍以上となる選挙区の定数を増員しようとするものである。その理由としては、次の各点が挙げられている。

・　最高裁判決はこのまま選挙を行えば違憲判決があり得るとするものであり、較差５倍を超えたまま選挙を行うべきではなく、最低限の較差是正を行うべきである。
・　本協議会の役割は最高裁判決を受け、次回選挙までになすべきことを議論することであり、参議院の制度改革論議とは切り離して、定数較差是正案を提出すべきである。
・　定数較差是正として較差５倍以上の選挙区の定数を増やしても大きな混乱はなく、周知期間は短くても問題は起こらない。
・　平成12年の改正に基づき２回にわたり定数削減が行われるが、その内容の正当性については、今回の最高裁判決で検証を迫られている。
・　比例代表は民意を正確に反映するものであるから、削減を行うべきでない。
・　最高裁判決に対し、立法府が何もしないのは、国民から批判を受ける。

（２）参議院議員通常選挙後の協議について

今国会中に定数較差是正を行うことは困難とする委員からは、本年の参議院通常選挙後に協議会を設置し、この問題について結論が得られるよう協議を再開すべき旨の提案がなされたが、その内容は次のとおりである。

・　選挙後、新たな会派構成に基づき新たな人選により本格的な協議を開始すべきである。また、平成17年秋に予定される国勢調査をベースにした基礎数値を踏まえて議論を進めることとしたい。
・　選挙後、新しい会派構成の中で協議会を設置し、同協議会では衆参の役割、選挙制度の在り方等根本的な議論を行うべきである。本年７月の選挙に対しても訴訟が提起されると思うが、その最高裁判決が出る前に法律が出来上がっていることが望ましい。平成13年の選挙に対する最高裁判決が選挙後約２年半後に出されていることを踏まえ、本年の選挙後速やかに協議会を設置し、概ね１年、遅くとも１年半の間に合意を得てその成立を図るべきである。
・　選挙後、秋の臨時会で新協議会を立ち上げ、明17年１月召集の常会から協議を開始し、約１年間抜本改革をにらんだ選挙制度の議論を行う。その途中の10月に国勢調査が行われ、年末に速報値が発表されることから、その速報値に基づく調整を行い、平成18年の常会の会期末までに制度改正を行うべきである。これにより平成19年の選挙まで１年間の周知期間を確保できるが、過去の改正から見てこの程度の周知期間が必要と考える。

なお、選挙後の協議再開については、意見の大勢を占めた。

3　国会議員の互助年金等に関する調査会

（1）発足の経緯

平成16年4月9日、河野衆議院議長に対し、与野党の国会対策委員長が、両院議長の下に議員互助年金について検討する諮問機関を設けることを申し入れた。同日、倉田参議院議長に対しても同様の申し入れがあった。これを受けて、同日、両院議長が会談を行い、諮問機関の設置に合意した。

6月10日の参議院議院運営委員会理事会で議院運営委員長から諮問機関の設置要綱及びメンバーについて報告があった。同時に、衆議院議院運営委員会理事会においても同様の報告があった。これを受けて、両院議長が国会議員の互助年金等に関する調査会の設置について発表し、後日、6月16日に第１回会議を行うことが決定された。

（2）調査会経過

○平成16年6月16日（水）（第１回）

○河野衆議院議長及び倉田参議院議長からあいさつがあった。
○座長に中島忠能委員、座長代理に貝塚啓明委員を選任した。
○調査会の会議運営細則について協議決定した。
○互助年金制度の運営実態について事務局から説明を聴取した。

（3）調査会設置要綱

国会議員の互助年金等に関する調査会設置要綱

1　調査会の設置

衆議院議長及び参議院議長（以下、「両院議長」という。）の下に、国会議員の互助年金等に関する調査・検討等を行うため、有識者による諮問機関を置く。

2　名称

両院議長の下に置く諮問機関の名称は、「国会議員の互助年金等に関する調査会」とする。

3　構成

一　調査会は、委員６名をもって組織する。
二　委員は、議員以外の学識経験のある者のうちから、両院議長がこれを委嘱する。
三　調査会に座長を置く。
四　座長は、委員の推薦によって、これを定める。

4　諮問事項

国会議員互助年金制度等に関する諸問題について。

5　諮問期間

概ね６箇月

6　運営

一　調査会の招集は、座長が行う。

二　調査会の会議は、座長が主宰する。

7　参考意見の聴取

調査会は、議員その他必要と認めた者から参考意見を聴取することができる。

8　答申

調査会は、諮問事項について調査、検討し、その意見を両院議長に答申するものとする。

9　調査会の事務

調査会の事務は、衆議院及び参議院の事務局がこれを掌る。

（4）調査会委員

座　　長	中島　忠能	前人事院総裁
座長代理	貝塚　啓明	中央大学教授
委　　員	中島　　勝	政治評論家
同	渡部　記安	立正大学大学院教授
同	大石　　眞	京都大学大学院教授
同	猪口　邦子	上智大学法学部教授

1　国会会期一覧

（直近15国会を掲載）

国会回次	召集日	開会式	会期終了日	会期		
				当初日数	延長日数	総日数
第145回 （常　会）	11. 1.19(火)	11. 1.19(火)	11. 8.13(金)	150	57	207
第146回 （臨時会）	11.10.29(金)	11.10.29(金)	11.12.15(水)	48	—	48
第147回 （常　会）	12. 1.20(木)	12. 1.20(木)	12. 6. 2(金) 衆議院解散	150	—	135
第148回 （特別会）	12. 7. 4(火)	12. 7. 6(木)	12. 7. 6(木)	3	—	3
第149回 （臨時会）	12. 7.28(金)	12. 7.28(金)	12. 8. 9(水)	13	—	13
第150回 （臨時会）	12. 9.21(木)	12. 9.21(木)	12.12. 1(金)	72	—	72
第151回 （常　会）	13. 1.31(水)	13. 1.31(水)	13. 6.29(金)	150	—	150
第152回 （臨時会）	13. 8. 7(火)	13. 8. 8(水)	13. 8.10(金)	4	—	4
第153回 （臨時会）	13. 9.27(木)	13. 9.27(木)	13.12. 7(金)	72	—	72
第154回 （常　会）	14. 1.21(月)	14. 1.21(月)	14. 7.31(水)	150	42	192
第155回 （臨時会）	14.10.18(金)	14.10.18(金)	14.12.13(金)	57	—	57
第156回 （常　会）	15. 1.20(月)	15. 1.20(月)	15. 7.28(月)	150	40	190
第157回 （臨時会）	15. 9.26(金)	15. 9.26(金)	15.10.10(金) 衆議院解散	36	—	15
第158回 （特別会）	15.11.19(水)	15.11.21(金)	15.11.27(木)	9	—	9
第159回 （常　会）	16. 1.19(月)	16. 1.19(月)	16. 6.16(水)	150	—	150

2 参議院議員通常選挙関係一覧

通常選挙回次	通常選挙期日	任期開始日	任期終了日	選挙後最初の国会回次	召集日
第1回	昭和 22. 4.20(日)	22. 5. 3	25. 5. 2※ 28. 5. 2	第1回（特別会）	22. 5.20(火)
第2回	25. 6. 4(日)	25. 6. 4	31. 6. 3	第8回（臨時会）	25. 7.12(水)
第3回	28. 4.24(金)	28. 5. 3	34. 5. 2	第16回（特別会）	28. 5.18(月)
第4回	31. 7. 8(日)	31. 7. 8	37. 7. 7	第25回（臨時会）	31.11.12(月)
第5回	34. 6. 2(火)	34. 6. 2	40. 6. 1	第32回（臨時会）	34. 6.22(月)
第6回	37. 7. 1(日)	37. 7. 8	43. 7. 7	第41回（臨時会）	37. 8. 4(土)
第7回	40. 7. 4(日)	40. 7. 4	46. 7. 3	第49回（臨時会）	40. 7.22(木)
第8回	43. 7. 7(日)	43. 7. 8	49. 7. 7	第59回（臨時会）	43. 8. 1(木)
第9回	46. 6.27(日)	46. 7. 4	52. 7. 3	第66回（臨時会）	46. 7.14(水)
第10回	49. 7. 7(日)	49. 7. 8	55. 7. 7	第73回（臨時会）	49. 7.24(水)
第11回	52. 7.10(日)	52. 7.10	58. 7. 9	第81回（臨時会）	52. 7.27(水)
第12回	55. 6.22(日)	55. 7. 8	61. 7. 7	第92回（特別会）	55. 7.17(木)
第13回	58. 6.26(日)	58. 7.10	平成 元. 7. 9	第99回（臨時会）	58. 7.18(月)
第14回	61. 7. 6(日)	61. 7. 8	4. 7. 7	第106回（特別会）	61. 7.22(火)
第15回	平成 元. 7.23(日)	平成 元. 7.23	7. 7.22	第115回（臨時会）	平成 元. 8. 7(月)
第16回	4. 7.26(日)	4. 7.26	10. 7.25	第124回（臨時会）	4. 8. 7(金)
第17回	7. 7.23(日)	7. 7.23	13. 7.22	第133回（臨時会）	7. 8. 4(金)
第18回	10. 7.12(日)	10. 7.26	16. 7.25	第143回（臨時会）	10. 7.30(木)
第19回	13. 7.29(日)	13. 7.29	19. 7.28	第152回（臨時会）	13. 8. 7(火)

※任期3年議員（第1回通常選挙のみ）の任期終了日を示す。

3 国務大臣等名簿

第２次小泉内閣国務大臣　（平成15年11月19日認証式）

内閣総理大臣
　小泉　純一郎（衆・自民）
総務大臣
　麻生　太郎（衆・自民）
法務大臣
　野沢　太三（参・自民）
外務大臣
　川口　順子
財務大臣
　谷垣　禎一（衆・自民）
文部科学大臣
　河村　建夫（衆・自民）
厚生労働大臣
　坂口　力（衆・公明）
農林水産大臣
　亀井　善之（衆・自民）
経済産業大臣
　中川　昭一（衆・自民）
国土交通大臣
　石原　伸晃（衆・自民）
環境大臣
　小池　百合子（衆・自民）

国務大臣（内閣官房長官）※
（男女共同参画）
　細田　博之（衆・自民）
国務大臣（国家公安委員会委員長）
（青少年育成及び少子化対策、食品安全）
　小野　清子（参・自民）
国務大臣（防衛庁長官）
　石破　茂（衆・自民）
国務大臣
（沖縄及び北方対策、個人情報保護、科学技術政策）
　茂木　敏充（衆・自民）
国務大臣
（金融、経済財政政策）
　竹中　平蔵
国務大臣
（規制改革、産業再生機構）
　金子　一義（衆・自民）
国務大臣
（防災）
　井上　喜一（衆・自民）

※国務大臣（内閣官房長官）福田康夫 16.5.7辞任、細田博之 同日任命

内閣官房副長官

杉浦　正健（衆・自民）※　　山崎　正昭（参・自民）　　二橋　正弘

※杉浦正健 16.5.7任命（細田博之の後任）

副大臣

内閣府副大臣
伊藤　達也（衆・自民）
佐藤　剛男（衆・自民）
中島　眞人（参・自民）
防衛庁副長官
浜田　靖一（衆・自民）
総務副大臣
田端　正広（衆・公明）
山口　俊一（衆・自民）
法務副大臣
実川　幸夫（衆・自民）

外務副大臣
逢沢　一郎（衆・自民）
阿部　正俊（参・自民）
財務副大臣
石井　啓一（衆・公明）
山本　有二（衆・自民）
文部科学副大臣
稲葉　大和（衆・自民）
小野　晋也（衆・自民）※
厚生労働副大臣
谷畑　孝（衆・自民）
森　英介（衆・自民）

農林水産副大臣
金田　英行（衆・自民）
市川　一朗（参・自民）
経済産業副大臣
坂本　剛二（衆・自民）
泉　信也（参・自民）
国土交通副大臣
林　幹雄（衆・自民）
佐藤　泰三（参・自民）
環境副大臣
加藤　修一（参・公明）

※文部科学副大臣 原田義昭 16.5.20辞任、小野晋也 同日任命

大臣政務官

内閣府大臣政務官
西川　公也（衆・自民）
宮腰　光寛（衆・自民）
森元　恒雄（参・自民）
防衛庁長官政務官
嘉数　知賢（衆・自民）
中島　啓雄（参・自民）
総務大臣政務官
小西　理（衆・自民）※
松本　純（衆・自民）
世耕　弘成（参・自民）
法務大臣政務官
中野　清（衆・自民）

外務大臣政務官
田中　和徳（衆・自民）
松宮　勲（衆・自民）
荒井　正吾（参・自民）
財務大臣政務官
七条　明（衆・自民）
山下　英利（参・自民）
文部科学大臣政務官
田村　憲久（衆・自民）
馳　浩（衆・自民）
厚生労働大臣政務官
竹本　直一（衆・自民）
佐々木　知子（参・自民）

農林水産大臣政務官
木村　太郎（衆・自民）
福本　潤一（参・公明）
経済産業大臣政務官
江田　康幸（衆・自民）
菅　義偉（衆・自民）
国土交通大臣政務官
佐藤　茂樹（衆・自民）
斉藤　滋宣（参・自民）
鶴保　庸介（参・自民）
環境大臣政務官
砂田　圭佑（衆・自民）

※総務大臣政務官 平沢勝栄 16.4.2辞任、小西理 16.4.6任命

政府特別補佐人

人事院総裁　佐藤　壮郎※
公正取引委員会委員長　竹島　一彦
内閣法制局長官　秋山　收
公害等調整委員会委員長　加藤　和夫

※人事院総裁 中島忠能 16.4.3任期満了、佐藤壮郎 16.4.5政府特別補佐人承認

4 本会議・委員会等傍聴者数

（会期終了日 現在）

回次		総計	内訳	
			本会議	委員会等
平成11年	145 （常 会）	6,108	1,837	4,271
	146 （臨時会）	1,115	362	753
12年	147 （常 会）	4,497	1,340	3,157
	148 （特別会）	45	32	13
	149 （臨時会）	432	193	239
	150 （臨時会）	2,028	902	1,126
13年	151 （常 会）	4,788	1,351	3,437
	152 （臨時会）	122	78	44
	153 （臨時会）	3,041	913	2,128
14年	154 （常 会）	7,202	2,438	4,764
	155 （臨時会）	2,374	788	1,586
15年	156 （常 会）	7,374	1,814	5,560
	157 （臨時会）	489	295	194
	158 （特別会）	264	40	224
16年	159 （常 会）	6,061	1,990	4,071

（注）直近の国会は開会中の数、それ以前の国会は閉会中を含んだ数である。

5 参議院参観者数

（会期終了日 現在）

	総計（人）	参観内訳				特別参観
		一般	小・中学生	高校生	外国人	
平成７年	178,174	28,198	147,063	1,521	1,392	0
８年	176,414	32,030	138,823	2,668	2,893	55
９年	180,875	41,617	134,748	2,287	2,223	10
10年	187,652	34,734	149,878	1,515	1,525	5
11年	190,554	36,580	149,835	2,727	1,412	5
12年	185,764	31,630	150,391	1,996	1,694	53
13年	204,028	45,943	152,822	3,063	2,200	97
14年	215,057	54,388	154,841	3,297	2,531	24
15年	229,835	48,690	170,603	6,850	3,622	133
16年	126,687	23,939	100,466	767	1,515	0

（注）特別参観とは、「議場内特別参観」のことで、国会閉会後の毎月第１及び第３日曜日に限り実施している参観である。

6 参議院特別体験プログラム体験者数・体験団体数

	体験者数（人）	団体数（件）	（団体内訳）		
			小学校	中学校	その他
平成14年度	23,144	355	262	83	10
平成15年度	33,371	493	353	132	8
平成16年度					
４月	2,334	50	8	41	1
５月	3,733	69	28	41	0
６月	3,241	54	25	29	0
（年度途中計）	9,308	173	61	111	1

（注）その他とは、聾学校や地域の子ども会等の団体である。

7　外国議会議長等招待一覧

○議長が招待したもの

招待状宛先		団長及び一行	滞在期間
スペイン上院議長 (16. 1. 5 招待状発送)	団長	上院議長 ホァン・ホセ・ルーカス君	16. 1.26 ～ 1.30
	団員	上院第二副議長 フランシスコ・ハビエル・ロホ君	
	同	上院第一幹事 マリア・エウヘニア・マルティン君	
	随員	上院法律顧問兼議会間交流課長 アナ・マリア・アルバレス君	
	同	上院議長秘書課長 マリア・テレサ・ブケリン君	
	同	上院議長広報課長 ルイス・バルセニージャ君	
	同	上院議長広報次長 アナ・ペオン君	
	同	上院議会間交流担当官 ロサ・マリア・オロスコ君	
メキシコ合衆国上院議長 (16. 4.28 招待状発送)	団長	上院議長 エンリケ・ジャクソン・ラミレス君	16. 5.29 ～ 6. 3
	団員	上院議員 ドゥルセ・マリア・サウリ・リアンチョ君	
	同	同 ホルヘ・セルメーニョ・インファンテ君	
	随員	議長秘書 スレイカ・パディージャ・アネシアン君	
	同	アジア太平洋委員会秘書官 ファン・カルロス・デルガディージョ君	

8 参議院議員海外派遣一覧

派遣の目的	派遣地	派遣期間	派遣議員	派遣報告
情報社会世界サミットの際のＩＰＵ議会人会合参加及び各国の政治経済事情等視察 （15.11.20 議長決定）	スイス フランス	15.12. 9 ～12.14	森田　次夫君（自民） 谷　博之君（民主）	16.6.16 議院運営委員会に報告書提出
第12回アジア・太平洋議員フォーラム総会参加及び中華人民共和国の政治経済事情等視察 （15.12. 8 議長決定）	中国	16. 1.10 ～ 1.15	中曽根 弘文君（自民） 松　あきら君（公明）	16.6.16 議院運営委員会に報告書提出
人権に関する議員会議参加及び各国の政治経済事情等視察 （16. 2.25 議長決定）	フランス スイス	16. 3.12 ～ 3.20	河本　英典君（自民） ツルネン マルテイ君（民主）	16.6.16 議院運営委員会に報告書提出
第３回アジア欧州議員会議参加及び各国の政治経済事情等視察 （16. 3. 8 議長決定）	シンガポール ベトナム	16. 3.23 ～ 3.28	田村　公平君（自民） 池田　幹幸君（共産）	16.6.16 議院運営委員会に報告書提出
第110回ＩＰＵ（列国議会同盟）会議参加及びメキシコ合衆国の政治経済事情等視察 （16. 4. 5 議長決定）	メキシコ	16. 4.16 ～ 4.25	有馬　朗人君（自民） 大野 つや子君（自民） 岡崎 トミ子君（民主）	16.6.16 議院運営委員会に報告書提出
第25回日本・ＥＵ議員会議参加及び各国の政治経済事情等視察 （16. 4. 1 議長決定）	フランス アイルランド	16. 4.20 ～ 4.25	林　芳正君（自民） 舛添　要一君（自民） 岩本　司君（民主）	16.6.16 議院運営委員会に報告書提出

9 参議院委員派遣一覧

第158回国会閉会中

○厚生労働委員会　(15.12.3 議長承認)

目　的	社会保障及び労働問題等に関する実情調査
派遣委員	国井正幸君（自民）、武見敬三君（自民）、藤井基之君（自民）、 辻　泰弘君（民主）、森ゆうこ君（民主）、遠山清彦君（公明）、 有村治子君（自民）、佐々木知子君（自民）、井上美代君（共産）
派遣地	東京都、栃木県
期　間	平成15年12月10日及び11日の２日間

○総務委員会　(15.12.16 議長承認)

目　的	情報通信行政に関する視察及び奈良県の行財政問題等に関する実情調査
派遣委員	景山俊太郎君（自民）、山崎力君（自民）、内藤正光君（民主）、 広中和歌子君（民主）、久世公堯君（自民）、世耕弘成君（自民）、 高橋千秋君（民主）、宮本岳志君（共産）
派遣地	大阪府、奈良県、京都府
期　間	平成16年１月14日及び15日の２日間

○文教科学委員会　(15.12.16 議長承認)

目　的	地方における初等中等教育、大学の教育・研究、文化及び科学技術等に関する実情調査
派遣委員	北岡秀二君（自民）、亀井郁夫君（自民）、後藤博子君（自民）、 山本香苗君（公明）、林紀子君（共産）、有馬朗人君（自民）、 中島章夫君（民主）、山本正和君（無会）
派遣地	鹿児島県
期　間	平成16年１月13日から同月15日まで３日間

○農林水産委員会　(15.12.18 議長承認)

目　的	農林水産に関する実情調査
派遣委員	岩永浩美君（自民）、加治屋義人君（自民）、常田享詳君（自民）、 和田ひろ子君（民主）、紙智子君（共産）、三浦一水君（自民）、 羽田雄一郎君（民主）、千葉国男君（公明）、岩本荘太君（無会）、 中村敦夫君（みどり）
派遣地	熊本県、佐賀県
期　間	平成16年１月14日及び15日の２日間

○国土交通委員会（15.12.18 議長承認）

目　的	山梨県及び静岡県における国土の整備、交通政策の推進等に関する実情調査
派遣委員	輿石東君（民主）、岩城光英君（自民）、鈴木政二君（自民）、 池口修次君（民主）、大江康弘君（民主）、森本晃司君（公明）、 藤野公孝君（自民）、藤井俊男君（民主）、田名部匡省君（無会）
派遣地	山梨県、静岡県
期　間	平成16年１月14日及び15日の２日間

○法務委員会　（15.12.24 議長承認）

目　的	司法行政及び法務行政等に関する実情調査
派遣委員	山本保君（公明）、松村龍二君（自民）、吉田博美君（自民）、 千葉景子君（民主）、木庭健太郎君（公明）、井上哲士君（共産）
派遣地	静岡県、愛知県
期　間	平成16年１月14日及び15日の２日間

○沖縄及び北方問題に関する特別委員会　（15.12.24 議長承認）

目　的	沖縄の振興開発及び基地問題等に関する実情調査
派遣委員	谷林正昭君（民主）、西銘順志郎君（自民）、榛葉賀津也君（民主）、 伊達忠一君（自民）、渡辺孝男君（公明）、小泉親司君（共産）
派遣地	沖縄県
期　間	平成16年１月13日から同月15日まで３日間

第159回国会開会中

○予算委員会　（16.2.6 議長承認）

目　的		平成十六年度総予算の審査に資するため
派遣委員	第１班	片山虎之助君（自民）、小林温君（自民）、林芳正君（自民）、 高橋千秋君（民主）、山根隆治君（民主）、渡辺孝男君（公明）、 大門実紀史君（共産）、岸宏一君（自民）、山崎力君（自民）、 榛葉賀津也君（民主）、島袋宗康君（無会）
	第２班	尾辻秀久君（自民）、伊達忠一君（自民）、朝日俊弘君（民主）、 山東昭子君（自民）、段本幸男君（自民）、辻泰弘君（民主）、 山本香苗君（公明）、林紀子君（共産）
派遣地		第１班　鹿児島県、熊本県 第２班　大阪府、兵庫県
期　間		両班とも平成16年２月18日から同月20日まで３日間

○法務委員会　（16.5.13 議長承認）

目　的		裁判員の参加する刑事裁判に関する法律案（閣法第67号）、刑事訴訟法等の一部を改正する法律案（閣法第68号）及び総合法律支援法案（閣法第69号）の審査に資するため、現地において意見を聴取する。
派遣委員	第1班	山本保君（公明）、吉田博美君（自民）、愛知治郎君（自民）、 小川勝也君（民主）、角田義一君（民主）、井上哲士君（共産）
	第2班	松村龍二君（自民）、木庭健太郎君（公明）、小泉顕雄君（自民）、 陣内孝雄君（自民）、江田五月君（民主）、樋口俊一君（民主）
派遣地		第１班　宮城県 第２班　大阪府
期　間		両班とも平成16年５月17日　１日間

○国土交通委員会　（16.5.20 議長承認）

目　的	高速道路株式会社法案（閣法第112号）、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法案（閣法第113号）、日本道路公団等の民営化に伴う道路関係法律の整備等に関する法律案（閣法第114号）及び日本道路公団等民営化関係法施行法案（閣法第115号）の審査に資するため、現地において意見を聴取する。
派遣委員	輿石東君（民主）、岩城光英君（自民）、池口修次君（民主）、 森本晃司君（公明）、沓掛哲男君（自民）、藤野公孝君（自民）、 櫻井充君（民主）、富樫練三君（共産）
派遣地	宮城県
期　間	平成16年５月24日　１日間

○厚生労働委員会　（16.5.28 議長承認）

目　的	国民年金法等の一部を改正する法律案（閣法第30号）、年金積立金管理運用独立行政法人法案（閣法第31号）及び高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第32号）の審査に資するため、現地において意見を聴取する。
派遣委員	国井正幸君（自民）、武見敬三君（自民）、藤井基之君（自民）、 辻　泰弘君（民主）、森ゆうこ君（民主）、渡辺孝男君（公明）、 畑野君枝君（共産）、福島瑞穂君（社民）
派遣地	神奈川県
期　間	平成16年５月31日　１日間

10 国会関係日誌 (15.11.28～16.6.16)

【第158回国会（特別会）閉会後】

平成15年

12. 2(火) ○金融危機に対応するための措置の必要性の認定に関する報告
3(水) ○参・憲法調査会
5(金) ○通貨及び金融の調節に関する報告書
6(土) ○近藤ひろし衆議院議員を公選法違反（買収、事前運動）容疑で逮捕
9(火) ○イラク人道復興支援特措法に基づく対応措置に関する基本計画
○近藤ひろし衆議院議員（自民・比例東海）辞職
○カルバート・オーストラリア連邦議会上院議長、倉田議長訪問
13(土) ○社民党大会
16(火) ○参・外交防衛委（イラク人道復興支援特措法に基づく対応措置に関する基本計画に関する件）
○広島平和記念都市建設事業進捗状況報告書外13報告書
19(金) ○木村隆秀衆議院議員（自民・比例東海）繰上補充当選
○破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告
24(水) ○田名部匡省君、松岡滿壽男君、無所属の会を退会
○平成15年度第２・四半期予算使用の状況
25(木) ○平成15年度第２・四半期国庫の状況
26(金) ○江本孟紀君、民主党・新緑風会を退会
○大脇雅子君、社会民主党・護憲連合を退会
○田名部匡省君、松岡滿壽男君、大脇雅子君、民主党・新緑風会に入会
29(月) ○新井正則衆議院議員を公選法違反（買収）容疑で逮捕

平成16年

1. 1(木) ○西村康稔衆議院議員、自民党会派入り
8(木) ○吉村眞事元議員逝去
9(金) ○第159回国会（常会）の19日召集を閣議決定
12(月) ○民主党大会（～13日）
13(火) ○日本共産党大会（～17日）
○坂田道太元衆議院議長逝去
14(水) ○13年７月の参議院選定数訴訟で最高裁判決
15(木) ○江本孟紀君(比例)退職（公選法90条による）
16(金) ○参・議院運営委、庶務小委、図書小委
○自民党大会
○新井正則衆議院議員、自民党会派離脱
○ゴラン高原国際平和協力業務実施計画の変更、ゴラン高原国際平和協力業務の実施の状況
○阿具根登元副議長逝去

【第159回国会（常会）】

1.19(月) ○**第159回国会（常会）召集**
○**開会式**
○**参・本会議**（議席の指定、井上吉夫君逝去につき哀悼の件、哀悼演説(藁科満治君)、５特別委員会設置、政府４演説）
○衆・本会議（議席の指定、新議員紹介、５常任委員長辞任・選挙、６特別委員会設置、議員辞職の件、政府４演説）
○新井正則衆議院議員(埼玉８区)辞職許可
○国の債権の現在額総報告、物品増減及び現在額総報告
21(水) ○衆・本会議（代表質問：菅直人君、額賀福志郎君、松本剛明君）
22(木) ○**参・本会議**(代表質問：藁科満治君、竹山裕君)
○衆・本会議(代表質問：武正公一君、神崎武法君、志位和夫君、横光克彦君)
23(金) ○**参・本会議**（代表質問：浜四津敏子君、西山登紀子君、小川勝也君、加藤紀文君、福島瑞穂君　新議員紹介）
○参・予算委（平成16年度予算、平成15年度補正予算趣旨説明）
○衆・予算委（平成16年度予算、平成15年度補正予算提案理由説明）
○樋口俊一君(民主・比例)繰上補充当選（江本孟紀君退職による）
○国民生活安定緊急措置法施行状況報告書
25(日) ○白木義一郎元議員逝去
26(月) ○衆・予算委（補正予算質疑）
○ルーカス・スペイン上院議長一行来日（参議院招待、～30日）
27(火) ○衆・本会議（イラクにおける自衛隊の部隊等支援活動実施承認案件趣旨

説明）
○衆・予算委
○ルーカス・スペイン上院議長一行、倉田議長訪問
○行政組織の新設改廃状況報告書
28(水)○衆・予算委（補正予算質疑終了）
○衆・財務金融委(外為法改正案可決)
○池田行彦衆議院議員(自民・広島５区)逝去
29(木)○衆・本会議（外為法改正案可決）
30(金)○衆・予算委（補正予算可決）
○衆・イラク支援特委（イラクにおける自衛隊の部隊等支援活動実施承認案件承認）
○衆・本会議（延会）
31(土)○衆・本会議（補正予算可決、イラクにおける自衛隊の部隊等支援活動実施承認案件承認）

2. 1(日)○大阪府知事選、太田房江氏再選
3(火)○参・予算委（補正予算質疑）
4(水)○**参・本会議**（イラクにおける自衛隊の部隊等支援活動実施承認案件趣旨説明）
○参・予算委
○第百五十六回国会参議院において採択された請願の処理経過
5(木)○参・予算委
○チャヴシュオール・トルコ日本友好議員連盟会長、本岡副議長訪問
6(金)○参・各会派代表者懇談会（参議院議員選挙の定数較差問題に関する協議会設置について）
○平成16年度地方団体の歳入歳出総額の見込額
○平成15年における通信傍受に関する報告
9(月)○参・予算委（補正予算可決）
○参・イラク・事態特委（イラクにおける自衛隊の部隊等支援活動実施承認案件承認）
○参・財政金融委(外為法改正案可決)
○**参・本会議**（補正予算成立、外為法改正案成立、イラクにおける自衛隊の部隊等支援活動実施承認案件承認）
○衆・予算委
10(火)○衆・予算委（平成16年度予算基本的質疑）
12(木)○衆・予算委（基本的質疑）
13(金)○衆・本会議
○衆・予算委（基本的質疑）
16(月)○**参・本会議**
○衆・予算委
○宮崎茂一元衆院議員（元科学技術庁長官）逝去
17(火)○衆・本会議（公債発行特例等法案、所得税法等改正案趣旨説明）
○衆・予算委
18(水)○基本政策委合同審査会（党首討論）
○参・憲法調査会（二院・参院小委設置）
○参議院議員選挙の定数較差問題に関する協議会
○参・予算委派遣（鹿児島・熊本、大阪・兵庫、～20日）
○衆・予算委
19(木)○衆・本会議（地方財政計画についての総務大臣発言、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金納付金法改正案、所得譲与税法案、地方交付税法等改正案趣旨説明）
○衆・予算委（公聴会日程決定）
20(金)○衆・予算委
○山中貞則衆議院議員(自民・鹿児島５区)逝去
23(月)○衆・予算委
24(火)○アナン国連事務総長国会演説（参議院議場）
○衆・予算委（集中審議）
○二千三年の国際連合教育科学文化機関第三十二回総会において採択された条約及び勧告に関する報告書
○平成十四年度国有林野事業に係る債務の処理に関する施策の実施の状況に関する報告
○平成十四年度日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律に定める施策の実施の状況に関する報告
25(水)○参・憲法調査会
○衆・予算委（集中審議）
26(木)○衆・予算委公聴会（～27日）
○マテオ・バルメリ・パラグアイ上院議長、倉田議長訪問
27(金)○**参・本会議**（平成14年度決算の概要について財務大臣報告）、
○衆・本会議（義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特措法改正案趣旨説明）
○参議院議員選挙の定数較差問題に関する協議会
○平成13年度決算に関する参議院の議決について講じた措置
28(土)○大隈信幸元議員逝去

3. 1(月)○衆・予算委分科会（～２日）
2(火)○人権教育及び人権啓発に関する施策

についての年次報告
3(水)○衆・予算委（集中審議）
○参・憲法調査会
4(木)○衆・予算委（集中審議）
5(金)○衆・予算委（締めくくり質疑、平成16年度予算可決）
○衆・本会議（平成16年度予算可決、所得譲与税法案等可決、公債発行特例等法案、所得税法等改正案可決）
○佐藤観樹衆議院議員(民主・比例東海)辞職許可
7(日)○佐藤観樹前衆議院議員を詐欺容疑で逮捕
8(月)○参・決算委（平成14年度決算全般質疑）
9(火)○参・予算委（平成16年度予算基本的質疑）
○地方財政の状況
10(水)○参・予算委（基本的質疑）
11(木)○参・予算委
○衆・本会議(金融機能強化特措法案、預金保険法改正案趣旨説明)
12(金)○**参・本会議**（公債発行特例等法案、所得税法等改正案趣旨説明、平成16年度地方財政計画について総務大臣報告、所得譲与税法案等趣旨説明）
○参・予算委（公聴会日程決定）
○参・憲法調査会二院・参院小委
○衆・本会議（児童虐待防止法改正案可決、中小企業金融公庫法等改正案、中小企業等投資事業有限責任組合契約法改正案趣旨説明）
○独立行政法人の常勤職員数に関する報告
15(月)○参・予算委
○参・決算委（ＯＤＡについて参考人質疑）
16(火)○参・予算委（経済・金融、年金・社会保障集中審議）
○衆・本会議（裁判員法案趣旨説明）
17(水)○参・予算委
○参・憲法調査会
○津川祥吾衆議院議員(民主・比例東海)繰上補充当選(佐藤観樹君辞職による)
○大木正吾元議員逝去
18(木)○参・予算委公聴会
○衆・本会議（義務教育費国庫負担法等改正案可決、総合法律支援法案趣旨説明）
19(金)○**参・本会議**（義務教育費国庫負担法等改正案趣旨説明、日米租税条約承認）
○参・予算委
○イエウ・ベトナム国会副議長、本岡副議長訪問
22(月)○参・予算委（委嘱審査日程決定）
○参・決算委（決算審査の在り方について参考人質疑）
○パウラウスカス・リトアニア国会議長、倉田議長訪問
23(火)○参・予算委(外交・防衛等集中審議)
○衆・本会議（地方自治法改正案、市町村合併特例法改正案、市町村合併特例等法案趣旨説明）
24(水)○参・予算委嘱審査（～25日）
○裁判官弾劾裁判所裁判員会議（次期裁判長に真鍋賢二君を互選）
○営利企業への就職の承認に関する年次報告（天下り白書）
○官民人事交流に関する年次報告
25(木)○参・共生社会調査会（ＤＶ防止法改正案提出決定）
○平成15年度第３・四半期予算使用の状況
26(金)○参・予算委（締めくくり質疑、平成16年度予算可決）
○**参・本会議**（平成16年度予算成立、ＤＶ防止法改正案可決、公債発行特例等法案、所得税法等改正案成立、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金納付金法改正案、所得譲与税法案、地方交付税法等改正案成立、参議院事務局職員定員規程改正規程案可決）
○国会議員資産等公開規程改正規程、議院に出頭する証人等旅費日当支給規程改正規程（両院議長決定）
○平成15年度第３・四半期国庫の状況
30(火)○衆・本会議（児童の売買等に関する児童の権利条約選択議定書承認、道路公団民営化関連法案趣旨説明）
31(水)○**参・本会議**（義務教育費国庫負担法等改正案成立、国会議員歳費旅費手当等法改正案成立）
○参・決算委
○参議院議員選挙の定数較差問題に関する協議会
4. 1(木)○衆・本会議（中小企業金融公庫法等改正案、中小企業等投資事業有限責任組合契約法改正案可決、国民年金法等改正案、年金積立金管理運用法人法案、高年齢者雇用安定等法改正案趣旨説明）

2(金) ○**参・本会議**（特定外来生物による生態系等被害防止法案、外来生物種規制法案趣旨説明）
○衆・本会議（行政事件訴訟法改正案趣旨説明）
○自衛隊員の営利企業への就職の承認に関する報告
○防衛庁と民間企業との間の人事交流に関する報告
○平沢勝栄総務大臣政務官辞任
5(月) ○参・決算委
6(火) ○参・厚生労働委（児童虐待防止法改正案可決）
○総務大臣政務官に小西理衆議院議員
7(水) ○**参・本会議**（入管法改正案、難民等保護法案趣旨説明、中小企業金融公庫法等改正案、中小企業等投資事業有限責任組合契約法改正案趣旨説明、児童虐待防止法改正案成立）
○参・憲法調査会
8(木) ○衆・本会議（農協法等改正案、家畜伝染病予防法改正案趣旨説明）
9(金) ○**参・本会議**
○衆・本会議（国会議員秘書給与法改正案可決、公的年金制度改革推進法案趣旨説明）
○両院議長会談（国会議員互助年金について）
10(土) ○社民党臨時大会
○内藤健元議員逝去
12(月) ○参・決算委
13(火) ○衆・本会議（有事関連議案10件趣旨説明）
○森山裕君(鹿児島)退職(公選法90条)
○木下厚衆議院議員(民主・比例北関東)退職（公選法90条）
14(水) ○**参・本会議**（中小企業金融公庫法等改正案、中小企業等投資事業有限責任組合契約法改正案成立）
○基本政策委合同審査会（党首討論）
○参・憲法調査会二院・参院小委
○参議院改革協議会
16(金) ○**参・本会議**（特定外来生物による生態系等被害防止法案可決、入管法改正案成立）
○衆・本会議（構造改革特区法改正案趣旨説明、特許審査迅速化等のための特許法等改正案趣旨説明）
○無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律の施行状況に関する報告
○団体規制状況の年次報告
18(日) ○穐山篤元議員逝去
○野坂浩賢元衆院議員（元官房長官、建設相）逝去
20(火) ○衆・本会議（イラクにおける邦人人質事件等について外務大臣発言、景観法案、景観法施行に伴う関係法律整備法案、都市緑地保全法等改正案趣旨説明）
○森林・林業白書
21(水) ○**参・本会議**（イラクにおける邦人人質事件等について外務大臣報告、私立学校法改正案趣旨説明、児童の売買等に関する児童の権利条約選択議定書承認）
○参・憲法調査会
○参・決算委
○本田平直衆議院議員(民主・比例北関東)繰上補充当選
22(木) ○衆・本会議（信託業法案趣旨説明）
○チョントウ・ルーマニア下院副議長(ルーマニア・日本友好議員連盟会長)、倉田議長訪問
23(金) ○**参・本会議**
○衆・財務金融委（金融機能強化特措法案、預金保険法改正案可決）
○衆・本会議（裁判員法案修正議決、金融機能強化特措法案、預金保険法改正案可決、地方教育行政組織運営法改正案趣旨説明）
○テロ対策特措法に基づく対応措置に関する基本計画の変更
○水産白書
○八百板正元議員逝去
25(日) ○衆議院埼玉８区補欠選挙、柴山昌彦氏
○衆議院広島５区補欠選挙、寺田稔氏
○衆議院鹿児島５区補欠選挙、森山裕氏(前参議院議員)
○三塚博元衆議院議員逝去
26(月) ○参・決算委
27(火) ○衆・本会議（構造改革特区法改正案可決、道路公団民営化関連法案可決、市町村合併特例等法案修正議決、総合法律支援法案修正議決、公益通報者保護法案趣旨説明）
○中小企業白書
28(水) ○**参・本会議**（道路公団民営化関連法案趣旨説明、裁判員法案趣旨説明、市町村合併特例等法案等趣旨説明）
○参議院議員選挙の定数較差問題に関する協議会
○参議院改革協議会ＯＤＡ派遣に関す

る打合会
○衆・厚生労働委（国民年金法等改正案修正議決、年金積立金管理運用法人法案、高年齢者雇用安定等法改正案可決）
5. 7(金) ○衆・本会議（家畜伝染病予防法改正案可決）
○福田康夫官房長官辞任、後任に細田博之官房副長官
○官房副長官に杉浦正健衆議院議員
10(月) ○参・決算委（平成十四年度決算外２件について意見交換）
○菅民主党代表辞任
11(火) ○衆・本会議（国民年金法等改正案修正議決、年金積立金管理運用法人法案、高年齢者雇用安定等法改正案可決、特許審査迅速化等のための特許法等改正案可決）
12(水) ○参・議院運営委（国会議員秘書給与等法改正案可決）
○**参・本会議**（国民年金法等改正案、年金積立金管理運用法人法案、高年齢者雇用安定等法改正案趣旨説明、国会議員秘書給与等法改正案成立）
○参・議院運営委理事会（議員秘書の氏名等の公表に係る各会派申合せに関する件）
○参・憲法調査会
14(金) ○**参・本会議**（３常任委員長の選挙、構造改革特区法改正案趣旨説明）
○衆・本会議(決算行監委員長の選挙、障害者基本法改正案、消費者保護基本法改正案可決、景観法案、景観法施行に伴う関係法律整備法案、都市緑地保全法等改正案可決）
○エネルギー白書
17(月) ○参・決算委
○参・法務委地方公聴会
18(火) ○衆・本会議（行政事件訴訟法改正案可決）
○民主党代表に岡田克也衆議院議員
○マジャーリー・ヨルダン下院議長、倉田議長訪問
○食料・農業・農村白書
19(水) ○**参・本会議**（行政事件訴訟法改正案趣旨説明、市町村合併特例等法案等成立）
○参・決算委(締めくくり総括的質疑)
○参・憲法調査会二院・参院小委
20(木) ○参・法務委（裁判員法案可決）
○衆・本会議（地方教育行政組織運営法改正案可決、有事関連議案10件可決）
○原田義昭文部科学副大臣辞任、後任に小野晋也衆議院議員
21(金) ○**参・本会議**（証券取引法等改正案、株式等取引決済合理化を図るための社債等振替法改正案趣旨説明、裁判員法案成立、構造改革特区法改正案成立）
○衆・本会議（農協法等改正案可決）
○国会議員秘書給与支給等規程改正規程（両院議長決定）
○議員秘書の兼職に係る文書の提出及び公開に関する件（議長決定）
22(土) ○小泉総理大臣北朝鮮訪問
24(月) ○参・国土交通委地方公聴会
○松崎俊久前議員逝去
25(火) ○衆・本会議（公益通報者保護法案可決、北朝鮮訪問に関する報告のため内閣総理大臣発言）
○母子家庭白書
○防災白書
26(水) ○**参・本会議**（有事関連議案10件趣旨説明、北朝鮮訪問に関する報告について内閣総理大臣報告、消費者保護基本法改正案成立、家畜伝染病予防法改正案成立、総合法律支援法案成立）
○参・憲法調査会（二院・参院小委報告）
○衆・法務委(ＤＶ防止法改正案可決)
27(木) ○衆・本会議（特定外来生物による生態系等被害防止法案成立、ＤＶ防止法改正案成立）
28(金) ○**参・本会議**(金融機能強化特措法案、預金保険法改正案趣旨説明、農協法等改正案趣旨説明、障害者基本法改正案成立、特許審査迅速化等のための特許法等改正案成立）
○参議院議員選挙の定数較差問題に関する協議会（報告決定）
○環境白書
○循環型社会の形成の状況に関する年次報告、循環型社会の形成に関する施策
29(土) ○ジャクソン・メキシコ上院議長一行来日（参議院招待、～6月3日）
31(月) ○参・決算委（締めくくり総括質疑、平成14年度決算議決、要請決議）
○参・厚生労働委地方公聴会
○大塚喬元議員逝去
6. 1(火) ○参・国土交通委（道路公団民営化関連法案可決）

○参・各会派代表者懇談会（参議院議員選挙の定数較差問題に関する協議会報告について）
○ジャクソン・メキシコ上院議長、倉田議長訪問
○交通安全白書
○製造基盤白書

2(水)○**参・本会議**（拉致問題特委設置、景観法案、景観法施行に伴う関係法律整備法案、都市緑地保全法等改正案趣旨説明、公益通報者保護法案趣旨説明、平成14年度決算是認、内閣に対し警告、行政事件訴訟法改正案成立、証券取引法等改正案、株式等取引決済合理化を図るための社債等振替法改正案成立、道路公団民営化関連法案成立、地方教育行政組織運営法改正案成立）
○国際問題に関する調査報告書

3(木)○衆・本会議（特定船舶入港禁止法案可決、平成14年度決算議決）
○参・厚生労働委（国民年金法等改正案、年金積立金管理運用法人法案、高年齢者雇用安定等法改正案可決）

4(金)○**参・本会議**（国井厚生労働委員長解任決議案趣旨説明、延会）
○衆・本会議（衛藤厚生労働委員長解任決議案否決）
○衆のグループ改革、会派解散
○川上義博、坂本哲志、武田良太、御法川信英の各衆議院議員、自民党会派入り
○障害者白書
○二千三年の国際労働機関第九十一回総会において採択された条約に関する報告書
○通貨及び金融の調節に関する報告書
○科学技術白書

5(土)○**参・本会議**（国井厚生労働委員長解任決議案否決、倉田議長不信任案否決、国民年金法等改正案、年金積立金管理運用法人法案、高年齢者雇用安定等法改正案成立）

7(月)○下村泰元議員逝去

8(火)○衆・本会議
○主要国首脳会議（米ジョージア州、～10日）
○高齢社会白書
○首都圏白書

10(木)○衆・本会議
○両院議長、国会議員の互助年金等に関する調査会の設置を発表

11(金)○**参・本会議**（農協法等改正案成立、景観法案、景観法施行に伴う関係法律整備法案、都市緑地保全法等改正案成立）
○参議院改革協議会（ＯＤＡ派遣に関する打合会報告書）
○参・内閣委（公益通報者保護法案可決）
○参・国土交通委（特定船舶入港禁止特措法案可決）
○共生社会に関する調査報告書
○男女共同参画白書
○破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告
○政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告
○土地白書
○公務員白書

14(月)○参・イラク・事態特委（有事関連議案10件可決）
○**参・本会議**（特定船舶入港禁止特措法案成立、公益通報者保護法案成立、有事関連議案10件成立、金融機能強化特措法案、預金保険法改正案について中間報告を求め、成立）
○国民生活・経済に関する調査報告書

15(火)○衆・本会議（小泉内閣不信任決議案否決）
○参・拉致問題特委
○証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令における自衛隊員倫理規程の一部改正に関する報告
○国家公務員倫理規程及び職員の職務に係る倫理に関する規則に関する報告
○観光白書

16(水)○**参・本会議**（３調査会報告、ユニバーサル社会の形成促進に関する決議、閉会手続）
○衆・本会議（閉会手続）
○国会議員の互助年金等に関する調査会（第１回）
○臨時閣議で参議院議員通常選挙日程決定
○**第159回国会閉会**